第百八回国会 参議院外務委員会会議録第一号（その一）

昭和六十二年三月二十六日（木曜日）
午前十時開会

委員氏名
委員長　宮澤　弘君
理事　最上　進君
理事　森山　眞弓君
理事　松前　達郎君
理事　小西　博行君
委員　後藤　正夫君
委員　嶋崎　均君
委員　鳩山威一郎君
委員　林　健太郎君
委員　林田悠紀夫君
委員　原　文兵衛君
委員　藤井　孝男君
委員　三池　信君
委員　中村　哲君
委員　矢田部　理君
委員　黒柳　明君
委員　広中和歌子君
委員　立木　洋君
委員　田　英夫君

委員の異動
三月二十五日
辞任　大鷹　淑子君
補欠選任　永野　茂門君
三月二十六日
辞任　三池　信君
補欠選任　石井　道子君

出席者は左のとおり。
委員長　宮澤　弘君
理事　最上　進君
理事　森山　眞弓君
理事　松前　達郎君
理事　小西　博行君
委員　石井　道子君
委員　後藤　正夫君
委員　嶋崎　均君
委員　永野　茂門君
委員　鳩山威一郎君
委員　林　健太郎君
委員　林田悠紀夫君
委員　原　文兵衛君
委員　藤井　孝男君
委員　中村　哲君
委員　矢田部　理君
委員　黒柳　明君
委員　広中和歌子君
委員　立木　洋君
委員　田　英夫君
国務大臣　外務大臣　倉成　正君
政府委員　外務大臣官房長　小和田　恒君
政府委員　外務大臣官房領事移住部長　妹尾　正毅君
外務省北米局長　藤井　宏昭君
外務省欧亜局長　長谷川和年君
外務省経済局長　渡辺　幸治君
外務省条約局長　斉藤　邦彦君
外務省国際連合局長　中平　立君
外務省情報調査局長　新井　弘一君
事務局側
常任委員会専門員　小杉　照夫君
説明員
環境庁大気保全局企画課長　奥村　明雄君
文部省教育助成局海外子女教育室長　中西　釧治君
通商産業省基礎産業局化学製品課長　阿部巳喜雄君

本日の会議に付した案件
○国政調査に関する件
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（宮澤弘君）　ただいまから外務委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨日、大鷹淑子君が委員を辞任され、その補欠として永野茂門君が選任されました。

○委員長（宮澤弘君）　国政調査に関する件についてお諮りいたします。
本委員会は、今期国会におきましても国際情勢等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤弘君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（宮澤弘君）　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉成外務大臣。

○国務大臣（倉成正君）　ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。
この法律案におきましては、まず、今般実施した生計費調査の結果等に基づいて、五十八年度に設定された在勤基本手当の基準額を改正することとしております。
次に、右生計費調査の際、家族同伴者と独身者のそれぞれの生計費を調査し、右生計費から算定した在外給与を比較したところ、家族同伴者の在外給与は独身者の在外給与の一・二倍となっていることが明らかになったので、この法律案におきまして、配偶者手当の支給額を現行の在勤基本手当の四割から同二割に変更することとしております。なお、右変更は、生計費調査から算定された家族同伴者の在外給与総額を変更せずにその構成割合のみを変更するものであるので、本改正によって家族同伴者の生活を圧迫することはありません。
最後に、子女教育手当の加算に関する一部改正であります。在外職員の在勤地によっては、子女を就学させることのできる適当な教育施設がない地がありますが、かかる場合、在外職員はやむを得ず子女を在勤地及び本邦以外の地、すなわち第三国等で就学させざるを得ないことがあります。これら子女は親元を離れて就学することになるため施設の備わった一般に経費の高い学校に就学することとなり、これが在外職員にとって大きな経済的負担となっています。よって、これを救済するため、子女教育手当の定額の一万八千円に加えて、加算限度額の上限である三万六千円まで支給

し得るように制度を改正するものであります。
以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。
○委員長（宮澤弘君）　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○松前達郎君　まず最初に、この在外公館法でありますけれども、今提案理由の説明をしていただいたわけですが、その中で、特に在外公館勤務者の子女の教育問題、これについてお伺いをいたしたいと思うわけです。
今の御説明によりますと、子女の教育のために施設の整った経費の高い学校に就学という御説明もあったわけでありますが、これは、現在では国外に教育機関を設置しているのはほとんど私学ですね、国はそれはできないわけでありますから。そういう面では仕方がない、経費が高いということになろうと思いますが、これに対して教育手当というもので援助をしていこう、こういう趣旨だと私思います。
全般的に言いまして、こういった子女教育の問題について、特に外務省として問題を抱えられていると思いますが、その点ございましたらひとつ御説明をいただきたいと思います。
○国務大臣（倉成正君）　ただいま松前委員からお話がございましたように、在外に勤務する方々は、外務省の職員のみならず在留邦人全体というような問題に大変深い関心があるわけでございまして、いろいろの悩みを持っておるわけでございます。
これらの方々は、小学校や中学校の場合とそれからさらに高等学校、大学という場合があろうかと思うわけでございますが、少なくとも小中学校におきましては先ほど御説明申し上げましたとおりでございますけれども、高等学校あるいは大学等につきましては、何としても帰国後の教育というのが非常に最大の関心であろうかと思います。そういう場合には、海外へ参りますと、在留邦人が非常に多いところでは塾が出ているようなところもございますし、いろいろな意味で、帰ってからの教育ということに関心を持っておられるわけでございます。しかしながら、残念ながら、そういう帰国子女の教育、帰国子女の受け入れ態勢が残念ながら非常に不十分でございますので、この点については、私も文部大臣と十分御相談をいたしまして、これは官公立を含めまして、ぜひ海外子女の方々が帰られたときに十分受け入れができるような態勢ができるように努力をしたいと思っております。この点が一つの問題ではないかと思っております。
それからまた、親元を離れておりますと、寄宿舎とかそういう施設のあるところはよろしゅうございますけれども、単独で下宿をするというようなことになりますと、女性の場合いろいろな問題があろうかと思います。
いろいろそういう全体の問題を含めまして、それらの問題に在外の方々が悩んでおられるという感じがいたす次第でございます。
○松前達郎君　確かにおっしゃるとおりだと思うんですが、例えばホノルルあたりでも、聞いてみますと、全日制の学校ないんですね。ジュッセルドルフあたりにはちゃんとした教育機関があるわけですけれども、土曜日の補習教育だけである。そんなような状況ですから、この問題もやはり今後の、これは外務省職員の子女というのに限らず、今後の問題としてやはり十分配慮をされなきゃならない問題じゃないかと思うんです。これは教育関係も含みますので文教あたりでまたいろいろと議論さしていただければと思っておりますが、教育問題非常に、特に義務教育ですね、文部省に言わせると、国外に出た人は義務教育の対象にならないということでありますから、どこかほうり出されたような格好になってしまうわけなんで、この点を今後とも問題点として考えていくべきだと思います。
それからもう一つは、今回の在外公館法の改正といいますか、この中身で、単身赴任の場合ですね。単身といっても、独身者の場合も単身なんですから、これは当然単身と取り扱うわけでしょうが、どうも単身赴任を奨励しているんじゃないかというような結果になるという、そういう意見もあるようでありますけれども、一番得するのはどういう状態なのかといういろいろな議論もあるかもしれませんが、そういう今申し上げたような単身赴任奨励になってしまう可能性もあるからという懸念を一般的に持たれているようですけれども、この点はどうでしょうか。
○政府委員（小和田恒君）　松前委員御指摘のような問題点というのは、私どももこの制度を改正するに当たりまして十分慎重に検討いたしました。実態を十分調査した上で、かつ関係者の意見なども十分聴取いたしまして現在の制度に踏み切ったわけでございますが、その結論について申し上げると、大体次のようなことが申し上げられるかと思います。
従来確かに同伴する配偶者について四割、つまり一対〇・四という割合でしたものを、今度は一対〇・二という割合に比率を変更するわけでございますけれども、従来単身で赴任している人の実態というものを調べてみますと、家族の健康の問題があって行けない、そのために配偶者が残らなければならないという場合、それから治安状況が非常に悪いために家族同伴で行くのはどうしてもぐあいが悪いというような場合、それから三番目に、先ほど来議論になっております教育問題がございまして、どうしても子供を連れていくわけにはいかないので配偶者が残るというような、万やむを得ざる状況で残っているというのが大部分である、ほとんどそういうケースであるということが申せると思います。
外交の性格上、在外公館におきましては、配偶者ともどもに一緒に外交活動に協力をするということが必要でございますので、私ども原則としてそういうことが重要であると考えて同伴赴任ということを慫慂しておりますけれども、今申し上げたような万やむを得ざる状況で残らざるを得ないというのが現状であるということでございますので、この制度を変えることによってそういう面でのマイナスというものは出てこないであろうというふうに考えております。
○松前達郎君　余り差が出てしまうのもまた新たな問題を出しますので、その点今御説明いただきましたので十分納得できたわけであります。
次に、在外公館法と関係が直接ないかもしれませんが、最近の国際情勢の中でとりわけソ連の動きというものが非常に注目をされているわけですね。ゴルバチョフ書記長が開放政策、中国もそうかもしれませんが、ソ連としても開放的な政策をとる、情報の公開とかいろんなことを言っているわけですね。
そういった新しい政策展開が行われようとしているその内容について、アメリカ側はこれを宣伝というふうに受け取っているわけですね、単なる宣伝であると。ところが、どうも実情を見てみますと、ソ連自身が経済的に非常に問題を抱えていますから、国内の問題も含めてこういう政策展開を新たな面でしていかないとならない。これもわからないわけではないわけなんです。とりわけ最近は、きのうの新聞にも出ていたわけですが、アメリカの国防総省の「ソ連の軍事力」というのが発表されたわけですね。その中身は、まだ全部は読んでいませんが、ソ連が着実に軍事力を極東において、あるいは全体的に核戦力を増加させつつある、こういうふうなことが書いてあるわけなんです。評論として、書記長ゴルバチョフの対外戦略が、言葉遣いは変えているけれども、ねらいは実は西側の分断工作であると、こういうふうに決めつけているような文章が中にあると思うんです。
我が国の場合、西側の分断といえば、西側にとって団結を何とか保っていくということから考えると確かに分断というふうにとれる場合もあるかもしれませんけれども、今、半導体の摩擦ですと

か、アメリカ議会の中でもいろんな問題が提起をされてきつつある。貿易摩擦の問題が非常にクローズアップされているわけですね。また同時に、最近ではアメリカの大学がやたらに日本に分校をつくりたがる。ところが、分校というのは日本の教育システムの中では認知をされない、いわゆる専修学校的なものとしか認知をされない。そこでまた恐らく今後教育摩擦というようなものも出てくるんじゃなかろうか、こういうふうに思っておるわけですが、日米間でもこういったたくさんの問題を今抱えているわけです。

こういったような中で、やはり我々としては米ソ両方の宣伝というものに乗せられないで、日本独自の考えのもとに今後の外交を進めていかなければならないと思うんです。西側の分断といえば、貿易摩擦でいろんな法案をアメリカ議会がつくることもあるいは分断に通じるかもしれません。とりわけ我が国の指導者、これは全部とは言いませんが、一部の政治家の皆さんの中には、余りにも国際戦略ということをお考えにならないで、こういった宣伝を逆に鬼の首をとったように利用される方も非常に多いわけなんで、しかし外務省はそういうことはないと思いますけれども、冷静にこういうものは受けとめて判断をしていかなきゃならない、こう思うんです。

例えば、その新聞に出ていましたけれども、択捉のソ連空軍基地なんという写真が出ていました。これも、ちょっと見ると新しくこういうものをつくって大増強しているように見えるんですが、実はこれは単冠湾の横のかつて日本軍がつくった飛行場なんです。ですから新しくできたわけじゃない。戦争中からこれは軍用飛行場としてあったわけなんです。ですから何も珍しいことないんで、それを珍しいように取り扱うということがまた宣伝に乗せられるということにもなろうと思うんです。

こういう面をひとつ十分考えていかないと、やはり何のための日本の防衛なのかということの疑問が非常に大きくなってきてしまうわけでありますから、その点国防総省の発表があったものですから申し上げているわけなんですけれども、今後の外務省の外交姿勢といいますか、とりわけ今申し上げたような国際背景があるわけで、防衛も含めてどういう方針で進んでいかれようとしているのか。また同時に、今のような宣伝があちこちからありますから、それにうっかり乗ってしまう、そしてその結果として、防衛の問題でも、一％の枠が崩れてしまったように、また歯どめがかからないでどんどん進んでしまう可能性もあるものですから、そういった面も含めてお考えをお聞かせをいただければと思います。

○国務大臣（倉成正君）　ただいまソ連の極東での軍事力の増強の問題、あるいはソ連の内政の問題、またこれと関連して日本の外交政策いかんというお話でございますけれども、ただいまお話のありました米国国防省の発表の八七年版の「ソ連の軍事力」は、例年どおりソ連の軍事力の実態について記述していることは御承知のとおりでございまして、極東におけるソ連の軍事力については、ソ連全体の四分の一から三分の一に相当する兵力が配備されておりまして、右が質量両面にわたって引き続き強化されている旨が記述されております。これは我が国の基本的な認識と一致しておる次第でございます。

一方、先ほどお話がございましたが、ゴルバチョフ書記長が現在、政治、経済、社会、文化各部門で、いわゆるペレストロイカ、立て直し路線を進めているということも事実でございまして、しかし、これがどのような方向に進んでいくかということについては一々コメントすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、グラスノスチ、透明性というような形で、サハロフ氏を初め政治犯の釈放が行われているということはそれなりに評価いたしておる次第でございます。ただ、ソ連の場合は、御承知のとおり社会主義体制の枠内で現在いろいろな改革を行われているということでございますので、これからも注意深くその方向を見守ってまいりたいと思っております。

なお、日本の立場でございますけれども、日本は御案内のように自由経済体制をとっておりますし、また民主主義の国家でございます。したがって、自由経済体制、民主主義という共通の価値観を有する西側の一員であるということは紛れもない事実でございまして、そういう意味で西側の一員としての行動をやっていくということは大切なことではないかと思っておる次第でございまして、いたずらにただ対立をするとかいうことでなくて、それなりにそれぞれの立場の国がそれぞれの路線を歩んでおるということについては、それなりの評価をしてまいっておる次第でございます。

○松前達郎君　やはり独立国ですから当然それなりの独自の考えで進めていくということが一番基本姿勢であろうと思います。ゴルバチョフの訪日問題も控えていますし、あるいは五月になりますとウラジオストクで日本の見本市がありますね。これも昨年から計画されていて予定どおり開催される。こういうことですから、この辺も余り宣伝とかそういうものの背景で考えるのじゃなくて、日本独自の考え方でこれを進めるんだという態度でいっていただければ非常にいいんじゃないかと思うのですね。

見本市の話をしたわけですが、実はココムの問題も、私自身経験したんですが、実はコンピューターを、コンピューターといっても大型じゃなくて非常に小型のコンピューターですが、これを中国のある大学に寄贈しようと思ったら、これはココムだと言うんですね。中国の大学に行ってみたら、それどころじゃない、ＩＢＭのでっかいコンピューターがたくさん入っているんですね。これはアメリカ製なんです。ですから、これもやはりただ言われたからそのとおりやっているんだというんじゃなくて、これほっておきますと恐らく合弁にしろ何にしろヨーロッパ側の方が先に手をつけてしまうんじゃないか。気がついたら日本だけそれに参加してなかったというようなことになる可能性もありますね。

ですから、こういった面も含めてやはり独自の判断というものをある程度できるような強力なひとつ外交を展開していただければと。ココムは、直接それを認知するかしないか、輸出が適当かどうかを決めるのは通産省でしょうけれども、しかし基本としては外交の問題にかかわる問題なので、その点を最後に要望いたしたいと思います。この点いかがでしょうか。

○国務大臣（倉成正君）　ココムの問題につきましては、今先生のお話しのとおり、最終的には通産省その他で判断することでございますけれども、それなりにココムで協定を結びましてそういう取り決めをしているわけでございますから、それは日本としても守っていかなければならないと思うわけでございますけれども、ただいまお話しのように、どこまでが限界点であるか。今コンピューターのお話がございましたけれども、その部品がどうであるとか、あるいはいろいろな、一般的に見てそれは大したことでないというのが非常に重要な部分を占めるとか、そういう判断はなかなか非常に難しいところではないかと思います。したがって、それらの問題については我々もしっかり勉強さしていただきたいと思っておる次第でございます。

○中村哲君　ここに提出されました法律の改正についてですが、今松前さんが質問された中には、在外企業の関係の人たちの子女の教育の問題を含めて言っておられましたけれども、それは今日大きな問題ですが、直接にこの法案の問題とは言えないと思うものですから、私はここに出されている問題に限定してお聞きして、あともし時間があれば文部省関係の方にも今のことをお聞きしたいとは思うんです。

〔委員長退席、理事最上進君着席〕

この法案によりますと、これは外交官として海外におられる職員の子弟について規定していることだと理解しておりますが、それは問題ありませんですね、その点は。

○政府委員（小和田恒君）　今委員が御指摘になり

ましたように、これは外務省の在外勤務をいたします外務公務員についての法律でございまして、そういう者だけを対象にしております。

○中村哲君　そうしますと、この二枚目の真ん中よりちょっと前ぐらいのところに、在外職員の在勤地によって教育を子女にさせるに適当な教育施設がない地があると。それから続いて、在勤地と本邦以外の地、こうある中の本邦以外というのは日本以外という意味ですか。

○政府委員（小和田恒君）　そのとおりでございます。

○中村哲君　この適当な教育施設がない場合というのがどういう判断をされているのかと思いますが、ここにたまたま六十二年三月の百八回国会の同種類の案文があります。その中で、例えばこれは三のところなんですが、在勤地がユーゴスラビアであってというふうにユーゴスラビアのことが例となっていて、そして英国の高校に就学する場合、こうなっております。ユーゴという国は複合民族であって幾つかの国が集まったような民族構成になっておりますから、全体が少数民族の用語とも言えるんで、英語だとかフランス語のように世界全体に通用しているという言葉じゃないから、そういうところの場合は、ユーゴで子女を教育させるということは、日本のように英語を中心としている教育系統の国では確かに適当じゃないということはあると思うんですが、この場合、この例では英国の高校に、つまりユーゴに在勤していて英国の高校に就学するという、このくらい離れたところであってもやはり考慮しようというそういうお考えですか。

○政府委員（小和田恒君）　先ほどもちょっと松前委員の御質問に対して大臣から御説明いたしましたが、通常子女の教育ということを考える場合に四つぐらいの選択があるんだと思います。第一は、現地に日本人学校がございまして、その日本人学校に入れることができる場合。第二番目は、現地に公立の学校なり私立の学校がございまして、そこで教育を受けさせることが一般的、常識的に親の立場から考えて妥当であると考えられる場合でございます。第三番目は、そのいずれもがなくて、したがって第三国に送ってそこの学校に入れるというケース。第四番目は、そのいずれも選択ができないというようなケースにおいて日本に帰して日本で教育を受けさせるということでございます。

　現地で公立校がある場合、まあ公立校は基本的にはどこでもあるわけでございますけれども、今中村委員が御指摘になりましたような、非常に特殊な言葉であって、親の立場から、あるいは社会常識からいってそこで教育することは適当ではないという場合に第三国に送ることを認めているわけでございますけれども、この法律でごらんのとおりに、そういう場合の手当というものは、子女教育手当として一般に与えられる定額としての一万八千円に加えまして、加算額として三万六千円までの上限を認めるということでございます。その範囲内におきまして妥当な第三国に送ることができる。したがって、国としてはその三万六千円までの範囲内においていわば補助をする、上限の加算をするということになるわけでございます。

○中村哲君　ユーゴの場合は、北部のオーストリアに近い方が割合に教育機関が発達しているように思いますし、あれは大戦のときに占領下であったということからドイツ語とか意外にフランス語で学ぶようなことに便宜があるように見えるし、それから大学自身が、社会主義国という一面はあるけれども、非常に西欧的な教育が徹底していますね。こういうところの場合、大学の次元になれば、かなりユーゴの特殊事情というよりは西欧一般の大学等の例に考えてもいいんじゃないかと思う。

　それから例えばポルトガルのようなところですね。ポルトガルのようなところですと、イギリスとの交通機関が非常に近い。だけれども、ポルトガル語というものを子供に勉強させたんじゃ日本の言うような教育にならない。こういうところはやっぱり適当な教育施設がないというふうに判断されるんですか。つまり英国に行くなら自然なんですか。

○政府委員（小和田恒君）　まず第一番目に、年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない勤務地であるかどうかという認定の問題がございます。第二番目に、それでは第三国としてどこに送るのかという問題。その二つの御質問があったかと思いますが、第一の年少子女に適当な学校教育を受けさせるような勤務地であるかどうかということにつきましては、この法律で外務大臣がそういう認定を行うということになっております。したがって、親が勝手に決めて、この土地で教育を受けさせるのは適当ではないというふうに決めることができるわけではございません。

　他方、どこに送るかという第三国の認定につきましては、これは親がその子女の特性を考えまして、どこに送ることが適当であろうかということを考えて送ることができるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、国として行ういわば補助的な支給というものは上限として加算額三万六千円ということに決められておりますので、その範囲内でロンドンに送ることもございましょうし、あるいは適当だと考えてウィーンに送るということがあっても一向差し支えはないわけだと思います。

　他方、これは誤解があるといけませんのでちょっと念のために申し上げますが、この法律の対象になっております支給というのはあくまでも年少子女でございまして、したがって十八歳までの子女だけを対象にしております。

○中村哲君　今おっしゃるように、義務教育の子女であればあるほど、例えばフランスの場合には郊外の学校にというとやっぱり寄宿舎に入れるとか、それから親元を離れると費用がかかるとか、こういうことも外務大臣の判断か何かで処理できるんですか。

○政府委員（小和田恒君）　実はその点が今度の改正の一つの主要点でございまして、従来から第三国に送ることはできることになっていたわけでございますけれども、そのときにかかる教育の費用というものは、例えばロンドンの例で申しますと、ロンドンに住んでいる例えば大使館員が学校に送るときにかかる費用が必要な費用である、こういう認定がなされていたわけでございます。ところが、ロンドンに住んでいる大使館員がロンドンの学校に子供を送る場合と、モスクワに住んでいる両親がロンドンに子供を送らざるを得ないという場合ではかかる必要費用が違ってくるわけでございます。そういうときには、その必要費用というものは、モスクワ、つまり第三国に送る人の費用というものが標準的にどういうものであるかということの認定を外務大臣が行い得ることによってこの三万六千円の上限までの金の支出を可能にするというのがこの法律の改正の趣旨でございます。

○中村哲君　戦前は学会なんかでもフランス語が主でしたし、外交官もフランス語が中心でしたけれども、戦後はもう英語で済むようになりましたからね。また逆に、英語を勉強させないとこれは国内でもいろいろ不便があるし、国際的にも進出できない。だから、英語国とそうじゃないところ、それを区別するのも変ですけれども、実際父兄はやっぱり英語の勉強をと、こういうことになるでしょうね。これについてはお答え要りません。

　戦前とのことを比較しますと自分が年齢になったことを意味するだけかもしれませんけれども、戦前の参議院のこの建物、これは貴族院の建物でありまして、当時私は自分の専門のこともあり、割合身近なもので、これ出ているものを見ましたものですから、割合に貴族院のことは知っているんですが、当時は外交官がかなり貴族院議員に出ていたんですね。それから枢密顧問官にも出ておりました。ところが、戦後は大使国が非常に拡大されて外交官の数も多くなったということもあるんですけれども、そういう外交官の国際知識とか外交官にある良識とか知性とか、こういうものが国会に反映しているのかどうかという感じが戦前

と比べると私はするんです。

それで、例えば貴族院ですと、我々のような学問の関係ですと、学士院会員の部長は四人官選議員でした。したがって学者の代表がきちんと出ておりましたし、一体に戦前と今日の参議院、上院の場合、かなりいろんな機能の違いがある。これはまあ今の時代を反映していることだと思います。

しかし、今言いかけましたように、戦前というのは外交官の社会的な役割というか非常に高いものでありまして、例えば陸奥宗光は伯爵ですし、林友幸も伯爵ですし、割合に爵位をもらうようなことさえ自然になっていたような、だから貴族院の普通の議員というよりは、爵位を持っている中からも互選されておりましたから、実際にはかなり外交官というものの国際知識等が国会に私は反映していたように思うんです。ところが、その点が、そういう我々の父だとかそういう上の者の時代じゃなくてまさに我々の時代になりますと、戦争中の松岡外交で英米派の外交官が全部首になったり、

〔理事最上進君退席、委員長着席〕

それから今度は白鳥さんなんかの枢軸外交になったときに、若い元気な連中がこれに参加したり推進したりしたものだから、その人たちが戦後パージにならざるを得なかった。

こういうのを戦前、戦後に見ておりますものですから、外交官の何というか命運のようなものが戦前とは非常に違ってきている。その上、未開発国等が大使を送ってくればこちらも大使で派遣するとかいって、もう大使の数は多いんだけれども、働きがいのあるところというのがそれほど多いのかどうか。いろんな問題がある。

その上、一方的に言うことになりますけれども、戦前は飛行機がなかったですから、在外公館の役割が情報を伝達する主要なルートでありましたけれども、戦後は新聞社とかマスコミの発達で機能が多少変わってきている。こういう新時代に外交官の役割はどういうふうにすべきかということを、外務大臣、多少はお考えですか。急にそういうことを私言っても、質問の範囲にないことを申しますけれども。

○国務大臣（倉成正君）　先生の大変深い御経験に基づいての御質問でございますけれども、やはり外交官としては透徹した歴史観あるいは哲学、そういうものを持って外交には当たるべきではないかと思いますし、また、特に最近世界が大変通信手段その他によりまして狭くなってきている。もうとにかくかつては非常に長くかかった情報が直ちに我々の手元に入ってくる。レーガン大統領が演説する、あるいはゴルバチョフ書記長が演説するということがその日のうちに私どもの目の前に入ってくる、そういう状況の中でございますから、やはりそういう非常に狭くなった地球の中で、全体の中でどう我々がこれから行動していくかということをやはり注意深く見ていくことが必要ではないかと思うわけでございまして、外交官というのが単に技術的なそのとき限りの交渉というよりも、もう少し広い視野で、地球全体、人類全体、そういうものを踏まえながら考えていかなきゃならないというふうに考えております。

○中村哲君　私は長年文教関係におりまして、文部省の審議会の幾つかにも関係しておりましたものですから、当時外交官だった人なんかがもっと大学の国際関係の教授に就任できるようにしたらどうか。ところが文部省の従来の基準は、論文が幾つないといけないとか、教職が何年かなきゃならないと。それで、外交官もそうですし、裁判官の場合、高裁の裁判長ですね、民事訴訟とか刑事訴訟なんか本当の専門なんだけれども、その人が大学へ呼ばれると、講師ならいいけれども、アルバイト、つまり論文がないと。こういうふうなことについてもう少し総合的に、臨教審なんかの問題でもあるんでしょうけれども、やっぱり考えていかないといけないように思います。

こういうことを言っていると切りがありませんですが、このごろ在外の公館に各省から派遣されておりますね。何かちょうど国内の内閣でも編成できるぐらい、防衛庁からも警察関係からも、各省から行っておりますね。ああいう人たちは、ここで言う、何というか外交官という範囲に入るんでしょうね。

○政府委員（小和田恒君）　お答えを申し上げると、入るということでございます。つまり、大使館に派遣されますときには外務公務員として任命をされまして、外務大臣の指揮下に入ることになります。

○中村哲君　それで、その各省から派遣されている人たちを含めてかなりの総合行政がやられるようなスタッフなんですね。そういうことを現地で打ち合わせたりすることは大いにやっておられるんですか。

○政府委員（小和田恒君）　まず実態から申し上げますと、アタッシェ、いわゆるアタッシェと呼んでおりますが、各省庁から出向して外務公務員として在外公館に勤務する人の数は、六十一年末で三百九十二名、在外職員全体二千三百三十五名の一七％弱に当たる数でございます。これだけの数の方々が各省から出向していっておられるわけで、それぞれの専門知識を生かして大使館としての全体の機能を強化するという意味で非常に役に立っていただいているわけです。

そこで問題は、大使館としては一体として日本政府を代表して、その国において日本政府を代表する立場から交渉に当たり、情報収集に当たるわけでございますから、これが一体的に機能しなければならないわけで、具体的に申しますと、大使の指揮下にありまして、情報収集、交渉はすべて大使の指揮のもとで行われる。それから連絡その他の問題も全部大使館から外務省を経由して日本政府に対して正式に行われる、こういう形で一体性を確保することによって全体としての総合力を発揮するということを目指してやっているわけでございます。

○中村哲君　建前としてはそうでしょうけれども、今日ほど各省から、三年ぐらいの任期で派遣されておりまして、そしてそれぞれが各省とのルートを持っている場合、よほど何というか総合行政を現地で打ち合わせをするとか何か努力がされないと、何だか各省の利益代表が入っているような感じを受けますが、これは印象披露ですからお答えはなくて結構です。

私の質問の時間が大体終わりかけているんですけれども、小さなことですが、大使館には美術品が、油絵等が並んでいるんですね、日本画とか。例えば代表的なパリの大使館、それじゃ日本を代表するようなものをそこに置いてあるかというと、まあなかなかそれは難しいでしょうけれども、そういうことがどうなっているかとかね。それから、大使が任期が来て帰ってしまうものだから、ああいうところにある油絵をかけかえるとか、その他何か工夫をもっとしたらいいと思うんですが、こういうことは外務省の管轄に入っているんだから、外務省でひとつまとめて掌握していて、その上で各国にある時期が来ると回せばいいと思うんですよ。ところが、非常に名作で有名な絵でも、電話をかけるところに小さいものだから置いてあったりね。これはみんながみんな美術関係に詳しい外交官じゃないからでしょうけれども、あそこは国際的な顔ですからね。

在外公館のああいう美術品、それから例えば書なんかでも、下手な書は困りますけれども、そういうものなんかはああいうところにかけられると日本を知らない人に非常にいいんですね。そこらのところを何かちょっと外務省次元でコントロールされたらどうですか。

○政府委員（小和田恒君）　中村委員御指摘になりましたように、在外公館、特に大使館などはその国において日本をいろいろな意味で代表している場所でございますので、そこに日本を代表するような一流の芸術家の絵であるとか書であるとかというような芸術品が陳列されているということは非常に重要なことだというふうに外務省考えております。したがいまして、できるだけそういうものを入手をいたしまして、在外公館でそういうものを掲げることができるようにということをやっ

ておりますが、何分予算の範囲内で処理をするものでございますから、十分にそういうことが行われているかということになりますと、まだまだこれから努力しなければならない面があることは事実だと思います。ただ、かなり最近はいろいろな一流の現代画家の絵なども買い入れまして、在外公館にそういうものを送るということは今力を入れてやっておりますし、これも置きっ放しということだけではなくて、いろいろある一定の期間を置いてこれを回すというようなことも考えたいというふうに考えております。

国によりましては、その国の国有の絵画等を在外公館に貸し出してそういうものを陳列させているというような国もございます。そういうことができれば一番いいわけでございましょうけれども、日本の場合はそういう制度になっておりませんので、外務省で買い入れて、買い入れたものを陳列するということで処理しているわけでございます。

○中村哲君　切りがありませんからこれで終わります。

○委員長（宮澤弘君）　この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま、三池信君が委員を辞任され、その補欠として石井道子君が選任されました。

○広中和歌子君　最初に、ただいま提示されております法律の一部改正について御質問させていただきます。

在外公務員の数は、六十一年十一月現在二千百三十九名と伺っております。このうち既婚者は千九百四十一名、うち家族同伴者千七百七名、単身赴任者二百三十四名、またそれ以外に独身者百九十八名、こういうふうになっております。要するに、家族同伴者と単身また独身者の割合は四対一になっておりますのですけれども、ただいま小和田官房長が御指摘になりましたように、海外における外交官の活動の中で夫婦での活動が非常に大切であるというふうな御指摘があったわけです。そして、単身赴任をいたします場合の理由としても三つほど指摘されたわけでございますけれども、この単身赴任者が今後ふえる可能性についてどのような見解をお持ちでいらっしゃるか。と申しますのは、まあこれは日本だけの状況じゃなくて世界的な状況でございますけれども、女性の就労者が非常にふえているという事実、それから、これもまたすばらしいことだと私は思っているんでございますけれども、女性の外交官もふえているという中で、結婚していても単身赴任をしなければならない人の数が、先ほどお挙げになりました三つの理由以外にもふえるんではなかろうかと思われますけれども、御見解を伺いたい。

○政府委員（小和田恒君）　まず実態についてでございますけれども、広中委員が御指摘になりました数字はそのとおりでございますけれども、実は単身赴任という中には、もともと独身で単身赴任をする人と、それから家族がいるんだけれどもやむを得ない事情で単身赴任をするケースとございます。後者が私どもとして一番対策をいろいろ考えなければならないいわゆる単身赴任者になるわけでございますが、それは比率で申しますと一四・四％になっております。

そこで、先ほど申し上げた三つの理由以外に、女子の職場進出ということがふえてくるにしたがってそういう問題がさらにまた別な面からふえてくるのではないかという御指摘は、それはそのとおりであると思います。私が先ほど申し上げましたのは、現状における主要な理由としては先ほど申し上げたような三つのことがあろうかということを申し上げたわけでございますけれども、結婚された後も独自の職業をお持ちになる婦人というものの数はこれからどんどんふえるわけでございましょうし、在外勤務という非常に特殊な職業であるということを考えますと、そういう問題というのはこれから真剣に取り組まなければならない問題であろうという認識は持っております。

○広中和歌子君　採用の際に、多分独身のときに採用なさるんだろうと思いますけれども、妻帯者の場合には妻の職業などについては配慮なさっているのでございましょうか。

○政府委員（小和田恒君）　採用の場合には御指摘のように大体独身で採用するわけでございますから、それは考慮する対象がないわけでございます。それから結婚をした状態で試験を受けて採用されるというケースも全くないわけではございませんけれども、そのときに配偶者の職業ということは考慮の対象には入っておりません。

○広中和歌子君　次の質問に移らせていただきます。

我が日本の大使館の館員数というのは、各国が東京に置いている大使館の館員数に比べて大幅に下回っているということが指摘されておりますけれども、外交官は人数でないとおっしゃるかもしれませんけれども、やはり仕事量にも限界があるというような気がいたします、一人の人のなさる仕事量ですけれども。それから業務に関しましても、戦後から最近に至りましても非常にふえているということを承っているわけでございますけれども、そうした中で、今までそしてこれからもどのような対応をしていらっしゃるのか。予算の点でも非常に低いような気がいたしますのですけれども。

○政府委員（小和田恒君）　広中委員の御指摘は全くそのとおりでございまして、外務省としては、外交体制を強化することが、外交が国の安全と福祉の対外的な関係における基本的な問題であるというふうに認識をいたしますので、その外交強化という見地からいろいろなことをやらなければなりませんけれども、その中でやはり現実に一番重要なことというのは定員、予算の強化ということであるというふうに考えて、従来から努力をしてきているわけでございます。

今御指摘がありました国の予算に占める外交予算がほかの国に比べて低いのではないかという点は、若干の数字を挙げて申しますと、六十一年の予算で申しますと、日本については国家予算に占める外交予算のパーセンテージが〇・七八％でございます。インドネシアが〇・八四％、韓国が〇・九八％。先進国で申しますとアメリカが〇・八四、フランスが一・五六、ドイツが三・五七％ということで、いずれも日本をかなり上回っているというのが実態でございます。

定員の方について申しますと、従来からお答えしていることでございますけれども、日本が三千九百六十八名の定員に対して、英仏がほとんど約二倍、八千人程度、それから米国がその二倍、つまり日本の約四倍の約一万六千人ということで、数の上でも非常にまだまだ努力をしなければならないというのが実態であるというふうに思います。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、いろいろ外務省として機能強化のために努力をしておりますけれども、その基盤としてやはり定員、予算の問題というのが非常に重要であるというふうに考えております。

○広中和歌子君　本法案の一部改正というのは海外勤務の外交官についてのものでございますけれども、それは海外勤務の際、在外公務員が本俸のほかに在勤基本手当とか住居手当などを支給されるのは、外交官としての体面を維持しつつ外交活動を遂行するために必要である、そういうようなことは十分承知しているわけでございますけれども、さて、帰国になった後も外務省の役人でいらっしゃるわけで、その場合やはり本省での役人としての任務以外にも海外で培われた人間関係、それはずっと続いていくべきですし、続かせていただきたいというのは国民の要望ではないかと思います。

その際に、さまざまな出費がある中でどのような何といいますか補償がなされているのか。その点について、私は海外については大変に満足すべき状況ではなかろうかと、差し出がましいようですけれども判断いたしますけれども、何か国内と国外との勤務における待遇の差というものが非常に目立つような気がいたしますのですけれども、

その点について。

○政府委員（小和田恒君）　原則論として申しますと、国外の場合と国内の場合とで区別をする理由はないわけでございますけれども、実際問題として、国内の場合にはいろいろな制約がございますので、そのために海外におけるような十分な外交活動というものが必ずしもできていないというようなことはあろうかと思います。

一番典型的な例は住宅環境でございますけれども、他方、費用という面だけについて申しますと、国内におきましても、外務省職員が公務上外交活動の一環として外国人を接遇するという上で必要がある場合には、一定の手続を経まして官費による支弁ということが認められているわけでございます。ただ、外務省という役所の枠内においてやらなければならないことでございますので、それに伴っていろいろな予算上、制度上その他の制約が出てきておるということは事実でございますけれども、なるべく、おっしゃるように国内におきましても外交活動というものは非常に重要でございますので、そういうことが公務上必要であるという場合には認めるようにという方針で臨んでおります。

○広中和歌子君　その場合、例えば家庭にお招きするといった場合、それは外国では当然やっていらしたことだろうと思いますけれども、それに関するリーインバースメントというのはあるのでございますか。

○政府委員（小和田恒君）　非常に具体的な御質問で、私が十分実態を把握しているかどうか自信はございませんが、原則的には、そういう場合にも、今申し上げましたような公務上外交活動の一環として外国人を接遇するという基準に当てはまる場合にはそういうことは可能な制度にはなっております。実際にそういうケースは極めて少ないのではないかというふうに考えておりますが、それは、一つは先ほど申し上げましたやはり日本における住宅環境というものがなかなかそういうことを許さないということ、それから日本の社会慣習の問題として一般的に家庭で外国人を遇するよりも外のレストラン等でお客様を遇することが多いので、そういう形での接遇というものが必然的に多くなっているというような事実上の問題というようなことがいろいろあるかと思います。

○広中和歌子君　どうもありがとうございました。

次に、環境問題についてお伺いさせていただきたいんですけれども、この二月二十七日に東京で行われました国連環境特別委員会で、環境と開発の調和を目指す東京宣言を発表、そして閉会いたしたわけでございますけれども、この宣言によりますと、地球環境を保全しながら将来にわたって世界人類の共有財産である地球を守ろうとする姿勢が強く見られるわけでございます。ここで討議された問題として、現在地球上では、森林を荒廃させる酸性雨、それからフロンガスによるオゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、核を含む有害物質など、国境を越えた環境の汚染、破壊が進んでいるということでございます。このような状況から地球を守るために各国がそれぞれの立場で取り組まなければならないという点が注目されているわけですが、きょうはその中で特にフロンガスについて政府の対応をお伺いしたいと思っております。

御承知のとおり、フロンガスにはフロン11、フロン12、フロン113それからフロン22の四種類があり、特にフロン11それから12がオゾン層破壊の原因になっているのではないかというふうに指摘され、国際的に大きな話題になっているわけでございます。そこで、フロンガスがオゾン層を破壊すると言われているという指摘につきましてどういう見解を持っていられるのか、通産省、環境庁そして外務省の方々にそれぞれの御見解を伺わせていただきたいと思います。

○説明員（阿部已喜雄君）　先生御指摘のように、フロンガスの問題につきましては世界的に非常に関心を持たれているわけでございますが、フロン11、フロン12という化学物質は一般的には非常に安定な化学物質でございますので、これが大気中に放出されますと成層圏に達するであろうということは科学者の認めるところでございます。

また、成層圏中でフロン11、12というものが分解されますと、実験段階での知見等に基づいて推定いたしますと、これがオゾン層を破壊するという可能性もあるということは多くの科学者の認めるところであります。しかし、実際の環境中への放出量と実際のオゾン層の減少量というものの定量的関係等につきましては不明確な部分がなお残されているというふうに考えておりまして、そういうこともございますので、私どもとしましては本問題について地球的規模の環境問題として科学的解明を進める必要があるというふうに認識しております。

○説明員（奥村明雄君）　フロンガスの影響の問題については、ただいま通産省の方から御答弁がありましたとおりでございますが、環境庁といたしましても、この問題について環境庁に設けられました地球的規模の環境問題に関する懇談会で取り上げるなど、かねてより重大な関心を持って対処しているところでございます。しかしながら、オゾン層の科学的知見につきましては、将来予測の問題など不確実な面が残されており、まだ未解明な部分もあるわけでございます。環境庁といたしましては、本年の二月から成層圏オゾン層の観測や成層圏の反応化学などの専門家の方々で構成されました成層圏オゾン層保護に関する検討会を設置いたしまして、現在、現状の科学的な知見につきまして整理をしていただき、評価をしていただいているところでございます。

○政府委員（中平立君）　ただいま通産省及び環境庁からお話し申し上げましたように、フロンガスの大気中への放出が続けられますとオゾン層の破壊というようなことにつながるのではないか、こういう問題意識が世界的に持たれておりまして、その観点からオゾン層保護条約というものが作成されたわけでありますが、その作成に当たりましてその会議に日本といたしましても積極的に参加いたしまして、現在御存じのようにその議定書というものを作成しているわけでございますが、それにつきましても日本政府としては積極的に参加をしておる、そういう状況でございます。

○広中和歌子君　ただいま、因果関係についてですけれども、不確実な要素もあるし、それから未確定だ、検討中であるといった御意見が多かったと思いますけれども、実際に来る三月三十一日ですか日米専門家会議が開催される。そのときに当然この会議ではフロンガスとオゾン層の破壊の因果関係について議論が交わされると聞いているわけでございますけれども、現在問題になっているフロン11、12についての使用規制、それがかなり具体的な形で提案されてくるのではなかろうか。どのような対策を立ててこの会議に環境庁それから外務省、通産省は臨まれるのか、その対応を聞かせていただきたいと思います。

○説明員（奥村明雄君）　先生御指摘の三月三十一日から開かれます会合は、日本及びアメリカの本問題に関する専門家の意見交換というふうに承知しているわけでございますが、この会合におきまして、それぞれの国の専門家の方々が十分意見交換をされまして、問題の解明が前進をするということを期待しておるところでございます。環境庁といたしましては、この専門家の会合における成果等も踏まえまして、これからの対応策を引き続き検討し対処してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○説明員（阿部已喜雄君）　ただいま環境庁の方から説明がありましたように、三十一日から行われますオゾン層問題に関する日米専門家会議は、フロンガスとオゾン層破壊との関係を科学的、技術的に、技術分野に関する意見交換を主たる目的とするものでございます。

当省といたしましても、両国専門家が率直な意見の交換を行い、本件について理解を深め合うことは非常に有意義なものと考えております。今後の政策立案あるいはその政策の遂行において今回の会議の成果を活用できるというふうに期待をしておりまして、私どもとしましてもこれに積極的

に参加していきたいというふうに考えております。

○政府委員（中平立君）　先生御指摘のように、本件会合といいますのは、日米の科学者による会合でございまして、この科学者による意見交換を通じまして、そのオゾン層に関する認識が一層深まって、これの対応策がより進展するということを期待しているわけでございまして、外務省は科学者がおりませんので直接参加するということではございませんが、オブザーバーとして勉強させていただきたい、こう思っておるわけでございます。

○広中和歌子君　一九八五年三月に、オゾン層保護のための国際協力の基本的枠組みを定める条約が採択されたわけです。

これで外務省の方に伺いたいんですけれども、オゾン層保護条約とは具体的にどういう内容を持っているのか。そして現在、八五年の三月二十二日に作成されたのに未発効となっているようでございますけれども、この条約の締結国というのはどのくらいあるのかということ。そして日本はそれに参加する用意があるのかどうか。この前私がアメリカに参りましたとき、リー・トーマス環境庁長官にもお目にかからせていただいたわけですけれども、そのことで日本側の協力をというようなことを要請していらっしゃったわけでございますけれども、どのように受けとめていらっしゃるんでしょうか。

○政府委員（中平立君）　御指摘のように、オゾン層保護条約というものは一九八五年三月に採択されたわけでございます。この条約というものは、フロンガスの大気中への放出が続けられますと、地球を取り巻くオゾン層の破壊につながって地球環境が著しく変化するのではないか、したがって人類の健康にも悪影響を及ぼすのではないか、こういうような科学者の指摘がございまして、そういう指摘を踏まえまして、UNEP、国連環境計画がずっと検討してきたものでございます。

このオゾン層保護のための国際協力枠組みを決めたものでございますが、現在のところ、締約国数は八カ国でございます。八カ国の中で、ソ連それから白ロシア、ウクライナ、この三つが入っておりますので、それを含めまして、そういうソ連を三つとカウントして八カ国ということでございます。署名いたしておりますのは、昨年の十二月現在でございますが二十七カ国でございます。二十七カ国プラスヨーロッパ共同体、いわゆるECでございますね、ヨーロッパ共同体が署名しておるというふうに承知しております。現在我が国はまだ締約国になっておりません。なっておりませんが、これは、その条約というものは採択されたわけでございますが、先生御存じのように、オゾン層保護のための具体的な規制対象物質及び規制方法につきまして規定しております議定書というものが現在関係各国によって検討されておるわけでございまして、この議定書が作成された段階で条約と議定書とあわせまして検討してまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○広中和歌子君　その辺に関しましては、まだ現在の段階では結論が出ていないということでございますか。

○政府委員（中平立君）　議定書につきましては、まだ各国の意見が最終的に収れんされておりませんので作成されておりません。

○広中和歌子君　日本は工業先進国であり、そういう点でリーダーシップというのは非常に期待されているわけなのでございますけれども、特に最近の貿易摩擦、けさもニュースを聞いておりましたんですけれども、下院の歳入委員会で包括的貿易法案が可決されたというようなことも聞くわけでございます。そういう中で日本が地球を守るための何かリーダーシップを発揮するということは期待されていることでもあるし、非常にいい効果があるのではなかろうかと思うのでございますけれども、そういう中で外務大臣の御見解を伺わせていただきまして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣（倉成正君）　ただいまの広中委員からお話しのとおり、国連環境計画、UNEPが設けられまして、そして国連環境会議の十周年を記念いたしまして、我が国の原環境庁長官が提唱いたしまして、ノルウェーのブルントラント女史、今度首相になって先般おいでになりましたけれども、あるいは我が国から大来外相が委員になりまして、そして例の東京宣言が発表になったというような経過がございます。また、一昨日も熱帯木材に関する会議が横浜でございまして、私も閣を利用して開会式だけ行ってまいりました。

そういうことで、お話しのような地球、人類、その環境を守るための国際協力が必要でございますし、一九七二年のストックホルム宣言以来の一連のこれらの行動に関しましては、日本としては積極的にこれからも努力をしていきたいと思っておる次第でございます。

○広中和歌子君　最後にちょっと。

因果関係がはっきり証明されてから手を打つというふうにしておりますと、何か後手後手に回るような気がするわけでございます。フロンガスが産業界にとって非常に重要な品であり、しかも代替物質が今のところ発見されていないという現状の中で、特に通産省のお立場といたしましては、各企業の突き上げみたいなものもあるんではなかろうかと思うのでございますけれども、これまでの通商政策を含めまして今後どのような対応をしていらっしゃるのか、我々としては非常に、何というんでしょうか、興味を持って見守っていきたいところなんでございますけれども、ちょっと御見解を……。

○説明員（阿部已喜雄君）　フロン11、12というのは、御承知のように冷房用の冷媒として広く使われておりますし、またいろいろな産業の副資材という形でも広く使われている製品でございます。こういうものが規制をされますとやはり産業の発展という観点から非常に大きな影響を受けるわけでございます。そういうマイナス面とそれから地球環境を守るという両方を両立させないといかぬわけでございますが、そのためにはやはり代替物の開発等を積極的に進めていくという必要もあるわけでございます。

私どもといたしましては、その代替物の開発のスケジュールをできるだけ早目にするとかというふうなことで産業界を指導していきつつ、できるだけ国際的に関心の持たれているこの問題に対処していきたいというふうに考えております。

○広中和歌子君　どうもありがとうございました。

○立木洋君　これまでもこの委員会におきまして、海外子女教育の問題や帰国子女教育の問題、何回か話し合われてきたと思うんです。これまでの経過を見てみまして、全然改善がなされていないというようなことではもちろんありませんけれども、見てみますと、やはり現在民間も含めて海外赴任者が五十万にも上っておる。今後、内容の是非の問題は別としても、数年の間に百万を超えるだろうというふうにも言われているんですね。それで、改善はされてきたもののやはり海外で子女が教育を受けるという義務学齢子女の数というのが大体三万九千ですか、これは幼稚園だとか高等学校の適齢者は入れていませんけれども、実際に日本人の全日制で通っているのが一万六千ぐらい、あとはその他ということになっていますね。

臨教審の答申なんかで見てみますと、海外子女教育については可能な限り現地でのみ得られる経験を積むようにというふうな指摘もあるようなんですが、これはどういうふうにするかという問題も、ただ単に海外での教育をどうするかということだけでなくて、この方々が今度帰国した場合日本の教育体制の中で教育を受けなければならない。御承知のような試験地獄だとかいろいろな状況がありますし、また学期末等に、適切な時期に必ずしも親御さんが帰ってこられるとは限らない。いろいろな問題があるわけですね。これはやっぱり全体的に、義務教育という範囲だけにかからないで幼稚園から高等学校まで含めた全体の子女教育、海外での子女教育がどうあるべきなのか、また帰国してからどうあるべきかということ

もあわせた検討の体制というのは非常に必要だと思うんです。

きょうは時間がありませんので、そういう問題について今後やはり外務省、文部省、関係省庁で総合的な体制をよく検討していただきたい。改めてそれらの問題についてはお伺いすることにしたいと思いますが、文部省と大臣の御見解をまずそのことで伺っておきたいと思います。

○**国務大臣（倉成正君）**　ただいま立木委員の御指摘の問題は、私どもも全く同じ認識を持っております。また、私も海外に参りました際には必ずと言っていいくらい子女教育の学校を視察したり実情を見たりいたしております。また、先ほどもお話し申しましたように、日本人が非常に多いところでは、名前は申しませんけれども、塾等が随分出ておるというふうな状況を考えますと、やはり在留邦人、外交官を含めまして、子女の教育の問題というものが一番大きな関心事の一つだと思います。したがって、これはやはり日本の教育制度との整合性と申しますか、帰ってまいりましてからいずれにしましても相当なハンディがあるわけでございますから、それをしゃくし定規に、国内で育った人と同じような条件でということになるとなかなか難しいと思います。

したがって、この問題については文部省との関連がございますから、私からはこれ以上のことは申し上げられませんけれども、文部大臣とじっくり話し合ってこういう問題について真剣に取り組みたいと思っておる次第でございます。

○**説明員（中西卸治君）**　ただいま先生御指摘のとおり、海外における子女教育の問題と申しますのは、国内における受け入れ態勢の問題あるいは日本の教育のあり方全体の問題と深くかかわっている問題というふうに認識しております。したがいまして、それらの問題も含めまして、外務省とも相談しながら総合的にこの問題の解決に向かって努力してまいりたいというふうに考えております。

○**立木洋君**　この問題はきょうはお願いだけにとどめておいてまた別の機会にいろいろ詳しくお尋ねすることにしたいと思います。

話は違いますけれども、今週に入りまして為替レートが一ドル百四十八円台という極めて高騰した事態になったけれども、一昨年来この問題というのは非常に深刻な問題として日本の経済では見逃すことのできない状態がずっと続いてきたわけです。先般宮澤・ベーカー会談が行われ、さらにはG5、G7等々で円相場がこれで安定するだろうというふうなことが言われていたわけですが、しかし実際には今日こうした高騰が出てきているという状態について、大臣はどのように現在の円高の状態をお考えになっておられるのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣（倉成正君）**　きょうの東京市場の寄りつきは百四十九円四十三銭でございます。したがって、百四十九円前後をめぐって今もみ合いをしているという状況でございますけれども、G5、すなわち六十年の九月二十日と比較いたしますと、当時が、九月二十日が二百四十二円でございますから、六二・四％円高になっている、六割以上円高になっているということでございます。

私はこの問題は二つの面で考える必要があると思います。一つは、急激な円高ということがやはり経済に大きな混乱の要因を与えると思っております。それからまた、円高そのものが徐々に来ておりますとそれぞれの対応力はかなりあると思いますけれども、こういう短い間に六割も上がるということになりますと、日本の産業、鉄鋼、造船あるいは石炭、また特にそれらと関連する下請企業等については相当深刻な影響が出てきておるということは、私どももそういう関係の地域にもありますので身をもって体験しておる次第でございます。

したがって、先般G7、イタリアが参加しませんでしたけれども、G7におきまして先進各国の蔵相・中央銀行総裁が一応の合意をいたしまして声明をいたしたということは意義深いものだと思うわけでございますが、基本的にはやはり、日米間の問題を考えてまいりますと膨大な貿易の黒字が日本に存在する、また経常収支においても存在するということになってくると、どうしてもそういうファンダメンタルの面において円高傾向を避けることはできないという感じがいたします。したがって、これらに対しましては、マクロの対策と同時にミクロの個々の品目についてもやはりどういう対応があるかということを今鋭意検討して、こういう急激な円高というものは避けるような安定した形のものになるように努力したいと考えておる次第でございます。

○**立木洋君**　アメリカ側の協調介入ということも若干言われておりますけれども、しかし、状況を見てみますと、やはりどうしても日本の膨大な黒字、あるいは内需拡大がどうも十分にいってないということに対する不満というのは非常に根強い状態があるように見受けられるんですね。こうした状態というのが背景にある状況では、もっと根本的に対策を考えないとならない。いろいろG5、G7等々でそういう安定がつくられるということが話し合いの結果として出たとしても、なかなかそれだけではいかないんではないかというふうなことも新聞等で報道されているんですね。だからこういう背景などの問題をもう少し突っ込んで検討される必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○**国務大臣（倉成正君）**　私も全く立木委員と同じ意見でございます。したがいまして、日本政府がこの先進主要蔵相・中央銀行総裁会議後とりましたのは、公定歩合の引き下げの施策をとりました。金融政策をとりました。しかしいずれにしましても、今残念ながら予算がまだ国会を、提案しておりますけれども通過しないで暫定予算を組む状況にあるということは大変残念なことでございますので、一日も早く六十二年度予算を通過させていただきまして、なおその後においていろいろな対策について我々知恵を絞ってまいりたいと思っておる次第でございます。

○**立木洋君**　日本側の対策としてはいろいろ検討の方法があるだろうと思いますし、後藤田長官が言われたこともテレビで聞きましたけれども、前回も中曽根総理が予算委員会で述べられているアメリカ側の要因ですね、やはり前回もG5、7等で問題にされております赤字の克服をどう具体的に進めるか。どうしても軍備の拡張というのが相当影響していますし、多国籍企業による海外進出の状態が依然として存続しているもとでは、どうも日本だけがそれをおっかぶってしまうというような状況では極めて一方的であって、そういうことをもっと主張されても結局はどうもこちら側が全部負担しなければならないような形になるのでは、やはり根本的な解決にはならないだろう。この点の主張ということがやっぱり極めて重要ではないかと思うんですが、その点はどのようにお考えになりますか。

○**国務大臣（倉成正君）**　ただいまの点も私、立木委員と全く同意見でございます。双方で努力しなきゃなりません。したがって、アメリカ側も二千億ドルに及ぶ財政赤字、なお巨額の貿易収支、アメリカ産業の競争力についてもっと努力をしていただきたい、この点については私も先方の責任者と会うごとに申し上げておるところでございます。

○**立木洋君**　きょうは時間がありませんから基本的な点だけしかお尋ねできませんけれども、この問題というのはやはり日本の経済にとっても非常に重要な問題ですから、自主的な見地でこの問題が解決できるように今後とも努力をしていただきたいということを重ねて要望しておきたいと思います。

また、話は変わりますけれども、南北の朝鮮の間の動きでいろいろ新しい動きが出ているという報道が最近ずっと続いているわけですが、南北の対話の問題ですね。また、シュルツ長官のアジアの訪問でも外務大臣との話し合いをなされたということもありますし、南北の対話の動向についてどういうふうに今外務省では判断されているのか、御見解を聞かしていただきたいと思います。

○**国務大臣（倉成正君）**　南北の問題は、南北双方

が、当事者同士がやはり話し合いを進めていく環境づくりをしていくということが一番大切なことであろうかと思います。アメリカが今回とりました措置というのは、非公式な会合等でいろいろな接触については差し支えないということでございますが、日本が従来とっております北朝鮮に対する対策、対応というものとそう変わったものではございません。したがって、我々もこれからやはりそういう雰囲気づくりをできるだけやっていって、南北双方がお互いに対話を進めて、そして朝鮮半島の平和と安定が図られることが望ましいと考えておる次第でございます。

○立木洋君　その雰囲気づくりなんですが、シュルツ長官が三月の六日でしたかに大臣とお話しになったときに、南北の対話が進むように積極的に日本側も協力すべきではないか、してほしいというふうなお話があったというふうに新聞では見たんですが、そういうふうな内容等について何らかの御検討をなさっているのかどうなのか。もしよろしかったらお答えいただきたいと思います。

○国務大臣（倉成正君）　シュルツさんといろいろなお話をいたしましたけれども、会談の内容の一々について申し上げることは差し控えさせていただきたいと思いますが、いずれにしましても、アメリカ側が従来よりも若干柔軟な対応をしてきておるということは私は評価していいのではないかと思います。

○田英夫君　きょう議題になっております法律案につきましては、私も適切な時期に対応されたと思いますので、この問題には触れずに、若干二、三の点についてお尋ねをしておきたいと思います。

一つは、エチオピアの駐日大使、アベベ駐日大使が亡命を希望しているという報道がありましたけれども、外務省はこれをどういうふうに把握しておられるのか、そして政府としてどう対応されているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣（倉成正君）　ただいま田委員がお述べになりました事実は承知をいたしておりますが、現段階においてこれ以上のコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○田英夫君　外務省としては、この報道された事実については把握しておられるというふうに受け取っていいわけですね。

○国務大臣（倉成正君）　さようでございます。

○田英夫君　それでは別の問題ですけれども、今もお話がありました日米間の経済摩擦の問題、私も実は二月末にワシントンに短時間ですがおりましたので、その印象を交えて若干お尋ねをしたいと思うんです。

何回かここ数年の間に参りましたこの経済摩擦が激化してからの印象に比べますと、今回アメリカの上下両院の主として外交委員ですけれども、歳入委員も含めて議員にお会いをして、結論を言えば、非常にアメリカ側の議会の皆さんが対日貿易問題についての問題点を勉強されたという印象を持っています。例えば二年前に比べますと、二年前はかなり感情的という感じがいたしまして、アメリカ側の問題点は棚上げして日本側の問題点を、しかも非常に抽象的に指摘をするという印象が強かったんですけれども、今回は非常に具体的に日本の問題点について指摘をされる。同時に、アメリカ側の企業のあり方を含めて反省点を言われる方がほとんどでありまして、そういう意味では非常にいい傾向だと思うと同時に、逆にアメリカ側からの日本に対する指摘、批判というものはある意味では極めて厳しくなってくる。

この二年間の間に、さっき円高の問題についてマクロとミクロというお言葉がありましたけれども、そういう意味では非常にミクロにわたってきているんじゃないだろうかという感じがあったわけですね。例えば下院の歳入委員ですが、コインン議員、この人はピッツバーグの出身で、製鉄ですから、この一月に日本に参りまして神戸製鋼を見たということで、これは自分たちの反省点を述べたわけですけれども、神戸製鋼の場合は、人員整理が迫られてきた中で、それに対してやめた後の職業の選択、そのための技術研修というような対応を神戸製鋼、企業側がきちんとやってそして人員整理をやっているという実態に接して、実はコイン議員は、自分はもう愕然とした、ピッツバーグの製鉄所は、切るとなったら十何％一挙に首切ってしまうというやり方がアメリカの経済の今までの常識であった、こういう点で日本に学ばなければならないというような意味のことを言っておりました。

逆に、日本の障壁という状態になっているものは、特に下院議員の場合は、自分の選挙区の企業といいますか生産物といいますか、カリフォルニアなんかになると農産物も出てきますから、そういうものについて一つ一つ具体的に日本の問題点をこの数年間に学んだといいますか、相当突っ込んでそれぞれの問題点について今は知っている状態になっているという印象を受けたわけです。

これはちょっと前の話で、ここでもお話ししたかもしれませんが、ほとんどその問題点というのは、各省庁の許認可をめぐる基準とかそういうものが災いになっている、障壁になっているという例で、郵政省が電話機の音質について基準を設けている。これは確認しましたら事実でありますが、アメリカ側の常識からすれば、音質が若干悪くても、例えばそれが安いものであれば倉庫に置く電話などにはそれでいいではないか。つまり音の質などというものは使用者、消費者が選択をすればいいものを、日本の役所はこれについて一つの基準を設けて、それ以上でなければ売ってはならない、つまりアメリカからも日本に対して輸出することができない。この例は、私が耳にしたのは実は一年半ぐらい前だったんですが、今回もなおワシントンでは生きている例として語られていました。

こういうことはもちろん各省庁にわたって存在をするわけでありまして、外務省としては、この辺がひとつ政府部内の問題点として大変ある意味では困難な立場におられるのかもしれませんが、そういう印象を受けてきたのであります。既にもう外務省としては十二分にそういうことは把握しておられるとは思いますが、大臣のお考えを印象を含めてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣（倉成正君）　ただいま田委員から大変具体的なお話ございまして、電話機の雑音が若干入る、少し精度のいいものをということで、アメリカと日本との考え方は違う、そういうことで私もプレストウィッツさんやその他先方の専門家といろいろお話ししたことがございます。したがってよくその事情を承知しておりますが、これは多少文化あるいは習慣、そういうものの相違がありましょうから一概にアメリカ側の主張をそのままうのみにする必要はないと思いますけれども、しかし、少なくとも国際的に見てリーズナブルというか常識として通ること、そういう基準でやはり我々は行動していかなければ国際国家日本としては通っていかないと思います。

したがって、いろいろな点について相互の理解不足もございますけれども、しかし、少なくとも国際社会でこうであると言って通る理屈、そういう基準でこれから対応していくべきであろうと思います。したがって、いろいろ日本側において不十分な点があればやはり勇気を持って改めていくということであろうかと思います。

○田英夫君　この問題は、実は最終的には政府の中で、総理大臣をもちろん中心にしてよほどの決意を持っておやりいただかないと、まあここにおられないから言うわけではありませんが、許認可官庁と言われるようなところの関係者の皆さんにすれば、みずからの存立の問題に触れてくるようなこともあると思うんですね。そういう許認可という基準でこれから対応していくべきであろうと思います。したがって、いろいろ日本側において不十分な点があればやはり勇気を持って改めていくということであろうかと思います。

○田英夫君　この問題は、実は最終的には政府の中で、総理大臣をもちろん中心にしてよほどの決意を持っておやりいただかないと、まあここにおられないから言うわけではありませんが、許認可官庁と言われるようなところの関係者の皆さんにすれば、みずからの存立の問題に触れてくるようなこともあると思うんですね。そういう許認可というようなことによって成り立っていると言っていい、これはまあ言い過ぎかもしれませんが、そういう印象さえ持たざるを得ないお役所もあるわけでありまして、これは勇断を持ってやりませんと、今の大臣のお答えのようなトーンですと、ますますアメリカ側だけではなくてヨーロッパを含めて外国のいら立ちを増すばかりじゃないか。

二年前にいわゆるＭＯＳＳ協議で四つの問題について話し合いが始まった。今はもうそれは通り

越しまして、四つどころじゃない、もっともっと数は無限に大きくなっておりますし、そして問題点はちっとも解決されていないという印象をアメリカ側は持っているということだと思います。もちろん、今度行きまして、ワシントンの駐米大使館の中に議会担当の参事官が置かれるようになったということを知りましたが、遅きに失したと言えばそれまでですけれども、しかしこれは非常に結構なことでありますし、事実、その参事官が各議員と随分深く話し合いを進めておられるということも今度の訪米の中でわかりましたんですが、もっと人数をふやしてもいいんじゃないかという気さえします。

時間がありませんから、もう一つお願いをしておきたいと思いますが、今そういう状況を見ますと、倉成外務大臣が訪米されようという計画を何回かされて、国会の関係などでなかなかそれが実らないという御心境は十分私も理解できるんですが、私は野党ですけれども、この時期やはり何とかして、短い時間でも、御苦労ですがアメリカの関係者と話し合われる必要があるんじゃないだろうか。今ちょうど貿易法案が上下両院それから政府から出てきているという状況の中で審議が始まってきている。そして、アメリカの各議員は先ほどから申し上げたような状況で、相当突っ込んで知っている。知っているからよくなるかと思いましたら、そういう比較的日本に対する理解のある方も、もうここまで来たら仕方がないという言葉が何人かの方から出てくるわけです。

ですから、シェルツ国務長官とはもちろん、財務長官やヤイター通商代表というような方々と話し合われる必要が極めて緊急に迫っているんじゃないか。時期などを私が申し上げる立場にはありませんけれども、国会の審議を見ましても、野党の私の立場からいっても、実は割合近いところに空間があるんじゃないかなと思えるんですね。したがって、もちろん向こうの御都合もあることですから、いきなり飛んで行けばいいということではないでしょうけれども、経済に強い外務大臣ですから、ごく近い将来に総理も行かれる計画はあるようですけれども、これはおのずから性格が違うと思いますし、この機会にそういうことを計画されるお気持ちはないかどうか、最後に伺っておきたいと思います。

○国務大臣（倉成正君）　大変温かいお言葉をちょうだいしてありがとうございます。

今、田委員お話しのように、十七日からの下院の歳入委員会の包括貿易法案の修正案で採決の状況を聞いてみますと、三十四対二ということでございます。反対の二人は、クレーンさんとドーブさんお二人だということでございまして、アメリカの空気が非常に厳しいという状況、私どもひしひしと感じております。

ただ、一つ私どもこの際あれしたいと思っておりますのは、非常にアメリカ側の要求も各議員さん方から個々にいろんな問題がそれぞれ出てまいりますので、やはり我々としては、USTR、商務省、また農産物については農務省、もちろんUSTRが一応の全体の窓口でございますが、そういうところで集約された問題を相手にしましてこれらに対応を十分していきたい。そしてまた、私国内におりますけれども、国内でもできることがいろいろございます。したがって、国内でできる最大のことを私の時間の許す限り今いたしておるわけでございまして、在日の商工会議所の関係の方々と、あるいは日本におられますアメリカの方々、ヨーロッパの方々、そういう方々と懇談をするとかいろいろな外国のプレスとお話をするとか、そういうことでできるだけのことをしておりますけれども、ただいま田委員からお話しいただきましたことについては大変ありがたく拝聴いたした次第でございます。

○委員長（宮澤弘君）　他に御発言もないようですから、本案に関する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（宮澤弘君）　全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤弘君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

一月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号（その二）に掲載〕

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

〔本号（その二）に掲載〕

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

〔本号（その二）に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約

〔本号（その二）に掲載〕

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件

多数国間投資保証機関を設立する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

多数国間投資保証機関を設立する条約

〔本号（その二）に掲載〕

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約

〔本号（その二）に掲載〕

人質をとる行為に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

人質をとる行為に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

人質をとる行為に関する国際条約

〔本号（その二）に掲載〕

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

一、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

一、民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

一、原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について承認を求めるの件

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約及び商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約

〔本号（その二）に掲載〕

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）

〔本号（その二）に掲載〕

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）

〔本号（その二）に掲載〕

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）

〔本号（その二）に掲載〕

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について承認を求めるの件

原子力事故の早期通報に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力事故の早期通報に関する条約

〔本号（その二）に掲載〕

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について承認を求めるの件

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約

〔本号（その二）に掲載〕

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、アジア＝太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件

一、アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

一、南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条1の改正の受諾について承認を求めるの件

一、千九百八十六年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

一、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

アジア＝太平洋郵便連合憲章の締結について承認を求めるの件

アジア＝太平洋郵便連合憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア＝太平洋郵便連合憲章

〔本号（その二）に掲載〕

アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アジア＝太平洋郵便連合一般規則
〔本号（その二）に掲載〕

アジア＝太平洋郵便条約
〔本号（その二）に掲載〕

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条1の改正の受諾について承認を求めるの件

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正並びに南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条1の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正
〔本号（その二）に掲載〕

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約第十三条1の改正
〔本号（その二）に掲載〕

千九百八十六年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十六年の国際ココア協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十六年の国際ココア協定
〔本号（その二）に掲載〕

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書
〔本号（その二）に掲載〕

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正
〔本号（その二）に掲載〕

（予備審査のための付託は一月二十七日）

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年四月六日印刷　昭和六十二年四月七日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局　D

第一八回国会　参議院外務委員会会議録第一号（その一）

〔本号（その一）参照〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「百分の四十」を「百分の二十」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「百分の四十」を「百分の二十」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項中「この条」を「この項」に改め、同項第一号イ中「この項」を「この条」に改め、同条第三項中「指定地」を「当該在外公館の所在する地以外の地（本邦を除く。）」に、「前項第二号ロに規定する額と同号ハに」を「次の各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　在外職員の勤務する在外公館の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として外務大臣が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額と第二項の額との差額に相当する額

二　前項第一号ロに規定する額

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	780,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	インドネシア	830,000	650,000	594,800	553,000	492,000	429,700	368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700
	ヴィエトナム	920,000	850,000	789,800	736,700	667,000	591,100	521,400	462,600	416,100	380,000	356,700	308,200	285,000	261,700
	カンボディア	820,000	800,000	743,400	693,500	628,800	557,900	493,200	437,700	394,500	360,000	338,500	291,600	270,000	248,500
	シンガポール	810,000	660,000	604,000	560,800	496,100	431,400	366,700	323,600	280,400	258,800	237,300	215,700	194,100	172,600
	スリ・ランカ	710,000	620,000	567,500	528,500	473,100	415,200	359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
	タイ	810,000	630,000	577,400	536,800	477,700	417,300	358,200	316,300	276,900	255,200	235,500	211,200	191,400	171,700
	大韓民国	790,000	610,000	557,500	517,700	457,900	398,200	338,500	298,700	258,800	238,900	219,000	199,100	179,200	159,300
	中華人民共和国	890,000	660,000	606,400	563,700	501,500	438,000	375,800	331,800	290,300	267,600	246,800	221,500	200,800	180,000
	ネパール	780,000	750,000	694,000	646,700	582,000	513,100	448,400	397,000	353,800	324,300	302,800	264,600	243,000	221,500
	パキスタン	710,000	620,000	567,500	528,500	473,100	415,200	359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
	バングラデシュ	840,000	740,000	684,100	638,400	578,100	512,300	451,900	400,500	360,300	329,300	309,200	267,200	247,100	227,000
	ビルマ	820,000	720,000	665,000	619,800	558,200	492,400	430,800	381,400	340,400	311,900	291,400	254,300	233,700	213,200
	フィリピン	790,000	650,000	596,500	555,400	496,900	435,900	377,400	333,900	294,900	270,800	251,300	222,800	203,300	183,800
	ブータン	780,000	750,000	694,000	646,700	582,000	513,100	448,400	397,000	353,800	324,300	302,800	264,600	243,000	221,500
	ブルネイ	710,000	690,000	629,700	585,300	520,600	454,600	389,900	344,300	301,100	277,500	256,000	229,800	208,200	186,700
	マレイシア	800,000	660,000	600,700	558,400	496,800	433,900	372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
	モルディヴ	680,000	660,000	606,900	565,900	510,500	450,900	395,500	350,300	313,400	287,000	268,600	233,500	215,000	196,600
	モンゴル	880,000	850,000	789,800	736,700	667,000	591,100	521,400	462,600	416,100	380,000	356,700	308,200	285,000	261,700

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
	ラオス	円 910,000	円 840,000	円 771,100	円 719,300	円 649,600	円 574,500	円 504,800	円 447,200	円 400,700	円 366,700	円 343,400	円 298,300	円 275,100	円 251,800
北米	アメリカ合衆国	910,000	660,000	601,500	560,000	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	カナダ	730,000	590,000	540,100	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
中南米	アルゼンティン	860,000	740,000	673,700	625,600	553,400	481,200	409,000	360,900	312,800	288,700	264,700	240,600	216,500	192,500
	アンティグァ・バーブーダ	640,000	620,000	565,800	526,000	468,200	409,000	351,100	310,100	271,500	250,200	230,900	207,000	187,700	168,400
	ヴェネズエラ	800,000	730,000	662,100	614,800	543,800	472,900	402,000	354,700	307,400	283,700	260,100	236,500	212,800	189,200
	ウルグァイ	730,000	700,000	638,800	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
	エクアドル	680,000	660,000	602,300	560,800	501,700	440,100	381,000	337,100	297,700	273,400	253,700	224,900	205,100	185,400
	エル・サルヴァドル	710,000	690,000	631,300	587,700	525,500	460,800	398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	193,700
	ガイアナ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	キューバ	870,000	850,000	781,000	727,600	653,500	575,300	501,300	443,600	394,200	361,700	337,000	295,700	271,000	246,300
	グァテマラ	750,000	730,000	664,500	617,700	549,200	479,500	411,100	362,900	317,300	292,500	269,700	242,300	219,400	196,600
	グレナダ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	コスタ・リカ	680,000	660,000	600,700	558,400	496,800	433,900	372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
	コロンビア	680,000	660,000	602,300	560,800	501,700	440,100	381,000	337,100	297,700	273,400	253,700	224,900	205,100	185,400
	ジャマイカ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	スリナム	800,000	780,000	712,700	663,300	592,300	518,900	448,000	396,200	348,900	320,600	297,000	264,300	240,600	217,000
	セント・ヴィンセント	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	セント・クリストファー・ネイヴィース	580,000	570,000	519,300	482,900	430,000	375,800	322,900	285,200	249,900	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
	セント・ルシア	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	チリ	700,000	640,000	580,700	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	ドミニカ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	ドミニカ共和国	600,000	590,000	536,700	499,000	444,300	388,200	333,500	294,500	258,000	237,700	219,500	196,600	178,400	160,100
	トリニダッド・トバゴ	760,000	740,000	676,100	628,500	558,800	487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
	ニカラグァ	870,000	850,000	781,000	727,600	653,500	575,300	501,300	443,600	394,200	361,700	337,000	295,700	271,000	246,300
	ハイティ	750,000	730,000	670,700	625,100	562,900	496,500	434,300	384,500	343,000	314,400	293,600	256,300	235,600	214,800
	パナマ	680,000	620,000	565,800	526,000	468,200	409,000	351,100	310,100	271,500	250,200	230,900	207,000	187,700	168,400

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	バハマ	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	パラグァイ	720,000	700,000	635,400	590,700	525,300	458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
	バルバドス	660,000	640,000	590,700	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100
	ブラジル	660,000	570,000	519,300	482,900	430,000	375,800	322,900	285,200	249,900	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
	ベリーズ	740,000	720,000	660,300	614,700	549,300	481,500	416,200	368,100	324,600	298,200	276,400	245,600	223,800	202,000
	ペルー	770,000	670,000	614,000	571,600	511,300	448,400	388,000	343,300	303,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
	ボリヴィア	760,000	750,000	691,100	645,000	585,900	520,600	461,500	409,700	370,300	337,700	318,000	273,000	253,200	233,500
	ホンデュラス	740,000	710,000	654,600	609,300	544,600	477,400	412,700	365,100	321,900	295,700	274,200	243,500	221,900	200,400
	メキシコ	720,000	600,000	550,000	512,200	458,700	402,700	349,200	309,000	273,400	250,900	233,100	206,200	188,300	170,500
欧州	アイスランド	800,000	780,000	708,500	657,900	582,000	506,100	430,200	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	227,700	202,400
	アイルランド	800,000	780,000	708,500	657,900	582,000	506,100	430,200	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	227,700	202,400
	アルバニア	820,000	800,000	734,600	684,400	615,400	542,100	473,000	418,700	372,700	341,700	318,700	279,100	256,100	233,100
	イタリア	950,000	770,000	702,700	652,500	577,200	501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
	ヴァチカン	800,000	770,000	702,700	652,500	577,200	501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
	オーストリア	1,100,000	900,000	813,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
	オランダ	900,000	820,000	743,300	690,200	610,500	530,900	451,300	398,200	345,100	318,500	292,000	265,500	238,900	212,400
	ギリシャ	750,000	680,000	621,300	576,900	510,400	443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
	サイプラス	710,000	680,000	621,300	576,900	510,400	443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
	スイス	1,020,000	930,000	842,100	782,000	691,700	601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
	スウェーデン	830,000	760,000	691,000	641,700	567,600	493,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
	スペイン	770,000	700,000	638,800	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
	ソヴィエト連邦	1,090,000	820,000	747,500	695,600	621,000	543,800	469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
	チェッコスロヴァキア	810,000	740,000	676,100	628,500	558,800	487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
	デンマーク	830,000	760,000	691,000	641,700	567,600	493,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
	ドイツ民主共和国	960,000	880,000	795,600	738,800	653,500	568,300	483,100	426,200	369,400	341,000	312,600	284,200	255,700	227,300
	ドイツ連邦共和国	1,100,000	900,000	813,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	ノールウェー	780,000	760,000	691,000	641,700	567,600	493,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
	ハンガリー	770,000	700,000	641,300	596,100	530,200	462,900	396,900	350,500	306,500	282,500	260,500	234,000	212,000	190,000
	フィンランド	780,000	760,000	691,000	641,700	567,600	493,600	419,600	370,200	320,800	296,200	271,500	246,800	222,100	197,400
	フランス	1,050,000	810,000	737,500	684,800	605,800	526,800	447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
	ブルガリア	790,000	770,000	701,000	652,500	582,800	510,600	440,900	390,000	343,500	315,700	292,400	260,100	236,900	213,600
	ベルギー	940,000	810,000	731,600	679,400	601,000	522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000
	ポーランド	810,000	740,000	676,100	628,500	558,800	487,800	418,100	369,200	322,700	297,500	274,200	246,400	223,200	199,900
	ポルトガル	710,000	680,000	621,300	576,900	510,400	443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
	マルタ	800,000	770,000	702,700	652,500	577,200	501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
	ユーゴースラヴィア	800,000	730,000	670,300	623,000	554,000	483,600	414,500	366,000	320,000	294,900	271,900	244,300	221,300	198,300
	ルーマニア	930,000	860,000	788,500	735,400	663,900	586,900	515,400	456,500	408,800	374,100	350,300	304,500	280,700	256,800
	ルクセンブルグ	830,000	810,000	731,600	679,400	601,000	522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000
	連合王国	950,000	730,000	667,800	620,100	548,600	477,000	405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
大洋州	ヴァヌアツ	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100	469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
	オーストラリア	730,000	590,000	540,100	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
	キリバス	800,000	780,000	718,800	670,700	606,600	537,100	473,000	419,100	376,400	344,200	322,900	279,600	258,200	236,900
	ソロモン	830,000	810,000	747,900	697,700	630,500	557,900	490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
	トゥヴァル	800,000	780,000	718,800	670,700	606,600	537,100	473,000	419,100	376,400	344,200	322,900	279,600	258,200	236,900
	トンガ	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100	469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
	ナウル	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100	469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
	西サモア	720,000	700,000	642,900	598,500	535,100	469,100	405,600	358,800	316,500	290,800	269,600	239,400	218,200	197,000
	ニュー・ジーランド	750,000	680,000	621,300	576,900	510,400	443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
	パプア・ニューギニア	880,000	810,000	747,900	697,700	630,500	557,900	490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
	フィジー	760,000	730,000	671,900	625,400	558,900	489,800	423,200	374,400	330,000	303,200	281,000	249,700	227,500	205,300
中近東	アフガニスタン	1,060,000	1,030,000	952,400	887,600	800,500	707,200	620,100	549,600	491,600	449,600	420,600	366,300	337,200	308,200
	アラブ首長国連邦	970,000	890,000	815,900	760,000	682,200	600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	イエメン	930,000	910,000	836,300	779,800	705,200	624,300	549,600	487,500	437,700	399,900	375,000	324,800	299,900	275,000
	イスラエル	890,000	810,000	740,000	687,800	611,200	533,400	456,900	403,400	352,300	324,800	299,300	269,200	243,700	218,200
	イラク	1,010,000	890,000	817,600	762,400	687,800	607,700	533,000	472,100	422,300	386,600	361,700	314,900	290,000	265,100
	イラン	1,120,000	970,000	891,400	830,000	744,200	654,100	568,200	502,700	445,500	408,900	380,300	335,100	306,500	277,900
	オマーン	950,000	920,000	846,600	789,400	711,600	628,400	550,600	487,600	435,700	399,000	373,100	325,300	299,300	273,400
	カタル	910,000	890,000	815,900	760,000	682,200	600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
	クウェイト	1,020,000	890,000	815,900	760,000	682,200	600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
	サウディ・アラビア	1,070,000	900,000	830,400	774,400	700,300	620,100	546,100	484,300	434,900	397,400	372,700	322,700	298,000	273,300
	ジョルダン	810,000	740,000	677,800	630,900	563,700	494,000	426,800	377,500	332,700	305,700	283,300	251,800	229,400	207,000
	シリア	760,000	740,000	677,800	630,900	563,700	494,000	426,800	377,500	332,700	305,700	283,300	251,800	229,400	207,000
	トルコ	730,000	670,000	614,000	571,600	511,300	448,400	388,000	343,300	303,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
	バハレーン	910,000	890,000	815,900	760,000	682,200	600,200	522,400	462,300	410,400	376,600	350,700	308,200	282,200	256,300
	南イエメン	960,000	940,000	865,300	806,800	729,000	645,000	567,200	503,000	451,100	412,300	386,400	335,200	309,200	283,300
	レバノン	950,000	920,000	846,600	789,400	711,600	628,400	550,600	487,600	435,700	399,000	373,100	325,300	299,300	273,400
アフリカ	アルジェリア	850,000	780,000	712,700	663,300	592,300	518,900	448,000	396,200	348,900	320,600	297,000	264,300	240,600	217,000
	アンゴラ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ウガンダ	870,000	840,000	776,900	724,600	654,300	578,600	508,300	450,200	403,400	369,100	345,700	300,400	276,900	253,500
	エジプト	980,000	810,000	734,200	682,400	606,500	529,300	453,400	400,300	349,700	322,400	297,100	267,200	241,800	216,500
	エティオピア	940,000	910,000	840,900	784,000	706,900	624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
	ガーナ	1,000,000	970,000	894,300	833,700	752,800	665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
	カーボ・ヴェルデ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ガボン	980,000	950,000	875,600	816,300	735,400	649,100	568,200	503,100	449,200	411,400	384,500	335,600	308,600	281,700
	カメルーン	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ガンビア	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ギニア	1,000,000	970,000	894,300	833,700	752,800	665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
	ギニア・ビサオ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	ケニア	800,000	700,000	635,400	590,700	525,300	458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
	コモロ	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100	523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
	コンゴー	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ザイール	1,050,000	970,000	894,300	833,700	752,800	665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
	サントメ・プリンシペ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ザンビア	780,000	760,000	699,700	652,100	586,700	517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
	シエラ・レオーネ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ジブティ	940,000	910,000	840,900	784,000	706,900	624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
	ジンバブエ	720,000	700,000	635,400	590,700	525,300	458,700	393,400	347,300	303,800	280,000	258,200	231,900	210,100	188,300
	スーダン	970,000	940,000	871,000	812,100	733,700	649,100	570,700	506,100	453,800	414,800	388,600	337,200	311,100	284,900
	スワジランド	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100	523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
	セイシェル	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100	523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
	赤道ギニア	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	セネガル	840,000	820,000	747,500	695,600	621,000	543,800	469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
	象牙海岸共和国	1,000,000	920,000	844,900	786,900	706,000	620,900	540,000	477,800	423,900	389,000	362,100	318,500	291,500	264,600
	ソマリア	940,000	910,000	840,900	784,000	706,900	624,300	547,100	484,500	433,100	396,500	370,800	323,200	297,500	271,800
	タンザニア	990,000	910,000	842,100	785,200	709,900	628,400	553,100	490,500	440,300	402,300	377,200	326,900	301,800	276,700
	チャード	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	中央アフリカ	1,000,000	970,000	894,300	833,700	752,800	665,700	584,800	518,500	464,600	424,700	397,800	345,500	318,500	291,600
	チュニジア	690,000	670,000	612,200	569,100	506,200	442,100	379,300	334,900	293,000	270,000	249,100	223,600	202,600	181,700
	トーゴー	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ナイジェリア	1,090,000	1,000,000	923,400	860,700	776,700	686,500	602,500	534,100	478,100	437,200	409,200	355,900	327,900	299,900
	ニジェール	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ブルキナ・ファソ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ブルンディ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	ベナン	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000

地域	所在国	号別													
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	ボツワナ	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100	523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
	マダガスカル	870,000	850,000	782,800	730,100	659,100	582,800	511,900	453,400	406,100	371,600	348,000	302,500	278,800	255,200
	マラウイ	780,000	760,000	699,700	652,100	586,700	517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
	マリ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	南アフリカ共和国	770,000	700,000	638,800	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
	モーリシァス	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100	523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600
	モーリタニア	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	モザンビーク	780,000	760,000	699,700	652,100	586,700	517,200	451,900	400,000	356,500	326,800	305,000	266,700	244,900	223,100
	モロッコ	690,000	670,000	612,200	569,100	506,200	442,100	379,300	334,900	293,000	270,000	249,100	223,600	202,600	181,700
	リビア	920,000	900,000	830,400	774,400	700,300	620,100	546,100	484,300	434,900	397,400	372,700	322,700	298,000	273,300
	リベリア	970,000	940,000	871,000	812,100	733,700	649,100	570,700	506,100	453,800	414,800	388,600	337,200	311,100	284,900
	ルワンダ	1,010,000	980,000	904,700	843,300	759,300	669,900	585,900	518,700	462,700	423,900	395,900	346,000	318,000	290,000
	レソト	810,000	780,000	718,400	668,600	597,100	523,000	451,500	399,300	351,600	323,100	299,300	266,300	242,500	218,600

二　総領事館

地域	所在地	号別													
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
アジア	カルカタ	640,000	587,400	529,600	467,500	409,600	362,800	324,200	297,000	277,700	241,800	222,500	203,200		
	ボンベイ	610,000	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100		
	マドラス	610,000	550,000	492,200	431,800	373,900	330,900	292,300	268,400	249,100	220,700	201,400	182,100		
	ウジュン・パンダン	670,000	614,400	553,400	488,200	427,200	378,300	337,600	309,400	289,100	252,200	231,800	211,500		
	ジャカルタ	610,000	553,000	492,000	429,700	368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700		
	スラバヤ	610,000	553,000	492,000	429,700	368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700		
	メダン	610,000	553,000	492,000	429,700	368,700	325,600	284,900	262,600	242,300	217,400	197,000	176,700		
	バンコック	590,000	536,800	477,700	417,300	358,200	316,300	276,900	255,200	235,500	211,200	191,400	171,700		
	釜山	590,000	517,700	457,900	398,200	338,500	298,700	258,800	238,900	219,000	199,100	179,200	159,300		

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	広州	650,000	587,700	525,500	460,800	398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	193,700
	上海	670,000	587,700	525,500	460,800	398,600	352,600	311,100	285,800	265,000	235,200	214,500	193,700
	瀋陽	720,000	654,500	592,300	524,700	462,500	409,800	368,300	336,800	316,000	273,400	252,700	231,900
	カラチ	600,000	528,500	473,100	415,200	359,800	318,400	281,500	258,400	240,000	212,400	193,900	175,500
	マニラ	610,000	555,400	496,900	435,900	377,400	333,900	294,900	270,800	251,300	222,800	203,300	183,800
	ペナン	620,000	558,400	496,800	433,900	372,300	328,700	287,700	265,100	244,600	219,500	198,900	178,400
	香港	640,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
北米	アガナ	690,000	620,100	548,600	477,000	405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
	アトランタ	620,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	アンカレッジ	690,000	620,100	548,600	477,000	405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
	カンザス・シティ	600,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	サン・フランシスコ	620,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	シアトル	620,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	シカゴ	620,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	ニュー・オルリンズ	620,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	ニュー・ヨーク	770,000	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
	ヒューストン	620,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	ポートランド	600,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	ボストン	680,000	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
	ホノルル	680,000	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
	ロス・アンジェルス	620,000	539,200	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400	186,700	165,900
	ヴァンクーヴァー	570,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
	ウィニペッグ	550,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
	エドモントン	550,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
	トロント	570,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
	モントリオール	550,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
中南米	クリチバ	510,000	458,400	405,500	352,600	299,700	264,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
	サン・パウロ	520,000	458,400	405,500	352,600	299,700	264,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
	ベレーン	560,000	506,900	454,000	398,600	345,700	306,000	270,700	248,500	230,800	204,100	186,500	168,800
	ポルト・アレグレ	510,000	458,400	405,500	352,600	299,700	264,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
	マナオス	600,000	544,300	491,400	434,300	381,400	337,900	302,600	277,100	259,400	225,200	207,600	189,900
	リオ・デ・ジャネイロ	520,000	458,400	405,500	352,600	299,700	264,500	229,200	211,600	193,900	176,300	158,700	141,000
	レシフエ	530,000	482,900	430,000	375,800	322,900	285,200	249,900	230,300	212,600	190,400	172,800	155,100
	リマ	630,000	571,600	511,300	448,400	388,000	343,300	303,100	278,300	258,200	229,000	208,900	188,800
欧州	ミラノ	720,000	652,500	577,200	501,900	426,600	376,400	326,200	301,100	276,000	251,000	225,900	200,800
	ジュネーヴ	870,000	782,000	691,700	601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
	バルセロナ	660,000	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
	ラス・パルマス	660,000	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
	ナホトカ	900,000	796,000	719,400	636,700	560,200	496,800	445,700	407,300	381,800	331,000	305,500	280,000
	ハバロフスク	820,000	749,200	672,600	591,900	515,400	456,100	405,000	371,600	346,100	304,000	278,500	253,000
	レニングラード	770,000	695,600	621,000	543,800	469,100	414,900	365,100	335,600	310,700	276,700	251,800	226,900
	デュッセルドルフ	870,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
	ハンブルグ	840,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
	フランクフルト	840,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
	ベルリン	870,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
	ボン	840,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
	ミュンヘン	840,000	754,900	667,800	580,700	493,600	435,500	377,500	348,400	319,400	290,400	261,300	232,300
	パリ	760,000	684,800	605,800	526,800	447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
	マルセイユ	760,000	684,800	605,800	526,800	447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
	ロンドン	690,000	620,100	548,600	477,000	405,500	357,800	310,100	286,200	262,400	238,500	214,700	190,800
大洋州	シドニー	570,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
	パース	550,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	ブリスベン	550,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
	メルボルン	570,000	501,500	443,700	385,800	327,900	289,400	250,800	231,500	212,200	192,900	173,600	154,300
	オークランド	640,000	576,900	510,400	443,800	377,200	332,900	288,500	266,300	244,100	221,900	199,700	177,500
	ポート・モレスビー	770,000	697,700	630,500	557,900	490,700	434,700	389,900	356,700	334,300	290,000	267,600	245,200
中近東	ホラムシャハル	960,000	876,800	791,000	698,900	613,000	543,400	486,200	444,600	416,000	362,100	333,500	304,900
	ジェッダ	830,000	757,000	682,900	603,500	529,500	468,900	419,500	384,100	359,400	312,800	288,100	263,400
	イスタンブル	610,000	550,000	486,600	423,100	359,600	317,300	275,000	253,900	232,700	211,600	190,400	169,200
アフリカ	プレトリア	680,000	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500

三　領事館

地域	所在地	号別											
		領事館の長	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	コタ・キナバル	610,000	569,100	506,200	442,100	379,300	334,900	293,000	270,000	249,100	223,600	202,600	181,700
中南米	エンカルナシオン	660,000	614,700	549,300	481,500	416,200	368,100	324,600	298,200	276,400	245,600	223,800	202,000

四　政府代表部

地域	所在地	号別												
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
北米	ニューヨーク（国際連合）	910,000	700,000	638,800	593,200	524,700	456,300	387,900	342,200	296,600	273,800	251,000	228,200	205,300	182,500
欧州	ジュネーヴ（在ジュネーヴ国際機関）	1,200,000	930,000	842,100	782,000	691,700	601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
	（軍縮会議）	960,000	930,000	842,100	782,000	691,700	601,500	511,300	451,100	391,000	360,900	330,800	300,800	270,700	240,600
	パリ（経済協力開発機構）	1,050,000	810,000	737,500	684,800	605,800	526,800	447,800	395,100	342,400	316,100	289,700	263,400	237,100	210,700
	ブラッセル（欧州共同体）	940,000	810,000	731,600	679,400	601,000	522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300	235,200	209,000

附　則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

（目的等）

第一条　この法律は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。

2　この法律において、「国際博覧会条約」とは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

（国際花と緑の博覧会政府代表）

第二条　外務省に、国際花と緑の博覧会政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

2　代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（任務）

第三条　代表は、国際花と緑の博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（同条約第二十七条の規定に基づいて制定された国際花と緑の博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより日本国政府を代表することを任務とする。

第四条　関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置を執るものとする。

（任免）

第五条　代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

2　代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第六条　代表の俸給月額は、百三万九千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

1　この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

2　この法律は、国際花と緑の博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

文化交流に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十二年一月二十七日付けの両国外務大臣間の交換公文及び千九百七十三年十月十日付けの両国外務大臣間の交換公文が両国間の文化交流の発展を促進してきたことを考慮し、

文化、教育及び学術の分野における両国間の交流を更に拡大することが両国の国民の間の相互理解の増進及び両国間の関係の進展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

両締約国政府は、文化、教育及び学術の分野における両国間の交流を発展させるものとし、相互主義の原則に基づきこの協定を適用する。

この協定に基づく交流に参加する一方の国の国民及び団体は、他方の国において、当該他方の国の国内法令を遵守しなければならない。

各締約国政府は、自国において、この協定に基づく交流に参加する他方の国の国民及び団体に対し、活動及び滞在のために必要な便宜を与える。

第二条

両締約国政府は、特に次の方法による文化の分野における交流を奨励する。

(a)　芸術家、文化機関の職員その他の文化の分野の活動に従事する者の交換

(b)　芸術家の団体の間又は文化機関の間における協力

(c)　展示会、演奏会及び舞台芸術の実施

(d)　講演、セミナー及び会議の実施

(e)　テレビジョン、ラジオ及び映画の分野における協力

(f)　文化の分野における出版物の交換

第三条

各締約国政府は、他方の国の文化、文学、歴史、社会制度及び生活様式についての理解の増進を目的として次のことを行う。

(a)　自国において、他方の国による展示会、演奏会及び舞台芸術の実施を奨励すること。この場合において、第十九条2の規定に従つて作成される計画に含まれるものについては、これに関する他方の国の国民又は団体に対する支払の形態及び種類につき、両国間の文化交流の拡大のため、両国の関係当事者の間の協議の結果を考慮し、必要に応じ、第十九条1に規定する日ソ文化交流委員会で協議するものとする。

(b)　自国において、他方の締約国政府に対し、展示会、演奏会及び舞台芸術を政府レベルで実施する機会を与えるものとし、それらの実施の時期、回数、場所その他の条件につき他方の締約国政府と合意すること。

第四条

1　両締約国政府は、テレビジョン及びラジオの分野において、番組の交換及び共同制作、番組の素材の準備に必要な援助のそれぞれの国における提供、テレビジョン及びラジオの分野の活動に従事する者の交換その他の方法による交流を奨励する。

2　各締約国政府は、自国の法令及び慣行に従つて、他方の国の代表者が、当該他方の国の文化、文学、歴史、社会制度及び生活様式を理解させることを目的として自国のテレビジョン又はラジオに出演する機会を与える。

第五条

1　両締約国政府は、映画の分野において、映画フィルムの営利的又は非営利的目的のための交換、映画フィルムの共同制作、映画の分野の活動に従事する者の交換その他の方法による交流を奨励する。

2　各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、自国において毎年映画祭を政府レベルで実施する機会を与える。

第六条

両締約国政府は、特に次の方法による教育及び学術の分野における交流を奨励する。

(a)　研究、講演又は修学のための教授その他の高等教育機関の教員及び高等教育機関の学生の交換

(b)　研究、講演又は視察のための学者及び研究員の交換

(c)　高等教育機関の間又は研究機関の間における協力

(d)　講演、セミナー及び会議の実施

(e)　高等教育機関用の出版物、学術的内容の出版物及び視聴覚資材の交換

第七条

1　両締約国政府は、相互に関心を有する教育及び学術の分野における研究、講演又は修学を目的とする教授その他の高等教育機関の教員又は高等教育機関の学生の交換を行う。

2　両締約国政府は、相互に関心を有する教育及び学術の分野における研究、講演又は視察を目的とする学者及び研究員の交換を行う。

第八条

両締約国政府は、それぞれの国において、他方

の国の国民に対し、研究又は修学のための奨学金その他の便宜を与えることを奨励する。

第九条

両締約国政府は、それぞれの国において、高等教育機関及び研究機関における他方の国の言語、文学、芸術、歴史、経済、社会制度その他の側面についての教育及び研究を奨励する。

第十条

両締約国政府は、両国の学位及び教育に関する資格証書の同等性についての相互評価に資するような情報の交換について協力する。

第十一条

1　各締約国政府は、それぞれの国において定められた手続に従い、他方の国の国民に対し、研究、修学その他のこの協定に合致した目的のために図書館、博物館、美術館、公文書館その他の文化的性質を有する施設を利用する機会を与える。

2　両締約国政府は、1に規定する施設の間における交流を奨励する。

第十二条

両締約国政府は、著作権の分野における両国の団体の間の協力を奨励し、それぞれの国において、他方の国の文学的、音楽的、美術的又は学術的内容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励する。

第十三条

1　両締約国政府は、両締約国政府の間で合意される手続に従つて、それぞれの国の公の刊行物を交換する。

2　両締約国政府は、両締約国政府の間で合意される手続に従つて、それぞれの国の政府の機関が発行する広報資料を他方の国において配布することができる。

第十四条

両締約国政府は、両国の報道関係者の団体の間又は報道機関の間における交流を奨励するとともに、それぞれの国において、他方の国の報道関係者に対し、職務上の接触を含む任務の遂行について便宜を与える。

第十五条

両締約国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

第十六条

両締約国政府は、両国の国民の間の相互理解を増進するため、両国間における観光旅行を奨励する。

第十七条

両締約国政府は、この協定の目的に従つて行われる両国の各種団体及び機関の間の文化、教育及び学術の分野における交流を奨励する。

第十八条

この協定のいかなる規定も、いずれか一方の国の査証の付与並びに外国人の入国、在留及び出国に関する法令に影響を与えるものとみなされてはならない。

第十九条

1　両締約国政府は、日ソ文化交流委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、少なくとも二年に一回日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦において交互に会合する。各締約国政府は、委員会の会合のためにそれぞれの委員を任命する。

2　委員会は、その任務として、この協定の実施状況の検討、この協定の実施に関する二年間の計画の相互主義の原則に基づく作成並びに文化、教育及び学術の分野における両国間の交流に関する問題についての意見交換を行う。

3　2に規定する計画は、各締約国政府がそれぞれの国の法令に従つて実施を確保するものとし、各締約国政府がそれぞれの国の法令により定められた手続に従つて当該計画を承認したことを通知する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

4　2の規定は、委員会により作成される二年間の計画に含まれない両国間の文化、教育及び学術の分野における交流を妨げるものではない。

両締約国政府は、可能な範囲内で、そのような交流について相互に通報する。

第二十条

両締約国政府は、この協定の規定の実施に関する細目及び手続につき合意することができる。

第二十一条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。

第二十二条

この協定は、六年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を他方の締約国政府に対し文書により通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十六年五月三十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
安倍晋太郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
E・シェヴァルナッゼ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約

日本国政府及びカナダ政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1　この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a)　カナダにおいては、
カナダ政府によつて課される各種の所得税（以下「カナダの租税」という。）

(b)　日本国においては、
(i)　所得税
(ii)　法人税
（以下「日本国の租税」という。）

2　この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「カナダ」とは、地理的意味で用いる場合には、カナダの領域をいい、次のものを含む。
(i)　カナダの領域の外側に位置する区域で国際法及びカナダの法令に基づきカナダが海底及びその下並びに海底及びその下にある天然資源に関し権利を行使することができるもの
(ii)　(i)にいう区域の上部水域でカナダが国際法において権利を認められているもの

(b)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はカナダをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はカナダの租税をいう。

(e)「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i)「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機の航行(他方の締約国内の地点の間における貨客の運送を主たる目的とした航行を除く。)をいう。

(j)「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、カナダについては、国税大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2　一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つている場所をいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3　建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4　1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a)　企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b)　企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c)　企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d)　企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e)　企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f)　(a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5　1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6　企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行つているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7　一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1　一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかいないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3　1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4　1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1　一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該一方の締約国の企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3　恒久的施設の利得を決定するに当つては、損金に算入される費用で当該恒久的施設のために生じたもの(経営費及び一般管理費を含む。)は、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4　2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではな

い。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5　恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6　1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7　他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1　一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条

(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

第十条

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b)　その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当又は配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設若しくは固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府（地方政府及び地方公共団体を含む。）、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府（地方政府及び地方公共団体を含む。）、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4　3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a)　カナダについては、

(i)　カナダ中央銀行

(ii)　カナダ輸出開発公社

(iii)　カナダ政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

(b)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　日本輸出入銀行

(iii)　海外経済協力基金

(iv)　国際協力事業団

(v)　日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5　この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び所得の生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

6　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定

的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8　利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。その場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3　この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5　使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6　使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3　一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　一方の締約国の居住者が1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1　一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1　次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b)　報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1　第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として

他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2　一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

1(a)　政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2　一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第十九条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十条

1　一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十一条

1　カナダにおいては、二重課税は次の方法により回避される。

(a)　納付された外国の租税をカナダにおいて納付される租税から控除することに関するカナダの法令の現行の規定及びこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の基本的原則に影響を及ぼさないものに従うことを条件として、日本国で生ずる利得、所得又は収益について日本国において納付される租税は、当該利得、所得又は収益について納付されるカナダの租税から控除される。ただし、カナダの法令において当該控除より一層有利な控除又は救済が規定されている場合はこの限りではない。

(b)　関連外国法人の非課税剰余の決定に関するカナダの法令の現行の規定及びこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の基本的原則に影響を及ぼさないものに従うことを条件として、カナダの租税の算定上、カナダの居住者である法人は、課税の対象となる所得を算定する場合に当該法人が受け取る日本国の居住者である関連外国法人の非課税剰余からの配当を控除することを認められる。

この1の規定の適用上、この条約の規定に従つて日本国で課税されるカナダの居住者の利得、所得又は収益は、日本国内の源泉から生じたものとされる。

2　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a)　日本国の居住者がこの条約の規定に従つてカナダにおいて租税を課される所得をカナダにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるカナダの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b)　カナダにおいて取得される所得が、カナダの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるカナダの租税を考慮に入れるものとする。

第二十二条

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない個人にも、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

3　この条のいかなる規定も、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

4　一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業であつてその資本の全部又は一部が第三国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものに課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5　この条において、「租税」とは、この条約の対

象である租税をいう。

第二十三条

1　いずれか一方の又は双方の締約国の措置により又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、書面により申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から二年以内に、しなければならない。

2　権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。

3　両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十四条

1　両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）を実施するため、又はこれらの租税に関する脱税を防止するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所を含む。）に対してのみ開示することができる。

2　1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十五条

1　この条約の規定は、一方の締約国が課する租税の額を決定するに当たり適用される当該一方の締約国の法令又は両締約国政府の間の他の協定によって現在又は将来認められる非課税、免税、所得控除、税額控除その他の租税の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

2　この条約は、3に規定する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

3　2の規定は、第十八条、第十九条及び第二十一条から第二十三条までに定める特典に影響を及ぼすものではない。

第二十六条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条

1　この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにオタワで交換されるものとする。

2　この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a)　カナダにおいては、

(i)　この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた又は貸記された金額について源泉徴収される租税

(ii)　この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税

(b)　日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3　千九百六十四年九月五日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約は、2の規定に従ってこの条約が適用される所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

4　3に規定する千九百六十四年九月五日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の終了は、千九百二十九年九月二十一日にオタワで交換された公文により構成された船舶の運用から生じた利得に対する所得税の相互免除に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定を再び適用することを意味するものではない。当該協定は、この条約が効力を生ずる時に終了する。

第二十八条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a)　カナダにおいては、

(i)　終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた又は貸記された金額について源泉徴収される租税

(ii)　終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税

(b)　日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十六年五月七日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
安倍晋太郎

カナダ政府のために
B・C・スティアーズ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第三条1(e)に関し、「者」には、遺産及び信託財産を含む。

2　条約第四条2に関し、双方の締約国の居住者に該当する個人又は法人については、次の原則を適用して、問題を合意により解決する。

(a)　個人については、

(i)　当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居が双方の締約国に存在する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係のより密接な（中核となる重要な利害関係を有する）締約国の居住者とみなす。

(ii)　中核となる重要な利害関係を有する締約国の決定ができない場合又はその使用する

恒久的住居がいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、その常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(iii) 常用の住居が双方の締約国に存在する場合又はいずれの締約国にも存在しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(b) 法人については、当該法人が国民である締約国の居住者とみなす。

3 条約第六条及び第十三条に関し、カナダにおいては、不動産の譲渡から生ずる所得は、条約第六条1の規定に従つて課税される。

4 条約第七条1に関し、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行つていた場合において、その企業が当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行うことをやめた後、当該恒久的施設に帰せられる利得を得たときは、当該利得に対しては、条約第七条に定める原則に従つて、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 条約第十一条5の規定にかかわらず、カナダにおいては、条約第十条3に規定する「配当」には、利得の分配として取り扱われる債券又は社債から生じた所得を含む。

6 条約第十五条1及び2並びに第二十五条2の規定にかかわらず、一方の締約国内にある大学、学校その他の教育機関において教育を行うため条約の効力発生の日の前に当該一方の締約国に入国し、かつ、二年を超えない期間滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその入国の直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育に係る報酬につき当該一方の締約国において租税を免除する。

7 (a) 条約のいかなる規定も、カナダが、日本国の居住者である法人の収益（船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得するものを除く。）で当該法人のカナダの国内にある恒久的施設に帰せられるものに対し、当該法人がカナダの居住者であるとしたならばその利得に対して課されることとなる租税に加えて租税を課することを妨げるものと解してはならない。この7の規定において、「収益」とは、いずれかの課税年度及びその課税年度の前の数年度においてカナダの国内にある恒久的施設に帰せられる事業利得（当該恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産の譲渡から生ずる収益を含む。）のうち、次の(i)から(iii)までに掲げるものの合計額を超える額をいう。

(i) そのいずれかの課税年度及びその課税年度の前の数年度において当該恒久的施設に帰せられる事業上の損失（当該恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産の譲渡から生じた損失を含む。）

(ii) カナダにおいて当該利得に対して課されたすべての租税（この7の規定にいう付加的な租税を除く。）

(iii) カナダの国内で再投資された利得。ただし、その額は、この条約の署名の日に施行されているカナダの国内にある資産に対する投資についての控除の算定に関するカナダの所得税法第二百十九条1(h)の規定及びこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の基本的原則に影響を及ぼさないものに従つて、決定する。

(b) (a)の規定は、いずれかの課税年度及びその課税年度の前の数年度におけるその法人及びその法人と同一又は類似の事業を行うその法人と関連する法人の収益の総額が五十万カナダ・ドル（五〇〇、〇〇〇カナダ・ドル）又は両締約国の権限のある当局間で随時合意する額を超える場合にその超過分についてのみ適用される。この(b)の規定において、一方の法人が他方の法人を直接若しくは間接に支配しているか又は双方の法人が直接若しくは間接に同一の者若しくは複数の者に支配されているときは、一方の法人は、他方の法人と関連するものとする。

(c) (a)の規定の適用上、付加的な租税の額は、付加的な租税を課されていない収益の額の十パーセントを超えないものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十六年五月七日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
安倍晋太郎

カナダ政府のために
B・C・スティアーズ

多数国間投資保証機関を設立する条約

前文

締約国は、

経済開発のための国際協力を強化すること及び対外投資全般、特に民間対外投資の経済開発への寄与を助長することが必要であることを考慮し、

開発途上国への対外投資の流れが、非商業的危険についての懸念を軽減することにより、助長され、更に促進されることを認め、

対外投資の待遇に関する公正なかつ安定した基準に基づき、開発途上国の開発についての需要、政策及び目的に適合する条件の下で、開発途上国への生産的目的のための資本及び技術の流れを増大させることを希望し、

多数国間投資保証機関が、非商業的危険を扱う国家的又は地域的な投資保証制度及び民間の保険事業者を補完することにより対外投資の促進について重要な役割を果たすことができることを確信し、

多数国間投資保証機関ができる限り請求払資本に依存することなく義務を果たすべきこと及び投資環境の継続的な改善がこのような目標の達成に資することを認識し、

次のとおり協定した。

第一章　設立、地位、目的及び定義

第一条　機関の設立及び地位

(a) この条約により多数国間投資保証機関（以下「機関」という。）を設立する。

(b) 機関は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行う能力を有する。

(i) 契約を締結すること。

(ii) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。

(iii) 訴えを提起すること。

第二条　目的

機関は、加盟国間の、特に開発途上加盟国への生産的目的のための投資の流れを促進し、もつて国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）、国際金融公社その他の国際開発金融機関の活動を補足することを目的とする。

機関は、その目的を達成するため次のことを行う。

(a) 加盟国における他の加盟国からの投資に関する非商業的危険に対する保証（協調保険及び再保険を含む。）

(b) 開発途上加盟国への投資及び開発途上加盟国間の投資の流れを促進するための適切かつ補完的な活動

(c) 機関の目的の達成に必要な又は望ましい他の付随的な権限の行使

機関は、この条の規定をそのすべての決定の指針とする。

第三条　定義

この条約の適用上、

(a) 「加盟国」とは、第六十一条の規定により自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

(b) 「投資受入国」又は「投資受入国政府」とは、機関が保証し若しくは再保険を引き受けている投資又は保証若しくは再保険の引受けを検討している投資が自国の領域（第六十六条に規定する領域に限る。）内で行われる加盟国又

はその政府若しくは公の当局をいう。

(c)「開発途上加盟国」とは、付表Aに開発途上加盟国として掲げる加盟国をいう。第三十条の総務会（以下「総務会」という。）は、同付表を随時改正することができる。

(d)「特別多数」とは、機関の総投票権数の三分の二以上で、かつ、応募済株式数の五十五パーセント以上を代表する賛成票をいう。

(e)「自由利用可能通貨」とは、次の通貨をいう。

(i) 国際通貨基金が自由利用可能通貨として随時指定する通貨

(ii) 自由に利用可能な及び実効的に使用可能な他の通貨であつて、第三十条の理事会（以下「理事会」という。）が国際通貨基金と協議した後、当該他の通貨に係る国の承認を得てこの条約の適用のために指定するもの

第二章　加盟国の地位及び資本

第四条　加盟国の地位

(a) 機関の加盟国の地位は、銀行のすべての加盟国及びスイスに開放する。

(b) 原加盟国とは、付表Aに掲げる国で千九百八十七年十月三十日までにこの条約の締約国となるものをいう。

第五条　資本

(a) 機関の授権資本は、十億特別引出権（一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇特別引出権）とする。授権資本は、それぞれ一万特別引出権の額面価額を有する十万株の株式に分けるものとし、加盟国は、この株式に応募することができる。授権資本に関する加盟国のすべての払込義務は、千九百八十一年一月一日から千九百八十五年六月三十日までの期間の特別引出権の合衆国ドルによる表示額の平均値である一特別引出権当たり一・〇八二合衆国ドルを基準として履行する。

(b) 新たな加盟国の加盟を承認するに当たり、当該加盟国が次条の規定に従つて株式に応募するための授権資本株式が不足する場合には、その不足する限度において、授権資本を増額する。

(c) 総務会は、いつでも、特別多数による議決で、機関の授権資本を増額することができる。

第六条　株式への応募

機関の原加盟国は、付表Aにおいてそれぞれの国名に対応して掲げる数の株式に額面で応募する。その他の加盟国は、総務会が決定する数及び条件に従つて株式に応募する（ただし、その発行価格は、いかなる場合にもその額面価額を下回つてはならない。）。いかなる加盟国も、五十株未満の数の株式に応募することはできない。総務会は、加盟国が授権資本の追加的な株式に応募するための規則を決定することができる。

第七条　応募済資本の区分及び払込請求

加盟国は、当初の応募額を次のとおり払い込む。

(i) この条約が各加盟国について効力を生ずる日から九十日以内に、株式の価格の十パーセントは次条(a)の規定に従つて現金で払い込み、追加の十パーセントは機関の債務を履行するために理事会の決定に従つて現金化される譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する債務証書の形で払い込む。

(ii) 残額は、機関の債務の履行に必要な場合に、機関から払込請求を受ける。

第八条　株式応募額の払込み

(a) 応募額の払込みは、自由利用可能通貨で行う。ただし、開発途上加盟国は、前条(i)の規定に従つて現金で払い込むべき応募額の二十五パーセントまでは、自国通貨で払い込むことができる。

(b) 応募額の未払込部分についての払込請求は、すべての株式について一律に行う。

(c) 機関は、払込請求により受領した額が当該請求を必要とした債務を履行するために十分でない場合には、受領総額が当該債務を履行するために十分なものとなるまで、未払込みの応募額について引き続き払込請求を行うことができる。

(d) 株式に基づく責任は、発行価格の未払込部分相当額を限度とする。

第九条　通貨の評価

この条約の適用上、いずれかの通貨の価値を他の通貨で決定することが必要となる場合には、その価値は、機関が国際通貨基金と協議した上で合理的に決定する。

第十条　返還

(a) 機関は、次の場合には、加盟国に対してできる限り速やかに応募済資本のうち払込請求により払い込まれた額の全部又は一部を返還する。

(i) 払込請求が保証契約又は再保険契約から生じた請求の支払のために行われ、その後機関がその支払の全部又は一部を自由利用可能通貨で回収した場合

(ii) 払込請求が加盟国の払込義務の不履行を理由として行われ、その後当該加盟国がその義務の全部又は一部を履行した場合

(iii) 総務会が、特別多数による議決で、機関の財務状況に照らして払込請求により払い込まれた額の全部又は一部を機関の収入から返還することが可能であると決定する場合

(b) この条の規定に従つて行う加盟国への返還は、当該返還に先立つ払込請求により払い込まれた総額に占める当該加盟国が払い込んだ額の割合に応じて自由利用可能通貨で行う。

(c) この条の規定に従つて加盟国に返還した額に相当する額は、第七条(ii)の規定により当該加盟国が負う請求払資本についての債務の一部となる。

第三章　業務

第十一条　対象となる危険

(a) 機関は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、次の一又は二以上の危険から生ずる損失に対して、対象となる投資を保証することができる。

(i) 送金

投資受入国の通貨を自由利用可能通貨又は被保証人が受け入れることのできる他の通貨に交換して国外に送金することに対する当該投資受入国政府の責めに帰すべき制限の導入（被保証人によるこのような送金の申込みに対して当該投資受入国政府が合理的な期間内に対応しないことを含む。）

(ii) 収用及びこれに類する措置

投資受入国政府の責めに帰すべき立法上の措置又は行政上の作為若しくは不作為であつて、被保証人がその投資を所有し若しくは支配する権利又はその投資から生ずる実質的な利益を得る権利を剝奪する効果を有するもの。ただし、政府が自国の領域内における経済活動を規制するために通常とる非差別的な措置で一般的に適用されるものについては、この限りでない。

(iii) 契約違反

次のいずれかの場合における投資受入国政府と被保証人との契約の当該投資受入国政府による否認又は違反

(a) 被保証人が、契約の否認又は違反についての請求を決定する司法裁判所又は仲裁裁判所に訴えることができない場合

(b) (a)の裁判所による決定が機関の規則に従つて保証契約に定める合理的な期間内に行われない場合

(c) (a)の裁判所による決定を執行することができない場合

(iv) 戦争及び国内争乱

第六十六条の規定によりこの条約が適用される投資受入国の領域内における軍事活動又は国内争乱

(b) 理事会は、特別多数による議決で、投資者及び投資受入国の共同申請により、(a)に規定する危険以外の特定の非商業的危険をこの条の対象とする危険に含めることができる。ただし、通貨価値の切下げ又は下落の危険については、この限りでない。

(c) 次の損失は、対象とならない。

(i) 投資受入国政府の作為又は不作為であつ

て、被保証人が同意し又は責任を有するものから生ずる損失

(ii) 保証契約の締結前に生じた投資受入国政府の作為又は不作為その他の事由から生ずる損失

第十二条　対象となる投資

(a) 対象となる投資には、持分の取得（当該持分の取得の対象となった企業の持分の保有者が実行し又は保証する中期又は長期の貸付けを含む。）及び理事会が決定する形態の直接投資を含む。

(b) 理事会は、特別多数による議決で、その他の中期又は長期の形態の投資を対象とすることができる。ただし、(a)の貸付け以外の貸付けについては、機関が対象とし又は対象とすることとなっている特定の投資に関連する場合に限る。

(c) 保証は、機関が保証の申請を登録した後に実施される当該申請に係る投資に限つて行う。この投資には、次のものを含む。

(i) 既存の投資の近代化、拡張及び発展のために行う外国為替による送金

(ii) 既存の投資から生ずる利益で投資受入国の国外に送金することができるものの使用

(d) 機関は、投資を保証するに当たり、次の事項を確認する。

(i) 投資が経済的な健全性を有し及び投資受入国の開発に寄与するものであること。

(ii) 投資が投資受入国の法令に従うものであること。

(iii) 投資が投資受入国の表明する開発目的及び優先度に適合するものであること。

(iv) 投資受入国の投資環境（投資が公正かつ衡平な待遇及び法的保護を受けることができることを含む。）

第十三条　対象となる投資者

(a) (i)の条件を満たす自然人並びに(ii)及び(iii)の条件のいずれも満たす法人は、機関の保証を受けることができる。

(i) 投資受入国以外の加盟国の国籍を有すること。

(ii) 加盟国内で設立され、かつ、主たる営業所が加盟国に存在すること又は加盟国若しくは加盟国の国籍を有する者が過半数の資本を所有すること。ただし、当該加盟国が投資受入国である場合を除く。

(iii) 商業的な原則に基づいて活動を行うこと（民間の法人であるかないかを問わない。）。

(b) (a)の規定の適用上、投資者が二以上の国籍を有する場合には、加盟国の国籍は非加盟国の国籍に優先し、投資受入国の国籍は他の加盟国の国籍に優先する。

(c) 理事会は、特別多数による議決で、投資者及び投資受入国の共同申請により、投資受入国の国籍を有する自然人、投資受入国で設立された法人及び投資受入国の国籍を有する者が過半数の資本を所有する法人を対象とすることができる。ただし、投資される資産が投資受入国の国外から移転される場合に限る。

第十四条　対象となる投資受入国

開発途上加盟国の領域内で行われる投資のみが、この章の規定に基づいて保証される。

第十五条　投資受入国の同意

機関は、対象として指定した危険について機関が保証することに投資受入国政府が同意する前に、いかなる保証契約も締結してはならない。

第十六条　条件

保証契約の条件は、理事会の設ける規則に従つて機関が決定する。ただし、機関は、保証した投資の損失の全部をてん補してはならない。保証契約は、理事会の指揮の下に、総裁が承認する。

第十七条　請求に対する支払

総裁は、理事会の指揮の下に、保証契約及び理事会が策定する政策に従い被保証人の請求に対する支払を決定する。保証契約には、機関による支払の前に被保証人が状況からみて適当な行政上の救済措置を求めなければならないことを定める。ただし、この救済措置は、投資受入国の法令上容易に利用可能なものに限る。保証契約には、請求権を生じさせる事態の発生と請求に対する支払との間に一定の合理的な期間を置くことを定めることができる。

第十八条　代位

(a) 機関は、被保証人に対する補償の支払又は支払の同意に当たり、保証した投資について被保証人が投資受入国その他の債務者に対して有していた請求権その他の権利を代位する。保証契約には、代位の条件を定める。

(b) 加盟国は、(a)の規定に基づく機関の権利を認める。

(c) 機関は、(a)の規定に基づく代位者として取得した投資受入国の通貨の使用及びこれと他の通貨との交換に関して、被保証人が当該投資受入国から与えられる待遇と同等の有利な待遇を当該投資受入国から与えられる。機関は、すべての場合において、当該投資受入国の通貨を機関の運営経費その他の経費の支払に使用することができる。機関は、また、当該通貨を自由に使用することができないときは、当該通貨の他の使用につき投資受入国と取極を締結するよう努める。

第十九条　国家的又は地域的団体との関係

機関は、加盟国の国家的団体及び加盟国が過半数の資本を有する地域的団体であつて機関の活動と同様の活動を行うものの業務の効率及び対外投資の流れの増加への寄与を最大にするため、これらの団体と協力し、及びその業務を補完するよう努める。このため、機関は、その協力の詳細、特に再保険及び協調保険の方式についてこれらの団体と取決めを行うことができる。

第二十条　国家的又は地域的団体の再保険

(a) 機関は、特定の投資に関し、加盟国、加盟国の機関又は加盟国が過半数の資本を有する地域的な投資保証機関が引き受けた一又は二以上の非商業的危険から生ずる損失について再保険を引き受けることができる。理事会は、特別多数による議決で、再保険契約に関して機関が引き受けることができる偶発債務の限度額を随時定める。機関が再保険の申請を受領する十二箇月前までに完了した特定の投資については、再保険の限度額は、当面はこの章の規定に基づく機関の偶発債務の総額の十パーセントとする。第十一条から第十四条までに定める条件は、再保険にも適用される。ただし、再保険の対象となる投資は、再保険の申請の後に行うことを要しない。

(b) 機関及び機関に再保険を行う加盟国、加盟国の機関又は地域的な投資保証機関の相互の権利及び義務については、理事会の設ける規則に従つて再保険契約に定める。理事会は、機関が再保険の申請を受領する前に行われた投資を対象とする再保険契約については、危険を最小にするため、機関が危険に応じた保険料を受領すること及び機関に再保険を行う団体が開発途上加盟国への新規投資を促進するために適切に努力していることを確認した上で、当該契約を承認する。

(c) 機関は、自己が第一次の保証人である場合と同様の代位及び仲裁についての権利を機関又は機関に再保険を行う団体が有することをできる限り確認する。再保険の条件には、機関が支払を行う前に第十七条の規定に従つて行政上の救済措置を求めなければならないことを含める。代位は、投資受入国が機関による再保険の引受けに同意した後にのみ当該投資受入国について効力を生ずる。機関は、自己に再保険を行う団体が当該再保険の対象となる投資についての請求権その他の権利を誠実に行使することを定める規定を再保険契約に含める。

第二十一条　民間の保険事業者及び再保険事業者との協力

(a) 機関は、その業務を拡充するため及び加盟国の民間の保険事業者が開発途上加盟国における非商業的危険に係る損失を機関の適用する条件と同様の条件でてん補することを促進するた

め、当該保険事業者と取決めを行うことができる。この取決めには、前条に定める条件及び手続に従つて機関が引き受ける再保険に関する規定を含めることができる。

(b)　機関は、自己が行つた保証の全部又は一部について再保険を引き受ける適当な団体に再保険を行うことができる。

(c)　機関は、民間の保険事業者及び再保険事業者から合理的な条件によつては同等のてん補を得ることができない投資を保証するよう特に努めるものとする。

第二十二条　保証の限度額

(a)　この章の規定に基づいて機関が引き受けることができる偶発債務の総額は、総務会が特別多数による議決で別段の決定を行わない限り、機関の毀損されていない応募済資本と機関の準備金との合計額の百五十パーセントに再保険によりてん補される金額のうち理事会が決定する部分を加えた額を超えてはならない。理事会は、総務会に対して偶発債務の限度額の変更を勧告すべきかすべきでないかを認定するため、支払請求、危険の分散の程度、再保険によるてん補その他の関連要素に係る経験に照らして、機関の資産の構成に係る危険の度合いを随時検討する。総務会が決定する限度額は、いかなる状況においても、機関の毀損されていない応募済資本、機関の準備金及び再保険によりてん補される金額のうち適当と認められた部分の合計額の五倍の額を超えてはならない。

(b)　理事会は、(a)に規定する保証の一般的な限度額の範囲内で、次の限度額を定めることができる。

(i)　個々の加盟国ごとに、その国に属する投資者に対して保証を行うためにこの章の規定に基づいて機関が引き受けることができる偶発債務の限度額。理事会は、この限度額の決定に当たり、機関の資本に占める各加盟国の持分の割合及び開発途上加盟国からの投資について適用する限度を一層緩和する必要性に十分な考慮を払う。

(ii)　個々の事業、個々の投資受入国、投資又は危険の類型その他の危険の分散を考慮する上での要素ごとに機関が引き受けることができる偶発債務の限度額

第二十三条　投資の促進

(a)　機関は、開発途上加盟国への対外投資の流れに係る環境を改善するため、研究を行い、投資の流れを促進するための活動を行い及び開発途上加盟国における投資の機会に関する情報を提供する。機関は、加盟国の要請により、当該加盟国の領域内における投資環境を改善するため、技術上の助言及び技術援助を与えることができる。機関は、このような活動を行うに当たり、

(i)　加盟国間の関連する投資協定を指針とし、

(ii)　先進加盟国及び開発途上加盟国において、開発途上加盟国への投資の流れを阻害する要因の除去に努め、並びに

(iii)　対外投資の促進に携わる他の機関、特に国際金融公社と調整する。

(b)　機関は、また、

(i)　投資者と投資受入国との間の紛争の友好的な解決を促進し、

(ii)　開発途上加盟国、特に投資受入国となると見込まれる開発途上加盟国と取極を締結するよう努め、この取極において、機関が保証を行う投資について、当該開発途上加盟国が投資に関する取極において合意した投資保証機関又は国に対する最も有利な待遇と少なくとも同等の待遇を受けることを確保するものとし、この取極は、理事会の特別多数による議決で承認される。更に、機関は、

(iii)　投資の促進及び保護に関する加盟国間の取極の締結を促進し、及び助長する。

(c)　機関は、投資の促進に係る活動を行うに当たり、開発途上加盟国間の投資の流れを増大させることの重要性に特に注意を払う。

第二十四条　損失負担の約束を付した投資の保証

機関は、この章の規定に基づいて行う保証業務に加えて、附属書Ⅰの損失負担の約束に関する規定に基づいて投資を保証することができる。

第四章　会計条項

第二十五条　財務管理

機関は、健全な業務及び慎重な財務管理の慣行に従い、あらゆる状況の下で自己の財政上の義務を履行する能力を維持することを目標としつつ、活動を行う。

第二十六条　保険料及び手数料

機関は、危険の類型ごとに適用される保険料、手数料その他の料金を設定し、定期的に検討する。

第二十七条　純益の割当て

(a)　機関は、第十条(a)(iii)の規定の適用を妨げることなく、準備金が機関の応募済資本の五倍の金額に達するまで純益を準備金に繰り入れる。

(b)　総務会は、機関の準備金が(a)に定める水準に達した後、機関の純益について、準備金への繰入れ、加盟国への分配又は他の用途での使用を行うか行わないか及びその程度を決定する。加盟国への純益の分配は、総務会の特別多数による議決で、機関の資本に占める各加盟国の持分の割合に応じて行う。

第二十八条　予算

総裁は、機関の収入及び支出に関する年次予算を作成し、理事会の承認を得る。

第二十九条　会計

機関は、独立の会計検査専門家による会計検査を了した機関の決算書及び附属書Ⅰに規定する損失負担約束信託基金の決算書を含む年次報告書を公表する。機関は、財務状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を適当な間隔を置いて加盟国に送付する。

第五章　組織及び運営

第三十条　機関の機構

機関に、総務会、理事会、総裁及び機関が定める任務を遂行するための職員を置く。

第三十一条　総務会

(a)　機関のすべての権限は、この条約に基づき特に他の内部機関に与えるものを除くほか、総務会に属する。総務会は、次の権限を除くほか、その権限を行使することを理事会に委任することができる。

(i)　新たな加盟国の加盟を承認し及びその加盟の条件を定めること。

(ii)　加盟国の資格を停止すること。

(iii)　資本の増額又は減額を決定すること。

(iv)　第二十二条(a)の規定により偶発債務の限度額を引き上げること。

(v)　第三条(c)の規定により加盟国を開発途上加盟国に指定すること。

(vi)　第三十九条(a)の投票のため、新たな加盟国を付表Aの第一区分若しくは第二区分に分類し又は既に加盟している国を再分類すること。

(vii)　理事及び理事代理の報酬を決定すること。

(viii)　業務を終了し及び機関を清算すること。

(ix)　清算に当たり加盟国に資産を分配すること。

(x)　この条約並びにその附属書及び付表を改正すること。

(b)　総務会は、各加盟国がその決定する方法により任命する総務一人及び総務代理一人で構成する。総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長として選出する。

(c)　総務会は、年次会合のほか、総務会が決定し又は理事会が招集する会合を開催する。理事会は、五の加盟国又は総投票権数の二十五パーセントを有する加盟国が要請したときは、総務会の会合を招集する。

第三十二条　理事会

(a)　理事会は、機関の業務全般について責任を有し、また、その責任を遂行するためこの条約により執るべき措置又は認められる措置を講ずる。

(b) 理事会は、十二人以上の理事で構成する。総務会は、加盟国の数の変化を考慮に入れて理事の数を調整することができる。理事は、自己が不在である場合又は任務を遂行することができない場合に自己に代わって行動する完全な権限を有する理事代理一人を任命することができる。銀行の総裁は、当然に理事会議長となるが、可否同数の場合の決定投票を除くほか、投票権を有しない。

(c) 総務会は、理事の任期を決定する。最初の理事会は、創立総会の際に総務会が設置する。

(d) 理事会は、議長が自己の発意で又は三人の理事の要請に基づいて行う招集により会合する。

(e) 継続的に職務を行う理事会を置く必要があると総務会が決定するまで、理事及び理事代理は、理事会の会合への出席及び機関のための他の公的職務の遂行についてのみ報酬を受ける。継続的に職務を行う理事会が設置された場合には、理事及び理事代理は、総務会が決定する報酬を受ける。

第三十三条　総裁及び職員

(a) 総裁は、理事会の一般的監督の下に、機関の通常の事務を行う。総裁は、職員の編成及び任免について責任を負う。

(b) 総裁は、理事会議長の指名に基づいて理事会が任命する。総務会は、総裁の給料及び勤務に関する契約の条件を決定する。

(c) 総裁及び職員は、その職務の遂行に当たり、機関に対してのみ責任を負うものとし、他の当局に対しては責任を負わない。加盟国は、総裁及び職員の責任の国際的な性格を尊重し、これらの者に対してその職務の遂行について影響を及ぼすすべての企図を差し控える。

(d) 職員の任命に当たっては、最高水準の能率及び技術的能力を確保することが最も重要であるが、総裁は、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても十分な考慮を払う。

(e) 総裁及び職員は、機関の業務の遂行に当たって入手する情報の秘密を常に保持する。

第三十四条　政治活動の禁止

機関並びにその総裁及び職員は、いずれの加盟国の政治問題にも干渉してはならず、また、投資をめぐるあらゆる状況を考慮するとの機関の権利を害することなく、いかなる決定を行うに当たっても、関係加盟国の政治的性格によって影響されてはならない。この決定に当たって考慮すべき事項は、第二条の目的を達成するため、公平に比較衡量されなければならない。

第三十五条　国際機関との関係

機関は、この条約の規定の範囲内で国際連合及び関係分野において専門的な責任を有する他の政府間機関、特に、銀行及び国際金融公社と協力する。

(a) 機関の主たる事務所の所在地

第三十六条　主たる事務所の所在地

(a) 機関の主たる事務所は、総務会が特別多数による議決で他の場所に置くことを決定しない限り、ワシントンに置く。

(b) 機関は、業務上の必要に応じ、他の事務所を設けることができる。

第三十七条　資産の寄託所

加盟国は、機関が保有する自国通貨その他の資産の寄託所として、自国の中央銀行を指定するものとし、中央銀行を有しない場合には、機関が受け入れることができる他の機関を指定する。

第三十八条　連絡経路

(a) 加盟国は、機関がこの条約の下で生ずる事項に関して連絡することができる適当な当局を指定する。機関は、この当局の発言を加盟国の発言とみなすことができる。機関は、加盟国の要請により、第十九条から第二十一条までの規定において取り扱う事項であつて当該加盟国の団体又は保険事業者に関するものについて当該加盟国と協議する。

(b) 機関が行為をする前に加盟国の同意を必要とする場合において、機関が当該行為の提案を当該加盟国に通知するに当たつて定める合理的な期間内に当該加盟国が異議を申し立てないときは、同意が与えられたものとみなす。

第六章　投票、応募額の調整及び代表

第三十九条　投票及び応募額の調整

(a) 投票において、付表Aに掲げる二の区分の国の間の機関における権利の平等及び加盟国の資金面での貢献度を反映させるため、加盟国は、百七十七票の加盟票及び、これに加えて、自国が保有する株式の一株ごとに一票の応募票を有する。

(b) この条約の効力発生の後三年を超えない期間において、付表Aに掲げる二の区分に属する加盟国の加盟票及び応募票をそれぞれ合計した場合に、いずれか一方の区分の合計が総投票権数の四十パーセント未満となるときは、当該区分の加盟国は、その投票権数の合計が総投票権数の四十パーセントに等しくなるのに必要な数の追加票を有する。追加票は、当該区分の加盟国の間で当該区分の応募票の合計に占める当該加盟国の応募票の割合に応じて分配する。追加票は、この四十パーセントの割合が維持されるよう自動的に調整され、当該三年の期間を経過した後取り消される。

(c) 総務会は、この条約の効力発生から二年を経過した後一年以内に、株式の割当ての見直しを行うものとし、その決定を行うに際し、次の原則に従う。

(i) 加盟国の票は、機関の資本に対する実際の応募額及び(a)に定める加盟票を反映する。

(ii) この条約に署名していない国に対して割り当てられた株式は、(a)の区分の間の票の均衡を可能にするような方法で加盟国に再分配することができる。

(iii) 総務会は、加盟国が自国に割り当てられた株式に応募する能力を助長する措置を執るものとする。

(d) (b)に定める三年の期間内において、総務会及び理事会のすべての決定は、特別多数による議決で行う。ただし、この条約により一層の多数を要するとされる決定については、当該多数による議決で行う。

(e) 第五条(c)の規定に従つて機関の資本が増額される場合には、応募を希望する加盟国は、機関の資本の総額に占める自国がそれまでに応募した額の割合と等しい割合で資本の増額分について応募することが認められる。もつとも、加盟国は、資本の増額分のいかなる部分についても応募する義務を負わない。

(f) 総務会は、(e)の規定に基づく追加的な応募の実施に関する規則を設ける。この規則には、加盟国が追加的な応募の要請を提出するための合理的な期限を定める。

第四十条　総務会における投票

(a) 総務は、自己が代表する加盟国の票を投ずる資格を有する。総務会の決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の過半数による議決で行う。

(b) 総務会のいかなる会合においても、過半数の総務が出席し、かつ、総投票権数の三分の二以上を行使する総務が出席していなければならない。

(c) 総務会は、規則を設けることにより、理事会が機関に最も有利であると認めるときに総務会の会合を招集することなく特定の問題に関する総務会の決定を要請する手続を定めることができる。

第四十一条　理事の選挙

(a) 理事は、付表Bの規定に従つて選出する。

(b) 理事は、後任者が選出されるまで在任する。理事の職が任期の満了前九十日を超える期間空席となる場合には、前任の理事を選出した総務は、残任期間のために別の理事を選出する。その選出には、投じられた票の過半数を必要とする。理事の職が空席となつている間は、その理事代理は、理事代理を任命する権限を除くほか、当該理事の権限を行使する。

第四十二条　理事会における投票

(a) 理事は、自己の選出のために投票した加盟国の有する票数の票を投ずる資格を有する。理事

は、投ずる資格を有するすべての票を一括して投じなければならない。理事会の決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の過半数による議決で行う。

(b) 理事会のいかなる会合においても、過半数の理事が出席し、かつ、総投票権数の二分の一以上を行使する理事が出席していなければならない。

(c) 理事会は、規則を設けることにより、理事会議長が機関に最も有利であると認めるときに理事会の会合を招集することなく特定の問題に関する理事会の決定を要請する手続を定めることができる。

第七章　特権及び免除

第四十三条　この章の目的

機関がその任務を遂行することができるようにするため、機関に対し、この章に規定する免除及び特権を加盟国の領域において与える。

第四十四条　訴訟手続

機関に対する訴えは、第五十七条及び第五十八条の規定の対象とされている訴えを除くほか、機関の事務所がある加盟国又は機関が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるために代理人を任命している加盟国の領域における管轄裁判所にのみ提起することができる。機関に対する次の訴えは、提起することができない。

(i) 加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者による訴え

(ii) 人事事項に関する訴え

機関の財産及び資産は、機関に対する裁判又は仲裁判断の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第四十五条　資産

(a) 機関の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、行政上又は立法上の措置による捜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の押収を免除される。

(b) 機関のすべての財産及び資産は、この条約に基づいて業務を遂行するために必要な範囲内で、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムも課されない。ただし、被保証人、機関に再保険を行う団体又は当該団体が保険を引き受ける投資者の承継者又は代位者として機関が取得する財産及び資産は、機関に代位される当該被保証人、団体又は投資者が関係加盟国の領域内において有効な外国為替制限、規制及び管理を課されていなかった限度において、これらの制限、規制又は管理を課されない。

(c) この章の規定の適用上、資産には、附属書Ⅰに規定する損失負担約束信託基金の資産及び機関の目的を助長するため機関が管理する他の資産を含む。

第四十六条　文書及び通信

(a) 機関の文書は、所在地のいかんを問わず、不可侵とする。

(b) 加盟国は、機関の公用通信に対し、銀行の公用通信に対して与えられる待遇と同一の待遇を与える。

第四十七条　租税

(a) 機関並びにその資産、財産及び収入並びにこの条約に基づいて認められる機関の業務及び取引については、すべての内国税及び関税を免除する。機関は、また、公租公課の徴収又は納付の義務を免除される。

(b) 加盟国は、機関が総務及び総務代理に支払う手当若しくは理事会議長、理事、理事代理、総裁及び職員に支払う給料、手当その他の給与に対し、又はこれらに関しては、これらの者が当該加盟国の国民でないときは、いかなる課税も行ってはならない。

(c) 機関が保証し又は再保険を引き受ける投資（その収益を含む。）及び機関が再保険を引き受ける保険に係る保険証券（その保険料その他の収入を含む。）に対しては、保有者のいかんを問わず、次の課税のいずれも行ってはならない。

(i) 機関が保証し又は再保険を引き受けることのみを理由として当該投資又は当該保険証券に対して不利な差別を設ける課税

(ii) 機関が維持する事務所又は業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第四十八条　機関の役員

機関のすべての総務、理事、総務代理、総裁及び職員は、次の免除及び特権を享受する。

(i) 公的資格で行った行為についての訴訟手続の免除

(ii) これらの者が滞在する加盟国の国民でない場合には、当該加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して与える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜

(iii) 関係加盟国がこれらの者と同等の地位にある他の加盟国の代表者、公務員及び使用人に対して与える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇

第四十九条　この章の規定の適用

加盟国は、この章の規定の適用を自国の法律において実施するために自国の領域内で必要な措置を執り、かつ、その措置の詳細を機関に通報する。

第五十条　放棄

この章に規定する免除、課税の免除及び特権は、機関の利益のために与えられるものとし、機関の利益を害さない場合には、機関が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。機関は、職員に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、当該免除を放棄する。

第八章　脱退、資格停止及び業務の終了

第五十一条　脱退

加盟国は、自国についてこの条約が効力を生じた日の後三年を経過した後は、機関の主たる事務所に対して書面による通告を行うことにより、いつでも機関から脱退することができる。機関は、当該通告の受領をこの条約の寄託者としての銀行に通知する。脱退は、機関が当該通告を受領した日の後九十日で効力を生ずる。加盟国は、脱退の効力が生ずる前はその通告を撤回することができる。

第五十二条　資格停止

(a) 総務会は、加盟国がこの条約に基づくいずれかの義務を履行しない場合には、総投票権数の過半数を行使する加盟国（加盟国の過半数を含むことを要する。）による議決で、当該義務を履行しない加盟国の資格を停止することができる。

(b) 加盟国は、資格停止中は、この章及び第九章に定める脱退権その他の権利を除くほか、この条約に基づくいかなる権利も有しないが、引き続きすべての義務に服さなければならない。

(c) 第三章又は附属書Ⅰの規定に従って行われる保証又は再保険の対象となる資格の有無を決定するに当たり、資格を停止された加盟国は、機関の加盟国として取り扱わない。

(d) 資格を停止された加盟国は、資格停止の日から一年で自動的に加盟国でなくなる。ただし、総務会が資格停止期間の延長又は当該加盟国の資格の回復を決定する場合は、この限りでない。

第五十三条　加盟国でなくなった国の権利及び義務

(a) いずれかの国が加盟国でなくなった場合においても、当該国は、加盟国でなくなる前に効力を有していたこの条約に基づく当該国のすべての義務（偶発債務を含む。）について引き続き責任を有する。

(b) 機関は、(a)の規定の適用を妨げることなく、加盟国でなくなった国と債権及び債務を決済するための取極を締結する。

この取極は、理事会の承認を受ける。

第五十四条　業務の停止

(a) 理事会は、正当と認めるときはいつでも、新たな保証を行うことを期間を定めて停止することができる。

(b) 理事会は、緊急の場合には、その緊急の事態

の期間内に限り、機関及び第三者の利益を保護するために必要な措置を執ることを条件として、機関のすべての活動を停止することができる。

(c) 業務の停止の決定は、この条約に基づく加盟国の義務又は被保証人、機関が引き受けた再保険の契約者若しくは第三者に対する機関の義務に影響を与えるものではない。

第五十五条　清算

(a) 総務会は、特別多数による議決で、業務の終了及び機関の清算を決定することができる。この後、機関は、資産の秩序ある換価、保全及び管理並びに債務の決済のための活動を除くほか、直ちにすべての活動を終了する。機関は、最終的に債務が決済され及び資産が分配されるまでの間存続するものとし、この条約の規定に基づく加盟国のすべての権利及び義務は、害されることなく継続する。

(b) 資産の分配は、すべての債務を被保証人その他の債権者に対して履行し又は履行する用意を完了し、総務会が当該分配を決定するまで、加盟国に対して行わない。

(c) 機関は、(b)の規定に従うことを条件として、応募済資本に占める各加盟国の持分の割合に応じて、残余の資産を加盟国に分配する。機関は、また、損失負担の約束を付した投資の総額に占める各加盟国が損失負担の約束を付した投資の額の割合に応じて、附属書Ⅰに規定する損失負担約束信託基金の残余の資産を損失負担を約束した加盟国に分配する。いずれの加盟国も、自国に対して機関が有するすべての債権を決済していない場合には、機関又は損失負担約束信託基金の資産に占める自国の持分について権利を有しない。資産の分配は、すべて、総務会が決定する時期に及び総務会が公正かつ衡平と認める方法で行う。

第九章　紛争の解決

第五十六条　条約の解釈及び適用

(a) この条約の規定の解釈及び適用について加盟国と機関との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。疑義につき特に関係を有する加盟国であつて理事会に自国の国籍を有する代表を出していないものは、当該疑義が審議されるすべての理事会の会合に自国の代表を出席させることができる。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行つた場合には、いずれの加盟国も、当該決定に係る疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。機関は、総務会への付託の結果が判明するまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

第五十七条　機関と加盟国との間の紛争

(a) 機関と加盟国又は加盟国の機関との間及び機関と加盟国でなくなつた国（又は当該国の機関）との間の紛争は、前条及び(b)の規定の適用を妨げることなく、附属書Ⅱに定める手続に従つて解決する。

(b) 機関が投資者の代位者として行動する場合において、機関の請求権に関する紛争は、次のいずれかに従つて解決する。

(i) 附属書Ⅱに定める手続

(ii) このような紛争の解決のための方法で(i)の手続に代わるものに関し機関と関係加盟国との間で締結する取極

(ii)の場合において、附属書Ⅱは、この取極の基礎となる。この取極は、関係加盟国の領域内における機関による業務の実施の前に、理事会の特別多数による議決で承認される。

第五十八条　被保証人又は再保険の契約者の関係する紛争

保証又は再保険の契約の下で生ずる当事者間の紛争は、当該契約に定める原則に従い、最終的な決定のために仲裁に付する。

第十章　改正

第五十九条　総務会による改正

(a) この条約及びその附属書の改正は、(i)及び(ii)の場合を除くほか、総投票権数の五分の四を行使する総務（総務の五分の三を含むことを要する。）による表決で行うことができる。

(i) 第五十一条の規定に基づいて機関から脱退する権利及び第八条(d)に規定する責任の限度を変更する改正は、すべての総務の賛成投票を要する。

(ii) 附属書Ⅰの第一条及び第三条に定める損失の分担の規定を変更する改正であつてこれらの条に基づくいずれかの加盟国の責任の増加をもたらすものは、当該加盟国の総務の賛成投票を要する。

(b) 付表A及び付表Bは、総務会の特別多数による議決で改正することができる。

(c) 改正が附属書Ⅰの規定に関係がある場合における総票数には、附属書Ⅰ第七条の規定に従い損失負担を約束した加盟国及び損失負担の約束を付した投資の受入国に割り当てる追加票数を含む。

第六十条　手続

この条約を改正する提案は、加盟国、総務又は理事のいずれから提議されたものであつても、理事会議長に送付されるものとし、議長は、この提案を理事会に提出する。改正案は、理事会が支持した場合には、前条の規定による承認を得るために総務会に提出する。改正が総務会により正当に採択された場合には、機関は、すべての加盟国にあてた公式の通報によつてこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる日を明示しない限り、公式の通報の日の後九十日ですべての加盟国について効力を生ずる。

第十一章　最終規定

第六十一条　効力発生

(a) この条約は、銀行のすべての加盟国及びスイスによる署名のために開放しておく。この条約は、署名国により、その憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(b) この条約は、付表Aの第一区分に属する五以上の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託し、かつ、付表Aの第二区分に属する十五以上の署名国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日に効力を生ずる。ただし、これらの国の応募額の合計が第五条に定める機関の授権資本の三分の一以上となることを条件とする。

(c) この条約は、この条約が効力を生じた後に批准書、受諾書又は承認書を寄託する国については、その寄託の日に効力を生ずる。

(d) この条約が署名のために開放された後二年以内に効力を生じない場合には、銀行の総裁は、将来の行動方針を決定するため、関係国の会議を招集する。

第六十二条　創立総会

この条約が効力を生じたときは、銀行の総裁は、総務会の創立総会を招集する。この総会は、この条約が効力を生じた日から六十日以内に又はその後できるだけ速やかに機関の主たる事務所において開催する。

第六十三条　寄託者

この条約の批准書、受諾書又は承認書及びこの条約の改正は、この条約の寄託者として行動する銀行に寄託する。寄託者は、銀行の加盟国及びスイスにこの条約の認証謄本を送付する。

第六十四条　登録

寄託者は、国際連合憲章第百二条の規定及びこれに基づいて国際連合総会が採択した規則により、この条約を国際連合事務局に登録する。

第六十五条　通告

寄託者は、すべての署名国に対し及び、この条約が効力を生じた場合には、機関に対して次の事項を通告する。

(a) この条約の署名

(b) 第六十三条の規定による批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c) 第六十一条の規定によるこの条約の効力発生の日

(d) 次条の規定による適用地域の除外

(e) 第五十一条の規定による加盟国の機関からの脱退

第六十六条　適用地域

この条約は、加盟国の管轄下にあるすべての領域（加盟国がその国際関係について責任を有する領域を含む。）に適用される。ただし、批准、受諾若しくは承認の際に又はその後にこの条約の寄託者に対して書面による通告を行うことにより加盟国が適用を除外した領域は、この限りでない。

第六十七条　定期的な検討

(a)　総務会は、機関の目的を達成する上での機関の能力を高めるために必要な改革を行うため、機関の活動及び達成された結果について包括的な検討を定期的に行う。

(b)　最初の包括的な検討は、この条約の効力発生の五年後に行う。その後に検討を行う日は、総務会が決定する。

ソウルで本書一通を作成した。本書は、国際復興開発銀行に寄託する。国際復興開発銀行は、この条約により課される任務を遂行することに同意した旨を次の署名により明示した。

附属書Ⅰ　条約第二十四条の規定に基づく損失負担の約束を付した投資の保証

第一条　損失負担の約束

(a)　加盟国は、一又は二以上の投資者（その国籍を問わない。）による投資の保証のために損失負担を約束することができる。

(b)　損失負担を約束した各加盟国は、第三条(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、損失負担の約束を付した投資の保証に係る損失を次条に規定する損失負担約束信託基金でてん補することができない場合には、そのてん補をすることができない限度において、損失負担を約束したその他の加盟国と当該損失を分担する。その分担の割合は、損失負担の約束を付した投資の保証に係る偶発債務の限度額の合計額に占める当該各加盟国が損失負担の約束を付した投資の保証に係る偶発債務の限度額の割合とする。

(c)　機関は、この附属書に基づいて保証を行うことを決定するに際し、損失負担を約束した加盟国がこの附属書に基づく債務を履行することのできる見込みにつき十分な考慮を払うものとし、関係投資受入国が協調して損失負担の約束を付した投資を優先する。

(d)　機関は、この附属書に基づくその業務に関し損失負担を約束した加盟国と定期的に協議する。

第二条　損失負担約束信託基金

(a)　損失負担の約束を付した投資の保証に係る保険料その他の収入（保険料その他の収入の投資による収益を含む。）は、損失負担約束信託基金という名称の別勘定に保有する。

(b)　この附属書に基づいて行う保証に係るすべての運営経費及び請求に対する支払は、損失負担約束信託基金から支払う。

(c)　損失負担約束信託基金の資産は、損失負担を約束した加盟国の共同勘定として保有し及び管理するものとし、機関の資産と分離しておく。

第三条　損失負担を約束した加盟国への払込請求

(a)　機関は、損失負担の約束を付した投資の保証に係る損失のために支払うべき金額を損失負担約束信託基金の資産から支払うことができない場合には、損失負担を約束した加盟国に対し、第一条(b)の規定に従って定める金額のうち当該加盟国が分担すべき金額を当該基金に払い込むよう請求する。

(b)　いかなる加盟国も、当該加盟国の払込みの合計額が結果として当該加盟国が損失負担の約束を付した投資に係る保証の合計額を超える場合には、この条の規定に基づく請求による払込みを行う責任を有しない。

(c)　加盟国が損失負担の約束を付した投資に係る保証が終了した場合には、当該加盟国の責任は、この保証の額に相当する額だけ減少する。加盟国の責任は、また、損失負担の約束を付した投資に関する請求に対する機関の支払により第一条(b)に規定する分担の割合に応じて減少するものとし、当該支払時における損失負担の約束を付した投資に係る機関による保証のすべてが終了するまで引き続き免除されない。

(d)　損失負担を約束した加盟国がこの条の規定に基づく払込請求に応じて支払うべき金額の払込みの不履行に陥った場合又は損失負担を約束した加盟国が(b)及び(c)に定める限度のために当該払込請求の金額を支払う責任を有しない場合には、これらの金額の払込責任は、損失負担を約束したその他の加盟国の間で第一条(b)に規定する分担の割合に応じて分担する。この(d)の規定に基づく加盟国の責任は、(b)及び(c)に定める限度に従う。

(e)　損失負担を約束した加盟国の払込みであつてこの条の規定に基づく払込請求によるものは、速やかにかつ自由利用可能通貨で行う。

第四条　通貨の評価及び返還

資本への応募に関するこの条約の通貨の評価及び返還についての規定は、損失負担の約束を付した投資のために加盟国が払い込む資金について準用する。

第五条　再保険

(a)　機関は、第一条に定める条件に従い、条約第二十条(a)に規定する加盟国、加盟国の機関若しくは地域的な投資保証機関から又は加盟国の民間の保険事業者から再保険を引き受けることができる。保証に関するこの附属書の規定並びに条約第二十条及び第二十一条の規定は、当該再保険について準用する。

(b)　機関は、この附属書に基づいて保証した投資について再保険を行うことができるものとし、当該再保険の費用を損失負担約束信託基金から支払う。理事会は、第一条(b)に定める損失負担を約束した加盟国が分担する損失の限度額を再保険によるてん補によつて減額させるかさせないか及びその程度を決定することができる。

第六条　業務上の原則

条約第三章の保証業務に関する規定及び条約第四章の財務管理に関する規定は、この附属書の規定の適用を妨げることなく、損失負担の約束を付した投資に係る保証について準用する。ただし、

(i)　第一条(a)の規定に基づき対象となる投資者が加盟国特に開発途上加盟国の領域内で行う投資は、損失負担の約束の対象となる。

(ii)　機関は、この附属書による保証又は再保険に係る債務について自己の資産によつて支払う責任を有しないものとし、この附属書によつて締結される保証契約又は再保険契約には、明示的にその旨を規定する。

第七条　投票

損失負担の約束を付した投資に関する決定に当たり、損失負担を約束した加盟国は、その損失負担の約束に基づく保証額又は再保険額に相当する特別引出権の一万特別引出権ごとに一票の追加票を有するものとし、損失負担の約束を付した投資の受入加盟国は、当該受入加盟国が受け入れた損失負担の約束を付した投資についての保証額又は再保険額に相当する特別引出権の一万特別引出権ごとに一票の追加票を有する。これらの追加票は、損失負担の約束を付した投資に関する決定についてのみ投じられるものとし、加盟国の投票権数の決定に当たつて考慮されない。

附属書Ⅱ　条約第五十七条の規定に基づく機関と加盟国との間の紛争の解決

第一条　附属書の適用

条約第五十七条の規定の対象とされている紛争は、この附属書に定める手続に従つて解決する。ただし、機関が条約第五十七条(b)(ii)の規定に基づき加盟国と取極を締結する場合は、この限りでない。

第二条　交渉

この附属書の対象とされている紛争の両当事者は、調停又は仲裁に付する前に交渉によつて紛争を解決するよう努める。交渉開始の要請の日から百二十日以内に当事者間で解決することができなかつた場合には、交渉は、尽くされたものとみなす。

第三条　調停

(a) 紛争が交渉によって解決しない場合には、両当事者がまずこの条に定める調停手続によることを相互の合意により決定するときを除くほか、いずれか一方の当事者は、次条の規定に従い紛争を仲裁に付することができる。

(b) 調停を利用するという合意には、紛争の争点、紛争に関する両当事者の主張及び可能な場合には両当事者が合意した調停人の氏名を明記する。調停人について合意することができない場合には、両当事者は、共同で投資紛争解決国際センター（以下「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長又は国際司法裁判所の裁判所長に対し調停人を任命するよう要請することができる。調停手続は、調停を利用するという合意の後九十日以内に調停人が任命されなかつた場合には、終了する。

(c) 調停人は、この附属書に別段の定めがある場合及び両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、調停手続に関する規則を決定するものとし、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて採択された調停規則をその決定の指針とする。

(d) 両当事者は、誠意をもつて調停人に協力するものとし、特に、調停人がその職務を遂行する際に役立つすべての情報及び文書を調停人に提供する。両当事者は、調停人の勧告に真剣な考慮を払う。

(e) 調停人は、両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、その任命の日から百八十日を超えない期間内に両当事者に対し、調停人の努力の結果並びに当事者間の争点及びその解決のための調停人の提案を記述した報告書を提出する。

(f) 各当事者は、報告書の受領の日から六十日以内に、他方の当事者に対し、書面により報告書に対する意見を表明する。

(g) 調停手続のいずれの当事者も、次の場合を除くほか、仲裁に付することができない。

(i) 調停人が(e)に定める期間内に報告書を提出することができなかつた場合

(ii) 両当事者が報告書を受領した後六十日以内に当該報告書の提案の全部又は一部を受け入れることができなかつた場合

(iii) 両当事者が調停人の報告書に関し意見交換を行つたにもかかわらず、当該報告書を受領した後六十日以内に全部又は一部の争点の解決について合意することができなかつた場合

(iv) いずれか一方の当事者が(f)に定めるところにより報告書に対する意見を表明することができなかつた場合

(h) 調停人の報酬は、両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ＩＣＳＩＤの調停に適用される料金に基づいて決定する。当該報酬その他の調停手続の費用は、両当事者が均等に分担する。各当事者は、自己の費用を負担する。

第四条　仲裁

(a) 仲裁手続は、仲裁を求める当事者（以下「申立人」という。）が他方の当事者（以下「相手方」という。）に対して通告を行うことにより開始される。通告には、紛争の性質、求めている救済及び申立人が任命する仲裁人の氏名を明記する。相手方は、通告の受領の日の後三十日以内に自己が任命する仲裁人の氏名を申立人に通知する。両当事者は、第二の仲裁人の任命の日から三十日以内に第三の仲裁人を選定するものとし、当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所（以下「裁判所」という。）の裁判長として行動する。

(b) 裁判所が申立人の通告の日から六十日以内に構成されない場合には、任命されていない仲裁人又は選定されていない裁判長は、両当事者の共同の要請により、ＩＣＳＩＤの事務局長が任命する。共同の要請が行われない場合又はＩＣＳＩＤの事務局長が共同の要請の日から三十日以内にその任命を行うことができない場合には、いずれか一方の当事者は、国際司法裁判所の裁判所長に対し、その任命を行うよう要請することができる。

(c) 紛争に関する審理の開始後は、いずれの当事者も、自己が任命した仲裁人を変更することができない。いずれかの仲裁人（裁判所の裁判長を含む。）が辞任し、死亡し又は職務を行うことができなくなつた場合には、後任者をその前任者の任命の際とられた方法で任命する。後任者は、前任の仲裁人と同一の権限及び任務を有する。

(d) 裁判所は、裁判長が決定した日時及び場所において最初の法廷を開く。その後は、裁判所が開廷の場所及び日を決定する。

(e) 裁判所は、この附属書に別段の定めがある場合及び両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁手続を決定するものとし、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて採択された仲裁規則をその決定の指針とする。

(f) 裁判所は、自己の管轄について判断する。ただし、紛争が条約第五十六条の規定に基づき理事会若しくは総務会の管轄に属する旨の異議又は第一条の規定に基づく取極により指定された司法機関若しくは仲裁機関の管轄に属する旨の異議が裁判所に提示され、裁判所がその異議を真正なものと認める場合には、裁判所は、場合に応じて理事会、総務会又は当該指定された機関にその異議を付託するものとし、当該異議について決定が行われるまで仲裁手続を停止する。裁判所は、この決定に拘束される。

(g) 裁判所は、この附属書の対象とされている紛争について、この条約、紛争当事者間の関連取極、機関の基本規程その他の規則、適用可能な国際法の規則、関係加盟国の国内法及び投資契約に適用可能な規定がある場合にはその規定を適用する。裁判所は、機関及び関係加盟国が合意する場合には、この条約の適用を妨げることなく、衡平及び善に基づき紛争について決定を行うことができる。裁判所は、法の沈黙又は法の不明確を理由として裁判拒否の決定を行つてはならない。

(h) 裁判所は、両当事者に対し公正な陳述の機会を与える。裁判所は、すべての決定を過半数による議決で行うものとし、その決定の基礎となつた理由を述べる。裁判所の仲裁判断は、書面によるものとし、少なくとも二人の仲裁人が署名する。その写しは、両当事者に送付する。仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、両当事者を拘束する。上訴、取消し又は再審は、許されない。

(i) 仲裁判断の意味又は範囲について当事者間で紛争が生じた場合には、いずれの当事者も、仲裁判断が行われた後六十日以内に仲裁判断を行つた裁判所の裁判長にあてた書面により、当該仲裁判断の解釈を請求することができる。裁判長は、可能な場合には、当該仲裁判断を行つた裁判所にこの請求を付託するものとし、当該書面の受領の後六十日以内に裁判所を開廷する。これが不可能な場合には、(a)から(d)までの規定に従い新たな裁判所が構成される。裁判所は、請求された解釈について決定を行うまで当該仲裁判断の執行を停止することができる。

(j) 加盟国は、この条の規定に従つて行われた仲裁判断を拘束力があるものとして承認し、また、自国の裁判所の確定判決とみなして自国の領域内において執行することを承認する。仲裁判断の執行は、執行が求められている領域の属する国で現に適用されている判決の執行に関する法令に従つて行われるものとし、執行からの免除に関する現行法令に影響を及ぼすものではない。

(k) 仲裁人の報酬は、両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ＩＣＳＩＤの仲裁に適用される料金に基づいて決定する。各当事者は、仲裁手続に関する自己の費用を負担する。裁判所の費用は、裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、両当事者が均等に分担する。裁判所の費用の分担又は支払手続に関する疑義は、裁判所が決定する。

第五条　訴訟に関する送達

この附属書に従つて行われる手続に関連する告

知又は訴訟に関する送達は、書面によつて行う。これらは、機関により行われる場合には条約第三十八条の規定に従い関係加盟国が指定する当局を通じて行われるものとし、関係加盟国により行われる場合には機関の主たる事務所において行われる。

付表A　加盟国及び応募額

国名	株式数	応募額（百万特別引出権）
第一区分		
オーストラリア	一、七一三	一七・一三
オーストリア	七七五	七・七五
ベルギー	二、〇三〇	二〇・三〇
カナダ	二、九六五	二九・六五
デンマーク	七一八	七・一八
フィンランド	六〇〇	六・〇〇
フランス	四、八六〇	四八・六〇
ドイツ連邦共和国	五、〇七一	五〇・七一
アイスランド	九〇	〇・九〇
アイルランド	三六九	三・六九
イタリア	二、八二〇	二八・二〇
日本国	五、〇九五	五〇・九五
ルクセンブルグ	一一六	一・一六
オランダ	二、一六九	二一・六九
ニュー・ジーランド	五一三	五・一三
ノールウェー	六九九	六・九九
南アフリカ	九四三	九・四三
スウェーデン	一、〇四九	一〇・四九
スイス	一、五〇〇	一五・〇〇
連合王国	四、八六〇	四八・六〇
アメリカ合衆国	二〇、五一九	二〇五・一九
（小　計）	五九、四七三	五九四・七三
第二区分（注）		
アフガニスタン	一一八	一・一八
アルジェリア	六四九	六・四九
アンティグァ・バーブーダ	一五〇	一・五〇
アルゼンティン	一、二五四	一二・五四
バハマ	一〇〇	一・〇〇
バハレーン	七七	〇・七七
バングラデシュ	三四〇	三・四〇
バルバドス	六八	〇・六八
ベリーズ	五〇	〇・五〇
ベナン	六一	〇・六一
ブータン	五〇	〇・五〇
ボリヴィア	一二五	一・二五
ボツワナ	五〇	〇・五〇
ブラジル	一、四七九	一四・七九
ブルキナ・ファソ	六一	〇・六一
ブルンディ	一七八	一・七八
カメルーン	七四	〇・七四
カーボ・ヴェルデ	一〇七	一・〇七
中央アフリカ共和国	五〇	〇・五〇
チャード	六〇〇	六〇・〇〇
チリ	四八五	四・八五
中国	三、一三八	三一・三八
コロンビア	四三七	四・三七
コモロ	五〇	〇・五〇
コンゴー人民共和国	六五	〇・六五
コスタ・リカ	一一七	一・一七
サイプラス	一〇四	一・〇四
ジブティ	五〇	〇・五〇
ドミニカ	五〇	〇・五〇
ドミニカ共和国	一四七	一・四七
エクアドル	一八二	一・八二
エジプト・アラブ共和国	四五九	四・五九
エル・サルヴァドル	一二二	一・二二
赤道ギニア	五〇	〇・五〇
エティオピア	七〇	〇・七〇
フィジー	七一	〇・七一
ガボン	九六	〇・九六
ガンビア	五〇	〇・五〇
ガーナ	二四五	二・四五
ギリシャ	二八〇	二・八〇
グレナダ	五〇	〇・五〇
グァテマラ	一四〇	一・四〇
ギニア	九一	〇・九一
ギニア・ビサオ	五〇	〇・五〇
ガイアナ	八四	〇・八四

ハイティ	七五	〇・七五	
ホンデュラス	一〇一	一・〇一	
ハンガリー	五六四	五・六四	
インド	三、〇四八	三〇・四八	
インドネシア	一、〇四九	一〇・四九	
イラン回教共和国	一、六五九	一六・五九	
イラク	三五〇	三・五〇	
イスラエル	四七四	四・七四	
象牙海岸	一七六	一・七六	
ジャマイカ	一八一	一・八一	
ジョルダン	九七	〇・九七	
民主カンボディア	九三	〇・九三	
ケニア	一七二	一・七二	
大韓民国	四四九	四・四九	
クウェイト	九三〇	九・三〇	
ラオス人民民主共和国	六〇	〇・六〇	
レバノン	一四二	一・四二	
レソト	五〇	〇・五〇	
リベリア	八四	〇・八四	
リビア	五四九	五・四九	
マダガスカル	一〇〇	一・〇〇	
マラウイ	七七	〇・七七	
マレイシア	五七九	五・七九	
モルディヴ	五〇	〇・五〇	
マリ	八一	〇・八一	
マルタ	七五	〇・七五	
モーリタニア	六三	〇・六三	
モーリシャス	八七	〇・八七	
メキシコ	一、一九二	一一・九二	
モロッコ	三四八	三・四八	
モザンビーク	九七	〇・九七	
ネパール	六九	〇・六九	
ニカラグア	一〇二	一・〇二	
ニジェール	六二	〇・六二	
ナイジェリア	八四四	八・四四	
オマーン	九四	〇・九四	
パキスタン	六六〇	六・六〇	
パナマ	一三一	一・三一	
パプア・ニューギニア	九六	〇・九六	

パラグァイ	八〇	〇・八〇	
ペルー	三七三	三・七三	
フィリピン	四八四	四・八四	
ポルトガル	三八二	三・八二	
カタル	一三七	一・三七	
ルーマニア	五五五	五・五五	
ルワンダ	七五	〇・七五	
セント・クリストファー・ネイヴィース	五〇	〇・五〇	
セント・ルシア	五〇	〇・五〇	
セント・ヴィンセント	五〇	〇・五〇	
サントメ・プリンシペ	五〇	〇・五〇	
サウディ・アラビア	三、一三七	三一・三七	
セネガル	一四五	一・四五	
セイシェル	五〇	〇・五〇	
シエラ・レオーネ	七五	〇・七五	
シンガポール	一五四	一・五四	
ソロモン	五〇	〇・五〇	
ソマリア	七八	〇・七八	
スペイン	一、二八五	一二・八五	
スリ・ランカ	二七一	二・七一	
スーダン	二〇六	二・〇六	
スリナム	八二	〇・八二	
シリア・アラブ共和国	一六八	一・六八	
スワジランド	五八	〇・五八	
タンザニア	一四一	一・四一	
タイ	四二一	四・二一	
トーゴー	七七	〇・七七	
トリニダッド・トバゴ	二〇三	二・〇三	
チュニジア	一五六	一・五六	
トルコ	四六二	四・六二	
アラブ首長国連邦	三七二	三・七二	
ウガンダ	一三二	一・三二	
ウルグァイ	二〇二	二・〇二	
ヴァヌアツ	五〇	〇・五〇	
ヴェネズエラ	一、四二七	一四・二七	
ヴィエトナム	二二〇	二・二〇	
西サモア	五〇	〇・五〇	
イエメン・アラブ共和国	六七	〇・六七	

イエメン民主人民共和国	一一五	一・一五
ユーゴースラヴィア	六三五	六・三五
ザイール	三三八	三・三八
ザンビア	三一八	三・一八
ジンバブエ	二三六	二・三六
(小　計)	四〇、五二七	四〇五・二七
合　計	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇

注　この条約の適用上、第二区分に掲げる国は、開発途上加盟国とする。

付表B　理事の選挙

1　理事の候補者は、総務が指名する。ただし、各総務は、一人のみを指名することができる。

2　理事の選挙は、総務が投票によつて行う。

3　総務は、理事について投票するに当たり、条約第四十条(a)の規定に基づいて自己が代表する加盟国のすべての票を一人の候補者に投ずる。

4　理事の四分の一は、それぞれ、順次、最も多数の株式数を有する各加盟国の総務が選出する。理事の総数が四で除することができない場合には、選出される理事の数は、四で除することができる直近下位の数の四分の一とする。

5　残余の理事については、他の総務が6から11までの規定に従つて選出する。

6　指名された候補者の数が選出されるべき残余の理事の数に等しい場合には、すべての候補者は、第一回の投票において選出される。ただし、総票数に占めるいずれかの候補者の得票数の割合が総務会が定める百分率の上限を超える場合には、その選挙においては、総票数に占める得票数の割合が総務会が定める百分率の下限に満たない候補者は、選出されない。

7　指名された候補者の数が選出されるべき残余の理事の数を超える場合には、順次、最も多数の票を得た候補者から選出される。ただし、総票数に占める得票数の割合が総務会が定める百分率の下限に満たない候補者については、この限りでない。

8　第一回の投票においてすべての残余の理事が選出されない場合には、第二回の投票を行う。第一回の投票で選出されなかつた候補者は、選出される資格を有する。

9　第二回の投票においては、次の総務のみが投票する。

(i)　第一回の投票で選出されなかつた候補者に投票した総務

(ii)　第一回の投票において、自己の票が計上される前に、総票数に占める得票数の割合が総務会が定める百分率の上限に既に達して選出された候補者に投票した総務

10　選出された候補者が得た票数の総票数に占める割合が総務会の定める百分率の上限を超えた時点を決定するに当たつては、最初に、当該候補者に対して最も多数の票を投じた総務の票を、次に、これに次ぐ数の票を投じた総務の票を計上するものとし、以下順次当該百分率の上限に達するまで同様とする。

11　第二回の投票によつてもすべての残余の理事が選出されなかつた場合には、すべての理事が選出されるまでこの付表に定める原則と同一の原則により更に投票を行う。ただし、一人の理事の選挙のみが残つた場合には、この理事は、残余の票の単純多数で選出することができるものとし、すべての残余の票によつて選出したものとみなす。

国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約

この条約の締約国は、

国際の平和の維持並びに諸国間の友好関係及び協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

外交官その他の国際的に保護される者に対する犯罪であつてこれらの者の安全を害するものが、諸国間の協力のために必要である正常な国際関係の維持に対する重大な脅威を生じさせることを考慮し、

このような犯罪が行われることは国際社会にとつて重大な関心事であることを信じ、

このような犯罪の防止及び処罰のための適当かつ効果的な措置を緊急にとる必要があることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

1　「国際的に保護される者」とは、次の者をいう。

(a)　国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)、政府の長及び外務大臣であつて外国にあるもの並びにこれらの者に同行している家族

(b)　国の代表者又は職員及び政府間国際機関の職員又は委託を受けた者であつて、これらの者又はその公的施設、個人的施設若しくは輸送手段に対する犯罪が行われる時及び場所において、国際法に基づき、身体、自由又は尊厳に対するあらゆる侵害からの特別の保護を受ける権利を有するもの並びにその世帯に属する家族

2　「容疑者」とは、次条に定める一若しくは二以上の犯罪を行い又はこれに加担したと一応判断するに十分な証拠のある者をいう。

第二条

1　締約国は、自国の国内法により、故意に行う次の行為を犯罪とする。

(a)　国際的に保護される者を殺し又は誘拐すること及びその者の身体又は自由に対するその他の侵害行為

(b)　国際的に保護される者の公的施設、個人的施設又は輸送手段に対する暴力的侵害行為であつて、その者の身体又は自由を害するおそれのあるもの

(c)　これらの行為を行うとの脅迫

(d)　これらの行為に加担する行為

(e)　これらの行為の未遂

2　締約国は、1の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

3　1及び2の規定は、いかなる意味においても、国際的に保護される者の身体、自由又は尊厳に対するその他の侵害を防止するためすべての適当な措置をとるという国際法に基づく締約国の義務を免れさせるものではない。

第三条

1　締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a)　犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b)　容疑者が自国の国民である場合

(c)　犯罪が、自国のために遂行する任務に基づき第一条に定義する国際的に保護される者としての地位を有する者に対して行われる場合

2　締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第八条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3　この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第四条

締約国は、特に次の方法により、第二条に定める犯罪の防止について協力する。

(a)　自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる実行可能な措置をとること。

(b)　犯罪を防止するため、適当な場合には、情報を交換し及び行政上の措置その他の措置を調整すること。

第五条

1　第二条に定める犯罪のいずれかが自国において行われた締約国は、容疑者が自国の領域から逃亡したと信ずるに足りる理由がある場合には、当該犯罪に関するすべての関連事実及び当該容疑者の特定に関するすべての入手可能な情報を、直接に又は国際連合事務総長を通じて他のすべての関係国に通報する。

2　国際的に保護される者に対して第二条に定める犯罪のいずれかが行われた場合には、この被害者及び当該犯罪の状況に関する情報を有する締約国は、当該者が任務をそのために遂行していた締約国に対し、自国の国内法に規定する条件に従い、十分かつ速やかに当該情報を伝達するよう努める。

第六条

1　容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。この措置は、直接に又は国際連合事務総長を通じて次の国及び機関に遅滞なく通報する。

(a)　犯罪が行われた国

(b)　容疑者の国籍国又は容疑者が無国籍者である場合には当該容疑者が通常居住している国

(c)　当該国際的に保護される者の国籍国及び当該国際的に保護される者が任務をそのために遂行していた国

(d)　その他のすべての関係国

(e)　当該国際的に保護される者がその職員又は委託を受けた者である国際機関

2　いずれの者も、自己について1の措置がとられている場合には、次の権利を有する。

(a)　当該者の国籍国その他当該者の権利を保護する資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者の要請に応じてその権利を保護する意思を有する国の最寄りの適当な代表と遅滞なく連絡を取る権利

(b)　(a)の国の代表の訪問を受ける権利

第七条

容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

第八条

1　第二条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約に引渡犯罪として掲げられていない場合には、当該条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2　条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合において引き渡すことを決定するときは、この条約を第二条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める手続規定及びその他の条件に従う。

3　条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める手続規定及びその他の条件に従い、相互間で、第二条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4　第二条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第三条1の規定に従つて裁判権を設定しなければならない国の領域内においても行われたものとみなされる。

第九条

いずれの者も、自己につき第二条に定める犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱いを保障される。

第十条

1　締約国は、第二条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に関し、相互に最大限の援助（当該訴訟手続に必要であり、かつ、自国が提供することができるすべての証拠の提供を含む。）を与える。

2　1の規定は、他の条約に規定する司法上の相互援助に関する義務に影響を及ぼすものではない。

第十一条

容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を国際連合事務総長に通報する。同事務総長は、当該情報を他の締約国に伝達する。

第十二条

この条約は、その採択の日に効力を有する抵触に関する諸条約の当事国間における当該諸条約の適用に影響を及ぼすものではない。もつとも、この条約の締約国は、当該諸条約の当事国でない他の締約国に対して当該諸条約を援用することができない。

第十三条

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2　締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3　2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十四条

この条約は、千九百七十四年十二月三十一日まで、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

第十五条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十六条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十七条

1　この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十八条

1　いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

第十九条

国際連合事務総長は、すべての国に対し、特に次の事項を通報する。

(a)　第十四条から第十六条までの規定によるこの条約の署名及び批准書又は加入書の寄託並びに前条の規定による通告

(b)　第十七条の規定によりこの条約が効力を生ずる日

第二十条

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、

国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百七十三年十二月十四日にニュー・ヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

人質をとる行為に関する国際条約

この条約の締約国は、

国際の平和及び安全の維持並びに諸国間の友好関係及び協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

特に、世界人権宣言及び市民的及び政治的権利に関する国際規約に規定するようにすべての者は生命、自由及び身体の安全についての権利を有することを認識し、

国際連合憲章、国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言その他関連する国際連合総会決議にうたう人民の同権及び自決の原則を再確認し、

人質をとる行為は国際社会が重大な関心を有する犯罪であること及び人質をとる行為を行う者はこの条約により訴追され又は引き渡されなければならないことを考慮し、

国際的なテロリズムとして行われるすべての人質をとる行為を防止し、訴追し及び処罰するための効果的な措置を立案し及びとるに当たって諸国間の国際協力を発展させることが急務であることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

1　人を逮捕し又は拘禁し及び当該逮捕され又は拘禁された者（以下「人質」という。）の殺害、傷害又は拘禁の継続をもって脅迫をする行為であって、人質の解放のための明示的又は黙示的な条件として何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者（国、政府間国際機関、自然人若しくは法人又は人の集団）に対して強要する目的で行うものは、この条約にいう人質をとる行為とし、犯罪とする。

2　次の行為も、この条約において犯罪とする。

(a)　人質をとる行為の未遂

(b)　人質をとる行為（未遂を含む。）に加担する行為

第二条

締約国は、前条に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

第三条

1　犯人が領域内で人質を捕らえている締約国は、人質の事態を緩和するため、特に、人質の解放を確保するため及び必要な場合には人質の解放の後その出国を容易にするため、適当と認めるすべての措置をとる。

2　締約国は、人質をとる行為の結果として犯人が取得した物件を保管しているときは、場合に応じて人質若しくは第一条に規定する第三者に対し、又はこれらの者の関係する適当な当局に対し、当該物件をできる限り速やかに返還する。

第四条

締約国は、特に次の方法により、第一条に定める犯罪の防止について協力する。

(a)　自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる実行可能な措置（人質をとる行為を助長し、扇動し、組織し又は行う個人、集団及び団体が行う不法な活動を自国の領域内において禁止する措置を含む。）をとること。

(b)　犯罪を防止するため、適当な場合には、情報を交換し及び行政上の措置その他の措置を調整すること。

第五条

1　締約国は、次の場合において第一条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a)　犯罪が自国の領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b)　犯罪が自国の国民によって行われる場合及び自国が適当と認めるときは犯罪が自国の領域内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合

(c)　犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

(d)　自国が適当と認めるときは、犯罪が自国の国民を人質として行われる場合

2　締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても当該容疑者の引渡しを行わない場合において第一条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3　この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第六条

1　容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するために必要とする期間、当該容疑者の所在を確実にするため、自国の法令に従って抑留その他の措置をとる。当該締約国は、事実について直ちに予備調査を行う。

2　1の抑留その他の措置は、直接に又は国際連合事務総長を通じて次の国及び機関に遅滞なく通報する。

(a)　犯罪が行われた国

(b)　強要の対象とされ又はされようとした国

(c)　強要の対象とされ又はされようとした自然人又は法人の国籍国

(d)　人質の国籍国及び人質が領域内に常居所を有する国

(e)　容疑者の国籍国又は容疑者が無国籍者である場合には当該容疑者が領域内に常居所を有する国

(f)　強要の対象とされ又はされようとした政府間国際機関

(g)　その他のすべての関係国

3　いずれの者も、自己について1の措置がとられている場合には、次の権利を有する。

(a)　当該者の国籍国その他当該者と連絡を取る資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者が領域内に常居所を有する国の最寄りの適当な代表と遅滞なく連絡を取る権利

(b)　(a)の国の代表の訪問を受ける権利

4　3に定める権利は、容疑者が領域内に所在する締約国の法令に反しないように行使する。もっとも、当該法令は、3に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならない。

5　3及び4の規定は、前条1(b)の規定に従って裁判権を設定した締約国が、赤十字国際委員会に対し容疑者と連絡を取り又は容疑者を訪問するよう要請する権利を害するものではない。

6　1の予備調査を行う国は、その結果を2の国及び機関に対して速やかに報告するものとし、また、自国が裁判権を行使する意図を有するか有しないかを明らかにする。

第七条

容疑者を訴追した締約国は、自国の法令に従い、訴訟手続の確定的な結果を国際連合事務総長に通報する。同事務総長は、当該情報を他の関係国及び関係する政府間国際機関に伝達する。

第八条

1　容疑者が領域内で発見された締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、犯罪が自国の領域内で行われたものであるかないかを問わず、いかなる例外もなしに、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

2　いずれの者も、自己につき第一条に定める犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている

場合には、そのすべての段階において公正な取扱い（当該者が領域内に所在する国の法令に規定するすべての権利及び保障の享受を含む。）を保障される。

第九条

1　この条約による容疑者の引渡しの請求を受けた締約国は、次の場合には、当該請求に応じてはならない。

(a)　第一条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求が、人種、宗教、国籍、民族的出身又は政治的意見を理由として当該容疑者を訴追し又は処罰するために行われたと信ずるに足りる実質的な根拠がある場合

(b)　当該容疑者の地位が次の理由により害されるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合

(i)　(a)に掲げるいずれかの理由

(ii)　保護権を行使する資格を有する国の適当な当局が当該容疑者と連絡を取ることができないという理由

2　締約国間で適用されるすべての犯罪人引渡条約及び犯罪人引渡取極は、この条約に定める犯罪について、この条約と両立しない限度において当該締約国間で修正される。

第十条

1　第一条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2　条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第一条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定めるその他の条件に従う。

3　条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第一条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4　第一条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第五条1の規定に従つて裁判権を設定しなければならない国の領域内においても行われたものとみなされる。

第十一条

1　締約国は、第一条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に関し、相互に最大限の援助（当該訴訟手続に必要であり、かつ、自国が提供することができるすべての証拠の提供を含む。）を与える。

2　1の規定は、他の条約に規定する司法上の相互援助に関する義務に影響を及ぼすものではない。

第十二条

この条約は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年のジュネーヴ諸条約又は同諸条約の追加議定書に規定する武力紛争（千九百七十七年の追加議定書一第一条4に規定する武力紛争、すなわち、国際連合憲章及び国際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力についての国際法の諸原則に関する宣言にうたう人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配、外国による占領及び人種差別体制に対して戦うものを含む。）において行われた人質をとる行為については、当該人質をとる行為について同諸条約又は同諸条約の追加議定書が適用され、かつ、この条約の締約国が当該人質をとる行為を行つた者を訴追し又は引き渡すことを同諸条約により義務付けられる限り、適用しない。

第十三条

この条約は、犯罪が単一の国において行われ、人質及び容疑者が当該国の国民であり、かつ、当該容疑者が当該国の領域内で発見された場合には、適用しない。

第十四条

この条約のいかなる規定も、国の領土保全又は政治的独立に対する侵害であつて国際連合憲章に違反するものを正当化するものと解してはならない。

第十五条

この条約は、その採択の日に効力を有する庇護に関する諸条約の当事国間における当該諸条約の適用に影響を及ぼすものではない。もつとも、この条約の締約国は、当該諸条約の当事国でない他の締約国に対して当該諸条約を援用することができない。

第十六条

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2　各国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3　2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第十七条

1　この条約は、千九百八十年十二月三十一日まで、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十八条

1　この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十九条

1　いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第二十条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百七十九年十二月十八日にニュー・ヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約

前文

関税協力理事会の主催の下に作成されたこの条約の締約国は、

国際貿易を容易にすることを希望し、

統計、特に国際貿易に関する統計の収集、比較及び分析を容易にすることを希望し、

国際貿易の過程において物品が一の分類システムから他の分類システムへ移動する場合に当該物品の再記述及び再分類に要する費用を軽減すること並びに貿易に係る文書の標準化及びデータの伝達を容易にすることを希望し、

技術及び国際貿易の態様の変化により、千九百

五十年十二月十五日にブラッセルで作成された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の広範な修正が必要とされていることを考慮し、

また、政府及び貿易関係者が関税及び統計の目的のために必要とする詳細の程度が、同条約に附属する品目表の詳細の程度をはるかに超えていることを考慮し、

正確かつ比較可能なデータが国際貿易交渉のために重要であることを考慮し、

統一システムが種々の運送方法における運賃表及び運送統計のために使用されることを意図するものであることを考慮し、

統一システムが商品の名称及び分類に関する商業用のシステムにできる限り導入されることを意図するものであることを考慮し、

統一システムが輸出入貿易統計と生産統計との間のできる限り緊密な相互の関係を促進することを意図するものであることを考慮し、

統一システムと国際連合の標準国際貿易分類(ＳＩＴＣ)との間の緊密な相互の関係を維持すべきであることを考慮し、

種々の国際貿易関係者の使用に適する関税及び統計に関する統合された品目表により前記の要請を満たすことが望ましいことを考慮し、

統一システムを技術又は国際貿易の態様の変化に照らして最新のものにすることを確保することが重要であることを考慮し、

関税協力理事会によって設置された統一システム委員会がこの分野において成し遂げた作業を考慮に入れ、

前記の条約がこれらの目的の一部を達成するための効果的な文書であるが、この問題について望ましい成果を得るための最善の方法が新たな国際条約を締結することであることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この条約の適用上、

(a) 「商品の名称及び分類についての統一システム」(以下「統一システム」という。)とは、附属書に定める項及び号の規定並びにこれらの番号、部、類及び号の注並びに統一システムの解釈に関する通則から成る品目表をいう。

(b) 「関税率表における品目表」とは、締約国が輸入物品に関税を課するため自国の法令により定める品目表をいう。

(c) 「統計品目表」とは、締約国が輸出入貿易統計のためのデータの収集のために作成した品目表をいう。

(d) 「関税及び統計に関する統合された品目表」とは、関税率表における品目表及び統計品目表を統合した品目表で、輸入の際の物品の申告のため締約国により法的に必要とされるものをいう。

(e) 「理事会を設立する条約」とは、千九百五十年十二月十五日にブラッセルで作成された関税協力理事会を設立する条約をいう。

(f) 「理事会」とは、(e)にいう関税協力理事会をいう。

(g) 「事務総局長」とは、理事会の事務総局長をいう。

(h) 「批准」とは、批准、受諾又は承認をいう。

第二条　附属書

この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、条約というときは、附属書を含む。

第三条　締約国の義務

1　次条に規定する例外的な場合を除くほか、

(a) 締約国は、(c)に規定する場合を除くほか、この条約が自国について効力を生ずる日から自国の関税率表における品目表及び統計品目表を統一システムに適合させることを約束する。締約国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表に関し次のことを約束する。

(i) 統一システムのすべての項及び号を追加又は変更をすることなく使用し並びにこれらの番号を使用すること。

(ii) 統一システムの解釈に関する通則並びにすべての部、類及び号の注を適用すること並びに統一システムの部、類、項又は号の適用範囲を変更しないこと。

(iii) 統一システムの数字上の配列に従うこと。

(b) 締約国は、また、自国の輸出入貿易統計を、その公表が商業上の秘密、国家の安全保障等の例外的理由により妨げられている場合を除くほか、統一システムの六桁番号に従い又は自己の発意に基づきその水準を超えて、公に入手可能なものにする。

(c) この条のいかなる規定も、締約国が関税及び統計に関する統合された品目表において(a)の(i)から(iii)までの義務を履行する場合には、当該締約国が自国の関税率表における品目表において統一システムの号を使用することを要求するものではない。

2　1(a)の約束の履行に当たり、締約国は、統一システムについて自国の国内法令において実施するために必要な形式上の調整を行うことができる。

3　この条のいかなる規定も、締約国が自国の関税率表における品目表又は統計品目表において物品の分類のための細分を統一システムの水準を超えて設定することを妨げるものではない。ただし、附属書に定める六桁番号を超えて当該細分を設定する場合に限る。

第四条　開発途上国による部分的適用

1　開発途上締約国は、自国の国際貿易の態様又は行政能力を考慮して、統一システムの号の一部又は全部の適用を必要な期間遅らせることができる。

2　この条の規定に基づき統一システムの部分的適用を選択する開発途上締約国は、この条約が自国について効力を生ずる日から五年以内に又は1の規定を考慮して自国が必要と認める期間内に完全な六桁統一システムを適用するため最善の努力を払うことを約束する。

3　この条の規定に基づき統一システムの部分的適用を選択する開発途上締約国は、いずれかの上位の号に属する下位の号をすべて適用し若しくは全く適用せず、又はいずれかの項に属する上位の号をすべて適用し若しくは全く適用しない。このような部分的適用の場合において、適用しない統一システムの番号の六桁目の数字又は五桁目及び六桁目の数字は、それぞれ「〇」又は「〇〇」によって置き換える。

4　この条の規定に基づき統一システムの部分的適用を選択する開発途上国は、事務総局長に対し、この条約が自国について効力を生ずる日において適用しない号を締約国となるに際して通告し、その後においてこれらの号のうち適用することとした号を通告する。

5　この条の規定に基づき統一システムの部分的適用を選択する開発途上国は、締約国となるに際し、事務総局長に対し、この条約が自国について効力を生ずる日から三年以内に完全な六桁統一システムを適用することを正式に約束する旨を通告することができる。

6　この条の規定に基づき統一システムを部分的に適用する開発途上締約国は、適用しない号につき前条の義務を免除される。

第五条　開発途上国に対する技術的援助

先進締約国は、開発途上国が要請する場合には、相互に合意する条件で、技術的援助、特に、要員の訓練、現行の品目表の統一システムへの移行及びこのように移行した品目表の体系を統一システムの改正に適合させて最新のものにすることに関する助言又はこの条約の適用に関する助言についての技術的援助を提供する。

第六条　統一システム委員会

1　この条約に基づき統一システム委員会という名称の委員会を設置するものとし、同委員会

は、締約国の代表者で構成する。

2　統一システム委員会は、通常毎年少なくとも二回会合する。

3　統一システム委員会の会合は、事務総局長が招集するものとし、締約国が別段の決定を行わない限り、理事会の本部で開催する。

4　各締約国は、統一システム委員会において、一の投票権を有する。ただし、関税同盟又は経済同盟及びその一又は二以上の構成国が締約国となる場合には、当該締約国は、この条約の適用上、及び将来のいかなる条約も害することなく、全体として一票のみを行使する。同様に、第十一条(b)の規定に基づき締約国となる資格を有する関税同盟又は経済同盟のすべての構成国が締約国となる場合には、当該構成国は、全体として一票のみを行使する。

5　統一システム委員会は、議長及び一人又は二人以上の副議長を選出する。

6　統一システム委員会は、その構成員に属する票の三分の二以上の多数による議決でその手続規則を定める。手続規則は、理事会により承認されなければならない。

7　統一システム委員会は、適当と認める政府間機関その他の国際機関に対し、オブザーバーとして作業に参加するよう招請する。

8　統一システム委員会は、必要に応じ、特に次条1(a)の規定を考慮して、小委員会又は作業部会を設置するものとし、当該小委員会又は作業部会の構成員、投票権及び手続規則を決定する。

第七条　統一システム委員会の任務

1　統一システム委員会は、次条の規定を考慮して、次の任務を遂行する。

(a)　特に、利用者の要請及び技術又は国際貿易の態様の変化を考慮し、望ましいと認めるこの条約の改正を提案すること。

(b)　統一システムの解釈のため、解説書、分類に関する意見書その他の助言を起案すること。

(c)　統一システムの統一的な解釈及び適用を確保するため勧告を起案すること。

(d)　統一システムの適用に関する情報を取りまとめ、配布すること。

(e)　自己の発意により又は要請に応じ、締約国、理事会の構成員及び委員会が適当と認める政府間機関その他の国際機関に対し、統一システムにおける物品の分類に関するすべての事項について情報を提供し又は指導を行うこと。

(f)　理事会の会合に対し、統一システム委員会の活動(改正の提案及び解説書、分類に関する意見書その他の助言の提案を含む。)に関する報告書を提出すること。

(g)　統一システムに関し、理事会又は締約国が必要と認めるその他の権限及び任務を行使し又は遂行すること。

2　統一システム委員会の管理上の決定であつて財政に係るものは、理事会により承認されなければならない。

第八条　理事会の役割

1　理事会は、統一システム委員会が起案したこの条約の改正案を検討するものとし、締約国であつて理事会の構成員であるものが当該改正案又はその一部を再検討のため統一システム委員会に付託することを要請しない限り、第十六条に規定する手続に従い締約国に対し当該改正案を勧告する。

2　前条1の規定により統一システム委員会の会期中に起案された解説書、分類に関する意見書その他の統一システムの解釈に関する助言並びに統一システムの統一的な解釈及び適用を確保するための勧告は、締約国が、理事会への付託を要請する旨を当該会期の終了する日の属する月の翌々月の末日までに事務総局長に通告しない限り、理事会により承認されたものとみなす。

3　2の規定により解説書、分類に関する意見書その他の助言又は勧告が理事会に付託される場合には、締約国であつて理事会の構成員であるものがこれらの事項の全部又は一部を再検討のため統一システム委員会に付託することを要請しない限り、理事会は、これらの事項を承認する。

第九条　関税率

締約国は、この条約により関税率に関するいかなる義務も負うものではない。

第十条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によつて解決する。

2　交渉によつて解決されない紛争は、紛争当事国が統一システム委員会に付託するものとし、同委員会は、当該紛争について検討し、その解決のための勧告を行う。

3　統一システム委員会が紛争を解決することができない場合には、同委員会は、これを理事会に付託するものとし、理事会は、理事会を設立する条約第三条(e)の規定に基づき勧告を行う。

4　紛争当事国は、あらかじめ、統一システム委員会又は理事会の勧告を拘束力を有するものとして受諾することを合意することができる。

第十一条　締約国となる資格

次の国及び関税同盟又は経済同盟は、この条約の締約国となる資格を有する。

(a)　理事会の構成国

(b)　この条約によつて規律される事項の一部又は全部に関し条約を締結する権限を移譲された関税同盟又は経済同盟

(c)　理事会の指示により事務総局長が締約国となることを招請したその他の国

第十二条　締約国となるための手続

1　締約国となる資格を有するいずれの国又は関税同盟若しくは経済同盟も、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

(a)　批准を条件とすることなく署名すること。

(b)　批准を条件として署名した後に批准書を寄託すること。

(c)　署名のための開放の期間が終了した後に加入すること。

2　この条約は、ブラッセルにある理事会の本部において、千九百八十六年十二月三十一日までは前条に規定する国及び関税同盟又は経済同盟による署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

3　批准書又は加入書は、事務総局長に寄託する。

第十三条　効力発生

1　この条約は、第十一条に規定する国及び関税同盟又は経済同盟のうち少なくとも十七の国又は関税同盟若しくは経済同盟が批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後十二箇月を超え二十四箇月以内に属する一月一日(千九百八十七年一月一日前の日を除く。)に効力を生ずる。

2　この条約は、1に定める十七の数に到達した後に、批准を条件とすることなく署名し又は批准し若しくは加入する国又は関税同盟若しくは経済同盟については、一層早い日を明示する場合を除くほか、当該国又は関税同盟若しくは経済同盟が批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後十二箇月を超え二十四箇月以内に属する一月一日に効力を生ずる。ただし、この2の規定による効力発生の日は、1に定める効力発生の日よりも前であつてはならない。

第十四条　非独立地域における適用

1　いずれの国も、締約国となる際に又はその後いつでも、事務総局長にあてた通告により、自国が国際関係について責任を有し、かつ、当該通告に明記する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。通告は、一層早い日が当該通告に明記されている場合を除くほか、事務総局長が当該通告を受領した日の後十二箇月を超え二十四箇月以内に属する一月一日に効力を生ずる。ただし、

この条約は、これが当該国について効力を生ずる前には、当該領域について適用しない。

2　この条約は、締約国が1に規定する領域の国際関係について責任を有しなくなった日又は次条に規定する手続により事務総局長に通告した一層早い日に、当該領域についてその効力を失う。

第十五条　廃棄

この条約の有効期間は、無期限とする。ただし、いずれの締約国も、この条約を廃棄することができる。廃棄は、一層遅い日が廃棄書に明記されている場合を除くほか、事務総局長が当該廃棄書を受領した後一年で効力を生ずる。

第十六条　改正手続

1　理事会は、締約国に対し、この条約の改正を勧告することができる。

2　いずれの締約国も、事務総局長に対し、勧告された改正に対する異議を通告することができるものとし、その後、3に定める期間内に当該異議を撤回することができる。

3　勧告された改正は、事務総局長によるその通告の日の後六箇月で受諾されたものとみなす。ただし、この期間の終了の時に異議がない場合に限る。

4　受諾された改正は、すべての締約国について、次のいずれかの日に効力を生ずる。

(a)　勧告された改正が四月一日前に通告される場合には、その通告の日の二年後の日が属する年の一月一日

(b)　勧告された改正が四月一日以後に通告される場合には、その通告の日の三年後の日が属する年の一月一日

5　締約国の統計品目表及び関税率表における品目表又は第三条1(c)に規定する場合にはその関税及び統計に関する統合された品目表は、4に定める日に、改正された統一システムに適合させる。

6　この条約に批准を条件とすることなく署名し又はこれを批准し若しくはこれに加入する国又は関税同盟若しくは経済同盟は、当該国又は関税同盟若しくは経済同盟が締約国となる日に効力を生じ又は3の規定により受諾されているすべての改正を受諾したものとみなす。

第十七条　統一システムに関する締約国の権利

統一システムに影響を及ぼす事項に関し、第六条4、第八条及び前条2の規定は、締約国に次の権利を与える。

(a)　締約国がこの条約の規定により適用する統一システムのすべての部分についての権利

(b)　第十三条の規定によりこの条約が締約国について効力を生ずる日までは、当該締約国がこの条約の規定によりその日から適用する義務を負うこととなる統一システムのすべての部分についての権利

(c)　締約国が第四条5に定める三年の期間内に完全な六桁統一システムを適用することを正式に約束する場合には、当該期間の終了の日まで統一システムのすべての部分についての権利

第十八条　留保

この条約に対するいかなる留保も、認められない。

第十九条　事務総局長による通告

事務総局長は、締約国、他の署名国、この条約の締約国でない理事会の構成国及び国際連合事務総長に対し、次の事項を通告する。

(a)　第四条の規定による通告

(b)　第十二条の規定による署名、批准及び加入

(c)　第十三条の規定によるこの条約の効力発生の日

(d)　第十四条の規定による通告

(e)　第十五条の規定による廃棄

(f)　第十六条の規定により勧告されたこの条約の改正

(g)　第十六条の規定により勧告された改正に対する異議及び該当する場合にはその撤回

(h)　第十六条の規定により受諾された改正及びその効力発生の日

第二十条　国際連合への登録

この条約は、理事会の事務総局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十三年六月十四日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、同事務総局長は、第十一条に規定するすべての国及び関税同盟又は経済同盟に対し、その認証謄本を送付する。

附属書

目次

統一システムの解釈に関する通則
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品
第一類　動物（生きているものに限る。）
第二類　肉及び食用のくず肉
第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第二部　植物性生産品
第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第七類　食用の野菜、根及び塊茎
第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第一〇類　穀物
第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物
並びにわら及び飼料用植物
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第一七類　糖類及び砂糖菓子
第一八類　ココア及びその調製品
第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びペーカリー製品
第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第二一類　各種の調製食料品
第二二類　飲料、アルコール及び食酢
第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品
第五部　鉱物性生産品
第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第二六類　鉱石、スラグ及び灰
第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品
第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無

機又は有機の化合物
第一九類　有機化学品
第二〇類　医療用品
第三一類　肥料
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第三七類　写真用又は映画用の材料
第三八類　各種の化学工業生産品
第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第三九類　プラスチック及びその製品
第四〇類　ゴム及びその製品
第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革
第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第四四類　木材及びその製品並びに木炭
第四五類　コルク及びその製品
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第一一部　紡織用繊維及びその製品
第五〇類　絹及び絹織物
第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第五二類　綿及び綿織物
第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物
第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物
第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第六五類　帽子及びその部分品
第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品
第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第六九類　陶磁製品
第七〇類　ガラス及びその製品
第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第六九類　陶磁製品
第七〇類　ガラス及びその製品
第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
第一五部　卑金属及びその製品
第七二類　鉄鋼
第七三類　鉄鋼製品
第七四類　銅及びその製品
第七五類　ニッケル及びその製品
第七六類　アルミニウム及びその製品（この類の使用は、統一システムにおいて将来使用する可能性に備えて保留する。）
第七七類　鉛及びその製品
第七八類　亜鉛及びその製品
第七九類　すず及びその製品
第八〇類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
第八一類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第八二類　各種の卑金属製品
第八三類　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品
第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第八九類　船舶及び浮き構造物
第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機

器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

第九一類　時計及びその部分品

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第二〇部　雑品

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第九六類　雑品

第二一部　美術品、収集品及びこっとう

第九七類　美術品、収集品及びこっとう(この類は、締約国による独自の使用のため保留する。)

第九八類　(この類は、締約国による独自の使用のため保留する。)

第九九類

統一システムの解釈に関する通則

この品目表における物品の所属は、次の原則により決定する。

1　部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この品目表の適用に当たつては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従つて決定する。

2(a)　各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品(この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。)で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。

(b)　各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従つて決定する。

3　2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b)　混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c)　(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4　前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

5　前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a)　写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b)　(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6　この品目表の適用に当たつては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

第一部　動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

注

1　この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。

2　この品目表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

第一類　動物(生きているものに限る。)

注

1　この類には、次の物品を除くほか、すべての動物(生きているものに限る。)を含む。

(a)　第〇三・〇一項、第〇三・〇六項又は第〇三・〇七項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

(b)　第三〇・〇二項の培養微生物その他の物品

(c)　第九五・〇八項の動物

〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)
	馬
〇一〇一・一一	純粋種の繁殖用のもの
〇一〇一・一九	その他のもの
〇一〇一・二〇	ろ馬、ら馬及びヒニー
〇一・〇二	牛(生きているものに限る。)
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの
〇一〇二・九〇	その他のもの

○一・○三	豚（生きているものに限る。）
○一○三・一○	純粋種の繁殖用のもの
	その他のもの
○一○三・九一	一頭の重量が五○キログラム未満のもの
○一○三・九二	一頭の重量が五○キログラム以上のもの
○一・○四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）
○一○四・一○	羊
○一○四・二○	やぎ
○一・○五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）
	一羽の重量が一八五グラム以下のもの
○一○五・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）
○一○五・一九	その他のもの
	その他のもの
○一○五・九一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）
○一○五・九九	その他のもの
○一・○六	その他の動物（生きているものに限る。）
○一○六・○○	

第二類　肉及び食用のくず肉

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第○二・○一項から第○二・○八項まで又は第○二・一○項の物品で、食用に適しないもの

(b)　動物の腸、ぼうこう及び胃（第○五・○四項参照）並びに動物の血（第○五・一一項及び第三○・○二項参照）

(c)　動物性脂肪（第一五類参照。第○二・○九項の物品を除く。）

○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○一・一○	枝肉及び半丸枝肉
○二○一・二○	その他の骨付き肉
○二○一・三○	骨付きでない肉
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）
○二○二・一○	枝肉及び半丸枝肉
○二○二・二○	その他の骨付き肉
○二○二・三○	骨付きでない肉
○二・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの
	枝肉及び半丸枝肉
○二○三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二○三・一九	その他のもの
	冷凍したもの
○二○三・二一	枝肉及び半丸枝肉
○二○三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二○三・二九	その他のもの
○二・○四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二○四・一○	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○四・二一	その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○四・二二	枝肉及び半丸枝肉
○二○四・二三	その他の骨付き肉
○二○四・三○	骨付きでない肉
○二○四・四一	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）
○二○四・四二	その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）
○二○四・四三	枝肉及び半丸枝肉
○二○四・五○	その他の骨付き肉
○二・○五	骨付きでない肉
○二○五・○○	やぎの肉
○二・○六	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二○六・一○	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二○六・二一	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○六・二二	牛のもの（冷凍したものに限る。）
○二○六・二九	舌
○二○六・三○	肝臓
○二○六・四一	その他のもの
○二○六・四九	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○六・八○	豚のもの（冷凍したものに限る。）
○二○六・九○	肝臓
○二・○七	その他のもの
	生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
	その他のもの（冷凍したものに限る。）
	肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

○二○七・一○	分割してない家きん（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○七・二一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）
○二○七・二二	七面鳥
○二○七・二三	あひる、がちょう及びほろほろ鳥
○二○七・三一	家きんの分割した肉及びくず肉（肝臓を含むものとし、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二○七・三九	がちょう又はあひるの脂肪質の肝臓
	その他のもの
○二○七・四一	家きんの分割した肉及びくず肉（冷凍したものに限るものとし、肝臓を除く。）
○二○七・四二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの
○二○七・四三	七面鳥のもの
○二○七・五○	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの
○二○七・○八	家きんの肝臓（冷凍したものに限る。）
	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二○八・一○	うさぎのもの
○二○八・二○	かえるの脚
○二○八・九○	その他のもの
○二一・○九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）
○二一○九・○○	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール
	豚の肉
○二一・一○	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二一○・一一	ばら肉及びこれを分割したもの
○二一○・一二	その他のもの
○二一○・一九	牛の肉
○二一○・二○	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）
○二一○・九○	

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　海棲哺乳動物（第○二・○六項参照）及びその肉（第○二・○八項及び第○二・一○項参照）

(b)　生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第五類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第二三・○一項参照）

(c)　キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第一六・○四項参照）

○三・○一	魚（生きているものに限る。）
○三○一・一○	観賞用の魚
○三○一・九一	その他の魚（生きているものに限る。）
○三○一・九二	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）
○三○一・九三	うなぎ（アングイルラ属のもの）
○三○一・九九	こい
○三・○二	その他のもの
○三○二・一一	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）
○三○二・一二	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三○二・一九	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
○三○二・一三	その他のもの
○三○二・一四	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三○二・一五	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）
○三○二・一六	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）
○三○二・一九	ソール（ソレア属のもの）
	その他のもの
○三○二・二一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三○二・二二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）
○三○二・二三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）
○三○二・二九	かつお
	その他のもの
○三○二・三一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三○二・三二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロ
○三○二・三三	
○三○二・三九	
○三○二・四○	
○三○二・五○	

ケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	○三〇二・六一
その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	○三〇二・六二
いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	○三〇二・六三
ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	○三〇二・六四
コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	○三〇二・六五
さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	○三〇二・六六
さめ	○三〇二・六九
うなぎ（アングイルラ属のもの）	○三〇二・七〇
その他のもの	○三・〇三
肝臓、卵及びしらこ	
魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	○三〇三・一〇
太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	○三〇三・二一
その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	○三〇三・二二
ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	○三〇三・二九
大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	
その他のもの	
ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	○三〇三・三一
ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	○三〇三・三二
プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	○三〇三・三三
ソール（ソレア属のもの）	○三〇三・三九
その他のもの	
まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	○三〇三・四一
びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	○三〇三・四二
きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	○三〇三・四三
かつお	○三〇三・四九
その他のもの	○三〇三・五〇
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	○三〇三・六〇
コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	

その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	○三〇三・七一
いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	○三〇三・七二
ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	○三〇三・七三
コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	○三〇三・七四
さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	○三〇三・七五
さめ	○三〇三・七六
うなぎ（アングイルラ属のもの）	○三〇三・七七
シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタトゥス）	○三〇三・七八
ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	○三〇三・七九
その他のもの	○三〇三・八〇
肝臓、卵及びしらこ	○三〇四・一〇
魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	○三〇四・二〇
生鮮のもの及び冷蔵したもの	○三〇四・九〇
冷凍したフィレ	○三・〇五
その他のもの	
魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及びフィッシュミール（食用に適するものに限る。）	○三〇五・一〇
フィッシュミール（食用に適するものに限る。）	○三〇五・二〇
肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	○三〇五・三〇
魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	○三〇五・四一
くん製した魚（フィレを含む。）	
太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	○三〇五・四二
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	○三〇五・四九
その他のもの	
乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	○三〇五・五一
コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	○三〇五・五九
その他のもの	
塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚	○三〇五・六一
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	

○三〇五・六二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	
○三〇五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	
○三〇五・六九	その他のもの	
○三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）	
○三〇六・一一	冷凍したもの	
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	
○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）	
○三〇六・一三	シュリンプ及びプローン	
○三〇六・一四	かに	
○三〇六・一九	その他のもの	
	冷凍してないもの	
○三〇六・二一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	
○三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）	
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン	
○三〇六・二四	かに	
○三〇六・二九	その他のもの	
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及び水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	
○三〇七・一〇	かき	
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	
○三〇七・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・二九	その他のもの	
	いた貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・三九	その他のもの	
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）	
○三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・四九	その他のもの	
	たこ（オクトプス属のもの）	
○三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・五九	その他のもの	
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	
	その他のもの	
○三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・九九	その他のもの	

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

注

1　「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。

2　ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次のすべての特性を有するものに限り、チーズとして第〇四・〇六項に属する。

(a)　乳脂肪分が全乾燥重量の五％以上であること。

(b)　乾燥固形分が全重量の七〇％以上八五％以下であること。

(c)　成型したもの又は成型が可能なものであること。

○四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	
○四〇一・一〇	脂肪分が全重量の一％以下のもの	
○四〇一・二〇	脂肪分が全重量の一％を超え六％以下のもの	
○四〇一・三〇	脂肪分が全重量の六％を超えるもの	
○四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）	
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
○四〇二・二一	その他のもの	
○四〇二・二九	その他のもの	
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）	
○四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
○四〇二・九九	その他のもの	
○四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	

○四○三・一○	ヨーグルト	
○四○三・九○	その他のもの	
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	
○四○四・一○	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）その他のもの	
○四○四・九○		
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂	
○四○五・○○	チーズ及びカード	
○四・○六	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、発酵していないものに限る。）及びカード	
○四○六・一○		
○四○六・二○	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）	
○四○六・三○	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	
○四○六・四○	ブルーベインドチーズ	
○四○六・九○	その他のチーズ	
○四・○七	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	
○四○七・○○	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
○四・○八	卵黄	
○四○八・一一	乾燥したもの	
○四○八・一九	その他のもの	
	その他のもの	
○四○八・九一	乾燥したもの	
○四○八・九九	その他のもの	
○四・○九	天然はちみつ	
○四○九・○○		
○四・一○	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
○四一○・○○		

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）

(b)　原皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照。第○五・○五項の物品並びに第○五・一一項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）

(c)　動物性紡織用繊維（第一一部参照。馬毛及びそのくずを除く。）

(d)　ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第九六・○三項参照）

2　第○五・○一項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。

3　この品目表において象、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。

4　この品目表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。

○五・○一	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくず	
○五○一・○○		
○五・○二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	
○五○二・一○	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず	
○五○二・九○	その他のもの	
○五・○三	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	
○五○三・○○		
○五・○四	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片	
○五○四・○○	羽毛及その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	
○五・○五	綿毛及び詰物用の羽毛	
○五○五・一○	その他のもの	
○五○五・九○	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠（こう）したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	
○五・○六	オセイン及び酸処理した骨	
○五○六・一○	その他のもの	
○五○六・九○	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	
○五・○七		

○五〇七・一〇	アイボリー並びにその粉及びくず
○五〇七・九〇	その他のもの
○五・〇八	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず
○五〇八・〇〇	
○五・〇九	動物性の海綿
○五〇九・〇〇	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）
○五・一〇	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの
○五一〇・〇〇	
○五・一一	牛の精液
○五一一・一〇	その他のもの
○五一一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの
○五一一・九九	その他のもの

第二部　植物性生産品

注

1　この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

注

1　この類には、第〇六・〇一項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第七類のばれいしょ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。

2　第〇六・〇三項又は第〇六・〇四項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第九七・〇一項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

○六・〇一	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）
○六〇一・一〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根
○六〇一・二〇	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸
○六・〇二	根を有しない挿穂及び接ぎ穂
○六〇二・一〇	樹木及び灌木（食用果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）
○六〇二・二〇	しゃくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
○六〇二・三〇	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
○六〇二・四〇	その他のもの
○六〇二・九一	きのこ菌糸
○六〇二・九九	その他のもの
○六・〇三	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）
○六〇三・一〇	生鮮のもの
○六〇三・九〇	その他のもの
○六・〇四	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）
○六〇四・一〇	こけ及び地衣
○六〇四・九一	その他のもの
○六〇四・九九	生鮮のもの
	その他のもの

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

注

1　この類には、第一二・一四項の飼料用植物を含まない。

2　第〇七・〇九項から第〇七・一二項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちゃ、なす、スイートコーン（ゼア・マュス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンスィス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。

3　第〇七・一二項には、次の物品を除くほか、第〇七・〇一項から第〇七・一一項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(a)　乾燥した豆でさやを除いたもの（第〇七・一三項参照）

(b)　第一一・〇二項から第一一・〇四項までに定める形状のスイートコーン

(c)　ばれいしょの粉、ミール及びフレーク（第一一・〇五項参照）

(d)	第〇七・一三項の乾燥した豆の粉及びミール（第一一・〇六項参照）
4	この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破砕し又は粉砕したものを含まない（第〇九・〇四項参照）。
○七・〇一	ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七〇一・一〇	種ばれいしよ
○七〇一・九〇	その他のもの
○七・〇二	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七〇二・〇〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・〇三	たまねぎ及びシャロット
○七〇三・一〇	にんにく
○七〇三・二〇	リーキその他のねぎ属のもの
○七〇三・九〇	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・〇四	カリフラワー
○七〇四・一〇	芽キャベツ
○七〇四・二〇	その他のもの
○七〇四・九〇	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮もの及び冷蔵したものに限る。）
○七・〇五	レタス
○七〇五・一一	結球レタス
○七〇五・一九	その他のもの
	チコリー
○七〇五・二一	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）
○七〇五・二九	その他のもの
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七〇六・一〇	にんじん及びかぶ
○七〇六・九〇	その他のもの
○七・〇七	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七〇七・〇〇	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七・〇八	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七〇八・一〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七〇八・二〇	その他の豆
○七〇八・九〇	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・〇九	アーティチョーク
○七〇九・一〇	アスパラガス
○七〇九・二〇	なす
○七〇九・三〇	セルリー（セルリアクを除く。）
○七〇九・四〇	きのこ及びトリフ
○七〇九・五一	きのこ
○七〇九・五二	トリフ
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七〇九・九〇	その他のもの
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
○七一〇・一〇	ばれいしよ
○七一〇・二一	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七一〇・二二	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七一〇・二九	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七一〇・三〇	その他のもの
○七一〇・四〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七一〇・八〇	スイートコーン
○七一〇・九〇	その他の野菜
○七・一一	野菜を混合したもの
○七一一・一〇	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
○七一一・二〇	たまねぎ
○七一一・三〇	オリーブ
○七一一・四〇	ケーパー
○七一一・九〇	きゅうり及びガーキン
○七・一二	その他の野菜及び野菜を混合したもの
○七一二・一〇	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）
○七一二・二〇	ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）
○七一二・三〇	たまねぎ
○七一二・九〇	きのこ及びトリフ
○七・一三	その他の野菜及び野菜を混合したもの
	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）

○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七一三・二〇	ひよこ豆
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）
○七一三・三九	その他のもの
○七一三・四〇	ひら豆
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）
○七一三・九〇	その他のもの
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄
○七一四・一〇	カッサバ芋
○七一四・二〇	かんしょ
○七一四・九〇	その他のもの

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

注

1　この類には、食用でない果実及びナットを含まない。

2　冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属する。

○八・○一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）
○八○一・一○	ココやしの実
○八○一・二○	ブラジルナット
○八○一・三○	カシューナット
○八・○二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）
	アーモンド
○八○二・一一	殻付きのもの
○八○二・一二	殻を除いたもの
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）
○八○二・二一	殻付きのもの
○八○二・二二	殻を除いたもの
	くるみ
○八○二・三一	殻付きのもの
○八○二・三二	殻を除いたもの
○八○二・四○	くり（カスタネア属のもの）
○八○二・五○	ピスタチオナット
○八○二・九○	その他のもの
○八・○三	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八○三・○○	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八・○四	なつめやしの実
	いちじく
	パイナップル
	アボカドー
	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン
○八○四・一○	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八○四・二○	オレンジ
○八○四・三○	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種
○八○四・四○	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア）
○八○四・五○	グレープフルーツ
○八・○五	その他のもの
○八○五・一○	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八○五・二○	生鮮のもの
○八○五・三○	乾燥したもの
○八○五・四○	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）
○八○五・九○	メロン（すいかを含む。）
○八○六・一○	パパイヤ
○八○六・二○	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）
○八・○六	りんご
○八○七・一○	なし及びマルメロ
○八○七・二○	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）
○八・○七	あんず
○八○八・一○	さくらんぼ
○八○八・二○	桃（ネクタリンを含む。）
○八・○八	プラム及びスロー
○八○九・一○	その他の果実（生鮮のものに限る。）
○八○九・二○	ストロベリー
○八○九・三○	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー
○八○九・四○	
○八・一○	
○八一○・一○	
○八一○・二○	

○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実
○八一〇・九〇	その他のもの
○八一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
○八一一・一〇	ストロベリー
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー
○八一一・九〇	その他のもの
○八一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
○八一二・一〇	さくらんぼ
○八一二・二〇	ストロベリー
○八一二・九〇	その他のもの
○八一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの
○八一三・一〇	あんず
○八一三・二〇	プルーン
○八一三・三〇	りんご
○八一三・四〇	その他の果実
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの
○八一四	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）
○八一四・〇〇	

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

注

1　第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。

(b)　異なる項の二以上の物品の混合物は、第〇九・一〇項に属する。

第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの物品（(a)又は(b)の混合物を含む。）に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属さず、混合調味料にしたものは第二一・〇三項に属する。

2　この類には、第一二・一一項のクベバ（ピペル・クベバ）その他の物品を含まない。

○九・〇一	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒー（いったものを除く。）
○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの
○九〇一・二一	コーヒー（いったものに限る。）
○九〇一・二二	カフェインを除いてないもの
○九〇一・三〇	カフェインを除いたもの
○九〇一・四〇	コーヒー豆の殻及び皮
○九・〇二	コーヒーを含有するコーヒー代用物
○九〇二・一〇	茶
○九〇二・二〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
○九〇二・三〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）
○九〇二・四〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
○九・〇三	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶
○九〇三・〇〇	マテ
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー
○九〇四・一一	ペッパー
○九〇四・一二	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
○九〇四・二〇	破砕し又は粉砕したもの
○九〇五	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）
○九・〇五	バニラ豆
○九〇五・〇〇	けい皮及びシンナモンツリーの花
○九・〇六	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
○九〇六・一〇	破砕し又は粉砕したもの
○九〇六・二〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）
○九・〇七	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類
○九〇七・〇〇	肉ずく
○九・〇八	肉ずく花
○九〇八・一〇	
○九〇八・二〇	

○九○八・三○	カルダモン類
○九・○九	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種
○九○九・一○	アニス又は大ういきようの種
○九○九・二○	コリアンダーの種
○九○九・三○	クミンの種
○九○九・四○	カラウエイの種
○九○九・五○	ういきよう又はジュニパーの種
○九・一○	しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料
○九一○・一○	しようが
○九一○・二○	サフラン
○九一○・三○	うこん
○九一○・四○	月けい樹の葉及びタイム
○九一○・五○	カレー
	その他の香辛料
	この類の注1(b)の混合物
○九一○・九一	その他のもの
○九一○・九九	

第一〇類　穀物

注

1 (a) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかいないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。

(b) この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第一〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出しした米、パーボイルドライス、コンバーテッドライス及び砕米を含む。

2 第一〇・〇五項には、スイートコーンを含まない（第七類参照）。

号注

1 「デュラム小麦」とは、トリティクム・デュルム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティクム・デュルム種と同数（二八）のものをいう。

一○・○一	小麦及びメスリン
一○○一・一○	デュラム小麦
一○○一・九○	その他のもの
一○・○二	ライ麦
一○○二・○○	
一○・○三	大麦及び裸麦
一○○三・○○	
一○・○四	オート
一○○四・○○	
一○・○五	とうもろこし
一○○五・一○	播種用のもの
一○○五・九○	その他のもの
一○・○六	米
一○○六・一○	もみ
一○○六・二○	玄米
一○○六・三○	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）
一○○六・四○	砕米
一○・○七	グレーンソルガム
一○○七・○○	そば、ミレット及びカラリーシード並びにその他の穀物
一○・○八	そば
一○○八・一○	ミレット
一○○八・二○	カナリーシード
一○○八・三○	その他の穀物
一○○八・九○	

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

1 注

この類には、次の物品を含まない。

(a) いつた麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第〇九・〇一項及び第二一・〇一項参照）

(b) 第一九・〇一項の調製した穀粉、ミール及びでん粉

(c) 第一九・〇四項のコーンフレークその他の物品

(d) 第二〇・〇一項、第二〇・〇四項又は第二〇・〇五項の調製し又は保存に適する処理をした野菜

(e) 医療用品（第三〇類参照）

(f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第三三類参照）

2 (A) 次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第二三・〇二項に属する。

(a) でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。

(b) 灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の(3)欄に掲げる率以下であること。

(B) (A)の規定によりこの類に属する物品で、次の表の(4)欄又は(5)欄に定める目開きを有するふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の表の(4)欄又は(5)欄に掲げる率以上であるものは第一一・〇一項又は第一一・〇二項に属するものとし、その他のものは第一一・〇三項又は第一一・〇四項に属する。

(1) 穀物	(2) でん粉の含有率	(3) 灰分の含有率	(4) 目開きが三一五ミクロンのふるいに対する通過率	(5) 目開きが五〇〇ミクロンのふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	四五％	二・五％	八〇％	—
大麦及び裸麦	四五％	三％	八〇％	—
オート	四五％	五％	八〇％	—
とうもろこし及びグレーンソルガム	四五％	二％	—	九〇％
米	四五％	一・六％	八〇％	—
そば	四五％	四％	八〇％	—

3　第一一・〇三項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破砕して得た物品で次のものをいう。

(a)　とうもろこしから得た物品については、目開きが二ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五％以上のもの

(b)　その他の穀物から得た物品については、目開きが一・二五ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五％以上のもの

一一・〇一	小麦粉及びメスリン粉
一一〇一・〇〇	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
一一・〇二	
一一〇二・一〇	ライ麦粉
一一〇二・二〇	とうもろこし粉
一一〇二・三〇	米粉
一一〇二・九〇	その他のもの
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット
	ひき割り穀物及び穀物のミール
一一〇三・一一	小麦のもの
一一〇三・一二	オートのもの
一一〇三・一三	とうもろこしのもの
一一〇三・一四	米のもの
一一〇三・一九	その他の穀物のもの
	ペレット
一一〇三・二一	小麦のもの
一一〇三・二九	その他の穀物のもの
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
一一〇四・一一	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物
一一〇四・一二	大麦又は裸麦のもの
一一〇四・一九	オートのもの
	その他の穀物のもの
一一〇四・二一	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
一一〇四・二二	大麦又は裸麦のもの
一一〇四・二三	オートのもの
一一〇四・二九	とうもろこしのもの
一一〇四・三〇	その他の穀物のもの
一一・〇五	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
一一〇五・一〇	ばれいしよの粉、ミール及びフレーク
一一〇五・二〇	粉及びミール
一一・〇六	フレーク
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール
一一〇六・二〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）の粉及びミール
一一〇六・三〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール
一一・〇七	第八類の物品の粉及びミール
一一〇七・一〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）
一一〇七・二〇	いつてないもの
一一・〇八	いつたもの
	でん粉及びイヌリン
一一〇八・一一	でん粉
一一〇八・一二	小麦でん粉
一一〇八・一三	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）
一一〇八・一四	ばれいしよでん粉
一一〇八・一九	マニオカ（カッサバ）でん粉
一一〇八・二〇	その他のでん粉
一一・〇九	イヌリン
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

1　第一二・〇七項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第七類及び第二〇類参照）及び第〇八・〇一項又は第〇八・〇二項の物品を含まない。

2　第一二・〇八項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かすを含まない。

3　ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第一二・〇九項の播種用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第一二・〇九項には含まない。

(a)　豆及びスイートコーン（第七類参照）

(b)　第九類の香辛料その他の物品

(c)　穀物（第一〇類参照）

(d)　第一二・〇一項から第一二・〇七項まで又は第一二・一一項の物品

4　第一二・一一項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。

もつとも、第一二・一一項には、次の物品を含まない。

(a)　第三〇類の医薬品

(b)　第三三類の調製香料及び化粧品類

(c)　第三八・〇八項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品

5　第一二・一二項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。

(a)　第二一・〇二項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）

(b)　第三〇・〇二項の培養微生物

(c)　第三一・〇一項又は第三一・〇五項の肥料

一二・〇一	大豆（割つてあるかないかを問わない。）
一二〇一・〇〇	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）
一二・〇二	
一二〇二・一〇	殻付きのもの
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）
一二・〇三	
一二〇三・〇〇	コプラ
一二・〇四	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）
一二〇五・〇〇	菜種（割つてあるかないかを問わない。）
一二・〇六	
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）
一二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核
一二〇七・二〇	綿実
一二〇七・三〇	ひまの種
一二〇七・四〇	ごま
一二〇七・五〇	マスタードの種
一二〇七・六〇	サフラワーの種
一二〇七・九一	その他のもの
一二〇七・九二	けしの種
一二〇七・九九	シャナット
一二・〇八	その他のもの
一二〇八・一〇	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）
一二〇八・九〇	大豆のもの
一二・〇九	その他のもの
一二〇九・一一	播種用の種、果実及び胞子
一二〇九・一九	ビートの種
一二〇九・二一	てん菜の種
一二〇九・二二	その他のもの
一二〇九・二三	飼料用植物の種（ビートの種を除く。）
一二〇九・二四	ルーサン（アルファルファ）の種
一二〇九・二五	クローバー（トリフォリウム属のもの）の種
一二〇九・二六	フェスクの種
一二〇九・二九	ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンスィス）の種
一二〇九・三〇	ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種
一二〇九・九一	チモシーの種
一二〇九・九九	その他のもの
一二・一〇	園芸用草花の種
一二一〇・一〇	その他のもの
一二一〇・二〇	野菜の種
	その他のもの
	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン
	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）
	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びル

一二・一一	プリン
	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）
一二一一・一〇	甘草
一二一一・二〇	おたねにんじん
一二一一・九〇	その他のもの
一二一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
一二一二・一〇	ローカストビーン（種を含む。）
一二一二・二〇	海草その他の藻類
一二一二・三〇	あんず、桃又はプラムの核及び仁
	その他のもの
一二一二・九一	てん菜
一二一二・九二	さとうきび
一二一二・九九	その他のもの
一二一三・一三	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）
一二一三・〇〇	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）
一二一・一四	ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット
一二一四・一〇	その他もの
一二一四・九〇	

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

注

1　第一三・〇二項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。

(a)　甘草エキスで、しよ糖の含有量が全重量の一〇％を超えるもの及び菓子にしたもの（第一七・〇四項参照）

(b)　麦芽エキス（第一九・〇一項参照）

(c)　コーヒー、茶又はマテのエキス（第二一・〇一項参照）

(d)　アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（第二二類参照）

(e)　第二九・一四項又は第二九・三八項のしよう脳、グリシルリジンその他の物品

(f)　第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品及び血液型判定用試薬（第三〇・〇六項参照）

(g)　なめしエキス及び染色エキス（第三二・〇一項及び第三二・〇三項参照）

(h)　精油、コンクリート、アブソリュート及びレジノイド並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション（第三三類参照）

(ij)　天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（第四〇・〇一項参照）

一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム
一三〇一・一〇	ラック
一三〇一・二〇	アラビアゴム
一三〇一・九〇	その他のもの
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス
一三〇二・一二	生あへん
一三〇二・一三	甘草のもの
一三〇二・一四	ホップのもの
一三〇二・一九	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの
一三〇二・二〇	その他のもの
一三〇二・三二	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩
一三〇二・三三	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
一三〇二・三九	寒天
	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
	その他のもの

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

注

1　この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第一一部に属する。

2　第一四・〇一項には、竹（割り、縦にひき、特定の長さに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない。）及びオージア、あしその他これらに類する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割つたものを含む

ものとし、チップウッド（第四四・〇四項参照）を含まない。

3　第一四・〇二項には、木毛（第四四・〇五項参照）を含まない。

4　第一四・〇三項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第九六・〇三項参照）を含まない。

一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）
一四〇一・一〇	竹
一四〇一・二〇	とう
一四〇一・九〇	その他のもの
一四・〇二	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）
一四〇二・一〇	カポック
一四〇二・九一	その他のもの
一四〇二・九九	ベジタブルヘア
一四・〇三	その他のもの 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）
一四〇三・一〇	ほうきもろこし（ソルグム・ヴルガレ変種テクニクム）
一四〇三・九〇	その他のもの
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）
一四〇四・一〇	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料
一四〇四・二〇	コットンリンター
一四〇四・九〇	その他のもの

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇二・〇九項の豚又は家きんの脂肪

(b)　カカオ脂（第一八・〇四項参照）

(c)　調製食料品（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超えるものに限る。主として第二一類に属する。）

(d)　獣脂かす（第二三・〇一項参照）及び第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かす

(e)　単一の脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第六部の物品

(f)　油から製造したファクチス（第四〇・〇二項参照）

2　第一五・〇九項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第一五・一〇項参照。）

3　第一五・一八項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。

4　ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第一五・二二項に属する。

一五・〇一	ラードその他の豚脂及び家きん脂（溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）
一五〇一・〇〇	
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（粗のもの及び溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）
一五〇二・〇〇	
一五・〇三	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）
一五〇三・〇〇	
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）
一五〇五・一〇	ウールグリース（粗のものに限る。）
一五〇五・九〇	その他のもの
一五・〇六	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇六・〇〇	
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）
一五〇七・九〇	その他のもの
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五〇八・一〇	粗油
一五〇八・九〇	その他のもの
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

一五〇九・一〇	パージン油
一五〇九・九〇	その他のもの
一五・一〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一〇・〇〇	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一一	粗油
一五一一・一〇	その他のもの
一五一一・九〇	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一二	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物
一五一二・一一	粗油
一五一二・一九	その他のもの
一五一二・二一	綿実油及びその分別物
一五一二・二九	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）
一五・一三	その他のもの
	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一三・一一	やし（コプラ）油及びその分別物
一五一三・一九	粗油
	その他のもの
一五一三・二一	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物
一五一三・二九	粗油
一五・一四	その他のもの
	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一四・一〇	粗油
一五一四・九〇	その他のもの
	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一五	亜麻仁油及びその分別物
一五一五・一一	粗油
一五一五・一九	その他のもの
	とうもろこし油及びその分別物
一五一五・二一	粗油
一五一五・二九	その他のもの
一五・一六	ひまし油及びその分別物
一五一七・一〇	桐油及びその分別物
一五一七・九〇	ごま油及びその分別物
一五・一八	ホホバ油及びその分別物
一五一八・〇〇	その他のもの
	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）
一五一六・一〇	動物性油脂及びその分別物
一五一六・二〇	植物性油脂及びその分別物
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）
一五一七・九〇	その他のもの
一五・一九	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
一五一九・一一	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール
一五一九・一二	工業用の脂肪性モノカルボン酸
一五一九・一三	ステアリン酸
一五一九・一九	オレイン酸
一五一九・二〇	トール油脂肪酸
一五一九・三〇	その他のもの
	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの
一五二〇・一〇	工業用の脂肪性アルコール
一五二〇・九〇	グリセリン（純粋であるかないかを問わない。）、グリセリン水及びグリセリン廃液
一五二一・一〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液
	その他のもの（合成グリセリンを含む。）
	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び

一五二一・一〇	鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）
一五二一・九〇	植物性ろう
一五二二	その他のもの
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

注
1　この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注
1　この類には、第二類又は第三類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。
2　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第一九・〇二項の詰物をした物品及び第二一・〇三項又は第二一・〇四項の調製品については、適用しない。

号注
1　第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。
2　第一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第三類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。

一六・〇一	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
一六〇一・〇〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
一六・〇二	均質調製品
一六〇二・一〇	動物の肝臓のもの
一六〇二・二〇	第〇一・〇五項の家きんのもの
	七面鳥のもの
一六〇二・三九	その他のもの
	豚のもの
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）
一六〇二・五〇	牛のもの
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）
一六・〇三	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース
一六〇三・〇〇	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物
一六・〇四	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）
一六〇四・一一	さけ
一六〇四・一二	にしん
一六〇四・一三	いわし
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお
一六〇四・一五	さば
一六〇四・一六	かたくちいわし
一六〇四・一九	その他のもの
一六〇四・二〇	その他の調整をし又は保存に適する処理をした魚
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調整し又は保存に適する処理をしたものに限る。）
一六〇五・一〇	かに
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン
一六〇五・三〇	ロブスター
一六〇五・四〇	その他の甲殻類
一六〇五・九〇	その他のもの

第一七類　糖類及び砂糖菓子

注
1　この類には、次の物品を含まない。
(a)　ココアを含有する砂糖菓子（第一八・〇六項参照）
(b)　第二九・四〇項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品
(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

号注

1　第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九九・五度未満に相当する砂糖をいう。

一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（個体のものに限る。）
一七〇一・一一	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）
一七〇一・一二	甘しや糖
	てん菜糖
	その他のもの
一七〇一・九一	香味料又は着色料を加えたもの
一七〇一・九九	その他のもの
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル
一七〇二・一〇	乳糖及び乳糖水
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限る。）
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限る。）
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖を含む。）
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）
一七〇三・一〇	甘しや糖みつ
一七〇三・九〇	その他のもの
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）
一七〇四・九〇	その他のもの

第一八類　ココア及びその調製品

注

1　この類には、第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第二一・〇五項、第二二・〇二項、第二二・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の調製品を含まない。

2　第一八・〇六項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1の調整品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。

一八・〇一	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）
一八〇一・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず
一八・〇二	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）
一八〇二・〇〇	脱脂してないもの
一八・〇三	完全に又は部分的に脱脂したもの
一八〇三・一〇	カカオ脂
一八〇三・二〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）
一八・〇四	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
一八〇四・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
一八・〇五	その他の調製品（塊状又は板状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）
一八〇五・〇〇	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）
一八・〇六	詰物をしたもの
一八〇六・一〇	詰物をしてないもの
一八〇六・二〇	その他のもの
一八〇六・三一	
一八〇六・三二	
一八〇六・九〇	

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びペーカリー製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第一九・〇二項の詰物をした物品を除く。）

(b)　飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第二三・〇九項参照）

(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

2　この類において「穀粉」及び「ミール」とは、第一一類の穀粉及びミール並びに他の類の植物性の粉及びミールをいう。

3　第一九・〇四項には、ココア粉の含有量が全重量の八％を超える調製品及び第一八・〇六項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で覆つた調製品を含まない（第一八・〇六項参照）。

4　第一九・〇四項において「その他の調製をしたもの」とは、第一〇類又は第一一類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。

一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇％未満

のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。)	一九〇一・一〇
第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	一九〇一・二〇
その他のもの	一九〇一・九〇
スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)及びクースクース(調製してあるかないかを問わない。)	一九〇二・一一
パスタ(加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。)	一九〇二・一九
卵を含有するもの	一九〇二・二〇
その他のもの	
パスタ(詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。)	一九〇二・三〇
その他のパスタ	一九〇二・四〇
クースクース	一九〇三・〇〇
タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。)	一九・〇三
穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)及び粒状の穀物(とうもろこしを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの	一九・〇四
穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品	
その他のもの	一九〇四・一〇
パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	一九〇四・九〇
クリスプブレッド	一九・〇五
ジンジャーブレッドその他これに類する物品	一九〇五・一〇
スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	一九〇五・二〇
ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	一九〇五・三〇
その他のもの	一九〇五・四〇
	一九〇五・九〇

注

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第七類、第八類又は第一一類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット

(b)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六類参照)

(c)　第二一・〇四項の均質混合調製食料品

2　第二〇・〇七項及び第二〇・〇八項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆つたアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子の形状のもの(第一七・〇四項参照)及びチョコレート菓子の形状のもの(第一八・〇六項参照)を含まない。

3　第二〇・〇一項、第二〇・〇四項及び第二〇・〇五項には、第七類、第一一・〇五項又は第一一・〇六項の物品(第八類の物品の粉及びミールを除く。)で1(a)に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。

4　トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七%以上のものは、第二〇・〇二項に属する。

5　第二〇・〇九項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分(第二二類の注2参照)が全容量の〇・五%以下のものをいう。

号注

1　第二〇〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇五項の他のいかなる号にも優先する。

2　第二〇〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌療法用の調製品(小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇七項の他のいかなる号にも優先する。

二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
二〇〇一・一〇	きゆうり及びガーキン
二〇〇一・二〇	たまねぎ
二〇〇一・九〇	その他のもの
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)
二〇〇二・一〇	トマト(全形のもの及び断片状のものに限る。)

二〇〇二・九〇	その他のもの	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）
二〇・〇三	きのこ	
二〇〇三・一〇	トリフ	
二〇〇三・二〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇四	ばれいしょ	
二〇〇四・一〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
二〇〇四・九〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇五	均質調製野菜	
二〇〇五・一〇	ばれいしょ	
二〇〇五・二〇	サワークラフト	
二〇〇五・三〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	
二〇〇五・四〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
二〇〇五・五一	さやを除いた豆	
二〇〇五・五九	その他のもの	
二〇〇五・六〇	アスパラガス	
二〇〇五・七〇	オリーブ	
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）	
二〇〇五・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
二〇・〇六	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	
二〇〇六・〇〇	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱による調理をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
二〇・〇七	均質調製果実	
二〇〇七・一〇	その他のもの	
	かんきつ類の果実	
二〇〇七・一一	その他のもの	
二〇〇七・九九	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
二〇・〇八	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	

二〇〇八・一一	落花生	
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）	
二〇〇八・二〇	パイナップル	
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実	
二〇〇八・四〇	なし	
二〇〇八・五〇	あんず	
二〇〇八・六〇	さくらんぼ	
二〇〇八・七〇	桃	
二〇〇八・八〇	ストロベリー	
二〇〇八・九一	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	
二〇〇八・九二	パームハート	
二〇〇八・九九	混合したもの	
二〇・〇九	その他のもの	
二〇〇九・一一	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
二〇〇九・一九	オレンジジュース	
二〇〇九・二〇	冷凍したもの	
二〇〇九・三〇	その他のもの	
二〇〇九・四〇	グレープフルーツジュース	
二〇〇九・五〇	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	
二〇〇九・六〇	パイナップルジュース	
二〇〇九・七〇	トマトジュース	
二〇〇九・八〇	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）	
二〇〇九・九〇	りんごジュース	
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	
	混合ジュース	

第二一類　各種の調製食料品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇七・一二項の野菜を混合したもの

(b)　コーヒーを含有するコーヒー代用物（いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第〇九・〇一項参照）

(c)　第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの香辛料その他の物品

(d)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動

物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第二一・〇三項及び第二一・〇四項のものを除く。）

(e) 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもののうちアルコール分（第二二類の注2参照）が〇・五％を超えるもの（第二二・〇八項参照）

(f) 酵母で、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品その他の物品にしたもの

(g) 第三五・〇七項の調製した酵素

2　1(b)のコーヒー代用物のエキスは、第二一・〇一項に属する。

3　第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス又は濃縮物
二一〇一・一〇	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
二一〇三・一〇	醤油
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
二一〇三・九〇	その他のもの
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品
二一〇四・一〇	均質混合調製食料品
二一〇四・二〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）
二一・〇五	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
二一〇五・〇〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質
二一・〇六	その他のもの
二一〇六・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品
二一〇六・九〇	均質混合調製食料品

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 海水（第二五・〇一項参照）

(b) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第二八・五一項参照）

(c) 酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の一〇％を超えるものに限る。第二九・一五項参照）

(d) 第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品

(e) 調製香料及び化粧品類（第三三類参照）

2　第二〇類からこの類までにおいてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。

3　第二二・〇二項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が〇・五％以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第二二・〇三項から第二二・〇六項まで又は第二二・〇八項に属する。

号注

1　第二二〇四・一〇号において「スパークリングワイン」とは、温度二〇度における密閉容器内のゲージ圧力が三バール以上のぶどう酒をいう。

二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水
二二〇一・九〇	その他のもの
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）
二二〇二・九〇	その他のもの
二二・〇三	ビール
二二〇三・〇〇	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したも

二二〇四・一〇	のに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）
二二〇四・二一	スパークリングワイン
二二〇四・二九	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの
二二〇四・三〇	二リットル以下の容器入りにしたもの
二二〇五	その他のもの
二二〇五・一〇	その他のぶどう搾汁
二二〇五・九〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）
二二〇六	二リットル以下の容器入りにしたもの
二二〇六・〇〇	その他のもの
二二〇七	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）
二二〇七・二〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）
二二〇八	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）
二二〇八・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの
二二〇八・二〇	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの
二二〇八・三〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒
二二〇八・四〇	ウイスキー
二二〇八・五〇	ラム及びタフィア
二二〇八・九〇	ジン及びジュネヴァ
二二〇九	その他のもの
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

注

1　第二三・〇九項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品（植物のくず、植物のかす及び当該処理の際に生ずる副産物を除く。）で、他の項に該当しないものを含む。

二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす
二三〇一・一〇	肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす
二三〇一・二〇	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）
二三〇二・一〇	とうもろこしのもの
二三〇二・二〇	米のもの
二三〇二・三〇	小麦のもの
二三〇二・四〇	その他の穀物のもの
二三〇二・五〇	豆のもの
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）
二三〇三・一〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす
二三〇三・二〇	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす
二三〇三・三〇	醸造又は蒸留の際に生ずるかす
二三・〇四	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
二三〇四・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
二三・〇五	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）
二三〇五・〇〇	綿実油かす
二三・〇六	亜麻仁油かす
二三〇六・一〇	ひまわり油かす
二三〇六・二〇	菜種油かす
二三〇六・三〇	やし（コプラ）油かす
二三〇六・四〇	パーム油かす及びパーム核油かす
二三〇六・五〇	その他のもの
二三〇六・六〇	ぶどう酒かす及びアーゴル
二三〇六・九〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
二三・〇七	
二三〇七・〇〇	
二三・〇八	

二三〇八・一〇	かし又はとちの実
二三〇八・九〇	その他のもの
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)
二三〇九・九〇	その他のもの

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

注

1　この類には、薬用の紙巻たばこを含まない(第三〇類参照)。

二四・〇一	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ
二四〇一・一〇	たばこ(骨を除いてないものに限る。)
二四〇一・二〇	たばこ(全部又は一部の骨を除いたものに限る。)
二四〇一・三〇	くずたばこ
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)
二四〇二・一〇	葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ(たばこを含有するものに限る。)
二四〇二・二〇	紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)
二四〇二・九〇	その他のもの
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。)
二四〇三・九一	その他のもの シートたばこ
二四〇三・九九	その他のもの

第五部　鉱物性生産品

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

注

1　この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗つたもの(構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。)、破砕し、粉砕し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの(結晶法により選鉱したものを除く。)に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの(これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。)を含む。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄(第二八・〇二項参照)

(b)　アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの(第二八・二一項参照)

(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

(d)　調製香料及び化粧品類(第三三類参照)

(e)　舗装用の石、縁石及び敷石(第六八・〇一項参照)、モザイクキューブその他これに類する物品(第六八・〇二項参照)並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート(第六八・〇三項参照)

(f)　貴石及び半貴石(第七一・〇二項及び第七一・〇三項参照)

(g)　第三八・二三項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶(一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。)及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品(第九〇・〇一項参照)

(h)　ビリヤードチョーク(第九五・〇四項参照)

(ij)　テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク(第九六・〇九項参照)

3　第二五・一七項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二五・一七項に属する。

4　第二五・三〇項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨脹させてないものに限る。)、アースカラー(焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない。)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)並びに陶磁製品の破片を含む。

二五・〇一	塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水浴液であるかないかを問わない。)、純塩化ナトリウム(水溶液であるかないかを問わない。)及び海水
二五・〇二	硫化鉄鉱(焼いてないものに限る。)
二五〇二・〇〇	硫黄(昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。)
二五・〇三	粗のもの及び精製してないもの
二五〇三・一〇	その他のもの
二五〇三・九〇	天然黒鉛
二五・〇四	粉状又はフレーク状のもの
二五〇四・一〇	その他のもの
二五〇四・九〇	天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。)
二五・〇五	けい砂
二五〇五・一〇	その他のもの
二五〇五・九〇	石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこ
二五・〇六	

ぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	
石英	二五〇六・一〇
けい岩	
粗のもの及び粗削りしたもの	二五〇六・二一
その他のもの	二五〇六・二九
カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	二五・〇七
その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	二五〇七・〇〇
ベントナイト	二五・〇八
デカラライジングアース及びフーラーズアース	二五〇八・一〇
耐火粘土	二五〇八・二〇
その他の粘土	二五〇八・三〇
アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	二五〇八・四〇
ムライト	二五〇八・五〇
シャモット及びダイナスアース	二五〇八・六〇
白亜	二五〇八・七〇
天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	二五・〇九
粉砕してないもの	二五〇九・〇〇
粉砕したもの	二五・一〇
天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	二五一〇・一〇
天然の硫酸バリウム（重晶石）	二五一〇・二〇
天然の炭酸バリウム（毒重石）	二五・一一
けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	二五一一・一〇
コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	二五一一・二〇
パミスストーン	二五・一二
粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ビムスキーを含む。）	二五一二・〇〇
その他のもの	二五・一三
	二五一三・一一
	二五一三・一九

エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	二五一三・二一
粗のもの及び不規則な形状のもの	二五一三・二九
その他のもの	二五・一四
スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	二五一四・〇〇
大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	二五・一五
大理石及びトラバーチン	
粗のもの及び粗削りしたもの	二五一五・一一
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	二五一五・一二
エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	二五一五・二〇
花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	二五・一六
花こう岩	
粗のもの及び粗削りしたもの	二五一六・一一
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	二五一六・一二
砂岩	
粗のもの及び粗削りしたもの	二五一六・二一
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	二五一六・二二
その他の石碑用又は建築用の岩石	二五一六・九〇
小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあ	二五・一七

二五一七・一〇	るかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
二五一七・二〇	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
二五一七・三〇	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）タールマカダム
二五一七・四一	第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
二五一七・四九	大理石のもの
二五・一八	その他のもの
二五一八・一〇	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。）及び凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）
二五一八・二〇	ドロマイト（焼いたものを除く。）
二五一八・三〇	ドロマイト（焼いたものに限る。）
二五・一九	凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）
	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）
二五一九・一〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）
二五一九・九〇	その他のもの
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）
二五二〇・一〇	天然石膏及び天然無水石膏
二五二〇・二〇	プラスター
二五二一・一一	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）
二五二一・〇〇	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）
二五・二二	生石灰
二五二二・一〇	消石灰
二五二二・二〇	水硬性石灰
二五二二・三〇	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）
二五二三・一〇	セメントクリンカー
	ポートランドセメント
二五二三・一一	白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）
二五二三・一九	その他のもの
二五二三・三〇	アルミナセメント
二五二三・九〇	その他の水硬性セメント
二五・二四	石綿
二五二四・〇〇	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず
二五・二五	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの粉
二五二五・一〇	くず
二五二五・二〇	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク
二五二五・三〇	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの
二五・二六	破砕し又は粉状にしたもの
二五二六・一〇	天然の氷晶石及びチオライト
二五二六・二〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの
二五二七・〇〇	天然のほう酸ナトリウム
二五・二八	その他のもの
二五二八・一〇	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石
二五二八・九〇	長石
二五二九・一〇	ほたる石
二五二九・二一	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七％以下のもの
二五二九・二二	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七％を超えるもの
二五二九・三〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）
二五三〇・一〇	蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）
二五三〇・二〇	キーゼル石及び瀉利塩（天然の硫酸マグネシウム）
二五三〇・三〇	アースカラー
二五三〇・四〇	天然の雲母酸化鉄

二五三〇・九〇 ― その他のもの

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第二五・一七項参照）

(b)　天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第二五・一九項参照）

(c)　第三一類の塩基性スラグ

(d)　スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第六八・〇六項参照）

(e)　貴金属のくず及び貴金属を張つた金属のくず（第七一・一二項参照）

(f)　製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第一五部参照）

2　第二六・〇一項から第二六・一七項までにおいて「鉱」とは、水銀又は第二八・四四項、第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉱物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第二六・〇一項から第二六・一七項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉱物を含まない。

3　第二六・二〇項には、工業において金属の採取又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物のみを含む。

二六・〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。） 鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。） 凝結させてないもの 凝結させたもの 焼いた硫化鉄鉱
二六〇一・一一 二六〇一・一二 二六〇一・二〇	
二六・〇二	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含マンガン鉄鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）
二六〇二・〇〇	
二六・〇三	銅鉱（精鉱を含む。）
二六〇三・〇〇	
二六・〇四	ニッケル鉱（精鉱を含む。）
二六〇四・〇〇	
二六・〇五	コバルト鉱（精鉱を含む。）
二六〇五・〇〇	
二六・〇六	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）
二六〇六・〇〇	
二六・〇七	鉛鉱（精鉱を含む。）
二六〇七・〇〇	
二六・〇八	亜鉛鉱（精鉱を含む。）
二六〇八・〇〇	
二六・〇九	すず鉱（精鉱を含む。）
二六〇九・〇〇	
二六・一〇	クロム鉱（精鉱を含む。）
二六一〇・〇〇	
二六・一一	タングステン鉱（精鉱を含む。）
二六一一・〇〇	
二六・一二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）
二六一二・一〇	ウラン鉱（精鉱を含む。）
二六一二・二〇	トリウム鉱（精鉱を含む。）
二六・一三	モリブデン鉱（精鉱を含む。）
二六一三・一〇	焼いたもの
二六一三・九〇	その他のもの
二六・一四	チタン鉱（精鉱を含む。）
二六一四・〇〇	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
二六・一五	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
二六一五・一〇	その他のもの
二六一五・九〇	貴金属鉱（精鉱を含む。）
二六・一六	銀鉱（精鉱を含む。）
二六一六・一〇	その他のもの
二六一六・九〇	その他の鉱（精鉱を含む。）
二六・一七	アンチモン鉱（精鉱を含む。）
二六一七・一〇	その他のもの
二六一七・九〇	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
二六・一八	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
二六一八・〇〇	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）
二六・一九	亜鉛を主成分とするもの
二六一九・〇〇	ハードジンクスペルター
二六・二〇	その他のもの
二六二〇・一一	鉛を主成分とするもの
二六二〇・一九	銅を主成分とするもの
二六二〇・二〇	アルミニウムを主成分とするもの
二六二〇・三〇	バナジウムを主成分とするもの
二六二〇・四〇	
二六二〇・五〇	

二六二〇・九〇	その他のもの	
二六・二二		
二六二二・〇〇	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）	

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の有機化合物（第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）

(b)　第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品

(c)　第三三・〇一項、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素

2　第二七・一〇項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第三九類参照）。

号注

1　第二七〇一・一一号において「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四％以下の石炭をいう。

2　第二七〇一・一二号において「歴青炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四％を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が一キログラムにつき五、八三三キロカロリー以上の石炭をいう。

3　第二七〇七・一〇号、第二七〇七・二〇号、第二七〇一・三〇号、第二七〇七・四〇号及び第二七〇七・六〇号において「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の五〇％を超える物品をいう。

二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
二七〇一・一一	石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
二七〇一・一二	無煙炭
二七〇一・一九	歴青炭
二七〇一・二〇	その他の石炭
二七・〇二	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
二七〇二・一〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）
	亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
二七〇二・二〇	亜炭（凝結させたものに限る。）
二七・〇三	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
二七〇三・〇〇	
二七・〇四	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン
二七〇四・〇〇	
二七・〇五	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）
二七〇五・〇〇	
二七・〇六	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）
二七〇六・〇〇	
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの
二七〇七・一〇	ベンゾール
二七〇七・二〇	トルオール
二七〇七・三〇	キシロール
二七〇七・四〇	ナフタレン
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの
二七〇七・六〇	フェノール
二七〇七・九一	その他のもの
二七〇七・九九	クレオソート油
二七・〇八	その他のもの
二七〇八・一〇	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）
二七〇八・二〇	ピッチ
二七・〇九	ピッチコークス
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
二七一〇・〇〇	石油ガスその他のガス状炭化水素
	液化したもの
二七・一一	

二七一一・一一	天然ガス
二七一一・一二	プロパン
二七一一・一三	ブタン
二七一一・一四	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン
二七一一・一九	その他のもの
	ガス状のもの
二七一一・二一	天然ガス
二七一一・二九	その他のもの
二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう、及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）
二七一二・一〇	ペトロラタム
二七一二・二〇	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五％未満のものに限る。）
二七一二・九〇	その他のもの
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物
二七一三・一一	石油コークス
二七一三・一二	焼いてないもの
二七一三・二〇	焼いたもの
二七一三・九〇	石油アスファルト
二七・一四	その他の石油又は歴青油の残留物
二七一四・一〇	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック
二七一四・九〇	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド
二七・一五	その他のもの
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）
二七・一六	電気エネルギー（任意項）
二七一六・〇〇	

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

1 (a)　第二八・四四項又は第二八・四五項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この品目表の他の項には属しない。

(b)　第二八・四三項又は第二八・四六項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。

2　投与量又は小売用にしたことにより第三〇・〇四項から第三〇・〇六項まで、第三二・一二項、第三三・〇三項から第三三・〇七項まで、第三五・〇六項、第三七・〇七項又は第三八・〇八項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この品目表の他の項には属しない。

3　二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a)　取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b)　共に提示するものであること。

(c)　当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1　この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a)　化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

(b)　(a)の物品の水溶液

(c)　(a)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(d)　(a)、(b)又は(c)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(e)　(a)、(b)、(c)又は(d)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

2　この類には、炭素化合物にあつては、亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第二八・三一項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第二八・三七項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第二八・三八項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第二八・四三項から第二八・四六項までの有機物並びに炭化物（第二八・四九項参照）のほか、次のもののみを含む。

(a)　炭素の酸化物及びシアン化水素、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他のシアンの酸（錯化合物のものを含む。）（第二八・一一項参照）

(b)　炭素のハロゲン化酸化物（第二八・一二項参照）

(c)　二硫化炭素（第二八・一三項参照）

(d)　チオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（無機塩基のものに限る。第二八・四二項参照）

(e)　尿素により固形化した過酸化水素（第二八・四七項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金

属誘導体（第二八・五一項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第三一類参照）を除く。）

3　この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。

(a)　第五部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）その他の物品

(b)　オルガノインオルガニック化合物（2の物品を除く。）

(c)　第三一類の注2から注5までの物品

(d)　第三二・〇六項のルミノホアとして使用する種類の無機物

(e)　人造黒鉛（第三八・〇一項参照）、第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品、第三八・二三項の小売用の容器入りにしたインキ消し及び第三八・二三項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(f)　天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第七一・〇二項から第七一・〇五項まで参照）並びに第七一類の貴金属及びその合金

(g)　第一五部の金属（純粋であるかないかを問わない。）及びその合金

(h)　光学用品（例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物から製造したもの。第九〇・〇一項参照）

4　第二節の非金属酸と第四節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第二八・一一項に属する。

5　第二八・二六項から第二八・四二項までには、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩のみを含む。

　複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第二八・四二項に属する。

6　第二八・四四項には、次の物品のみを含む。

(a)　テクネチウム（原子番号四三）、プロメチウム（原子番号六一）、ポロニウム（原子番号八四）及び原子番号が八四を超えるすべての元素

(b)　天然又は人工の放射性同位元素（これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第一四部又は第一五部の貴金属又は卑金属のものを含む。）

(c)　(a)又は(b)の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）

　これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

(d)　(a)から(c)までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物で、比放射能が一グラムにつき〇・〇〇二マイクロキュリーを超えるもの

(e)　使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

(f)　放射性残留物（使用可能であるかないかを問わない。）

　この注、第二八・四四項及び第二八・四五項において「同位元素」とは、次の物品をいう。

　個々の核種（天然に単核種として存在するものを除く。）

　同一の元素の同位元素の混合物で、一種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの（同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの）

7　第二八・四八項には、りんの含有量が全重量の一五％を超えるりん銅を含む。

8　元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドープ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状に切つたものは第三八・一八項に属する。

	第一節　元素
二八・〇一	ふつ素、塩素、臭素及びよう素
二八〇一・一〇	塩素
二八〇一・二〇	よう素
二八〇一・三〇	ふつ素及び臭素
二八・〇二	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄
二八〇二・〇〇	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）
二八・〇三	水素、希ガスその他の非金属元素
二八〇三・〇〇	水素
二八・〇四	希ガス
二八〇四・一〇	アルゴン
二八〇四・二一	その他のもの
二八〇四・二九	窒素
二八〇四・三〇	酸素
二八〇四・四〇	ほう素及びテルル
二八〇四・五〇	けい素
二八〇四・六一	けい素の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの
二八〇四・六九	その他のもの
二八〇四・七〇	りん
二八〇四・八〇	砒素
二八〇四・九〇	セレン
二八・〇五	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀
	アルカリ金属
二八〇五・一一	ナトリウム
二八〇五・一九	その他のもの
	アルカリ土類金属
二八〇五・二一	カルシウム
二八〇五・二二	ストロンチウム及びバリウム
二八〇五・三〇	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物

二八〇五・四〇	又は合金にしてあるかないかを問わない。）
	水銀
二八・〇六	第二節　無機酸及び無機非金属酸化物
二八〇六・一〇	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸
二八〇六・二〇	塩化水素（塩酸）
二八・〇七	クロロ硫酸
二八〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸
二八・〇八	硫酸及び硫硝酸
二八〇八・〇〇	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸
二八・〇九	五酸化二りん
二八〇九・一〇	りん酸及びポリりん酸
二八〇九・二〇	ほう素の酸化物及びほう酸
二八・一〇	その他の無機酸及び無機非金属酸化物
二八一〇・〇〇	その他の無機酸
二八・一一	ふっ化水素（ふっ化水素酸）
二八一一・一一	その他のもの
二八一一・一九	その他の無機非金属酸化物
二八一一・二一	二酸化炭素
二八一一・二二	二酸化けい素
二八一一・二三	二酸化硫黄
二八一一・二九	その他のもの
二八・一二	第三節　非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物
二八一二・一〇	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物
二八一二・九〇	塩化物及び塩化酸化物
二八・一三	その他のもの
二八一三・一〇	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品
二八一三・九〇	二硫化炭素
	その他のもの
二八・一四	第四節　無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八一四・一〇	無水アンモニア及びアンモニア水
二八一四・二〇	無水アンモニア
二八・一五	アンモニア水
	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物
二八一五・一一	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）
	固体のもの
二八一五・一二	水溶液のもの（ソーダ液）
二八一五・二〇	水酸化カリウム（かせいカリ）
二八一五・三〇	ナトリウムの過酸化物
二八・一六	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八一六・一〇	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物
二八一六・二〇	ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八一六・三〇	バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八・一七	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛
二八一七・〇〇	酸化アルミニウム（人造コランダムを含む。）及び水酸化アルミニウム
二八・一八	人造コランダム
二八一八・一〇	その他の酸化アルミニウム
二八一八・二〇	水酸化アルミニウム
二八一八・三〇	クロムの酸化物及び水酸化物
二八・一九	三酸化クロム
二八一九・一〇	その他のもの
二八一九・九〇	マンガンの酸化物
二八・二〇	二酸化マンガン
二八二〇・一〇	その他のもの
二八二〇・九〇	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物
二八・二一	鉄の酸化物及び水酸化物
二八二一・一〇	アースカラー
二八二一・二〇	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品
二八・二二	チタンの酸化物
二八二二・〇〇	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛
二八・二四	一酸化鉛（リサージ）
二八二四・一〇	鉛丹及びオレンジ鉛
二八二四・二〇	その他のもの
二八二四・九〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩
二八二五・一〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム
二八二五・二〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物
二八二五・三〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物
二八二五・四〇	

二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物
二八二五・六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム
二八二五・七〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物
二八二五・八〇	アンチモンの酸化物
二八二五・九〇	その他のもの
二八・二六	第五節　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩
	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩
二八二六・一一	ふつ化物
二八二六・一二	アンモニウム又はナトリウムのもの
二八二六・一九	アルミニウムのもの
二八二六・二〇	その他のもの
二八二六・三〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩
二八二六・九〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）
二八・二七	その他のもの
	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物
二八二七・一〇	塩化アンモニウム
二八二七・二〇	塩化カルシウム
	その他の塩化物
二八二七・三一	マグネシウムのもの
二八二七・三二	アルミニウムのもの
二八二七・三三	鉄のもの
二八二七・三四	コバルトのもの
二八二七・三五	ニッケルのもの
二八二七・三六	亜鉛のもの
二八二七・三七	すずのもの
二八二七・三八	バリウムのもの
二八二七・三九	その他のもの
	塩化酸化物及び塩化水酸化物
二八二七・四一	銅のもの
二八二七・四九	その他のもの
	臭化物及び臭化酸化物
二八二七・五一	ナトリウム又はカリウムの臭化物
二八二七・五九	その他のもの
二八二七・六〇	よう化物及びよう化酸化物
二八・二八	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩
二八二八・一〇	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩
二八二八・九〇	その他のもの
二八・二九	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩
	塩素酸塩
二八二九・一一	ナトリウムのもの
二八二九・一九	その他のもの
二八二九・九〇	その他のもの
	硫化物及び多硫化物
二八三〇・一〇	ナトリウムの硫化物
二八三〇・二〇	硫化亜鉛
二八三〇・三〇	硫化カドミウム
二八三〇・九〇	その他のもの
二八・三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩
二八三一・一〇	ナトリウムのもの
二八三一・九〇	その他のもの
二八・三二	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩
二八三二・一〇	ナトリウムの亜硫酸塩
二八三二・二〇	その他の亜硫酸塩
二八三二・三〇	チオ硫酸塩
二八・三三	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）
	ナトリウムの硫酸塩
二八三三・一一	硫酸二ナトリウム
二八三三・一九	その他のもの
	その他の硫酸塩
二八三三・二一	マグネシウムのもの
二八三三・二二	アルミニウムのもの
二八三三・二三	クロムのもの
二八三三・二四	ニッケルのもの
二八三三・二五	銅のもの
二八三三・二六	亜鉛のもの
二八三三・二七	バリウムのもの
二八三三・二九	その他のもの
二八三三・三〇	みょうばん
二八三三・四〇	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）
二八・三四	亜硝酸塩及び硝酸塩
二八三四・一〇	亜硝酸塩
	硝酸塩
二八三四・二一	カリウムのもの

二八三四・二二　ビスマスのもの
二八三四・二九　その他のもの
二八・三五　ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩
二八三五・一〇　ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）
りん酸塩
二八三五・二一　三アンモニウムのもの
二八三五・二二　一ナトリウム又は二ナトリウムのもの
二八三五・二三　三ナトリウムのもの
二八三五・二四　カリウムのもの
二八三五・二五　オルトりん酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）
二八三五・二六　カルシウムのその他のりん酸塩
二八三五・二九　その他のもの
二八三五・三一　ポリりん酸塩
二八三五・三九　三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）
二八・三六　その他のもの
二八三六・一〇　炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの
商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩
二八三六・二〇　炭酸二ナトリウム
二八三六・三〇　炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）
二八三六・四〇　カリウムの炭酸塩
二八三六・五〇　炭酸カルシウム
二八三六・六〇　炭酸バリウム
二八三六・七〇　炭酸鉛
その他のもの
二八三六・九一　リチウムの炭酸塩
二八三六・九二　炭酸ストロンチウム
二八三六・九三　炭酸ビスマス
二八三六・九九　その他のもの
二八・三七　シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩
二八三七・一一　シアン化物及びシアン化酸化物
二八三七・一九　ナトリウムのもの
二八三七・二〇　その他のもの
二八・三八　シアノ錯塩
二八三八・〇〇　雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩
けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品

二八三九・一一　ナトリウムのもの
二八三九・一九　ナトリウムのメタけい酸塩
二八三九・二〇　その他のもの
二八三九・九〇　カリウムのもの
二八・四〇　その他のもの
二八四〇・一一　ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）
二八四〇・一九　四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）
二八四〇・二〇　無水物
二八四〇・三〇　その他のもの
二八四一・一〇　その他のほう酸塩
二八四一・二〇　ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）
二八四一・三〇　オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩
二八・四一　アルミン酸塩
二八四一・一〇　クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）
二八四一・二〇　二クロム酸ナトリウム
二八四一・三〇　二クロム酸カリウム
二八四一・四〇　その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩
二八四一・五〇　亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩
二八四一・六〇　モリブデン酸塩
二八四一・七〇　タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）
二八四一・八〇　その他のもの
二八四一・九〇　その他の無機塩酸及びペルオキソ酸塩（アジ化物を除く。）
二八・四二　けい酸の複塩及び錯塩
二八四二・一〇　その他のもの
二八四二・九〇　第六節　その他のもの
二八・四三　貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム
二八四三・一〇　コロイド状貴金属
二八四三・二一　銀化合物
二八四三・二九　硝酸銀
二八四三・三〇　その他のもの
二八四三・九〇　金化合物
二八・四四　その他の化合物及びアマルガム
放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物
二八四四・一〇　天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
二八四四・二〇　ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合

二八四四・三〇	物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
二八四四・四〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
二八四四・五〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）
二八四五・一〇	並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物
二八四五・九〇	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）
二八・四五	同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
二八四六・一〇	重水（酸化重水素）
二八四六・九〇	その他のもの
二八・四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物
二八四六・一〇	セリウム化合物
二八四六・九〇	その他のもの
二八・四七	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）
二八四七・〇〇	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）
二八・四八	銅のもの（りん銅。りんの含有量が全重量の一五％を超えるものに限る。）
二八四八・一〇	その他の金属又は非金属のもの
二八四八・九〇	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
二八・四九	カルシウムのもの
二八四九・一〇	けい素のもの
二八四九・二〇	その他のもの
二八四九・九〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
二八・五〇	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）
二八五〇・〇〇	
二八五一・〇〇	

第二九類　有機化学品

1　注

(a)　この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(b)　同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

(c)　ものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第二七類参照）を除く。）

(d)　第二九・三六項から第二九・三九項までの物品、第二九・四〇項の糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第二九・四一項の物品（この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。）

(e)　(a)、(b)又は(c)の物品の水溶液

(f)　(a)、(b)又は(c)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(g)　(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(h)　(a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(ij)　ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの

2

この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一五・〇四項の物品及びグリセリン（第一五・二〇項参照）

(b)　エチルアルコール（第二二・〇七項及び第二二・〇八項参照）

(c)　メタン及びプロパン（第二七・一一項参照）

(d)　第二八類の注2の炭素化合物

(e)　尿素（第三一・〇二項及び第三一・〇五項参照）

(f)　植物性又は動物性の着色料（第三二・〇三項参照）、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（第三二・〇四項参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料（第三二・一二項参照）

(g)　酵素（第三五・〇七項参照）

(h)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたばこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）（第三六・〇六項参照）

(ij)　第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第三八・二三項の小売用の容器入りにしたインキ消し

(k)　光学用品（例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第九〇・〇一項参照）

3　この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4　第二九・〇四項から第二九・〇六項まで、第二九・〇八項から第二九・一一項まで及び第二九・一三項から第二九・二〇項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・二九項においては窒素官能基としない。

5　第二九・一一項、第二九・一二項、第二九・一四項、第二九・一八項及び第二九・二二項において酸素官能基は、第二九・〇五項から第二九・二〇項までの酸素を有する有機官能基に限る。

(a)　第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(b)　エチルアルコール又はグリセリンと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。

(c)　次の塩は、この部の注1及び第二八類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

(1)　第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。

(2)　第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(d)　金属アルコラートは、エタノール及びグリセリンの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する（第二九・〇五項参照）。

(e)　カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

6　第二九・三〇項又は第二九・三一項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

第二九・三〇項（有機硫黄化合物）及び第二九・三一項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。

7　第二九・三二項から第二九・三四項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成する基のみに含まれている場合に限り適用する。

号注

1　この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

第一節　炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
非環式炭化水素	
飽和のもの	
不飽和のもの	
エチレン	二九・〇一
プロペン（プロピレン）	二九・〇一・一〇
ブデン（ブチレン）及びその異性体	二九・〇一・一一
ブタ―一・三―ジエン及びイソプレン	二九・〇一・一二
その他のもの	二九・〇一・一三
環式炭化水素	二九・〇一・一四
飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素	二九・〇一・二九
シクロヘキサン	二九・〇二
その他のもの	二九〇二・一一
ベンゼン	二九〇二・一九
トルエン	二九〇二・二〇
キシレン	二九〇二・三〇
オルト―キシレン	二九〇二・四一
メタ―キシレン	二九〇二・四二
パラ―キシレン	二九〇二・四三
キシレン異性体の混合物	二九〇二・四四
スチレン	二九〇二・五〇
エチルベンゼン	二九〇二・六〇
クメン	二九〇二・七〇
その他のもの	二九〇二・九〇
炭化水素のハロゲン化誘導体	二九・〇三
非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）	
クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	二九〇三・一一
ジクロロメタン（塩化メチレン）	二九〇三・一二
クロロホルム（トリクロロメタン）	二九〇三・一三
四塩化炭素	二九〇三・一四
一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）	二九〇三・一五

二九〇三・一六	一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロブタン
二九〇三・一九	その他のもの
	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）
二九〇三・二一	塩化ビニル（クロロエチレン）
二九〇三・二二	トリクロロエチレン
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）
二九〇三・二九	その他のもの
二九〇三、三〇	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体
二九〇三・四〇	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）
二九〇三・五一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・五九	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン
二九〇三・六一	その他のもの
	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
二九〇三・六二	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン
二九〇三・六九	ヘキサクロロベンゼン及びDDT（一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）
二九・〇四	その他のもの
	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）
二九〇四・一〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル
二九〇四・二〇	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体
二九〇四・九〇	その他のもの
	第二節　アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	飽和一価アルコール
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）
二九〇五・一四	その他のブタノール
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）
二九〇三・一九	その他のもの
	不飽和一価アルコール
二九〇五・二一	アリルアルコール
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール
二九〇五・二九	その他のもの
	二価アルコール
二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）
二九〇五・三九	その他のもの
	その他の多価アルコール
二九〇五・四一	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール
二九〇五・四三	マンニトール
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）
二九〇五・四九	その他のもの
二九〇五・五〇	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇六・一一	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体
二九〇六・一二	メントール
二九〇六・一三	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール
二九〇六・一四	ステロール及びイノシトール
二九〇六・一九	テルピネオール
二九〇六・二一	その他のもの
二九〇六・二九	芳香族アルコール及びその誘導体
二九・〇七	ベンジルアルコール
二九〇七・一一	その他のもの
	第三節　フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	フェノール及びフェノールアルコール
	一価フェノール
	石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩

二九〇七・一二	クレゾール及びその塩
二九〇七・一三	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩
二九〇七・一四	キシレノール及びその塩
二九〇七・一五	ナフトール及びその塩
二九〇七・一九	その他のもの
	多価フェノール
二九〇七・二一	レソルシノール及びその塩
二九〇七・二二	ヒドロキノン（キノール）及びその塩
二九〇七・二三	四・四′―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩
二九〇七・二九	その他のもの
二九〇七・三〇	フェノールアルコール
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇八・一〇	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩
二九〇八・二〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル
二九〇八・九〇	その他のもの
	第四節　エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇九	エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・一一	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・一九	ジエチルエーテル
二九〇九・二〇	その他のもの
	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・三〇	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体、エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九〇九・四一	二・二′―オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）
二九〇九・四二	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル
二九〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル
二九〇九・四九	その他のもの
二九〇九・五〇	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇九・六〇	アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一〇・一〇	オキシラン（エチレンオキシド）
二九一〇・二〇	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）
二九一〇・三〇	一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）
二九一〇・九〇	その他のもの
二九・一一	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド
二九一一・〇〇	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないものに限る。）
二九一二・一一	メタナール（ホルムアルデヒド）
二九一二・一二	エタナール（アセトアルデヒド）
二九一二・一三	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマル―ブチルアルデヒド）
二九一二・一九	その他のもの
二九一二・二一	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
二九一二・二九	ベンズアルデヒド
二九一二・三〇	その他のもの
	アルデヒドアルコール
	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有

するアルデヒド　二九一二・四一
バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）　二九一二・四二
エチルバニリン（三―エトキシ―四―ヒドロキシベンズアルデヒド）　二九一二・四九
その他のもの　二九一二・五〇
アルデヒドの環式重合体　二九一二・六〇
パラホルムアルデヒド　二九・一三
第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九一三・〇〇
第六節　ケトン官能化合物及びキノン官能化合物
ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九・一四
非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
アセトン　二九一四・一一
ブタノン（メチルエチルケトン）　二九一四・一二
四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）　二九一四・一三
その他のもの　二九一四・一九
飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
しょう脳　二九一四・二一
シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン　二九一四・二二
イオノン及びメチルイオノン　二九一四・二三
その他のもの　二九一四・二九
芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）　二九一四・三〇
ケトンアルコール及びケトンアルデヒド
四―ヒドロキシ―四―メチルペンタン―二―オン（ジアセトンアルコール）　二九一四・四一
その他のもの　二九一四・四九
ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトンキノン
アントラキノン　二九一四・五〇
その他のもの　二九一四・六一
ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九一四・六九
第七節　カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九一四・七〇
飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体　二九・一五
ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
ぎ酸並びにその塩及びエステル
ぎ酸　二九一五・一一
ぎ酸の塩　二九一五・一二
ぎ酸のエステル　二九一五・一三
酢酸及びその塩並びに無水酢酸
酢酸　二九一五・二一
酢酸ナトリウム　二九一五・二二
酢酸コバルト　二九一五・二三
無水酢酸　二九一五・二四
その他のもの　二九一五・二九
酢酸のエステル
酢酸エチル　二九一五・三一
酢酸ビニル　二九一五・三二
酢酸ノルマル―ブチル　二九一五・三三
酢酸イソブチル　二九一五・三四
酢酸―二―エトキシエチル　二九一五・三五
その他のもの　二九一五・三九
モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル　二九一五・四〇
プロピオン酸並びにその塩及びエステル　二九一五・五〇
酪酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル　二九一五・六〇
パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル　二九一五・七〇
その他のもの　二九一五・九〇
不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九・一六
不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
アクリル酸及びその塩　二九一六・一一
アクリル酸のエステル　二九一六・一二
メタクリル酸及びその塩　二九一六・一三
メタクリル酸のエステル　二九一六・一四
オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル　二九一六・一五
その他のもの　二九一六・一九
飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体　二九一六・二〇

芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体　二九一六・三一
安息香酸並びにその塩及びエステル　二九一六・三二
過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル　二九一六・三三
フェニル酢酸並びにその塩及びエステル　二九一六・三九
その他のもの　二九・一七
ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九一七・一一
非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体　二九一七・一二
しゆう酸並びにその塩及びエステル　二九一七・一三
アジピン酸並びにその塩及びエステル　二九一七・一四
アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル　二九一七・一九
無水マレイン酸　二九一七・二〇
その他のもの　二九一七・三一
飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体　二九一七・三二
芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体　二九一七・三三
オルトフタル酸ジブチル　二九一七・三四
オルトフタル酸ジオクチル　二九一七・三五
オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル　二九一七・三六
その他のオルトフタル酸エステル　二九一七・三七
無水フタル酸　二九一七・三九
テレフタル酸及びその塩　二九・一八
テレフタル酸ジメチル　二九一八・一一
その他のもの　二九一八・一二
カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九一八・一三
アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体　二九一八・一四
乳酸並びにその塩及びエステル　二九一八・一五
酒石酸　二九一八・一六
酒石酸の塩及びエステル　二九一八・一七
くえん酸　二九一八・一九
くえん酸の塩及びエステル　二九一八・二一
グルコン酸並びにその塩及びエステル　二九一八・二二
フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル　二九一八・二三
その他のもの　二九一八・二九
フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体　二九一八・三〇
サリチル酸及びその塩　二九一八・九〇
オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル　二九一九・〇〇
サリチル酸のその他のエステル及びその塩　二九一九・一〇
その他のもの　二九一九・一九
アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体　二九二〇・一〇
その他のもの　二九二〇・九〇
第八節　無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九・二一
りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九二一・一一
その他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九二一・一二
チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体　二九二一・一九
その他のもの　二九二一・二一
第九節　窒素官能化合物　二九二一・二二
アミン官能化合物　二九二一・二三
非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩　二九二一・二九
メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩
ジエチルアミン及びその塩
その他のもの
非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
エチレンジアミン及びその塩
ヘキサメチレンジアミン及びその塩
その他のもの

二九二一・三〇　飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
二九二一・四一　芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二一・四二　アニリン及びその塩
二九二一・四三　アニリン誘導体及びその塩
二九二一・四四　トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二一・四五　ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二一・四九　一―ナフチルアミン（アルファ―ナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベーター―ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
二九二一・五一　その他のもの
二九二一・五九　芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二一・六〇　オルト―フェニレンジアミン、メター―フェニレンジアミン、パラ―フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
二九二一・九〇　その他のもの
二九二二　酸素官能のアミノ化合物
二九二二・一一　アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩
二九二二・一二　モノエタノールアミン及びその塩
二九二二・一三　ジエタノールアミン及びその塩
二九二二・一九　トリエタノールアミン及びその塩
二九二二・二一　その他のもの
二九二二・二二　アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩
二九二二・二九　アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩
二九二二・三〇　アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩
二九二二・九〇　その他のもの
二九二三　アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩
二九二三・一〇　アミノ酸及びそのエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩
二九二三・二〇　リジン及びそのエステル並びにこれらの塩
二九二三・三〇　グルタミン酸及びその塩
二九二三・四〇　その他のもの
二九二三・四九　アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物
二九二三・五〇　第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド
二九二三・一〇　コリン及びその塩
二九二三・二〇　レシチンその他のホスホアミノリピド
二九二三・九〇　その他のもの
二九二四　カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物
二九二四・一〇　非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二四・二一　環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二四・二九　ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二四・九〇　その他のもの
二九二五　カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物
二九二五・一一　イミド及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二五・一九　サッカリン及びその塩
二九二五・二〇　その他のもの
二九二六　イミン及びその誘導体並びにこれらの塩
二九二六・一〇　ニトリル官能化合物
二九二六・二〇　アクリロニトリル
二九二六・九〇　一―シアノグアニジン（ジシアンジアミド）
二九二七・〇〇　その他のもの
二九二八・〇〇　ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物
二九二九・一九　ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
二九二九・一〇　その他の窒素官能基を有する化合物
二九二九・九〇　イソシアナート
二九三〇　その他のもの
二九三〇・一〇　第一〇節　オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド
二九三〇・二〇　有機硫黄化合物
二九三〇・三〇　ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）
二九三〇・四〇　チオカルバマート及びジチオカルバマート
二九三〇・九〇　チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウナムテトラスルフィド
二九三一　メチオニン
二九三一・一〇　その他のもの
二九三一・二三　二九三一・一〇
二九三一・二〇　二九三一・九〇
二九三二　二九三二・一四
二九三二・一〇　二九三二・二九
二九三二・二五　二九三二・一一
二九三二・二八　二九三二・一九
二九三二・二九　二九三二・二〇
二九三二・九〇　二九三二・二六
二九三三・一〇　二九三三・二〇
二九三三・三〇　二九三三・四〇
二九三三・五〇　二九三三・六〇
二九三四・一〇　二九三四・二〇
二九三四・三〇　二九三四・四〇
二九三四・五〇　二九三四・六〇
二九三四・七〇　二九三四・八〇
二九三四・九〇　二九三五・一〇
二九三五・二〇　二九三五・三〇
二九三五・四〇　二九三五・五〇
二九三五・六〇　二九三五・七〇
二九三五・八〇　二九三五・九〇
二九三六　二九三六・一〇
二九三六・二〇　二九三六・三〇
二九三六・四〇　二九三六・五〇
二九三六・六〇　二九三六・七〇
二九三六・八〇　二九三六・九〇
二九三七・一〇　二九三七・二〇
二九三七・三〇　二九三七・四〇
二九三七・五〇　二九三七・六〇
二九三七・七〇　二九三七・八〇
二九三七・九〇　二九三八・一〇
二九三八・二〇　二九三八・三〇
二九三八・四〇　二九三八・五〇
二九三八・六〇　二九三八・七〇
二九三八・八〇　二九三八・九〇
二九三九・一〇　二九三九・二〇
二九三九・三〇　二九三九・四〇
二九三九・五〇　二九三九・六〇
二九三九・七〇　二九三九・八〇
二九三九・九〇　二九四〇・一〇
二九四〇・二〇　二九四〇・三〇
二九四〇・四〇　二九四〇・五〇
二九四〇・六〇　二九四〇・七〇
二九四〇・八〇　二九四〇・九〇
二九四一・一〇　二九四一・二〇
二九四一・三〇　二九四一・四〇
二九四一・五〇　二九四一・六〇
二九四一・七〇　二九四一・八〇
二九四一・九〇　二九四二・一〇
二九四二・二〇　二九四二・三〇
二九四二・四〇　二九四二・五〇
二九四二・六〇　二九四二・七〇
二九四二・八〇　二九四二・九〇
二九四三・一〇　二九四三・二〇
二九四三・三〇　二九四三・四〇
二九四三・五〇　二九四三・六〇
二九四三・七〇　二九四三・八〇
二九四三・九〇　二九四四・一〇
二九四四・二〇　二九四四・三〇
二九四四・四〇　二九四四・五〇
二九四四・六〇　二九四四・七〇
二九四四・八〇　二九四四・九〇
二九四五・一〇　二九四五・二〇
二九四五・三〇　二九四五・四〇
二九四五・五〇　二九四五・六〇
二九四五・七〇　二九四五・八〇
二九四五・九〇　二九四六・一〇
二九四六・二〇　二九四六・三〇
二九四六・四〇　二九四六・五〇
二九四六・六〇　二九四六・七〇
二九四六・八〇　二九四六・九〇
二九四七・一〇　二九四七・二〇
二九四七・三〇　二九四七・四〇
二九四七・五〇　二九四七・六〇
二九四七・七〇　二九四七・八〇
二九四七・九〇　二九四八・一〇
二九四八・二〇　二九四八・三〇
二九四八・四〇　二九四八・五〇
二九四八・六〇　二九四八・七〇
二九四八・八〇　二九四八・九〇
二九四九・一〇　二九四九・二〇
二九四九・三〇　二九四九・四〇
二九四九・五〇　二九四九・六〇
二九四九・七〇　二九四九・八〇
二九四九・九〇　二九五〇・一〇
二九五〇・二〇　二九五〇・三〇
二九五〇・四〇　二九五〇・五〇
二九五〇・六〇　二九五〇・七〇
二九五〇・八〇　二九五〇・九〇
二九五一・一〇　二九五一・二〇
二九五一・三〇　二九五一・四〇
二九五一・五〇　二九五一・六〇
二九五一・七〇　二九五一・八〇
二九五一・九〇　二九五二・一〇
二九五二・二〇　二九五二・三〇
二九五二・四〇　二九五二・五〇
二九五二・六〇　二九五二・七〇
二九五二・八〇　二九五二・九〇
二九五三・一〇　二九五三・二〇
二九五三・三〇　二九五三・四〇
二九五三・五〇　二九五三・六〇
二九五三・七〇　二九五三・八〇
二九五三・九〇　二九五四・一〇
二九五四・二〇　二九五四・三〇
二九五四・四〇　二九五四・五〇
二九五四・六〇　二九五四・七〇
二九五四・八〇　二九五四・九〇
二九五五・一〇　二九五五・二〇
二九五五・三〇　二九五五・四〇
二九五五・五〇　二九五五・六〇
二九五五・七〇　二九五五・八〇
二九五五・九〇　二九五六・一〇
二九五六・二〇　二九五六・三〇
二九五六・四〇　二九五六・五〇
二九五六・六〇　二九五六・七〇
二九五六・八〇　二九五六・九〇
二九五七・一〇　二九五七・二〇
二九五七・三〇　二九五七・四〇
二九五七・五〇　二九五七・六〇
二九五七・七〇　二九五七・八〇
二九五七・九〇　二九五八・一〇
二九五八・二〇　二九五八・三〇
二九五八・四〇　二九五八・五〇
二九五八・六〇　二九五八・七〇
二九五八・八〇　二九五八・九〇
二九五九・一〇　二九五九・二〇
二九五九・三〇　二九五九・四〇
二九五九・五〇　二九五九・六〇
二九五九・七〇　二九五九・八〇
二九五九・九〇　二九六〇・一〇
二九六〇・二〇　二九六〇・三〇
二九六〇・四〇　二九六〇・五〇
二九六〇・六〇　二九六〇・七〇
二九六〇・八〇　二九六〇・九〇
二九六一・一〇　二九六一・二〇
二九六一・三〇　二九六一・四〇
二九六一・五〇　二九六一・六〇
二九六一・七〇　二九六一・八〇
二九六一・九〇　二九六二・一〇
二九六二・二〇　二九六二・三〇
二九六二・四〇　二九六二・五〇
二九六二・六〇　二九六二・七〇
二九六二・八〇　二九六二・九〇
二九六三・一〇　二九六三・二〇
二九六三・三〇　二九六三・四〇
二九六三・五〇　二九六三・六〇
二九六三・七〇　二九六三・八〇
二九六三・九〇　二九六四・一〇
二九六四・二〇　二九六四・三〇
二九六四・四〇　二九六四・五〇
二九六四・六〇　二九六四・七〇
二九六四・八〇　二九六四・九〇
二九六五・一〇　二九六五・二〇
二九六五・三〇　二九六五・四〇
二九六五・五〇　二九六五・六〇
二九六五・七〇　二九六五・八〇
二九六五・九〇　二九六六・一〇
二九六六・二〇　二九六六・三〇
二九六六・四〇　二九六六・五〇
二九六六・六〇　二九六六・七〇
二九六六・八〇　二九六六・九〇
二九六七・一〇　二九六七・二〇
二九六七・三〇　二九六七・四〇
二九六七・五〇　二九六七・六〇
二九六七・七〇　二九六七・八〇
二九六七・九〇　二九六八・一〇
二九六八・二〇　二九六八・三〇
二九六八・四〇　二九六八・五〇
二九六八・六〇　二九六八・七〇
二九六八・八〇　二九六八・九〇
二九六九・一〇　二九六九・二〇
二九六九・三〇　二九六九・四〇
二九六九・五〇　二九六九・六〇
二九六九・七〇　二九六九・八〇
二九六九・九〇　二九七〇・一〇
二九七〇・二〇　二九七〇・三〇
二九七〇・四〇　二九七〇・五〇
二九七〇・六〇　二九七〇・七〇
二九七〇・八〇　二九七〇・九〇
二九七一・一〇　二九七一・二〇
二九七一・三〇　二九七一・四〇
二九七一・五〇　二九七一・六〇
二九七一・七〇　二九七一・八〇
二九七一・九〇　二九七二・一〇
二九七二・二〇　二九七二・三〇
二九七二・四〇　二九七二・五〇
二九七二・六〇　二九七二・七〇
二九七二・八〇　二九七二・九〇
二九七三・一〇　二九七三・二〇
二九七三・三〇　二九七三・四〇
二九七三・五〇　二九七三・六〇
二九七三・七〇　二九七三・八〇
二九七三・九〇　二九七四・一〇
二九七四・二〇　二九七四・三〇
二九七四・四〇　二九七四・五〇
二九七四・六〇　二九七四・七〇
二九七四・八〇　二九七四・九〇
二九七五・一〇　二九七五・二〇
二九七五・三〇　二九七五・四〇
二九七五・五〇　二九七五・六〇
二九七五・七〇　二九七五・八〇
二九七五・九〇　二九七六・一〇
二九七六・二〇　二九七六・三〇
二九七六・四〇　二九七六・五〇
二九七六・六〇　二九七六・七〇
二九七六・八〇　二九七六・九〇
二九七七・一〇　二九七七・二〇
二九七七・三〇　二九七七・四〇
二九七七・五〇　二九七七・六〇
二九七七・七〇　二九七七・八〇
二九七七・九〇　二九七八・一〇
二九七八・二〇　二九七八・三〇
二九七八・四〇　二九七八・五〇
二九七八・六〇　二九七八・七〇
二九七八・八〇　二九七八・九〇
二九七九・一〇　二九七九・二〇
二九七九・三〇　二九七九・四〇
二九七九・五〇　二九七九・六〇
二九七九・七〇　二九七九・八〇
二九七九・九〇　二九八〇・一〇
二九八〇・二〇　二九八〇・三〇
二九八〇・四〇　二九八〇・五〇
二九八〇・六〇　二九八〇・七〇
二九八〇・八〇　二九八〇・九〇
二九八一・一〇　二九八一・二〇
二九八一・三〇　二九八一・四〇
二九八一・五〇　二九八一・六〇
二九八一・七〇　二九八一・八〇
二九八一・九〇　二九八二・一〇
二九八二・二〇　二九八二・三〇
二九八二・四〇　二九八二・五〇
二九八二・六〇　二九八二・七〇
二九八二・八〇　二九八二・九〇
二九八三・一〇　二九八三・二〇
二九八三・三〇　二九八三・四〇
二九八三・五〇　二九八三・六〇
二九八三・七〇　二九八三・八〇
二九八三・九〇　二九八四・一〇
二九八四・二〇　二九八四・三〇
二九八四・四〇　二九八四・五〇
二九八四・六〇　二九八四・七〇
二九八四・八〇　二九八四・九〇
二九八五・一〇　二九八五・二〇
二九八五・三〇　二九八五・四〇
二九八五・五〇　二九八五・六〇
二九八五・七〇　二九八五・八〇
二九八五・九〇　二九八六・一〇
二九八六・二〇　二九八六・三〇
二九八六・四〇　二九八六・五〇
二九八六・六〇　二九八六・七〇
二九八六・八〇　二九八六・九〇
二九八七・一〇　二九八七・二〇
二九八七・三〇　二九八七・四〇
二九八七・五〇　二九八七・六〇
二九八七・七〇　二九八七・八〇
二九八七・九〇　二九八八・一〇
二九八八・二〇　二九八八・三〇
二九八八・四〇　二九八八・五〇
二九八八・六〇　二九八八・七〇
二九八八・八〇　二九八八・九〇
二九八九・一〇　二九八九・二〇
二九八九・三〇　二九八九・四〇
二九八九・五〇　二九八九・六〇
二九八九・七〇　二九八九・八〇
二九八九・九〇　二九九〇・一〇
二九九〇・二〇　二九九〇・三〇
二九九〇・四〇　二九九〇・五〇
二九九〇・六〇　二九九〇・七〇
二九九〇・八〇　二九九〇・九〇
二九九一・一〇　二九九一・二〇
二九九一・三〇　二九九一・四〇
二九九一・五〇　二九九一・六〇
二九九一・七〇　二九九一・八〇
二九九一・九〇　二九九二・一〇
二九九二・二〇　二九九二・三〇
二九九二・四〇　二九九二・五〇
二九九二・六〇　二九九二・七〇
二九九二・八〇　二九九二・九〇
二九九三・一〇　二九九三・二〇
二九九三・三〇　二九九三・四〇
二九九三・五〇　二九九三・六〇
二九九三・七〇　二九九三・八〇
二九九三・九〇　二九九四・一〇
二九九四・二〇　二九九四・三〇
二九九四・四〇　二九九四・五〇
二九九四・六〇　二九九四・七〇
二九九四・八〇　二九九四・九〇
二九九五・一〇　二九九五・二〇
二九九五・三〇　二九九五・四〇
二九九五・五〇　二九九五・六〇
二九九五・七〇　二九九五・八〇
二九九五・九〇　二九九六・一〇
二九九六・二〇　二九九六・三〇
二九九六・四〇　二九九六・五〇
二九九六・六〇　二九九六・七〇
二九九六・八〇　二九九六・九〇
二九九七・一〇　二九九七・二〇
二九九七・三〇　二九九七・四〇
二九九七・五〇　二九九七・六〇
二九九七・七〇　二九九七・八〇
二九九七・九〇　二九九八・一〇
二九九八・二〇　二九九八・三〇
二九九八・四〇　二九九八・五〇
二九九八・六〇　二九九八・七〇
二九九八・八〇　二九九八・九〇
二九九九・一〇　二九九九・二〇
二九九九・三〇　二九九九・四〇
二九九九・五〇　二九九九・六〇
二九九九・七〇　二九九九・八〇
二九九九・九〇　三〇〇〇・一〇
三〇〇〇・二〇　三〇〇〇・三〇
三〇〇〇・四〇　三〇〇〇・五〇
三〇〇〇・六〇　三〇〇〇・七〇
三〇〇〇・八〇　三〇〇〇・九〇
三〇〇一・一〇　三〇〇一・二〇
三〇〇一・三〇　三〇〇一・四〇
三〇〇一・五〇　三〇〇一・六〇
三〇〇一・七〇　三〇〇一・八〇
三〇〇一・九〇　三〇〇二・一〇
三〇〇二・二〇　三〇〇二・三〇
三〇〇二・四〇　三〇〇二・五〇
三〇〇二・六〇　三〇〇二・七〇
三〇〇二・八〇　三〇〇二・九〇
三〇〇三・一〇　三〇〇三・二〇
三〇〇三・三〇　三〇〇三・四〇
三〇〇三・五〇　三〇〇三・六〇
三〇〇三・七〇　三〇〇三・八〇
三〇〇三・九〇　三〇〇四・一〇
三〇〇四・二〇　三〇〇四・三〇
三〇〇四・四〇　三〇〇四・五〇
三〇〇四・六〇　三〇〇四・七〇
三〇〇四・八〇　三〇〇四・九〇
三〇〇五・一〇　三〇〇五・二〇
三〇〇五・三〇　三〇〇五・四〇
三〇〇五・五〇　三〇〇五・六〇
三〇〇五・七〇　三〇〇五・八〇
三〇〇五・九〇　三〇〇六・一〇
三〇〇六・二〇　三〇〇六・三〇
三〇〇六・四〇　三〇〇六・五〇
三〇〇六・六〇　三〇〇六・七〇
三〇〇六・八〇　三〇〇六・九〇
三〇〇七・一〇　三〇〇七・二〇
三〇〇七・三〇　三〇〇七・四〇
三〇〇七・五〇　三〇〇七・六〇
三〇〇七・七〇　三〇〇七・八〇
三〇〇七・九〇　三〇〇八・一〇
三〇〇八・二〇　三〇〇八・三〇
三〇〇八・四〇　三〇〇八・五〇
三〇〇八・六〇　三〇〇八・七〇
三〇〇八・八〇　三〇〇八・九〇
三〇〇九・一〇　三〇〇九・二〇
三〇〇九・三〇　三〇〇九・四〇
三〇〇九・五〇　三〇〇九・六〇
三〇〇九・七〇　三〇〇九・八〇
三〇〇九・九〇　三〇一〇・一〇
三〇一〇・二〇　三〇一〇・三〇
三〇一〇・四〇　三〇一〇・五〇
三〇一〇・六〇　三〇一〇・七〇
三〇一〇・八〇　三〇一〇・九〇
三〇一一・一〇　三〇一一・二〇
三〇一一・三〇　三〇一一・四〇
三〇一一・五〇　三〇一一・六〇
三〇一一・七〇　三〇一一・八〇
三〇一一・九〇　三〇一二・一〇
三〇一二・二〇　三〇一二・三〇
三〇一二・四〇　三〇一二・五〇
三〇一二・六〇　三〇一二・七〇
三〇一二・八〇　三〇一二・九〇
三〇一三・一〇　三〇一三・二〇
三〇一三・三〇　三〇一三・四〇
三〇一三・五〇　三〇一三・六〇
三〇一三・七〇　三〇一三・八〇
三〇一三・九〇　三〇一四・一〇
三〇一四・二〇　三〇一四・三〇
三〇一四・四〇　三〇一四・五〇
三〇一四・六〇　三〇一四・七〇
三〇一四・八〇　三〇一四・九〇
三〇一五・一〇　三〇一五・二〇
三〇一五・三〇　三〇一五・四〇
三〇一五・五〇　三〇一五・六〇
三〇一五・七〇　三〇一五・八〇
三〇一五・九〇　三〇一六・一〇
三〇一六・二〇　三〇一六・三〇
三〇一六・四〇　三〇一六・五〇
三〇一六・六〇　三〇一六・七〇
三〇一六・八〇　三〇一六・九〇
三〇一七・一〇　三〇一七・二〇
三〇一七・三〇　三〇一七・四〇
三〇一七・五〇　三〇一七・六〇
三〇一七・七〇　三〇一七・八〇
三〇一七・九〇　三〇一八・一〇
三〇一八・二〇　三〇一八・三〇
三〇一八・四〇　三〇一八・五〇
三〇一八・六〇　三〇一八・七〇
三〇一八・八〇　三〇一八・九〇
三〇一九・一〇　三〇一九・二〇
三〇一九・三〇　三〇一九・四〇
三〇一九・五〇　三〇一九・六〇
三〇一九・七〇　三〇一九・八〇
三〇一九・九〇　三〇二〇・一〇
三〇二〇・二〇　三〇二〇・三〇
三〇二〇・四〇　三〇二〇・五〇
三〇二〇・六〇　三〇二〇・七〇
三〇二〇・八〇　三〇二〇・九〇
三〇二一・一〇　三〇二一・二〇
三〇二一・三〇　三〇二一・四〇
三〇二一・五〇　三〇二一・六〇
三〇二一・七〇　三〇二一・八〇
三〇二一・九〇　三〇二二・一〇
三〇二二・二〇　三〇二二・三〇
三〇二二・四〇　三〇二二・五〇
三〇二二・六〇　三〇二二・七〇
三〇二二・八〇　三〇二二・九〇
三〇二三・一〇　三〇二三・二〇
三〇二三・三〇　三〇二三・四〇
三〇二三・五〇　三〇二三・六〇
三〇二三・七〇　三〇二三・八〇
三〇二三・九〇　三〇二四・一〇
三〇二四・二〇　三〇二四・三〇
三〇二四・四〇　三〇二四・五〇
三〇二四・六〇　三〇二四・七〇
三〇二四・八〇　三〇二四・九〇
三〇二五・一〇　三〇二五・二〇
三〇二五・三〇　三〇二五・四〇
三〇二五・五〇　三〇二五・六〇
三〇二五・七〇　三〇二五・八〇
三〇二五・九〇　三〇二六・一〇
三〇二六・二〇　三〇二六・三〇
三〇二六・四〇　三〇二六・五〇
三〇二六・六〇　三〇二六・七〇
三〇二六・八〇　三〇二六・九〇
三〇二七・一〇　三〇二七・二〇
三〇二七・三〇　三〇二七・四〇
三〇二七・五〇　三〇二七・六〇
三〇二七・七〇　三〇二七・八〇
三〇二七・九〇　三〇二八・一〇
三〇二八・二〇　三〇二八・三〇
三〇二八・四〇　三〇二八・五〇
三〇二八・六〇　三〇二八・七〇
三〇二八・八〇　三〇二八・九〇
三〇二九・一〇　三〇二九・二〇
三〇二九・三〇　三〇二九・四〇
三〇二九・五〇　三〇二九・六〇
三〇二九・七〇　三〇二九・八〇
三〇二九・九〇　三〇三〇・一〇
三〇三〇・二〇　三〇三〇・三〇
三〇三〇・四〇　三〇三〇・五〇
三〇三〇・六〇　三〇三〇・七〇
三〇三〇・八〇　三〇三〇・九〇
三〇三一・一〇　三〇三一・二〇
三〇三一・三〇　三〇三一・四〇
三〇三一・五〇　三〇三一・六〇
三〇三一・七〇　三〇三一・八〇
三〇三一・九〇　三〇三二・一〇
三〇三二・二〇　三〇三二・三〇
三〇三二・四〇　三〇三二・五〇
三〇三二・六〇　三〇三二・七〇
三〇三二・八〇　三〇三二・九〇
三〇三三・一〇　三〇三三・二〇
三〇三三・三〇　三〇三三・四〇
三〇三三・五〇　三〇三三・六〇
三〇三三・七〇　三〇三三・八〇
三〇三三・九〇　三〇三四・一〇
三〇三四・二〇　三〇三四・三〇
三〇三四・四〇　三〇三四・五〇
三〇三四・六〇　三〇三四・七〇
三〇三四・八〇　三〇三四・九〇
三〇三五・一〇　三〇三五・二〇
三〇三五・三〇　三〇三五・四〇
三〇三五・五〇　三〇三五・六〇
三〇三五・七〇　三〇三五・八〇
三〇三五・九〇　三〇三六・一〇
三〇三六・二〇　三〇三六・三〇
三〇三六・四〇　三〇三六・五〇
三〇三六・六〇　三〇三六・七〇
三〇三六・八〇　三〇三六・九〇
三〇三七・一〇　三〇三七・二〇
三〇三七・三〇　三〇三七・四〇
三〇三七・五〇　三〇三七・六〇
三〇三七・七〇　三〇三七・八〇
三〇三七・九〇　三〇三八・一〇
三〇三八・二〇　三〇三八・三〇
三〇三八・四〇　三〇三八・五〇
三〇三八・六〇　三〇三八・七〇
三〇三八・八〇　三〇三八・九〇
三〇三九・一〇　三〇三九・二〇
三〇三九・三〇　三〇三九・四〇
三〇三九・五〇　三〇三九・六〇
三〇三九・七〇　三〇三九・八〇
三〇三九・九〇　三〇四〇・一〇
三〇四〇・二〇　三〇四〇・三〇
三〇四〇・四〇　三〇四〇・五〇
三〇四〇・六〇　三〇四〇・七〇
三〇四〇・八〇　三〇四〇・九〇
三〇四一・一〇　三〇四一・二〇
三〇四一・三〇　三〇四一・四〇
三〇四一・五〇　三〇四一・六〇
三〇四一・七〇　三〇四一・八〇
三〇四一・九〇　三〇四二・一〇
三〇四二・二〇　三〇四二・三〇
三〇四二・四〇　三〇四二・五〇
三〇四二・六〇　三〇四二・七〇
三〇四二・八〇　三〇四二・九〇
三〇四三・一〇　三〇四三・二〇
三〇四三・三〇　三〇四三・四〇
三〇四三・五〇　三〇四三・六〇
三〇四三・七〇　三〇四三・八〇
三〇四三・九〇　三〇四四・一〇
三〇四四・二〇　三〇四四・三〇
三〇四四・四〇　三〇四四・五〇
三〇四四・六〇　三〇四四・七〇
三〇四四・八〇　三〇四四・九〇
三〇四五・一〇　三〇四五・二〇
三〇四五・三〇　三〇四五・四〇
三〇四五・五〇　三〇四五・六〇
三〇四五・七〇　三〇四五・八〇
三〇四五・九〇　三〇四六・一〇
三〇四六・二〇　三〇四六・三〇
三〇四六・四〇　三〇四六・五〇
三〇四六・六〇　三〇四六・七〇
三〇四六・八〇　三〇四六・九〇
三〇四七・一〇　三〇四七・二〇
三〇四七・三〇　三〇四七・四〇
三〇四七・五〇　三〇四七・六〇
三〇四七・七〇　三〇四七・八〇
三〇四七・九〇　三〇四八・一〇
三〇四八・二〇　三〇四八・三〇
三〇四八・四〇　三〇四八・五〇
三〇四八・六〇　三〇四八・七〇
三〇四八・八〇　三〇四八・九〇
三〇四九・一〇　三〇四九・二〇
三〇四九・三〇　三〇四九・四〇
三〇四九・五〇　三〇四九・六〇
三〇四九・七〇　三〇四九・八〇
三〇四九・九〇　三〇五〇・一〇
三〇五〇・二〇　三〇五〇・三〇
三〇五〇・四〇　三〇五〇・五〇
三〇五〇・六〇　三〇五〇・七〇
三〇五〇・八〇　三〇五〇・九〇
三〇五一・一〇　三〇五一・二〇
三〇五一・三〇　三〇五一・四〇
三〇五一・五〇　三〇五一・六〇
三〇五一・七〇　三〇五一・八〇
三〇五一・九〇　三〇五二・一〇
三〇五二・二〇　三〇五二・三〇
三〇五二・四〇　三〇五二・五〇
三〇五二・六〇　三〇五二・七〇
三〇五二・八〇　三〇五二・九〇
三〇五三・一〇　三〇五三・二〇
三〇五三・三〇　三〇五三・四〇
三〇五三・五〇　三〇五三・六〇
三〇五三・七〇　三〇五三・八〇
三〇五三・九〇　三〇五四・一〇
三〇五四・二〇　三〇五四・三〇
三〇五四・四〇　三〇五四・五〇
三〇五四・六〇　三〇五四・七〇
三〇五四・八〇　三〇五四・九〇
三〇五五・一〇　三〇五五・二〇
三〇五五・三〇　三〇五五・四〇
三〇五五・五〇　三〇五五・六〇
三〇五五・七〇　三〇五五・八〇
三〇五五・九〇　三〇五六・一〇
三〇五六・二〇　三〇五六・三〇
三〇五六・四〇　三〇五六・五〇
三〇五六・六〇　三〇五六・七〇
三〇五六・八〇　三〇五六・九〇
三〇五七・一〇　三〇五七・二〇
三〇五七・三〇　三〇五七・四〇
三〇五七・五〇　三〇五七・六〇
三〇五七・七〇　三〇五七・八〇
三〇五七・九〇　三〇五八・一〇
三〇五八・二〇　三〇五八・三〇
三〇五八・四〇　三〇五八・五〇
三〇五八・六〇　三〇五八・七〇
三〇五八・八〇　三〇五八・九〇
三〇五九・一〇　三〇五九・二〇
三〇五九・三〇　三〇五九・四〇
三〇五九・五〇　三〇五九・六〇
三〇五九・七〇　三〇五九・八〇
三〇五九・九〇　三〇六〇・一〇
三〇六〇・二〇　三〇六〇・三〇
三〇六〇・四〇　三〇六〇・五〇
三〇六〇・六〇　三〇六〇・七〇
三〇六〇・八〇　三〇六〇・九〇
三〇六一・一〇　三〇六一・二〇
三〇六一・三〇　三〇六一・四〇
三〇六一・五〇　三〇六一・六〇
三〇六一・七〇　三〇六一・八〇
三〇六一・九〇　三〇六二・一〇
三〇六二・二〇　三〇六二・三〇
三〇六二・四〇　三〇六二・五〇
三〇六二・六〇　三〇六二・七〇
三〇六二・八〇　三〇六二・九〇
三〇六三・一〇　三〇六三・二〇
三〇六三・三〇　三〇六三・四〇
三〇六三・五〇　三〇六三・六〇
三〇六三・七〇　三〇六三・八〇
三〇六三・九〇　三〇六四・一〇
三〇六四・二〇　三〇六四・三〇
三〇六四・四〇　三〇六四・五〇
三〇六四・六〇　三〇六四・七〇
三〇六四・八〇　三〇六四・九〇
三〇六五・一〇　三〇六五・二〇
三〇六五・三〇　三〇六五・四〇
三〇六五・五〇　三〇六五・六〇
三〇六五・七〇　三〇六五・八〇
三〇六五・九〇　三〇六六・一〇
三〇六六・二〇　三〇六六・三〇
三〇六六・四〇　三〇六六・五〇
三〇六六・六〇　三〇六六・七〇
三〇六六・八〇　三〇六六・九〇
三〇六七・一〇　三〇六七・二〇
三〇六七・三〇　三〇六七・四〇
三〇六七・五〇　三〇六七・六〇
三〇六七・七〇　三〇六七・八〇
三〇六七・九〇　三〇六八・一〇
三〇六八・二〇　三〇六八・三〇
三〇六八・四〇　三〇六八・五〇
三〇六八・六〇　三〇六八・七〇
三〇六八・八〇　三〇六八・九〇
三〇六九・一〇　三〇六九・二〇
三〇六九・三〇　三〇六九・四〇
三〇六九・五〇　三〇六九・六〇
三〇六九・七〇　三〇六九・八〇
三〇六九・九〇　三〇七〇・一〇
三〇七〇・二〇　三〇七〇・三〇
三〇七〇・四〇　三〇七〇・五〇
三〇七〇・六〇　三〇七〇・七〇
三〇七〇・八〇　三〇七〇・九〇
三〇七一・一〇　三〇七一・二〇
三〇七一・三〇　三〇七一・四〇
三〇七一・五〇　三〇七一・六〇
三〇七一・七〇　三〇七一・八〇
三〇七一・九〇　三〇七二・一〇
三〇七二・二〇　三〇七二・三〇
三〇七二・四〇　三〇七二・五〇
三〇七二・六〇　三〇七二・七〇
三〇七二・八〇　三〇七二・九〇
三〇七三・一〇　三〇七三・二〇
三〇七三・三〇　三〇七三・四〇
三〇七三・五〇　三〇七三・六〇
三〇七三・七〇　三〇七三・八〇
三〇七三・九〇　三〇七四・一〇
三〇七四・二〇　三〇七四・三〇
三〇七四・四〇　三〇七四・五〇
三〇七四・六〇　三〇七四・七〇
三〇七四・八〇　三〇七四・九〇
三〇七五・一〇　三〇七五・二〇
三〇七五・三〇　三〇七五・四〇
三〇七五・五〇　三〇七五・六〇
三〇七五・七〇　三〇七五・八〇
三〇七五・九〇　三〇七六・一〇
三〇七六・二〇　三〇七六・三〇
三〇七六・四〇　三〇七六・五〇
三〇七六・六〇　三〇七六・七〇
三〇七六・八〇　三〇七六・九〇
三〇七七・一〇　三〇七七・二〇
三〇七七・三〇　三〇七七・四〇
三〇七七・五〇　三〇七七・六〇
三〇七七・七〇　三〇七七・八〇
三〇七七・九〇　三〇七八・一〇
三〇七八・二〇　三〇七八・三〇
三〇七八・四〇　三〇七八・五〇
三〇七八・六〇　三〇七八・七〇
三〇七八・八〇　三〇七八・九〇
三〇七九・一〇　三〇七九・二〇
三〇七九・三〇　三〇七九・四〇
三〇七九・五〇　三〇七九・六〇
三〇七九・七〇　三〇七九・八〇
三〇七九・九〇　三〇八〇・一〇
三〇八〇・二〇　三〇八〇・三〇
三〇八〇・四〇　三〇八〇・五〇
三〇八〇・六〇　三〇八〇・七〇
三〇八〇・八〇　三〇八〇・九〇
三〇八一・一〇　三〇八一・二〇
三〇八一・三〇　三〇八一・四〇
三〇八一・五〇　三〇八一・六〇
三〇八一・七〇　三〇八一・八〇
三〇八一・九〇　三〇八二・一〇
三〇八二・二〇　三〇八二・三〇
三〇八二・四〇　三〇八二・五〇
三〇八二・六〇　三〇八二・七〇
三〇八二・八〇　三〇八二・九〇
三〇八三・一〇　三〇八三・二〇
三〇八三・三〇　三〇八三・四〇
三〇八三・五〇　三〇八三・六〇
三〇八三・七〇　三〇八三・八〇
三〇八三・九〇　三〇八四・一〇
三〇八四・二〇　三〇八四・三〇
三〇八四・四〇　三〇八四・五〇
三〇八四・六〇　三〇八四・七〇
三〇八四・八〇　三〇八四・九〇
三〇八五・一〇　三〇八五・二〇
三〇八五・三〇　三〇八五・四〇
三〇八五・五〇　三〇八五・六〇
三〇八五・七〇　三〇八五・八〇
三〇八五・九〇　三〇八六・一〇
三〇八六・二〇　三〇八六・三〇
三〇八六・四〇　三〇八六・五〇
三〇八六・六〇　三〇八六・七〇
三〇八六・八〇　三〇八六・九〇
三〇八七・一〇　三〇八七・二〇
三〇八七・三〇　三〇八七・四〇
三〇八七・五〇　三〇八七・六〇
三〇八七・七〇　三〇八七・八〇
三〇八七・九〇　三〇八八・一〇
三〇八八・二〇　三〇八八・三〇
三〇八八・四〇　三〇八八・五〇
三〇八八・六〇　三〇八八・七〇
三〇八八・八〇　三〇八八・九〇
三〇八九・一〇　三〇八九・二〇
三〇八九・三〇　三〇八九・四〇
三〇八九・五〇　三〇八九・六〇
三〇八九・七〇　三〇八九・八〇
三〇八九・九〇　三〇九〇・一〇
三〇九〇・二〇　三〇九〇・三〇
三〇九〇・四〇　三〇九〇・五〇
三〇九〇・六〇　三〇九〇・七〇
三〇九〇・八〇　三〇九〇・九〇
三〇九一・一〇　三〇九一・二〇
三〇九一・三〇　三〇九一・四〇
三〇九一・五〇　三〇九一・六〇
三〇九一・七〇　三〇九一・八

その他のオルガノインオルガニック化合物　二九三一・〇〇
複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）　二九・三二
非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物　二九三二・一一
テトラヒドロフラン　二九三二・一二
二―フルアルデヒド（フルフラール）　二九三二・一三
フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール　二九三二・一九
その他のもの　二九三二・二一
ラクトン　二九三二・二二
クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン　二九三二・二九
その他のラクトン　二九三二・九〇
その他のもの　二九・三三
複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）並びに核酸及びその塩　二九三三・一一
非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物　二九三三・一九
フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体　二九三三・二一
その他のもの　二九三三・二九
非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物　二九三三・三九
ヒダントイン及びその誘導体　二九三三・四〇
その他のもの　二九三三・五一
非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物　二九三三・五九
ピリジン及びその塩　二九三三・六一
その他のもの　二九三三・六九
キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物　二九三三・七一
ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩　二九三三・七九
マロニル尿素（バルビツル酸）及びその誘導体並びにこれらの塩　二九三三・九〇
その他のもの　二九三三・九九
非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物　二九三四・一〇
メラミン　二九三四・二〇
その他のもの　二九三四・三〇
ラクタム　二九三四・九〇
六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）　二九・三五
その他のラクタム　二九三五・〇〇
その他のもの　二九・三六
複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）　二九三六・一〇
非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物　二九三六・一一
ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物　二九三六・一二
フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物　二九三六・一三
その他のもの　二九三六・一四
スルホンアミド　二九三六・一五
第一一節　プロビタミン、ビタミン及びホルモン　二九三六・一六
プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）　二九三六・一七
プロビタミン（混合してないものに限る。）　二九三六・一八
ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）　二九三六・二九
ビタミンA及びその誘導体　二九三六・九〇
ビタミンB_1及びその誘導体　二九・三七
ビタミンB_2及びその誘導体　二九三七・一〇
D―パントテン酸及びDL―パントテン酸（ビタミンB_3又はビタミンB_5）並びにこれらの誘導体　二九三七・一一
ビタミンB_6及びその誘導体　二九三七・一二
ビタミンB_{12}及びその誘導体　二九三七・一三
ビタミンC及びその誘導体　二九三七・一四
ビタミンE及びその誘導体　二九三七・一五
その他のビタミン及びその誘導体　二九三七・一六
その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）　二九三七・一七
ホルモン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの　二九三七・二一
脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体　二九三七・二二
副腎皮質ホルモン及びその誘導体　二九三七・二三
コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒロドコルチゾ

ン）及びプレドニゾロン（デヒロドヒドロコルチゾン）	二九三七・二二
副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	二九三七・二九
その他のもの	
その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	二九三七・九一
インスリン及びその塩	二九三七・九二
エストロゲン及びプロゲストゲン	二九三七・九九
その他のもの	
第一二節　グリコシド及び植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九・三八
グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九三八・一〇
ルトシド（ルチン）及びその誘導体	二九三八・九〇
その他のもの	二九・三九
植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二九三九・一〇
あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	
キニーネ及びその塩	二九三九・一一
その他のもの	二九三九・一九
カフェイン及びその塩	二九三九・三〇
エフェドリン類及びその塩	二九三九・四〇
テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン－エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二九三九・五〇
ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	二九三九・六〇
ニコチン及びその塩	二九三九・七〇
その他のもの	二九三九・九〇
第一三節　その他の有機化合物	
糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	二九・四〇
抗生物質	二九四〇・〇〇
ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	二九・四一
ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九四一・一〇
テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九四一・二〇
クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	二九四一・四〇
エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	二九四一・五〇
その他のもの	二九四一・九〇
その他の有機化合物	二九・四二
	二九四二・〇〇

第三〇類　医療用品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（第四部参照）

(b)　歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター（第二五・二〇項参照）

(c)　精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションで、医薬用に適するもの（第三三・〇一項参照）

(d)　第三三・〇三項から第三三・〇七項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）

(e)　第三四・〇一項のせっけんその他の物品で医薬品を加えたもの

(f)　プラスターをもととした歯科用の調製品（第三四・〇七項参照）

(g)　治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第三五・〇二項参照）

2　第三〇・〇三項、第三〇・〇四項及び3(d)においては、次に定めるところによる。

(a)　混合してないものには、次の物品を含む。

(1)　第二八類又は第二九類のすべての物品

(2)　第一三・〇二項の一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの

(b)　混合したものには、次の物品を含む。

(1)　コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイド硫黄を除く。）

(2)　植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス

(3)　天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物

3　第三〇・〇六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第三〇・〇六項に属するものとし、この品目表の他の項には属しない。

(a)　外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。）

(b)　ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）

(c)　外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）

(d)　エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限る。）

(e)　血液型判定用試薬

(f)　歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント

(g)　救急箱及び救急袋

(h)	避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）
三〇・〇一	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）
三〇〇一・一〇	腺その他の器官又はその分泌物の抽出物
三〇〇一・二〇	その他のもの
三〇〇一・九〇	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品
三〇・〇二	免疫血清その他の血液分画物
三〇〇二・一〇	人用のワクチン
三〇〇二・二〇	動物用のワクチン
三〇〇二・三一	口蹄疫ワクチン
三〇〇二・三九	その他のもの
三〇〇二・九〇	その他のもの
三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの
三〇〇三・二〇	その他の抗生物質を含有するもの
三〇〇三・三一	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）
三〇〇三・三九	インスリンを含有するもの
三〇〇三・四〇	その他のもの
三〇〇三・九〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）
三〇・〇四	その他のもの
三〇〇四・一〇	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）
	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの
三〇〇四・二〇	その他の抗生物質を含有するもの
三〇〇四・三一	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）
三〇〇四・三二	インスリンを含有するもの
三〇〇四・三九	副腎皮質ホルモンを含有するもの
三〇〇四・四〇	その他のもの
三〇〇四・五〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）
三〇〇四・九〇	その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）
三〇・〇五	その他のもの
三〇〇五・一〇	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの
三〇〇五・九〇	接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品
三〇・〇六	その他のもの
三〇〇六・一〇	この類の注3の医療用品
三〇〇六・二〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）
三〇〇六・三〇	血液型判定用試薬
三〇〇六・四〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬
三〇〇六・五〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント
三〇〇六・六〇	救急箱及び救急袋
	避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）

第三一類　肥料

1　注

(a)　この類には、次の物品を含まない。

(b)　第〇五・一一項の動物の血

(c)　化学的に単一の化合物（2(A)、3(A)、4(A)又は5のものを除く。）

第三八・二三項の塩化カリウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムから製造した光学用品（第九〇・〇一項参照）

2　第三一・〇二項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(i)　硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(ii)　硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

(iii) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）
(iv) 硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）
(v) 硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物
(vi) 硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物
(vii) カルシウムシアナミド（純粋であるかないか又は油により処理してあるかないかを問わない。）
(viii) 尿素（純粋であるかないかを問わない。）
(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
(C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
(D) (A)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料

3　第三一・〇三項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
(A) 次のいずれかに該当する物品
(i) 塩基性スラグ
(ii) 第二五・一〇項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を超える熱処理をしたもの
(iii) 過りん酸石灰又は重過りん酸石灰
(iv) りん酸水素カルシウム（ふつ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の〇・二%以上のものに限る。）
(B) (A)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料
(C) (A)又は(B)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

4　第三一・〇四項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
(A) 次のいずれかに該当する物品
(i) 天然のカリウム塩類（粗のものに限る。例えば、カーナリット、カイナイト及びシルバイト）
(ii) 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、1(c)の物品を除く。）
(iii) 硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）
(iv) 硫酸マグネシウムカリウム（純粋であるかないかを問わない。）
(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料

5　オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物は、第三一・〇五項に属する。

6　第三一・〇五項のその他の肥料は、肥料として使用する種類の物品で、主要成分として少なくとも、窒素、りん又はカリウムのいずれか一の肥料成分を含有するものに限る。

三一・〇一	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料
三一〇一・〇〇	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
三一・〇二	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）
三一〇二・一〇	硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物
三一〇二・一一	硫酸アンモニウム
三一〇二・二九	その他のもの
三一〇二・三〇	硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）
三一〇二・四〇	硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物
三一〇二・五〇	硝酸ナトリウム
三一〇二・六〇	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物
三一〇二・七〇	カルシウムシアナミド
三一〇二・八〇	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）
三一〇二・九〇	その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）
三一・〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
三一〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰
三一〇三・二〇	塩基性スラグ
三一〇三・九〇	その他のもの
三一・〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）
三一〇四・一〇	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）
三一〇四・二〇	塩化カリウム
三一〇四・三〇	硫酸カリウム
三一〇四・九〇	その他のもの
三一・〇五	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの
三一〇五・一〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの
三一〇五・二〇	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに

三一〇五・三〇	限る。）
三一〇五・四〇	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム） オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物
三一〇五・五一	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）
三一〇五・五九	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの
三一〇五・六〇	その他のもの
三一〇五・九〇	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）
	その他のもの

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の元素及び化合物（第三二・〇三項又は第三二・〇四項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物（第三二・〇六項参照）、石英ガラスで第三二・〇七項に定める形状のもの及び第三二・一二項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。）

(b)　第二九・三六項から第二九・三九項まで、第二九・四一項又は第三五・〇一項から第三五・〇四項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体

(c)　アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック（第二七・一五項参照）

2　第三二・〇四項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。

3　第三二・〇三項から第三二・〇六項までには、着色料（第三二・〇六項にあつては、第二五・三〇項又は第二八類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。）をもととした調製品で、物品（種類を問わない。）の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント（エナメルを含む。第三二・一二項参照）の製造に使用する種類のもの及び第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項又は第三二・一五項のその他の調製品を含まない。

4　第三二・〇八項には、第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。）を含む。

5　この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品（水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。）を含まない。

6　第三二・一二項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。

(a)　金属の粉（貴金属の粉を含む。）及び顔料で、これらをにかわ、ゼラチンその他の結合剤により凝結させたもの

(b)　金属（貴金属を含む。）及び顔料で、これらをシート状の支持物（材料を問わない。）の上に付着させたもの

三二・〇一	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
三二〇一・一〇	ケブラチョエキス
三二〇一・二〇	ワットルエキス
三二〇一・三〇	オークエキス及びチェスナットエキス
三二〇一・九〇	その他のもの
三二・〇二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品
三二〇二・一〇	合成有機なめし剤
三二〇二・九〇	その他のもの
三二・〇三	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの
三二〇三・〇〇	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） 有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの
三二・〇四	分散染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一一	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一二	塩基性染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一三	直接染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一四	建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品
三二〇四・一五	反応染料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一六	顔料及びこれをもととした調製品
三二〇四・一七	その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）
三二〇四・一九	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物
三二〇四・二〇	

三二〇四・九〇	その他のもの
三二・〇五	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの
三二〇五・〇〇	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
三二・〇六	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品
三二〇六・一〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品
三二〇六・二〇	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品
三二〇六・三〇	その他の着色料及び調製品
三二〇六・四一	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品
三二〇六・四二	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品
三二〇六・四三	ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品
三二〇六・四九	その他のもの
三二〇六・五〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物
三二・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
三二〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品
三二〇七・二〇	ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品
三二〇七・三〇	液状ラスターその他これに類する調製品
三二〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
三二・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液
三二〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの
三二〇八・九〇	その他のもの
三二・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）
三二〇九・一〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの
三二〇九・九〇	その他のもの
三二・一〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料
三二一〇・〇〇	調製ドライヤー
三二・一一	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料
三二一一・〇〇	スタンプ用のはく
三二・一二	その他のもの
三二一二・一〇	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）
三二一二・九〇	絵の具セット
三二・一三	その他のもの
三二一三・一〇	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材
三二一三・九〇	マスチック及び塗装用の充てん料
三二・一四	その他のもの
三二一四・一〇	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）
三二一四・九〇	印刷用インキ
三二・一五	黒色のもの
三二一五・一九	その他のもの
三二一五・九〇	その他のもの

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第二二・〇八項の飲料の製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの

(b)　第三四・〇一項のせっけんその他の物品

(c)　第三八・〇五項のガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他の物品

2　第三三・〇三項から第三三・〇七項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む。

3　第三三・〇七項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧料を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織

三三・〇一	布並びに動物用の化粧品類を含む。
三三〇一・一一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション
三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）
三三〇一・一三	ベルガモットのもの
三三〇一・一四	オレンジのもの
三三〇一・一九	レモンのもの
	ライムのもの
	その他のもの
三三〇一・二一	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）
三三〇一・二二	ゼラニウムのもの
三三〇一・二三	ジャスミンのもの
三三〇一・二四	ラベンダー又はラバンジンのもの
三三〇一・二五	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの
三三〇一・二六	その他のミントのもの
三三〇一・二九	ベチベルのもの
三三〇一・三〇	その他のもの
三三〇一・九〇	レジノイド
三三・〇二	その他のもの
三三〇二・一〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）
三三〇二・九〇	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの
三三・〇三	その他のもの
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品
三三〇四・一〇	唇のメーキャップ用の調製品
三三〇四・二〇	眼のメーキャップ用の調製品
三三〇四・三〇	マニキュア用又はペディキュア用の調製品
三三〇四・九一	その他のもの
	パウダー（固形にしたものを含む。）
三三〇四・九九	その他のもの
三三・〇五	頭髪用の調製品
三三〇五・一〇	シャンプー
三三〇五・二〇	パーマネント用の調製品
三三〇五・三〇	ヘアラッカー
三三〇五・九〇	その他のもの
三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）
三三〇六・一〇	歯磨き
三三〇六・九〇	その他のもの
三三・〇七	ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）
三三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品
三三〇七・二〇	身体用の防臭剤及び汗止め
三三〇七・三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品
	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）
三三〇七・四一	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの
三三〇七・四九	その他のもの
三三〇七・九〇	その他のもの

第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第一五・一七項参照）

(b)　化学的に単一の化合物

(c)　せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第三三・〇五項から第三三・〇七項まで参照）

2　第三四・〇一項においてせっけんは、水溶性のせっけんに限るものとし、同項のせっけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものは第三四・〇一項に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第三四・〇五項に属する。

3　第三四・〇二項において有機界面活性剤は、温度二〇度において〇・五％の濃度で水と混合し、同温度で一時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。

(a) 不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。

(b) 水の表面張力を一メートルにつき〇・〇四五ニュートン（一センチメートルにつき四五ダイン）以下に低下させること。

4　第三四・〇三項において「石油及び歴青油」とは、第二七類の注2に定める石油及び歴青油をいう。

5　第三四・〇四項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。

(A) 化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの（水溶性であるかないかを問わない。）

(B) 異種のろうを混合することにより得た物品

(C) 一以上のろうをもととし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含有する物品で、ろうの特性を有するもの

ただし、第三四・〇四項には、次の物品を含まない。

(a) 第一五・一六項、第一五・一九項又は第三四・〇二項の物品（ろうの特性を有するものを含む。）

(b) 第一五・二一項の動物性又は植物性のろう（混合してないものに限るものとし、着色してあるかないかを問わない。）

(c) 第二七・一二項の鉱物性ろうその他これに類する物品（これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わない。）

(d) 液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたろう（第三四・〇五項、第三八・〇九項等参照）

三四・〇一	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布
三四〇一・一一	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布
三四〇一・一九	化粧用のもの（薬用のものを含む。）
三四〇一・二〇	その他のもの
三四・〇二	せっけん（その他の形状のもの）
	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）
三四〇二・一一	有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）
三四〇二・一二	陰イオン（アニオン）系のもの
三四〇二・一三	陽イオン（カチオン）系のもの
	非イオン系のもの
三四〇二・一九	その他のもの
三四〇二・二〇	調製品（小売用にしたものに限る。）
三四〇二・九〇	その他のもの
三四・〇三	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）
三四〇三・一一	石油又は歴青油を含有するもの
三四〇三・一九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品
	その他のもの
三四〇三・九一	その他のもの
三四〇三・九九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品
三四・〇四	その他のもの
三四〇四・一〇	人造ろう及び調製ろう
三四〇四・二〇	化学的に変性させたモンタンろうのもの
三四〇四・九〇	ポリエチレングリコールのもの
三四・〇五	その他のもの
	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）
三四〇五・一〇	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品
三四〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品
三四〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）
三四〇五・四〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品
三四〇五・九〇	その他のもの
三四・〇六	ろうそく及びこれに類する物品
三四〇六・〇〇	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品
三四・〇七	
三四〇七・〇〇	

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

注
1　この類には、次の物品を含まない。
(a)　酵母（第二一・〇二項参照）
(b)　第三〇類の血液分画物（治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンを除く。）、医薬品その他の物品
(c)　なめし前処理用の酵素系調製品（第三一・〇二項参照）
(d)　第三四類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品
(e)　硬化たんぱく質（第三九・一三項参照）
(f)　ゼラチンに印刷した物品（第四九類参照）
2　第三五・〇五項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇％以下のものをいう。でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇％を超えるものは、第一七・〇二項に属する。

三五・〇一	カゼイン及びカゼイネートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー
三五〇一・一〇	カゼイン
三五〇一・九〇	その他のもの
三五・〇二	アルブミン及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体
三五〇二・一〇	卵白
三五〇二・九〇	その他のもの
三五・〇三	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）
三五〇三・〇〇	
三五・〇四	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）
三五〇四・〇〇	
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉
三五〇五・二〇	膠着剤
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
三五〇六・九一	その他のもの ゴム又はプラスチック（人造樹脂を含む。）をもととした接着剤
三五〇六・九九	その他のもの
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素
三五〇七・一〇	レンネット及びその濃縮物
三五〇七・九〇	その他のもの

注
1　この類には、2の(a)又は(b)の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。
2　第三六・〇六項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。
(a)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもととした燃料その他これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの
(b)　たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）
(c)　レジントーチ、付け木その他これらに類する物品

第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一	火薬
三六〇一・〇〇	
三六・〇二	爆薬
三六〇二・〇〇	
三六・〇三	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管
三六〇三・〇〇	
三六・〇四	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品
三六〇四・一〇	花火
三六〇四・九〇	その他のもの
三六・〇五	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）
三六〇五・〇〇	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品
三六・〇六	たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）
三六〇六・一〇	その他のもの
三六〇六・九〇	

第三七類　写真用又は映画用の材料

注
1　この類には、くずを含まない。

2　この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。

三七・〇一	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）
三七〇一・一〇	エックス線用のもの
三七〇一・二〇	インスタントプリントフィルム
三七〇一・三〇	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）
	その他のもの
三七〇一・九一	カラー写真用のもの（ポリクローム）
三七〇一・九九	その他のもの
三七・〇二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）
三七〇二・一〇	エックス線用のもの
三七〇二・二〇	インスタントプリントフィルム
	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）
三七〇二・三一	カラー写真用のもの（ポリクローム）
三七〇二・三二	その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）
三七〇二・三九	その他のもの
	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）
三七〇二・四一	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）
三七〇二・四二	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）
三七〇二・四三	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートル以下のもの
三七〇二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え六一〇ミリメートル以下のもの
	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）
三七〇二・五一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの
三七〇二・五二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの
三七〇二・五三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）
三七〇二・五四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの（スライド用のものを除く。）
三七〇二・五五	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの
三七〇二・五六	幅が三五ミリメートルを超えるもの
	その他のもの
三七〇二・九一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの
三七〇二・九二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの
三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの
三七〇二・九五	幅が三五ミリメートルを超えるもの
三七・〇三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）
三七〇三・一〇	ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの
三七〇三・二〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）
三七〇三・九〇	その他のもの
三七・〇四	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）
三七〇四・〇〇	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）
三七・〇五	オフセット用のもの
三七〇五・一〇	マイクロフィルム
三七〇五・二〇	その他のもの
三七〇五・九〇	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）
三七・〇六	幅が三五ミリメートル以上のもの
三七〇六・一〇	その他のもの
三七〇六・九〇	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用料にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）
三七・〇七	感光性の乳剤
三七〇七・一〇	その他のもの
三七〇七・九〇	

第三八類　各種の化学工業生産品

1　注

(a)　この類には、次の物品を含まない。

化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。

(1)　人造黒鉛（第三八・〇一項参照）

(2)　第三八・〇八項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽

抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品
(3) 消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第三八・一三項参照）
(4) 2の(a)又は(c)の物品
(b) 化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第二一・〇六項に属する。）
(c) 医薬品（第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項参照）
2 第三八・二三項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この品目表の他のいずれの項にも属しない。
(a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）
(b) フーゼル油及びディッペル油
(c) 小売用の容器入りにしたインキ消し
(d) 小売用の容器入りにした謄写板原紙修正剤その他の修正液
(e) 炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン）

三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）
三八〇一・一〇	人造黒鉛
三八〇一・二〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛
三八〇一・三〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの
三八〇一・九〇	その他のもの
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）
三八〇二・一〇	活性炭
三八〇二・九〇	その他のもの
三八・〇三	トール油（精製してあるかないかを問わない。）
三八〇三・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）
三八・〇四	ガムテレビン油、ウッドテレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラジメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）
三八〇四・〇〇	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油
三八・〇五	パイン油
三八〇五・一〇	その他のもの
三八〇五・二〇	
三八〇五・九〇	

三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム
三八〇六・一〇	ロジン
三八〇六・二〇	ロジン又は樹脂酸の塩
三八〇六・三〇	エステルガム
三八〇六・九〇	その他のもの
三八・〇七	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの
三八〇七・〇〇	
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）
三八〇八・一〇	殺虫剤
三八〇八・二〇	殺菌剤
三八〇八・三〇	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤
三八〇八・四〇	消毒剤
三八〇八・九〇	その他のもの
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの
三八〇九・九一	その他のもの
三八〇九・九二	繊維工業において使用する種類のもの
三八〇九・九九	製紙工業において使用する種類のもの
三八・一〇	その他のもの
三八一〇・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品
三八一〇・九〇	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの
三八・一一	その他のもの
三八一一・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）
	アンチノック剤
	鉛化合物をもととしたもの

三八一一・一九	その他のもの
	潤滑油用の添加剤
三八一一・二一	石油又は歴青油を含有するもの
三八一一・二九	その他のもの
三八一一・九〇	その他のもの
三八一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
三八一二・一〇	調製したゴム加硫促進剤
三八一二・二〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤
三八一二・三〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
三八・一三	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾
三八一三・〇〇	
三八・一四	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤
三八一四・〇〇	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）
三八・一五	担体付き触媒
三八一五・一一	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの
三八一五・一二	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの
三八一五・一九	その他のもの
三八一五・九〇	その他のもの
三八・一六	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）
三八一六・〇〇	
三八・一七	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項の物品を除く。）
三八一七・一〇	混合アルキルベンゼン
三八一七・二〇	混合アルキルナフタレン
三八・一八	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの
三八一八・〇〇	
三八・一九	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）
三八一九・〇〇	
三八・二〇	調製不凍液及び調製解凍液
三八二〇・〇〇	
三八・二一	微生物用の調製培養剤
三八二一・〇〇	
三八・二二	診断用又は理化学用の調合試薬（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）
三八二二・〇〇	
三八・二三	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）
三八二三・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤
三八二三・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル
三八二三・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）
三八二三・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤
三八二三・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート
三八二三・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）
三八二三・九〇	その他のもの

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

注

1　二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a)　取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b)　共に提示するものであること。

(c)　当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

2　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。ただし、第三九・一八項又は第三九・一九項の物品を除く。

第三九類　プラスチック及びその製品

注

1　この品目表において「プラスチック」とは、第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用（必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鋳造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。

この品目表においてプラスチックには、パルカナイズドファイバーを含むものとし、第一

一部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第二七・一二項又は第三四・〇四項のろう

(b) 化学的に単一の有機化合物（第二九類参照）

(c) ヘパリン及びその塩（第三〇・〇一項参照）

(d) 第三二・一二項のスタンプ用のはく

(e) 第三四・〇二項の有機界面活性剤及び調製品

(f) ランガム及びエステルガム（第三八・〇六項参照）

(g) 第四〇類の合成ゴム及びその製品

(h) 動物用の装着具（第四二・〇一項参照）及び第四二・〇二項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器

(ij) 第四六類のさなだ、枝条細工物その他の製品

(k) 第四八・一四項の壁面被覆材

(l) 第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

(m) 第一二部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）

(n) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類

(o) 第一六部の物品（機械類及び電気機器）

(p) 第一七部の航空機又は車両の部分品

(q) 第九〇類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）

(r) 第九一類の物品（例えば、時計のケース）

(s) 第九二類の物品（例えば、楽器及びその部分品）

(t) 第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

3　第三九・〇一項から第三九・一一項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。

(a) 減圧蒸留により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィン（第三九・〇二項及び第三九・〇二項参照）

(b) 低重合のクマロン－インデン系樹脂（第三九・一一項参照）

(c) その他の合成重合体で平均五以上の単量体から成るもの

(d) シリコーン（第三九・一〇項参照）

(e) レゾール（第三九・〇九項参照）その他のプレポリマー

4　この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーのうち最大の重量を占めるコモノマーの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーは、一のコモノマーとみなす。

最大の重量を占めるコモノマーが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

「共重合体」とは、重合体の全重量の九五％以上を占める一の単量体を有しないすべての重合体をいう。

5　化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6　第三九・〇一項から第三九・一四項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの（ディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）

(b) 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

7　第三九・一五項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない（第三九・〇一項から第三九・一四項まで参照）。

8　第三九・一七項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない。）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の一・五倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、形材とみなすものとし、管及びホースとはしない。

9　第三九・一八項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が四五センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。

10　第三九・二〇項及び第三九・二一項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第五四類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（長方形（正方形を含む。）に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

11　第三九・二五項には、第二節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。

(a) 貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む。）、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）

(b) 構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋根用のもの）

(c) 雨どい及びその取付具

(d) 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居

(e) バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り
(f) よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具
(g) 店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚
(h) 装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及びはと小屋）
(ij) 取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板。戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。）

号注

1　この類の各項において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）は、最大の重量を占めるコモノマーから成るホモポリマーが属する号に属し、また、この類の注5の化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体が属する号に属する。ただし、当該共重合体又は化学的に変性させた重合体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合に限る。ポリマーブレンドは、これを構成する単量体を同一の割合で有するホモポリマー又は共重合体が属する号に属する。

	第一節　一次製品
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体
三九〇一・九〇	その他のもの
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇二・一〇	ポリプロピレン
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体
三九〇二・九〇	その他のもの
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）
	ポリスチレン
三九〇三・一一	多泡性のもの
三九〇三・一九	その他のもの
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体
三九〇三・九〇	その他のもの
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇四・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）
	その他のポリ塩化ビニル
三九〇四・二一	可塑化してないもの
三九〇四・二二	可塑化したもの
三九〇四・三〇	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体
三九〇四・六一	ふっ素系重合体
三九〇四・六九	ポリテトラフルオロエチレン
三九〇四・九〇	その他のもの
三九・〇五	その他のもの
三九〇五・一一	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）
三九〇五・一九	酢酸ビニルの重合体
三九〇五・二〇	水に分散しているもの
三九〇五・九〇	その他のもの
三九・〇六	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）
三九〇六・一〇	その他のもの
三九〇六・九〇	アクリル重合体（一次製品に限る。）
三九・〇七	ポリメタクリル酸メチル
三九〇七・一〇	その他のもの
三九〇七・二〇	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
三九〇七・三〇	ポリアセタール
三九〇七・四〇	その他のポリエーテル
三九〇七・五〇	エポキシ樹脂
三九〇七・六〇	ポリカーボネート
三九〇七・九一	アルキド樹脂
三九〇七・九九	ポリエチレンテレフタレート
三九・〇八	その他のポリエステル
三九〇八・一〇	不飽和のもの
三九〇八・九〇	その他のもの
三九〇九・一〇	ポリアミド（一次製品に限る。）
三九〇九・二〇	ポリアミド―六、―一一、―一二、―六・六、―六・九、―六・一〇又は―六・一二
三九〇九・三〇	その他のもの
三九〇九・四〇	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）
	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂
	メラミン樹脂
	その他のアミノ樹脂
	フェノール樹脂

三九〇九・五〇	ポリウレタン
三九・一〇	シリコーン（一次製品に限る。）
三九一〇・〇〇	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン－インデン樹脂及びポリテルペン
三九一一・九〇	その他のもの
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三九一二・一一	酢酸セルロース
三九一二・一二	可塑化してないもの
二九一二・二〇	可塑化したもの
三九一二・三一	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）
三九一二・三九	セルロースエーテル
三九一二・九〇	カルボキシメチルセルロース及びその塩
三九・一三	その他のもの
三九一三・一〇	その他のもの
三九一三・九〇	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三九・一四	アルギン酸並びにその塩及びエステル
三九一四・〇〇	その他のもの
	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）
三九・一五	第二節　くず、半製品及び製品
三九一五・一〇	プラスチックのくず
三九一五・二〇	エチレンの重合体のもの
三九一五・三〇	スチレンの重合体のもの
三九一五・九〇	塩化ビニルの重合体のもの
三九・一六	その他のプラスチックのもの
	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
三九一六・一〇	エチレンの重合体のもの
三九一六・二〇	塩化ビニルの重合体のもの
三九一六・九〇	その他のプラスチックのもの

三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）
三九一七・一〇	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）
三九一七・二一	管及びホース（硬質のものに限る。）
三九一七・二二	エチレンの重合体製のもの
三九一七・二三	プロピレンの重合体製のもの
三九一七・二九	塩化ビニルの重合体製のもの
三九一七・三一	その他のプラスチック製のもの
三九一七・三二	その他の管及びホース
三九一七・三三	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）
三九一七・三九	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九一七・四〇	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九・一八	その他のもの
	継手
三九一八・一〇	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材
三九一八・九〇	塩化ビニルの重合体製のもの
三九・一九	その他のプラスチック製のもの
	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）
三九一九・一〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの
三九一九・九〇	その他のもの
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九二〇・一〇	エチレンの重合体製のもの
三九二〇・二〇	プロピレンの重合体製のもの
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの
	塩化ビニルの重合体製のもの
三九二〇・四一	硬質のもの
三九二〇・四二	軟質のもの
	アクリル重合体製のもの
三九二〇・五一	ポリメタクリル酸メチル製のもの

三九二〇・五九	その他のもの
三九二〇・六一	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの
三九二〇・六二	ポリカーボネート製のもの
三九二〇・六三	ポリエチレンテレフタレート製のもの
三九二〇・六九	その他の不飽和ポリエステル製のもの
	その他のポリエステル製のもの
三九二〇・七一	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの
三九二〇・七二	再生セルロース製のもの
三九二〇・七三	バルカナイズドファイバー製のもの
三九二〇・七九	酢酸セルロース製のもの
	その他のセルロース誘導体製のもの
三九二〇・九一	その他のプラスチック製のもの
三九二〇・九二	ポリビニルブチラール製のもの
三九二〇・九三	ポリアミド製のもの
三九二〇・九四	アミノ樹脂製のもの
三九二〇・九九	フェノール樹脂製のもの
	その他のプラスチック製のもの
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
三九二一・一一	多泡性のもの
三九二一・一二	スチレンの重合体製のもの
三九二一・一三	塩化ビニルの重合体製のもの
三九二一・一四	ポリウレタン製のもの
三九二一・一九	再生セルロース製のもの
三九二一・九〇	その他のプラスチック製のもの
三九・二二	その他のもの
	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品
三九二二・一〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台
三九二二・二〇	便座及び便器用の覆い
三九二二・九〇	その他のもの
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品
三九二三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品
	袋(円すい状のものを含む。)
三九二三・二一	エチレンの重合体製のもの
三九二三・二九	その他のプラスチック製のもの
三九二三・三〇	瓶、フラスコその他これらに類する製品
三九二三・四〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物
三九二三・五〇	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品
三九二三・九〇	その他のもの
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品
三九二四・一〇	食卓用品及び台所用品
三九二四・九〇	その他のもの
三九・二五	プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。)
三九二五・一〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器(容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。)
三九二五・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
三九二五・三〇	よろい戸、日よけ(ベネシャンブラインドを含む。)その他これらに類する製品及びこれらの部分品
三九二五・九〇	その他のもの
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品
三九二六・一〇	事務用品及び学用品
三九二六・二〇	衣類及び衣類附属品(手袋を含む。)
三九二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具
三九二六・四〇	小像その他の装飾品
三九二六・九〇	その他のもの

第四〇類　ゴム及びその製品

1　この品目表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品(加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。)をいう。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第一一部の物品(紡織用繊維及びその製品)

(b) 第六四類の履物及びその部分品

(c) 第六五類の帽子(水泳帽を含む。)及びその部分品

(d) 第一六部の機械類及び電気機器(電気用品を含む。)並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製のもの

(e) 第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類の物品

(f) 第九五類の物品(運動用の手袋及び第四〇・一一項から第四〇・一三項までの製品を除く。)

3　第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで及び第四〇・〇五項において一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの(ラテックス(プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。)その他のディスパーション及び溶液を含む。)

(b) 塊（不規則な形のものに限る。）、ベール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの

4　1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。

(b) チオプラスト（TM）

(c) 天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、(a)に定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの

5　第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。

(a) 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）

(i) 顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）

(ii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質（(b)の(i)から(iii)までのものを除く。）

(b) 第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。

(i) 乳化剤又は粘着防止剤

(ii) 乳化剤の分解生成物（少量を含有する場合に限る。）

(iii) 主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤（極めて少量を含有する場合に限る。）

6　第四〇・〇四項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品をいう。

7　加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルを超えるものは、ストリップ、棒又は形材として第四〇・〇八項に属する。

8　第四〇・一〇項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものを含む。

9　第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで、第四〇・〇五項及び第四〇・〇八項において

四〇・〇一	板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊で、切ってないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（製品としての特性を有するか有しないか又はプリントその他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）に限るものとし、その他の形状に切ったもの及び更に加工したものを除く。 第四〇・〇八項において棒及び形材は、棒及び形材で、一定の長さに切ってあるかないか又は表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしてないものに限る。
四〇〇一・一〇	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
四〇〇一・二一	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）
四〇〇一・二二	その他の形状の天然ゴム
四〇〇一・二九	スモークドシート
四〇〇一・三〇	技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）
四〇・〇二	その他のもの バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム 合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
四〇〇二・一一	スチレン―ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン―ブタジエンゴム（XSBR）
四〇〇二・一九	ラテックス
四〇〇二・二〇	その他のもの
四〇〇二・三一	ブタジエンゴム（BR）
四〇〇二・三九	イソブテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）及びハロ―イソブテン―イソプレンゴム（CIIR及びBIIR） イソブテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）
四〇〇二・四一	その他のもの
四〇〇二・四九	クロロプレンゴム（クロロプタジエンゴム又はCR）
四〇〇二・五一	ラテックス
四〇〇二・五九	その他のもの アクリロエトリル―ブタジエンゴム（NBR）
四〇〇二・六〇	ラテックス
四〇〇二・七〇	その他のもの イソプレンゴム（IR） エチレン―プロピレン―非共役ジエンゴム（EPDM）

四〇〇二・八〇	第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物
四〇〇二・九一	その他のもの
四〇〇二・九九	ラテックス
四〇・〇三	その他のもの
四〇〇三・〇〇	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）
四〇・〇四	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒
四〇〇四・〇〇	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップ
四〇・〇五	の形状のものに限る。）
四〇〇五・一〇	カーボンブラック又はシリカを配合したもの
四〇〇五・二〇	ディスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液
四〇〇五・九一	その他のもの
四〇〇五・九九	板、シート及びストリップ
四〇・〇六	その他のもの
四〇〇六・一〇	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）
四〇〇六・九〇	及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）
四〇・〇七	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ
四〇〇七・〇〇	その他のもの
四〇・〇八	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）
四〇〇八・一一	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）
四〇〇八・一九	のものに限る。）
四〇〇八・二一	セルラーラバーのもの
四〇〇八・二九	板、シート及びストリップ
四〇・〇九	その他のもの
	セルラーラバー以外のゴムのもの
四〇〇九・一〇	板、シート及びストリップ
四〇〇九・二〇	その他のもの
四〇〇九・三〇	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けて
四〇〇九・四〇	あるかないかを問わない。）
	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの（継手なしのものに限る。）
	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
四〇〇九・五〇	継手付きのもの
四〇・一〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）
四〇一〇・一〇	横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）
	その他のもの
四〇一〇・九一	幅が二〇センチメートルを超えるもの
四〇一〇・九九	その他のもの
四〇・一一	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
四〇一一・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの
四〇一一・二〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの
四〇一一・三〇	航空機に使用する種類のもの
四〇一一・四〇	モーターサイクルに使用する種類のもの
四〇一一・五〇	自転車に使用する種類のもの
	その他のもの
四〇一一・九一	杉綾（あや）模様その他これに類するトレッドを有するもの
四〇一一・九九	その他のもの
四〇・一二	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤトレッド及びタイヤフラップ
四〇一二・一〇	更生タイヤ
四〇一二・二〇	空気タイヤ（中古のものに限る。）
四〇一二・九〇	その他のもの
四〇・一三	ゴム製のインナーチューブ
四〇一三・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの
四〇一三・二〇	自転車に使用する種類のもの
四〇一三・九〇	その他のもの
四〇・一四	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）
四〇一四・一〇	コンドーム
四〇一四・九〇	その他のもの
四〇・一五	衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）
四〇一五・一一	手袋
四〇一五・一九	外科用のもの
	その他のもの

四〇一五・九〇	その他のもの	
四〇・一六	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	
四〇一六・一〇	セルラーラバー製のもの	
四〇一六・九一	その他のもの	
	床用敷物及びマット	
四〇一六・九二	消しゴム	
四〇一六・九三	ガスケット、ワッシャーその他のシール	
四〇一六・九四	防舷材（膨らませることができるかできないかを問わない。）	
四〇一六・九五	その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	
四〇一六・九九	その他のもの	
四〇・一七	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	
四〇一七・〇〇		

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　原皮くず（第〇五・一一項参照）

(b)　第〇五・〇五項又は第六七・〇一項の羽毛皮及びその部分

(c)　毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第四三類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第四一類に属する。

2　この品目表において「コンポジションレザー」とは、第四一・一一項の物品のみをいう。

四一・〇一	牛又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇一・一〇	全形の牛皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一四キログラム以下のものに限る。）	
	その他の牛皮（生鮮のもの及び湿式塩蔵をしたものに限る。）	
四一〇一・二一	全形のもの	
四一〇一・二二	バット及びベンズ	
四一〇一・二九	その他のもの	
四一〇一・三〇	その他の牛皮（その他の保存に適する処理をしたものに限る。）	
四一〇一・四〇	馬類の動物の皮	
四一〇二・一〇	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	
四一〇二・二一	毛が付いているもの	
四一〇二・二九	毛が付いていないもの	
四一〇二・三〇	酸漬けしたもの	
四一〇二・四〇	その他のもの	
四一〇三・一〇	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	
四一〇三・二〇	やぎ（爬虫類を除く。）のもの	
四一〇三・九〇	その他のもの	
四一・〇四	牛又は馬類の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	
四一〇四・一〇	全形の牛革（表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のものに限る。）	
四一〇四・二一	その他の牛革及び馬類の動物の革（なめしたもの及び再なめししたもので、これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
四一〇四・二九	牛革（植物性前なめしをしたものに限る。）	
四一〇四・三一	牛革（その他の前なめしをしたものに限る。）	
四一〇四・三九	その他のもの	
四一・〇五	その他の牛革及び馬類の動物の革（パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したものに限る。）	
四一〇五・一一	フルグレーン及びグレーンスプリット	
	その他のもの	
	羊革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	
	なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
	植物性前なめしをしたもの	

四一〇五・一二	その他の前なめしをしたもの
四一〇五・一九	その他のもの
四一〇五・二〇	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの
四一・〇六	やぎ革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）
四一〇六・一一	なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）
四一〇六・一二	植物性前なめしをしたもの
四一〇六・一九	その他の前なめしをしたもの
四一〇六・二〇	その他のもの
四一・〇七	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの
	その他の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）
四一〇七・一〇	豚（いのしし）のもの
	爬虫類のもの
四一〇七・二一	植物性前なめしをしたもの
四一〇七・二九	その他のもの
四一〇七・九〇	その他の動物のもの
四一・〇八	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）
四一〇八・〇〇	パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー
四一・〇九	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉
四一〇九・〇〇	
四一・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）
四一一〇・〇〇	

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　外科用のカットガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。第三〇・〇六項参照）

(b)　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第四三・〇三項及び第四三・〇四項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの及び手袋を除く。）

(c)　網地から製造した製品（第五六・〇八項参照）

(d)　第六四類の物品

(e)　第六五類の帽子及びその部分品

(f)　第六六・〇二項のむちその他の製品

(g)　カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）

(h)　あぶみ、くつわ、真ちゅう製動物用装飾具、留金その他の動物用装着具の取付具及びトリミング（個別に提示するものに限る。主として第一五部に属する。）

(ij)　ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品（第九二・〇九項参照）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

(l)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　第九六・〇六項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

2　第四二・〇二項には、1の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。

(a)　取手付きのプラスチックシート製の袋（印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第三九・二三項参照）

(b)　組物材料の製品（第四六・〇二項参照）

(c)　貴金属、貴金属を張つた金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品（第七一類参照）

3　第四二・〇三項において衣類及び衣類附属品には、手袋（運動用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革及び腕輪（時計用のものを除く。第九一・一三項参照）を含む。

四二・〇一	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）
四二〇一・〇〇	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器
四二・〇二	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	
四二〇二・一九	その他のもの	
四二〇二・二一	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	
四二〇二・二二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	
四二〇二・二九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
	その他のもの	
四二〇二・三一	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	
四二〇二・三二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	
四二〇二・三九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
	その他のもの	
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
四二〇二・九九	その他のもの	
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	
四二〇三・一〇	衣類	
四二〇三・二一	手袋、ミトン及びミット	
四二〇三・二九	特に運動用に製造したもの	
四二〇三・三〇	その他のもの	
四二〇三・四〇	ベルト及び負い革	
四二・〇四	その他の衣類附属品	
四二〇四・〇〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品	
四二・〇五	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	
四二〇五・〇〇	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品	
四二・〇六	カットガット	
四二〇六・一〇	その他のもの	
四二〇六・九〇		

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

注

1　この品目表において「毛皮」とは、第四三・〇一項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　羽毛及びその部分（第〇五・〇五項及び第六七・〇一項参照）

(b)　第四一類の注1(c)のただし書の毛が付いている原皮

(c)　革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋（第四二・〇三項参照）

(d)　第六四類の物品

(e)　第六五類の帽子及びその部分品

(f)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

3　第四三・〇三項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類（部分品及び附属品を含む。）その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。

4　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第四三・〇三項又は第四三・〇四項に属する。

5　この品目表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第五八・〇一項又は第六〇・〇一項に属する。）を含まない。

四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	
四三〇一・二〇	うさぎのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	
四三〇一・四〇	ビーバーのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	
四三〇一・五〇	マスクラットのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものなめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	
四三・〇二	全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は	

四三〇二・一一	足部が付いているかいないかを問わない。)
四三〇二・一二	ミンクのもの
四三〇二・一三	うさぎのもの
	子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。)
四三〇二・一九	その他のもの
四三〇二・二〇	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの
四三〇二・三〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品
四三〇三・一〇	衣類及び衣類附属品
四三〇三・九〇	その他のもの
四三・〇四	人造毛皮及びその製品
四三〇四・〇〇	

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材(チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一二・一一項参照)

(b)　第一四・〇一項の竹その他の組物材料

(c)　主として染色又はなめしに使用する木材(チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一四・〇四項参照)

(d)　活性炭(第三八・〇二項参照)

(e)　第四二・〇二項の製品

(f)　第四六類の物品

(g)　第六四類の履物及びその部分品

(h)　第六六類の物品(例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品)

(ij)　第六八・〇八項の物品

(k)　第七一・一七項の身辺用模造細貨類

(l)　第一六部又は第一七部の物品(例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両)

(m)　第一八部の物品(例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品)

(n)　火器の部分品(第九三・〇五項参照)

(o)　第九四類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)

(p)　第九五類の物品(例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具)

(q)　第九六類の物品(例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。)

(r)　第九七類の物品(例えば、美術品)

2　この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理(木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。)によつて密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。

3　第四四・一四項から第四四・二一項までには、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。

4　第四四・一〇項から第四四・一二項までの物品には、第四四・〇九項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形(正方形を含む。)以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。

5　第四四・一七項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第八二類の注1に定める材料から成る工具を含まない。

6　この類において木材には、1の(b)又は(f)のものを除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。

四四・〇一	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
四四〇一・一〇	薪材
四四〇一・二一	チップ状又は小片状の木材
四四〇一・二二	針葉樹のもの
四四〇一・三〇	針葉樹以外のもの
四四・〇二	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)
四四〇二・〇〇	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)
四四・〇三	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)
四四〇三・一〇	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの
四四〇三・二〇	その他のもの(針葉樹のものに限る。)
	その他のもの(次の熱帯産木材のものに限る。)
四四〇三・三一	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ
四四〇三・三二	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン
四四〇三・三三	クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス

四四〇三・三四	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マフレ及びイロコ
四四〇三・三五	ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ
四四〇三・九一	その他のもの
四四〇三・九二	オークのもの
四四〇三・九九	ビーチのもの
四四・〇四	その他のもの
	たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの
四四〇四・一〇	針葉樹のもの
四四〇四・二〇	針葉樹以外のもの
四四・〇五	木毛及び木粉
四四〇五・〇〇	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木
四四・〇六	染み込ませてないもの
四四〇六・一〇	その他のもの
四四〇六・九〇	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）
四四・〇七	針葉樹のもの
四四〇七・一〇	熱帯産木材（次のものに限る。）のもの
四四〇七・一一	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、メランチバカウ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ、アラン、クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス
四四〇七・一二	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ、イロコ、ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ
四四〇七・一三	バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ
四四〇七・九一	その他のもの
四四〇七・九二	オークのもの
四四〇七・九九	ビーチのもの
四四・〇八	その他のもの
	薄板及び合板用単板（はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）
四四〇八・一〇	針葉樹のもの
四四〇八・二〇	熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの
四四〇八・九〇	その他のもの
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）
四四〇九・一〇	針葉樹以外のもの
四四〇九・二〇	パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）
四四・一〇	木材のもの
四四一〇・一〇	その他の木質の材料のもの
四四一〇・九〇	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）
四四・一一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。）
四四一一・一一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの
四四一一・一九	その他のもの
四四一一・二一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）
四四一一・二九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの
四四一一・三一	その他のもの
四四一一・三九	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）
四四一一・九一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの
四四一一・九九	その他のもの
四四・一二	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの
	その他のもの
	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）

四四一二・一一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの
四四一二・一二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）
四四一二・一九	その他のもの
四四一二・二一	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）
四四一二・二九	少なくとも一層がパーティクルボードのもの
四四一二・九一	その他のもの
四四一二・九九	少なくとも一層がパーティクルボードのもの
四四・一三	その他のもの
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）
四四・一四	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
四四一四・〇〇	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器
四四・一五	木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード
四四一五・一〇	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム
四四一五・二〇	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード
四四・一六	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）
四四一六・〇〇	
四四・一七	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り
四四一七・〇〇	並びに靴の木型
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）
四四一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠
四四一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居
四四一八・三〇	寄せ木パネル
四四一八・四〇	コンクリート型枠
四四一八・五〇	こけら板
四四一八・九〇	その他のもの
四四・一九	木製の食卓用品及び台所用品
四四一九・〇〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具
四四・二〇	木製の小像その他の装飾品
四四二〇・一〇	その他のもの
四四二〇・九〇	その他の木製品
四四・二一	衣類用ハンガー
四四二一・一〇	その他のもの
四四二一・九〇	

第四五類　コルク及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六四類の履物及びその部分品

(b)　第六五類の帽子及びその部分品

(c)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

四五・〇一	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク
四五〇一・一〇	天然コルク（粗のもの及び単に調整したものに限る。）
四五〇一・九〇	その他のもの
四五・〇二	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）
四五〇二・〇〇	天然コルクの製品
四五・〇三	栓
四五〇三・一〇	その他のもの
四五〇三・九〇	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品
四五・〇四	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）
四五〇四・一〇	その他のもの
四五〇四・九〇	

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

注

1　この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、いぐさ、あし、樹皮のストリップ、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、ラフィア、細い葉及び広い葉を切つ

たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジション レザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のローピング及び糸並びに第五四類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第四八・一四項の壁面被覆材

(b)　ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。第五六・〇七項参照）

(c)　第六四類又は第六五類の履物及び帽子並びにこれらの部分品

(d)　かご細工製の乗物及びそのボデー（第八七類参照）

(e)　第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

3　第四六・〇一項において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡織用繊維であるかないかを問わない。

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）
四六〇一・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）
四六〇一・二〇	その他のもの 植物性材料製のもの
四六〇一・九一	その他のもの
四六〇一・九九	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 植物性材料製のもの
四六・〇二	その他のもの
四六〇二・一〇	第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
四六〇二・九〇	第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

注

1　第四七・〇二項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）」とは、水酸化ナトリウムを一八％含有するかせいソーダ溶液に温度二〇度で一時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあつては全重量の九二％以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあつては全重量の八八％以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の〇・一五％以下のものに限る。

四七・〇一	機械木材パルプ
四七〇一・一〇	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）
四七・〇二	化学木材パルプ（ソーダパルプ又は硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
四七〇二・一〇	さらしてないもの
四七・〇三	針葉樹のもの
四七〇三・一一	針葉樹以外のもの
四七〇三・一九	半さらしのもの及びさらしたもの
四七〇三・二一	針葉樹のもの
四七〇三・二九	針葉樹以外のもの
四七・〇四	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
四七〇四・一一	さらしてないもの
四七〇四・一九	針葉樹のもの
四七〇四・二一	針葉樹以外のもの
四七〇四・二九	半さらしのもの及びさらしたもの
四七・〇五	針葉樹のもの
四七〇五・〇〇	針葉樹以外のもの
四七・〇六	セミケミカル木材パルプ
四七〇六・一〇	その他の繊維素繊維を原料とするパルプ
四七〇六・一九	コットンリンターパルプ
四七〇六・九二	その他のもの
四七〇六・九三	機械パルプ
四七・〇七	化学パルプ
四七〇七・一〇	セミケミカルパルプ
四七〇七・二〇	古紙
四七〇七・三〇	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの
四七〇七・九〇	その他の紙又は板紙のもの（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）
	主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）
	その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）
	第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三〇類の物品

(b)　第三二・一二項のスタンプ用のはく

(c)　香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第三三類参照）

(d)　せっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第三四・〇一項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第三四・〇五項参照）

(e)　第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紙及び板紙

(f)　一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第三九類参照。第四八・一四項の壁面被覆材を除く。）

(g)　第四二・〇二項の製品（例えば、旅行用具）

(h)　第四六類の製品（組物材料の製品）

(ij)　紙糸及びその織物製品（第一一部参照）

(k)　第六四類又は第六五類の物品

(l)　研磨紙及び研磨板紙（第六八・〇五項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第六八・一四項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。

(m)　紙又は板紙を裏張りした金属のはく（第一五部参照）

(n)　第九二・〇九項の物品

(o)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）及び第九六類の物品（例えば、ボタン）

2　6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇一項から第四八・〇五項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレーシング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第四八・〇三項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（例えば、塗布し又は染み込ませたもの）を含まない。

3　この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の六五％以上で、各面の平滑度が二〇〇秒ベック以下、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上五七グラム以下であり、かつ、灰分の含有量が全重量の八％以下であるものをいう。

4　第四八・〇二項には、手すきの紙及び板紙のほか、主にさらしパルプ又は機械パルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙にあつては、

(a)　機械パルプの含有量が一〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2　全体を着色してあること。

(b)　灰分の含有量が八％を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2　全体を着色してあること。

(c)　灰分の含有量が三％を超え、かつ、白色度(*)が六〇％以上であること。

(d)　灰分の含有量が三％を超え八％以下であつて、白色度(*)が六〇％未満であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。

(e)　灰分の含有量が三％以下であつて、白色度(*)が六〇％以上であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。

重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、

(a)　全体を着色してあること。

(b)　白色度(*)が六〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　厚さが二二五マイクロメートル（ミクロン）以下であること。

2　厚さが二二五マイクロメートル（ミクロン）を超え五〇八マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が三％を超えること。

(c)　白色度(*)が六〇％未満であつて、厚さが二五四マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が八％を超えること。

ただし、第四八・〇二項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。

＊　白色度は、エルレフォ法若しくはGEブライトネステスターを使用する方法又はこれらと同等の国際的に認められた白色度試験方法により測定する。

5　この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上の紙及び板紙をいう。

6　第四八・〇一項から第四八・一一項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

7　第四八・〇二項、第四八・〇三項、第四八・〇四項から第四八・〇八項まで、第四八・一〇項及び第四八・一一項には、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。

(a)　幅が一五センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの

(b)　折り畳んでない状態において一辺の長さが三六センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇二項に属する。

8　第四八・一四項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。

(a)　壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が四五センチメートル以上一六〇センチメートル以下の次のもの

(i)　木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着

させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）

(ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの

(iii) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）

(iv) 組物材料（平行につないであるかないかを問わない。）で表を覆ったもの

(b) 縁又はフリーズに使用する(a)の(i)から(iv)までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

(c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの

紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・一五項に属する。

9 第四八・二〇項には、特定の大きさに切つたとしてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。

10 第四八・二三項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

11 第四八・一四項又は第四八・二一項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。

号注

1 第四八〇四・一一号及び第四八〇四・一九号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上で、重量が一平方メートルにつき一一五グラムを超え、かつ、次の表の上欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の下欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひょう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひょう量（グラム毎平方メートル）	ミューレン破裂強さの最低値（キロパスカル）
一一五	三九三
一二五	四一七
二〇〇	六三七
三〇〇	八二四
四〇〇	九六一

2 第四八〇四・二一号及び第四八〇四・二九号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上であつて、重量が一平方メートルにつき六〇グラム以上一一五グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

(a) ミューレン比破裂強さが三八以上で、横方向の伸び率が四・五％を超え、かつ、縦方向の伸び率が二％を超えること。

(b) 次の表の上欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び下欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひょう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひょう量（グラム毎平方メートル）	引裂き強さの最低値（ミリニュートン）		引張強さの最低値（キロニュートン毎メートル）	
	縦方向	縦方向と横方向の和	横方向	縦方向と横方向の和
六〇	七〇〇	一、五一〇	一・九	六
七〇	八三〇	一、七九〇	二・三	七・二
八〇	九六五	二、〇七〇	二・八	八・三
一〇〇	一、二三〇	二、六三五	三・七	一〇・六
一一五	一、四二五	三、〇六〇	四・四	一二・三

3 第四八〇五・一〇号において「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全繊維重量の六五％以上であり、かつ、CMT六〇（コンコラ中しん試験で六〇分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において二〇キログラム重を超えるロール状の紙をいう。

4 第四八〇五・三〇号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の四〇％を超え、灰分の含有量が八％以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが一五以上のマシングレイズした紙をいう。

5 第四八一〇・二一号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇％以上で、片面の塗布量が一平方メートルにつき一五グラム以下であり、かつ、総重量が一平方メートルにつき七二グラム以下であるものをいう。

四八・〇一	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）
四八〇一・〇〇	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙
四八・〇二	手すきの紙及び板紙
四八〇二・一〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙
四八〇二・二〇	カーボン原紙
四八〇二・三〇	壁紙原紙
四八〇二・四〇	

四八〇二・五一	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）
四八〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの
	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの
四八〇二・五三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
四八〇二・六〇	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）
四八・〇三	
四八〇三・〇〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）
四八・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）
	クラフトライナー
四八〇四・一一	さらしてないもの
四八〇四・一九	その他のもの
	重袋用クラフト紙
四八〇四・二二	さらしてないもの
四八〇四・二九	その他のもの
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）
四八〇四・三一	さらしてないもの
四八〇四・三九	その他のもの
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）
四八〇四・四一	さらしてないもの
四八〇四・四二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの
四八〇四・四九	その他のもの
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）
四八〇四・五一	さらしてないもの
四八〇四・五二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの
四八・〇五	その他のもの
	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限る。）
四八〇五・一〇	段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）
四八〇五・一一	多層ずきの紙及び板紙
四八〇五・一九	各層をさらしたもの
四八〇五・二一	外層の一方のみをさらしたもの
四八〇五・二三	三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの
四八〇五・二九	その他のもの
四八〇五・三〇	サルファイト包装紙
四八〇五・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード
四八〇五・五〇	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード
四八〇五・六〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）
四八〇五・七〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）
四八〇五・八〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）
四八・〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）
四八〇六・一〇	硫酸紙
四八〇六・二〇	耐脂紙
四八〇六・三〇	トレーシングペーパー
四八〇六・四〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
四八・〇七	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）
四八〇七・一〇	ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙
	その他のもの
四八〇七・九一	わらパルプ製の紙及び板紙（わらパルプ製の紙以外の紙で被覆してあるかないかを問わない。）
	その他のもの
四八〇七・九九	コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三
四八・〇八	

四八〇八・一〇	項又は第四八・一八項のものを除く。） コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）
四八〇八・二〇	重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）
四八〇八・三〇	その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）
四八〇八・九〇	その他のもの
四八〇八・〇九	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）
四八〇九・一〇	カーボン紙その他これに類する複写紙
四八〇九・二〇	セルフコピーペーパー
四八〇九・九〇	その他のもの
四八・一〇	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないかを問わない。） 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）
四八一〇・一一	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
四八一〇・一二	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの
四八一〇・二一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）
四八一〇・二九	軽量コート紙
四八一〇・三一	その他のもの
四八一〇・三二	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。） 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの
四八一〇・三九	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
四八一〇・九一	その他の紙及び板紙
四八一〇・九九	多層ずきのもの
四八・一一	その他のもの 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項、第四八・一〇項又は第四八・一八項の物品を除く。） タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙
四八一一・一〇	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙
四八一一・二一	セルフアドヒーシブのもの
四八一一・二九	その他のもの プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙
四八一一・三九	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの
四八一一・四〇	その他のもの ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙
四八一一・九〇	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ
四八・一二	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート
四八一二・〇〇	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）
四八・一三	小冊子状又は円筒状のもの
四八一三・一〇	ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）
四八一三・二〇	その他のもの
四八一三・九〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー
四八・一四	イングレインペーパー
四八一四・一〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）
四八一四・二〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（組物材料で表を覆つた紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてある
四八一四・三〇	

四八一四・九〇	かないかを問わない。）
四八・一五	その他のもの
四八一五・〇〇	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。）
四八・一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）
四八一六・一〇	カーボン紙その他これに類する複写紙
四八一六・二〇	セルフコピーペーパー
四八一六・三〇	謄写版原紙
四八一六・九〇	その他のもの
四八・一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
四八一七・一〇	封筒
四八一七・二〇	通信用カード
四八一七・三〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
四八・一八	製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品
四八一八・一〇	トイレットペーパー
四八一八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル
四八一八・三〇	テーブルクロス及びナプキン
四八一八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品
四八一八・五〇	衣類及び衣類附属品
四八一八・九〇	その他のもの
四八・一九	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの
四八一九・一〇	段ボール製の箱及びケース
四八一九・二〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）
四八一九・三〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）
四八一九・四〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）
四八一九・五〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）
四八一九・六〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの
四八・二〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー
四八二〇・一〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品
四八二〇・二〇	練習帳
四八二〇・三〇	バインダー、書類挟み及びファイルカバー
四八二〇・四〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット
四八二〇・五〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）
四八二〇・九〇	その他のもの
四八・二一	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）
四八二一・一〇	印刷したもの
四八二一・九〇	その他のもの
四八・二二	紙製用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）
四八二二・一〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの
四八二二・九〇	その他のもの
四八・二三	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品
四八二三・一一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）
四八二三・一九	セルフアドヒーシブのもの
四八二三・二〇	その他のもの
四八二三・三〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード
四八二三・四〇	せん孔カード式機械用のカード（せん孔してないものに限るものとし、ストリップ状であるかないかを問わない。）
四八二三・五一	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤
	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）
	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの

四八二三・五九	その他のもの
四八二三・六〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品
四八二三・七〇	成型し又は加圧成型をした製紙用パルプの製品
四八二三・九〇	その他のもの

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第三七類参照）

(b)　浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第九〇・二三項参照）

(c)　第九五類の遊戯用カードその他の物品

(d)　銅版画、木版画、石版画その他の版画（第九七・〇二項参照）、第九七・〇四項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後一〇〇年を超えたこっとうその他の第九七類の物品

2　この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、コンピュータにより打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮ったもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。

3　新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかいないかを問わない。）は、第四九・〇一項に属する。

4　第四九・〇一項には、次の物品を含む。

(a)　美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。）

(b)　書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。）

(c)　書籍又は小冊子を構成する印刷物（束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもので、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。）

もっとも、絵又は挿絵を印刷したもの（折り丁又は単独のシートのものに限る。）で文章を伴わないものは、第四九・一一項に属する。

5　3の物品を除くほか、第四九・〇一項には、本質的に広告を目的とする出版物（例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書）を含まない。これらの物品は、第四九・一一項に属する。

6　第四九・〇三項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。

四九・〇一	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）
四九〇一・九一	その他のもの
四九〇一・九九	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）
四九・〇二	その他のもの
四九〇二・一〇	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）
四九〇二・九〇	一週に四回以上発行するもの
四九・〇三	その他のもの
四九〇三・〇〇	幼児用の絵本及び習画本
四九・〇四	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）
四九〇四・〇〇	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）
四九・〇五	地球儀、天球儀その他これらに類するもの
四九〇五・一〇	その他のもの
四九〇五・九一	製本したもの
四九〇五・九九	その他のもの
四九・〇六	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの
四九〇六・〇〇	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（輸入する国において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品及び小切手帳並びに紙幣、銀行券、株券、債券その他これらに類する有価証券
四九・〇七	デカルコマニア
四九〇七・〇〇	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）
四九・〇八	その他のもの
四九〇八・一〇	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）
四九〇八・九〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）
四九・〇九	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）
四九〇九・〇〇	広告、商業用カタログその他これらに類する物品
四九・一〇	その他のもの
四九一〇・〇〇	
四九・一一	
四九一一・一〇	

四九一一・九一	絵画、デザイン及び写真
四九一一・九九	その他のもの

第一一部　紡織用繊維及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）並びに馬毛及びそのくず（第〇五・〇三項参照）

(b)　人髪及びその製品（第〇五・〇一項、第六七・〇三項及び第六七・〇四項参照。搾油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布（第五九・一一項参照）を除く。）

(c)　第一四類のコットンリンターその他の植物性材料

(d)　第二五・二四項の石綿及び第六八・一二項又は第六八・一三項の石綿の製品その他の物品

(e)　第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品（例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材）

(f)　第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紡織用繊維

(g)　プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー）で見掛け幅が五ミリメートルを超えるもの（第三九類参照）並びにこれらの組物、織物類、かご細工物及び枝条細工物（第四六類参照）

(h)　織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第三九類のもの

(ij)　織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第四〇類のもの

(k)　毛が付いている獣皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照）、第四三・〇三項の毛皮製品並びに第四三・〇四項の人造毛皮及びその製品

(l)　第四二・〇一項又は第四二・〇二項の紡織用繊維の製品

(m)　第四八類の物品（例えば、セルロースウォッディング）

(n)　第六四類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品

(o)　第六五類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品

(p)　第六七類の物品

(q)　研磨材料を塗布した紡織用繊維（第六八・〇五項参照）並びに第六八・一五項の炭素繊維及びその製品

(r)　ガラス繊維及びその製品（第七〇類参照。ガラス繊維の糸によりしゆうしたもので基布が見えるものを除く。）

(s)　第九四類の物品（例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具）

(t)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具、運動用具及びネット）

2　(A)　第五〇類から第五五類まで、第五八・〇九項又は第五九・〇二項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

(B)　(A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a)　馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第五一・一〇項参照）及び金属を交えた糸（第五六・〇五項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。

(b)　所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

(c)　第五四類及び第五五類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第五四類及び第五五類は、一の類として取り扱う。

(d)　異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

3　(A)　(C)　(A)及び(B)の規定は、3から6までの糸についても適用する。

この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、(B)の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。

(a)　絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸で、一〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(b)　人造繊維の糸（第五四類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(c)　大麻糸及び亜麻糸で、次のもの

(i)　磨き又はつや出ししたもので、一、四二九デシテックス以上のもの

(ii)　磨いてなく、かつ、つや出ししてないもので、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(d)　コイヤヤーンで三本以上の糸をよつたもの

(e)　その他の植物性繊維の糸で、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(f)　金属糸により補強した糸

(B)　(A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a)　羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸により補強した糸を除く。）

(b)　第五四類のマルチフィラメントヤーン（よつてないもの及びより数が一メートルにつき五未満のものに限る。）及び第五五類の人造繊維の長繊維のトウ

(c)　第五〇・〇六項の天然てぐす及び第五四類の単繊維

(d)　第五六・〇五項の金属を交えた糸（金属糸により補強した糸を除く。）

(e)　第五六・〇六項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェールヤーン

4　(A)　第五〇類から第五二類まで、第五四類及び第五五類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(B)の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。

(a)　カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で一個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であるもの

(i)　絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii)　その他の糸については、一二五グラム

(b) ボール巻又はかせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であるもの
(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び三、〇〇〇デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
(ii) 二、〇〇〇デシテックス未満のその他の糸については、一二五グラム
(iii) その他の糸については、五〇〇グラム
(c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの
(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
(ii) その他の糸については、一二五グラム
(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。
(a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。
(I) 羊毛又は繊獣毛の単糸で漂白してないもの
(II) 羊毛又は繊獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、五、〇〇〇デシテックスを超えるもの
(b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの
(i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（体裁を問わない。）
(II) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は繊獣毛の糸を除く。）
(c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸に限る。）で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、一三三デシテックス以下のもの
(d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの
(i) あやかせのもの
(ii) (I) コップ、ねん糸用のチューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでしゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの

5 第五二・〇四項、第五四・〇一項及び第五五・〇八項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。
(a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が一、〇〇〇グラム以下であること。
(b) 仕上加工をしてあること。
(c) 最後にZよりをかけてあること。

6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。
ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルの単糸で、テナシティが一テックスにつき六・〇センチニュートンを超えるもの
ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき五・三センチニュートンを超えるもの
ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき二・七センチニュートンを超えるもの

7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。
(a) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品
(b) 完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのままで使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布）
(c) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。）
(d) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの
(e) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかないかを問わない。）を除く。）
(f) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してないもの）

8 第五〇類から第五五類まで及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第五六類から第六〇類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。第五〇類から第五五類までには、第五六類から第五九類までの物品を含まない。

9 第五〇類から第五五類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。

10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。

11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

12 この部においてポリアミドには、アラミドを含む。

13 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。

号注

1 この部及び適用可能な場合にはこの品目表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるとこによる。
(a) 「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。
(b) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
(I) 構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの
(II) 反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあつては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。
(c) 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
(I) 漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの
(II) 漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの

(iii) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(d) 「着色した糸(浸染し又はなせんした糸)」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i) 浸染したもの(全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したもの及び一時的に染めたものを除く。)、なせんしたもの又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの

(ii) 異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの(単糸又はミキスチュアヤーン)又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの

(iii) なせんしたスライバー又はロービングから得たもの

(iv) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(a)から(d)までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(e) 織物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたもの及び一時的に染めたものを含む。

(f) 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

(i) 織つた後に漂白したもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織つた後に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの

(ii) 漂白した糸から成るもの

(iii) 漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(g) 織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

(i) 織つた後に単一の色で均一に浸染したもの(文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。)又は織つた後に色付きの仕上げをしたもの(文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。)

(ii) 単一の色で均一に着色した糸から成るもの

(h) 織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物(なせんした織物を除く。)をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。

(i) 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの(構成繊維固有の色のみを有するものを除く。)

(ii) 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(iii) 単糸又はミキスチュアヤーンから成るもの

(ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。

(k) 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。

2 (A) 第五六類から第六三類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第五〇類から第五五類までの物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

(B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 統一システムの解釈に関する通則3を適用する場合には、同通則3により当該物品の所属を決定する部分についてのみ(A)の規定を適用する。

(b) 基布とパイル又はループの面とから成る紡織用繊維製の物品については、基布を考慮しない。

(c) 第五八・一〇項のしゆう布については、基布のみを考慮する。ただし、基布が見えないしゆう布については、しゆう糸のみを考慮する。

第五〇類　絹及び絹織物

五〇・〇一	繭(繰糸に適するものに限る。)
五〇〇一・〇〇	
五〇・〇二	生糸(よつてないものに限る。)
五〇〇二・〇〇	
五〇・〇三	絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。)
五〇〇三・一〇	カード及びコームのいずれもしてないもの
五〇〇三・九〇	その他のもの
五〇・〇四	絹糸(絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。)
五〇〇四・〇〇	
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものに限る。)並びに天然てぐす
五〇〇五・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸(小売用にしたものに限る。)
五〇・〇六	絹織物
五〇〇六・〇〇	絹ノイル織物
五〇・〇七	その他の織物(絹又はそのくず(絹ノイルを除く。)の重量が全重量の八五%以上のものに限る。)
五〇〇七・一〇	その他の織物
五〇〇七・二〇	
五〇〇七・九〇	

注

1 この品目表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。

(b) 「繊獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ(アンゴラうさぎを含む。)、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

(c)「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の繊獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）及び馬毛（第〇五・〇三項参照）を除く。

五一・〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	
五一〇一・一一	脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	
五一〇一・一九	剪毛したもの	
	その他のもの	
五一〇一・二一	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	
五一〇一・二九	剪毛したもの	
	その他のもの	
五一〇一・三〇	化炭処理をしたもの	
五一・〇二	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	
五一〇二・一〇	繊獣毛	
五一〇二・二〇	粗獣毛	
五一・〇三	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	
五一〇三・一〇	羊毛又は繊獣毛のノイル	
五一〇三・二〇	羊毛又は繊獣毛のその他のくず	
五一〇三・三〇	粗獣毛のくず	
五一・〇四	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	
五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	
五一・〇五	羊毛（カードしたものに限る。）	
五一〇五・一〇	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）	
	小塊状のもの（コームしたものに限る。）	
五一〇五・二一	その他のもの	
五一〇五・二九	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	
五一〇五・三〇	粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	
五一〇五・四〇	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
五一・〇六	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	
五一〇六・一〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	
五一〇六・二〇	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
五一・〇七	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	
五一〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	
五一〇七・二〇	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	
五一・〇八	紡毛糸	
五一〇八・一〇	梳毛糸	
五一〇八・二〇	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	
五一〇九・一〇	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	
五一〇九・九〇	その他のもの	
五一・一〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
五一一〇・〇〇	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	
五一・一一	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	
五一一一・一一	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	
五一一一・一九	その他のもの	
五一一一・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
五一一一・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	
五一一一・九〇	その他のもの	
五一・一二	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	
五一一二・一一	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの	
五一一二・一九	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	
五一一二・二〇	その他のもの	
五一一二・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
五一一二・九〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	
五一・一三	その他のもの	
五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	

第五二類　綿及び綿織物

号注

1　第五二〇九・四二号及び第五二一一・四二号において「デニム」とは、三枚たて綾織り又は四枚たて綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に青色に浸染した糸を使用し、よこ糸に漂白してない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い青色に着色した糸を使用したものをいう。

五二・〇一	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	
五二〇一・〇〇	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五二・〇二	糸くず	
五二〇二・一〇	その他のもの	
五二〇二・九一	反毛した繊維	

五二〇二・九九	その他のもの
五二・〇三	綿（カードし又はコームしたものに限る。）
五二〇三・〇〇	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）
五二・〇四	小売用にしたものでないもの
五二〇四・一一	綿の重量が全重量の八五％以上のもの
五二〇四・一九	その他のもの
五二〇四・二〇	小売用にしたもの
五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五二〇五・一一	単糸（コームした繊維製のものを除く。）
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）
五二〇五・一二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇五・一三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇五・一四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇五・一五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇五・二一	単糸（コームした繊維製のものに限る。）
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）
五二〇五・二二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇五・二三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇五・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇五・二五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）
五二〇五・三一	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）
五二〇五・三二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇五・三三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇五・三四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇五・三五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇五・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）
五二〇五・四二	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）
五二〇五・四三	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇五・四四	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇五・四五	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二・〇六	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇六・一一	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五二〇六・一二	単糸（コームした繊維製のものを除く。）
五二〇六・一三	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）
五二〇六・一四	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）
五二〇六・一五	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）
五二〇六・二一	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
五二〇六・二二	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）
五二〇六・二三	単糸（コームした繊維製のものに限る。）
五二〇六・二四	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）
五二〇六・二五	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のも

の（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）	五二〇六・二三
一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）	五二〇六・二四
一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	五二〇六・二五
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）	五二〇六・三一
マルチブルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）	五二〇六・三二
構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）	五二〇六・三三
構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）	五二〇六・三四
構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	五二〇六・三五
構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）	五二〇六・四一
構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）	五二〇六・四二
構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）	五二〇六・四三
構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	五二〇六・四四
構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）	五二〇六・四五
マルチブルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）	五二〇六・四九
構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）	五二〇六・五一
構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）	五二〇六・五二
構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）	五二〇六・五三
構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	五二〇六・五四
構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）	五二〇六・五五
綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	五二・〇七
綿の重量が全重量の八五％以上のもの	五二〇七・一〇
その他のもの	五二〇七・九〇
綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	五二・〇八
漂白してないもの	
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五二〇八・一一
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五二〇八・一二
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五二〇八・一三
その他の織物	五二〇八・一九
漂白したもの	
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五二〇八・二一
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五二〇八・二二
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五二〇八・二三
その他の織物	五二〇八・二九
浸染したもの	
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五二〇八・三一
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五二〇八・三二
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五二〇八・三三
その他の織物	五二〇八・三九
異なる色の糸から成るもの	
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五二〇八・四一
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五二〇八・四二
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五二〇八・四三
その他の織物	五二〇八・四九
なせんしたもの	
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五二〇八・五一
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五二〇八・五二
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五二〇八・五三
その他の織物	五二〇八・五九
綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	五二・〇九

五二〇九・一一	漂白してないもの
五二〇九・一二	平織りのもの
五二〇九・一九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二〇九・二一	漂白したもの
五二〇九・二二	平織りのもの
五二〇九・二九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二〇九・三一	浸染したもの
五二〇九・三二	平織りのもの
五二〇九・三九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二〇九・四一	異なる色の糸から成るもの
五二〇九・四二	平織りのもの
五二〇九・四三	デニム
五二〇九・四九	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物
	その他の織物
五二〇九・五一	なせんしたもの
五二〇九・五二	平織りのもの
五二〇九・五九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一〇・一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）
	漂白してないもの
五二一〇・一一	平織りのもの
五二一〇・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二一〇・一九	その他の織物
	漂白したもの
五二一〇・二一	平織りのもの
五二一〇・二二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二一〇・二九	その他の織物
	浸染したもの
五二一〇・三一	平織りのもの
五二一〇・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二一〇・三九	その他の織物
	異なる色の糸から成るもの
五二一〇・四一	平織りのもの
五二一〇・四二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一〇・四九	なせんしたもの
五二一〇・五一	平織りのもの
五二一〇・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
	その他の織物
五二一〇・五九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）
	漂白してないもの
五二一一・一一	平織りのもの
五二一一・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二一一・一九	その他の織物
	漂白したもの
五二一一・二一	平織りのもの
五二一一・二二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二一一・二九	その他の織物
	浸染したもの
五二一一・三一	平織りのもの
五二一一・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二一一・三九	その他の織物
	異なる色の糸から成るもの
五二一一・四一	平織りのもの
五二一一・四二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二一一・四三	その他の織物
五二一一・四九	デニム
	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物
五二一一・五一	その他の織物
五二一一・五二	なせんしたもの
五二一一・五九	平織りのもの
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
五二一二・一一	その他の織物
五二一二・一二	その他の綿織物
五二一二・一三	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの
五二一二・一四	漂白してないもの
五二一二・一五	漂白したもの
	浸染したもの
五二一二・二一	異なる色の糸から成るもの
五二一二・二二	なせんしたもの
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの
	漂白してないもの
	漂白したもの

五二一二・二三	浸染したもの	
五二一二・二四	異なる色の糸から成るもの	
五二一二・二五	なせんしたもの	
	第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	
五三・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五三〇一・一〇	亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	
五三〇一・二九	亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）	
五三〇一・三〇	破茎し又はスカッチングしたもの	
	その他のもの	
五三・〇二	亜麻のトウ及びくず	
五三〇二・一〇	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五三〇二・九〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	
五三・〇三	その他のもの	
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五三〇三・九〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	
五三・〇四	その他のもの	
五三〇四・一〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五三〇四・九〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（生のものに限る。）	
五三・〇五	その他のもの	
	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五三〇五・一一	ココやしのもの（コイヤ）	
	生のもの	
五三〇五・一九	その他のもの	
	アバカのもの	
五三〇五・二一	生のもの	
五三〇五・二九	その他のもの	
	その他のもの	
五三〇五・九一	生のもの	
五三〇五・九九	その他のもの	
五三・〇六	亜麻糸	
五三〇六・一〇	単糸	
五三〇六・二〇	マルチブルヤーン及びケーブルヤーン	
五三・〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	
五三〇七・一〇	単糸	
五三〇七・二〇	マルチブルヤーン及びケーブルヤーン	
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	
五三〇八・一〇	コイヤヤーン	
五三〇八・二〇	大麻糸	
五三〇八・三〇	紙糸	
五三〇八・九〇	その他のもの	
五三・〇九	亜麻織物	
五三〇九・一一	亜麻の重量が全重量の八五％以上のもの	
五三〇九・一九	漂白してないもの及び漂白したもの	
五三〇九・二一	その他のもの	
五三〇九・二九	亜麻の重量が全重量の八五％未満のもの	
五三・一〇	漂白してないもの及び漂白したもの	
五三一〇・一〇	その他のもの	
五三一〇・九〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物	
五三・一一	漂白してないもの	
五三一一・〇〇	その他のもの	
	第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物	
	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	

注

1　この品目表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。

(a)　有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの）

(b)　繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化させることにより製造した短繊維又は長繊維（例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュプラ及びアルギネート）

この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2　第五四・〇二項及び第五四・〇三項には、第五五類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。

五四・〇一	一縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであ

五四〇一・一〇	るかないかを問わない。）
五四〇一・二〇	合成繊維の長繊維のもの
五四・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの
	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五四〇二・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）
五四〇二・二〇	強力糸（ポリエステルのものに限る。）
五四〇二・三一	テクスチャード加工糸
	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）
五四〇二・三二	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）
五四〇二・三三	ポリエステルのもの
五四〇二・三九	その他のもの
	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）
五四〇二・四一	ナイロンその他のポリアミドのもの
五四〇二・四二	ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）
五四〇二・四三	その他のポリエステルのもの
五四〇二・四九	その他のもの
	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）
五四〇二・五一	ナイロンその他のポリアミドのもの
五四〇二・五二	ポリエステルのもの
五四〇二・五九	その他のもの
	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五四〇二・六一	ナイロンその他のポリアミドのもの
五四〇二・六二	ポリエステルのもの
五四〇二・六九	その他のもの
五四・〇三	更生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五四〇三・一〇	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）
五四〇三・二〇	テクスチャード加工糸
	その他の単糸
五四〇三・三一	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。）
五四〇三・三二	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。）
五四〇三・三三	アセテートのもの
五四〇三・三九	その他のもの
	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五四〇三・四一	ビスコースレーヨンのもの
五四〇三・四二	アセテートのもの
五四〇三・四九	その他のもの
五四・〇四	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）
五四〇四・一〇	単繊維
五四〇四・九〇	その他のもの
五四・〇五	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）
五四〇五・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）
五四・〇六	合成繊維の長繊維の糸
五四〇六・一〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸
五四〇六・二〇	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）
五四・〇七	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物
五四〇七・一〇	ストリップその他これに類する物品の織物
五四〇七・二〇	この部の注9の織物
五四〇七・三〇	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五四〇七・四一	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・四二	浸染したもの
五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの
五四〇七・四四	なせんしたもの
五四〇七・五一	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五四〇七・五二	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・五三	浸染したもの
五四〇七・五四	異なる色の糸から成るもの
五四〇七・六〇	なせんしたもの
	その他の織物（テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）

五四〇七・七一	漂白してないもの及び漂白したもの	
五四〇七・七二	浸染したもの	
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの	
五四〇七・七四	なせんしたもの	
五四〇七・八一	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	
五四〇七・八二	漂白してないもの及び漂白したもの	
五四〇七・八三	浸染したもの	
五四〇七・八四	異なる色の糸から成るもの	
	なせんしたもの	
五四〇七・九一	その他の織物	
五四〇七・九二	漂白してないもの及び漂白したもの	
五四〇七・九三	浸染したもの	
五四〇七・九四	異なる色の糸から成るもの	
五四・〇八	なせんしたもの	
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	
五四〇八・一〇	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物	
	その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
五四〇八・二一	漂白してないもの及び漂白したもの	
五四〇八・二二	浸染したもの	
五四〇八・二三	異なる色の糸から成るもの	
五四〇八・二四	なせんしたもの	
	その他の織物	
五四〇八・三一	漂白してないもの及び漂白したもの	
五四〇八・三二	浸染したもの	
五四〇八・三三	異なる色の糸から成るもの	
五四〇八・三四	なせんしたもの	

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

注

1　第五五・〇一項及び第五五・〇二項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から成るもののうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。

(a)　長さが二メートルを超えること。

(b)　より数が一メートルにつき五未満であること。

(c)　構成する一本の長繊維が六七デシテックス未満であること。

(d)　合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍を超えて伸びないこと。

(e)　一束につき二〇、〇〇〇デシテックスを超えること。

長さが二メートル以下のトウは、第五五・〇三項又は第五五・〇四項に属する。

五五・〇一	合成繊維の長繊維のトウ	
五五〇一・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	
五五〇一・二〇	ポリエステルのもの	
五五〇一・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	
五五〇一・九〇	その他のもの	
五五・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	
五五〇二・〇〇	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
五五・〇三	ナイロンその他のポリアミドのもの	
五五〇三・一〇	ポリエステルのもの	
五五〇三・二〇	アクリル又はモダクリルのもの	
五五〇三・三〇	ポリプロピレンのもの	
五五〇三・四〇	その他のもの	
五五〇三・九〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
五五・〇四	ビスコースレーヨンのもの	
五五〇四・一〇	その他のもの	
五五〇四・九〇	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五五・〇五	合成繊維のもの	
五五〇五・一〇	再生繊維又は半合成繊維のもの	
五五〇五・二〇	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
五五・〇六	ナイロンその他のポリアミドのもの	
五五〇六・一〇	ポリエステルのもの	
五五〇六・二〇	アクリル又はモダクリルのもの	
五五〇六・三〇	その他のもの	
五五〇六・九〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
五五・〇七	縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
五五〇七・〇〇	合成繊維の短繊維のもの	
五五・〇八	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	
五五〇八・一〇		
五五〇八・二〇		

五五・〇九	合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。） ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五〇九・一一	単糸
五五〇九・一二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五五〇九・二一	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五〇九・二二	単糸
五五〇九・三一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五五〇九・三二	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
	単糸
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
	その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五五〇九・四一	単糸
五五〇九・四二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五五〇九・五一	その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）
	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
五五〇九・五二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・五九	その他のもの
	その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）
五五〇九・六一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・六二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・六九	その他のもの
	その他の紡績糸
五五〇九・九一	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・九二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・九九	その他のもの
	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
	単糸
五五一〇・一一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五五一〇・一二	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）
五五一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）
五五一〇・三〇	その他の紡績糸
五五一〇・九〇	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）
五五・一一	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五五一一・一〇	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）
五五一一・二〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
五五・一二	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五五一二・一一	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五一二・一九	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一二・二一	その他のもの
五五一二・二九	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五一二・九一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一二・九九	その他のもの
五五・一三	その他のもの
五五一三・一一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一三・一二	その他のもの
五五一三・一九	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）
五五一三・二一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一三・二二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・二三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一三・二九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
五五一三・三一	その他の織物
五五一三・三三	浸染したもの
五五一三・三九	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・四一	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一三・四二	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	異なる色の糸から成るもの
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物
	なせんしたもの
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜

五五一三・四三	文織りを含む。）のものに限る。）
五五一三・四九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
五五・一四	その他の織物
	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）
五五一四・一一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一四・一二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一四・一三	ポリエステルの短繊維のその他の織物
五五一四・一九	その他の織物
	浸染したもの
五五一四・二一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・二二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一四・二三	ポリエステルの短繊維のその他の織物
五五一四・二九	その他の織物
	異なる色の糸から成るもの
五五一四・三一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・三二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一四・三三	ポリエステルの短繊維のその他の織物
五五一四・三九	その他の織物
	なせんしたもの
五五一四・四一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・四二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）
五五一四・四三	ポリエステルの短繊維のその他の織物
五五一四・四九	その他の織物
五五・一五	合成繊維の短繊維のその他の織物
	ポリエステルの短繊維のもの
五五一五・一一	混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの
五五一五・一二	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・一三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一五・一九	その他のもの
	アクリル又はモダクリルの短繊維のもの
五五一五・二一	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・二二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一五・二九	その他のもの
	その他の織物
五五一五・九一	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・九二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一五・九九	その他のもの
五五・一六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物
五五一六・一一	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
五五一六・一二	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・一三	浸染したもの
五五一六・一四	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの
五五一六・二一	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一六・二二	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・二三	浸染したもの
五五一六・二四	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの
五五一六・三一	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一六・三二	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・三三	浸染したもの
五五一六・三四	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの
五五一六・四一	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一六・四二	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・四三	浸染したもの
五五一六・四四	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの
五五一六・九一	その他のもの
五五一六・九二	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・九三	浸染したもの
五五一六・九四	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの

第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三三類の香料若しくは化粧料、第三四・〇一項のせっけん若しくは洗浄剤、第三四・〇五項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第三八・〇九項の織物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となつているものに限る。）

(b) 第五八・一一項の紡織用繊維の物品

(c) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

(d) 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第一五部参照）

2 フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

3 第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。

また、第五六・〇三項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。

ただし、第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、次の物品を含まない。

(a) フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の五〇％以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第三九類及び第四〇類参照）

(b) 不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第三九類及び第四〇類参照）

(c) フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの（第三九類及び第四〇類参照）

4 第五六・〇四項には、紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない（通常、第五〇類から第五五類までに属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ
五六〇一・一〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）
	その他のウォッディング製品及びウォッディング
五六〇一・二一	綿製のもの
五六〇一・二二	人造繊維製のもの
五六〇一・二九	その他のもの
五六・〇二	紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ
五六〇二・一〇	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
	ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類
五六〇二・二一	その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）
五六〇二・二九	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五六〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
五六・〇三	その他のもの
五六〇三・〇〇	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）
五六〇四・九〇	その他のもの
五六・〇五	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
五六〇五・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーンも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）
五六・〇六	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの
五六〇六・〇〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもの
五六・〇七	
五六〇七・一〇	

五六〇七・二一	結束用又は包装用のひも
五六〇七・二九	その他のもの
五六〇七・三〇	アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの
五六〇七・四一	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの
五六〇七・四九	結束用又は包装用のひも
	その他のもの
五六〇七・五〇	その他の合成繊維製のもの
五六〇七・九〇	その他のもの
五六・〇八	結び網地（ひも又は網から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）
五六〇八・一一	人造繊維製のもの
五六〇八・一九	漁網（製品にしたものに限る。）
五六〇八・九〇	その他のもの
五六・〇九	その他のもの
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）

第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

注

1　この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。

2　この類には、床用敷物の下敷きを含まない。

五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）
五七〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフト又はフロック加工をしたものを除く。）
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物
五七〇二・二〇	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物
	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）
五七〇二・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・三二	人造繊維材料製のもの
五七〇二・三九	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）
五七〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・四二	人造繊維材料製のもの
五七〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇二・五一	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）
五七〇二・五二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・五九	人造繊維材料製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇二・九一	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）
五七〇二・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・九九	人造繊維材料製のもの
五七・〇三	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇三・一〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）
五七〇三・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇三・三〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの
五七〇三・九〇	その他の人造繊維材料製のもの
五七・〇四	その他の紡織用繊維製のもの
	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフト又はフロック加工をしたものを除く。）
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）
五七〇四・九〇	その他のもの
五七・〇五	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
五七〇五・〇〇	

第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

注

1　この類には、第五九類の注1の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第五九類のその他の物品を含まない。

2　第五八・〇一項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。

3　第五八・〇三項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸

及びこれに絡まるもじりたて糸が一本以上のよこ糸ごとに一以上の絡み目を作っているものをいう。

4　第五八・〇四項には、第五六・〇八項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。

5　第五八・〇六項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。

(a)　幅が三〇センチメートル以下の織物（切って幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作った耳を有するものに限る。）

(b)　袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの

(c)　縁を折ったバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの

織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。

6　第五八・一〇項においてしゆう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりしゆうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。

7　この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。

五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）
五八〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
	綿製のもの
五八〇一・二一	よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）コール天（パイルを切ったものに限る。）
五八〇一・二二	その他のよこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）
五八〇一・二三	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）
五八〇一・二五	シェニール織物
五八〇一・二六	人造繊維製のもの
五八〇一・三一	よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）コール天（パイルを切ったものに限る。）
五八〇一・三二	その他のよこパイル織物
五八〇一・三三	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）
五八〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）
五八〇一・三五	シェニール織物
五八〇一・三六	その他の紡織用繊維製のもの
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）
	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）
五八〇二・一一	漂白してないもの
五八〇二・一九	その他のもの
五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）
五八〇二・三〇	タフテッド織物類
五八・〇三	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）
五八〇三・一〇	綿製のもの
五八〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
五八・〇四	チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限る。）
五八〇四・一〇	チュールその他の網地
	機械製のレース
五八〇四・二一	人造繊維製のもの
五八〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの
五八〇四・三〇	手製のレース
五八・〇五	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）
五八〇五・〇〇	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）
五八・〇六	パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物
五八〇六・一〇	その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限る。）
五八〇六・二〇	その他の織物
五八〇六・三一	綿製のもの
五八〇六・三二	人造繊維製のもの
五八〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの
五八〇六・四〇	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）
五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）
五八〇七・一〇	織つたもの
五八〇七・九〇	その他のもの
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゆうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品
五八〇八・一〇	組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）

五八〇八・九〇	その他のもの
五八・〇九	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
五八〇九・〇〇	ししゆう布（モチーフを含む。）
五八・一〇	ししゆう布（基布が見えないものに限る。）
五八一〇・一〇	その他のししゆう布
五八一〇・一〇	綿製のもの
五八一〇・九一	人造繊維製のもの
五八一〇・九二	その他の紡織用繊維製のもの
五八一〇・九九	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゆう布を除く。）
五八一一・〇〇	

第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

注

1　文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五五類まで、第五八・〇三項又は第五八・〇六項の織物、第五八・〇八項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第六〇・〇二項のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2　(a)　第五九・〇三項には、次の物品を含む。

(1)　染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(2)　温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に属する。）

(3)　紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第三九類参照）

(4)　織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したもの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）

(5)　紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第三九類参照）

(6)　第五八・一一項の紡織用繊維の物品

(b)　第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

3　第五九・〇五項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）で、幅が四五センチメートル以上のもののうち裏張りしたもの及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。もつとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のフロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材（第四八・一四項参照）及び当該フロック又はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材（主として第五九・〇七項に属する。）を含まない。

4　第五九・〇六項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a)　ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの

(i)　重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラム以下であること。

(ii)　重量の五〇％を超えること。

(b)　第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

(c)　平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（一平方メートルについての重量を問わない。）

(d)　紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類が単なる補強でないもの（第五八・一一項の紡織用繊維の物品を除く。）

5　(a)　第五九・〇七項には、次の物品を含まない。

染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(b)　図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。）

(c)　紡織用繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第五九・〇七項に属する。

(d)　でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類

(e)　木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第四四・〇八項参照）

(f)　天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

(g)　凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

(h)　金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第一五部参照）

6　第五九・一〇項には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、厚さが三ミリメートル未満のもの

(b)　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し

又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第四〇・一〇項参照）

7　第五九・一一項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。

(a)　特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第五九・〇八項から第五九・一〇項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの

(i)　フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの

(ii)　ふるい用の布

(iii)　搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。）

(iv)　機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。）

(v)　技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）

(vi)　パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。）

(b)　技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品。第五九・〇八項から第五九・一〇項までのものを除く。）

五九・〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類
五九〇一・一〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの
五九〇一・九〇	その他のもの
五九・〇二	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）
五九〇二・一〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの
五九〇二・二〇	ポリエステル製のもの
五九〇二・九〇	その他のもの
五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）
五九〇三・一〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの
五九〇三・二〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの
五九〇三・九〇	その他のもの
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）
五九〇四・一〇	リノリウム
五九〇四・九〇	その他のもの
五九・〇五	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの
五九〇五・〇〇	その他の紡織用繊維を基布とするもの
五九・〇六	紡織用繊維の壁面被覆材
五九〇六・一〇	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）
五九〇六・九一	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）
五九〇六・九九	その他のもの
五九・〇七	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
五九〇七・〇〇	その他のもの
五九・〇八	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）
五九・〇九	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）
五九〇九・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）
五九・一〇	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）
五九一〇・〇〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料の一以上の属と結合したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供するもの
五九・一一	
五九一一・一〇	

五九一一・二〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。） エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。） 重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの 重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの
五九一一・三一	
五九一一・三二	
五九一一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）
五九一一・九〇	その他のもの

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第五八・〇四項のクロセ編みのレース

(b)　第五八・〇七項のメリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品

(c)　メリヤス編物及びクロセ編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（第五九類参照）。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みのパイル編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、第六〇・〇一項に属する。

2　この類には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の編物を含む。

3　この品目表においてメリヤス編みの物品には、ステッチボンディング方式により得た物品でチェーンステッチが紡織用繊維の糸のものを含む。

六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物
	ループドパイル編物
六〇〇一・二一	綿製のもの
六〇〇一・二二	人造繊維製のもの
六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもの
六〇〇一・九一	綿製のもの
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの
六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のメリヤス編物及びクロセ編物
六〇・〇二	幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの
六〇〇二・一〇	その他のもの（幅が三〇センチメートル以下のものに限る。）
六〇〇二・二〇	幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの
六〇〇二・三〇	その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。）
六〇〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六〇〇二・四二	綿製のもの
六〇〇二・四三	人造繊維製のもの
六〇〇二・四九	その他のもの
	その他のもの
六〇〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六〇〇二・九二	綿製のもの
六〇〇二・九三	人造繊維製のもの
六〇〇二・九九	その他のもの

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注

1　この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六二・一二項の物品

(b)　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(c)　整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二一項参照）

3　第六一・〇三項及び第六一・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a)　「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身用の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

上半身用のスーツコート又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベストが附属しているかいないかを問わない。）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。下半身用の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有

する製品

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b)「アンサンブル」とは、第六一・〇七項から第六一・〇九項までの製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類一点（プルオーバー一点がツインセットを構成する場合及びベスト一点と他の上半身用の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は組合せを一点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第六一・一二項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4　第六一・〇五項及び第六一・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦一〇センチメートル、横一〇センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ一センチメートルにつき一〇未満である衣類を含まない。第六一・〇五項には、袖無しの衣類を含まない。

5　第六一・一一項については、次に定めるところによる。

(a)「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

(b) 第六一・一一項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六一・一一項に属する。

6　第六一・一二項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

7　第六一・一三項及びこの類の他の項（第六一・一一項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六一・一三項に属する。

8　この類の製品で、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

9　この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）
	羊毛製又は繊獣毛製のもの
	綿製のもの
	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇一・一〇	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）
六一〇一・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇一・三〇	綿製のもの
六一〇一・九〇	人造繊維製のもの
六一・〇二	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇二・一〇	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一〇二・二〇	スーツ
六一〇二・三〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇二・九〇	合成繊維製のもの
六一・〇三	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇三・一一	アンサンブル
六一〇三・一九	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・二一	綿製のもの
六一〇三・二三	合成繊維製のもの
六一〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの
六一〇三・三一	ジャケット及びブレザー
	羊毛製又は繊獣毛製のもの

六一〇三・三二	綿製のもの	
六一〇三・三三	合成繊維製のもの	
六一〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
六一〇三・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一〇三・四三	綿製のもの	
六一〇三・四九	合成繊維製のもの	
六一・〇四	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇四・一一	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇四・一二	スーツ	
六一〇四・一三	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一〇四・一九	綿製のもの	
六一〇四・二一	合成繊維製のもの	
六一〇四・二二	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇四・二三	アンサンブル	
六一〇四・二九	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一〇四・三一	綿製のもの	
六一〇四・三二	合成繊維製のもの	
六一〇四・三三	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇四・三九	ジャケット	
六一〇四・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一〇四・四二	綿製のもの	
六一〇四・四三	合成繊維製のもの	
六一〇四・四四	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇四・四九	ドレス	
六一〇四・五一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一〇四・五二	綿製のもの	
六一〇四・五三	合成繊維製のもの	
六一〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇四・六一	スカート及びキュロットスカート	
六一〇四・六二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六一〇四・六三	綿製のもの	
六一〇四・六九	合成繊維製のもの	
六一・〇五	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇五・一〇	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
六一〇五・二〇	綿製のもの	
六一〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇六・一〇	綿製のもの	
六一〇六・二〇	人造繊維製のもの	
六一〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇七・一一	パンツ、ズボン下及びブリーフ	
六一〇七・一二	綿製のもの	
六一〇七・一九	人造繊維製のもの	
六一〇七・二一	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇七・二九	ナイトシャツ及びパジャマ	
六一〇七・九一	綿製のもの	
六一〇七・九二	人造繊維製のもの	
六一〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一・〇八	その他のもの	
六一〇八・一一	綿製のもの	
六一〇八・一九	人造繊維製のもの	
六一〇八・二一	その他の紡織用繊維製のもの	
六一〇八・二二	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇八・二九	スリップ及びペティコート	
六一〇八・三一	人造繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
	ブリーフ及びパンティ	
	綿製のもの	
	人造繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
	ナイトドレス及びパジャマ	
	綿製のもの	

六一〇八・三二	人造繊維製のもの
六一〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもの
六一〇八・九一	綿製のもの
六一〇八・九二	人造繊維製のもの
六一〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六一・〇九	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一〇九・一〇	綿製のもの
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一・一〇	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一一〇・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一〇・二〇	綿製のもの
六一一〇・三〇	人造繊維製のもの
六一一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一・一一	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一一一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一一・二〇	綿製のもの
六一一一・三〇	合成繊維製のもの
六一一一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一・一二	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一一二・一一	トラックスーツ
六一一二・一二	綿製のもの
六一一二・一九	合成繊維製のもの
六一一二・二〇	その他の紡織用繊維製のもの
	スキースーツ
六一一二・三一	男子用の水着
六一一二・三九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六一一二・四一	女子用の水着
六一一二・四九	合成繊維製のもの
六一・一三	その他の紡織用繊維製のもの
六一一三・〇〇	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）
六一・一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一一四・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一四・二〇	綿製のもの
六一一四・三〇	人造繊維製のもの
六一一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一・一五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一一五・一一	パンティストッキング及びタイツ
六一一五・一二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）
六一一五・一九	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）
六一一五・二〇	その他の紡織用繊維製のもの
六一・一六	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）
六一一六・一〇	その他のもの
六一一五・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一五・九二	綿製のもの
六一一五・九三	合成繊維製のもの
六一一五・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六一一六・九一	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一一六・九二	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋
六一一六・九三	その他のもの
六一一六・九九	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一・一七	綿製のもの
	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六一一七・一〇	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品
六一一七・二〇	ネクタイ
六一一七・八〇	その他の附属品
六一一七・九〇	部分品

注　第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

1　この類の物品は、紡織用繊維の織物類（ウォッディングを除く。）を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品（第六一・一二項のものを除く。）を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(b)　整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二一項参照）

3　第六二・〇三項及び第六二・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a)　「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身用の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

上半身用のスーツコート又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベストが附属しているかいないかを問わない。）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。下半身用の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b)　「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類一点（ベスト一点と他の上半身用の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該組合せを一点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第六二・一一項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4　第六二・〇九項については、次に定めるところによる。

(a)　「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

(b)　第六二・〇九項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六二・〇九項に属する。

5　第六二・一〇項及びこの類の他の項（第六二・〇九項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六二・一〇項に属する。

6　第六二・一一項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a)　スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b)　スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

7　スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のもののうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のものは、ハンカチとして第六二・一三項に属する。ハンカチで一辺の長さが六〇センチメートルを超えるものは、第六二・一四項に属する。

8　この類の製品で、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

9　この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）
六二〇一・一一	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品
	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇一・一二	綿製のもの
六二〇一・一三	人造繊維製のもの

六二〇一・一九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇一・九一	その他のもの
六二〇一・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇一・九三	綿製のもの
六二〇一・九九	人造繊維製のもの
六二・〇二	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇二・一一	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）
六二〇二・一二	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品
六二〇二・一三	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇二・一九	綿製のもの
六二〇二・九一	人造繊維製のもの
六二〇二・九二	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇二・九三	その他のもの
六二〇二・九九	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二・〇三	綿製のもの
六二〇三・一一	人造繊維製のもの
六二〇三・一二	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇三・一九	その他のもの
六二〇三・二一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇三・二二	綿製のもの
六二〇三・二三	合成繊維製のもの
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇三・三一	ジャケット及びブレザー
六二〇三・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇三・三三	綿製のもの
六二〇三・三九	合成繊維製のもの
六二〇三・四一	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇三・四二	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
	羊毛製又は繊獣毛製のもの
	綿製のもの
六二〇三・四三	合成繊維製のもの
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）
六二〇四・一一	スーツ
六二〇四・一二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・一三	綿製のもの
六二〇四・一九	合成繊維製のもの
六二〇四・二一	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・二二	アンサンブル
六二〇四・二三	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・二九	綿製のもの
六二〇四・三一	合成繊維製のもの
六二〇四・三二	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・三三	ジャケット
六二〇四・三九	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・四一	綿製のもの
六二〇四・四二	合成繊維製のもの
六二〇四・四三	再生繊維又は半合成繊維製のもの
六二〇四・四四	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・四九	スカート及びキュロットスカート
六二〇四・五一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・五二	綿製のもの
六二〇四・五三	合成繊維製のもの
六二〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
六二〇四・六二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇四・六三	綿製のもの
六二〇四・六九	合成繊維製のもの
六二・〇五	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇五・一〇	男子用のシャツ
六二〇五・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
	綿製のもの

六二〇五・三〇	人造繊維製のもの
六二〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス
六二〇六・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二〇六・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇六・三〇	綿製のもの
六二〇六・四〇	人造繊維製のもの
六二〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇七	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品
六二〇七・一一	パンツ、ズボン下及びブリーフ
六二〇七・一九	綿製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇七・二一	ナイトシャツ及びパジャマ
六二〇七・二二	綿製のもの
六二〇七・二九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇七・九一	綿製のもの
六二〇七・九二	人造繊維製のもの
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六二・〇八	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品
六二〇八・一一	スリップ及びペティコート
六二〇八・一九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・二一	ナイトドレス及びパジャマ
六二〇八・二二	綿製のもの
六二〇八・二九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・九一	その他のもの
六二〇八・九二	綿製のもの
六二〇八・九九	人造繊維製のもの
六二・〇九	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇九・一〇	乳児用の衣類及び衣類附属品
六二〇九・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
	綿製のもの
六二〇九・三〇	合成繊維製のもの
六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二・一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）
六二一〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの
六二一〇・二〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。）
六二一〇・三〇	その他の衣類（第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号までのものと同一種類のものに限る。）
六二一〇・四〇	その他の男子用の衣類
六二一〇・五〇	その他の女子用の衣類
六二・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類
六二一一・一一	水着
六二一一・一二	男子用のもの
六二一一・二〇	女子用のもの
	スキースーツ
六二一一・三一	その他の男子用の衣類
六二一一・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二一一・三三	綿製のもの
六二一一・三九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・四一	その他の女子用の衣類
六二一一・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二一一・四三	綿製のもの
六二一一・四九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二一二・一二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）
六二一二・一〇	ブラジャー
六二一二・二〇	ガードル及びパンティガードル
六二一二・三〇	コースレット
六二一二・九〇	その他のもの
六二・一三	ハンカチ
六二一三・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一三・二〇	綿製のもの
六二一三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品

六二一四・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一四・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二一四・三〇	合成繊維製のもの
六二一四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの
六二一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一・一五	ネクタイ
六二一五・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一五・二〇	人造繊維製のもの
六二一五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一・一六	手袋、ミトン及びミット
六二一六・〇〇	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）
六二一・一七	附属品
六二一七・一〇	部分品
六二一七・九〇	

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注

1　第一節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。

2　第一節には、次の物品を含まない。

(a)　第五六類から第六二類までの物品

(b)　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

3　第六三・〇九項には、次の物品のみを含む。

(a)　次の紡織用繊維製の物品

(i)　衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品

(ii)　毛布及びひざ掛け

(iii)　ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン

(iv)　室内用品（第五七・〇一項から第五七・〇五項までのじゅうたん及び第五八・〇五項の織物を除く。）

(b)　履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの

ただし、第六三・〇九項には、(a)又は(b)の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。

(i)　使い古したものであることが外観から明らかであること。

(ii)　ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。

	第一節　紡織用繊維のその他の製品
六三・〇一	毛布及びひざ掛け
六三〇一・一〇	電気毛布
六三〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）
六三〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）
六三〇一・四〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）
六三〇一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン
六三〇二・一〇	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）（なせんしたものに限る。）
六三〇二・二〇	その他のベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六三〇二・二一	綿製のもの
六三〇二・二二	人造繊維製のもの
六三〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・三一	綿製のもの
六三〇二・三二	人造繊維製のもの
六三〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・四〇	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六三〇二・五一	その他のテーブルリネン
六三〇二・五二	綿製のもの
六三〇二・五三	亜麻製のもの
六三〇二・五九	人造繊維製のもの
六三〇二・六〇	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・九一	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）
六三〇二・九二	その他のもの
六三〇二・九三	綿製のもの
六三〇二・九九	亜麻製のもの
六三・〇三	人造繊維製のもの
六三〇三・一一	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇三・一二	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス
六三〇三・一九	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三〇三・九一	綿製のもの
六三〇三・九二	合成繊維製のもの
六三〇三・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六三・〇四	その他のもの
	綿製のもの
	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）

六三〇四・一一	ベッドスプレッド
六三〇四・一九	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
	その他のもの
	その他のもの
六三〇四・九一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三〇四・九二	綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
六三〇四・九三	合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
六三〇四・九九	その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
六三・〇五	包装に使用する種類の袋
六三〇五・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの
六三〇五・二〇	綿製のもの
六三〇五・三一	人造繊維材料製のもの
	ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの
六三〇五・三九	その他のもの
六三〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六三・〇六	ターポリン、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）、日よけ、テント及びキャンプ用品
六三〇六・一一	綿製のもの
六三〇六・一二	合成繊維製のもの
六三〇六・一九	その他の紡織用繊維製のもの
	テント
六三〇六・二一	綿製のもの
六三〇六・二二	合成繊維製のもの
六三〇六・二九	その他の紡織用繊維製のもの
	帆
六三〇六・三一	合成繊維製のもの
六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの
	空気マットレス
六三〇六・四一	綿製のもの
六三〇六・四九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもの
六三〇六・九一	綿製のもの
六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）
六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯
六三〇七・九〇	その他のもの
	第二節　セット
六三・〇八	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゆうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）
六三〇八・〇〇	
	第三節　中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
六三・〇九	中古の衣類その他の物品
六三〇九・〇〇	ぼろ及びくず（ひも、網若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）
六三・一〇	選別したもの
六三一〇・一〇	その他のもの
六三一〇・九〇	

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　履物として使用する紡織用繊維製品で更に別の底を取り付けてないもの（第六一類及び第六二類参照）

(b)　第六三・〇九項の中古の履物

(c)　石綿製品（第六八・一二項参照）

(d)　整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第九〇・二一項参照）

(e)　がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウエア（第九五類参照）

2　第六四・〇六項において部分品には、くぎ、ブーツプロテクター、アイレット、ブーツフック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第九六・〇六項のボタンその他の物品を含まない。

3　この類においてゴム又はプラスチックには、紡織用繊維の外面にゴム又はプラスチックを目に見える程度に塗布し又は被覆したものを含む。

4　3の規定に従うことを条件として、

(a)　甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、アンクルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー）を考慮しない。

(b)　本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属

品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物）を考慮しない。

号注

1　第六四〇二・一一号、第六四〇二・一九号、第六四〇三・一一号、第六四〇三・一九号及び第六四〇四・一一号においてスポーツ用の履物とは、次の物品に限る。

(a)　スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの

(b)　スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ

六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
六四〇一・九一	その他の履物
六四〇一・九二	ひざを覆うもの
六四〇一・九九	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）
六四・〇二	その他のもの
六四〇二・一一	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
六四〇二・一九	スポーツ用の履物
六四〇二・二〇	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）
六四〇二・三〇	その他のもの
六四〇二・九一	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）
六四〇二・九九	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
六四・〇三	その他の履物
六四〇三・一一	くるぶしを覆うもの
六四〇三・一九	その他のもの
六四〇三・二〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）
六四〇三・三〇	スポーツ用の履物
六四〇三・四〇	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）
六四〇三・五一	その他のもの
	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）
	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）
	くるぶしを覆うもの
	その他のもの
六四〇三・五九	その他の履物
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの
六四〇三・九九	その他のもの
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
六四〇四・一九	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物
六四〇四・二〇	その他のもの
六四・〇五	履物（本底がゴム製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
六四〇五・一〇	その他の履物
六四〇五・二〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの
六四〇五・九〇	甲が紡織用繊維製のもの
六四・〇六	その他のもの
六四〇六・一〇	履物の部分品及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品
六四〇六・二〇	甲及びその部分品（しんを除く。）
六四〇六・九一	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
六四〇六・九九	その他のもの
	木製のもの
	その他の材料製のもの

第六五類　帽子及びその部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六三・〇九項の中古の帽子

(b)　石綿製の帽子（第六八・一二項参照）

(c)　第九五類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品

2　第六五・〇二項には、縫い合わせて作った帽体（単にストリップを螺旋状に縫い合わせて作ったものを除く。）を含まない。

六五・〇一	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）
六五〇一・〇〇	
六五・〇二	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）
六五〇二・〇〇	

六五・〇三 六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）
六五・〇四 六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）
六五・〇五	帽子（メリヤス編又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）
六五〇五・一〇	ヘアネット
六五〇五・九〇	その他のもの
六五・〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）
六五〇六・一〇	安全帽子
	その他のもの
六五〇六・九一	ゴム製又はプラスチック製のもの
六五〇六・九二	毛皮製のもの
六五〇六・九九	その他の材料製のもの
六五・〇七	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも
六五〇七・〇〇	

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第九〇・一七項参照）

(b)　ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第九三類参照）

(c)　第九五類の物品（例えば、がん具の傘）

2　第六六・〇三項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品は、提示の際に第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。

六六・〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）
六六〇一・一〇	ビーチパラソルその他これに類する傘
六六〇一・九一	その他のもの
六六〇一・九九	折畳み式のもの
	その他のもの
六六・〇二	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品
六六〇二・〇〇	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品
六六・〇三	握り
六六〇三・一〇	傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）
六六〇三・二〇	その他のもの
六六〇三・九〇	

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　人髪製のろ過布（第五九・一一項参照）

(b)　レース、ししゆう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第一一部参照）

(c)　履物（第六四類参照）

(d)　帽子及びヘアネット（第六五類参照）

(e)　がん具、運動用具及びカーニバル用品（第九五類参照）

(f)　羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふるい（第九六類参照）

2　第六七・〇一項には、次の物品を含まない。

(a)　羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品（例えば、第九四・〇四項の羽根布団）

(b)　衣類及び衣類附属品で、羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの

(c)　第六七・〇二項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品

3　第六七・〇二項には、次の物品を含まない。

(a)　ガラス製品（第七〇類参照）

(b)　陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの

六七・〇一	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）
六七〇一・一〇	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品
六七〇一・九〇	プラスチック製のもの
	その他の材料製のもの
六七・〇二	
六七〇二・一〇	
六七〇二・九〇	

六七・〇三 六七〇三・〇〇	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。） かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）
六七・〇四	合成繊維材料製のもの かつら（完成品に限る。） その他のもの
六七〇四・一一	人髪製のもの
六七〇四・一九	その他の材料製のもの
六七〇四・二〇	
六七〇四・九〇	

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第二五類の物品

(b)　第四八・一〇項又は第四八・一一項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙（例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙）

(c)　第五六類又は第五九類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類（例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類）

(d)　第七一類の製品

(e)　第八二類の工具及びその部分品

(f)　第八四・四二項のリソグラフィックストーン

(g)　がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

(h)　歯科用バー（第九〇・一八項参照）

(ij)　第九一類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(l)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品（例えば、ボタン）、第九六・〇九項の物品（例えば、石筆）及び第九六・一〇項の物品（例えば、石盤）

(n)　第九七類の物品（例えば、美術品）

2　第六八・〇二項において加工した石碑用又は建築用の石には、第二五・一五項又は第二五・一六項の石を加工したもののほか、その他の天然石（例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト）を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。

六八・〇一	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）
六八〇一・〇〇	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉
六八・〇二	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉
六八〇二・一〇	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでいたもので、表面が平らなものに限る。）
六八〇二・一一	大理石、トラバーチン及びアラバスター
六八〇二・一二	その他の石灰質の石
六八〇二・一三	花こう岩
六八〇二・一九	その他の石
六八〇二・九一	その他のもの
六八〇二・九二	大理石、トラバーチン及びアラバスター
六八〇二・九三	その他の石灰質の石
六八〇二・九九	花こう岩
六八・〇三	その他の石
六八〇三・〇〇	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品
六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）
	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品
六八〇四・二一	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの

六八〇四・二二	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの	
六八〇四・二三	天然石製のもの	
六八〇四・三〇	手研ぎ用砥石	
六八・〇五	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	
六八〇五・一〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの	
六八〇五・二〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	
六八〇五・三〇	その他の材料に付着させたもの	
六八・〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）	
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）	
六八〇六・二〇	はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	
六八〇六・九〇	その他のもの	
六八・〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品	
六八〇七・一〇	ロール状のもの	
六八〇七・九〇	その他のもの	
六八・〇八	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	
六八〇八・〇〇	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品	
六八・〇九	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）	
六八〇九・一一	紙又は板紙のみを張ったもの及びこれらのみにより補強したもの	
六八〇九・一九	その他のもの	
六八〇九・九〇	その他の製品	
六八・一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	
	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	
六八一〇・一一	建築用のブロック及びれんが	
六八一〇・一九	その他のもの	
六八一〇・二〇	管	
	その他の製品	
六八一〇・九一	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	
六八一〇・九九	その他のもの	
六八・一一	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	
六八一一・一〇	波板	
六八一一・二〇	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	
六八一一・三〇	管及び管用継手	
六八一一・九〇	その他の製品	
六八・一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）	
六八一二・一〇	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物	
六八一二・二〇	糸	
六八一二・三〇	ひも（組んであるかないかを問わない。）	
六八一二・四〇	織物及び編物	
六八一二・五〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	
六八一二・六〇	紙、厚紙及びフェルト	
六八一二・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	
六八一二・九〇	その他のもの	
六八・一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）	
六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド	
六八一三・九〇	その他のもの	
六八・一四	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	
六八一四・一〇	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）	

六八一四・九〇	その他のもの	
六八・一五	石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	
六八一五・二〇	泥炭製品	
	その他の製品	
六八一五・九一	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの	
六八一五・九九	その他のもの	

第六九類　陶磁製品

注

1　この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第二八・四四項の物品

(b)　第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

(c)　第八一・一三項のサーメット

(d)　第八二類の物品

(e)　がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

(f)　義歯（第九〇・二一項参照）

(g)　第九一類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

(h)　第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(ij)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(k)　第九六・〇六項の物品（例えば、ボタン）及び第九六・一四項の物品（例えば、喫煙用パイプ）

(l)　第九七類の物品（例えば、美術品）

第一節　けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品

六九・〇一	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）	
六九〇一・〇〇	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	
六九・〇二	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の五〇％を超えるもの	
六九〇二・一〇	アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの	
六九〇二・九〇	その他のもの	
六九・〇三	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	
六九〇三・一〇	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの	
六九〇三・二〇	アルミナ（Al_2O_3）又はアルミナとシリカ（SiO_2）との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの	
六九〇三・九〇	その他のもの	
六九・〇四	第二節　その他の陶磁製品	
六九〇四・一〇	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品	
六九・〇五	建設用れんが	
六九〇五・一〇	その他のもの	
六九〇五・九〇	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	
六九・〇六	かわら	
六九〇六・〇〇	その他のもの	
六九・〇七	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	
六九〇七・一〇	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これらに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	
六九〇七・九〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	
六九・〇八	その他のもの	
六九〇八・一〇	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	
六九〇八・九〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	
六九・〇九	その他のもの	
	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品	

六九〇九・一一	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品
六九〇九・一九	磁器製のもの
六九〇九・九〇	その他のもの
六九・一〇	その他のもの
六九一〇・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品
六九一〇・九〇	磁器製のもの
六九・一一	その他のもの
六九一一・一〇	磁器製の食卓用品及び台所用品その他の家庭用品及び化粧用品
六九一一・九〇	食卓用品及び台所用品
六九・一二	その他のもの
六九一二・〇〇	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）
六九・一三	陶磁製の小像その他の装飾品
六九一三・一〇	磁器製のもの
六九一三・九〇	その他のもの
六九・一四	その他の陶磁製品
六九一四・一〇	磁器製のもの
六九一四・九〇	その他のもの

第七〇類　ガラス及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三二・〇七項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）

(b)　第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

(c)　第八五・四四項の光ファイバーケーブル、がい子（第八五・四六項参照）及び電気絶縁用物品（第八五・四七項参照）

(d)　第九〇類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品

(e)　第九四・〇五項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品

(f)　第九五類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人形その他の物品に使用するものを除く。）

(g)　第九六類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品

2　第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までにおいては、次に定めるところによる。

(a)　焼きなまし前に経た工程は、加工としない。

(b)　板ガラスには、特定の形状に切つたものを含む。

(c)　「吸収層又は反射層」とは、ガラスの透明度又は半透明度を保持しつつ、赤外線等を吸収し又は反射特性を高めるために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。

3　第七〇・〇六項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。

4　第七〇・一九項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。

(a)　シリカ（SiO_2）の含有量が全重量の六〇％以上の鉱物性ウール

(b)　シリカ（SiO_2）の含有量が全重量の六〇％未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物（K_2O又はNa_2O）の含有量が全重量の五％を超え又は三酸化二ほう素（B_2O_3）の含有量が全重量の二％を超えるもの

(a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇六項に属する。

5　この品目表においてガラスには、石英ガラスを含む。

号注

1　第七〇一三・二一号、第七〇一三・三一号及び第七〇一三・九一号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛（PbO）の含有量が全重量の二四％以上のガラスのみをいう。

七〇・〇一	ガラスのくず及び塊
七〇〇一・〇〇	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）
七〇・〇二	球
七〇〇二・一〇	棒
七〇〇二・二〇	管
七〇〇二・三一	石英ガラスのもの
七〇〇二・三二	その他のガラスで線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）のもの
七〇〇二・三九	その他のもの
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
七〇〇三・一一	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）
七〇〇三・一九	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するもの
七〇〇三・二〇	その他のもの
七〇〇三・三〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）
七〇・〇四	溝型ガラス
	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）

七〇〇四・一〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色ぎせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。）
七〇〇四・九〇	その他のもの
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）
七〇〇五・一〇	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層又は反射層を有するもの
七〇〇五・二一	金属の線又は網を入れてないその他のガラス
七〇〇五・二九	色つきのもの、不透明のもの、色ぎせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの
七〇〇五・三〇	その他のもの
七〇・〇六	金属の線又は網を入れたもの
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）
七〇〇七・一一	強化ガラス
	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの
七〇〇七・一九	その他のもの
	合わせガラス
七〇〇七・二一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの
七〇〇七・二九	その他のもの
七〇・〇八	断熱用複層ガラス
七〇〇八・〇〇	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）
七〇・〇九	バックミラー（車両用のものに限る。）
七〇〇九・一〇	その他のもの
	枠付きでないもの
七〇〇九・九一	枠付きのもの
七〇〇九・九二	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品
七〇・一〇	アンプル
七〇一〇・一〇	その他のもの
七〇一〇・九〇	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）
七〇一一・一〇	電灯用のもの
七〇一一・二〇	陰極線管用のもの
七〇一一・九〇	その他のもの
七〇・一二	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶
七〇一二・〇〇	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）
七〇・一三	ガラスセラミックス製のもの
七〇一三・一〇	コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）
七〇一三・二一	鉛ガラス製のもの
七〇一三・二九	その他のもの
七〇一三・三一	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）
七〇一三・三二	鉛ガラス製のもの
七〇一三・三九	線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの
七〇一三・九一	その他のもの
七〇一三・九九	その他のガラス製品
七〇・一四	鉛ガラス製のもの
七〇一四・〇〇	その他のもの
七〇・一五	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）
七〇一五・一〇	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント
七〇一五・九〇	視力矯正眼鏡用のガラス
七〇・一六	その他のもの
	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス

七〇一六・一〇		ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）
七〇一六・九〇		その他のもの
七〇・一七		理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）
七〇一七・一〇		石英ガラス製のもの
七〇一七・二〇		その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）製のもの
七〇一七・九〇		その他のもの
七〇・一八		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
七〇一八・一〇		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨
七〇一八・二〇		ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
七〇一八・九〇		その他のもの
七〇・一九		ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）
七〇一九・一〇		スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド
七〇一九・二〇		織物（細幅織物を含む。）
		薄いシート（ボイル、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織ってない物品
七〇一九・三一		マット
七〇一九・三二		薄いシート（ボイル）
七〇一九・三九		その他のもの
七〇一九・九〇		その他のもの
七〇・二〇		その他のガラス製品
七〇・二〇・〇〇		

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

注

1　全部又は一部が次の材料から成る製品は、第六部の注1(a)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。

(a)　天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石

(b)　貴金属又は貴金属を張つた金属

2(a)　第七一・一三項から第七一・一五項までには、貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。1(b)の規定は、当該物品には適用しない。（後段の規定を採用するかしないかは、任意とする。）

(b)　第七一・一六項には、貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。

3　この類には、次の物品を含まない。

(a)　貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第二八・四三項参照）

(b)　第三〇類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品

(c)　第三二類の物品（例えば、液状ラスター）

(d)　第四二・〇二項のハンドバッグその他の製品及び第四二・〇三項の製品

(e)　第四三・〇三項又は第四三・〇四項の製品

(f)　第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

(g)　第六四類又は第六五類の履物、帽子その他の物品

(h)　第六六類の傘、つえその他の物品

(ij)　第六八・〇四項、第六八・〇五項又は第八二類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第八二類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第一六部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第一六部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。第八五・二二項参照）を除くほか、この類に属する。

(k)　第九〇類から第九二類までの物品（精密機器、時計及び楽器）

(l)　武器及びその部分品（第九三類参照）

(m)　第九五類の注2の物品

(n)　第九六類の物品（第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項のものを除く。）

(o)　彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（第九七・〇三項参照）、収集品（第九七・〇五項参照）及び製作後一〇〇年を超えたこっとう（第九七・〇六項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。

4(a)　「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。

(b)　「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

(c)　貴石又は半貴石には、第九六類の注2(b)の物品を含まない。

5　この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の二%以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。

(a)　白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金として取り扱う。

(b)　金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%未満のものは、金の合金として取り扱う。

(c)　その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金として取り扱う。

6　この品目表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張った金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめっきした物品を含まない。

7　この品目表において「貴金属を張った金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張った金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。

8　第七一・一三項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。

(a)　小形の身辺用装飾品(例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるかないかを問わない。)

(b)　通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品(例えば、シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ)

9　第七一・一四項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

10　第七一・一七項において「身辺用模造細貨類」とは、8(a)の身辺用細貨類(第九六・〇六項のボタンその他の物品並びに第九六・一五項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。)で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属を使用してないものをいう。これらの物品で、貴金属をめっきしたもの及び貴金属又は貴金属を張った金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。

号注

1　第七一〇六・一〇号、第七一〇八・一一号、第七一一〇・一一号、第七一一〇・二一号、第七一一〇・三一号及び第七一一〇・四一号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが〇・五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

2　第七一一〇・一一号及び第七一一〇・一九号において白金には、注4(b)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

3　第七一・一〇項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

七一・〇一	第一節　天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石 天然又は養殖の真珠(加工してあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)
七一〇一・一〇	天然真珠
七一〇一・二一	養殖真珠
七一〇一・二二	加工してないもの
七一・〇二	加工したもの ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。)
七一〇二・一〇	選別してないもの
七一〇二・二一	工業用のもの
七一〇二・二二	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの
七一〇二・二九	その他のもの
七一〇二・三一	工業用以外のもの
七一〇二、三九	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの
七一・〇三	その他のもの 貴石及び半貴石(加工してあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石(ダイヤモンドを除く。)又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)
七一〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの
七一〇三・九一	その他の加工をしたもの ルビー、サファイヤ及びエメラルド
七一〇三・九九	その他のもの 合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)
七一・〇四	ピエゾエレクトリッククオーツ
七一〇四・一〇	その他のもの(加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。)
七一〇四・二〇	その他のもの 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉
七一〇四・九〇	ダイヤモンドのもの
七一・〇五	その他のもの
七一〇五・一〇	第二節　貴金属及び貴金属を張った金属 銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)
七一〇五・九〇	粉
七一・〇六	その他のもの
七一〇六・一〇	加工してないもの
七一〇六・九一	一次製品
七一〇六・九二	

七一・〇七	銀を張つた卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）
七一〇七・〇〇	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
七一・〇八	マネタリーゴールド以外のもの
七一〇八・一一	粉
七一〇八・一二	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）
七一〇八・一三	その他の形状のもの（一次製品に限る。）
七一〇八・二〇	マネタリーゴールド
七一・〇九	金を張つた卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）
七一〇九・〇〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
七一・一〇	白金
七一一〇・一一	加工してないもの及び粉状のもの
七一一〇・一九	その他のもの
	パラジウム
七一一〇・二一	加工してないもの及び粉状のもの
七一一〇・二九	その他のもの
	ロジウム
七一一〇・三一	加工してないもの及び粉状のもの
七一一〇・三九	その他のもの
	イリジウム、オスミウム及びルテニウム
七一一〇・四一	加工してないもの及び粉状のもの
七一一〇・四九	その他のもの
七一・一一	白金を張つた卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）
七一一一・〇〇	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず
七一・一二	金のくず（金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）
七一一二・一〇	白金のくず（白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）
七一一二・二〇	その他のもの
七一一二・九〇	第三節　身辺用細貨類、細工品その他の製品
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）
七一一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
七一一三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）
七一一三・二〇	貴金属を張つた卑金属製のもの
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）
	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
七一一四・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
七一一四・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
七一一四・二〇	貴金属を張つた卑金属製のもの
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）
七一一五・一〇	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）
七一一五・九〇	その他のもの
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品
七一一六・一〇	天然又は養殖の真珠製のもの
七一一六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの
七一・一七	身辺用模造細貨類
七一一七・一一	卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）
七一一七・一九	カフスボタン及び飾りボタン
七一一七・九〇	その他のもの
七一・一八	その他のもの
七一一八・一〇	貨幣
七一一八・九〇	貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）
	その他のもの

第一五部　卑金属及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの（第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項及び第三二・一五項参照）

(b)　フェロセリウムその他の発火性合金（第三六・〇六項参照）

(c)　第六五・〇六項又は第六五・〇七項の帽子及びその部分品

(d) 第六六・〇三項の傘の骨その他の物品
(e) 第七一類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張った卑金属及び身辺用模造細貨類）
(f) 第一六部の物品（機械類及び電気機器）
(g) 組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第八六・〇八項参照）その他の第一七部の物品（車両、船舶及び航空機）
(h) 第一八部の機器（時計用ばねを含む。）
(ij) 銃砲弾用に調製した鉛弾（第九三・〇六項参照）その他の第一九部の物品（武器及び銃砲弾）
(k) 第九四類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）
(l) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先その他の第九六類の物品（雑品）
(n) 第九七類の物品（例えば、美術品）

2　この品目表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。
(a) 第七三・〇七項、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項又は第七三・一八項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品
(b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第九一・一四項参照）を除く。）
(c) 第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇八項又は第八三・一〇項の製品並びに第八三・〇六項の卑金属製の縁及び鏡

第七三類から第七六類まで及び第七八類から第八二類まで（第七三・一五項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定めるはん用性の部分品を含まない。

第二文及び第八三類の注1の規定に従うことを条件として、第七二類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までの物品には、第八二類又は第八三類の物品を含まない。

3　合金（第七二類注1(c)又は第七四類注1(c)のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。
(a) 卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。
(b) この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であつて、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。
(c) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、溶融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び金属間化合物を含む。

4　この品目表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、3の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

5　二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、統一システムの解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、この項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。
(a) 鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。
(b) 合金は、3の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。
(c) 第八一・一三項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

6　この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(a) 「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。
(b) 「粉」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％以上のものをいう。

第七二類　鉄鋼

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、(d)から(f)までの規定は、この品目表全体について適用する。
(a) 「銑鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の二％を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる限度を超えないものをいう。

クロム	一〇％
マンガン	六％
りん	三％
けい素	八％
その他の元素	合計一〇％

(b) 「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六％を超え三〇％以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a)に定める要件を満たすものをいう。
(c) 「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鋳造法により得た形状又は粒状若しくは粉状（凝結させてあるかないかを問わない。）の合金であつて、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないもののうち、鉄の含有量が全重量の四％以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの（鋼の含有量が全重量の一〇％を超えるものを除く。）をいう。

クロム	一〇％
マンガン	三〇％
りん	三％
けい素	八％
その他の元素（炭素を除く。）	合計一〇％

(d) 「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材（鋳造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第七二・〇三項のものを除く。）で、炭素の含有量が全重量の二％以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の二％を超えるものを含む。
(e) 「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の一・二％以下で、クロムの含有量が全

重量の一〇・五％以上の合金鋼（鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(f)「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム	○・三％
ほう素	○・〇〇〇八％
クロム	○・三％
コバルト	○・三％
銅	○・四％
鉛	○・四％
マンガン	一・六五％
モリブデン	○・〇八％
ニッケル	○・三％
ニオブ	○・〇六％
けい素	○・六％
チタン	○・〇五％
タングステン	○・三％
バナジウム	○・一％
ジルコニウム	○・〇五％
その他の元素（硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。）	○・一％

(g)「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フィーダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鋳造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スピーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

(h)「粒」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％未満の物品で、目開きが五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％以上のものをいう。

(ij)「半製品」とは、中空でない連続鋳造製品（第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。）及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品（形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。）をいうものとし、巻いたものを除く。

(k)「フラットロール製品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij)の規定に該当しないもののうち次のものをいう。

連続的に層状に重ねて巻いたもの

巻いてないもので、厚さが四・七五ミリメートル未満、幅が厚さの一〇倍以上であるもの又は厚さが四・七五ミリメートル以上で、幅が一五〇ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの二倍以上であるもの

フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

フラットロール製品で、長方形（正方形を含む。）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が六〇〇ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。

(l)「棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形のものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）を含む。

(m)「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状（円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形に限る。）を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(l)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）及び圧延後ねじ切りしたものを含む。

(n)「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(m)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。

ただし、第七二類には、第七三・〇一項又は第七三・〇二項の物品を含まない。

(o)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない冷間成形をした物品（巻いたものに限るものとし、横断面の形状を問わない。）で、フラットロール製品の定義に該当しないものをいう。

(p)「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であつて、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルを超え五二ミリメートル以下であり、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の二分の一以下であるもの（横断面の形状を問わない。）をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第七三・〇四項に属する。

2　材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなしてその所属を決定する。

3　電解法、圧力鋳造法又は焼結法により製造した鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これに類する熱間圧延をした物品が属するこの類の項に属する。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「合金銑鉄」とは、次に掲げる元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超える銑鉄をいう。

クロム	○・二％
銅	○・三％
ニッケル	○・三％
アルミニウム、モリブデン、チタン、タングステン、バナジウム	○・一％

(b)「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあつてはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金鋼をいい、これら以外の元素にあつてはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。

硫黄	○・〇八％
鉛	○・一％
セレン	○・〇五％
テルル	○・〇一％

ビスマス　〇・〇五％

(c)「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の〇・六％以上六％以下で、炭素の含有量が全重量の〇・〇八％以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の一％以下のものを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。

(d)「高速度鋼」とは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の七％以上であつて、炭素の含有量が全重量の〇・六％以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の三％以上六％以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(e)「シリコマンガン鋼」とは、次のすべての要件を満たす合金鋼をいう。

炭素の含有量が全重量の〇・三五％以上〇・七％以下であること。

マンガンの含有量が全重量の〇・五％以上一・二％以下であること。

けい素の含有量が全重量の〇・六％以上二・三％以下であること。

ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。

2　第七二・〇二項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所属を決定する。

一の合金元素の含有量が全重量に対して注1(c)に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロアロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素の含有量が注1(c)に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。

この規定は、注1(c)に掲げるその他の元素については、それぞれの元素の含有量が全重量に対して一〇％を超える場合に限り適用する。

七二・〇一	第一節　一次材料及び粒状又は粉状の物品（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）
七二〇一・一〇	銑鉄及びスピーゲル
七二〇一・二〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五％以下のものに限る。）
七二〇一・三〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五％を超えるものに限る。）
七二〇一・四〇	合金銑鉄
七二・〇二	スピーゲル
七二〇二・一一	フェロアロイ
七二〇二・一九	フェロマンガン
	炭素の含有量が全重量の二％を超えるもの
	その他のもの
	フェロシリコン
七二〇二・二一	けい素の含有量が全重量の五五％を超えるもの
七二〇二・二九	その他のもの
七二〇二・三〇	フェロシリコマンガン
	フェロクロム
七二〇二・四一	炭素の含有量が全重量の四％を超えるもの
七二〇二・四九	その他のもの
七二〇二・五〇	フェロシリコクロム
七二〇二・六〇	フェロニッケル
七二〇二・七〇	フェロモリブデン
七二〇二・八〇	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン
	その他のもの
七二〇二・九一	フェロチタン及びフェロシリコチタン
七二〇二・九二	フェロバナジウム
七二〇二・九三	フェロニオブ
七二〇二・九九	その他のもの
七二〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）
七二〇三・九〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼
七二・〇四	その他のもの
七二〇四・一〇	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット
七二〇四・二一	鋳鉄のくず
七二〇四・二九	合金鋼のくず
七二〇四・三〇	ステンレス鋼のもの
七二〇四・四一	その他のもの
七二〇四・四九	すずをめつきした鉄鋼のくず
七二〇四・五〇	その他のくず
七二・〇五	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）
七二〇五・一〇	その他のもの
七二〇五・二一	再溶解用のインゴット
七二〇五・二九	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉
七二・〇六	粒
七二〇六・一〇	合金鋼のもの
七二〇六・九〇	その他のもの
七二・〇七	第二節　鉄及び非合金鋼
七二〇七・一一	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）
	インゴット
	その他のもの
	鉄又は非合金鋼の半製品
	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの
	横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの二倍未満の

七二〇七・一二	もの
	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）
七二〇七・一九	その他のもの
七二〇七・二〇	炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上のもの
七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）
七二〇八・一一	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものを除く。）
七二〇八・一二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの
七二〇八・一三	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの
七二〇八・一四	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
七二〇八・二一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの
七二〇八・二二	厚さが四・七五ミリメートル以下のもの
七二〇八・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
七二〇八・二四	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものを除く。）
七二〇八・三一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
	厚さが四・七五ミリメートル以下のもの
七二〇八・三二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
七二〇八・三三	厚さが三ミリメートル未満のもの
七二〇八・三四	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものを除く。）
七二〇八・三五	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）
	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）
七二〇八・四一	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）
七二〇八・四二	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）
七二〇八・四三	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のもの）
七二〇八・四四	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものを除く。）
七二〇八・四五	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）
七二〇八・九〇	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）
七二・〇九	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）
	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）
七二〇九・一一	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のもの）
七二〇九・一二	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものを除く。）
七二〇九・一三	厚さが一ミリメートル以上の
七二〇九・一四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル未満のもの
七二〇九・二一	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの
七二〇九・二二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの
七二〇九・二三	厚さが一ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの
七二〇九・二四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの
七二〇九・三一	厚さが一ミリメートルを超える三ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの
七二〇九・三二	厚さが一ミリメートル以上のもの
七二〇九・三三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル未満のもの
七二〇九・三四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの
七二〇九・四一	厚さが三ミリメートル以上のもの
七二〇九・四二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの
七二〇九・四三	厚さが一ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの
七二〇九・四四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの

七二〇九・九〇	その他のもの
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）すずをめつきしたもの
七二一〇・一一	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの
七二一〇・一二	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの
七二一〇・二〇	鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）
七二一〇・三一	亜鉛を電気めつきしたもの
	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの
七二一〇・三九	その他のもの
七二一〇・四一	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）
七二一〇・四九	波形にしたもの
七二一〇・五〇	その他のもの
	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの
七二一〇・六〇	アルミニウムをめつきしたもの
七二一〇・七〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの
七二一〇・九〇	その他のもの
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一一・一一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）
七二一一・一二	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）
七二一一・一九	その他のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一一・二一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）
七二一一・二二	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）
七二一一・二九	その他のもの
七二一一・三〇	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一一・四一	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの
七二一一・四九	その他のもの
七二一一・九〇	その他のもの
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）すずをめつきしたもの
七二一二・一〇	亜鉛をめつきしたもの
七二一二・二一	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの
七二一二・二九	その他のもの
七二一二・三〇	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）
七二一二・四〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの
七二一二・五〇	その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）
七二一二・六〇	クラッドしたもの
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの
七二一三・一〇	非合金快削鋼のもの
七二一三・二〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限る。）
七二一三・三一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）
七二一三・三九	その他のもの
七二一三・四一	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）
七二一三・四九	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）
七二一三・五〇	その他のもの
七二・一四	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）
七二一四・一〇	鍛造したもの
七二一四・二〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの

七二一四・三〇	非合金快削鋼のもの
七二一四・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限る。）
七二一四・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）
七二一四・六〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）
七二一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒
七二一五・一〇	非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一五・二〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一五・三〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一五・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一五・九〇	その他のもの
七二一六	鉄又は非合金鋼の形鋼
七二一六・一〇	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一六・一一	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一六・一二	山形鋼
七二一六・一三	T形鋼
七二一六・一九	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一六・二一	U形鋼
七二一六・二二	I形鋼
七二一六・二三	H形鋼
七二一六・三〇	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一六・四〇	その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一六・五〇	形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一六・六〇	その他のもの
七二一六・九〇	鉄又は非合金鋼の線
七二一七・一七	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの
七二一七・一一	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）
七二一七・一二	亜鉛をめっきしたもの
七二一七・一三	その他の卑金属をめっきしたもの
七二一七・一九	その他のもの
七二一七・二一	炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のもの
七二一七・二二	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）
七二一七・二三	亜鉛をめっきしたもの
七二一七・二九	その他の卑金属をめっきしたもの
七二一七・三一	その他のもの
七二一七・三二	炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のもの
七二一七・三三	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）
七二一七・三九	亜鉛をめっきしたもの
七二一八・一〇	その他の卑金属をめっきしたもの
七二一八・九〇	その他のもの
七二一九	ステンレス鋼
七二一九・一一	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品
七二一九・一二	インゴットその他の一次形状のもの
七二一九・一三	その他のもの
七二一九・一四	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）
七二一九・二一	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの
七二一九・二二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの
七二一九・二三	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの
七二一九・二四	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの
	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの
	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの
	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
	厚さが三ミリメートル未満のもの
	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）

七二一九・三一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの
七二一九・三二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
七二一九・三三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの
七二一九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの
七二一九・三五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの
七二一九・九〇	その他のもの
七二一〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）
七二一〇・一一	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
七二一〇・一二	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの
七二一〇・二〇	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの
七二一〇・九〇	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
七二一一	その他のもの
七二一一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）
七二一二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼
七二一二・一〇	棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一二・二〇	棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一二・三〇	その他の棒
七二一二・四〇	形鋼
七二一三	ステンレス鋼の線
七二一三・〇〇	第四節　その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒
七二一四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品
七二一四・一〇	インゴットその他の一次形状のもの
七二一四・九〇	その他のもの
七二一五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）
七二一五・一〇	けい素電気鋼のもの
七二一五・二〇	高速度鋼のもの
七二一五・三〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
七二一五・四〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）
七二一五・五〇	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一五・九〇	その他のもの
七二一六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）
七二一六・一〇	けい素電気鋼のもの
七二一六・二〇	高速度鋼のもの
	その他のもの
七二一六・九一	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
七二一六・九二	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
七二一六・九九	その他のもの
七二一七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）
七二一七・一〇	高速度鋼のもの
七二一七・二〇	シリコマンガン鋼のもの
七二一七・九〇	その他のもの
七二一八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒
七二一八・一〇	高速度鋼の棒
七二一八・二〇	シリコマンガン鋼の棒
七二一八・三〇	その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一八・四〇	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一八・五〇	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
七二一八・六〇	その他の棒
七二一八・七〇	形鋼
七二一八・八〇	中空ドリル棒
七二一九	その他の合金鋼の線
七二一九・一〇	高速度鋼のもの
七二一九・二〇	シリコマンガン鋼のもの
七二一九・九〇	その他のもの

第七三類　鉄鋼製品

注

1　この類において「鋳鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鋳造品で、第七二類の注1(d)に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。

2　この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が一六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

七三・〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼

七三〇一・一〇	鋼矢板
七三〇一・二〇	形鋼
七三・〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）
七三〇二・一〇	レール
七三〇二・二〇	まくら木
七三〇二・三〇	トングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分
七三〇二・四〇	継目板及びソールプレート
七三〇二・九〇	その他のもの
七三・〇三	鋳鉄製の管及び中空の形材
七三〇三・〇〇	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）
七三〇四・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
七三〇四・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ
	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇四・三一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの
七三〇四・三九	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇四・四一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの
七三〇四・四九	その他のもの
	その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇四・五一	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの
七三〇四・五九	その他のもの
七三〇四・九〇	その他のもの
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
七三〇五・一一	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの
七三〇五・一二	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）
七三〇五・一九	その他のもの
七三〇五・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング
	その他の溶接管
七三〇五・三一	縦方向に溶接したもの
七三〇五・三九	その他のもの
七三〇五・九〇	その他のもの
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）
七三〇六・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
七三〇六・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング
七三〇六・三〇	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇六・四〇	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇六・五〇	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
七三〇六・六〇	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）
七三〇六・九〇	その他のもの
七三・〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七三〇七・一一	鋳造した継手
七三〇七・一九	非可鍛鋳鉄製のもの
	その他のもの
七三〇七・二一	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）
七三〇七・二二	フランジ
七三〇七・二三	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）
七三〇七・二九	継手（突合せ溶接式のものに限る。）
	その他のもの
七三〇七・九一	フランジ
七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）
七三〇七・九三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）
七三〇七・九九	その他のもの
七三・〇八	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
七三〇八・一〇	橋及び橋げた
七三〇八・二〇	塔及び格子柱

七三〇八・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居
七三〇八・四〇	足場用、枠組み用又は坑道用の支柱その他これに類する物品
七三〇八・九〇	その他のもの
七三・〇九	
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
七三・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）
七三一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの
七三一〇・二一	内容積が五〇リットル未満のもの
七三一〇・二九	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）
七三・一一	その他のもの
七三一一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器
七三・一二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）
七三一二・一〇	より線、ロープ及びケーブル
七三一二・九〇	その他のもの
七三・一三	
七三一三・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの
七三・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル
	織つた物品
七三一四・一一	ステンレス鋼製のもの
七三一四・一九	その他のもの
七三一四・二〇	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の交点を溶接したものに限る。）
	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）
七三一四・三〇	その他のワイヤグリル、網及び柵
七三一四・四一	亜鉛をめつきしたもの
七三一四・四二	プラスチックを被覆したもの
七三一四・四九	その他のもの
七三一四・五〇	エキスパンデッドメタル
七三・一五	鉄鋼製の鎖及びその部分品
七三一五・一一	連接リンクチェーン及びその部分品
七三一五・一二	ローラーチェーン
七三一五・一九	その他の鎖
七三一五・二〇	部分品
七三一五・八一	スキッドチェーン
七三一五・八二	その他の鎖
七三一五・八九	スタッド付きチェーン
七三一五・九〇	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）
七三・一六	その他のもの
七三一六・〇〇	その他の部分品
七三・一七	鉄鋼製のいかり及びその部分品
七三一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品
七三一八・一一	ねじを切つた製品
七三一八・一二	コーチスクリュー
七三一八・一三	その他の木ねじ
七三一八・一四	スクリューフック及びスクリューリング
七三一八・一五	セルフタッピングスクリュー
七三一八・一六	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）
七三一八・一九	ナット
七三一八・二一	その他のもの
七三一八・二二	ねじを切つてない製品
七三一八・二三	ばね座金その他の止め座金
七三一八・二四	その他の座金
七三一八・二九	リベット
	コッター及びコッターピン
	その他のもの

七三・一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゆう用穴あけ手針その他これらに類する物品
七三一九・一〇	縫針、かがり針及びししゆう針
七三一九・二〇	安全ピン
七三一九・三〇	その他のピン
七三一九・九〇	その他のもの
七三・二〇	鉄鋼製のばね及びばね板
七三二〇・一〇	板ばね及びそのばね板
七三二〇・二〇	コイルばね
七三二〇・九〇	その他のもの
七三・二一	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）
七三二一・一一	調理用加熱器具及び皿温め器
七三二一・一二	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの
七三二一・一三	液体燃料用のもの
	固体燃料用のもの
七三二一・八一	その他の器具
七三二一・八二	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの
七三二一・八三	液体燃料用のもの
七三二一・九〇	固体燃料用のもの
七三・二二	部分品
	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）
七三二二・一一	ラジエーター及びその部分品
七三二二・一九	鋳鉄製のもの
七三二二・九〇	その他のもの
七三・二三	その他のもの
	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
七三二三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
	その他のもの
七三二三・一一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）
七三二三・九二	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）
七三二三・九三	ステンレス鋼製のもの
七三二三・九四	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）
七三二三・九九	その他のもの
七三・二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）
七三二四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
七三二四・二一	浴槽
七三二四・二九	鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）
七三二四・九〇	その他のもの
七三・二五	その他のもの（部分品を含む。）
七三二五・一〇	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）
七三二五・九一	非可鍛鋳鉄製のもの
七三二五・九九	その他のもの
七三・二六	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品
七三二六・一一	その他のもの
七三二六・一九	その他の鉄鋼製品
七三二六・二〇	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）
七三二六・九〇	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品
	その他のもの
	鉄鋼の線から製造したもの
	その他のもの

第七四類　銅及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「精製銅」とは、銅の含有量が全重量の九九・八五%以上である金属及び銅の含有量が全重量の九七・五%以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（%）
銀（Ag）	〇・二五
砒素（As）	〇・五
カドミウム（Cd）	一・三
クロム（Cr）	一・四
マグネシウム（Mg）	〇・八
鉛（Pb）	一・五
硫黄（S）	〇・七

すず（Sn）	○・八
テルル（Te）	○・八
亜鉛（Zn）	一
ジルコニウム（Zr）	○・三
その他の各元素（＊）	○・三

＊　その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガン、ニッケル及びけい素をいう。

(b)　「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属（粗銅を除く。）で次のいずれかのものをいう。

(i)　銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii)　銅以外の元素の含有量の合計が全重量の二・五％を超えるもの

(c)　「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の一〇％を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の一五％を超えるりん銅は、第二八・四八項に属する。

(d)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の塊とみなす。

(e)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(f)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(g)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七四・〇三項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七四・〇九項又は第七四・一〇項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(h)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

1　号注

(a)　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「銅・亜鉛合金（黄銅）」とは、銅と亜鉛の合金（銅及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含有する場合には、次のすべての要件を満たすものをいう。

銅以外の含有する元素のうち亜鉛の重量が最大であること。

ニッケルの含有量が全重量の五％未満であること（銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）参照）。

すずの含有量が全重量の三％未満であること（銅・すず合金（青銅）参照）。

(b)　「銅・すず合金（青銅）」とは、銅とすずの合金（銅及びすず以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含有する場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の三％以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の一〇％未満である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものも含む。

(c)　「銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）」とは、銅とニッケルと亜鉛の合金（銅、ニッケル及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）で、ニッケルの含有量が全重量の五

七四・〇一	%以上のものをいう（銅・亜鉛合金（黄銅）参照）。
七四〇一・一〇	(d)「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金（銅及びニッケル以外の元素を含有するかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の一%以下のものに限る。）をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含有する場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。
七四〇一・二〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）
七四・〇二	銅のマット
七四〇二・〇〇	セメントカッパー（沈殿銅）
七四・〇三	粗銅及び電解精製用陽極銅
	精製銅又は銅合金の塊
七四〇三・一一	精製銅
七四〇三・一二	陰極銅及びその切断片
七四〇三・一三	ワイヤバー
七四〇三・一九	ビレット
	その他のもの
七四〇三・二一	銅合金
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）
七四〇三・二三	銅・すず合金（青銅）
七四〇三・二九	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）
七四・〇四	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）
七四〇四・〇〇	銅のくず
七四・〇五	銅のマスターアロイ
七四〇五・〇〇	銅の粉及びフレーク
七四・〇六	粉（薄片状のものを除く。）
七四〇六・一〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク
七四〇六・二〇	銅の棒及び形材
七四・〇七	精製銅のもの
七四〇七・一〇	銅合金のもの
七四〇七・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
七四〇七・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四〇七・二九	その他のもの
七四・〇八	銅の線
七四〇八・一一	精製銅のもの
	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの
七四〇八・一九	その他のもの
七四〇八・二一	銅合金のもの
七四〇八・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四・〇九	その他のもの
七四〇九・一一	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）
七四〇九・一九	精製銅のもの
七四〇九・二一	巻いたもの
七四〇九・二九	その他のもの
七四〇九・三一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
七四〇九・三九	巻いたもの
七四〇九・四〇	その他のもの
七四〇九・九〇	銅・すず合金（青銅）のもの
七四・一〇	巻いたもの
	その他のもの
七四一〇・一一	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四一〇・一二	その他の銅合金のもの
七四一〇・二一	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）
七四一〇・二二	裏張りしてないもの
七四一一・一〇	精製銅のもの
七四一一・二一	銅合金のもの
七四一一・二二	裏張りしたもの
七四一一・二九	精製銅のもの
七四一二・一〇	銅合金のもの
	銅製の管
	精製銅のもの
	銅合金のもの
	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
	その他のもの
	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
	精製銅のもの

七四一二・二〇	銅合金のもの	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）
七四・一三		
七四一三・〇〇		ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル
七四・一四	機械用ワイヤエンドレスバンド	
七四一四・一〇	その他のもの	
七四一四・九〇	銅製のくぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品
七四・一五		
七四一五・一〇	くぎ、びょう、画びょう、またくぎその他これらに類する製品	
七四一五・二一	その他のもの（ねじを切つたものを除く。）	
七四一五・二九	座金（ばね座金を含む。）	
	その他のもの	
七四一五・三一	その他のもの（ねじを切つたものに限る。）	
七四一五・三二	木ねじ	
七四一五・三九	その他のねじ、ボルト及びナット	
七四一六・一六	その他のもの	
七四一六・〇〇	銅製のばね	
七四・一七		
七四一七・〇〇	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）	
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	
七四一八・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	
七四一八・二〇	衛生用品及びその部分品	
七四・一九	その他の銅製品	
七四一九・一〇	鎖及びその部分品	
	その他のもの	
七四一九・九一	鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	

七四一九・九九　その他のもの

第七五類　ニッケル及びその製品

1　注

(a)　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七五・〇二項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七五・〇六項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ

円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「ニッケル（合金を除く。）」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の九九％以上の金属で次のいずれの要件も満たすものをいう。

(i)　コバルトの含有量が全重量の一・五％以下であること。

(ii)　ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えないこと。

元素	全重量に対する限度（％）
鉄（Fe）	○・五
酸素（O）	○・四
その他の各元素	○・三

(b)　「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i)　コバルトの含有量が全重量の一・五％を超えるもの

(ii)　ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(iii)　ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

七五・〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物
七五〇一・一〇	ニッケルのマット
七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物
七五・〇二	ニッケルの塊
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）
七五〇二・二〇	ニッケル合金
七五・〇三	ニッケルのくず
七五〇三・〇〇	
七五・〇四	ニッケルの粉及びフレーク
七五〇四・〇〇	ニッケルの棒、形材及び線
七五・〇五	棒及び形材
七五〇五・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの
七五〇五・一二	ニッケル合金のもの
七五〇五・二一	線
七五〇五・二二	ニッケル（合金を除く。）のもの
七五・〇六	ニッケル合金のもの
七五〇六・一〇	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく
七五〇六・二〇	ニッケル（合金を除く。）のもの
七五・〇七	ニッケル合金のもの
七五〇七・一一	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七五〇七・一二	管
七五〇七・二〇	ニッケル（合金を除く。）のもの
七五・〇八	ニッケル合金のもの
七五〇八・〇〇	管用継手

第七六類　アルミニウム及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含

む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七六・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七六・〇六項又は第七六・〇七項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「アルミニウム（合金を除く。）」とは、アルミニウムの含有量が全重量の九九％以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
鉄（Fe）及びけい素（Si）	合計一
その他の各元素（注(1)）	〇・一（注(2)）

注(1)　その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。

注(2)　クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇五％以下である場合には、銅の含有量は、全重量の〇・二％を限度として〇・一％を超えることができる。

(b)　「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i)　鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素以外の元素のうち少なくとも一の元素の含有量が全重量に対して(a)の表に掲げる限度を超えるもの

七六・〇一	アルミニウムの塊
七六〇一・一〇	アルミニウム（合金を除く。）
七六〇一・二〇	アルミニウム合金
七六・〇二	アルミニウムのくず
七六〇二・〇〇	アルミニウムの粉及びフレーク（薄片状のものを除く。）
七六・〇三	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク
七六〇三・一〇	アルミニウムの棒及び形材
七六〇三・二〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの
七六・〇四	中空の形材
七六〇四・一〇	その他のもの
七六〇四・二一	アルミニウム（合金を除く。）のもの
七六〇四・二九	中空の形材
七六・〇五	その他のもの
七六〇五・一一	アルミニウムの線
七六〇五・一九	アルミニウム（合金を除く。）のもの
七六〇五・二一	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの
七六〇五・二九	その他のもの
七六・〇六	アルミニウム合金のもの
七六〇六・一一	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの
七六〇六・一二	その他のもの
七六〇六・九一	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）
七六〇六・九二	長方形（正方形を含む。）のもの
七六・〇七	アルミニウム（合金を除く。）のもの
七六〇七・一一	アルミニウム合金のもの
七六〇七・一九	その他のもの
七六〇七・二〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの
七六・〇八	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）
	裏張りしてないもの
	圧延したもの（更に加工したものを除く。）
	その他のもの
	裏張りしたもの
	アルミニウム製の管

(ii)　アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

七六〇八・一〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの	
七六〇八・二〇	アルミニウム合金のもの	
七六・〇九	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
七六〇九・〇〇		
七六・一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
七六一〇・一〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	
七六一〇・九〇	その他のもの	
七六・一一	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	
七六一一・〇〇		
七六・一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	
七六一二・一〇	折畳み可能なチューブ状のもの	
七六一二・九〇	その他のもの	
七六・一三	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	
七六一三・〇〇		
七六・一四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	
七六一四・一〇	しんに鋼を使用したもの	
七六一四・九〇	その他のもの	
七六・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）	
七六一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシング グラブその他これらに類する製品	
七六一五・二〇	衛生用品及びその部分品	
七六・一六	その他のアルミニウム製品	
七六一六・一〇	くぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッタービン、座金その他これらに類する製品	
七六一六・九〇	その他のもの	

第七七類

（この類の使用は、統一システムにおいて将来使用する可能性に備えて保留する。）

第七八類　鉛及びその製品

1　注

この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七八・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七八・〇四項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の九九・九%以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（%）
銀（Ag）	○・○二
砒素（As）	○・○○五
ビスマス（Bi）	○・○五
カルシウム（Ca）	○・○○一
カドミウム（Cd）	○・○○二
銅（Cu）	○・○八
鉄（Fe）	○・○○二
硫黄（S）	○・○○二
アンチモン（Sb）	○・○○五
すず（Sn）	○・○○五
亜鉛（Zn）	○・○○二
その他の各元素（例えば、テルル）	○・○○一

七八・〇一	鉛の塊
七八〇一・一〇	精製鉛
七八〇一・九一	その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの
七八〇一・九九	その他のもの
七八・〇二	鉛のくず
七八〇二・〇〇	
七八・〇三	鉛の棒、形材及び線
七八〇三・〇〇	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク
七八・〇四	板、シート、ストリップ及びはく
七八〇四・一一	シート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）
七八〇四・一九	その他のもの
七八〇四・二〇	粉及びフレーク
七八・〇五	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七八〇五・〇〇	
七八・〇六	その他の鉛製品
七八〇六・〇〇	

第七九類　亜鉛及びその製品

1 注

(a) この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七九・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七九・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「亜鉛（合金を除く。）」とは、亜鉛の含有量が全重量の九七・五％以上の金属をいう。

(b) 「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の二・五％を超えるものをいう。

(c) 「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの（目開きが六三ミクロンのふるいに対する通過率が全重量の八〇％以上のものに限る。）のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の八五％以上のものをいう。

七九・〇一	亜鉛の塊
七九〇一・一一	亜鉛（合金を除く。）
七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの
七九〇一・二〇	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの
七九・〇二	亜鉛合金
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク
七九〇三・一〇	亜鉛のダスト
七九〇三・九〇	その他のもの
七九・〇四	亜鉛の棒、形材及び線
七九〇四・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく
七九・〇五	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七九〇五・〇〇	その他の亜鉛製品
七九〇六・〇〇	
七九・〇七	
七九〇七・一〇	
七九〇七・九〇	

第八〇類　すず及びその製品

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第八〇・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第八〇・〇四項又は第八〇・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断

面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「すず（合金を除く。）」とは、すずの含有量が全重量の九九％以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
ビスマス（Bi）	〇・一
銅（Cu）	〇・四

(b)　「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i)　すず以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの。

(ii)　ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度以上のもの

八〇・〇一	すずの塊	
八〇〇一・一〇	すず（合金を除く。）	
八〇〇一・二〇	すず合金	
八〇・〇二	すずのくず	
八〇〇二・〇〇		
八〇・〇三	すずの棒、形材及び線	
八〇〇三・〇〇		
八〇・〇四	すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	
八〇〇四・〇〇		
八〇・〇五	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク	
八〇〇五・一〇	はく	
八〇〇五・二〇	粉及びフレーク	
八〇・〇六	すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
八〇〇六・〇〇		
八〇・〇七	その他のすず製品	
八〇〇七・〇〇		

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

号注

1　第七四類の注1に規定する「棒」、「形材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。

八一・〇一	タングステン及びその製品（くずを含む。）	
八一〇一・一〇	粉	
	その他のもの	
八一〇一・九一	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	
八一〇一・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	
八一〇一・九三	線	
八一〇一・九九	その他のもの	
八一・〇二	モリブデン及びその製品（くずを含む。）	
八一〇二・一〇	粉	
	その他のもの	
八一〇二・九一	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	
八一〇二・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	
八一〇二・九三	線	
八一〇二・九九	その他のもの	
八一・〇三	タンタル及びその製品（くずを含む。）	
八一〇三・一〇	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）、くず及び粉	
八一〇三・九〇	その他のもの	
八一・〇四	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	
八一〇四・一一	マグネシウムの塊	
八一〇四・一九	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八％以上のもの	
八一〇四・二〇	その他のもの	
八一〇四・三〇	くず	
八一〇四・九〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	
八一・〇五	その他のもの	
	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）	
八一〇五・一〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊、くず及び粉	
八一〇五・九〇	その他のもの	
八一・〇六	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	
八一〇六・〇〇		

八一・〇七	カドミウム及びその製品（くずを含む。）
八一〇七・一〇	カドミウムの塊、くず及び粉
八一〇七・九〇	その他のもの
八一・〇八	チタン及びその製品（くずを含む。）
八一〇八・一〇	チタンの塊、くず及び粉
八一〇八・九〇	その他のもの
八一・〇九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）
八一〇九・一〇	ジルコニウムの塊、くず及び粉
八一〇九・九〇	その他のもの
八一・一〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）
八一一〇・〇〇	
八一・一一	マンガン及びその製品（くずを含む。）
八一一一・〇〇	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）
八一・一二	ベリリウム
八一一二・一一	塊、くず及び粉
八一一二・一九	その他のもの
八一一二・二〇	クロム
八一一二・三〇	ゲルマニウム
八一一二・四〇	バナジウム
	その他のもの
八一一二・九一	塊、くず及び粉
八一一二・九九	その他のもの
八一・一三	サーメット及びその製品（くずを含む。）
八一一三・〇〇	

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

注

1　トーチランプ、可搬式かじ炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット及びペデキュアセット及び第八二・〇九項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。

(a)　卑金属

(b)　金属炭化物又はサーメット

(c)　卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石

(d)　卑金属製の支持物（卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を継持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料

2　この類の物品の卑金属製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第八四・六六項の手工具用ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第一五部の注2のはん用性の部分品は、すべてこの類に属しない。

3　電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第八五・一〇項に属する。

4　第八二・一一項の一以上のナイフとこれと同数以上の第八二・一五項の製品とをセットにした製品は、第八二・一五項に属する。

八二・〇一	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）
八二〇一・一〇	スペード及びショベル
八二〇一・二〇	フォーク
八二〇一・三〇	つるはし、くわ及びレーキ
八二〇一・四〇	なた、なたがまその他のおの類
八二〇一・五〇	片手剪定ばさみ（家きん切断用のものを含む。）
八二〇一・六〇	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ
八二〇一・九〇	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具
八二・〇二	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり
八二〇二・一〇	手のこぎり
八二〇二・二〇	帯のこぎりのブレード
八二〇二・三一	サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）
八二〇二・三二	作用する部分に鋼を使用したもの
八二〇二・四〇	作用する部分にその他の材料を使用したもの
八二〇二・九一	チェンソーのブレード
八二〇二・九九	その他ののこぎりのブレード
八二・〇三	ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）
八二〇三・一〇	その他のもの
八二〇三・二〇	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具
八二〇三・三〇	やすりその他これに類する手工具
	プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具
	金属切断用ばさみその他これに類する手工具

八二〇三・四〇	パイプカッター、ボルトクリーパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具
八二・〇四	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）
八二〇四・一一	スパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）
八二〇四・一二	調節式でないもの
八二〇四・二〇	互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）
八二・〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの
八二〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具
八二〇五・二〇	ハンマー
八二〇五・三〇	かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）
八二〇五・四〇	ねじ回し
八二〇五・五一	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）
八二〇五・五九	家庭用のもの
八二〇五・六〇	その他のもの
八二〇五・七〇	トーチランプ
八二〇五・八〇	万力、クランプその他これらに類する物品
八二〇五・九〇	金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの
八二・〇六	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）
八二〇六・〇〇	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）
八二・〇七	削岩用又は土壌せん孔用の工具
八二〇七・一一	作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの
八二〇七・一二	作用する部分にその他の材料を使用したもの
八二〇七・二〇	金属の引抜き用又は押出し用のダイス
八二〇七・三〇	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具
八二〇七・四〇	ねじ立て用又はねじ切り用の工具
八二〇七・五〇	穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）
八二〇七・六〇	中ぐり用又はブローチ削り用の工具
八二〇七・七〇	フライス削り用工具
八二〇七・八〇	切削用工具
八二〇七・九〇	その他の互換性工具
八二・〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃
八二〇八・一〇	金属加工用のもの
八二〇八・二〇	木工用のもの
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの
八二〇八・九〇	その他のもの
八二・〇九	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。）
八二〇九・〇〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）
八二・一〇	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃
八二〇一〇・〇〇	詰合せセット
八二・一一	その他のもの
八二一一・九一	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）
八二一一・九四	刃
八二・一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）
八二一二・一〇	かみそり
八二一二・二〇	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）
八二一二・九〇	その他の部分品
八二・一三	はさみ、テーラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃
八二一三・〇〇	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）
八二・一四	

八二一四・一〇	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	
八二一四・二〇	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	
八二一四・九〇	その他のもの	
八二一五・一五	スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	
八二一五・一〇	詰合せセット（貴金属をめっきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）	
八二一五・二〇	その他の詰合せセット	
八二一五・九一	その他のもの	
八二一五・九九	貴金属をめっきしたもの	
	その他のもの	

第八三類　各種の卑金属製品

注

1　この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項、第七三・一八項又は第七三・二〇項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで又は第七八類から第八一類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。

2　第八三・〇二項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が七五ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が七五ミリメートルを超えるものにあつては取り付けてある車輪又はタイヤの幅が三〇ミリメートル未満のものをいう。

八三・〇一	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ	
八三〇一・一〇	南京錠	
八三〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠	
八三〇一・三〇	家具に使用する種類の錠	
八三〇一・四〇	その他の錠	
八三〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	
八三〇一・六〇	部分品	
八三〇一・七〇	かぎ（単独で提示するものに限る。）	
	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	
八三〇二・一〇	ちょうつがい	
八三〇二・二〇	キャスター	
八三〇二・三〇	その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）	
八三〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品	
八三〇二・四二	建築物に適するもの	
八三〇二・四九	その他のもの（家具に適するものに限る。）	
八三〇二・五〇	その他のもの	
八三〇二・六〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	
八三・〇三	ドアクローザー	
八三〇三・〇〇	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	
八三・〇四	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	
八三・〇五	書類とじ込み用金具	
八三〇五・一〇	ストリップ状ステープル	
八三〇五・二〇	その他のもの（部分品を含む。）	
八三〇五・九〇	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	
八三・〇六	ベル、ゴングその他これらに類する物品	
八三〇六・一〇	小像その他の装飾品	
八三〇六・二一	貴金属をめっきしたもの	
八三〇六・二九	その他のもの	
八三〇六・三〇	額縁その他これに類するフレーム及び鏡	
八三・〇七	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	
八三〇七・一〇	鉄鋼製のもの	
八三〇七・九〇	その他の卑金属製のもの	
八三・〇八	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	
八三〇八・一〇	フック、アイ及びアイレット	
八三〇八・二〇	管リベット及びふたまたリベット	

八三〇八・九〇	その他のもの（部分品を含む。）
八三・〇九	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品
八三〇九・一〇	王冠
八三〇九・九〇	その他のもの
八三・一〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）
八三一〇・〇〇	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒
八三一一・一〇	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）
八三一一・二〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）
八三一一・三〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）
八三一一・九〇	その他のもの（部分品を含む。）

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第三九類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの（第四〇・一〇項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b)　革製品及びコンポジションレザー製品（第四二・〇四項参照）並びに毛皮製品（第四三・〇三項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの

(c)　ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品（材料を問わない。例えば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類及び第一五部参照）

(d)　ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード（例えば、第三九類、第四八類及び第一五部参照）

(e)　伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト（第五九・一〇項参照）及び技術的用途に供する紡織用繊維のその他の製品（第五九・一一項参照）

(f)　第七一・〇二項から第七一・〇四項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第七一・一六項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第八五・一二項参照）。）

(g)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(h)　ドリルパイプ（第七三・〇四項参照）

(ij)　金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第一五部参照）

(k)　第八二類又は第八三類の物品

(l)　第一七部の物品

(m)　第九〇類の物品

(n)　第九一類の時計その他の物品

(o)　第八二・〇七項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第四〇類、第四二類、第四三類、第四五類、第五九類、第六八・〇四項又は第六九・〇九項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類の第九六・〇三項のブラシ

(p)　第九五類の物品

2　機械の部分品（第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項（第八四・八五項及び第八五・四八項を除く。）に当該する場合には、当該いずれかの項に属する。

(b)　(a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属する。

(c)　その他の部分品は、第八四・八五項又は第八五・四八項に属する。

3　二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

4　個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているかいないか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているかいないかを問わない。）が第八四類又は第八五類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

5　1から4までにおいて「機械」とは、第八四類又は第八五類の各項の機械類及び電気機器をいう。

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六八類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品
(b) ポンプその他の機械類及びその部分品（陶磁製のものに限る。第六九類参照）
(c) 理化学用ガラス製品（第七〇・一七項参照）並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品（ガラス製のものに限る。第七〇・一九項及び第七〇・二〇項参照）
(d) 第七三・二一項又は第七三・二二項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類まで参照）
(e) 第八五・〇八項の手持電動工具及び第八五・〇九項の家庭用電気機器
(f) 動力駆動式でない手動床掃除機（第九六・〇三項参照）

2 第八四・〇一項から第八四・二四項までに該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項までの該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。
(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第八四・三六項参照）
(b) 穀物給湿機（第八四・三七項参照）
(c) 糖汁抽出用浸出機（第八四・三八項参照）
(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第八四・五一項参照）
(e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
また、第八四・二二項には、次の物品を含まない。
(a) 袋その他これに類する容器の封口用ミシン（第八四・五二項参照）
(b) 第八四・七二項の事務用機器

3 第八四・五六項に該当する加工機械で、同時に第八四・五七項から第八四・六一項まで、第八四・六四項又は第八四・六五項のいずれかの項に該当するものは、第八四・五六項に属する。

4 第八四・五七項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤を除く。）のみを含む。
(a) 加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）
(b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコンストラクションマシン）
(c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーションドトランスファーマシン）

5 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。
(a) 次の能力を有するディジタル式機械
(1) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。
(2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
(3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。
(4) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。
(b) アナログ式機械（計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの）
(c) ハイブリッド式機械（ディジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でディジタル要素を有するもの）

(B) 自動データ処理機械は、ハウジングの異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。
(a) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。
(b) 当該システムの一部として特に設計してあり、かつ、電源用ユニット以外のユニットにあつては、少なくとも当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。
これらのユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。

第八四・七一項には、自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するものを含まない。このような機械は、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

6 第八四・八二項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、一％以下のものに限る。）を含む。その他の鋼球は、第七三・二六項に属する。

7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。
主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第八四・七九項に属する。また、第八四・七九項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

号注
1 第八四八二・四〇号には、直径が五ミリメートル以下で長さが直径の三倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。

八四・〇一	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器
八四〇一・一〇	原子炉
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）
八四〇一・四〇	原子炉の部分品
八四・〇二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー
八四〇二・一一	蒸気発生ボイラー
	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）
八四〇二・一二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）

八四〇二・一九	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）
八四〇二・二〇	過熱水ボイラー
八四〇二・九〇	部分品
八四・〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）
八四〇三・一〇	ボイラー
八四〇三・九〇	部分品
八四・〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）
八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器
八四〇四・九〇	部分品
八四・〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）の部分品
八四〇五・九〇	蒸気タービン
八四・〇六	船舶推進用のもの
八四〇六・一一	その他のもの
八四〇六・一九	部分品
九四〇六・九〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）
八四・〇七	航空機用エンジン
八四〇七・一〇	船舶推進用エンジン
八四〇七・二一	船外機
八四〇七・二九	その他のもの
八四〇七・三一	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）
八四〇七・三二	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・三三	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・三四	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・九〇	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの
八四・〇八	その他のエンジン
	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）
八四〇八・一〇	船舶推進用エンジン
八四〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン
八四〇八・九〇	その他のエンジン
八四・〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品
八四〇九・一〇	航空機用エンジンのもの
八四〇九・九一	その他のもの
八四〇九・九九	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの
八四・一〇	その他のもの
八四一〇・一一	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機
八四一〇・一二	液体タービン及び水車
八四一〇・一三	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの
八四一〇・九〇	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの
八四・一一	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの
八四一一・一一	部分品（調速機を含む。）
八四一一・一二	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン
八四一一・一〇	ターボジェット
八四一一・二一	推力が二五キロニュートン以下のもの
八四一一・二二	推力が二五キロニュートンを超えるもの
八四一一・二三	ターボプロペラ
八四一一・八一	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの
八四一一・八二	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの
八四一一・九一	その他のガスタービン
八四一一・九九	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの
八四・一二	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの
八四一二・一〇	部分品
八四一二・二一	ターボジェット又はターボプロペラのもの
八四一二・二九	その他のもの
八四一二・三一	その他の原動機
八四一二・三九	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
八四一二・八〇	液体原動機
	直線運動式（シリンダー式）のもの
	その他のもの
	気体原動機
	直線運動式（シリンダー式）のもの
	その他のもの
	その他のもの

八四一二・九〇 八四・一三	部分品 液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター
八四一三・一一	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
八四一三・一九 八四一三・二〇	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。） その他のもの
八四一三・三〇	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）
八四一三・四〇 八四一三・五〇 八四一三・六〇 八四一三・七〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。） コンクリートポンプ その他の往復容積式ポンプ その他の回転容積式ポンプ その他の遠心ポンプ
八四一三・八一 八四一三・八二	その他のポンプ及び液体エレベーター ポンプ 液体エレベーター
八四一三・九一 八四一三・九二 八四・一四	部分品 ポンプのもの 液体エレベーターのもの
八四一四・一〇 八四一四・二〇 八四一四・三〇 八四一四・四〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。） 真空ポンプ 手押し式又は足踏み式の気体ポンプ 圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。） 気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）
八四一四・五一	ファン 卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）
八四一四・五九 八四一四・六〇	その他のもの フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）
八四一四・八〇 八四一四・九〇 八四・一五	その他のもの 部分品 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四一五・一〇	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のものに限る。）
八四一五・八一	その他のもの 冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するもの
八四一五・八二 八四一五・八三 八四一五・九〇	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。） 冷却ユニットを自蔵しないもの
八四一六・一〇 八四一六・二〇 八四一六・三〇	部分品 炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械 液体燃料用の炉用バーナー その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。） メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械
八四一六・九〇 八四・一七	部分品 炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）
八四一七・二〇 八四一七・八〇 八四一七・九〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。） その他のもの
八四・一八	部分品 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四一八・一一 八四一八・一二 八四一八・二九 八四一八・三〇 八四一八・四〇 八四一八・五〇	家庭用冷蔵庫 圧縮式のもの 吸収式のもの（電気式のものに限る。） その他のもの 横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。） 直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。） 展示用のカウンター、キャビネット、ショーケースその他これらに類する物品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。） その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ
八四一八・六一 八四一八・六九	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。） その他のもの 部分品

八四一八・九一	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器
八四一八・九九	その他のもの
八四・一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）
八四一九・一一	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）
八四一九・一九	瞬間ガス湯沸器
八四一九・二〇	その他のもの
	医療用又は理化学用の滅菌器
八四一九・三一	乾燥機
八四一九・三二	農産物用のもの
八四一九・三九	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの
八四一九・四〇	その他のもの
八四一九・五〇	蒸留用又は精留用の機器
八四一九・六〇	熱交換装置
	気体液化装置
八四一九・八一	その他の機器
八四一九・八九	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
八四一九・九〇	その他のもの
八四・二〇	部分品
	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー
八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機
	部分品
八四二〇・九一	シリンダー
八四二〇・九九	その他のもの
八四・二一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機
八四二一・一一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）
八四二一・一二	クリーム分離機
八四二一・一九	衣類脱水機
	その他のもの
八四二一・二一	液体のろ過機及び清浄機
八四二一・二二	水のろ過用又は清浄用のもの
八四二一・二三	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの
八四二一・二九	内燃機関の潤滑油又は燃料用のろ過機
	その他のもの
八四二二・三一	気体のろ過機及び清浄機
八四二二・三九	内燃機関の吸気用のろ過機
	その他のもの
八四二二・九一	部分品
八四二二・九九	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの
八四・二二	その他のもの
	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス注入機
八四二三・一一	皿洗機
八四二三・一九	家庭用のもの
八四二三・二〇	その他のもの
八四二三・三〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機
八四二三・四〇	その他の包装機械
八四二三・九〇	部分品
八四・二三	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅
八四二四・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり
八四二四・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり
八四二四・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）
八四二四・八一	その他の重量測定機器
	最大ひよう量が三〇キログラム以下のもの
	最大ひよう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの
	その他のもの
	分銅及び重量測定機器の部分品
	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
	スプレーガンその他これに類する機器
	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器その他の機器
	農業用又は園芸用のもの

八四二四・八九　その他のもの
八四二四・九〇　部分品
八四・二五　ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ
八四二五・一一　ブーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）
八四二五・一九　電動機により作動するもの
八四二五・二〇　その他のもの
八四二五・三一　ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置
八四二五・三九　その他のウインチ及びキャプスタン
八四二五・四一　電動機により作動するもの
八四二五・四二　その他のもの
八四二五・四九　ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト
八四・二六　据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）
八四二六・一一　その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）
八四二六・一二　その他のもの
八四二六・一九　デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック
八四二六・二〇　天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー
八四二六・三〇　固定した支持物に取り付けた天井クレーン
八四二六・四一　タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー
八四二六・四九　その他のもの
八四二六・九一　タワークレーン
八四二六・九九　門形ジブクレーン
八四・二七　その他の機械（自走式のものに限る。）
八四二七・一〇　タイヤ付きのもの
八四二七・二〇　その他のもの
八四二七・九〇　その他の機械
八四二八・一〇　道路走行車両に装備するために設計したもの
八四二八・二〇　その他のもの
八四二八・三一　フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック
八四二八・三九　自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）
八四二八・四〇　その他の自走式トラック
八四二八・五〇　その他のトラック
八四二八・六〇　その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）
八四二八・九〇　その他の機械
八四二九・一一　ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）
八四二九・一九　ブルドーザー及びアングルドーザー
八四二九・二〇　無限軌道式のもの
八四二九・三〇　その他のもの
八四二九・四〇　地ならし機
八四二九・五一　スクレーパー
八四二九・五二　突固め用機械及びロードローラー
八四二九・五九　メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー
八四・三〇　フロントエンド型ショベルローダー
上部構造が三六〇度回転するもの
その他のもの
八四三〇・一〇　その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機
八四三〇・二〇　くい打ち機及びくい抜き機
八四三〇・三一　除雪機
八四三〇・三九　コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機
自走式のもの
その他のもの
その他のせん孔用又は掘削用の機械

八四三〇・四一	自走式のもの
八四三〇・四九	その他のもの
八四三〇・五〇	その他の機械（自走式のものに限る。）
八四三〇・六一	その他の機械（自走式のものを除く。）
八四三〇・六二	突固め用機械
八四三〇・六九	スクレーパー
八四三一・一〇	その他のもの
八四三一・二〇	第八四・二五項の機械のもの
八四三一・三一	第八四・二七項の機械のもの
八四三一・三九	第八四・二八項の機械のもの
八四三一・四一	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの
八四三一・四二	その他のもの
八四三一・四三	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のもの
八四三一・四九	バケット、ショベル、グラブ及びグリップ
八四三一・五〇	ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード
八四三一・八〇	第八四三〇・四一号又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品
八四三一・九〇	その他のもの
八四三二・一〇	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー
八四三二・二一	プラウ
八四三二・二九	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホーディスクハロー
八四三二・三〇	その他のもの
八四三二・四〇	播種機、植付け機及び移植機
八四三二・八〇	肥料散布機
八四三二・九〇	その他の機械
八四三三・一一	部分品
八四三三・一九	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）
八四三三・二〇	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機
八四三三・三〇	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）
	その他のもの
	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）
	その他の乾草製造用機械
八四三三・四〇	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）
八四三三・五一	その他の収穫機及び脱穀機
八四三三・五二	コンバイン
八四三三・五三	その他の脱穀機
八四三三・五九	根菜類又は塊茎の収穫機
八四三三・六〇	その他のもの
八四三三・九〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械部分品
八四・三四	搾乳機及び酪農機械
八四三四・一〇	搾乳機
八四三四・二〇	酪農機械
八四三四・九〇	部分品
八四・三五	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）
八四三五・一〇	機械
八四三五・九〇	部分品
八四・三六	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器
八四三六・一〇	飼料調製用機械
八四三六・二一	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器
八四三六・二九	家きんのふ卵器及び育すう器
八四三六・八〇	その他のもの
八四・三七	その他の機械
八四三六・九一	部分品
八四三六・九九	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの
八四・三七	その他のもの
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）
八四三七・八〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械
八四三七・九〇	その他の機械
八四・三八	部分品
八四三八・一〇	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）
八四三八・二〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械
八四三八・三〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械
	砂糖製造機械

八四三八・四〇	醸造用機械
八四三八・五〇	肉又は家きんの調製用機械
八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械
八四三八・八〇	その他の機械
八四三八・九〇	部分品
八四・三九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械
八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械
八四三九・九一	部分品
八四三九・九九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの
八四・四〇	その他のもの
八四四〇・一〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）
八四四〇・九〇	機械
八四・四一	部分品
八四四一・一〇	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）
八四四一・二〇	切断機
八四四一・三〇	袋又は封筒の製造機械
八四四一・四〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）
八四四一・八〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）
八四四一・九〇	その他の機械
八四・四二	部分品
八四四二・一〇	活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン
八四四二・一〇	写真植字機
八四四二・二〇	その他の植字用機器（活字鋳造用装置を有するか有しないかを問わない。）
八四四二・三〇	その他の機器
八四四二・四〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機器の部分品
八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン
八四・四三	印刷機及び印刷用補助機械
八四四三・一一	オフセット印刷機
八四四三・一二	巻紙式のもの
八四四三・一九	枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦二二センチメートル、横三六センチメートル以下のものに限る。）
八四四三・二一	その他のもの
八四四三・二九	凸版印刷機（フレキソ印刷機を除く。）
八四四三・三〇	巻紙式のもの
八四四三・四〇	その他のもの
八四四三・五〇	フレキソ印刷機
八四四三・六〇	グラビア印刷機
八四四三・九〇	その他の印刷機
八四・四四	印刷用補助機械
八四四四・〇〇	部分品
八四・四五	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機
八四四五・一一	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械
八四四五・一二	紡績準備機械
八四四五・一九	カード
八四四五・二〇	コーマ
八四四五・三〇	練条機及び粗紡機
八四四五・四〇	その他のもの
八四四五・九〇	精紡機
八四四六・一〇	合糸機及びねん糸機
八四四六・二一	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機
八四四六・二九	その他のもの
八四四六・三〇	織機
八四四六・四六	織幅が三〇センチメートル以下のもの
八四四六・四七	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものに限る。）
八四・四七	力織機
	その他のもの
	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）
	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゆう布、トリミング、組ひも又は網の製

八四四七・一一	造機械
八四四七・一二	丸編機
八四四七・二〇	シリンダーの直径が一六五ミリメートル以下のもの
八四四七・九〇	シリンダーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの
八四四・四八	平型編機及びステッチボンディングマシン
	その他のもの
八四四八・一一	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）
八四四八・一九	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械
八四四八・二〇	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機
八四四八・三一	その他のもの
八四四八・三二	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
八四四八・三三	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
八四四八・三九	針布
八四四八・四一	紡績準備機械のもの（針布を除く。）
八四四八・四二	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー
八四四八・四九	その他のもの
八四四八・五一	織機又はその補助機械の部分品及び附属品
八四四八・五九	シャットル
八四四八・〇〇	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム
八四・四九	その他のもの
八四四九・〇〇	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
八四・五〇	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）
	その他のもの
八四五〇・一一	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型
八四五〇・一二	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）
八四五〇・一九	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）
八四五〇・二〇	全自動のもの
八四五一・一〇	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）
八四五一・一九	その他のもの
八四五一・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）
八四五一・二九	部分品
八四五一・三〇	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
八四五一・四〇	ドライクリーニング機
八四五一・五〇	乾燥機
八四五一・八〇	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの
八四五一・九〇	その他のもの
八四五二・一一	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）
八四五二・一九	洗浄用、漂白用又は染色用の機械
八四五二・二九	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
八四五二・三〇	その他の機械
八四五二・四〇	部分品
八四五二・九〇	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー
八四五三・一〇	家庭用ミシン
八四五三・二〇	その他のミシン
八四五三・八〇	自動式のもの
八四五三・九〇	その他のもの
八四・五四	ミシン針
	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品
八四五四・一〇	ミシンのその他の部分品
八四五四・二〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）
	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械
	履物の製造機械及び修理機械
	その他の機械
	部分品
	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）
	転炉
	インゴット用鋳型及び取鍋

八四五四・三〇	鋳造機
八四五四・九〇	部分品
八四・五五	金属圧延機及びそのロール
八四五五・一〇	管圧延機
	その他の圧延機
八四五五・二一	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの
八四五五・二二	冷間圧延のもの
八四五五・三〇	圧延機用ロール
八四五五・九〇	その他の部分品
八四・五六	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械
八四五六・一〇	レーザーその他の光子ビームによるもの
八四五六・二〇	超音波によるもの
八四五六・三〇	放電によるもの
八四五六・九〇	その他のもの
八四・五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン
八四五七・一〇	マシニングセンター
八四五七・二〇	ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）
八四五七・三〇	マルチステーショントランスファーマシン
八四・五八	旋盤（金属切削用のものに限る。）
	横旋盤
八四五八・一一	数値制御式のもの
八四五八・一九	その他のもの
	その他の旋盤
八四五八・九一	数値制御式のもの
八四五八・九九	その他のもの
八四・五九	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く。）
八四五九・一〇	ウェイタイプユニットヘッド機
	その他のボール盤
八四五九・二一	数値制御式のもの
八四五九・二九	その他のもの
	その他の中ぐりフライス盤
八四五九・三一	数値制御式のもの
八四五九・三九	その他のもの
八四五九・四〇	その他の中ぐり盤
	ひざ形フライス盤
八四五九・五一	数値制御式のもの
八四五九・五九	その他のもの
	その他のフライス盤
八四五九・六一	数値制御式のもの
八四五九・六九	その他のもの
八四五九・七〇	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤
八四・六〇	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）
八四六〇・一一	平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）
八四六〇・一九	数値制御式のもの
	その他のもの
八四六〇・二一	その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）
八四六〇・二九	数値制御式のもの
	その他のもの
八四六〇・三一	工具研削盤
八四六〇・三九	数値制御式のもの
八四六〇・四〇	その他のもの
八四六〇・九〇	ホーニング盤及びラップ盤
八四・六一	その他のもの
	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
八四六一・一〇	平削り盤
八四六一・二〇	形削り盤及び立削り盤
八四六一・三〇	ブローチ盤
八四六一・四〇	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤
八四六一・五〇	金切り盤及び切断機
八四六一・九〇	その他のもの
八四・六二	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングダマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むも

八四六二・一〇	のとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）
八四六二・二二 八四六二・二九	鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）
八四六二・三一 八四六二・三九	数値制御式のもの その他のもの 剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。）
八四六二・四一 八四六二・四九	数値制御式のもの その他のもの パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）
八四六二・九一 八四六二・九九	数値制御式のもの その他のもの 液圧プレス その他のもの
八四・六三	その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）
八四六三・一〇	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）
八四六三・二〇 八四六三・三〇 八四・六四	ねじ転造盤 線の加工機械 その他のもの 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械
八四六四・一〇 八四六四・二〇 八四・六五	のこ盤 研削盤及び研磨盤 その他のもの 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。） その他のもの のこ盤
八四六五・九一 八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）

八四六五・九三 八四六五・九四 八四六五・九五 八四六五・九六 八四六五・九九 八四・六六	研削盤及び研磨盤 ベンディングマシン及び組立て用機械 ボール盤及びほぞ穴盤 ひき割り機、薄切り機及び削り機 その他のもの
八四六六・一〇 八四六六・二〇 八四六六・三〇	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー ツールホルダー及び自動開きダイヘッド 工作物保持具 割出台その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限る。）
八四六六・九一 八四六六・九二 八四六六・九三 八四六六・九四 八四・六七	その他のもの 第八四・六四項の機械に使用するもの 第八四・六五項の機械に使用するもの 第八四・六六項の機械に使用するもの 第八四・六七項の機械に使用するもの（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）
八四六七・一一 八四六七・一九	ニューマチックツール 回転工具（回転衝撃式工具を含む。）
八四六七・八一 八四六七・八九	その他のもの その他の工具 チェーンソー その他のもの
八四六七・九一 八四六七・九二 八四六七・九九 八四・六八	部分品 チェーンソーのもの ニューマチックツールのもの その他のもの
八四六八・一〇 八四六八・二〇 八四六八・八〇 八四・六九	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器 手持ち式トーチ その他のガス式の機器 その他の機器 部分品
八四六九・九〇 八四六九・一〇	タイプライター及びワードプロセッサ 自動タイプライター及びワードプロセッサ その他のタイプライター（電動式のものに限る。）

八四六九・二一	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの
八四六九・二九	その他のもの
	その他のタイプライター（電動式のものを除く。）
八四六九・三一	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの
八四六九・三九	その他のもの
八四・七〇	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械
八四七〇・一〇	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）
	その他の電子式計算機
	印字機構を有するもの
八四七〇・二一	その他のもの
八四七〇・二九	その他の計算機
八四七〇・三〇	会計機
八四七〇・四〇	金銭登録機
八四七〇・五〇	その他のもの
八四七〇・九〇	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）
八四・七一	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
八四七一・一〇	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）
八四七一・二〇	その他のもの
	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九一	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九二	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九三	その他のもの
八四七一・九九	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）
八四・七二	謄写機
八四七二・一〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械
八四七二・二〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械
八四七二・九〇	その他のもの
八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）
八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品
八四七三・二一	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品
八四七三・二九	第八四七〇・一〇号、第八四七〇・二一号又は第八四七〇・二九号の電子式計算機のもの
八四七三・三〇	その他のもの
八四七三・四〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品
八四・七四	第八四・七二項の機械の部分品及び附属品
	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機
八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機
	混合機及び捏和機
八四七四・三一	コンクリート又はモルタルの混合機
八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機
八四七四・三九	その他のもの
八四七四・八〇	その他の機械
八四七四・九〇	部分品
八四・七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械
八四七五・二〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械
八四七五・九〇	部分品
八四・七六	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）
	自動販売機
八四七六・一一	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの
八四七六・一九	その他のもの
八四七六・九〇	部分品
八四・七七	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）

八四七七・一〇	射出成形機
八四七七・二〇	押出成形機
八四七七・三〇	吹込み成形機
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機
八四七七・五一	その他の機械（成形用機械に限る。） 空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの
八四七七・五九	その他のもの
八四七七・八〇	その他の機械
八四七七・九〇	部分品
八四・七八	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械
八四七八・九〇	部分品
八四・七九	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械
八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械
八四七九・四〇	綱又はケーブルの製造機械
八四七九・八一	その他の機械類
八四七九・八二	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。） 混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械
八四七九・八九	その他のもの
八四七九・九〇	部分品
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）
八四八〇・一〇	金属鋳造用鋳型枠
八四八〇・二〇	鋳型ベース
八四八〇・三〇	鋳造用パターン
八四八〇・四一	金属又は金属炭化物の成形用の型 射出式又は圧縮式のもの
八四八〇・四九	その他のもの
八四八〇・五〇	ガラスの成形用の型
八四八〇・六〇	鉱物性材料の成形用の型
	ゴム又はプラスチックの成形用の型

八四八〇・七一	射出式又は圧縮式のもの
八四八〇・七九	その他のもの
八四・八一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）
八四八一・一〇	減圧弁
八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁
八四八一・三〇	逆止弁
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁
八四八一・八〇	その他の物品
八四八一・九〇	部分品
八四・八二	玉軸受及びころ軸受
八四八二・一〇	玉軸受
八四八二・二〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）
八四八二・三〇	球面ころ軸受
八四八二・四〇	針状ころ軸受
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受
八四八二・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）
八四八二・九一	部分品
八四八二・九九	玉、針状ころ及びころ
八四・八三	その他のもの
八四八三・一〇	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
八四八三・二〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）
八四八三・四〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受
八四八三・五〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
八四八三・六〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
八四八三・九〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
八四・八四	部分品
八四八四・一〇	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）及び材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属

八四八四・九〇 八四・八五	板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。） その他のもの 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）
八四八五・一〇 八四八五・九〇	船舶のプロペラ及びその羽根 その他のもの

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

(b)　第七〇・一一項のガラス製の物品

(c)　第九四類の電気加熱式家具

2　第八五・〇一項から第八五・〇四項までには、第八五・一一項、第八五・一二項又は第八五・四〇項から第八五・四二項までの物品を含まない。

ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第八五・〇四項に属する。

3　第八五・〇九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

(a)　真空式掃除機、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）

(b)　その他の機器で重量が二〇キログラム以下のもの

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第八四・一四項参照）、遠心式衣類脱水機（第八四・二一項参照）、皿洗機（第八四・二二項参照）、家庭用洗濯機（第八四・五〇項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第八四・二〇項及び第八四・五一項参照）、ミシン（第八四・五二項参照）、電気ばさみ（第八五・〇八項参照）並びに電熱機器（第八五・一六項参照）を除く。

4　第八五・三四項において「印刷回路」とは、印刷技術（例えば、浮出し、めっき及びエッチング）又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、半導体素子）を除く。）を絶縁基板上に形成して得た回路（当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従つて相互に接続してあるかないかを問わない。）をいう。

印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路を含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第八五・四二項に属する。

5　第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(A)　「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

(B)　「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。

(a)　モノリシック集積回路（半導体材料（例えば、ドープ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）

(b)　ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）と能動素子（半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(c)　超小形組立（個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールデッドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの）

この注5の物品の所属の決定に当たつては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの品目表の他のいずれの項にも優先する。

6　第八五・二三項又は第八五・二四項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するかしないかを問わず、当該各項に属する。

八五・〇一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）
八五〇一・一〇	電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）
八五〇一・二〇	交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）
八五〇一・三一	その他の直流電動機及び直流発電機
八五〇一・三二	出力が七五〇ワット以下のもの
八五〇一・三三	出力が七五ワットを超え七五キロワット以下のもの
八五〇一・三四	出力が三七五キロワットを超えるもの
八五〇一・四〇	その他の単相交流電動機
八五〇一・五一	その他の多相交流電動機
八五〇一・五二	出力が七五〇ワット以下のもの
八五〇一・五三	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの
	出力が七五キロワットを超えるもの
八五〇一・六一	交流発電機
八五〇一・六二	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの
	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの
八五〇一・六三	出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のもの

八五〇一・六四	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの
八五・〇二	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター
八五〇二・一一	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）
八五〇二・一二	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの
	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの
八五〇二・一三	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの
八五〇二・二〇	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）
八五〇二・三〇	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）
八五〇二・四〇	ロータリーコンバーター
八五・〇三	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品
八五〇三・〇〇	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター
八五・〇四	放電管用安定器
八五〇四・一〇	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）
八五〇四・二一	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの
八五〇四・二二	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの
八五〇四・二三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの
八五〇四・三一	その他のトランスフォーマー
八五〇四・三二	容量が一キロボルトアンペア以下のもの
	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの
八五〇四・三三	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの
	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの
八五〇四・三四	スタティックコンバーター
八五〇四・四〇	その他のインダクター
八五〇四・五〇	部分品
八五〇四・九〇	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド
八五・〇五	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの
	金属製のもの
八五〇五・一一	その他のもの
八五〇五・一九	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ
八五〇五・二〇	電磁式のリフティングヘッド
八五〇五・三〇	その他のもの（部分品を含む。）
八五〇五・九〇	一次電池
八五・〇六	外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの
八五〇六・一一	二酸化マンガンを使用したもの
八五〇六・一二	酸化水銀を使用したもの
八五〇六・一三	酸化銀を使用したもの
八五〇六・一九	その他のもの
八五〇六・二〇	外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの
八五〇六・九〇	部分品
八五・〇七	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）
八五〇七・一〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池
八五〇七・二〇	その他の鉛蓄電池
八五〇七・三〇	ニッケル・カドミウム蓄電池
八五〇七・四〇	ニッケル・鉄蓄電池
八五〇七・八〇	その他の蓄電池
八五〇七・九〇	部分品
八五・〇八	手持電動工具（電動装置を自蔵するものに限る。）
八五〇八・一〇	ドリル
八五〇八・二〇	のこぎり
八五〇八・八〇	その他の工具
八五〇八・九〇	部分品
八五・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）
八五〇九・一〇	真空式掃除機
八五〇九・二〇	床磨き機
八五〇九・三〇	台所用ディスポーザー
八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機
八五〇九・八〇	その他の機器
八五〇九・九〇	部分品
八五・一〇	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）
八五一〇・一〇	かみそり
八五一〇・二〇	バリカン
八五一〇・九〇	部分品
八五・一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃

八五一一・一〇	機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器
八五一一・二〇	点火プラグ
八五一一・三〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
八五一一・四〇	ディストリビューター及びイグニションコイル
八五一一・五〇	スターター及び始動充電発電機
八五一一・八〇	その他の発電機
八五一一・九〇	その他の機器
八五一二・一〇	部分品
八五一二・二〇	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び霜り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）
八五一二・三〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）
八五一二・四〇	その他の照明用又は可視信号用の機器
八五一二・九〇	音響信号機器
八五・一三	ウインドスクリーンワイパー及び霜り除去装置
	部分品
八五一三・一〇	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）
八五一三・九〇	ランプ
八五・一四	部分品
	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導式又は誘電式のものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）
八五一四・一〇	抵抗加熱炉
八五一四・二〇	電磁誘導式又は誘電式の炉
八五一四・三〇	その他の炉
八五一四・四〇	その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）
八五一四・九〇	部分品
八五・一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器
	ろう付け用又ははんだ付け用の機器
八五一五・一一	はんだごて及びはんだ付けガン
八五一五・一九	その他のもの
	金属用抵抗溶接機器
八五一五・二一	全自動式又は半自動式のもの
八五一五・二九	その他のもの
	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）
八五一五・三一	全自動式又は半自動式のもの
八五一五・三九	その他のもの
八五一五・八〇	その他の機器
八五一五・九〇	部分品
八五・一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）
八五一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器
八五一六・二一	電気式の暖房機器及び土壌加熱器
八五一六・二九	書熱式ラジエーター
	その他のもの
八五一六・三一	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー
八五一六・三二	ヘアドライヤー
八五一六・三三	その他の調髪用機器
八五一六・四〇	手用ドライヤー
八五一六・五〇	電気アイロン
八五一六・六〇	マイクロ波オーブン
	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター
八五一六・七一	その他の電熱機器
八五一六・七二	コーヒーメーカー及びティーメーカー
八五一六・七九	トースター
八五一六・八〇	その他のもの
八五一六・九〇	電熱用抵抗体
	部分品
八五一七・一〇	有線電話用又は有線電信用の電気機器（有線搬送通信機器を含む。）
八五一七・二〇	電話機
八五一七・三〇	テレプリンター
八五一七・四〇	電話用又は電信用の交換機
八五一七・八一	その他の有線搬送通信機器
八五一七・八二	その他の機器
	電話用のもの
	電信用のもの

八五一七・九〇	部分品
八五・一八	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置
八五一八・一〇	マイクロホン及びそのスタンド
八五一八・二一	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）
八五一八・二二	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・二九	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・三〇	その他のもの
八五一八・四〇	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン
八五一八・五〇	可聴周波増幅器
八五一八・九〇	電気式音響増幅装置
八五・一九	部分品
八五一九・一〇	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）
八五一九・二一	硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー
八五一九・二九	その他のレコードプレーヤー
八五一九・三一	拡声器を有しないもの
八五一九・三九	その他のもの
八五一九・四〇	レコードデッキ
八五一九・九一	自動レコード交換機構を有するもの
八五一九・九九	その他のもの
八五・二〇	トランスクライビングマシン
八五二〇・一〇	その他の音声再生機
八五二〇・二〇	カセット式のもの
八五二〇・三一	その他のもの
八五二〇・三九	その他のもの
八五二〇・九〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）
八五・二一	ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）
	留守番電話装置
	その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。）
	カセット式のもの
	その他のもの
	その他のもの
	ビデオの記録用又は再生用の機器
	磁気テープ式のもの
	その他のもの
	第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品及び附属品
	ピックアップカートリッジ
	その他のもの
	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。）
	磁気テープ
	幅が四ミリメートル以下のもの
	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの
	幅が六・五ミリメートルを超えるもの
	磁気ディスク
	その他のもの
	レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）
	蓄音機用レコード
	磁気テープ
	幅が四ミリメートル以下のもの
	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの
	幅が六・五ミリメートルを超えるもの
	その他のもの
	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）及びテレビジョンカメラ
	送信機器
	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
	テレビジョンカメラ
	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
	レーダー
	その他のもの
	航行用無線機器
	無線遠隔制御機器
	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。）
	ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）
	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの
八五二一・一〇	
八五二一・九〇	
八五二二・一〇	
八五二二・九〇	
八五二三・一一	
八五二三・一二	
八五二三・一三	
八五二三・二〇	
八五二三・九〇	
八五二四・一〇	
八五二四・二一	
八五二四・二二	
八五二四・二三	
八五二四・九〇	
八五二五・一〇	
八五二五・二〇	
八五二五・三〇	
八五二六・一〇	
八五二六・九一	
八五二六・九二	
八五二七・一一	

八五二七・一九	その他のもの
八五二七・二一	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）
八五二七・二九	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの
	その他のもの
八五二七・三一	その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）
八五二七・三二	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの
	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）
八五二七・三九	その他のもの
八五二七・九〇	その他の機器
八五二八・一〇	テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、同一のハウジングにおいてラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置と結合してあるかないかを問わない。）
八五二八・二〇	カラーのもの
八五二八・二九	白黒その他のモノクロームのもの
八五二九・一〇	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
八五二九・九〇	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品
八五三〇	その他のもの
八五三〇・一〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）
八五三〇・八〇	鉄道用又は軌道用の機器
八五三〇・九〇	その他の機器
八五三一	部分品
八五三一・一〇	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）
八五三一・二〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
八五三一・八〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）
八五三一・九〇	その他の機器
八五・三二	部分品
八五三二・一〇	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー
	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）
八五三二・二一	その他の固定式コンデンサー
八五三二・二二	タンタルコンデンサー
八五三二・二三	アルミニウム電解コンデンサー
八五三二・二四	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）
八五三二・二五	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）
八五三二・二九	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー
八五三二・三〇	その他のもの
八五三二・九〇	可変式又は半固定式のコンデンサー
八五三三	部分品
八五三三・一〇	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）
八五三三・二一	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）
八五三三・二九	その他の固定式抵抗器
八五三三・三一	容量が二〇ワット以下のもの
八五三三・三九	その他のもの
八五三三・四〇	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）
八五三三・九〇	容量が二〇ワット以下のもの
八五三四・〇〇	その他のもの
八五・三四	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）
八五三五	部分品
八五三五・一〇	印刷回路
八五三五・二一	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）
八五三五・二九	ヒューズ
八五三五・三〇	自動遮断器
八五三五・四〇	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの
八五三五・九〇	その他のもの
八五・三五	断路機及び開閉スイッチ
八五三六	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器
八五三六・一〇	その他のもの
八五三六・二〇	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）
八五三六・三〇	ヒューズ
	自動遮断器
	電気回路保護用のその他の機器
	継電器

八五三六・四一	使用電圧が六〇ボルト以下のもの
八五三六・四九	その他のもの
八五三六・五〇	その他のスイッチ
	ランプホルダー、プラグ及びソケット
八五三六・六一	ランプホルダー
八五三六・六九	その他のもの
八五三六・九〇	その他の機器
八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル（数値制御用のものを含む。）、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限るものとし、第八五・一七項の交換機を除く。）
八五三七・一〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの
八五三七・二〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの
八五・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
八五三八・一〇	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）
八五三八・九〇	その他のもの
八五・三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯
八五三九・一〇	シールドビームランプ
	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）
八五三九・二一	タングステンハロゲン電球
八五三九・二二	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）
八五三九・二九	その他のもの
	放電管（紫外線ランプを除く。）
八五三九・三一	熱陰極蛍光放電管
八五三九・三九	その他のもの
八五三九・四〇	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯
八五三九・九〇	部分品
八五・四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）
	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）
八五四〇・一一	カラーのもの
八五四〇・一二	白黒その他のモノクロームのもの
八五四〇・二〇	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管
八五四〇・三〇	その他の陰極線管
八五四〇・四一	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）
八五四〇・四二	磁電管
八五四〇・四九	クライストロン
	その他のもの
八五四〇・八一	その他の管
八五四〇・八九	受信管及び増幅管
	その他のもの
八五四〇・九一	陰極線管のもの
八五四〇・九九	その他のもの
八五・四一	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子
八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）
八五四一・二一	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）
八五四一・二九	定格消費電力が一ワット未満のもの
八五四一・三〇	その他のもの
八五四一・四〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）
八五四一・五〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード
八五四一・六〇	その他の半導体デバイス
八五四一・九〇	圧電結晶素子
八五・四二	部分品
八五四二・一一	集積回路及び超小形組立
八五四二・一九	モノリシック集積回路
八五四二・二〇	ディジタル式のもの
八五四二・八〇	その他のもの
八五四二・九〇	ハイブリッド集積回路
八五・四三	その他のもの
八五四三・一〇	部分品
八五四三・二〇	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
八五四三・三〇	粒子加速器
八五四三・八〇	信号発生器
八五四三・九〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器
	その他の機器
	部分品

八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）
八五四四・一一	巻線
八五四四・一九	銅のもの
八五四四・二〇	その他のもの
八五四四・三〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体
	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）
八五四四・四一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）
八五四四・四九	接続子を取り付けてあるもの
	その他のもの
八五四四・五一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）
八五四四・五九	接続子を取り付けてあるもの
八五四四・六〇	その他のもの
	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）
八五四四・七〇	光ファイバーケーブル
八五・四五	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）
八五四五・一一	電極
八五四五・一九	炉に使用する種類のもの
八五四五・二〇	その他のもの
八五四五・九〇	ブラシ
八五・四六	その他のもの
八五四六・一〇	がい子（材料を問わない。）
八五四六・二〇	ガラス製のもの
八五四六・九〇	陶磁製のもの
八五・四七	その他のもの
	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切つたソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）
八五四七・一〇	陶磁製の電気絶縁用物品
八五四七・二〇	プラスチック製の電気絶縁用物品
八五四七・九〇	その他のもの
八五・四八	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）
八五四八・〇〇	

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

1　この部には、第九五・〇一項、第九五・〇三項又は第九五・〇八項の物品及び第九五・〇六項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。

2　「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。

(a)　ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は第八四・八四項に属する。）及びその他の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(c)　第八二類の物品（工具）

(d)　第八三・〇六項の物品

(e)　第八四・〇一項から第八四・七九項までの機器及びその部分品、第八四・八一項又は第八四・八二項の物品並びに第八四・八三項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）

(f)　電気機器（第八五類参照）

(g)　第九〇類の物品

(h)　第九一類の物品

(ij)　武器（第九三類参照）

(k)　第九四・〇五項のランプその他の照明器具

(l)　車両の部分品として使用する種類のブラシ（第九六・〇三項参照）

3　第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所属を決定する。

4　道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機とする。

水陸両用自動車は、自動車とする。

5　空気クッションビークルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。

(a)　案内軌道走行用のもの（空気浮上式鉄道）は、第八六類に属する。

(b)　陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。

(c)　水上走行用のもの（岸若しくは発着場に上陸することができるかできないか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない。）は、第八九類に属する。

空気クッションビークルの部分品及び附属品は、当該空気クッションビークルが第一文の規定により属することとなる項の物品の部分品及び附属品が属する項に属する。

空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら木及びコンクリート製の空気浮上式鉄道用の案内軌道走行路（第四四・〇六項及び第六八・一〇項参照）

(b)　第七三・〇二項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資材

(c)　第八五・三〇項の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器

2　第八六・〇七項には、次の物品を含む。

(a)　車軸、車輪及び輪軸（走行装置）並びに金属タイヤ、止め輪、輪心その他の車輪部分品

(b)　フレーム、アンダーフレーム、ボギー台車及びビッセル台車

(c)　車軸箱及びブレーキ装置

(d)　車両用緩衝器、フックその他の連結器及び通路連結器

(e)　車体

3　第八六・〇八項には、1の物品を除くほか、次の物品を含む。

(a)　組み立てた線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ

(b)　腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機、信号用又は転轍用の制御機その他の信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含み、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限るものとし、電灯付きであるかないかを問わない。）

八六・〇一	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）
八六〇一・一〇	外部電源により走行するもの
八六〇一・二〇	蓄電池により走行するもの
八六・〇二	その他の鉄道用機関車及び炭水車
八六〇二・一〇	電気式ディーゼル機関車
八六〇二・九〇	その他のもの
八六・〇三	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。）
八六〇三・一〇	外部電源により走行するもの
八六〇三・九〇	その他のもの
八六・〇四	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）
八六〇四・〇〇	
八六・〇五	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。）
八六〇五・〇〇	
八六・〇六	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）
八六〇六・一〇	タンク車その他これに類する車両
八六〇六・二〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第八六〇六・一〇号のものを除く。）
八六〇六・三〇	荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号又は第八六〇六・二〇号のものを除く。）
八六〇六・九一	その他のもの
八六〇六・九二	有がい車
八六〇六・九九	無がい車（高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）
八六・〇七	その他のもの
八六〇七・一一	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品
八六〇七・一二	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品
八六〇七・一九	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車
八六〇七・二一	その他のボギー台車及びビッセル台車
八六〇七・二九	その他のもの（部分品を含む。）
八六〇七・三〇	ブレーキ及びその部分品
八六〇七・九一	エアブレーキ及びその部分品
八六〇七・九九	その他のもの
八六・〇八	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品
八六〇八・〇〇	その他のもの
八六・〇九	機関車のもの
八六〇九・〇〇	その他のもの

注

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

1　この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。

2　この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作つた車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有しないかを問わない。

3　第八七・〇二項において「公共輸送型乗用自動車」とは、十人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用として設計した車両をいう。

4　運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二項から第八七・〇四項までに属するものとし、第八七・〇六項には属しない。

5　第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇一項に属する。

八七・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）
八七〇一・一〇	歩行操縦式トラクター
八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター
八七〇一・三〇	無限軌道式トラクター
八七〇一・九〇	その他のもの
八七・〇二	公共輸送型乗用自動車
八七〇二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの
八七〇二・九〇	その他のもの
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）
八七〇三・一〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）
八七〇三・二一	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・二二	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・二三	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・二四	シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるその他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）
八七〇三・三一	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・三二	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの
八七〇三・三三	シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの
八七〇三・九〇	その他のもの
八七・〇四	貨物自動車
八七〇四・一〇	ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）
八七〇四・二一	その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）
八七〇四・二二	車両総重量が五トン以下のもの
八七〇四・二三	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの
八七〇四・三一	車両総重量が二〇トンを超えるもの
八七〇四・三二	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）
八七〇四・九〇	車両総重量が五トン以下のもの
八七・〇五	車両総重量が五トンを超えるもの
八七〇五・一〇	その他のもの
八七〇五・二〇	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）
八七〇五・三〇	クレーン車
八七〇五・四〇	せん孔デリック車
八七〇五・九〇	消防車
八七・〇六	コンクリートミキサー車
八七〇六・〇〇	その他のもの
八七・〇七	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
八七〇七・一〇	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
八七〇七・九〇	第八七・〇三項の車両用のもの
八七・〇八	その他のもの
八七〇八・一〇	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）
八七〇八・二一	バンパー及びその部分品
八七〇八・二九	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品
八七〇八・三一	シートベルト
八七〇八・三九	その他のもの
八七〇八・四〇	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品
八七〇八・五〇	ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）
	その他のもの
	ギヤボックス
	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）

八七〇八・六〇	非駆動軸及びその部分品
八七〇八・七〇	車輪並びにその部分品及び附属品
八七〇八・八〇	懸架装置用ショックアブソーバー
	その他の部分品及び附属品
八七〇八・九一	ラジエーター
八七〇八・九二	消音装置及び排気管
八七〇八・九三	クラッチ及びその部分品
八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス
八七〇八・九九	その他のもの
八七〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品
八七〇九・一一	車両
八七〇九・一九	電気式のもの
八七〇九・九〇	その他のもの
八七一〇・〇〇	部分品
八七一一	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品
八七一一・一〇	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
八七一一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・三〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・四〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・五〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一一・九〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
八七一二	その他のもの
八七一二・〇〇	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）
八七一三	機械式駆動機構を有しないもの
八七一三・一〇	その他のもの
八七一三・九〇	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）
八七一四	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの
八七一四・一一	サドル
八七一四・一九	その他のもの
八七一四・二〇	身体障害者用又は病人用の車両のもの
	その他のもの
八七一四・九一	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品
八七一四・九二	リム及びスポーク
八七一四・九三	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール
八七一四・九四	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品
八七一四・九五	サドル
八七一四・九六	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品
八七一四・九九	その他のもの
八七一五	乳母車及びその部分品
八七一五・〇〇	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品
八七一六	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）
八七一六・一〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）
八七一六・二〇	貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー
八七一六・三一	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー
八七一六・三九	その他のもの
八七一六・四〇	その他のトレーラー及びセミトレーラー
八七一六・八〇	その他の車両
八七一六・九〇	部分品
	第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
八八・〇一	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機
八八〇一・一〇	グライダー及びハンググライダー
八八〇一・九〇	その他のもの
八八・〇二	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット

八八〇二・一一	ヘリコプター
	自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの
八八〇二・一二	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの
八八〇二・二〇	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの）
八八〇二・三〇	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のもの）
八八〇二・四〇	飛行機その他の航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの）
八八〇二・五〇	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット
八八・〇三	部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）
八八〇三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
八八〇三・二〇	着陸装置及びその部分品
八八〇三・三〇	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品
八八〇三・九〇	その他のもの
八八・〇四	落下傘（可導式落下傘を含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品
八八〇四・〇〇	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品
八八・〇五	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品
八八〇五・一〇	航空用地上訓練装置及びその部分品
八八〇五・二〇	

第八九類　船舶及び浮き構造物

注

1　船体及び未完成の船舶（組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇六項に属する。

八九・〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）
八九〇一・一〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート
八九〇一・二〇	タンカー
八九〇一・三〇	冷蔵船及び冷凍船（第八九〇一・二〇号のものを除く。）
八九〇一・九〇	その他の貨物船及び貨客船
八九・〇二	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶
八九〇二・〇〇	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー
八九〇三・一〇	膨脹式のもの
八九〇三・九一	その他のもの
八九〇三・九二	セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わない。）
八九〇三・九九	モーターボート（船外機付きのものを除く。）
八九・〇四	その他のもの
八九〇四・〇〇	曳航用又は押航用の船舶
八九・〇五	照明船、消防船、しゆんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
八九〇五・一〇	しゆんせつ船
八九〇五・二〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
八九〇五・九〇	その他のもの
八九・〇六	その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓櫂船を除く。）
八九〇六・〇〇	その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標）
八九・〇七	膨脹式いかだ
八九〇七・一〇	その他のもの
八九〇七・九〇	解体用の船舶その他の浮き構造物
八九・〇八	
八九〇八・〇〇	

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第四〇・一六項参照）、革製品（第四二・〇四項参照）、コンポジションレザー製品（第四二・〇四項参照）及び紡織用繊維製品（第五九・一一項参照）

(b)　第六九・〇三項の耐火製品及び第六九・〇九項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品

(c)　卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの（第八三・〇六項及び第七一類参照）及び第七〇・〇九項のガラス鏡で光学的に研磨してないもの

(d)　第七〇・〇七項、第七〇・〇八項、第七〇・一一項、第七〇・一四項、第七〇・一五項又は第七〇・一七項の物品

(e)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(f) 第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第八四・二三項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第八四・二五項から第八四・二八項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第八四・四一項参照）、第八四・六六項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第八四・七〇項参照）並びに第八四・八一項の弁その他の物品

(g) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第八五・一二項参照）、第八五・一三項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第八五・一九項及び第八五・二〇項参照）、サウンドヘッド（第八五・二二項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）、第八五・三九項のシールドビームランプ並びに第八五・四四項の光ファイバーケーブル

(h) 第九四・〇五項のサーチライト及びスポットライト

(ij) 第九五類の物品

(k) 容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二三項及び第一五部）

(l) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。）

2　この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項（第八四・八五項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。

(b) (a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器（第九〇・一〇項、第九〇・一三項又は第九〇・三一項の機器を含む。）に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。

(c) その他の部分品及び附属品は、第九〇・三三項に属する。

3　第一六部の注4の規定は、この類においても適用する。

4　第九〇・〇五項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第九〇・一三項に属する。

5　第九〇・一三項及び第九〇・三一項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第九〇・三一項に属する。

6　第九〇・三二項には、次の物品のみを含む。

(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（自動調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）

(b) 非電気的量の自動調整機器（調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器

九〇・〇一	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇〇一・一〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル
九〇〇一・二〇	偏光材料製のシート及び板
九〇〇一・三〇	コンタクトレンズ
九〇〇一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ
九〇〇一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ
九〇〇一・九〇	その他のもの
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇〇二・一一	対物レンズ
九〇〇二・一九	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの
九〇〇二・二〇	その他のもの
九〇〇二・九〇	フィルター
九〇・〇三	その他のもの
九〇〇三・一一	眼鏡のフレーム及びその部分品
九〇〇三・一九	フレーム
九〇〇三・九〇	プラスチック製のもの
九〇・〇四	その他の材料製のもの
九〇〇四・一〇	部分品
九〇〇四・九〇	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡
九〇・〇五	サングラス
九〇〇五・一〇	その他のもの
九〇〇五・八〇	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具
九〇〇五・九〇	双眼鏡
九〇・〇六	その他の機器
九〇〇六・一〇	部分品及び附属品（支持具を含む。）
九〇〇六・二〇	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）
	製版に使用する種類の写真機
	文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィ

九〇〇六・三〇	ッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）
九〇〇六・四〇	水中用、航空測量用又は内蔵の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
九〇〇六・五一	インスタントプリントカメラ
	その他の写真機
九〇〇六・五二	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）
九〇〇六・五三	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）
九〇〇六・五九	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）
	その他のもの
九〇〇六・六一	写真用のせん光器具及びせん光電球
九〇〇六・六二	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）
九〇〇六・六九	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの
	その他のもの
九〇〇六・九一	部分品及び附属品
九〇〇六・九九	写真機用のもの
九〇〇七・〇七	その他のもの
	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）
九〇〇七・一一	撮影機
九〇〇七・一九	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの
	その他のもの
九〇〇七・二一	映写機
九〇〇七・二九	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの
	その他のもの
九〇〇七・九一	部分品及び附属品
九〇〇七・九二	撮影機用のもの
	映写機用のもの
九〇・〇八	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）
九〇〇八・一〇	スライド映写機
九〇〇八・二〇	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）
	その他の投影機
九〇〇八・三〇	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）
九〇〇八・四〇	部分品及び附属品
九〇〇八・九〇	感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び

九〇〇九・一一	感熱式複写機
九〇〇九・一二	静電式の感光式複写機
	原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの
九〇〇九・二一	原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの
九〇〇九・二二	その他の感光式複写機
九〇〇九・三〇	光学的機構を有するもの
九〇〇九・九〇	密着式のもの
	感熱式複写機
九〇・一〇	部分品及び附属品
	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン
九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器
九〇一〇・二〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ
九〇一〇・三〇	映写用又は投影用のスクリーン
九〇一〇・九〇	部分品及び附属品
	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）
九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡
九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）
	その他の顕微鏡
九〇一一・八〇	部分品及び附属品
九〇一一・九〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器
九〇一二・九〇	部分品及び附属品
九〇・一三	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）
	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡
九〇一三・一〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）
	その他の機器
九〇一三・二〇	部分品及び附属品
九〇一三・八〇	羅針盤その他の航行用機器
九〇一三・九〇	
九〇・一四	

九〇一四・一〇	羅針盤	九〇一八・五〇	その他の機器（眼科用のものに限る。）
九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	九〇一八・九〇	その他の機器
九〇一四・八〇	その他の機器	九〇一九・一〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器
九〇一四・九〇	部分品及び附属品	九〇一九・二〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器
九〇一五・一〇	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	九〇・二〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器
九〇一五・二〇	測距儀	九〇二〇・〇〇	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）
九〇一五・三〇	経緯儀及び視距儀	九〇・二一	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具
九〇一五・四〇	水準器	九〇二一・一一	人造関節その他の整形外科用機器及び骨折治療具
九〇一五・八〇	写真測量用機器	九〇二一・一九	人造関節
九〇一五・九〇	その他の機器	九〇二一・二一	その他のもの
九〇一六・一〇	部分品及び附属品	九〇二一・二九	義歯及び歯用の取付用品
九〇一六・〇〇	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）	九〇二一・三〇	義歯
九〇・一七	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	九〇二一・四〇	その他のもの
九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	九〇二一・五〇	その他の人造の人体の部分
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	九〇二一・九〇	補聴器（部分品及び附属品を除く。）
九〇一七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	九〇・二二	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）
九〇一七・八〇	その他の機器	九〇二二・一一	その他のもの
九〇一七・九〇	部分品及び附属品	九〇二二・一九	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機
九〇一八・一一	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	九〇二二・二九	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機
九〇一八・一九	診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）	九〇二二・三〇	医療用又は獣医用のもの
九〇一八・二〇	心電計	九〇二二・四〇	その他の用途に供するもの
九〇一八・三一	その他のもの	九〇二二・五〇	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
九〇一八・三二	紫外線又は赤外線を使用する機器	九〇二二・九〇	医療用又は獣医用のもの
九〇一八・三九	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品	九〇・二二	その他の用途に供するもの
九〇一八・四一	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）		
九〇一八・四九	金属製の管針及び縫合用の針		
	その他のもの		
	その他の機器（歯科用のものに限る。）		
	歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）		
	その他のもの		

九〇二二・三〇	エックス線管
九〇二二・九〇	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）
九〇・二三	
九〇二三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型
九〇・二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）
九〇二四・八〇	その他の機器
九〇二四・九〇	部分品及び附属品
九〇・二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品
九〇二五・一一	温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・一九	液体封入のもの（直読式のものに限る。）
九〇二五・二〇	その他のもの
九〇二五・八〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・九〇	その他の機器
九〇・二六	部分品及び附属品
九〇二六・一〇	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）
九〇二六・二〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの
九〇二六・八〇	圧力の測定用又は検査用のもの
九〇二六・九〇	その他の機器
九〇・二七	部分品及び附属品
九〇二七・一〇	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム
九〇二七・二〇	ガス又は煙の分析機器
九〇二七・三〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置
	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
九〇二七・四〇	露出計
九〇二七・五〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
九〇二七・八〇	その他の機器
九〇二七・九〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品

九〇・二八	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器
九〇二八・一〇	ガス用計器
九〇二八・二〇	液体用計器
九〇二八・三〇	電気用計器
九〇二八・九〇	部分品及び附属品
九〇・二九	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ
九〇二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品
九〇二九・二〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ
九〇二九・九〇	部分品及び附属品
九〇・三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器
九〇三〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ
九〇三〇・三九	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）
九〇三〇・四〇	マルチメーター
	その他のもの
九〇三一・一〇	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）
九〇三一・二〇	その他の機器
九〇三一・三〇	記録装置を有するもの
九〇三一・四〇	その他のもの
九〇三一・八〇	部分品及び附属品
九〇三一・九〇	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機
九〇・三二	釣合試験機
九〇三二・一〇	テストベンチ
九〇三二・二〇	輪郭投影機
九〇三二・三〇	その他の光学式機器
九〇三二・四〇	その他の機器
九〇三二・八〇	部分品及び附属品
九〇三二・九〇	自動調整機器
九〇・三三	サーモスタット
九〇三三・一〇	マノスタット
九〇三三・二〇	

九〇三一・八一	その他の機器
九〇三二・八九	液体式又は気体式のもの
九〇三二・九〇	その他のもの
九〇・三三	部分品及び附属品
九〇三三・〇〇	この類の機器の部分品及び附属品(この類の他の項に該当するものを除く。)

第九一類　時計及びその部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　時計用のガラス及びおもり(構成する材料により該当する項に属する。)

(b)　携帯用時計の鎖(第七一・一三項及び第七一・一七項参照)

(c)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)、プラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)及び貴金属製又は貴金属を張った金属製のこれに類する物品(主として第七一・一五項参照)。ただし、時計用ばねは、時計の部分品(第九一・一四項参照)の項に属する。

(d)　軸受用玉(第七三・二六項及び第八四・八二項参照)

(e)　第八四・一二項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの

(f)　玉軸受(第八四・八二項参照)

(g)　第八五類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く(第八五類参照)。

2　第九一・〇一項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張った金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第七一・〇一項から第七一・〇四項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第九一・〇二項に属する。

3　この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置(表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。)であつて、厚さが一二ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が五〇ミリメートル以下であるものをいう。

4　ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品(例えば、精密機器)用のいずれの用途にも適するものは、1の物品を除くほか、この類に属する。

九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。)
九一〇一・一一	腕時計(電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。)
九一〇一・一二	機械式表示部のみを有するもの
	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの
九一〇一・一九	その他のもの
九一〇二・一一	その他の腕時計(ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。)
九一〇二・一二	自動巻きのもの
九一〇二・一九	その他のもの
九一〇三・一〇	その他のもの
九一〇三・九〇	電池により作動するもの
九一・〇四	その他のもの
九一〇四・〇〇	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。)
九一・〇五	腕時計(電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。)
九一〇五・一一	機械式表示部のみを有するもの
九一〇五・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの
九一〇五・二一	その他のもの
九一〇五・二九	その他の腕時計(ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。)
九一〇五・九一	自動巻きのもの
九一〇五・九九	その他のもの
	その他のもの
	電池により作動するもの
	その他のもの
	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。)
	腕時計(電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。)
	機械式表示部のみを有するもの
	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの
	その他のもの
	その他の腕時計(ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。)
	自動巻きのもの
	その他のもの
	その他のもの
	電池により作動するもの
	その他のもの
	時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。)
	電池により作動するもの
	その他のもの
	計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。)
	その他の時計(携帯用時計を除く。)
	目覚まし時計
	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの
	その他のもの
	掛時計
	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの
	その他のもの
	その他のもの
	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの
	その他のもの

九一・〇六		時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）
九一〇六・一〇		タイムレジスター及びタイムレコーダー
九一〇六・二〇		パーキングメーター
九一〇六・九〇		その他のもの
九一・〇七		タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）
九一〇七・〇〇		ウォッチムーブメント（完成品に限る。）
九一・〇八		電池により作動するもの
九一〇八・一一		機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの
九一〇八・一二		オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの
九一〇八・一九		その他のもの
九一〇八・二〇		自動巻きのもの
		その他のもの
九一〇八・九一		幅、長さ又は直径が三三・八ミリメートル以下のもの
九一〇八・九九		その他のもの
九一・〇九		その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）
九一〇九・一一		電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの
九一〇九・一九		目覚まし時計のもの
九一〇九・九〇		その他のもの
九一・一〇		その他のもの
		時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント
九一一〇・一一		携帯用時計のもの
		ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）
九一一〇・一二		未完成のムーブメントで組み立てたもの
九一一〇・一九		ラフムーブメント
九一一〇・九〇		その他のもの
九一・一一		携帯用時計のケース及びその部分品
九一一一・一〇		ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）
九一一一・二〇		ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）
九一一一・八〇		その他のケース
九一一一・九〇		部分品
九一・一二		時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品
九一一二・一〇		金属製のケース
九一一二・八〇		その他のケース
九一一二・九〇		部分品
九一・一三		携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品
九一一三・一〇		貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの
九一一三・二〇		卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）
九一一三・九〇		その他のもの
九一・一四		その他の時計の部分品
九一一四・一〇		ばね（ひげぜんまいを含む。）
九一一四・二〇		石
九一一四・三〇		文字板
九一一四・四〇		地板及び受け
九一一四・九〇		その他のもの

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(b)　第八五類又は第九〇類のマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器（この類の機器に取り付けてないもの及びこの類の機器と同一のキャビネットに組み込んでないものに限る。）

(c)　がん具（第九五・〇三項参照）

(d)　楽器の清掃用ブラシ（第九六・〇三項参照）

(e)　収集品及びこっとう（第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照）

(f)　スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二四項又は第一五部）

2　第九二・〇二項又は第九二・〇六項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。

楽器とともに提示する第九二・〇九項のカード、ディスク及びロールは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。

九二・〇一		ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器
九二〇一・一〇		アップライトピアノ
九二〇一・二〇		グランドピアノ
九二〇一・九〇		その他のもの
九二・〇二		その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）

九二〇二・一〇	弓で弾くもの
九二〇二・九〇	その他のもの
九二・〇三	
九二〇三・〇〇	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器
九二・〇四	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ
九二〇四・一〇	アコーディオンその他これに類する楽器
九二〇四・二〇	ハーモニカ
九二・〇五	その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)
九二〇五・一〇	金管楽器
九二〇五・九〇	その他のもの
九二・〇六	打楽器(例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス)
九二〇六・〇〇	電気的に音を発生し又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)
九二・〇七	鍵盤楽器(アコーディオンを除く。)
九二〇七・一〇	その他のもの
九二〇七・九〇	オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の項に該当するものを除く。)、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛
九二・〇八	オルゴール
九二〇八・一〇	その他のもの
九二〇八・九〇	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛
九二・〇九	メトロノーム、音さ及び調子笛
九二〇九・一〇	オルゴールの機構
九二〇九・二〇	楽器用の弦
九二〇九・三〇	その他のもの
九二〇九・九一	ピアノの部分品及び附属品
九二〇九・九二	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品
九二〇九・九三	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品
九二〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品
九二〇九・九九	その他のもの

注

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三六類の物品(例えば、火管、雷管及び信号せん光筒)

(b)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及びプラスチック製のこれに類する物品(第三九類参照)

(c)　装甲車両(第八七・一〇項参照)

(d)　武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器(第九〇類参照。火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示するものを除く。)

(e)　弓、矢、フェンシング用剣及びがん具(第九五類参照)

(f)　収集品及びこっとう(第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照)

2　第九三・〇六項の部分品には、第八五・二六項の無線機器及びレーダーを含まない。

九三・〇一	軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。)
九三〇一・〇〇	けん銃(第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。)
九三・〇二	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの(例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃)
九三〇二・〇〇	
九三・〇三	口装の火器
九三〇三・一〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃(散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。)
九三〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル
九三・〇四	その他のもの
九三〇四・〇〇	その他の武器(例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。)
九三・〇五	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品
九三〇五・一〇	けん銃のもの
九三〇五・二一	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの
九三〇五・二九	散弾銃の銃身
九三〇五・九〇	その他のもの
九三・〇六	その他のもの
九三〇六・一〇	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及びカートリッジワッドを含む。)
	弾薬筒(びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。)及びその部分品
	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸

九三〇六・二一	弾薬筒	
九三〇六・二九	その他のもの	
九三〇六・三〇	その他の弾薬筒及びその部分品	
九三〇六・九〇	その他のもの	
九三・〇七		
九三〇七・〇〇	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	

第二〇部　雑品

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三九類、第四〇類又は第六三類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの

(b)　第七〇・〇九項の鏡で床又は地面に置いて使用するように設計したもの（例えば、姿見）

(c)　第七一類の物品

(d)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）及び第八三・〇三項の金庫

(e)　第八四・一八項の冷蔵庫の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具（第八四・五二項参照）

(f)　第八五類のランプその他の照明器具

(g)　第八五・一八項の機器の部分品（第八五・一八項参照）、第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品（第八五・二二項参照）又は第八五・二五項から第八五・二八項までの機器の部分品（第八五・二九項参照）として、特に設計した家具

(h)　第八七・一四項の物品

(ij)　歯科用たんつぼ（第九〇・一八項参照）及び第九〇・一八項の歯科用機器を取り付けた歯科用いす

(k)　第九一類の物品（例えば、時計及びそのケース）

(l)　家具及びランプその他の照明器具（がん具であるものに限る。第九五・〇三項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第九五・〇四項参照）、装飾品（例えば、ちょうちん。電気花飾りを除く。第九五・〇五項参照）並びに奇術用家具（第九五・〇五項参照）

2　第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。

ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。

(a)　食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具

(b)　腰掛け及び寝台

3　(a)　第九四・〇一項から第九四・〇三項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第六八類若しくは第六九類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合してないものに限るものとし、特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）を含まない。

(b)　第九四・〇四項の物品は、第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品の部分品であっても、単独で提示する場合は、第九四・〇四項に属する。

4　第九四・〇六項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。

九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）
九四〇一・六九	アップホルスターのもの
九四〇一・七一	その他のもの
九四〇一・七九	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）
九四〇一・八〇	アップホルスターのもの
九四〇一・九〇	その他のもの
九四・〇二	その他の腰掛け
	部分品
九四〇二・一〇	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付ベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいす及びこれらの部分品
九四〇二・九〇	その他のもの
九四・〇三	その他の家具及びその部分品
九四〇三・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具
九四〇三・二〇	その他の金属製家具
九四〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具
九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具

九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具
九四〇三・六〇	その他の木製家具
九四〇三・七〇	プラスチック製家具
九四〇三・八〇	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具
九四〇三・九〇	部分品
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート
九四〇四・一〇	マットレスサポート
	マットレス
九四〇四・二一	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）
	その他の材料製のもの
九四〇四・二九	寝袋
九四〇四・三〇	その他のもの
九四〇四・九〇	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）
九四・〇五	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）
九四〇五・一〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ
九四〇五・二〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット
九四〇五・三〇	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）
九四〇五・四〇	非電気式のランプその他の照明器具
九四〇五・五〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品
九四〇五・六〇	部分品
九四〇五・九一	ガラス製のもの
九四〇五・九二	プラスチック製のもの
九四〇五・九九	その他のもの
九四・〇六	プレハブ建築物
九四〇六・〇〇	

注

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　クリスマスツリー用ろうそく（第三四・〇六項参照）

(b)　第三六・〇四項の花火その他の火工品

(c)　第三九類、第四二・〇六項又は第一一部の糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さに切ったもののうち釣糸に仕上げてないもの

(d)　第四二・〇二項、第四三・〇三項又は第四三・〇四項のスポーツバッグその他の容器

(e)　第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類

(f)　第六三類の紡織用繊維製の帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）及び旗類

(g)　第六四類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第六五類の運動用帽子

(h)　つえ、むちその他これらに類する製品（第六六・〇二項参照）及びこれらの部分品（第六六・〇三項参照）

(ij)　人形その他のがん具に使用する第七〇・一八項のガラス製の眼（取り付けてないものに限る。）

(k)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(l)　第八三・〇六項のベル、ゴングその他これらに類する物品

(m)　電動機（第八五・〇一項参照）、トランスフォーマー（第八五・〇四項参照）及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）

(n)　第一七部のスポーツ用車両（ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を除く。）

(o)　幼児用自転車（第八七・一二項参照）

(p)　カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート（第八九類参照）及びこれらの推進用具（木製品については、第四四類参照）

(q)　運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品（第九〇・〇四項参照）

(r)　おとり笛及びホイッスル（第九二・〇八項参照）

(s)　第九三類の武器その他の物品

(t)　電気花飾り（第九四・〇五項参照）

(u)　ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品及び手袋（構成する材料により該当する項に属する。）

2　この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。

3　この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

九五・〇一	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車
九五〇一・〇〇	人形（人間を模したものに限る。）
九五・〇二	

九五〇二・一〇	人形（服を着せてあるかないかを問わない。）
九五〇二・九一	部分品及び附属品
九五〇二・九九	衣類、衣類附属品、履物及び帽子
九五・〇三	その他のもの
九五〇三・一〇	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル
九五〇三・二〇	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）
九五〇三・三〇	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）
五九〇三・四一	その他の組立てセット及び組立てがん具
九五〇三・四九	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）
九五〇三・五〇	詰物をしたもの
九五〇三・六〇	その他のもの
九五〇三・七〇	楽器類（がん具に限る。）
九五〇三・八〇	パズル
九五〇三・九〇	その他のがん具（セットにしたものに限る。）
九五・〇四	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）
	その他のもの
九五〇四・一〇	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）
九五〇四・二〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム
九五〇四・三〇	ビリヤード用の物品及び附属品
九五〇四・四〇	その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）
九五〇四・九〇	遊戯用カード
九五・〇五	その他のもの
九五〇五・一〇	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）
九五〇五・九〇	クリスマス用品
九五・〇六	その他のもの
	体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール
九五〇六・一一	スキーその他のスキー用具
九五〇六・一二	スキー
九五〇六・一九	スキーの締め具
九五〇六・二一	その他のもの
	水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具
九五〇六・二九	セールボード
九五〇六・三一	その他のもの
九五〇六・三二	ゴルフクラブその他のゴルフ用具
九五〇六・三九	クラブ（完成品に限る。）
九五〇六・四〇	ボール
	その他のもの
九五〇六・五一	卓球用具
九五〇六・五九	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）
九五〇六・六一	テニスラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）
九五〇六・六二	その他のもの
九五〇六・六九	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）
九五〇六・七〇	テニスボール
九五〇六・九一	空気入れ式のもの
九五〇六・九九	その他のもの
九五・〇七	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）
九五〇七・一〇	その他のもの
九五〇七・二〇	体操用具及び競技用具
九五〇七・三〇	その他のもの
九五〇七・九〇	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具
九五・〇八	釣りざお
九五〇八・〇〇	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）
	釣り用リール
	その他のもの
	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備

第九六類　雑品

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a)　化粧用鉛筆（第三三類参照）

(b)　第六六類の物品（例えば、傘又はつえの部分品）

(c)　身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）

(d)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(e)　第八二類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他

の部分品を有するもの。ただし、第九六・〇一項及び第九六・〇二項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。

(f) 第九〇類の物品（例えば、眠鏡のフレーム（第九〇・〇三参照）、製図用からすロ（第九〇・一七項参照）及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ（第九〇・一八項参照））

(g) 第九一類の物品（例えば、時計のケース）

(h) 楽器並びにその部分品及び附属品（第九二類参照）

(ij) 第九三類の物品（武器及びその部分品）

(k) 第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

(l) 第九五類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m) 美術品、収集品及びこっとう（第九七類参照）

2　第九六・〇二項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。

(a) 彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料（例えば、コロゾ及びドームナット）

(b) こはく及び海泡石（凝結させたものを含む。）並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品

3　第九六・〇三項においてほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。

4　この類の物品（第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第九六・〇一項から第九六・〇六項まで及び第九六・一五項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。

九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）
九六〇一・一〇	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品
九六〇一・九〇	その他のもの
九六・〇二	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品
九六〇二・〇〇	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイジー（ローラースクイジーを除く。）
九六・〇三	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）
九六〇三・一〇	歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）
九六〇三・二一	歯ブラシ
九六〇三・二九	その他のもの
九六〇三・三〇	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの
九六〇三・四〇	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー
九六〇三・五〇	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）
九六〇三・九〇	その他のもの
九六・〇四	手ふるい
九六〇四・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）
九六〇五・〇〇	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク
九六・〇六	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品
九六〇六・一〇	ボタン
九六〇六・二一	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの
九六〇六・二二	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの
九六〇六・二九	その他のもの
九六〇六・三〇	ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品
九六〇七・一一	スライドファスナー
九六〇七・一九	卑金属製の務歯を取り付けたもの
九六〇七・二〇	その他のもの
九六・〇八	部分品
	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品

九六〇八・一〇	（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	
九六〇八・二〇	ボールペン	
	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	
九六〇八・三一	万年筆その他のペン	
九六〇八・三九	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）	
九六〇八・四〇	その他のもの	
九六〇八・五〇	シャープペンシル	
	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	
九六〇八・六〇	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	
	その他のもの	
九六〇八・九一	ペン先及びニブポイント	
九六〇八・九九	その他のもの	
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	
九六〇九・一〇	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）	
九六〇九・二〇	鉛筆のしん（色を問わない。）	
九六〇九・九〇	その他のもの	
九六・一〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	
九六・一一	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	
九六一一・〇〇	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	
九六・一二	リボン	
	インキパッド	
九六一二・一〇	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	
九六一二・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	
九六・一三	卓上用ライター	
九六一三・一〇	その他のライター	
	部分品	
九六一三・二〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	
九六一三・三〇	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊	
九六一三・八〇	パイプ及びパイプボール	
九六一三・九〇	その他のもの	
九六・一四	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	
九六一四・一〇	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品	
九六一四・二〇	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの	
九六一四・九〇	その他のもの	
九六・一五	その他のもの	
九六一五・一一	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	
九六一五・一九	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	
九六一五・九〇	化粧用のパフ及びパッド	
九六・一六	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	
九六一六・一〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	
九六一六・二〇		
九六・一七		
九六一七・〇〇		
九六・一八		
九六一八・〇〇		

第二一部　美術品、収集品及びこっとう

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

1　注

この類には、次の物品を含まない。

(a)　郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品（仕向国において通用し又は発行するもので、使用してないものに限る。第四九類参照）

(b)　劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた織物類（第五九・〇七項参照）。ただし、第九七・〇六項に属するものを除く。

(c)　天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（第七一・〇一項から第七一・〇三項まで参照）

2　第九七・〇二項において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、一個又は数個の

原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。）をいう。

3　第九七・〇三項には、大量生産した複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を含まない。

4(a)　この類及びこの品目表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から3までに定める場合を除くほか、すべてこの類に属する。

(b)　第九七・〇六項には、この類の他の項の物品を含まない。

5　書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画の一部を構成するものとして取り扱う。

九七・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）及びコラージュその他これに類する装飾板
九七〇一・一〇	書画
九七〇一・九〇	その他のもの
九七・〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画
九七〇二・〇〇	
九七・〇三	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）
九七〇三・〇〇	
九七・〇四	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用したもの並びに使用してないもののうち仕向国において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。）
九七〇四・〇〇	
九七・〇五	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）
九七〇五・〇〇	
九七・〇六	こっとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）
九七〇六・〇〇	

……

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する議定書（千九百八十六年六月二十四日にブラッセルで作成）

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税協力理事会を設立する条約の締約国及び欧州経済共同体は、

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（千九百八十三年六月十四日にブラッセルで作成）を千九百八十八年一月一日に発効させることが望ましいことを考慮し、

同条約第十三条が改正されない限り、同条約の同日における効力発生が不確定であることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

千九百八十三年六月十四日にブラッセルで作成された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（以下「条約」という。）第十三条1を次のように改める。

1　この条約は、第十一条に規定する国及び関税同盟又は経済同盟のうち少なくとも十七の国又は関税同盟若しくは経済同盟が批准を条件とすることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後三箇月を経過した後の最初の一月一日（千九百八十八年一月一日前の日を除く。）に効力を生ずる。

第二条

A　この議定書は、条約第十一条に規定する国及び関税同盟又は経済同盟のうち少なくとも十七の国又は関税同盟若しくは経済同盟が関税協力理事会の事務総局長に受諾書を寄託した場合には、条約と同時に効力を生ずる。ただし、いかなる国及び関税同盟又は経済同盟も、事前に若しくは同時に条約に批准を条件とすることなく署名し又は事前に若しくは同時に条約の批准書若しくは加入書を寄託しない限り、この議定書の受諾書を寄託することができない。

B　Aの規定によるこの議定書の効力発生の後に条約の締約国となるいずれの国又は関税同盟若しくは経済同盟も、この議定書によって改正された条約の締約国となる。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）

関税及び貿易に関する一般協定の締約国及び欧州経済共同体（以下「参加国」という。）は、関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」又は「ガット」という。）第二十八条の規定並びに千九百八十三年七月十二日にガット理事会により現行のガット譲許を商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）に移行することに関し採択された特別の手続（L／第五四七〇号／改訂1）により、統一システムを導入するために交渉を行い、

それぞれの代表者を通じて、次のとおり協定した。

1　この議定書に附属する関税についての参加国の譲許表は、千九百八十八年一月一日に一般協定の譲許表となり、同日前に一般協定に附属していた当該参加国の譲許表に代わる。

2(a)　この議定書に附属する関税についての譲許表に定める譲許の対象となつている各産品に係る一般協定第二条1の(b)及び(c)において言及されている日付については、この議定書に譲許表を附属させた日とする。この場合において、この議定書に譲許表を附属させた日に有効ないかなる義務にも影響を及ぼすことはない。

(b)　この議定書に附属する関税についての譲許表に係る一般協定第二条6(a)において言及されている日付については、この議定書に譲許表を附属させた日とする。

3(a)　参加国は、千九百八十七年七月三十一日まで、関税についての当該参加国の譲許表をこの議定書に附属させることができる。

(b)　この議定書は、千九百八十七年九月三十日まで、参加国が署名その他の方法によつて行う受諾のために開放しておく。

(c)　この議定書は、千九百八十八年一月一日に効力を生ずる。

4　この議定書は、ガット事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、一般協定の各締約国及び欧州経済共同体に対し、この議定書の認証謄本及び3の規定によるこの議定書の受諾の通告書を送付する。

5　この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

千九百八十七年二月二十日にジュネーヴで、ひ

としく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書に附属する譲許表は、各譲許表に明記するところにより英語、フランス語又はスペイン語を正文とする。

附属書　締約国及び欧州経済共同体の譲許表

第三十八表　日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部　最恵国関税率表

第三十八表の日本国の譲許表に関する注釈

1　4欄に関し、「G／HS／八七」とは、関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百八十七年）を意味する。

2　5欄に関し、略号は、それぞれ、次の締約国又は欧州経済共同体を示す。

BU	ビルマ連邦社会主義共和国
CA	カナダ
IL	イスラエル国
CH	スイス連邦
NI	ニカラグァ共和国
CE6	欧州経済共同体（六箇国）
CE9	欧州経済共同体（九箇国）
CL	チリ共和国
DE	ドイツ連邦共和国
DK	デンマーク王国
DO	ドミニカ共和国
GR	ギリシャ共和国
ID	インドネシア共和国
IT	イタリア共和国
PE	ペルー共和国
PK	パキスタン回教共和国
US	アメリカ合衆国
UY	ウルグァイ東方共和国

3　この譲許表の不可分の一部を成す付表の品名欄に掲げる物品については、ガットに基づく譲許として免税待遇を与える。ただし、これらの物品は、民間航空機又は航空用地上訓練装置の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造の過程で使用されるものであって機体の一部を構成することとなるものに限る。

ガットに基づく譲許としての免税措置は、民間航空機貿易に関する協定1.2.に規定する修理に対しても与えられる。

4　この譲許表の附属する議定書2にいう「附属させた日」は、この譲許表については、当該議定書の日付とする。

関税率表番号	品名	税率	現行譲許を定めている文書国	原交渉譲許を最初に定めた文書	一般協定上の旧原交渉国
1	2	3	4	5	6	7
〇一〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇一〇一・一〇	ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	G／HS／八七			
〇一〇一	牛（生きているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇一〇一・二〇	純粋種の繁殖用のもの					
〇一〇一・二九	その他のもの					
〇一〇一・二九のうち	水牛	無税	G／HS／八七			
〇一〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇一〇四・一〇	羊	無税	G／HS／八七			
〇一〇四・二〇	やぎ	無税	G／HS／八七			
〇一〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）					
〇一〇五・一一	一羽の重量が一八五グラム以下のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・一九	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・一九のうち	その他のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・九一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇五・〇〇のうち	その他の動物（生きているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇一〇六	犬以外のもの	無税	G／HS／八七			
〇一〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・一一のうち	生鮮のもの及び冷蔵したもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・一一のうち	枝肉及び半丸枝肉	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・一一のうち	いのししのもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・一二のうち	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・一九のうち	いのししのもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・一九のうち	その他のもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・一九のうち	いのししのもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・二一のうち	冷凍したもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・二一のうち	枝肉及び半丸枝肉	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・二一のうち	いのししのもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・二二のうち	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・二九のうち	いのししのもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・二九のうち	その他のもの	七・五％	G／HS／八七			
〇一〇三・二九のうち	いのししのもの	七・五％	G／HS／八七			

〇二〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	無税	G／HS／八七	
〇二〇四・一〇	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税	G／HS／八七	
	その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
〇二〇四・二一	枝肉及び半丸枝肉	無税	G／HS／八七	
〇二〇四・二三	その他の骨付き肉	無税	G／HS／八七	
〇二〇四・二五	骨付きでない肉	無税	G／HS／八七	
〇二〇四・三〇	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	無税	G／HS／八七	
	その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）			
〇二〇四・四一	枝肉及び半丸枝肉	無税	G／HS／八七	
〇二〇四・四三	その他の骨付き肉	無税	G／HS／八七	
〇二〇四・四五	骨付きでない肉	無税	G／HS／八七	
〇二〇五・〇〇	やぎの肉	七・五%	G／HS／八七	
〇二〇六	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	無税	G／HS／八七	
	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	無税	G／HS／八七	
〇二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七	
のうち	臓器及び舌	一五%	G／HS／八七	
〇二〇六・二	牛のもの（冷凍したものに限る。）	一五%	G／HS／八七	
〇二〇六・二三	舌	一五%	G／HS／八七	
〇二〇六・二五	肝臓	一五%	G／HS／八七	
〇二〇六・二九	その他のもの	一五%	G／HS／八七	
のうち	臓器	一五%	G／HS／八七	
〇二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七	
のうち	いのししのもの	七・五%	G／HS／八七	
〇二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七	
のうち	肝臓	七・五%	G／HS／八七	
〇二〇六・四九	いのししのもの	七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	七・五%	G／HS／八七	

のうち	いのししのもの	七・五%	G／HS／八七	
〇二〇六・二〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七	
〇二〇六・二九	その他のもの（冷凍したものに限る。）	七・五%	G／HS／八七	
〇二〇八	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	五%	G／HS／八七	
〇二〇八・一〇	分割してない家きん（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	G／HS／八七	
のうち	七面鳥	五%	G／HS／八七	
〇二〇八・三	あひる	五%	G／HS／八七	
〇二〇八・三五	鶏（ガルルス・ドメスティクス）、七面鳥及びあひる以外のもの	一六%	G／HS／八七	
〇二〇八・三九	分割してない家きん（冷凍したものに限る。）	一六%	G／HS／八七	
〇二〇八・四一	七面鳥	五%	G／HS／八七	
のうち	あひる、がちよう及びほろほろ鳥	五%	G／HS／八七	
〇二〇八・四五	家きんの分割した肉及びくず肉（肝臓を含むものとし、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一六%	G／HS／八七	
	がちよう又はあひるの脂肪質の肝臓	五%	G／HS／八七	
〇二〇八・四九	その他のもの	一〇%	G／HS／八七	
のうち	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のうち	五%	G／HS／八七	
〇二〇八・五一	骨付きのもも	一六%	G／HS／八七	
のうち	七面鳥のもの	一六%	G／HS／八七	
〇二〇八・五九	骨付きのもも	一〇%	G／HS／八七	
	七面鳥のもの	五%	G／HS／八七	

〇一〇七・四二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	一六％	G／HS／八七	
〇一〇七・五〇	家きんの肝臓（冷凍したものに限る。）	五％	G／HS／八七	
〇一〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			
〇一〇八・一〇	うさぎのもの	三・五％	G／HS／八七	
〇一〇八・二〇	かえるの脚	三・五％	G／HS／八七	
〇一〇八・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
	鯨のもの	三・五％	G／HS／八七	
〇一一〇	その他のもの			
	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール			
〇一一〇・九〇	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）			
のうち	豚又は牛のもの以外のもの	七％	G／HS／八七	
〇三〇一	魚（生きているものに限る。）			
〇三〇一・一〇	観賞用の魚			
	こい及び金魚	五％	G／HS／八七	
	その他のもの	二・五％	G／HS／八七	
	その他の魚（生きているものに限る。）			
〇三〇一・九一	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五％	G／HS／八七	
のうち	養魚用の稚魚以外のもの	五％	G／HS／八七	
〇三〇一・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）	五％	G／HS／八七	
のうち	養魚用の稚魚以外のもの			
〇三〇一・九三	こい			
のうち	養魚用の稚魚以外のもの			
〇三〇一・九九	その他のもの			
のうち	養魚用の稚魚以外のもののうち			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの			
〇三〇一	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	五％	G／HS／八七	
〇三〇一・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五％	G／HS／八七	
〇三〇一・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％	G／HS／八七	
〇三〇一・一三	その他のもの	五％	G／HS／八七	
〇三〇一・一九	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇一・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五％	G／HS／八七	
〇三〇一・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五％	G／HS／八七	
〇三〇一・二三	ソール（ソレア属のもの）	五％	G／HS／八七	
〇三〇一・二九	その他のもの	五％	G／HS／八七	

〇三〇二・三二	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%G／HS／八七
〇三〇二・三三	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五%G／HS／八七
〇三〇二・三四	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五%G／HS／八七
〇三〇二・三五	かつお	五%G／HS／八七
	その他のもの	
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
〇三〇二・六一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	五%G／HS／八七
〇三〇二・六二	サルディノプス属以外のもの	
	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五%G／HS／八七
〇三〇二・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五%G／HS／八七
〇三〇二・六四	さめ	五%G／HS／八七
〇三〇二・六五	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五%G／HS／八七
〇三〇二・六九	その他のもの	
のうち	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたいにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい以外のもの	五%G／HS／八七
〇三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ	八%G／HS／八七
のうち	にしん（クルペア属のもの）の卵	五%G／HS／八七
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵以外のもの	五%G／HS／八七
〇三〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	五%G／HS／八七
〇三〇三・一〇	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%G／HS／八七
〇三〇三・二一	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%G／HS／八七
	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五%G／HS／八七
〇三〇三・二二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五%G／HS／八七
〇三〇三・二九	その他のもの	五%G／HS／八七
〇三〇三・三一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%G／HS／八七
〇三〇三・三二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五%G／HS／八七
〇三〇三・三三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五%G／HS／八七
〇三〇三・三九	ソール（ソレア属のもの）	五%G／HS／八七
	その他のもの	

〇三〇三・四一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％G／HS／八七
〇三〇三・四二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五％G／HS／八七
〇三〇三・四三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五％G／HS／八七
〇三〇三・四四	かつお	五％G／HS／八七
〇三〇三・四九	その他のもの	五％G／HS／八七
〇三〇三・五〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	六％G／HS／八七
〇三〇三・六〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	六％G／HS／八七
〇三〇三・七一のうち	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	五％G／HS／八七
〇三〇三・七二	サルディノプス属以外のもの	五％G／HS／八七
〇三〇三・七三	ハダック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五％G／HS／八七
〇三〇三・七三	コールフィッシュ（ボルラギウス・ヴィレンス）	五％G／HS／八七
〇三〇三・七五	さめ	三・五％G／HS／八七
〇三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	五％G／HS／八七
〇三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	五％G／HS／八七
〇三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	六％G／HS／八七
	メルルシウス属のもの	五％G／HS／八七
	その他のもの	

〇三〇三・七九のうち	その他のもの	
	にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	六％G／HS／八七
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたいしやも	三％G／HS／八七
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししやも以外のもの	四％G／HS／八七
〇三〇四・一〇	肝臓、卵及びしらこ	五％G／HS／八七
	にしん（クルペア属のもの）の卵	六％G／HS／八七
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	六％G／HS／八七
	その他のもの	五％G／HS／八七
〇三〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	
〇三〇四・一〇のうち	生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	フィレのうち	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオー	

ラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもののうち		五％G／HS／八七	
バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたいさめ		三％G／HS／八七 三・五％G／HS／八七	
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ以外のもの		五％G／HS／八七	
〇三〇四・二〇のうち	冷凍したフィレ		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの		
〇三〇四・三〇のうち	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	五％G／HS／八七	
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたいさめ	三％G／HS／八七 三・五％G／HS／八七	
	ししゃも	四％G／HS／八七	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも以外のもの	六％G／HS／八七	
〇三〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及びフィッシュミール（食用に適するものに限る。）	五％G／HS／八七	
〇三〇五・二〇のうち	肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除		

	く。）		
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		
	さけ又はますの卵		
	その他のもののうち		
〇三〇六	こんぶかずのこ以外のもの		
	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）		
〇三〇六・一	冷凍したもの		
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		
〇三〇六・一三	ロブスター（ホマルス属のもの）		
〇三〇六・一三	シュリンプ及びプローン		
〇三〇六・一四	かに		
〇三〇六・一九	その他のもの		
のうち	えび		
	冷凍してないもの		
〇三〇六・二一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
〇三〇六・二三	その他のもの		
	ロブスター（ホマルス属のもの）		
〇三〇六・二三	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	その他のもの		
〇三〇六・二四	シュリンプ及びプローン		

	一二%	G／HS／八七	
	七・五%	G／HS／八七	
	五%	G／HS／八七	
	四%	G／HS／八七	
	三%	G／HS／八七	
	三%	G／HS／八七	
	三%	G／HS／八七	
	六%	G／HS／八七	
	三%	G／HS／八七	
	七・五%	G／HS／八七	
	三%	G／HS／八七	
	七・五%	G／HS／八七	

	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	その他のもの		
〇三〇六・二四	かに		
のうち	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	その他のもの		
〇三〇六・二九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
のうち	えび		
	その他のもののうち		
〇三〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及び水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動動を除く。）		
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）		
〇三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%	G／HS／八七
〇三〇七・四九	その他のもの		
のうち	冷凍したもの	五%	G／HS／八七
〇三〇七・九一	その他のもの		
のうち	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	無税	G／HS／八七
〇三〇七・九九	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	五%	G／HS／八七
のうち	いか		
	その他のもの		
	冷凍したもののうち		

〇四〇一	いか	五％	G／HS／八七	
〇四〇二・一〇のうち	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 砂糖を加えてないもの	四五％	G／HS／八七	US
	注　小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食用のものについては、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二九年法律第四二号）に基づき昭和二八年政令第一五一号で定める関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。もつとも、手続を変更する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。			
〇四〇二・三	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。） 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脱脂してないもの	四〇％ 四五％	G／HS／八七 G／HS／八七	US US
	その他のもの 注　小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食用のものについては、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二九年法律第四二号）に基づき昭和二八年政令第一五一号で定める関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。もつとも、手続を変更する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。			
〇四〇二・二九のうち	その他のもの 脱脂してないもの その他のもののうち 砂糖を加えてないもの	四〇％	G／HS／八七	US
〇四〇二・九一	その他のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脱脂してないもの	三〇％	G／HS／八七	US
〇四〇二・九九のうち	その他のもの その他のもの 脱脂してないもの	二五％	G／HS／八七	US
〇四〇七・〇〇のうち	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） ふ化用のもの	三〇％	G／HS／八七	US
〇四〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 卵黄 乾燥したもの	無税	G／HS／八七	
〇四〇八・一一	その他のもの	二五％	G／HS／八七	
〇四〇八・一九		二五％（そ	G／HS／八七	

			の率が一キログラムにつき六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
〇五〇八・九一	その他のもの	無税	二五％（その率が一キログラムにつき六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
〇五〇八・九九	乾燥したもの	無税	二五％（その率が一キログラムにつき六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	三〇％	G／HS／八七	DO
〇五〇九・〇〇	天然はちみつ	無税	二・五％	G／HS／八七	
〇五一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	無税	無税	G／HS／八七	
のうち	あなつばめの巣	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇一・〇〇	人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇三・一〇	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇三・〇〇	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇四・〇〇	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇五	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇五・九〇	その他のもの	無税	無税	G／HS／八七	
のうち	フェザーミール	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇六・一〇	オセイン及び酸処理した骨	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇六・九〇	その他のもの	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇七・一〇	アイボリー並びにその粉及びくず	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇七・九〇	その他のもの	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税	無税	G／HS／八七	
のうち	さんご以外のもの	無税	無税	G／HS／八七	
〇五〇九・〇〇	動物性の海綿	無税	無税	G／HS／八七	
〇五一〇・〇〇	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円以上のもの	無税	無税	G／HS／八七	UY
	その他のもの	無税	五％	G／HS／八七	GR
	アンバーグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並び				

	に医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）					
〇五二	じゃ香及び牛黄 その他のもの 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの					
〇五二・一〇	牛の精液	無税	G／HS／八七			
〇五二・九一	その他のもの 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税	G／HS／八七			
〇五二・九九	魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵 その他のもの その他のもの 蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血	無税 二・五%	G／HS／八七 G／HS／八七			
〇六〇一	その他のもの りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）	無税 二・五%	G／HS／八七 G／HS／八七	U Y US		
〇六〇一・一〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇六〇一・二〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根 その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸	無税	G／HS／八七			
〇六〇二	根を有しない挿穂及び接ぎ穂 樹木及び灌木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。） しやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。） ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。） その他のもの きのこ菌糸 その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七			
〇六〇二・一〇	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	無税	G／HS／八七			
〇六〇二・二〇	生鮮のもの その他のもの	無税 無税	G／HS／八七 G／HS／八七			
〇六〇二・九〇	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	G／HS／八七			
〇六〇二・九〇	種ばれいしょ その他のもの	五% 五%	G／HS／八七 G／HS／八七			
〇六〇二・九〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	G／HS／八七			
〇六〇二・九〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ及びシャロット シャロット にんにく リーキその他のねぎ属のもの	無税 無税 五% 五% 五%	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七			
〇六〇二・九〇	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	G／HS／八七			
〇六〇二・九〇	カリフラワー 芽キャベツ その他のもの	五% 五% 五%	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七			
〇六〇二・九〇	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）	五%	G／HS／八七			

〇七〇五・二	及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七〇五・二九	レタス		
〇七〇五・二一	結球レタス	五％	G／HS／八七
〇七〇五・二九	その他のもの	五％	G／HS／八七
〇七〇五・三	チコリー		
〇七〇五・三一	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	五％	G／HS／八七
〇七〇五・三九	その他のもの	五％	G／HS／八七
〇七〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七〇六・一〇	にんじん及びかぶ	五％	G／HS／八七
〇七〇六・九〇	その他のもの	五％	G／HS／八七
〇七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％	G／HS／八七
〇七〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）		
〇七〇八・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	五％	G／HS／八七
〇七〇八・二〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	五％	G／HS／八七
〇七〇八・九〇	その他の豆	五％	G／HS／八七
〇七〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七〇九・一〇	アーティチョーク	五％	G／HS／八七
〇七〇九・二〇	アスパラガス	五％	G／HS／八七
〇七〇九・三〇	なす	五％	G／HS／八七
〇七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）	五％	G／HS／八七
〇七〇九・五	きのこ及びトリフ		
〇七〇九・五一	きのこ	五％	G／HS／八七
〇七〇九・五二	トリフ	五％	G／HS／八七
〇七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実	五％	G／HS／八七
〇七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	五％	G／HS／八七
〇七〇九・九〇	その他のもの	五％	G／HS／八七
〇七一〇	スイートコーン以外のもの冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	五％	G／HS／八七
〇七一〇・二	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）		
〇七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）	一〇％	G／HS／八七
〇七一〇・二三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇％	G／HS／八七
〇七一〇・二九	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
〇七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇％	G／HS／八七
〇七一〇・四〇	スイートコーン	一二・五％	G／HS／八七
〇七一〇・八〇	その他の野菜	一〇％	G／HS／八七
〇七一〇・九〇	野菜を混合したもの	一二・五％	G／HS／八七
〇七一一	スイートコーンを主成分とするもの	無税	G／HS／八七
〇七一一・九〇	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
〇七一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	一〇％	G／HS／八七
〇七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	一〇％	G／HS／八七
〇七一二・一〇	スイートコーンのうち薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	G／HS／八七
〇七一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
〇七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	一〇％	G／HS／八七
〇七一三・二〇	ひよこ豆	一〇％	G／HS／八七
〇七一三・三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		BU
〇七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）		
〇七一三・三三	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリ	無税	G／HS／八七

〇七三・三三	ス）	一〇％	G／HS／八七	BU
〇七三・三五	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）	一〇％	G／HS／八七	BU
〇七三・三九	その他のもの	一〇％	G／HS／八七	BU
〇七三・四〇	ひら豆	一〇％	G／HS／八七	BU
〇七三・四九	その他のもの	一〇％	G／HS／八七	BU
〇七一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄	無税	G／HS／八七	
〇七一四・一〇のうち	カッサバ芋			
	飼料用のもの			
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
〇八〇一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	六％	G／HS／八七	
〇八〇一・一〇	ココやしの実	無税	G／HS／八七	
〇八〇一・二〇	ブラジルナット	六％	G／HS／八七	
〇八〇一・三〇	カシューナット	無税	G／HS／八七	
〇八〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
〇八〇二・一一	アーモンド	無税	G／HS／八七	
	殻付きのもの	四％	G／HS／八七	
〇八〇二・一二	ビターアーモンド	無税	G／HS／八七	
	スイートアーモンド	四％	G／HS／八七	
〇八〇二・一三	殻を除いたもの	無税	G／HS／八七	
	ビターアーモンド	四％	G／HS／八七	
〇八〇二・二〇	スイートアーモンド	無税	G／HS／八七	
〇八〇二・三〇	ヘーゼルナット（コリュルス属の	四％	G／HS／八七	

	もの）			
〇八〇二・三一	殻付きのもの	一〇％	G／HS／八七	
〇八〇二・三二	殻を除いたもの	一〇％	G／HS／八七	
	くるみ			
〇八〇二・三三	殻付きのもの	二〇％	G／HS／八七	
〇八〇二・三九	殻を除いたもの	二〇％	G／HS／八七	
	その他のもの			
〇八〇二・四〇のうち	ぴんろう子	無税	G／HS／八七	
	マカダミアナット	一二％	G／HS／八七	
〇八〇三・〇〇のうち	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
〇八〇四	乾燥したもの	六％	G／HS／八七	
	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
〇八〇四・一〇のうち	いちじく			
	乾燥したもの	一〇％	G／HS／八七	
〇八〇四・二〇のうち	パイナップル			
	乾燥したもの	一二％	G／HS／八七	
〇八〇四・四〇のうち	アボカドー			
	生鮮のもの	六％	G／HS／八七	
	乾燥したもの	一〇％	G／HS／八七	
〇八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	六％	G／HS／八七	
〇八〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
〇八〇五・一〇	オレンジ			
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇％	G／HS／八七	
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇％	G／HS／八七	
〇八〇五・二〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア）	五％	G／HS／八七	
〇八〇五・四〇	グレープフルーツ			
	毎年六月一日から同年一一月			

	三〇日までに輸入されるもの							一二％	G／HS／八七
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの							二五％	G／HS／八七
〇八〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）								
〇八〇六・一〇のうち	生鮮のもの								
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの							一三％	G／HS／八七
〇八〇六・二〇	乾燥したもの							二％	G／HS／八七
〇八〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）								
〇八〇七・二〇	パパイヤ							四％	G／HS／八七
〇八〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）								
〇八〇八・二〇	なし及びマルメロ							八％	G／HS／八七
〇八〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）								
〇八〇九・一〇	あんず							一〇％	G／HS／八七
〇八〇九・二〇	さくらんぼ							一〇％	G／HS／八七
〇八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）							一〇％	G／HS／八七
〇八〇九・四〇	プラム及びスロー							一〇％	G／HS／八七
〇八一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）								
〇八一〇・一〇	ストロベリー							一〇％	G／HS／八七
〇八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー							一〇％	G／HS／八七
〇八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー							一〇％	G／HS／八七
〇八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実							一〇％	G／HS／八七
〇八一〇・九〇のうち	その他のもの							八％	G／HS／八七
〇八一一	キウイフルーツ								
	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）								
〇八一二・一〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー							一〇％	G／HS／八七
〇八一二・九〇のうち	砂糖を加えたもののうち							一〇％	G／HS／八七
〇八一三	サワーチェリー							二三％	G／HS／八七
	その他のもののうち								
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシベリー							一二％	G／HS／八七
	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）							一〇％	G／HS／八七
	その他のもの								
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）							一〇％	G／HS／八七
〇八一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの								US
〇八一三・一〇	あんず							一五％	G／HS／八七
〇八一三・二〇	プルーン							四％	G／HS／八七
〇八一三・三〇	りんご							一五％	G／HS／八七
〇八一三・四〇	その他の果実							一五％	G／HS／八七

〇八一三・五〇のうち	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの				
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）				
〇八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）				
〇九〇一	コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）				
	コーヒー（いつたものを除く。）				
〇九〇一・一	カフェインを除いてないもの	一〇％	G／HS／八七		
〇九〇一・二	カフェインを除いたもの	無税	G／HS／八七		
	コーヒー（いつたものに限る。）				
〇九〇一・二一	カフェインを除いてないもの	二・五％	G／HS／八七		
〇九〇一・二二	カフェインを除いたもの	無税	G／HS／八七		
〇九〇一・二三	コーヒー豆の殻及び皮	二〇％	G／HS／八七		
〇九〇一・三〇	コーヒーを含有するコーヒー代用物	無税	G／HS／八七		
〇九〇一・四〇	茶	二〇％	G／HS／八七		
〇九〇二	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇％	G／HS／八七		
〇九〇二・一〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）				
〇九〇二・二〇	くず（飲用に適するものを除く。）				
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
〇九〇三・二〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇％	G／HS／八七		
〇九〇三・四〇のうち	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶				
	くず（飲用に適するものを除く。）	無税	G／HS／八七		
	その他のもののうち				
	紅茶以外のもの	二〇％	G／HS／八七		
〇九〇三・八〇	マテ	二〇％	G／HS／八七		
〇九〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー				
〇九〇四・一一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの				
	小売用の容器入りにしたもの	六％	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
〇九〇四・一二	破砕し又は粉砕したもの				
	小売用の容器入りにしたもの	六％	G／HS／八七		
	その他のもの	三・五％	G／HS／八七		
〇九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）				
	小売用の容器入りにしたもの	一〇％	G／HS／八七		
	その他のもの				
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七		
	破砕し又は粉砕したもの	三・五％	G／HS／八七		
〇九〇五・〇〇	バニラ豆	無税	G／HS／八七	CE6	
〇九〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	無税	G／HS／八七	ID	
〇九〇六・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	ID	
〇九〇六・二〇	破砕し又は粉砕したもの				

〇九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		六％	G／HS／八七			
	小売用の容器入りにしたもの						
〇九〇八	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		三・五％	G／HS／八七			
〇九〇八・一〇	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類						
	肉ずく						
	小売用の容器入りにしたもの		六％	G／HS／八七			
	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七	I		
	破砕し又は粉砕したもの		三・五％	G／HS／八七	D		
〇九〇八・二〇	肉ずく花						
	小売用の容器入りにしたもの		六％	G／HS／八七			
	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		三・五％	G／HS／八七			
〇九〇八・三〇	カルダモン類						
	小売用の容器入りにしたもの		六％	G／HS／八七			
	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		三・五％	G／HS／八七			
〇九〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン、カラウエイ又はジュニパーの種						
	小売用の容器入りにしたもの		一〇％	G／HS／八七			
〇九〇九・一〇	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		五％	G／HS／八七			
〇九〇九・二〇	コリアンダーの種						
	小売用の容器入りにしたもの		一〇％	G／HS／八七			
	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		五％	G／HS／八七			

〇九〇九・三〇	クミンの種						
	小売用の容器入りにしたもの		一〇％	G／HS／八七			
	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		五％	G／HS／八七			
〇九〇九・四〇	カラウエイの種						
	小売用の容器入りにしたもの		一〇％	G／HS／八七			
	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		五％	G／HS／八七			
〇九〇九・五〇	ういきょう又はジュニパーの種						
	小売用の容器入りにしたもの		一〇％	G／HS／八七			
	その他のもの						
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		無税	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		五％	G／HS／八七			
〇九一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料						
〇九一〇・一〇のうち	しょうが						
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしてないもの		一〇％	G／HS／八七			
	小売用の容器入りにしたもの		五％	G／HS／八七			
〇九一〇・二〇	その他のもの		六％	G／HS／八七			
	サフラン						
	小売用の容器入りにしたもの		無税	G／HS／八七			
	その他のもの		五％	G／HS／八七			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		三・五％	G／HS／八七			
	破砕し又は粉砕したもの		六％	G／HS／八七			
〇九一〇・三〇	うこん						
	小売用の容器入りにしたもの						
	その他のもの						

	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	
〇九一〇・四〇	破砕し又は粉砕したもの	三・五％	G／HS／八七	
	月けい樹の葉及びタイム			
	小売用の容器入りにしたもの	六％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	
〇九一〇・五〇	破砕し又は粉砕したもの	三・五％	G／HS／八七	
	カレー			
〇九一〇・九一	その他の香辛料	一二％	G／HS／八七	
	この類の注1(b)の混合物			
	小売用の容器入りにしたもの	六％	G／HS／八七	
	その他のもの			
〇九一〇・九九	その他のもの	三・五％	G／HS／八七	
	小売用の容器入りにしたもの	六％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	G／HS／八七	
一〇〇一・〇〇	破砕し又は粉砕したもの	三・五％	G／HS／八七	
	ライ麦	七％	G／HS／八七	
一〇〇二	とうもろこし			
一〇〇三・一〇	播種用のもの	無税	G／HS／八七	
のうち	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	G／HS／八七	US
一〇〇三・九〇	その他のもの			
のうち	飼料用のもの	無税	G／HS／八七	US
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
一〇〇四・〇〇	グレーンソルガム			
のうち	飼料用のもの	無税	G／HS／八七	US
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			

一〇〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
一〇〇八・一〇	ミレット	無税	G／HS／八七	
一〇〇八・三〇	カナリーシード	無税	G／HS／八七	
一〇〇八・九〇	その他の穀物	五％	G／HS／八七	
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉	一二・五％	G／HS／八七	US
のうち	グルタミン酸モノナトリウム製造用のもの			
	注　税関の監督の下でグルタミン酸モノナトリウム製造用の原料として使用するものに限る。			
一一〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			
一一〇三・一三	ひき割り穀物及び穀物のミール			
	オートのもの	二〇％	G／HS／八七	
一一〇三・二九	ペレット			
のうち	その他の穀物のもの			
一一〇四	オートのもの	二〇％	G／HS／八七	
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
一一〇四・二三	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
	オートのもの	二〇％	G／HS／八七	
一一〇四・二九	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
一一〇四・三〇	オートのもの	二〇％	G／HS／八七	
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
	乾燥した豆（第〇七・一三項のも			

二〇六・二〇のうち	のに限る。）の粉及びミール	一六％	G／HS／八七			
	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール	無税	G／HS／八七			
	カッサバ芋の粉及びミールのうち					
	飼料用のもの					
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
二〇六・三〇のうち	第八類の物品の粉及びミール					
	バナナの粉及びミールのうち					
	飼料用のもの	無税	G／HS／八七			
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
二〇八・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二〇九	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二〇一・一〇のうち	殻付きのもの					
	採油用のもの	無税	G／HS／八七			
	注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。					
二〇一・一〇のうち	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	I	D	
	採油用のもの	無税	G／HS／八七	U	Y	
	注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。					
二〇三・〇〇	コプラ	無税	G／HS／八七			
二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二〇五・〇〇	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			

二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七			
二〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	N	I	
二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核	無税	G／HS／八七	N	I	
二〇七・二〇	綿実	無税	G／HS／八七			
二〇七・四〇	ごま	無税	G／HS／八七			
二〇七・五〇	マスタードの種	無税	G／HS／八七			
二〇七・六〇	サフラワーの種	無税	G／HS／八七			
	その他のもの					
二〇七・九一	けしの種	無税	G／HS／八七			
二〇七・九二	シャナット	無税	G／HS／八七			
二〇七・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七			
二〇八・一〇	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	七％	G／HS／八七			
二〇八・九〇	大豆のもの	七％	G／HS／八七			
二〇九	その他のもの	無税	G／HS／八七	D	K	
	播種用の種、果実及び胞子					
二〇九・一	ビートの種	無税	G／HS／八七	D	K	
	てん菜の種			U	S	
二〇九・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七	D	K	
二〇九・二一	飼料用植物の種（ビートの種を除く。）			U	S	
	ルーサン（アルファルファ）の種	無税	G／HS／八七	D	K	
				U	S	
二〇九・二三	クローバー（トリフォリウム属のもの）の種	無税	G／HS／八七	D	K	
				U	S	
二〇九・二三	フェスクの種	無税	G／HS／八七	D	K	
				U	S	
二〇九・二四	ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンスィス）の種	無税	G／HS／八七	D	K	
				U	S	
二〇九・二五	ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種	無税	G／HS／八七	D	K	

二一〇九・二六	チモシーの種	無税	G／HS／八七	US	
二一〇九・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	DK US DK US	
二一〇九・三〇	園芸用草花の種	無税	G／HS／八七	US	
	その他のもの				
二一〇九・九一	野菜の種	無税	G／HS／八七	US	
二一〇九・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	US	
二一一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	五％	G／HS／八七		
二一一〇・一〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン	無税	G／HS／八七	US	
二一一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七		
二一一一・一〇	甘草	無税	G／HS／八七		
二一一一・二〇	おたねにんじん	五％	G／HS／八七		
二一一一・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
のうち	コカ葉、ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉及びウワウルシ葉	無税	G／HS／八七	PE	
	ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子及びプランタゴプシリウムの種	無税	G／HS／八七		
	キナ皮、コンズランゴ皮及びカスカラサグラダ	無税	G／HS／八七		
	吐根、りんどう、ゲンチアナ根、センガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海蘿、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及及びキューベ根	無税	G／HS／八七		
	セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄及び沈香	無税	G／HS／八七		
	槐花及び大黄	無税	G／HS／八七		
	その他のもののうち除虫菊、大麻草及びけしがら以外のもの	無税	G／HS／八七		
二一一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	五％	G／HS／八七		
二一一二・一〇	ローカストビーン（種を含む。）	無税	G／HS／八七		
二一一二・二〇	あんず、桃又はプラムの核及び仁	五％	G／HS／八七		
二一一二・九一	その他のもの	無税	G／HS／八七		
二一一二・九二	てん菜	無税	G／HS／八七		
二一一二・九九	さとうきび	一五％	G／HS／八七		
のうち	その他のもの				
	チコリーの根	無税	G／HS／八七		
	こんにやく芋（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）及びチコリーの根以外のもの	五％	G／HS／八七		
二一一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調整したものを除く。）	無税	G／HS／八七		
二一一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これら	無税	G／HS／八七		

一三四・一〇	に類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）				
一三四・二〇	ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット	無税	G／HS／公七		
一三四・二〇	その他のもの	無税	G／HS／公七		
一三〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム				
一三〇一・一〇	ラック				
	セラックその他の精製ラック	二〇%	G／HS／公七		
	シードラック	一〇%	G／HS／公七		
	その他のもの	無税	G／HS／公七		
一三〇一・二〇	アラビアゴム	無税	G／HS／公七		
一三〇一・三〇	その他のもの				
一三〇一・三〇のうち	大麻樹脂以外のもの	無税	G／HS／公七	ID	
一三〇一	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／公七		
一三〇一・三	植物性の液汁及びエキス				
一三〇一・一四のうち	ホップのもの	二七・五%	G／HS／公七	US	
	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	無税	G／HS／公七		
一三〇一・一九のうち	除虫菊エキス以外のもの	無税	G／HS／公七		
	その他のもの	二七・五%	G／HS／公七	US	
	飲料のもと	一〇%	G／HS／公七		
	植物性の一種類の原料から得たもの	無税	G／HS／公七		
	その他のもの	五%	G／HS／公七		
	その他のもののうち				
	生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン				
	以外のもの				
	アルコール分が五〇%以上のもの				
	その他のもの				
一三〇一・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩				
一三〇一・二〇	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／公七		
一三〇一・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／公七		
一三〇一・三九	その他のもの	無税	G／HS／公七		
一四〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）				
一四〇一・一〇	とう	無税	G／HS／公七		
一四〇一	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	二・五%	G／HS／公七		
一四〇一・一〇	カポック	無税	G／HS／公七	ID	
一四〇三	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／公七		
一四〇三・一〇	ほうきもろこし（ソルグム・ヴルガレ変種テクニクム）	無税	G／HS／公七	ID	
一四〇三・二〇	その他のもの	無税	G／HS／公七	PE	
一四〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	無税	G／HS／公七	DO	
一四〇四・一〇	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料				
一四〇四・二〇	コットンリンター	五%	G／HS／公七		
一四〇四・九〇のうち	その他のもの				
一五〇一・〇〇	除中菊かす				
	ラードその他の豚脂及び家きん脂（溶出したものに限るものとし、圧				

	搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）				
一五〇一・二〇	豚脂				
	酸価が一・三を超えるもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	一キログラムにつき一〇円	G／HS／八七		
一五〇一・九〇	その他のもの	七・五％	G／HS／八七		
	牛、羊又はやぎの脂肪（粗のもの及び溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七		
一五〇二・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	五％	G／HS／八七		
一五〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	五％	G／HS／八七		
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物				
一五〇四・二〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物				
	鯨油				
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
一五〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	五％	G／HS／八七		
一五〇五・一〇	ウールグリース（粗のものに限る。）	二％	G／HS／八七		
一五〇五・九〇	その他のもの	五％	G／HS／八七		
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	七・五％	G／HS／八七		
一五〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七		
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	I T	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七	I T	
一五〇九・〇〇	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	I T	
一五〇九・一〇	バージン油	無税	G／HS／八七	I T	
一五〇九・九〇	その他のもの	七％	G／HS／八七		
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	五％	G／HS／八七		
一五一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	七％	G／HS／八七		
一五一一・一〇	粗油				
一五一一・九〇	その他のもの				
一五一二	パームステアリン				
	その他のもの				
	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物				
のうち	粗油				
	サフラワー油のうち				

	酸価が〇・六以下のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七
一五二・一九のうち	その他のもの サフラワー油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七
一五二・二二	綿実油及びその分別物 粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七
	注　輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用する綿実油については、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法（明治四三年法律第五四号）に基づき昭和二九年政令第一五五号で定める関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。もつとも、手続を変更する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。		
一五二・二九	その他のもの	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七
	注　輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用する綿実油については、その関税を免除する。 日本国は、関税定率法（明治四三年法律第五四号）に基づき昭和二九年政令第一五五号で定める関税の免除の取扱いのための手続を変更する権利を留保する。もつとも、手続を変更する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。		
一五二・二二	粗油	九％（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
一五二・一九	その他のもの	九％（その率が一キログラムにつき一〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
一五二・二二	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物 粗油	八％	G／HS／八七
	パーム核油 その他のもの 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	G／HS／八七
	その他のもの	一キログラム	G／HS／八七

一五二・二九	その他のもの				
	パーム核油及びその分別物				
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	八%	G／HS／八七	
一五二四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき二〇円七〇銭		G／HS／八七	
一五二・一〇	粗油				
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円		G／HS／八七	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭		G／HS／八七	
一五二・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭		G／HS／八七	
一五二五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
	とうもろこし油及びその分別物				
一五二・二一	粗油				
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一〇円		G／HS／八七	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭		G／HS／八七	
一五二・二九	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	九%	G／HS／八七	
一五二・三〇	ひまし油及びその分別物		無税	G／HS／八七	
一五二・四〇	桐油及びその分別物				

一五二・二〇のうち	ごま油及びその分別物				
	酸価が〇・六以下のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	七・五%	G／HS／八七	
一五二・六〇	ホホバ油及びその分別物		無税	G／HS／八七	
一五二・九〇のうち	その他のもの				
	オイチシカ油及びその分別物				
	カメリヤ油及びその分別物		五%	G／HS／八七	
	漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物				
	米油及びその分別物のうち				
	酸価が〇・六以下のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭		G／HS／八七	
	その他のもの				
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円		G／HS／八七	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭		G／HS／八七	
一五二六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		五%	G／HS／八七	
一五二・一〇	動物性油脂及びその分別物				
一五二七	植物性油脂及びその分別物				
	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		五%	G／HS／八七	
一五二・九〇のうち	その他のもの				
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をした				

	ものを除く。）	七・五％	G／HS／八七
	植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	一キログラムにつき二〇円七〇銭	G／HS／八七
一五八・〇〇	その他のもののうち ショートニング		
一五九	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	一五％	G／HS／八七／US
一五九・二〇	工業用の脂肪性モノカルボン酸 ステアリン酸	五％	G／HS／八七
一五九・三〇	オレイン酸	五％	G／HS／八七
一五九・四〇	トール油脂肪酸	五％	G／HS／八七
一五九・五〇	その他のもの アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	五％	G／HS／八七
一五九・六〇	工業用の脂肪性アルコール グリセリン（純粋であるかないかを問わない。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	五％	G／HS／八七
一五〇・一〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	一〇％	G／HS／八七
一五〇・九〇	その他のもの（合成グリセリンを含む。）	一〇％	G／HS／八七
一五二	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	五％	G／HS／八七
一五二・一〇	植物性ろう カルナバろう	七・五％	G／HS／八七
一五二・九〇	その他のもの	七・五％	G／HS／八七
一五二・九〇のうち	その他のもの みつろう以外のもの	七・五％	G／HS／八七
一五三・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	七・五％	G／HS／八七
一五三・〇〇のうち	デグラス	無税	G／HS／八七
一五三・〇〇	その他のもの ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	二五％	G／HS／八七
一六〇三	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	一〇％	G／HS／八七
一六〇三・一〇のうち	動物の肝臓のもの 牛又は豚の肝臓以外のもの	一〇％	G／HS／八七
一六〇三・一〇	第〇一・〇五項の家きんのもの 七面鳥のもの	無税	G／HS／八七
一六〇三・三〇のうち	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税	G／HS／八七
一六〇三・三〇	その他のもののうち 牛又は豚の肉又はくず肉を含有しないもの	一〇％	G／HS／八七
一六〇三・三九	その他のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税	G／HS／八七
一六〇三・三九のうち	その他のもののうち 牛又は豚の肉又はくず肉を含有しないもの	一〇％	G／HS／八七
一六〇三・四九	豚のもの その他のもの（混合物を含む。）		

のうち	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税	G／HS／八七
一六〇二・三〇のうち	牛のもの 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもののうち 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	無税	G／HS／八七
一六〇二・九〇のうち	その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもののうち 牛又は豚の肉又はくず肉を含有しないもの	二五％	G／HS／八七
		無税	G／HS／八七
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース その他のもの	一〇％	G／HS／八七
一六〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） さけ	二〇％	G／HS／八七
一六〇四・一一	にしん	一五％	G／HS／八七
一六〇四・一三	いわし	一五％	G／HS／八七
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	一五％	G／HS／八七
一六〇四・一五	さば	一五％	G／HS／八七
一六〇四・一六	かたくちいわし	一五％	G／HS／八七
一六〇四・一九	その他のもの	一五％	G／HS／八七
一六〇四・二〇のうち	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	一五％	G／HS／八七

	魚卵のうち		
一六〇四・二〇	にしん（クルペア属のもの）のもの	一六％	G／HS／八七
一六〇五	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの以外のもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一五％	G／HS／八七
	キャビア及びその代用物	一〇％	G／HS／八七
一六〇五・一〇	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） かに	一五％	G／HS／八七
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一五％	G／HS／八七
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン		
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	一五％	G／HS／八七
	その他のもの	七・五％	G／HS／八七
一六〇五・三〇	ロブスター	七・五％	G／HS／八七
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	一五％	G／HS／八七
一六〇五・九〇のうち	えび	七・五％	G／HS／八七
一六〇二	その他のもの	一五％	G／HS／八七
	くん製してないもの	一五％	G／HS／八七
	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量		

	が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）			
	香味料又は着色料を加えてないもののうち			
一七〇二・九〇のうち	砂糖を加えてないもののうち			
	精製したもの			
	その他のもの（転化糖を含む。）砂糖、砂糖水、人造はちみつ、カラメル及びハイ・テスト・モラセス以外のもののうち	二五％	G／HS／八七	US
	香味料又は着色料を加えてないもののうち			
	砂糖を加えてないもののうち			
	ソルボース			
一七〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	二〇％	G／HS／八七	US
一七〇三・一〇のうち	甘しや糖みつ			
	飼料用のもの	無税	G／HS／八七	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
一七〇三・九〇のうち	その他のもの			
	飼料用のもの	無税	G／HS／八七	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
一七〇三・九〇のうち	その他のもの	三〇％	G／HS／八七	
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	無税	G／HS／八七	
一七〇四・九〇	その他のもの	三五％	G／HS／八七	DO US
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいつたもので、全形のもの及び割つたものに限る。）	無税	G／HS／八七	
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず	無税	G／HS／八七	
一八〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	一〇％	G／HS／八七	
一八〇四・一〇	脱脂してないもの	二・五％	G／HS／八七	
一八〇四・〇〇	カカオ脂	二一・五％	G／HS／八七	
一八〇五	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	三五％	G／HS／八七	US
一八〇六・一〇のうち	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品			
	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの	三五％	G／HS／八七	US
一八〇六・二〇のうち	その他の調製品（塊状又は板状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）			
	砂糖を加えたもののうち			
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五％	G／HS／八七	US
一八〇六・三一のうち	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）			
	詰物をしたもの	三〇％	G／HS／八七	
	詰物をしてないもの			
一八〇六・三二のうち	チョコレート菓子			
	その他のもののうち			
	砂糖を加えたもののうち			
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五％	G／HS／八七	US
一八〇六・三九のうち	その他のもの			
	チョコレート菓子			
	その他のもののうち	三〇％	G／HS／八七	

	砂糖を加えたもの			
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの			
一九〇二	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあってはその含有量が全重量の五〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあってはその含有量が全重量の一〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	三五％	G／HS／八七	US
一九〇一・一〇のうち	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）	三〇％	G／HS／八七	
一九〇一・二〇のうち	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品以外のもの	一六％	G／HS／八七	
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
一九〇五	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	二〇％	G／HS／八七	
	ケーキミックスのうち			
	砂糖を加えてないもののうち			
	小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）	三〇％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品のうち			
	砂糖を加えたもののうち			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五％	G／HS／八七	US
	麦芽エキス			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの	一五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三〇％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）	三五％	G／HS／八七	US
	その他のもの			
一九〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	一五％	G／HS／八七	
一九〇五・一〇	クリスプブレッド			
一九〇五・二〇のうち	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	一六％	G／HS／八七	
一九〇五・四〇	スイートビスケット	二〇％	G／HS／八七	
	ラスク、トーストパンその他これ	三四％	G／HS／八七	

一九〇五・九〇のうち	らに類する焼いた物品	一五％ G/HS/八七
	その他のもの パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	一五％ G/HS/八七
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	一〇％ G/HS/八七
	その他のもの 砂糖を加えたもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ、せんべいその他これらに類する米菓を除く。）	三四％ G/HS/八七
	その他のもののうち ビスケット、クッキー及びクラッカー（あられ、せんべいその他これらに類する米菓を除く。）	三〇％ G/HS/八七
二〇〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
二〇〇一・一〇	きゆうり及びガーキン 砂糖を加えたもの	二五％ G/HS/八七
	その他のもの	二〇％ G/HS/八七
二〇〇一・二〇	たまねぎ 砂糖を加えたもの	二五％ G/HS/八七
	その他のもの	二〇％ G/HS/八七
二〇〇一・九〇のうち	その他のもの 砂糖を加えたもの パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サン	

	トル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一五％ G/HS/八七	
	スイートコーン	一七・五％ G/HS/八七	
	その他のもののうち ヤングコーンコブ以外のもの	二五％ G/HS/八七	
	その他のもの パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一二％ G/HS/八七	
	スイートコーン	一二・五％ G/HS/八七	
	その他のもののうち ヤングコーンコブ以外のもの	二〇％ G/HS/八七	
二〇〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	一五％ G/HS/八七	
二〇〇二・九〇のうち	その他のもの 砂糖を加えてないもの トマトピューレー及びトマトペーストのうち 気密容器入りのもの	二五％ G/HS/八七	UY US CE6

注　保税工場において

	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用し、かつ、積み戻したものは、関税法（昭和二九年法律第六一号）により輸入貨物とせず、関税を課さない。		
二〇〇三	その他のもの	一五％	G／HS／八七
	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇三・一〇のうち	きのこ		
	砂糖を加えてないもののうち気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの	一七・五％	G／HS／八七
二〇〇三・二〇のうち	トリフ		
	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもの	一七・五％	G／HS／八七
二〇〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	一七・五％	G／HS／八七
二〇〇四・一〇のうち	ばれいしよ		
	単に加熱による調理をしたもの及びマッシュポテト以外のもの	一五％	G／HS／八七
二〇〇四・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもののうち		
	スイートコーン	一七・五％	G／HS／八七
	その他のもののうち		
	スイートコーン	一二・五％	G／HS／八七

	アスパラガス、たけのこ、豆、スイートコーン及びヤングコーンコブ以外のもの		
二〇〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	一五％	G／HS／八七
二〇〇五・一〇のうち二〇〇五・二〇のうち	均質調製野菜		
	砂糖を加えてないもの	二〇％	G／HS／八七 US
	ばれいしよ		
	マッシュポテト及びポテトフレーク以外のもの		
	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇％	G／HS／八七 US
	その他のもの	一五％	G／HS／八七 US
二〇〇五・三〇のうち二〇〇五・四〇のうち	サワークラウト		
	砂糖を加えてないもの	二〇％	G／HS／八七 US
	えんどう（ビスム・サティヴム）		
	砂糖を加えてないもの		
	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇％	G／HS／八七 US
	さや付きのもの	二五％	G／HS／八七 UY
二〇〇五・九〇のうち	その他のもの		
	その他のもののうち		
	さや付きのもの	一五％	G／HS／八七
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
	その他のもの		
	砂糖を加えてないもの		
	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇％	G／HS／八七 US
	その他のもの	一五％	G／HS／八七 US
二〇〇五・六〇	アスパラガス		

のうち	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二〇%	G／HS／八七	US
二〇〇五・三	オリーブ			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九%	G／HS／八七	
	その他のもの	一五%	G／HS／八七	
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）			
	砂糖を加えたもの	一七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五%	G／HS／八七	
二〇〇五・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	砂糖を加えてないもののうちたけのこ、ヤングコーンコブ及び豆（さや付きのものを除く。）以外のもの	二〇%	G／HS／八七	US
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）のうち	一七・五%	G／HS／八七	
	にんにくの粉以外のもの	一二・五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	にんにくの粉	一七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一五%	G／HS／八七	
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）			
	マロングラッセ	二一%	G／HS／八七	
	その他のもの	三〇%	G／HS／八七	
二〇〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）			
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）			
二〇〇八・一一のうち	落花生			
	砂糖を加えたもののうち			
	ピーナツバター	二七・五%	G／HS／八七	
	その他のもののうち			
	ピーナツバター	二二・五%	G／HS／八七	
二〇〇八・一九のうち	その他のもの（混合したものを含む。）			
	砂糖を加えてないもの			
	パルプ状のもの	二〇%	G／HS／八七	US
	その他のもの			
	アーモンド（いつたものに限る。）及びマカダミアナット	一〇%	G／HS／八七	
	ペカン（いつたものに限る。）	二〇%	G／HS／八七	US
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	US
二〇〇八・二〇のうち	パイナップル			
	砂糖を加えたもののうち			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	三〇%	G／HS／八七	
二〇〇八・四〇のうち	なし			
	砂糖を加えたもの			
	パルプ状のもののうち			
	気密容器入りのもの	二五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	一八%	G／HS／八七	
	その他のもの	二五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	パルプ状のもののうち			
	気密容器入りのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一八%	G／HS／八七	
二〇〇八・五〇	あんず			

二〇八・二〇	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
	さくらんぼ			
	砂糖を加えたもの	二五%	G／HS／八七	US
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七	
二〇八・三〇のうち	桃			
	砂糖を加えたもの	二五%	G／HS／八七	US
	パルプ状のもののうち			
	気密容器入りのもの	二〇%	G／HS／八七	US
	その他のもののうち			
	気密容器入りのもの			
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	二五%	G／HS／八七	US
	その他のもの			
	その他のもの			
	パルプ状のもののうち			
	気密容器入りのもの	一五%	G／HS／八七	
	その他のもののうち			
	気密容器入りのもの	二五%	G／HS／八七	
二〇八・九二のうち	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）			
	混合したもの			
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	一八%	G／HS／八七	
	砂糖を加えたもの	二〇%	G／HS／八七	US
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
二〇〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	二〇%	G／HS／八七	US
	オレンジジュース			
	冷凍したもの			
	砂糖を加えたもののうち			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもの			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもの			
二〇〇九・一九のうち	砂糖を加えたもののうち			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもののうち			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもの			
二〇〇九・二〇のうち	グレープフルーツジュース			
	砂糖を加えたもの	二七%	G／HS／八七	US
	その他のもの	（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二五%	G／HS／八七	IT
	その他のもの			US
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三〇%	G／HS／八七	IT
	その他のもの			US
	その他のもの	二五%	G／HS／八七	IT
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			US
	その他のもの	三〇%	G／HS／八七	IT
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			US
	その他のもの	三〇%	G／HS／八七	IT
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			US
	その他のもの	二二・五%	G／HS／八七	IT
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			US
	その他のもの	三〇%	G／HS／八七	
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たもの			

	を除く。）				
	砂糖を加えたもののうち				
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
	その他のもののうち				
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
	レモンジュース	二七％	G／HS／八七	US	
	ライムジュース	一〇％	G／HS／八七		
	その他のもの	二〇％	G／HS／八七		
二〇〇九・四〇のうち	パイナップルジュース	二一・五％	G／HS／八七	US	
	砂糖を加えたもののうち				
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七	US	
	その他のもののうち				
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％	G／HS／八七	US	
二〇〇九・五〇のうち二〇〇九・六〇	トマトジュース				
	砂糖を加えてないもの	二五％	G／HS／八七	US	
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）				
	砂糖を加えたもの				
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七	US	
	その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US	
	その他のもの				
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％	G／HS／八七	US	
	その他のもの	三〇％	G／HS／八七		

二〇〇九・七〇のうち	りんごジュース				
	砂糖を加えたもののうち				
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七	US	
	その他のもののうち				
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％	G／HS／八七	US	
二〇〇九・八〇のうち	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）				
	果汁				
	砂糖を加えたもののうち				
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七	US	
	その他のもののうち				
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％	G／HS／八七	US	
	野菜ジュース				
	砂糖を加えたもの	一三・五％	G／HS／八七	US	
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	一七％	G／HS／八七	US	
	その他のもの	一二％	G／HS／八七		
二〇〇九・九〇のうち	混合ジュース				
	混合果汁				
	砂糖を加えたもののうち				
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七	US	
	その他のもののうち				
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％	G／HS／八七	US	
	混合野菜ジュース				
	砂糖を加えたもの	一三・五％	G／HS／八七		
	その他のもの	九％	G／HS／八七		
二〇二	コーヒー、茶又はマテのエキス、エ				

	ッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
二一〇一・一〇のうち	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品				
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	インスタントコーヒー	三〇％	G／HS／八七		
	その他のもの	一七・五％	G／HS／八七		
	コーヒーをもととした調製品のうち	二五％	G／HS／八七		
	砂糖を加えたもののうち				
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五％	G／HS／八七	US	
二一〇一・二〇のうち	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品				
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品				
	砂糖を加えたもののうち				
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五％	G／HS／八七	US	
	インスタントティー	二〇％	G／HS／八七		
	その他のもの	一六％	G／HS／八七		
二一〇一・二〇のうち	茶又はマテをもととした調製品のうち				
	砂糖を加えたもののうち				
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五％	G／HS／八七	US	
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一〇％	G／HS／八七		

二一〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	一七・五％	G／HS／八七		
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
二一〇二・二〇のうち	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）				
	酵母以外のもの				
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	一七・五％	G／HS／八七		
二一〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
二一〇三・一〇	醤油	一二％	G／HS／八七		
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース				
	トマトケチャップ	二五％	G／HS／八七	US	
	その他のトマトソース	二〇％	G／HS／八七	IT	
				US	
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	一五％	G／HS／八七		
	小売用の容器入りにしたもの	一二・五％	G／HS／八七		
二一〇三・九〇のうち	その他のもの				
	その他のもの				
	ソース				
	マヨネーズ	二五％	G／HS／八七	US	
	フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	一五％	G／HS／八七		
	その他のもの	一二％	G／HS／八七		
	その他のもの				
	インスタントカレーその他のカレー調製品	一二％	G／HS／八七		
	その他のもののうち				
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの以外のもの	一七・五％	G／HS／八七		
二一〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロ				

	ス用の調製品及び均質混合調製食料品					
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品					
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	一九%	G／HS／八七	US		
	その他のもの	二一%	G／HS／八七			
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	二〇%	G／HS／八七	US		
二一〇五・〇〇のうち	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）					
	砂糖を加えたもののうち各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五%	G／HS／八七	US		
二一〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）					
二一〇六・一〇のうち	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質					
	砂糖を加えてないもののうち植物性たんぱく	一二・五%	G／HS／八七			
二一〇六・九〇のうち	その他のもの					
	チューインガム	一〇%	G／HS／八七			
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム及びこんにやく以外のもの					
	砂糖を加えたもの					
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもとのうち					
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五%	G／HS／八七	US		
	その他のもののうち					
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五%	G／HS／八七	US		
	その他のもののうち					
	アルコールを含有しない飲料のもと					
	おたねにんじん又はそのテキスを含有するもの					
	その他のもの					
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。）及びアルコールを含有しない飲料のもと以外のもののうち第〇四・一〇項の物品のもの	一五%	G／HS／八七			
二一〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	一五%	G／HS／八七			
二一〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	一二%	G／HS／八七			
二一〇一・九〇	その他のもの					
二一〇三・〇〇	ビール	五%	G／HS／八七			
二一〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	無税	G／HS／八七			
二一〇四・一〇	スパークリングワイン	一五%	G／HS／八七			
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	一リットルにつき四五・五円	G／HS／八七			
二一〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの					
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	一リットルにつき二八〇円	G／HS／八七			
	その他のもの	五五%（その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率）	G／HS／八七			

より高いとき又は一リットルにつき一五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）		
二二〇四・二九	その他のもの	
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	五五％（その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき一五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	G／HS／八七
二二〇四・三〇のうち	その他のぶどう搾汁		
	アルコール分が一％未満のもの	一リットルにつき一六〇円	G／HS／八七
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％	G／HS／八七
	その他のもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
二二〇五	その他のもの		
	しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	三〇％	G／HS／八七
二二〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		
	二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき一二六円	G／HS／八七
二二〇五・九〇	その他のもの		
	アルコール分が一％未満のもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一リットルにつき一二六円	G／HS／八七
二二〇六・〇〇のうち	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）		
	アルコール分が一％未満のもの	一リットルにつき一一〇円	G／HS／八七
	以外のもの		
	清酒及び濁酒		
	その他のもの	一リットルにつき七七円	G／HS／八七
二二〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの		

三〇八・一〇のうち	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの				
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）以外のもの	二〇％	G／HS／八七		
三〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒				
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき三八五円	G／HS／八七		
	その他のもの	一リットルにつき四五五円	G／HS／八七		
三〇八・三〇	ウイスキー				
	バーボンウイスキー（容器には内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）	二四・五％	G／HS／八七		
	ライウイスキー（容器には内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）	二八％	G／HS／八七		
	その他のもの				
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき四一三円	G／HS／八七		
	その他のもの	四五％	G／HS／八七	DO US	
三〇八・四〇	ラム及びタフィア				
三〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	三五％（その率が一リットルにつき一五四円の従量税率より高いときは、当該従量税率）	G／HS／八七		
三〇八・九〇のうち	その他のもの				
	蒸留酒及びエチルアルコール				
	フルーツブランデー				
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき三八五円	G／HS／八七		
	その他のもの	一リットルにつき四五五円	G／HS／八七		
	その他のもの				
	エチルアルコール	一リットルにつき一五〇円	G／HS／八七		
	その他のもの				
	その他のもの	三二％	G／HS／八七		
	リキュール	一リットルにつき二五二円	G／HS／八七		
	合成清酒及び白酒	一リットルにつき一一〇円	G／HS／八七		
	その他のもののうち果汁をもととした飲料				

	（アルコール分が一％未満のものに限る。）以外のもの					
二三〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物					
二三〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす					
二三〇一・一〇のうち	肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす					
	鯨の肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット以外のもの	一リットルにつき一六〇円	G／HS／公七			
二三〇一・二〇のうち	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット	一二・五％	G／HS／公七			
	魚の粉、ミール及びペレット以外のもの		無税	G／HS／公七		
二三〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）		無税	G／HS／公七		
二三〇三・一〇	とうもろこしのもの		無税	G／HS／公七	US	
二三〇三・二〇	米のもの		無税	G／HS／公七	US	
二三〇三・三〇	小麦のもの		無税	G／HS／公七	US	
二三〇三・四〇	その他の穀物のもの		無税	G／HS／公七	US	
二三〇三	豆のもの		無税	G／HS／公七	US	
二三〇三・五〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）		無税	G／HS／公七		
二三〇三・一〇	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす		無税	G／HS／公七		
二三〇三・二〇	醸造又は蒸留の際に生ずるかす		無税	G／HS／公七		
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないかを問わない。）		無税	G／HS／公七		
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないかを問わない。）		無税	G／HS／公七		
二三〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）		無税	G／HS／公七		
二三〇六・一〇	綿実油かす		無税	G／HS／公七		
二三〇六・二〇	亜麻仁油かす		無税	G／HS／公七		
二三〇六・三〇	ひまわり油かす		無税	G／HS／公七		
二三〇六・四〇	菜種油かす		無税	G／HS／公七		
二三〇六・五〇	やし（コプラ）油かす		無税	G／HS／公七		
二三〇六・六〇	パーム油かす及びパーム核油かす		無税	G／HS／公七		
二三〇六・九〇のうち	その他のもの　からし油かす以外のもの		無税	G／HS／公七		
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル		無税	G／HS／公七		
二三〇八	飼料用に供する種類の植物材料、植物のかす、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		無税	G／HS／公七	CE6	
二三〇九・一〇のうち	かし又はとちの実		無税	G／HS／公七		
二三〇九	その他のもの		無税	G／HS／公七		
二三〇九・一〇のうち	飼料用に供する種類の調製品　犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）		無税	G／HS／公七		
	乳糖の含有量が全重量の一〇％未満のもののうち　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもののうち　課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満					

二三〇・九〇のうち	のものに限る。）	一五％	G／HS／八七	US
	その他のもの			
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	五％	G／HS／八七	
	その他のもののうち			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％未満のもののうち第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）のうち			
	ルーサン（アルファルファ）ミールペレット	無税	G／HS／八七	
	アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物	無税	G／HS／八七	
	魚又は海棲哺乳動物のソリュブル、第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）及びアルファルファ緑葉たんぱく濃縮物以外のもののうち			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）以外のもののうち			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	一五％	G／HS／八七	US
二五〇三・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	無税	G／HS／八七	
二五〇三	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	五・八％	G／HS／八七	
二五〇三・一〇	粗のもの及び精製してないもの	五・八％	G／HS／八七	
二五〇三・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
二五〇四	天然黒鉛	無税	G／HS／八七	
二五〇四・一〇	粉状又はフレーク状のもの	無税	G／HS／八七	
二五〇四・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
二五〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	無税	G／HS／八七	
二五〇五・一〇	けい砂	無税	G／HS／八七	
二五〇五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
二五〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
二五〇六・一〇	石英	無税	G／HS／八七	
二五〇六・二〇	けい岩	無税	G／HS／八七	
二五〇七・〇〇	粗のもの及び粗削りしたもの	無税	G／HS／八七	
二五〇八	その他のもの	無税	G／HS／八七	
	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）			
二五〇八・一〇	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	無税	G／HS／八七	
二五〇八・二〇	ベントナイト	無税	G／HS／八七	
	デカラライジングアース及びフラーズアース	無税	G／HS／八七	DE
二五〇八・三〇	耐火粘土	無税	G／HS／八七	
二五〇八・四〇	その他の粘土	無税	G／HS／八七	

二五〇八・五〇	アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	無税	G／HS／八七				
二五〇八・六〇	ムライト	無税	G／HS／八七				
二五〇八・七〇	シャモット及びダイナスアース	無税	G／HS／八七				
二五〇九・〇〇	白亜	二・一％	G／HS／八七				
二五一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	無税	G／HS／八七				
二五一〇・一〇	粉砕してないもの	無税	G／HS／八七				
二五一〇・二〇	粉砕したもの	無税	G／HS／八七				
二五一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）						
二五一一・一〇	天然の硫酸バリウム（重晶石）	無税	G／HS／八七				
二五一一・二〇	天然の炭酸バリウム（毒重石）	無税	G／HS／八七				
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
二五一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	無税	G／HS／八七	US			
二五一三・一一	パミスストーン						
	粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ピムスキー）を含む。）	無税	G／HS／八七				
二五一三・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七				
二五一三・二〇	エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料						
二五一三・二一	粗のもの及び不規則な形状のもの	無税	G／HS／八七				
二五一三・二九	その他のもの	三・八％	G／HS／八七				
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
二五一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わないもの及び粗削りしたもの	無税	G／HS／八七	GR			
二五一五・一一	大理石及びトラバーチン	無税	G／HS／八七	GR	CE6		
二五一五・一二	粗のもの及び粗削りしたもの	無税	G／HS／八七	GR	CE6		
二五一五・二〇	エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	無税	G／HS／八七				
二五一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七				
二五一六・一一	花こう岩	無税	G／HS／八七				
二五一六・一二	粗のもの及び粗削りしたもの	無税	G／HS／八七				
二五一六・一三	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	無税	G／HS／八七				

二五六・二	たもの	無税	G／HS／八七
二五六・三	砂岩		
	粗のもの及び粗削りしたもの	無税	G／HS／八七
	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの		
二五六・九	その他の石碑用又は建築用の岩石	無税	G／HS／八七
二五七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七
二五七・一〇	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七
二五七・二〇	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）タールマカダム	無税	G／HS／八七
二五七・三〇	第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七

二五七・四一	大理石のもの	無税	G／HS／八七
二五七・四九	その他のもの	無税	G／HS／八七
二五八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。）及び凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）	無税	G／HS／八七
二五八・一〇	ドロマイト（焼いたものを除く。）	無税	G／HS／八七
二五八・二〇	ドロマイト（焼いたものに限る。）	無税	G／HS／八七
二五八・三〇	凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）	無税	G／HS／八七
二五九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七
二五九・一〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）	無税	G／HS／八七
	その他のもの		US
二五九・九〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七
			US
二五一〇	天然石膏及び天然無水石膏	無税	G／HS／八七
二五一〇・一〇	プラスター	無税	G／HS／八七
二五一〇・二〇	天然石膏を焼いたもの	三・七％	G／HS／八七
二五一一・〇〇	その他のもの	無税	G／HS／八七
二五一二	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	無税	G／HS／八七
二五一三・一〇	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	無税	G／HS／八七
	生石灰	無税	G／HS／八七

二五三・二〇	消石灰	無税	G／HS／八七			
二五三・二〇	水硬性石灰	無税	G／HS／八七			
二五三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）					
二五三・一〇	セメントクリンカー			三・二％	G／HS／八七	
二五三・一	ポートランドセメント					
	白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）			三・二％	G／HS／八七	
	その他のもの			三・二％	G／HS／八七	
二五三・二九	アルミナセメント			三・二％	G／HS／八七	
二五三・九〇	その他の水硬性セメント			三・二％	G／HS／八七	
二五四・〇〇	石綿	無税	G／HS／八七			
二五五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず					
二五五・一〇	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	無税	G／HS／八七			
二五五・二〇	粉	無税	G／HS／八七			
二五五・三〇	くず	無税	G／HS／八七			
二五六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク					
二五六・一〇	破砕し又は粉状にしたもの	無税	G／HS／八七			
	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの	無税	G／HS／八七			
二五六・二〇	天然の氷晶石及びチオライト	無税	G／HS／八七			
二五七・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	無税	G／HS／八七			
二五八	天然のほう酸ナトリウム	無税	G／HS／八七			
二五八・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			
二五八・九〇	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石					
二五九・一〇	長石	無税	G／HS／八七			
二五九・二	ほたる石					
	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七％以下のもの	無税	G／HS／八七			
二五九・三	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七％を超えるもの	無税	G／HS／八七			
二五九・三〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	無税	G／HS／八七			
二五九・九〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）					
二六〇	蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）	無税	G／HS／八七			
二六〇・一〇	キーゼル石及び瀉利塩（天然の硫酸マグネシウム）	無税	G／HS／八七			
二六〇・二〇	アースカラー	無税	G／HS／八七			
二六〇・四〇	天然の雲母酸化鉄	無税	G／HS／八七			
二六〇・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七			
二六〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）					
二六〇一・一	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）					
二六〇一・一〇	凝結させてないもの	無税	G／HS／八七			PE
二六〇一・二〇	焼いた硫化鉄鉱	無税	G／HS／八七			
二六〇二・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含マンガン鉄鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）	無税	G／HS／八七			
二六〇二・〇〇	含マンガン鉄鉱					
二六〇三・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七			PE
二六〇四・〇〇	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七			
二六〇五・〇〇	コバルト鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七			PE
二六〇六・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七			PE
二六〇七・〇〇	鉛鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七			ID
二六〇八・〇〇	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七			PE

二六〇・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六〇・〇〇	クロム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）								
二六一・一〇	ウラン鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六一・二〇	トリウム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六二	モリブデン鉱（精鉱を含む。）								
二六二・一〇	焼いたもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六三・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六四・〇〇	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六五	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）								
二六五・一〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六五・二〇	貴金属鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六六・一〇	銀鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六六・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六七	その他の鉱（精鉱を含む。）								
二六七・一〇	アンチモン鉱（精鉱を含む。）	無税	G／HS／八七	PE					
二六七・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	PE					
二六八・〇〇	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	無税	G／HS／八七						
二六九・〇〇	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	無税	G／HS／八七						
二七〇	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）								
二七〇・一	ハードジンクスペルター	無税	G／HS／八七						
二七〇・九	その他のもの	無税	G／HS／八七						
二七〇・一〇	鉛を主成分とするもの	無税	G／HS／八七						
二七〇・二〇	銅を主成分とするもの	無税	G／HS／八七						
二七〇・三〇	アルミニウムを主成分とするもの	無税	G／HS／八七						
二七〇・四〇	バナジウムを主成分とするもの	無税	G／HS／八七						
二七〇・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七						
二七一・〇〇	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）	無税	G／HS／八七						

二七〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの								
二七〇一・一	石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）								
二七〇一・一のうち	歴青炭								
	灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のもの								
二七〇一・九のうち	その他の石炭								
	灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のもの								
二七〇一・二〇	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	無税	G／HS／八七	US					
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	五・八％	G／HS／八七						
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	無税	G／HS／八七						
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	二％	G／HS／八七						
二七〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	無税	G／HS／八七						
二七〇七・一〇	ベンゾール	二％	G／HS／八七						
二七〇七・二〇	トルオール	一％	G／HS／八七						
二七〇七・三〇	キシロール	二％	G／HS／八七						
二七〇七・四〇	ナフタレン	三・七％	G／HS／八七						
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以								

二七〇七・六〇	上のもの	三・七%	G／HS／八七
	フェノール	二%	G／HS／八七
	その他のもの		
二七〇七・九一	クレオソート油	二%	G／HS／八七
二七〇七・九九	その他のもの		
	温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	三・七%	G／HS／八七
	その他のもの	二%	G／HS／八七
二七〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）		
二七〇八・一〇	ピッチ	無税	G／HS／八七
二七〇八・二〇	ピッチコークス	二%	G／HS／八七
二七一〇・〇〇のうち	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、当該物品の含有量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち		
	揮発油		
	低重合度の混合アルキレン	無税	G／HS／八七
	トリプロピレン	三・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	五・八%	G／HS／八七
	その他のもののうち		
	航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち		
	温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	三、〇三三円	一キロリットルにつき
	灯油のうち	三・七%	G／HS／八七
	低重合度の混合アルキレン		
	潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一二%	G／HS／八七
	揮発油、灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油（流動パラフィンを含む。）以外のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
二七一一	石油ガスその他のガス状炭化水素		
	液化したもの	三%	G／HS／八七
二七一一・一一	天然ガス	一トンにつき九三〇円	G／HS／八七
二七一一・一三	プロパン	一トンにつき九三〇円	G／HS／八七
二七一一・一三	ブタン	一トンにつき九三〇円	G／HS／八七
二七一一・一四	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン	一トンにつき九三〇円	G／HS／八七
二七一一・一九	その他のもの		
	石油ガス	一トンにつき九三〇円	G／HS／八七
	その他のもの	六・二%	G／HS／八七
	ガス状のもの		
二七一一・二一	天然ガス	六・二%	G／HS／八七
二七一一・二九	その他のもの	六・二%	G／HS／八七

二七・三	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）						
二七・一〇	ペトロラタム						
二七・一〇・一〇	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五％未満のものに限る。）	三・七％	G／HS／八七				
二七・一〇・九〇	その他のもの	四％	G／HS／八七				
二七・二	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物						
二七・二・一	石油コークス						
二七・二・一一	焼いてないもの	無税	G／HS／八七				
二七・二・一三	石油アスファルト	二％	G／HS／八七				
二七・二・一五	その他の石油又は歴青油の残留物	無税	G／HS／八七				
二七・二・九	潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七	無税	G／HS／八七		
二七・二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	無税	G／HS／八七	US	
二七・四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	一・九％	G／HS／八七				
二七・四・一〇	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド						
二七・四・九〇	その他のもの						
二七・五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）						
二八〇一	ふつ素、塩素、臭素及びよう素						

二八〇一・一〇	塩素	三・七％	G／HS／八七				
二八〇一・二〇	よう素	三・七％	G／HS／八七				
二八〇一・三〇	ふつ素及び臭素	三・七％	G／HS／八七				
二八〇二・〇〇	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	三・七％	G／HS／八七				
二八〇三・〇〇	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）	五・八％	G／HS／八七				
二八〇四	水素、希ガスその他の非金属元素	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・一〇	水素						
二八〇四・二一	希ガス						
二八〇四・二九	アルゴン	三・七％	G／HS／八七				
	その他のもの						
	ヘリウム	三・七％	G／HS／八七				
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・三〇	窒素	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・四〇	酸素	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・五〇	ほう素及びテルル	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・六一	けい素						
	けい素の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの	七・二％	G／HS／八七				
	単結晶のもの	四・九％	G／HS／八七				
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・六九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・七〇	りん	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・八〇	砒素	四・九％	G／HS／八七				
二八〇四・九〇	セレン	五・八％	G／HS／八七				
二八〇五	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀						
二八〇五・一一	アルカリ金属						
二八〇五・一九	ナトリウム	五・八％	G／HS／八七				
	その他のもの	三・七％	G／HS／八七				
	アルカリ土類金属						
二八〇五・二一	カルシウム	三・七％	G／HS／八七				
二八〇五・三一	ストロンチウム及びバリウム	三・七％	G／HS／八七				
二八〇五・三〇	希土類金属、スカンジウム及びイ						

ットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	二八〇五・四〇	四・九%	G／HS／八七
水銀	二八〇六	八・二%	G／HS／八七
塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	二八〇六・一〇	三・七%	G／HS／八七
塩化水素（塩酸）	二八〇六・一〇	三・七%	G／HS／八七
クロロ硫酸	二八〇六・一〇	三・七%	G／HS／八七
硫酸及び発煙硫酸	二八〇七・〇〇	三・七%	G／HS／八七
硝酸及び硫硝酸	二八〇八・〇〇	三・七%	G／HS／八七
五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸	二八〇九		
五酸化二りん	二八〇九・一〇	四・九%	G／HS／八七
りん酸及びポリりん酸	二八〇九・二〇	四・九%	G／HS／八七
ほう素の酸化物及びほう酸	二八一〇・〇〇	三%	G／HS／八七
その他の無機酸及び無機非金属酸化物	二八一一		
その他の無機酸	二八一一・一	四・九%	G／HS／八七
ふつ化水素（ふつ化水素酸）	二八一一・一九	四・九%	G／HS／八七
その他のもの	二八一一・一九	四・九%	G／HS／八七
その他の無機非金属酸化物	二八一一・二	四・九%	G／HS／八七
二酸化炭素	二八一一・二三	四・九%	G／HS／八七
二酸化けい素	二八一一・二三	三・七%	G／HS／八七
二酸化硫黄	二八一一・二五	三・七%	G／HS／八七
その他のもの	二八一一・二九	五・四%	G／HS／八七
非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	二八一二		
塩化物及び塩化酸化物	二八一二・一〇	四・九%	G／HS／八七
その他のもの	二八一二・九〇	四・九%	G／HS／八七
非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	二八一三		
二硫化炭素	二八一三・一〇	三・七%	G／HS／八七
その他のもの	二八一三・九〇	四・九%	G／HS／八七
無水アンモニア及びアンモニア水	二八一四		
無水アンモニア	二八一四・一〇	三・七%	G／HS／八七
アンモニア水	二八一四・二〇	三・七%	G／HS／八七
水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	二八一五		
水酸化ナトリウム（かせいソーダ）固体のもの	二八一五・一一	四・九%	G／HS／八七
水溶液のもの（ソーダ液）	二八一五・一二	八%	G／HS／八七
水酸化カリウム（かせいカリ）	二八一五・二〇	五・八%	G／HS／八七
ナトリウム又はカリウムの過酸化物	二八一五・三〇	五・八%	G／HS／八七
マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	二八一六		
マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	二八一六・一〇	四・九%	G／HS／八七
ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	二八一六・二〇	四・九%	G／HS／八七
バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	二八一六・三〇	四・九%	G／HS／八七
酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	二八一七・八〇	四・九%	G／HS／八七
酸化アルミニウム（人造コランダムを含む。）及び水酸化アルミニウム	二八一八		
人造コランダム	二八一八・一〇	四・九%	G／HS／八七
その他の酸化アルミニウム	二八一八・二〇	四・九%	G／HS／八七
水酸化アルミニウム	二八一九	四・九%	G／HS／八七
クロムの酸化物及び水酸化物	二八一九・一〇	四・九%	G／HS／八七
三酸化クロム	二八一九・二〇	四・九%	G／HS／八七
その他のもの	二八一九・九〇	四・九%	G／HS／八七
マンガンの酸化物	二八二〇		
二酸化マンガン	二八二〇・一〇	四・九%	G／HS／八七
その他のもの	二八二〇・九〇	四・九%	G／HS／八七
アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	二八二一		
鉄の酸化物及び水酸化物	二八二一・一〇	四・九%	G／HS／八七
アースカラー	二八二一・二〇	四・九%	G／HS／八七
コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	二八二二		
チタンの酸化物	二八二三・八〇	無税	G／HS／八七
鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	二八二四	六%	G／HS／八七
一酸化鉛（リサージ）	二八二四・一〇	七%	G／HS／八七

二八三四・二〇	鉛丹及びオレンジ鉛	七％	G／HS／八七	
二八三四・九〇	その他のもの	三・七％	G／HS／八七	
二八三五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物			
二八三五・一〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	五・八％	G／HS／八七	
二八三五・二〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	六・六％	G／HS／八七	
二八三五・三〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物	無税	G／HS／八七	
二八三五・四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	七・二％	G／HS／八七	
二八三五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	七・二％	G／HS／八七	
二八三五・六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム			
	二酸化ゲルマニウム	二・一％	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
二八三五・七〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物	三・七％	G／HS／八七	
二八三五・八〇	アンチモンの酸化物			
	三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円未満のものに限る。）			一キログラムにつき二一円
	その他のもの			
二八三五・九〇	その他のもの			
	酸化ベリリウム	七・二％	G／HS／八七	
	水銀の酸化物			
	酸化第一すず及び酸化第二すず	五・八％	G／HS／八七	
	その他のもの	七・二％	G／HS／八七	
二八三六	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩			
二八三六・一	ふつ化物			
	アンモニウム又はナトリウムのもの	四・九％	G／HS／八七	
	アルミニウムのもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三六・二	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三六・三	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	四・九％	G／HS／八七	
二八三六・九〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）	二・一％	G／HS／八七	
二八三六・一〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
二八三七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物			
二八三七・一〇	塩化アンモニウム	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・二〇	塩化カルシウム	四・九％	G／HS／八七	
	その他の塩化物			
二八三七・三一	マグネシウムのもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・三二	アルミニウムのもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・三三	鉄のもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・三四	コバルトのもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・三五	ニッケルのもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・三六	亜鉛のもの	五・八％	G／HS／八七	
二八三七・三七	すずのもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・三八	バリウムのもの	五・八％	G／HS／八七	
二八三七・三九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・四一	水銀の塩化物	七・二％	G／HS／八七	
二八三七・四九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・五一	塩化酸化物及び塩化水酸化物			
二八三七・五九	銅のもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・六〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三七・九〇	臭化物及び臭化酸化物			
二八三八	ナトリウム又はカリウムの臭化物	五・八％	G／HS／八七	
二八三八・一〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
二八三九	よう化物及びよう化酸化物			
二八三九・一〇	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	四・九％	G／HS／八七	
二八三九・二〇	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩	四・九％	G／HS／八七	
二八三九・九〇	その他のもの			
	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	四・九％	G／HS／八七	

二八二九・二	塩素酸塩	四・九%	G／HS／八七
二八二九・一九	ナトリウムのもの	四・九%	G／HS／八七
二八二九・二九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
二八三〇	その他のもの		
二八三〇・一〇	硫化物及び多硫化物	無税	G／HS／八七
二八三〇・二〇	ナトリウムの硫化物	五・八%	G／HS／八七
二八三〇・三〇	硫化亜鉛	四・九%	G／HS／八七
二八三〇・九〇	硫化カドミウム		
	その他のもの		
二八三一	三硫化アンチモン	四・九%	G／HS／八七
	水銀の硫化物	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
二八三二・一〇	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩		
二八三二・九〇	ナトリウムのもの	四・九%	G／HS／八七
二八三二	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
二八三二・一〇	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩		
二八三二・二〇	ナトリウムの亜硫酸塩	八・二%	G／HS／八七
二八三二・三〇	その他の亜硫酸塩	八・二%	G／HS／八七
二八三二・四〇	チオ硫酸塩	八・二%	G／HS／八七
	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）		
二八三二・一〇	ナトリウムの硫酸塩	四・九%	G／HS／八七
二八三二・一九	硫酸二ナトリウム	四・九%	G／HS／八七
二八三二・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
二八三二・三〇	その他の硫酸塩		
二八三二・三一	マグネシウムのもの	四・九%	G／HS／八七
二八三二・三二	アルミニウムのもの	四・九%	G／HS／八七
二八三二・三三	クロムのもの	四・九%	G／HS／八七
二八三二・三四	ニッケルのもの	五・八%	G／HS／八七
二八三二・三五	銅のもの	五・八%	G／HS／八七
二八三二・三六	亜鉛のもの	五・八%	G／HS／八七
二八三二・三七	バリウムのもの	五・八%	G／HS／八七
二八三二・三九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
二八三二・四〇	みょうばん	四・九%	G／HS／八七
二八三二・四〇	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	四・九%	G／HS／八七
二八三四	亜硝酸塩及び硝酸塩		
二八三四・一〇	亜硝酸塩	四・九%	G／HS／八七
	硝酸塩		

二八三四・二	カリウムのもの	五・八%	G／HS／八七
二八三四・三	ビスマスのもの	四・九%	G／HS／八七
二八三四・九	その他のもの		
二八三五	硝酸カルシウム	無税	G／HS／八七
	硝酸バリウム	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩		
二八三五・一〇	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	五・八%	G／HS／八七
	りん酸塩		
二八三五・二	三アンモニウムのもの	五・八%	G／HS／八七
二八三五・三	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	五・八%	G／HS／八七
二八三五・三一	三ナトリウムのもの	五・八%	G／HS／八七
二八三五・三二	カリウムのもの	五・八%	G／HS／八七
二八三五・三四	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸一カルシウム）	五・八%	G／HS／八七
二八三五・三五	カルシウムのその他のりん酸塩	五・八%	G／HS／八七
二八三五・三九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
	ポリりん酸塩		
二八三五・三一	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	五・八%	G／HS／八七
二八三五・三九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
二八三六	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	七%	G／HS／八七
二八三六・一〇	商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩	五・八%	G／HS／八七
二八三六・二〇	炭酸二ナトリウム	五・八%	G／HS／八七
	ソーダ灰	四・九%	G／HS／八七
	その他もの	一キログラムにつき二円一〇銭	G／HS／八七
二八三六・三〇	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	四・九%	G／HS／八七
		五・八%	G／HS／八七

二六三六・四〇	カリウムの炭酸塩	五・八%	G	HS	八七			
二六三六・五五	炭酸カルシウム	四・九%	G	HS	八七			
二六三六・六〇	炭酸バリウム	五・八%	G	HS	八七			
二六三六・七〇	炭酸鉛	四・九%	G	HS	八七			
	その他のもの							
二六三六・九一	リチウムの炭酸塩	六・六%	G	HS	八七			
二六三六・九二	炭酸ストロンチウム	四・九%	G	HS	八七			
二六三六・九三	炭酸ビスマス	四・九%	G	HS	八七			
二六三六・九九	その他のもの	四・九%	G	HS	八七			
二六三七	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩	六・五%	G	HS	八七			
二六三七・一	シアン化物及びシアン化酸化物							
	ナトリウムのもの	四・九%	G	HS	八七			
二六三七・一九	その他のもの	四・九%	G	HS	八七			
二六三七・二〇	シアノ錯塩	四・九%	G	HS	八七			
二六三八・〇〇	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	四・九%	G	HS	八七			
二六三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品							
	ナトリウムのもの							
二六三九・一一	ナトリウムのメタけい酸塩	四・九%	G	HS	八七			
二六三九・一九	その他のもの	四・九%	G	HS	八七			
二六三九・二〇	カリウムのもの	四・九%	G	HS	八七			
二六三九・九〇	その他のもの	四・九%	G	HS	八七			
二六四〇	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）							
	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）							
二六四〇・一一	無水物	無税	G	HS	八七	US		
二六四〇・一九	その他のもの	無税	G	HS	八七	US		
二六四〇・二〇	その他のほう酸塩	無税	G	HS	八七	US		
二六四〇・三〇	ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	無税	G	HS	八七			
二六四一	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩							
二六四一・一〇	アルミン酸塩	四・九%	G	HS	八七			
二六四一・二〇	クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）	六%	G	HS	八七			

二六四一・三〇	二クロム酸ナトリウム	六%	G	HS	八七			
二六四一・四〇	二クロム酸カリウム	六%	G	HS	八七			
二六四一・五〇	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	六%	G	HS	八七			
二六四一・六〇	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	五・八%	G	HS	八七			
二六四一・七〇	モリブデン酸塩	四・九%	G	HS	八七			
二六四一・八〇	タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）	四・九%	G	HS	八七			
二六四一・九〇	その他のもの	四・九%	G	HS	八七			
二六四二	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アジ化物を除く。）	四・九%	G	HS	八七			
二六四二・一〇	けい酸の複塩及び錯塩	四・九%	G	HS	八七			
二六四二・九〇	その他のもの	四・九%	G	HS	八七			
二六四三	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	三・七%	G	HS	八七			
二六四三・一〇	コロイド状貴金属							
二六四三・二一	銀化合物	三・七%	G	HS	八七			
二六四三・二九	硝酸銀	三・七%	G	HS	八七			
二六四三・三〇	その他のもの	三・七%	G	HS	八七			
二六四四・九〇	金化合物	三・七%	G	HS	八七			
二六四四	その他の化合物及びアマルガム	四・九%	G	HS	八七			
	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	四・九%	G	HS	八七			
二六四四・一〇のうち	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税	G	HS	八七	US		
	核分裂性同位元素							
二六四四・二〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合							

		物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物				
二八四四・四〇のうち		放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物				
		核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物				
二八四四・五〇のうち		使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）				
		核分裂性同位元素のもの				
二八四五		同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	三・七％	G／HS／八七
二八四五・一〇		重水（酸化重水素）	無税	G／HS／八七	三・七％	G／HS／八七
二八四五・九〇		その他のもの	無税	G／HS／八七	三・七％	G／HS／八七
二八四六		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四六・一〇		セリウム化合物	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四六・九〇		その他のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
		粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料用に使用する種類のものに限る。）及び硝酸のランタン	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
		その他のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四七・〇〇		過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四八		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四八・一〇		銅のもの（りん銅。りんの含有量が全重量の一五％を超えるものに限る。）	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四八・九〇		その他の金属又は非金属のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四九		炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四九・一〇		カルシウムのもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四九・二〇		けい素のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八四九・九〇		その他のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八五〇・〇〇		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二八五一・〇〇		その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇一		非環式炭化水素	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇一・一〇		飽和のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇一・二一		不飽和のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇一・二二		エチレン	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇一・二三		プロペン（プロピレン）	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇一・二四		ブテン（ブチレン）及びその異性体	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇一・二九		ブター一・三ージエン及びイソプレン	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇一・九〇		その他のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇二		環式炭化水素	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
二九〇二・一		飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素	無税	G／HS／八七	五・八％	G／HS／八七
二九〇二・九		シクロヘキサン	無税	G／HS／八七	五・八％	G／HS／八七
		その他のもの	無税	G／HS／八七	五・八％	G／HS／八七

二九〇二・二〇	ベンゼン	三・七％	G／HS／八七
二九〇二・三〇	トルエン	三・七％	G／HS／八七
二九〇二・四一	キシレン オルトーキシレン	二％	G／HS／八七
二九〇二・四二	メターキシレン	二％	G／HS／八七
二九〇二・四三	パラーキシレン	一・六％	G／HS／八七
二九〇二・四四	キシレン異性体の混合物	二％	G／HS／八七
二九〇二・五〇	スチレン	八％	G／HS／八七
二九〇二・六〇	エチルベンゼン	二％	G／HS／八七
二九〇二・七〇	クメン	五・八％	G／HS／八七
二九〇二・九〇	その他のもの ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン	二％	G／HS／八七
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
二九〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体 非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）		
二九〇三・一一	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	四・六％	G／HS／八七
二九〇三・一二	ジクロロメタン（塩化メチレン）	四・六％	G／HS／八七
二九〇三・一三	クロロホルム（トリクロロメタン）	五・八％	G／HS／八七
二九〇三・一四	四塩化炭素	五・八％	G／HS／八七
二九〇三・一五	一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）	五・八％	G／HS／八七
二九〇三・一六	一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロブタン	四・六％	G／HS／八七
二九〇三・一九	その他のもの 非環式（炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）		
二九〇三・二一	塩化ビニル（クロロエチレン）	五・八％	G／HS／八七
二九〇三・二二	トリクロロエチレン	五・八％	G／HS／八七
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	五・八％	G／HS／八七
二九〇三・二九	その他のもの	四・六％	G／HS／八七
二九〇三・三〇	非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六％	G／HS／八七

二九〇三・四〇	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	四・六％	G／HS／八七
二九〇三・五一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン	五・八％	G／HS／八七
二九〇三・五九	その他のもの オクタクロロテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）	無税	G／HS／八七
	その他のもの	四・六％	G／HS／八七
二九〇三・六一	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 クロロベンゼン、オルトージクロロベンゼン及びパラージクロロベンゼン	四・六％	G／HS／八七
二九〇三・六二	ヘキサクロロベンゼン及びDDT（一・一・一―トリクロロ二・二―ビス（パラークロロフェニル）エタン）	五・八％	G／HS／八七
二九〇三・六九	その他のもの 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	四・六％	G／HS／八七
二九〇四・一〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体	四・六％	G／HS／八七
二九〇四・二〇	その他のもの 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％	G／HS／八七
二九〇四・九〇	飽和一価アルコール メタノール（メチルアルコール）	四・九％	G／HS／八七
二九〇五・一一			

二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	四・六%	G	HS	八七				
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマルブチルアルコール）	一〇・五%	G	HS	八七				
二九〇五・一四	その他のブタノール	一〇・五%	G	HS	八七				
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	七%	G	HS	八七				
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体								
	二―エチルヘキシルアルコール（二―エチルヘキサン―一―オール）	一キログラム	G	HS	八七				
	その他のもの	四円							
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	五・八%	G	HS	八七				
二九〇五・一九	その他のもの	七%	G	HS	八七				
	不飽和一価アルコール	七%	G	HS	八七				
	アリルアルコール	五・八%	G	HS	八七				
	非環式テルペンアルコール	六・六%	G	HS	八七				
	その他のもの	五・八%	G	HS	八七				
	二価アルコール								
二九〇五・二一	エチレングリコール（エタンジオール）	一二%	G	HS	八七				
二九〇五・二二	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	八・四%	G	HS	八七				
二九〇五・二九	その他のもの	四・六%	G	HS	八七				
	その他の多価アルコール								
二九〇五・三一	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	四・六%	G	HS	八七				
二九〇五・三二	ペンタエリトリトール	四・六%	G	HS	八七				
二九〇五・三三	マンニトール	四・六%	G	HS	八七				
二九〇五・三四	Dグルシトール（ソルビトール）	四・六%	G	HS	八七				
二九〇五・四九	その他のもの	四・六%	G	HS	八七				
二九〇五・五〇	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G	HS	八七				
二九〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%	G	HS	八七				
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	六・六%	G	HS	八七				
二九〇六・二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	五・八%	G	HS	八七				
二九〇六・三	ステロール及びイノシトール	三・七%	G	HS	八七				
二九〇六・四	テルピネオール	六・六%	G	HS	八七				
二九〇六・九	その他のもの	五・八%	G	HS	八七				
	ボルネオール	六・六%	G	HS	八七				
	その他のもの	五・八%	G	HS	八七				
二九〇七	芳香族アルコール及びその誘導体								
	ベンジルアルコール	四・六%	G	HS	八七				
	その他のもの	一・六%	G	HS	八七				
	フェノール及びフェノールアルコール								
二九〇七・一	一価フェノール	四・六%	G	HS	八七				
二九〇七・一二	石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩	二%	G	HS	八七				
二九〇七・一三	クレゾール及びその塩	五・八%	G	HS	八七				
二九〇七・一四	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	四・六%	G	HS	八七				
二九〇七・一五	キシレノール及びその塩	四・六%	G	HS	八七				
二九〇七・一九	ナフトール及びその塩	四・六%	G	HS	八七				
	その他のもの								
	多価フェノール								
二九〇七・二	レソルシノール及びその塩	四・六%	G	HS	八七				
二九〇七・三	ヒドロキノン（キノール）及び								

二九〇七・三	その塩	四・六%G／HS／八七
	四・四―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩	
二九〇七・二九	その他のもの	四・六%G／HS／八七
二九〇七・三〇	フェノールアルコール	四・六%G／HS／八七
二九〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八%G／HS／八七
二九〇八・一〇	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩	四・六%G／HS／八七
二九〇八・二〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル	四・六%G／HS／八七
二九〇八・九〇	その他のもの	四・六%G／HS／八七
二九〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九〇九・一一	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%G／HS／八七
二九〇九・一九	ジエチルエーテル	四・六%G／HS／八七
二九〇九・二〇	その他のもの	四・六%G／HS／八七
二九〇九・三〇	飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%G／HS／八七
二九〇九・四〇	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%G／HS／八七

	導体	
二九〇九・四一	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%G／HS／八七
	二・二―オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）	
二九〇九・四二	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル	七・二%G／HS／八七
二九〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	五・六%G／HS／八七
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	五%G／HS／八七
二九〇九・四九	その他のもの	五・六%G／HS／八七
二九〇九・五〇	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%G／HS／八七
二九一〇	アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%G／HS／八七
	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一〇・一〇	オキシラン（エチレンオキシド）	五・八%G／HS／八七
二九一〇・二〇	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	七%G／HS／八七
二九一〇・三〇	一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	五・六%G／HS／八七

二九〇・二〇	その他のもの	
二九一・八〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・六％　G／HS／八七
二九二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	五・八％　G／HS／八七
二九二・一	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
	メタナール（ホルムアルデヒド）	四・九％　G／HS／八七
	エタナール（アセトアルデヒド）	四・六％　G／HS／八七
二九二・一三	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマルーブチルアルデヒド）	四・六％　G／HS／八七
二九二・一九	その他のもの	四・六％　G／HS／八七
二九二・二	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
	ベンズアルデヒド	四・六％　G／HS／八七
二九二・二九	その他のもの	四・六％　G／HS／八七
二九二・三〇	アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	六・六％　G／HS／八七
二九二・四一	バニリン（四ーヒドロキシー三ーメトキシベンズアルデヒド）	六・六％　G／HS／八七
二九二・四三	エチルバニリン（三ーエトキシー四ーヒドロキシベンズアルデヒド）	六・六％　G／HS／八七
二九二・四九	その他のもの	四・六％　G／HS／八七
二九二・五五	アルデヒドの環式重合体	四・六％　G／HS／八七
二九二・六〇	パラホルムアルデヒド	四・六％　G／HS／八七
二九三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八％　G／HS／八七
二九四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八％　G／HS／八七
二九四・一一	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九四・一二	アセトン	五・八％　G／HS／八七
二九四・一三	ブタノン（メチルエチルケトン）	五・八％　G／HS／八七
二九四・一九	四ーメチルペンタンー二ーオン（メチルイソブチルケトン）	五・八％　G／HS／八七
二九四・二	その他のもの	
二九四・二一	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	八・二％　G／HS／八七
二九四・二三	しょう脳	五・八％　G／HS／八七
二九四・二五	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	六・六％　G／HS／八七
二九四・二九	イオノン及びメチルイオノン	五・八％　G／HS／八七
二九四・三三	その他のもの	
二九四・三五	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	五・八％　G／HS／八七
二九四・三九	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	五・八％　G／HS／八七
二九四・四一	四ーヒドロキシー四ーメチルペンタンー二ーオン（ジアセトンアルコール）	五・八％　G／HS／八七
二九四・四九	その他のもの	五・八％　G／HS／八七
二九四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	五・八％　G／HS／八七
二九四・六一	キノン	
二九四・六九	アントラキノン	五・八％　G／HS／八七
二九四・七〇	その他のもの	五・八％　G／HS／八七
	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八％　G／HS／八七

二九二五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	六・四％	G／HS／八七
二九二五・一	ぎ酸並びにその塩及びエステル		
二九二五・一一	ぎ酸	六・四％	G／HS／八七
二九二五・一二	ぎ酸の塩	六・四％	G／HS／八七
二九二五・一三	ぎ酸のエステル	六・四％	G／HS／八七
二九二五・二	酢酸及びその塩並びに無水酢酸		
二九二五・二一	酢酸	三％	G／HS／八七
二九二五・二二	酢酸ナトリウム	五・八％	G／HS／八七
二九二五・二三	酢酸コバルト	五・八％	G／HS／八七
二九二五・二四	無水酢酸	六・四％	G／HS／八七
二九二五・二九	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
二九二五・三	酢酸のエステル		
二九二五・三一	酢酸エチル	五・六％	G／HS／八七
二九二五・三二	酢酸ビニル	五・六％	G／HS／八七
二九二五・三三	酢酸ノルマルーブチル	五・六％	G／HS／八七
二九二五・三四	酢酸イソブチル	五・六％	G／HS／八七
二九二五・三五	酢酸二―エトキシエチル	五・八％	G／HS／八七
二九二五・三九	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
二九二五・四〇	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四％	G／HS／八七
二九二五・五〇	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	六・四％	G／HS／八七
二九二五・六〇	酪酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四％	G／HS／八七
二九二五・七〇	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	四・九％	G／HS／八七
	ステアリン酸	五・八％	G／HS／八七
	その他のもの		
二九二五・九〇	その他のもの		
	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	五・八％	G／HS／八七
二九二六	その他のもの	六・四％	G／HS／八七
二九二六・一	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	六・四％	G／HS／八七
二九二六・一一	不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	六・四％	G／HS／八七
二九二六・一二	アクリル酸及びその塩	六・四％	G／HS／八七
二九二六・一三	アクリル酸のエステル	五・八％	G／HS／八七
二九二六・一四	メタクリル酸及びその塩	六・四％	G／HS／八七
二九二六・一五	メタクリル酸のエステル	五・八％	G／HS／八七
	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四％	G／HS／八七
二九二六・一九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
二九二六・二〇	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	六・四％	G／HS／八七
二九二六・二	芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	六・四％	G／HS／八七
二九二六・三	安息香酸並びにその塩及びエステル	六・二％	G／HS／八七
二九二六・三一	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	六・四％	G／HS／八七
二九二六・三二	フェニル酢酸並びにその塩及びエステル	六・四％	G／HS／八七
二九二六・二九	その他のもの	六・四％	G／HS／八七
二九二七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及		

び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一七・一一		
非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・一二		
しゆう酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一三		
アジピン酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一四		
アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九一七・一九		
無水マレイン酸	二九一七・二〇		
その他のもの		四・九％	G／HS／八七
飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・二一	五・八％	G／HS／八七
芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・二二	四・六％	G／HS／八七
オルトフタル酸ジブチル	二九一七・三一	五・八％	G／HS／八七
オルトフタル酸ジオクチル	二九一七・三二	四・六％	G／HS／八七
オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	二九一七・三三	四・六％	G／HS／八七
その他のオルトフタル酸エステル	二九一七・三四	四・六％	G／HS／八七
無水フタル酸	二九一七・三五	四・九％	G／HS／八七
テレフタル酸及びその塩	二九一七・三六	八％	G／HS／八七
テレフタル酸ジメチル	二九一七・三七	四・六％	G／HS／八七
その他のもの	二九一八		
カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一八・一一		
アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一八・一二		
乳酸並びにその塩及びエステル	二九一八・一三		
酒石酸	二九一八・一四		
酒石酸の塩及びエステル	二九一八・一五		
くえん酸	二九一八・一六		
くえん酸の塩及びエステル	二九一八・一七		
くえん酸カルシウム	二九一八・一九		
その他のもの		六・六％	G／HS／八七
グルコン酸並びにその塩及びエステル	二九一八・二一	五・八％	G／HS／八七
フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル	二九一八・二二	一二％	G／HS／八七
その他のもの	二九一八・二三	五・八％	G／HS／八七
コール酸	二九一八・二九	一二四％	G／HS／八七
その他のもの	二九一八・三〇	五・八％	G／HS／八七
フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		五・八％	G／HS／八七
サリチル酸及びその塩		五・八％	G／HS／八七
オルト－アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル		五・八％	G／HS／八七
サリチル酸のその他のエステル及びその塩		四・九％	G／HS／八七
その他のもの		五・八％	G／HS／八七
アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		五・八％	G／HS／八七
デヒドロコール酸（三・七・一二－トリケトコール酸）		無税	G／HS／八七

二九一八・二〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
二九一九・〇〇	その他のもの りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八％	G／HS／八七
二九二〇	その他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、ニトロソ化誘導体	五・八％	G／HS／八七
二九二〇・一〇	チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・八％	G／HS／八七
二九二〇・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
二九二一	アミン官能化合物 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・一一	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・一二	ジエチルアミン及びその塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・一九	その他のもの 非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・二一	エチレンジアミン及びその塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・二二	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・二九	その他のもの 飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・三〇	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・四一	アニリン及びその塩 アニリン	八・二％	G／HS／八七
二九二一・四二	アニリンの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・四三	アニリン誘導体及びその塩 トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・四四	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・四五	一―ナフチルアミン（アルファーナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベーターナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・四九	その他のもの 芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二一・五一	オルトーフェニレンジアミン、パラーフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	五・三％	G／HS／八七
二九二一・五九	その他のもの	四・六％	G／HS／八七
二九二二	酸素官能のアミノ化合物 アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	四・六％	G／HS／八七
二九二二・一一	モノエタノールアミン及びその塩	四・六％	G／HS／八七
二九二二・一二	ジエタノールアミン及びその塩	四・六％	G／HS／八七
二九二二・一三	トリエタノールアミン及びその塩	四・六％	G／HS／八七
二九二二・一九	その他のもの アミノアルコール その他のもの アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びに	四・六％ 五・八％	G／HS／八七 G／HS／八七

二九三・二二	これらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九三・二三	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九三・二九	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九三・三〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九三・四一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九三・四二	アミノ酸及びそのエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九三・四三のうち	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九三・四三のうち	グルタミン酸及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九三・四三のうち	グルタミン酸ソーダ以外のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九三・四九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九三・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	五・八%	G／HS／八七	
二九三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド	五・八%	G／HS／八七	
二九三・一〇	コリン及びその塩	五・八%	G／HS／八七	
二九三・二〇	レシチンその他のホスホアミノリピド	一〇%	G／HS／八七	
二九三・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九四・一〇	非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九四・二一	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九四・二二	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九四・二五	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	五・八%	G／HS／八七	
二九五・一	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七	
二九五・一九	サッカリン及びその塩	三・七%	G／HS／八七	
二九五・二〇	その他のもの	六・四%	G／HS／八七	
二九六	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九六・一〇	ニトリル官能化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九六・二〇	アクリロニトリル	五・八%	G／HS／八七	
二九七・八〇	一―シアノグアニジン（ジシアンジアミド）	六・六%	G／HS／八七	
二九八・八〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九九	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九九・一〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	四・六%	G／HS／八七	
二九九・二〇	その他の窒素官能基を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九九・九〇	イソシアナート	四・六%	G／HS／八七	
二九九・九九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九九・九九・一〇	有機硫黄化合物	五・八%	G／HS／八七	
二九九・九九・二〇	ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	六・六%	G／HS／八七	
二九九・九九・三〇	チオカルバマート及びジチオカルバマート	五・八%	G／HS／八七	
二九九・九九・四〇	チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	五・八%	G／HS／八七	
二九九・九九・五〇	メチオニン	六・六%	G／HS／八七	
二九九・九九・九九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
二九九・九九・九九・一〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九九・九九・九九・二〇	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	四・六%	G／HS／八七	
二九九・九九・九九・三〇	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	

二九三二・一一	テトラヒドロフラン	四・六%	G／HS／八七	
二九三二・一二	二―フルアルデヒド（フルフラール）	四・八%	G／HS／八七	
二九三二・一三	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	四・六%	G／HS／八七	
二九三二・一九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
	ラクトン			
二九三二・二一	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	六・六%	G／HS／八七	
二九三二・二九	その他のラクトン			
	サントニン	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九三二・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）並びに核酸及びその塩			
	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物			
二九三三・一一	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	四・六%	G／HS／八七	
二九三三・一九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物			
二九三三・二一	ヒダントイン及びその誘導体	四・六%	G／HS／八七	
二九三三・二九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
	非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物			
二九三三・三一	ピリジン及びその塩	二%	G／HS／八七	
二九三三・三九	その他のもの			
	ピコリン	二%	G／HS／八七	
	O・O―ジエチル―O―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―ホスホロチオエート（クロルピリホス）	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九三三・四〇	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	
	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩			
二九三三・五一	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%	G／HS／八七	
二九三三・五九	その他のもの			
	一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
	非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物			
二九三三・六一	メラミン	四・六%	G／HS／八七	
二九三三・六九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
	ラクタム			
二九三三・七一	六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	七%	G／HS／八七	
二九三三・七九	その他のラクタム	五・八%	G／HS／八七	
二九三三・九〇	その他のもの			
	塩酸ヒドララジン、デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン	四・九%	G／HS／八七	CH
	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
二九三四	その他の複素環式化合物			
二九三四・一〇	非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七	
二九三四・二〇	ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	六・六%	G／HS／八七	

二九二四・二〇	フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六%	G／HS／八七
二九二四・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七
二九二五・四〇	スルホンアミド	五・八%	G／HS／八七
二九二六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）		
二九二六・一〇	プロビタミン（混合してないものに限る。）	五・八%	G／HS／八七
	ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）		
二九二六・二一	ビタミンA及びその誘導体	四・六%	G／HS／八七
二九二六・二二	ビタミンB_1及びその誘導体	四・六%	G／HS／八七
二九二六・二三	ビタミンB_2及びその誘導体	五・八%	G／HS／八七
二九二六・二四	D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（ビタミンB_3又はビタミンB_5）並びにこれらの誘導体	四・九%	G／HS／八七
二九二六・二五	ビタミンB_6及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七
二九二六・二六	ビタミンB_{12}及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七
二九二六・二七	ビタミンC及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七
二九二六・二八	ビタミンE及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七
二九二六・二九	その他のビタミン及びその誘導体	四・九%	G／HS／八七
二九二六・九〇	その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	四・九%	G／HS／八七
二九二七	ホルモン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	四・九%	G／HS／八七

二九二七・一〇	脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	五・八%	G／HS／八七
二九二七・二一	副腎皮質ホルモン及びその誘導体	五・八%	G／HS／八七
	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）		
二九二七・二二	副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	五・八%	G／HS／八七
二九二七・二九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
二九二七・三一	その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	五・八%	G／HS／八七
二九二七・三二	インスリン及びその塩	六・六%	G／HS／八七
二九二七・三九	エストロゲン及びプロゲストゲン	五・八%	G／HS／八七
二九二七・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
二九二八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	五・八%	G／HS／八七
二九二八・一〇	ルチン）及びその誘導体	五・八%	G／HS／八七
二九二八・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
二九二九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	五・八%	G／HS／八七
二九二九・一〇	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	五・八%	G／HS／八七
二九二九・二一	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税	G／HS／八七
二九二九・二九	キニーネ及びその塩	無税	G／HS／八七
二九二九・三〇	その他のもの		
	カフェイン及びその塩		
	カフェイン（カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重		

	量の九八・五％未満のものに限る。）				八・二％	G／HS／㌔	
二九三五・四〇	その他のもの				八・二％	G／HS／㌔	
二九三五・五〇	エフェドリン類及びその塩				八・二％	G／HS／㌔	
二九三五・五〇	テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン－エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩				五・八％	G／HS／㌔	
二九三五・六〇	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩				無税	G／HS／㌔	
二九三五・七〇	ニコチン及びその塩				七・七％	G／HS／㌔	
二九三五・九〇	その他のもの						
	エクゴニン、コカイン、塩酸コカイン、硫酸コカイン及びテオブロミン				八・二％	G／HS／㌔	
	コカ葉アルカロイド、一－フェニル－一－クロロ－二－ジメチルアミノプロパン、一－フェニル－一－クロロ－二－メチルアミノプロパン、一－フェニル－二－ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩				五・八％	G／HS／㌔	
	ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド				無税	G／HS／㌔	
	その他のもの				七・七％	G／HS／㌔	
二九四〇・八〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）				八・二％	G／HS／㌔	
のうち	ソルボース				五・八％	G／HS／㌔	
	糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩				八・二％	G／HS／㌔	
二九四一	抗生物質				四・九％	G／HS／㌔	CH
二九四一・一〇	ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩				五・八％	G／HS／㌔	CH
					二〇％	G／HS／㌔	US
					一〇％	G／HS／㌔	
					五・八％	G／HS／㌔	

二九四一・二〇	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩				五・八％	G／HS／㌔	
	ストレプトマイシン				四・二％	G／HS／㌔	
	その他のもの				四・二％	G／HS／㌔	
二九四一・三〇	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩				四・二％	G／HS／㌔	
二九四一・四〇	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩				三・七％	G／HS／㌔	
二九四一・五〇	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩				四・二％	G／HS／㌔	
二九四一・九〇	その他のもの				三・七％	G／HS／㌔	
二九四二・〇〇	その他の有機化合物				五・八％	G／HS／㌔	
三〇〇一	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）				無税	G／HS／㌔	
三〇〇一・一〇	腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）				三・七％	G／HS／㌔	
	腺その他の器官又はその分泌物の抽出物				三・七％	G／HS／㌔	
三〇〇一・二〇	その他のもの				五・一％	G／HS／㌔	
三〇〇一・三〇	せんそ及び移植用の骨、器官				無税	G／HS／㌔	
	その他の人体組織				五・一％	G／HS／㌔	
三〇〇二	ヘパリン及びその塩				三・七％	G／HS／㌔	
	その他のもの				三・七％	G／HS／㌔	
三〇〇二・一〇	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品				三・七％	G／HS／㌔	
	免疫血清その他の血液分画物				三・七％	G／HS／㌔	

	免疫血清	無税	G／HS／八七
	ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	八・五%	G／HS／八七
	加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）	六・六%	G／HS／八七
三〇〇二・一〇	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
	人用のワクチン	無税	G／HS／八七
三〇〇二・二一	動物用のワクチン	無税	G／HS／八七
三〇〇二・二九	口蹄疫ワクチン	無税	G／HS／八七
	その他のもの	無税	G／HS／八七
	毒素、培養微生物その他これらに類する物品（微生物から得た診断用試薬を含む。）	無税	G／HS／八七
三〇〇二・一〇	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）		
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	五・八%	G／HS／八七
三〇〇三・二〇	その他の抗生物質を含有するもの第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	五・三%	G／HS／八七
三〇〇三・三一	インスリンを含有するもの	七・二%	G／HS／八七
三〇〇三・三九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
三〇〇三・四〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	五・八%	G／HS／八七

三〇〇三・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
	ビタミン製剤	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの		
三〇〇四	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）		
三〇〇四・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	五・八%	G／HS／八七
三〇〇四・二〇	その他の抗生物質を含有するもの第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	五・三%	G／HS／八七
三〇〇四・三一	インスリンを含有するもの	七・二%	G／HS／八七
三〇〇四・三九	副腎皮質ホルモンを含有するもの	五・八%	G／HS／八七
三〇〇四・四〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
三〇〇四・五〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	五・八%	G／HS／八七
三〇〇四・九〇	その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの		
三〇〇五	麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの		
	小売用の形状又は包装にしたもの	六・六%	G／HS／八七
	その他のもの		
	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬	五・八%	G／HS／八七

三〇〇五・一〇	を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの				
三〇〇五・九〇	接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品				
三〇〇六	その他のもの				
三〇〇六・一〇	この類の注3の医療用品				
	外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）	五・八％	G／HS／八七		
三〇〇六・一〇	血液型判定用試薬	四％	G／HS／八七		
三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬				
	診断用試薬（微生物から得たものに限る。）	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	四％	G／HS／八七		
三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント				
	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料	五・八％	G／HS／八七		
	その他のもの	三・八％	G／HS／八七		
三〇〇六・五〇	救急箱及び救急袋	五・八％	G／HS／八七		
三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）				
三一〇一・〇〇	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	無税	G／HS／八七		
三一〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）				
三一〇二・一〇	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七		
	硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物				
三一〇二・二一	硫酸アンモニウム				
三一〇二・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
三一〇二・三〇	硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）				
三一〇二・四〇	硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物	無税	G／HS／八七		
三一〇二・五〇	硝酸ナトリウム	無税	G／HS／八七		
三一〇二・六〇	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	無税	G／HS／八七		
三一〇二・七〇	カルシウムシアナミド				
三一〇二・八〇	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）	五・八％	G／HS／八七	C	
三一〇二・九〇	その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）	無税	G／HS／八七	L	
三一〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）				
三一〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰				
	重過りん酸石灰（五酸化りんとして計算したりん酸分が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
三一〇四	塩基性スラグ	無税	G／HS／八七		
三一〇四・一〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
三一〇四・二〇	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）				
三一〇四・三〇	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
三一〇四・四〇	塩化カリウム	無税	G／HS／八七		
三一〇四・五〇	硫酸カリウム	無税	G／HS／八七		
三一〇四・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
三一〇五	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその	無税	G／HS／八七		

	の他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの				
三〇五・一〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの				
三〇五・二〇	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）				
三〇五・三〇	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	無税	G／HS／八七		
三〇五・四〇	オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	無税	G／HS／八七		
三〇五・五一	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）				
	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの				
	りん酸アンモニウムを主成分とするもの	一〇％	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
三〇五・五九	その他のもの	一〇％	G／HS／八七		
三〇五・六〇	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	無税	G／HS／八七		
三〇五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
三〇六	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税	G／HS／八七		
三〇六・一〇	ケブラチョエキス	無税	G／HS／八七		
三〇六・二〇	ワットルエキス	無税	G／HS／八七		
三〇六・三〇	オークエキス及びチェスナットエキス	無税	G／HS／八七		
三〇六・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
	タンニン及びその誘導体				
三〇六一	その他のもの	三・七％	G／HS／八七		
	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	無税	G／HS／八七		
三〇六一・一〇	合成有機なめし剤	五・八％	G／HS／八七		
三〇六一・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
三〇六二・〇〇	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	無税	G／HS／八七	DK	
	天然あい及びバターダイ	二％	G／HS／八七		
三〇六四	その他のもの				
	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）				
三〇六四・一一	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの	六・六％	G／HS／八七		
	分散染料及びこれをもととした調製品				
三〇六四・一二	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七		
三〇六四・一三	塩基性染料及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七		
三〇六四・一四	直接染料及びこれをもととした調製品	六・六％	G／HS／八七		
三〇六四・一五	建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調				

三二〇四・一六	製品	六・六%	G	HS	八七	
三二〇四・一七	反応染料及びこれをもととした調製品	六・六%	G	HS	八七	
三二〇四・一九	顔料及びこれをもととした調製品	五・三%	G	HS	八七	
	その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）	六・六%	G	HS	八七	
三二〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	六・六%	G	HS	八七	CH
三二〇四・九〇	その他のもの	六・六%	G	HS	八七	
三二〇五・〇〇	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	六・六%	G	HS	八七	
三二〇六	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	四・八%	G	HS	八七	
三二〇六・一〇	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品	三・九%	G	HS	八七	
	二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇%以上のもの	三・九%	G	HS	八七	
三二〇六・二〇	その他のもの	六・六%	G	HS	八七	
	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%	G	HS	八七	
三二〇六・三〇	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九%	G	HS	八七	
三二〇六・四一	その他の着色料及び調製品	三・九%	G	HS	八七	
	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	六・六%	G	HS	八七	
	ウルトラマリンブルー（群青）	三・九%	G	HS	八七	
三二〇六・四二	その他のもの	五・八%	G	HS	八七	
	硫化亜鉛をもととしたリトポン	三・九%	G	HS	八七	
三二〇六・四三	その他の顔料及び調製品	三・九%	G	HS	八七	
	リトポン	三・九%	G	HS	八七	
三二〇六・四九	その他のもの	三・七%	G	HS	八七	
三二〇六・五〇	ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品	三・九%	G	HS	八七	
三二〇七	その他のもの	四・九%	G	HS	八七	
	ルミノホアとして使用する種類の無機物	四・九%	G	HS	八七	
三二〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	四・九%	G	HS	八七	
三二〇七・二〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品	三・二%	G	HS	八七	
三二〇七・三〇	ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品	三・二%	G	HS	八七	
三二〇七・四〇	液状ラスターその他これに類する調製品	三・二%	G	HS	八七	
三二〇七・五〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	三・七%	G	HS	八七	
三二〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液	四・八%	G	HS	八七	
三二〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの	四・六%	G	HS	八七	
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・八%	G	HS	八七	
三二〇八・九〇	その他のもの					
三二〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限					

三二九・一〇	る。）							
三二九・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの							
三二〇・〇〇	その他のもの							
	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料							
三二一・〇〇	調製ドライヤー							
三二二	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料							
三二二・一〇	スタンプ用のはく							
三二二・二〇	その他のもの							
	パールエッセンス							
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七					
三二三	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七					
三二三・一〇	絵の具セット	三・一％	G／HS／八七					
三二三・二〇	その他のもの	六・二％	G／HS／八七					
三二四	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	五・八％	G／HS／八七					
三二四・一〇	マスチック及び塗装用の充てん料	五・八％	G／HS／八七					
三二四・二〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七					
三二五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	四・九％	G／HS／八七					
三二五・一一	印刷用インキ							
三二五・一九	黒色のもの							
三二五・二〇	その他のもの							
三四〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	五・八％	G／HS／八七					
三四〇一・一一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七					
三四〇一・一二	ベルガモットのもの	無税	G／HS／八七	I	T			
三四〇一・一三	オレンジのもの	無税	G／HS／八七	I	T	U	S	
三四〇一・一四	レモンのもの	無税	G／HS／八七	I	T	U	S	
三四〇一・一九	ライムのもの	五・八％	G／HS／八七	I	T	U	S	
三四〇一・二一	その他のもの	五・八％	G／HS／八七					
三四〇一・二二	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）							
三四〇一・二三	ゼラニウムのもの	三・七％	G／HS／八七					
三四〇一・二四	ジャスミンのもの	五・八％	G／HS／八七					
三四〇一・二五	ラベンダー又はラバンジンのもの	三・七％	G／HS／八七					
	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	一五％	G／HS／八七			U	S	
	その他のミントのもの	一五％	G／HS／八七			U	S	
	ペパーミント油（メンタ・ピペリタのものを除く。）	三・七％	G／HS／八七					
	その他のもの							

三三〇一・二六	ペチベルのもの	二・四%	G／HS／八七				
三三〇一・二九	その他のもの						
	ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、ぴやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟（レモングラス油	無税	G／HS／八七	ID IT US	
三三〇一・三〇	パチュリ油	二・四%	G／HS／八七				
三三〇一・三九	芳油	三・七%	G／HS／八七				
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七				
三三〇一・四〇	レジノイド	三・七%	G／HS／八七				
	その他のもの	四・七%	G／HS／八七				
三三〇一・五〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）						
三三〇一・一〇	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの						
	アルコール分が一〇%以上のもの	七・八%	G／HS／八七				
	その他のもの						
	食品工業において使用する種類のもの	六・六%	G／HS／八七				
	その他のもの	五・三%	G／HS／八七				
三三〇一・九〇	その他のもの	五・三%	G／HS／八七				
三三〇二・〇〇	香水類及びオーデコロン類						
三三〇三	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	七・二%	G／HS／八七				
三三〇四・一〇	唇のメーキャップ用の調製品	七・二%	G／HS／八七				
三三〇四・二〇	眼のメーキャップ用の調製品	七・二%	G／HS／八七				
三三〇四・三〇	マニキュア用又はペディキュア用の調製品	八・二%	G／HS／八七				
三三〇四・九一	その他のもの						
	パウダー（固形にしたものを含む。）	七・二%	G／HS／八七				
三三〇四・九九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七				
三三〇五	頭髪用の調製品						
三三〇五・一〇	シャンプー	七・二%	G／HS／八七				
三三〇五・二〇	パーマネント用の調製品	五・八%	G／HS／八七				
三三〇五・三〇	ヘアラッカー	五・八%	G／HS／八七				
三三〇五・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七				
三三〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）						
三三〇六・一〇	歯磨き	四・九%	G／HS／八七				
三三〇六・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七				
三三〇七	ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）						
三三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	七・二%	G／HS／八七				
三三〇七・二〇	身体用の防臭剤及び汗止め	五・八%	G／HS／八七				
三三〇七・三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	五・八%	G／HS／八七				
三三〇七・四一	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）						
	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	八・二%	G／HS／八七				
三三〇七・四九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七				
三三〇七・九〇	その他のもの						
	油、脂又はろうをもととした						

三四〇一	調製品				
	その他のもの				
	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布			七・二%	G／HS／八七
	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布			六%	G／HS／八七
三四〇一・一九	化粧用のもの（薬用のものを含む。）			六・九%	G／HS／八七
三四〇一・二一	その他のもの				
	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品			五・八%	G／HS／八七
	その他のもの			八%	G／HS／八七
三四〇一・一〇	せっけん（その他の形状のもの）			七・二%	G／HS／八七
	化粧用のもの（薬用のものを含む。）			五・八%	G／HS／八七
三四〇二	その他のもの				
	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）			六・二%	G／HS／八七
	有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）			六・二%	G／HS／八七
三四〇二・一一	陰イオン（アニオン）系のもの			六・二%	G／HS／八七
三四〇二・一二	陽イオン（カチオン）系のもの			六・二%	G／HS／八七
三四〇二・一九	非イオン系のもの			六・二%	G／HS／八七
	その他のもの				

三四〇二・二〇	調製品（小売用にしたものに限る。）				
	調製界面活性剤				
	その他のもの			六・二%	G／HS／八七
三四〇二・二〇	その他のもの			五・八%	G／HS／八七
	調製界面活性剤			六・二%	G／HS／八七
三四〇三	その他のもの			五・八%	G／HS／八七
	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）			六・六%	G／HS／八七
三四〇三・一一	石油又は歴青油を含有するもの			四・八%	G／HS／八七
三四〇三・一九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品			六・六%	G／HS／八七
三四〇三・一〇	その他のもの			四・六%	G／HS／八七
三四〇三・九	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品			五・八%	G／HS／八七
三四〇四	その他のもの			五・八%	G／HS／八七
三四〇四・一〇	人造ろう及び調製ろう			五・八%	G／HS／八七
三四〇四・二〇	化学的に変性させたモンタンろうのもの				
三四〇五	ポリエチレングリコールのもの				
	その他のもの				
	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除				

三四〇五・一〇	く。）		
三四〇五・二〇	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	五・八%	G／HS／八七
三四〇五・三〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	五・八%	G／HS／八七
三四〇五・四〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）	五・八%	G／HS／八七
三四〇五・九〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品		
三四〇六・〇〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
三四〇七・〇〇	ろうそく及びこれに類する物品	四・九%	G／HS／八七
三四〇七・一〇	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品	五・八%	G／HS／八七
三四〇七・二〇	アルブミン及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体		
三五〇一	卵白		
三五〇二・一〇	その他のもの	一〇%	G／HS／八七
三五〇二・二〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	四・九%	G／HS／八七
三五〇二・三〇	ゼラチン（写真用のものを除く。）及びにかわ（魚膠及びアイシングラスを除く。）	三・七%	G／HS／八七
三五〇二・四〇	魚膠及びアイシングラス	四・九%	G／HS／八七
三五〇二・九〇	その他のもの		
三五〇三・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）	四・九%	G／HS／八七
三五〇四	ペプトン、その誘導体及び皮粉その他のもの	八・五%	G／HS／八七
三五〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤		
三五〇五・一〇のうち	デキストリンその他の変性でん粉エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	八%	G／HS／八七
三五〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七
三五〇六・九一	その他のもの ゴム又はプラスチック（人造樹脂を含む。）をもととした接着剤	五・八%	G／HS／八七
三五〇六・九二	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
三五〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		
三五〇七・一〇	レンネット及びその濃縮物	五・八%	G／HS／八七
三五〇七・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
三六〇四	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品		
三六〇四・一〇	花火	六%	G／HS／八七
三六〇四・九〇	その他のもの	六%	G／HS／八七
三六〇五・〇〇	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。） 七〇本以下入りのもの	一個につき	G／HS／八七

三六〇六	その他のもの	一〇銭	
三六〇六・一〇	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品	六・六%	G／HS／八七
三六〇六・二〇	たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
三六〇六・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
三七〇一	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	三・七%	G／HS／八七
三七〇一・一〇	エックス線用のもの	四%	G／HS／八七
三七〇一・二〇	インスタントプリントフィルム	三・七%	G／HS／八七
	感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの	六%	G／HS／八七
	カラー写真用のもの（ポリクローム）	三・七%	G／HS／八七
	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
三七〇一・三〇	その他のもの	四%	G／HS／八七
	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）	三・七%	G／HS／八七
	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
三七〇一・九一	カラー写真用のもの（ポリクローム）	三・七%	G／HS／八七
三七〇一・九九	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
三七〇二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	八・二%	G／HS／八七
三七〇二・一〇	エックス線用のもの	三・七%	G／HS／八七
三七〇二・二〇	インスタントプリントフィルム	四・九%	G／HS／八七
	感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの	三・七%	G／HS／八七
	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
三七〇二・三一	カラー写真用のもの（ポリクローム）	三・七%	G／HS／八七
三七〇二・三二	その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）	四%	G／HS／八七
三七〇二・三九	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
三七〇二・四一	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）	三・七%	G／HS／八七
三七〇二・四二	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	三・七%	G／HS／八七
三七〇二・四三	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	三・七%	G／HS／八七
三七〇二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え、六一〇ミリメートル以下のもの	三・七%	G／HS／八七
三七〇二・五一	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	三・七%	G／HS／八七

三七〇二・五三	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	四％	G／HS／八七	
三七〇二・五三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）	三・七％	G／HS／八七	
三七〇二・五四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）	三・七％	G／HS／八七	
三七〇二・五五	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	三・七％	G／HS／八七	
三七〇二・五六	幅が三五ミリメートルを超えるもの	三・七％	G／HS／八七	
三七〇二・九	その他のもの			
三七〇二・九一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	三・七％	G／HS／八七	
三七〇二・九二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	三・七％	G／HS／八七	
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	三・七％	G／HS／八七	
三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	三・七％	G／HS／八七	
三七〇二・九五	幅が三五ミリメートルを超えるもの	三・七％	G／HS／八七	
三七〇三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）	三・七％	G／HS／八七	
三七〇三・一〇	ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの	三・七％	G／HS／八七	
	カラー印画紙	六・六％	G／HS／八七	
	その他のもの			
三七〇三・二〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	三・七％	G／HS／八七	
三七〇三・九〇	その他のもの	六・六％	G／HS／八七	

三七〇四・〇〇	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）			
	映画用フィルム			
	幅が三五ミリメートル以上のもの	一メートル（その端数は、一メートルとする。以下、この類において同じ。）につき九円五〇銭	G／HS／八七	
	その他のもの	一メートルにつき七円六・六％	G／HS／八七	
三七〇五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	七・二％	G／HS／八七	
三七〇五・一〇	オフセット用のもの	七・二％	G／HS／八七	
三七〇五・二〇	マイクロフィルム	七・二％	G／HS／八七	
三七〇五・九〇	その他のもの	七・二％	G／HS／八七	
三七〇六	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）			
三七〇六・一〇	幅が三五ミリメートル以上のもの			
	幅が四〇ミリメートル以下のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	一メートルにつき三〇円	G／HS／八七	
三七〇六・九〇	その他のもの			
	幅が一〇ミリメートル以下のもの	一メートルにつき一円五〇銭	G／HS／八七	

	その他のもの			一メートルにつき七円五〇銭	
三八〇七	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）				
三八〇七・一〇	感光性の乳剤				
三八〇七・九〇	その他のもの				
三八〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）				
三八〇一・一〇	人造黒鉛				
三八〇一・一〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛			五・八％	G／HS／八七
三八〇一・二〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの			五・八％	G／HS／八七
三八〇一・九〇	その他のもの			三・七％	G／HS／八七
三八〇三	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）			三・八％	G／HS／八七
三八〇三・一〇	活性炭			五・八％	G／HS／八七
三八〇三・九〇	その他のもの			三・七％	G／HS／八七
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）			二・一％	G／HS／八七
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）			二％	G／HS／八七
三八〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビン				

	その他のパラジメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）				
三八〇五・一〇	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油			三・七％	G／HS／八七
三八〇五・二〇	パイン油			二％	G／HS／八七
三八〇五・九〇	その他のもの			三・七％	G／HS／八七
三八〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム				
三八〇六・一〇	ロジン			無税	G／HS／八七
三八〇六・二〇	ロジン又は樹脂酸の塩			三・七％	G／HS／八七
三八〇六・三〇	エステルガム			四・九％	G／HS／八七
三八〇六・九〇	その他のもの			三・七％	G／HS／八七
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの			無税	G／HS／八七
三八〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）				
三八〇八・一〇	殺虫剤			五・八％	G／HS／八七
三八〇八・二〇	殺菌剤			五・八％	G／HS／八七
三八〇八・三〇	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤			五・八％	G／HS／八七
三八〇八・四〇	消毒剤			五・八％	G／HS／八七
三八〇八・九〇	その他のもの			五・八％	G／HS／八七
三八〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				

三八〇九・九一	その他のもの	四・七%	G／HS／八七		
三八〇九・九二	繊維工業において使用する種類のもの	五・八%	G／HS／八七		
三八〇九・九九	製紙工業において使用する種類のもの	五・八%	G／HS／八七		
三八一〇	その他のもの 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	五・八%	G／HS／八七		
三八一〇・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	五・八%	G／HS／八七		
三八一〇・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
三八一一	アンチノッキング剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘土指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。） アンチノック剤	五・八%	G／HS／八七		
三八一一・一	鉛化合物をもととしたもの	五・八%	G／HS／八七		
三八一一・九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
三八一二	潤滑油用の添加剤 石油又は歴青油を含有するもの	四・六%	G／HS／八七		
三八一二・二九	その他のもの	四・六%	G／HS／八七		
三八一二・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
三八一三	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	六・六%	G／HS／八七		
三八一三・一〇	調製したゴム加硫促進剤	六・六%	G／HS／八七		

三八一三・一〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	三・八%	G／HS／八七		
三八一三・九〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 ゴム老化防止剤	三・八%	G／HS／八七		
三八一四・〇〇	その他のもの 消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾 有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	五・八%	G／HS／八七		
三八一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。） 担体付き触媒	五・八%	G／HS／八七		
三八一五・一一	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	三・二%	G／HS／八七		
三八一五・一三	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの 白金触媒	無税	G／HS／八七		
三八一五・一九	その他のもの 自動車の排気ガス浄化用のもの	無税	G／HS／八七		
三八一五・二〇	その他のもの 鉄触媒 その他のもの	三・二%	G／HS／八七		
三八一六・〇〇	その他のもの 鉄触媒及び白金触媒 シリカ・アルミナ触媒 その他のもの	無税	G／HS／八七		
三八一七	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。） 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項の物品を除く。） 混合アルキルベンゼン	五・八%	G／HS／八七		
三八一七・一〇		三・二%	G／HS／八七		
		四・九%	G／HS／八七		

三八二七・二〇	混合アルキルナフタレン	四・九%	G／HS／八七	
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	無税	G／HS／八七	
	けい素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）	三・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	三・八%	G／HS／八七	
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）	三・八%	G／HS／八七	
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	三・八%	G／HS／八七	
三八二一・〇〇	微生物用の調製培養剤	三・八%	G／HS／八七	
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の調合試薬（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）	三・七%	G／HS／八七	
三八二三	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）	三・八%	G／HS／八七	
三八二三・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	三・七%	G／HS／八七	
三八二三・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	四・九%	G／HS／八七	
三八二三・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
	金属炭化物の混合物	三・八%	G／HS／八七	
三八二三・四〇	その他のもの			
	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	四・九%	G／HS／八七	
三八二三・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	三・八%	G／HS／八七	
三八三三・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	三・八%	G／HS／八七	
三八三三・九〇	その他のもの			
	チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）	無税	G／HS／八七	
	セレンさい及びテルルさい	無税	G／HS／八七	
	脂肪酸混合物の誘導体	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	三・八%	G／HS／八七	
三九〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一キログラムにつき二八円	G／HS／八七	
	その他のもの	四・一%	G／HS／八七	
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン	一キログラムにつき二八円	G／HS／八七	
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体	四・一%	G／HS／八七	
三九〇一・九〇	その他のもの	四・一%	G／HS／八七	
三九〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇二・一〇	ポリプロピレン	一キログラムにつき二二円	G／HS／八七	
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン	四・一%	G／HS／八七	
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体	四・一%	G／HS／八七	
三九〇二・九〇	その他のもの	四・一%	G／HS／八七	
三九〇三	スチレンの重合体（一次製品に限			

	る。）		
三九〇三・一一	ポリスチレン		
三九〇三・一九	多泡性のもの		
	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの		
三九〇三・二〇	スチレン－アクリロニトリル（SAN）共重合体	一四%	G／HS／八七
三九〇三・三〇	アクリロニトリル－ブタジエン－スチレン（ABS）共重合体	四・一%	G／HS／八七
三九〇三・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七
三九〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	四・六%	G／HS／八七
三九〇四・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）	五・八%	G／HS／八七
三九〇四・二	その他のポリ塩化ビニル		
三九〇四・二三	可塑化してないもの	五・八%	G／HS／八七
三九〇四・三〇	塩化ビニル－酢酸ビニル共重合体	四・六%	G／HS／八七
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体	四・一%	G／HS／八七
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体	四・一%	G／HS／八七
三九〇四・六	ふつ素系重合体		
	ポリテトラフルオロエチレン		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	八・四%	G／HS／八七
	その他のもの		
三九〇四・六九	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%	G／HS／八七
	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）	八・四%	G／HS／八七
	その他のもの	四・一%	G／HS／八七
三九〇四・九〇	その他のもの	四・一%	G／HS／八七
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	四・一%	G／HS／八七
	酢酸ビニルの重合体		
三九〇五・一	水に分散しているもの	五・八%	G／HS／八七
三九〇五・一九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
三九〇五・二〇	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）	五・八%	G／HS／八七
三九〇五・九	その他のもの		
	ポリビニルブチラールのもの（塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七
三九〇六	その他のもの	四・一%	G／HS／八七
三九〇六・一〇	アクリル重合体（一次製品に限る。）	五・一%	G／HS／八七
三九〇六・二九	ポリメタクリル酸メチル	四・一%	G／HS／八七
	その他のもの	五・一%	G／HS／八七
三九〇七	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
三九〇七・一〇	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	四・一%	G／HS／八七
三九〇七・二〇	ポリアセタール	四・一%	G／HS／八七
三九〇七・三〇	その他のポリエーテル	四・六%	G／HS／八七
三九〇七・四〇	エポキシ樹脂	四・一%	G／HS／八七
三九〇七・五〇	ポリカーボネート		
	アルキド樹脂		
	塊（不規則な形のものに限		

	る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
三九〇七・六〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七
三九〇七・九一	ポリエチレンテレフタレート	四・八%	G／HS／八七
三九〇七・九九	その他のポリエステル	四・六%	G／HS／八七
三九〇八	不飽和のもの		
三九〇八・一〇	その他のもの		
	ポリアミド（一次製品に限る。）		
	ポリアミド六、ポリアミド一一、ポリアミド一二、ポリアミド六・六、ポリアミド六・九、ポリアミド六・一〇又はポリアミド六・一二	五・六%	G／HS／八七
三九〇八・九〇	その他のもの	五・六%	G／HS／八七
三九〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		
三九〇九・一〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	五・八%	G／HS／八七
三九〇九・二〇	メラミン樹脂	五・八%	G／HS／八七
三九〇九・三〇	その他のアミノ樹脂	五・八%	G／HS／八七
三九〇九・四〇	フェノール樹脂	四・六%	G／HS／八七
三九〇九・五〇	ポリウレタン	五・八%	G／HS／八七
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）		
三九一一	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	五・八%	G／HS／八七
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、インデン樹脂、クマロン樹脂及びポリテルペン	四・一%	G／HS／八七
三九一一・九〇	その他のもの	四・一%	G／HS／八七
三九一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	酢酸セルロース		
三九一二・一一	可塑化してないもの	六・九%	G／HS／八七
三九一二・一二	可塑化したもの	五・八%	G／HS／八七
三九一二・二〇	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）	五・八%	G／HS／八七
三九一二・三〇	セルロースエーテル及びカルボキシメチルセルロースその塩	四・六%	G／HS／八七
三九一二・九〇	その他のもの	四・六%	G／HS／八七
三九一三	その他のもの（例えば、アルギン酸及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	四・六%	G／HS／八七
三九一三・一〇	アルギン酸並びにその塩及びエステル	四・九%	G／HS／八七
三九一三・九〇	その他のもの	五・一%	G／HS／八七
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	七・五%	G／HS／八七
三九一五	プラスチックのくず		
三九一五・一〇	エチレンの重合体のもの	七・二%	G／HS／八七
三九一五・二〇	スチレンの重合体のもの	七・二%	G／HS／八七
三九一五・三〇	塩化ビニルの重合体のもの	七・二%	G／HS／八七
三九一五・九〇	その他のプラスチックのもの	六%	G／HS／八七
三九一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	七・二%	G／HS／八七
三九一六・一〇	エチレンの重合体のもの	七・二%	G／HS／八七
三九一六・二〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・八%	G／HS／八七
三九一六・九〇	その他のプラスチックのもの	六・四%	G／HS／八七
三九一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	六%	G／HS／八七
三九一七・一〇	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	六%	G／HS／八七
	硬化たんぱく質製のもの		

	その他のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九一七・二一＊	管及びホース（硬質のものに限る。）					
三九一七・二二＊	エチレンの重合体製のもの	七・二％	G	HS	八七	
三九一七・二三＊	プロピレンの重合体製のもの	七・二％	G	HS	八七	
三九一七・二九＊	塩化ビニルの重合体製のもの	五・八％	G	HS	八七	
	その他のプラスチック製のもの	五・九％	G	HS	八七	
三九一七・三一＊	その他の管及びホース					
	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）	五・八％	G	HS	八七	
三九一七・三三	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	六・六％	G	HS	八七	
三九一七・三九＊	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・八％	G	HS	八七	
三九一七・四〇＊	その他のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九一八	継手	四・六％	G	HS	八七	
	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	六％	G	HS	八七	
三九一八・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九一八・九〇	その他のプラスチック製のもの	六・六％	G	HS	八七	
三九一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	五・八％	G	HS	八七	
三九一九・一〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九一九・九〇	その他のもの	四・二％	G	HS	八七	
三九二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	四・二％	G	HS	八七	
三九二〇・一〇	エチレンの重合体製のもの	七・二％	G	HS	八七	
三九二〇・二〇	プロピレンの重合体製のもの	七・二％	G	HS	八七	
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの	七・二％	G	HS	八七	
三九二〇・四一	塩化ビニルの重合体製のもの	六・三％	G	HS	八七	
三九二〇・四二	硬質のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九二〇・四三	軟質のもの					
三九二〇・五一	アクリル重合体製のもの	七・八％	G	HS	八七	
三九二〇・五九	ポリメタクリル酸メチル製のもの	七・二％	G	HS	八七	
	その他のもの					
三九二〇・六一	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの	五・二％	G	HS	八七	
三九二〇・六二	ポリカーボネート製のもの	七・二％	G	HS	八七	
三九二〇・六三	ポリエチレンテレフタレート製のもの	七・二％	G	HS	八七	
	その他の不飽和ポリエステル製のもの	五・二％	G	HS	八七	
三九二〇・六九	その他のポリエステル製のもの及びその化学的誘導体製のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九二〇・七一	再生セルロース製のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九二〇・七二	バルカナイズドファイバー製のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九二〇・七九	酢酸セルロース製のもの	五・八％	G	HS	八七	
	その他のセルロース誘導体製のもの	四・六％	G	HS	八七	
三九二〇・九一	その他のプラスチック製のもの	五・八％	G	HS	八七	
三九二〇・九二	ポリビニルブチラール製のもの	七・二％	G	HS	八七	
三九二〇・九三	ポリアミド製のもの	七・二％	G	HS	八七	
	アミノ樹脂製のもの					

三九〇・九四		フェノール樹脂製のもの	七・二%	G／HS（八七）				
三九〇・九九		その他のプラスチック製のもの	五・六%	G／HS（八七）				
三九一		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ						
三九一・一		多泡性のもの						
		スチレンの重合体製のもの	七・二%	G／HS（八七）				
三九一・一二		塩化ビニルの重合体製のもの	五・八%	G／HS（八七）				
三九一・一三		ポリウレタン製のもの	七・二%	G／HS（八七）				
三九一・一四		再生セルロース製のもの	五・八%	G／HS（八七）				
三九一・一九		その他のプラスチック製のもの	六・七%	G／HS（八七）				
三九一・二〇		その他のもの	六・一%	G／HS（八七）				
三九二		プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品						
三九二・一〇		浴槽、シャワーバス及び洗面台	七・二%	G／HS（八七）				
三九二・一〇		便座及び便器用の覆い	七・二%	G／HS（八七）				
三九二・九〇		その他のもの	七・二%	G／HS（八七）				
三九三		プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品						
三九三・一〇		箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	五・八%	G／HS（八七）				
		袋（円すい状のものを含む。）						
三九三・一一		エチレンの重合体製のもの	五・八%	G／HS（八七）				
三九三・一九		その他のプラスチック製のもの	五・八%	G／HS（八七）				
三九三・二〇		瓶、フラスコその他これらに類する製品	五・八%	G／HS（八七）				
三九三・四〇		スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	四・九%	G／HS（八七）				
三九三・五〇		栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五・八%	G／HS（八七）				
三九三・九〇		その他のもの	五・八%	G／HS（八七）				
三九四		プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品						
三九四・一〇		食卓用品及び台所用品	五・八%	G／HS（八七）				
三九四・九〇		その他のもの	五・八%	G／HS（八七）				
三九五		プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）						
三九五・一〇		貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）	五・八%	G／HS（八七）				
三九五・二〇		戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	五・八%	G／HS（八七）				
三九五・三〇		よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品	七・二%	G／HS（八七）				
三九六		その他のもの	五・八%	G／HS（八七）				
三九六・一〇		その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	七・二%	G／HS（八七）				
三九六・二〇		事務用品及び学用品	七・二%	G／HS（八七）				
三九六・四〇		衣類及び衣類附属品（手袋を含む。）	七・二%	G／HS（八七）				
三九六・九〇		家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	五・八%	G／HS（八七）				
四〇〇一		小像その他の装飾品	七・二%	G／HS（八七）				
		その他のもの	五・八%	G／HS（八七）				
四〇〇一・一〇		天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）						
		天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）			無税	G／HS（八七）		ID
四〇〇一・一一		その他の形状の天然ゴム						
		スモークドシート			無税	G／HS（八七）		ID
四〇〇一・一二		技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）			無税	G／HS（八七）		ID
		その他のもの						
四〇〇一・一九		バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム			無税	G／HS（八七）		ID
四〇〇一・二〇		合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの			無税	G／HS（八七）		ID

	項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）					
四〇〇一・二	スチレン－ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン－ブタジエンゴム（XSBR）					
四〇〇一・一九	ラテックス	無税	G／HS／公七	CA		
	その他のもの	無税	G／HS／公七	US		
四〇〇一・二〇	ブタジエンゴム（BR）	無税	G／HS／公七	CA	US	
	イソプテン－イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）及びハロ－イソブテン－イソプレンゴム（CIIR及びBIIR）					
四〇〇一・二一	イソプテン－イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇一・二九	その他のもの	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇一・三〇	クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又はCR）					
四〇〇一・三一	ラテックス	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇一・三九	その他のもの	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇一・四〇	アクリロニトリル－ブタジエンゴム（NBR）					
四〇〇一・四一	ラテックス	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇一・四九	その他のもの	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇一・五〇	エチレン－プロピレン－非共役ジエンゴム（EPDM）	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇一・九〇	イソプレンゴム（IR）	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇二・一	第四〇〇一項の物品とこの項の物品との混合物					
四〇〇二・九	その他のもの	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇三・〇〇	ラテックス	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇四・〇〇	その他のもの	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇五	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇五・一〇	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	無税	G／HS／公七	CA	US	
四〇〇五・二〇	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）					
四〇〇五・九一	カーボンブラック又はシリカを配合したもの	四・九％	G／HS／公七			
四〇〇五・九九	ディスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液	四・九％	G／HS／公七			
四〇〇六・一〇	その他のもの					
四〇〇六・二〇	板、シート及びストリップ	四・九％	G／HS／公七			
四〇〇六・九〇	その他のもの					
四〇〇七・〇〇	天然ゴムのもの					
	その他のもの					
四〇〇八	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	四・九％	G／HS／公七			
四〇〇八・一一	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	四・九％	G／HS／公七			
四〇〇八・一九	その他のもの					
四〇〇八・二一	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	四・九％	G／HS／公七			
四〇〇八・二九＊	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）					
四〇〇九	セルラーラバーのもの					
	板、シート及びストリップ	四・九％	G／HS／公七			
	その他のもの	無税	G／HS／公七			
	セルラーラバー以外のゴムのもの					
	板、シート及びストリップ	四・六％	G／HS／公七			
	その他のもの	四・六％	G／HS／公七			
	管及びホース（加硫したゴム（硬質	四・九％	G／HS／公七			

四〇九・一〇	ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）	四・六%	G／HS／八七
四〇九・二〇	他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの（継手なしのものに限る。）	四・六%	G／HS／八七
四〇九・三〇	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	四・六%	G／HS／八七
四〇九・四〇	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	四・六%	G／HS／八七
四〇九・五〇＊	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	四・六%	G／HS／八七
四〇一〇	継手付きのもの	四・六%	G／HS／八七
四〇一〇・一〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	四・六%	G／HS／八七
四〇一〇・一〇	横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）	四・九%	G／HS／八七
四〇一〇・九一	その他のもの		
	幅が二〇センチメートルを超えるもの	四・九%	G／HS／八七
四〇一〇・九九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
四〇一一	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）		
四〇一一・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの	無税	G／HS／八七
四〇一一・二〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税	G／HS／八七
四〇一一・三〇＊	航空機に使用する種類のもの	四・二%	G／HS／八七
四〇一一・四〇	モーターサイクルに使用する種類のもの	無税	G／HS／八七
	公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるもの	四・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
四〇一一・五〇	自転車に使用する種類のもの	四・二%	G／HS／八七
四〇一一・九一	その他のもの		
	杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもの	無税	G／HS／八七
	自動車に使用する種類のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）	四・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
四〇一一・九九	自動車に使用する種類のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）	無税	G／HS／八七
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
四〇一三	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤトレッド及びタイヤフラップ		
四〇一三・一〇＊	更生タイヤ	四・二%	G／HS／八七
四〇一三・二〇	空気タイヤ（中古のものに限る。）		
	自動車用のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
四〇一三・九〇＊	その他のもの		
	ソリッドタイヤ及びクッションタイヤ（自動車に使用する種類のもので公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）並びにタイヤフラップ（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超える自動車に使用する種類のタイヤのものに限る。）	四・二%	G／HS／八七
四〇一四	ゴム製のインナーチューブ	六・五%	G／HS／八七
四〇一四・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン	四・二%	G／HS／八七

及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの					
四〇一三・二〇	自転車に使用する種類のもの	六・五％	G／HS／八七		
四〇一三・二九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
四〇一四	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七		
四〇一四・一〇	コンドーム	四・二％	G／HS／八七		
四〇一四・九〇	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
四〇一五	衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）				
四〇一五・一一	手袋				
四〇一五・一九	外科用のもの	四・二％	G／HS／八七		
四〇一五・二九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
四〇一六	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	四・二％	G／HS／八七		
四〇一六・一〇＊	セルラーラバー製のもの	五・八％	G／HS／八七		
四〇一六・九一	その他のもの				
四〇一六・九二＊	床用敷物及びマット	三・四％	G／HS／八七		
四〇一六・九三＊	消しゴム	三・四％	G／HS／八七		
四〇一六・九四	ガスケット、ワッシャーその他のシール	三・四％	G／HS／八七		
四〇一六・九五	防舷材（膨らませることができるかできないかを問わない。）	三・四％	G／HS／八七		
四〇一六・九九＊	その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	三・四％	G／HS／八七		
四〇一七・〇〇＊	その他のもの	三・四％	G／HS／八七		
四〇一	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	四・二％	G／HS／八七		
四〇二	牛又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）				
四〇二・一〇	全形の牛皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一四キログラム以下のものに限る。）				
四〇二・二一	その他の牛皮（生鮮のもの及び湿式塩蔵をしたものに限る。）				
四〇二・二二	全形のもの				
四〇二・二九	バット及びベンズ				
四〇二・三〇	その他のもの				
四〇二・四〇	その他の牛皮（その他の保存に適する処理をしたものに限る。）				
四〇二・五〇	馬類の動物の皮				
四〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）				
四〇二・一〇	毛が付いているもの	無税	G／HS／八七		
	毛が付いていないもの				
四〇二・二一	酸漬けしたもの	無税	G／HS／八七	UY	
四〇二・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	UY	
四〇二・三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限	無税	G／HS／八七	UY	

るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）			
四一〇三・一〇	やぎのもの	無税	G／HS／八七
四一〇三・二〇	爬虫類のもの	無税	G／HS／八七
四一〇三・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七
四一〇四	牛又は馬類の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）		
四一〇四・一〇のうち	全形の牛革（表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のものに限る。）		
	パーチメント仕上げをしたもの	七・五%	G／HS／八七
	なめしたもの、再なめしたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）及びパーチメント仕上げをしたもの以外のもののうち		
	染色し、着色し又は模様付けしたもののうち		
	染色し又は着色したもの（水牛革及びローラーレーザーを除く。）	二〇%	G／HS／八七
	各年度において政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		
	注　各年度において政令で定める数量（共通の限度数量）には、第四一〇四・一〇号、第四一〇四・三一号及び第四一〇四・三九号に属する染色し、着色し又は模様付けした革（パーチメント仕上げをしたものを除く。）を含めるものとし、当該数量は、三四二、〇〇〇平方メートルを下らない数量とする。		
	その他のもの		
	その他の牛革及び馬類の動物の革（パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したものに限る。）	六〇%	G／HS／八七
四一〇四・三一のうち	フルグレーン及びグレーンスプリット	七・五%	G／HS／八七
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもののうち		
	染色し、着色し又は模様付けしたもののうち		
	染色し又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	二〇%	G／HS／八七
	共通の限度数量以内のもの	六〇%	G／HS／八七
	その他のもの		
四一〇四・三九のうち	その他のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの	七・五%	G／HS／八七
	その他のもののうち		
	染色し、着色し又は模様付けしたもののうち		
	染色し又は着色したもの（水牛革及びローラ		

	―レザーを除く。）共通の限度数量以内のもの		
四〇五	その他のもの	二〇％	G／HS／八七
	羊革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	六〇％	G／HS／八七
	なめしたもの及び再なめしたもの（これらを超える加工をしていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四〇五・一	植物性前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七
四〇五・二	その他の前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七
四〇五・九	その他のもの	五％	G／HS／八七
四〇五・一〇	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもののうち		
	パーチメント仕上げをしたもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもののうち		
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	五％	G／HS／八七
	以外のもの		
四〇六	やぎ革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	五％	G／HS／八七
	なめしたもの及び再なめしたもの（これらを超える加工をしていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
四〇六・一	植物性前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七
四〇六・二	その他の前なめしをしたもの	五％	G／HS／八七
四〇六・九	その他のもの	五％	G／HS／八七
四〇六・一〇	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもののうち		
	パーチメント仕上げをしたもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもののうち		
	染色し、着色し又は模様付		
	その他の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）		
四〇七	豚のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
四〇七・一〇	爬虫類のもの	七・五％	G／HS／八七
	植物性前なめしをしたもの		
四〇七・二	わに又はとかげのもの	一二・五％	G／HS／八七
四〇七・九	その他のもの	七・五％	G／HS／八七
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
四〇七・二〇	わに又はとかげのもの	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
四〇七・三〇	その他の動物のもの	七・五％	G／HS／八七
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
四一〇・〇〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	七・五％	G／HS／八七
四一一・〇〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	三・七％	G／HS／八七
四一〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	七・五％	G／HS／八七
四二〇一	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物	六・六％	G／HS／八七

袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、施用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器		
四二〇一・一二		
トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％	G／HS／公七
その他のもの	一二・五％	G／HS／公七
外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％	G／HS／公七
その他のもの	一二・五％	G／HS／公七
四二〇一・一九		
その他のもの		
ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	一〇％	G／HS／公七
外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	五・八％	G／HS／公七
貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	五・一％	G／HS／公七
四二〇一・二二		
革製又はパテントレザー製のもの		
その他のもの	一七・五％	G／HS／公七
その他のもの		
革製又はパテントレザー製のもの	二〇％	G／HS／公七
その他のもの	一〇％	G／HS／公七
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を	一二・五％	G／HS／公七
四二〇一・二三		

	超えるもの	二〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
四二〇一・二九	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	一〇％	G／HS／八七
四二〇一・三一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
四二〇一・三三	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
四二〇一・三九	その他のもの	五・一％	G／HS／八七
四二〇一・九一	その他のもの		
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	一二・五％	G／HS／八七
四二〇一・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	一〇％	G／HS／八七
四二〇一・九九	その他のもの		
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	五・一％	G／HS／八七

	木製のもの	四％	G／HS／八七
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
四二〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
四二〇三・一〇	衣類		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	二〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
四二〇三・二	手袋、ミトン及びミット		
	特に運動用に製造したもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	二〇％	G／HS／八七
四二〇三・二九	その他のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	革製のもの	一七・五％	G／HS／八七
四二〇三・三〇	コンポジションレザー製のもの	二〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
	ベルト及び負い革		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	二〇％	G／HS／八七

四三〇二・四〇	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
四三〇二・五〇	その他の衣類附属品		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	二〇％	G／HS／八七
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
四三〇三・〇〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品		
四三〇四	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
四三〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	一二・五％	G／HS／八七
四三〇六	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品	四・九％	G／HS／八七
四三〇六・一〇	カットガット	四・九％	G／HS／八七
四三〇六・二〇	その他のもの		
四三〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）		
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	一五％	G／HS／八七
四三〇一・二〇	うさぎのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	一五％	G／HS／八七
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五％	G／HS／八七
四三〇一・四〇	ビーバーのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	G／HS／八七
四三〇一・五〇	マスクラットのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五％	G／HS／八七
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五％	G／HS／八七
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五％	G／HS／八七
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五％	G／HS／八七
四三〇一・九〇	やぎのもの	無税	G／HS／八七
	その他のもの	三・五％	G／HS／八七
四三〇二	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの		
	子羊又はやぎのもの	無税	G／HS／八七
	うさぎのもの	三・五％	G／HS／八七
	ミンクのもの	一五％	G／HS／八七
	その他のもの	三・五％	G／HS／八七
四三〇三	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）		
	全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又		

四三〇二・二	は足部が付いているかいないかを問わない。）	一五%	G／HS／八七						
四三〇二・二三	ミンクのもの	一五%	G／HS／八七						
四三〇二・二三	うさぎのもの								
四三〇二・二九	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。）	一五%	G／HS／八七						
四三〇二・二九	その他のもの	一五%	G／HS／八七						
四三〇二・三〇	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの	一五%	G／HS／八七						
四三〇二・三〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの								
	ドロップスキン	一〇%	G／HS／八七						
	その他のもの	一五%	G／HS／八七						
四三〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品								
四三〇三・一〇	衣類及び衣類附属品	一〇%	G／HS／八七						
四三〇三・九〇	その他のもの	一〇%	G／HS／八七						
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	七・五%	G／HS／八七						
四四〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	無税	G／HS／八七						
四四〇一・一〇	薪材								
四四〇一・二〇	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七						
四四〇二	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七						
四四〇三・一〇	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	二・五%	G／HS／八七						
	針葉樹以外のもののうち桐（きり属のもの）のもの								
	桐（きり属のもの）又はふたばがき科のもの以外のもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO			
四四〇三・一九	その他のもの（次の熱帯産木材のものに限る。）								
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ								
四四〇三・三一	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU					
	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン								
四四〇三・三一	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU					
	クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス								
四四〇三・三二	クルイン又はカプールのもののうち								
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO			
	その他のもの	無税	G／HS／八七	BU					
	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ及びイロコ								
四四〇三・三五	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO			
	その他のもの	無税	G／HS／八七	BU					
	ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ								
四四〇三・三九	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／八七	BU	NI	DO			
	その他のもの	無税	G／HS／八七	BU					
	オークのもの								

四四〇三・九二	ビーチのもの	無税	G／HS／公七	DOO	NI
四四〇三・九九のうち	その他のもの				
	桐（きり属のもの）のもののうち				
	粗く角にし又は太鼓落としたもの				
	ふたばがき科のもののうち				
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	無税	G／HS／公七	BU	BU
	その他のもの	二・五％	G／HS／公七		
四四〇四	たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	無税	G／HS／公七	BU	BU
四四〇五・一〇	針葉樹のもの	無税	G／HS／公七	NI	NI
	割つたポール、くい及びたが材				
	その他のもの				
	木製の棒	五％	G／HS／公七		
	その他のもの	七・五％	G／HS／公七		
四四〇五・二〇	針葉樹以外のもの	五％	G／HS／公七		
	割つたポール、くい及びたが材	無税	G／HS／公七		
	その他のもの				
	木製の棒	五％	G／HS／公七		
	その他のもの	七・五％	G／HS／公七		
四四〇五・八〇	木毛及び木粉	二・五％	G／HS／公七		
四四〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木				
四四〇六・一〇	染み込ませてないもの	無税	G／HS／公七		
四四〇六・二〇	その他のもの	無税	G／HS／公七		
四四〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削り又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）				
四四〇七・一〇のうち	針葉樹のもの				
	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）のうち	六％	G／HS／公七		
	かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	無税	G／HS／公七		
四四〇七・二のうち	インセンスシダーのもの	無税	G／HS／公七	BU	
	熱帯産木材（次のものに限る。）のもの				
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、メランチバカウ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ、アラン、クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス				
四四〇七・九のうち	チークのもののうち				
	かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	無税	G／HS／公七	BU	
	その他のもの				
	その他のもの				
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの	無税	G／HS／公七		

	桐（きり属のもの）のものリグナムバイタのもののうち	二・五%	G／HS／八七	
四四〇八	かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	無税	G／HS／八七	
	薄板及び合板用単板（はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）			
四四〇八・一〇のうち	針葉樹のもの			
	インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）以外のもののうち	一五%	G／HS／八七	CL
四四〇八・一〇のうち	合板用単板			
	熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの	一五%	G／HS／八七	CL
四四〇八・二〇のうち	合板用単板			
	その他のもの	八%	G／HS／八七	BU
四四〇八・九〇のうち	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの	無税	G／HS／八七	
	チークのもの			
	ジェルトン（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）、かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん、こくたん又はチークのもの以外のもののうち			
四四〇九	合板用単板			
	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）	一五%	G／HS／八七	CL
四四〇九・一〇のうち	針葉樹のもの			
	引抜材			
	玉縁及び繰形	七・五%	G／HS／八七	
四四〇九・二〇のうち	針葉樹以外のもの			
	引抜材			
	玉縁及び繰形	七・二%	G／HS／八七	
	その他のもののうち			
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの	七・五%	G／HS／八七	
	桐（きり属のもの）のもの	七・二%	G／HS／八七	
四四一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
四四一〇・一〇	木材のもの			
	板状のもの	二・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二%	G／HS／八七	
四四一〇・二〇	その他の木質の材料のもの			
	板状のもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二%	G／HS／八七	
四四一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の	一〇%	G／HS／八七	

	有機物質により結合してあるかないかを問わない。)			
四四一・一	繊維板(密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。)			
四四一・一九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	六・五%	G／HS／八七	
四四一・二	繊維板(密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。)			
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	六・五%	G／HS／八七	
四四一・二九	その他のもの	六・五%	G／HS／八七	
四四一・三	繊維板(密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。)			
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	六・五%	G／HS／八七	
四四一・三九	その他のもの	六・五%	G／HS／八七	
四四一・九	その他のもの			
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	六・五%	G／HS／八七	
四四一・九九	その他のもの	六・五%	G／HS／八七	
四四二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			
	合板(木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。)			
	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材(ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー(スウィエテニア属のもの)、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。)のもの	四・二%	G／HS／八七	
四四二・一		五・八%	G／HS／八七	
四四二・一九		三・二%	G／HS／八七	

	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの			
四四三・一	その他のもの			
	厚さが六ミリメートル未満のもの	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	二〇%	G／HS／八七	CL
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	一七%	G／HS／八七	CL
	その他のもの			
	厚さが六ミリメートル未満のもの	一五%	G／HS／八七	
	その他のもの			
四四三・一九	改良木材(塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。)	二〇%	G／HS／八七	CL
四四三・八〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	一七%	G／HS／八七	CL
四四四・八〇	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	一五%	G／HS／八七	
四四五	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム	七%	G／HS／八七	
四四五・一〇	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	六・五%	G／HS／八七	
四四五・二〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品(たる材及びおけ材を含む。)	四・二%	G／HS／八七	
四四五・八〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り	五・八%	G／HS／八七	
四四七・八〇		三・二%	G／HS／八七	

	並びに靴の木型		
	靴の木型	三・二%	G／HS／八七
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
四四一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）		
四四一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	無税	G／HS／八七
四四一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居	無税	G／HS／八七
四四一八・三〇	寄せ木パネル	三・九%	G／HS／八七
四四一八・四〇	コンクリート型枠	三・九%	G／HS／八七
四四一八・五〇	こけら板	五・八%	G／HS／八七
四四一八・九〇	その他のもの		
	セルラーウッドパネル	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの		
	木製の建具及び床柱	無税	G／HS／八七
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品		
	割りばし	七%	G／HS／八七
	その他のもの	四%	G／HS／八七
四四二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具		
四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品	四%	G／HS／八七
四四二〇・九〇のうち	その他のもの		
	寄せ木し又は象眼した木材以外のもの	四%	G／HS／八七
四四二一	その他の木製品		
四四二一・一〇	衣類用ハンガー	五・八%	G／HS／八七
四四二一・九〇	その他のもの		
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	五・七%	G／HS／八七
	竹製の串	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
四五〇一	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク		
四五〇一・一〇	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）	無税	G／HS／八七
四五〇一・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七
四五〇二・〇〇	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）	三・七%	G／HS／八七
四五〇三	天然コルクの製品		
四五〇三・一〇	栓	四・八%	G／HS／八七
四五〇三・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
四五〇四	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品		
四五〇四・一〇	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）	四・八%	G／HS／八七
四五〇四・九〇*	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
四六〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）		
四六〇一・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）		
	ぱつかんさなだ	四%	G／HS／八七
	その他のもの	五・七%	G／HS／八七
四六〇一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）		
	いぐさ（ユンクス・エフスス）		

	製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの		
四六〇一・九一	その他のもの		
	植物性材料製のもの		
	むしろ、こも及びアンペラ	七・五％	G／HS／八七
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	無税	G／HS／八七
四六〇一・九九	その他のもの	七・五％	G／HS／八七
四六〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	四・九％	G／HS／八七
四六〇二・一〇	植物性材料製のもの	五・七％	G／HS／八七
	扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	五・一％	G／HS／八七
	瓶用のわらづと	四・九％	G／HS／八七
四六〇二・九〇	その他のもの	一二％	G／HS／八七
	その他のもの	五・一％	G／HS／八七
	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	五・七％	G／HS／八七
四七〇一・〇〇	その他のもの	二・二％	G／HS／八七
四七〇二・〇〇	機械木材パルプ	二・二％	G／HS／八七
四七〇三	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	二・二％	G／HS／八七
	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）		
四七〇三・一	さらしてないもの		
	針葉樹のもの		
四七〇三・一九	針葉樹以外のもの		
	半さらしのもの及びさらしたもの		

四七〇三・二一	針葉樹のもの	二・二％	G／HS／八七
四七〇三・二九	針葉樹以外のもの（重硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	二・二％	G／HS／八七
四七〇四	さらしてないもの		
四七〇四・一	針葉樹のもの	二・二％	G／HS／八七
四七〇四・一九	針葉樹以外のもの	二・二％	G／HS／八七
	半さらしのもの及びさらしたもの		
四七〇四・二	針葉樹のもの	二・二％	G／HS／八七
四七〇四・二九	針葉樹以外のもの	二・二％	G／HS／八七
四七〇五・〇〇	セミケミカル木材パルプ	二・二％	G／HS／八七
四七〇六	その他の繊維素繊維を原料とするパルプ		
四七〇六・一〇	コットンリンターパルプ	無税	G／HS／八七
	その他のもの		
四七〇六・九一	機械パルプ	二・二％	G／HS／八七
四七〇六・九二	化学パルプ	二・二％	G／HS／八七
四七〇六・九三	セミケミカルパルプ	二・二％	G／HS／八七
四七〇七	古紙		
四七〇七・一〇	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）	無税	G／HS／八七
四七〇七・二〇	主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	無税	G／HS／八七
四七〇七・三〇	その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）	無税	G／HS／八七
四七〇七・九〇	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	三・一％	G／HS／八七
四八〇一	幅が八〇センチメートルを超えるロール状のもの	五・八％	G／HS／八七
	その他のもの		
	筆記用、印刷用その他のグラフィッ		

	ク用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙		
四八〇二・一〇	手すきの紙及び板紙		
四八〇二・二〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙		
四八〇二・三〇	カーボン原紙		
四八〇二・四〇	壁紙原紙		
	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）		
四八〇二・五一	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	四・二％	G／HS／八七
四八〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの	五・二％	G／HS／八七
四八〇二・五三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	五・二％	G／HS／八七
四八〇二・六〇	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）	五・二％	G／HS／八七
四八〇三・〇〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるか	六・六％	G／HS／八七
		五・八％	G／HS／八七
		五・八％	G／HS／八七
		五・八％	G／HS／八七

四八〇四	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）	四・二％	G／HS／八七
四八〇四・一一	クラフトライナー		
	さらしてないもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	四・六％（千九百八十八年四月一日からは三・五％）	G／HS／八七
	その他のもの	三％（千九百八十八年四月一日からは二・五％）	G／HS／八七
四八〇四・一九	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	四・六％（千九百八十八年四月一日からは三・五％）	G／HS／八七
	その他のもの	三％（千九百八十八年四月一日からは二・五％）	G／HS／八七
四八〇四・二三	重袋用クラフト紙		
	さらしてないもの	四・六％（千九百八十八年四月一日からは三・五％）	G／HS／八七
四八〇四・二九	その他のもの	四・六％（千九百八十八	G／HS／八七

	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）		
四八〇四・三	さらしてないもの		
		四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・三九	その他のもの		
		四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）		
四八〇四・四一	さらしてないもの		
		四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・四九	その他のもの		
		四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・四三	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの		
		四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・四九	その他のもの		
		四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）		
四八〇四・五一	さらしてないもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの		
		四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・五九	その他のもの		
		三%（千九百八十八年四月一日からは二・五%）	G／HS／八七
四八〇四・五二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの		
		四・六%（千九百八十八年四月一日からは三・五%）	G／HS／八七
四八〇四・五九	その他のもの		
		三%（千九百八十八年四月一日から	G／HS／八七

四八〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限る。）	らは二・五％）	
四八〇五・一〇	段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）	一二％	G／HS／八七
四八〇五・二	多層ずきの紙及び板紙		
	各層をさらしたもの	三％（千九百八十八年四月一日からは二・五％）	G／HS／八七
四八〇五・三	外層の一方のみをさらしたもの		
	ジュートライナー	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	三％（千九百八十八年四月一日からは二・五％）	G／HS／八七
四八〇五・一三	三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの	三％（千九百八十八年四月一日からは二・五％）	G／HS／八七
四八〇五・一九	その他のもの		
	ジュートライナー及び中しん原紙	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	五・二％	G／HS／八七
四八〇五・二〇	サルファイト包装紙	一二％	G／HS／八七
四八〇五・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード		
	重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	六％	G／HS／八七
	その他のもの	五・二％	G／HS／八七
四八〇五・五〇	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード		

四八〇六	重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）		
四八〇六・六〇	その他のもの		
	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）	六％	G／HS／八七
	中しん原紙	五・二％	G／HS／八七
四八〇六・七〇	その他のもの		
	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
四八〇六・八〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）	六％	G／HS／八七
四八〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	八％	G／HS／八七
四八〇七・一〇	硫酸紙	四・二％	G／HS／八七
四八〇七・二〇	耐脂紙	四・二％	G／HS／八七
四八〇七・三〇	トレーシングペーパー	四・二％	G／HS／八七
四八〇七・四〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	四・二％	G／HS／八七
四八〇七	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）	四・二％	G／HS／八七
四八〇七・九一	ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙	四・二％	G／HS／八七
四八〇七・九九	その他のもの		
	わらパルプ製の紙及び板紙（わらパルプ製の紙以外の紙で被覆してあるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
四八〇八	コルゲート加工をし（平らな表面紙		

	を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項又は第四八・一八項のものを除く。）				
四八〇八・一〇	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）				
四八〇八・二〇	重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	三・四％	G／HS／八七		
四八〇八・三〇	その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七		
四八〇八・九〇	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
四八〇九	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七		
四八〇九・一〇	カーボン紙その他これに類する複写紙				
	カーボン紙	三・四％	G／HS／八七		
	その他のもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七		
四八〇九・二〇	セルフコピーペーパー	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七		
四八〇九・九〇	その他のもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七		
四八一〇	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）				
四八一〇・一一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）				
	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	四・一％	G／HS／八七		
四八一〇・一三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	四・一％	G／HS／八七		
四八一〇・一九	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）	四・一％	G／HS／八七		
四八一〇・二一	軽量コート紙				
四八一〇・二九	その他のもの	四・一％	G／HS／八七		
	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）				
四八一〇・三一	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊				

	維重量の九五％を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七
四八・〇・三一	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七
四八・〇・三九	その他のもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七
四八・〇・九一	その他の紙及び板紙 多層ずきのもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七
四八・〇・九九	その他のもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七
四八一	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項、第四八・一〇項又は第四八・一八項の物品を除く。）		
四八一・一〇	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	二・五％	G／HS／八七
四八一・二一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙 セルフアドヒーシブのもの	三・九％	G／HS／八七
四八一・二九	その他のもの プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	三・九％	G／HS／八七
四八一・三一	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七
四八一・三九	その他のもの	一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七
四八一・四〇	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 ワックス、パラフィンろう又は油により処理した紙及び板紙 その他のもの	二・五％ 一・三％（千九百八十八年四月一日からは無税）	G／HS／八七 G／HS／八七
四八一・九〇	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	一・三％（千九百八十八年四月一日	G／HS／八七

四八三・〇八	製紙用パルプ製のフィルタープロック、フィルタースラブ及びフィルターブレート		
四八三	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）		
四八三・一〇	小冊子状又は円筒状のもの		
四八三・二〇	ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）		
四八三・九〇	その他のもの		
四八四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー		
四八四・一〇	イングレインペーパー		
四八四・二〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）		
四八四・三〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（組物材料で表を覆った紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織ってあるかないかを問わない。）		
四八四・九〇	その他のもの		
四八五・〇〇	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切ってあるかないかを問わない。）		
四八六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）		
四八六・一〇	カーボン紙その他これに類する複写紙	二％	G／HS／八七
四八六・二〇	セルフコピーペーパー	五・八％	G／HS／八七
四八六・三〇	謄写版原紙	五・八％	G／HS／八七
四八六・九〇	その他のもの	三・一％	G／HS／八七
四八七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	五・七％	G／HS／八七
四八七・一〇	封筒	三・一％	G／HS／八七
四八七・二〇	通信用カード	四・二％	G／HS／八七
四八七・三〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四％	G／HS／八七
四八八	製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	四・二％	G／HS／八七
四八八・一〇	トイレットペーパー	四％	G／HS／八七
四八八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	三・六％	G／HS／八七
四八八・三〇	テーブルクロス及びナプキン	三・六％	G／HS／八七
四八八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷き	二％	G／HS／八七
四八八・五〇	その他これらに類する衛生用品	三・六％	G／HS／八七
四八八・九〇	タンポン、おむつ及びおむつ中敷き	三・六％	G／HS／八七
四八九	その他のもの	三・二％	G／HS／八七
	衣類及び衣類附属品		
	その他のもの		
	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する		

四八九・一〇	製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	五・四％	G／HS／八七
四八九・二〇	段ボール製の箱及びケース		
	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）	五・四％	G／HS／八七
四八九・三〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）	五・七％	G／HS／八七
四八九・四〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）	五・七％	G／HS／八七
四八九・五〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	五・四％	G／HS／八七
四八九・六〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	三・八％	G／HS／八七
四八一〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	四・二％	G／HS／八七
四八一〇・一〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳	四・二％	G／HS／八七
四八一〇・二〇	その他これらに類する製品	四・二％	G／HS／八七
四八一〇・三〇	練習帳	四・二％	G／HS／八七
四八一〇・四〇	バインダー、書類挟み及びファイルカバー	四・二％	G／HS／八七
四八一〇・五〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	四・二％	G／HS／八七
四八一〇・六〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	四・八％	G／HS／八七
四八一〇・九〇	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
四八二	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七
四八三・一〇	印刷したもの	四・二％	G／HS／八七
四八三・二〇	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
四八三	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七
四八三・一〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	四・二％	G／HS／八七
四八三・九〇	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
四八三	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	一・七％	G／HS／八七
四八三・一一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）	一・七％	G／HS／八七
四八三・一九	セルフアドヒーシブのもの	一・七％	G／HS／八七
四八三・二〇	その他のもの	三・二％	G／HS／八七
四八三・三〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	四・二％	G／HS／八七
四八三・四〇	せん孔カード式機械用のカード（せん孔してないものに限るものとし、ストリップ状であるかないかを問わない。）	三・六％	G／HS／八七
四八三・五一	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	三・六％	G／HS／八七
四八三・五九	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）	二・七％	G／HS／八七
四八三・六〇	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	二・七％	G／HS／八七
四八三・七〇	その他のもの	三・六％	G／HS／八七
	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品		
	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品		

四八三・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
	せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	三・二％	G／HS／八七	
四九〇一	その他のもの			
	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	US
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	US
四九〇一・九一	その他のもの			
	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）	無税	G／HS／八七	US
四九〇一・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	US
四九〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）			
四九〇二・一〇	一週に四回以上発行するもの	無税	G／HS／八七	US
四九〇二・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	US
四九〇三・〇〇	幼児用の絵本及び習画本	無税	G／HS／八七	US
四九〇四・〇〇	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	US
四九〇五	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）	無税	G／HS／八七	
四九〇五・一〇	地球儀、天球儀その他これらに類するもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
四九〇五・九一	製本したもの	無税	G／HS／八七	
四九〇五・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
四九〇六・〇〇	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの	無税	G／HS／八七	
四九〇七・〇〇	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（輸入する国において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品及び小切手帳並びに紙幣、銀行券、株券、債券その他これらに類する有価証券	四・二％	G／HS／八七	
四九〇八	デカルコマニア			
四九〇八・一〇	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）	四・二％	G／HS／八七	
四九〇九	その他のもの			
四九〇九・一〇	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七	
四九一〇・〇〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）	四・二％	G／HS／八七	
四九一一	紙製又は板紙製のもの			
	その他のもの			
四九一一・一〇	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）	四・二％	G／HS／八七	
	広告、商業用カタログその他これらに類する物品	無税	G／HS／八七	US
四九一二・九一	その他のもの			
	絵画、デザイン及び写真	無税	G／HS／八七	US
四九一二・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	US
五〇〇一	生糸（よつてないものに限る。）	七・五％	G／HS／八七	
五〇〇一・〇〇のうち	野蚕のもの以外のもの			
五〇〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税	G／HS／八七	
五〇〇三・一〇	カード及びコームのいずれもしてないもの			

五〇三・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七				
五〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	六％	G／HS／八七				
五〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	七・五％	G／HS／八七				
五〇七	絹織物						
五〇七・一〇	絹ノイル織物	一〇・五％	G／HS／八七				
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五％	G／HS／八七				
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七				
五〇七・二〇	その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）						
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五％	G／HS／八七				
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七				
五〇七・三〇	その他の織物						
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五％	G／HS／八七				
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七				
五一〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）						
	脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	無税	G／HS／八七				
五一〇一・一〇	剪毛したもの	無税	G／HS／八七				
五一〇一・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七				
	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	無税	G／HS／八七				
五一〇一・二〇	剪毛したもの	無税	G／HS／八七				
五一〇一・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七				
五一〇二	化炭処理をしたもの						
五一〇二・一〇	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	無税	G／HS／八七				

五一〇一・一〇	繊獣毛	無税	G／HS／八七				
五一〇一・二〇	粗獣毛	無税	G／HS／八七				
五一〇三	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）						
五一〇三・一〇	羊毛又は繊獣毛のノイル	無税	G／HS／八七				
五一〇三・二〇	羊毛又は繊獣毛のその他のくず	無税	G／HS／八七				
五一〇四・〇〇	粗獣毛のくず	無税	G／HS／八七				
五一〇五	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	無税	G／HS／八七				
五一〇五・一〇	羊毛（カードしたものに限る。）	無税	G／HS／八七				
	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）	無税	G／HS／八七				
五一〇五・二一	小塊状のもの（コームしたものに限る。）	無税	G／HS／八七				
	その他のもの	三・五％	G／HS／八七				
	ロービング	三・五％	G／HS／八七				
五一〇五・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七				
五一〇五・三〇	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	三・五％	G／HS／八七				
	ロービング	三・五％	G／HS／八七				
	その他のもの	無税	G／HS／八七				
五一〇五・四〇	粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	三・五％	G／HS／八七				
	ロービング	四％	G／HS／八七				
	その他のもの	無税	G／HS／八七				
五一〇六	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	無税	G／HS／八七				
五一〇六・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	四％	G／HS／八七				
五一〇六・二〇	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの	四％	G／HS／八七				
五一〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	四％	G／HS／八七				
五一〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	四％	G／HS／八七				

五一〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの		
五一〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）		
五一〇八・一〇	紡毛糸		
五一〇八・二〇	梳毛糸		
五一〇九	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）		
五一〇九・一〇	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの		
	一個の重量が一二五グラム以下のもの	三・七％G／HS／八七	
	その他のもの	三・七％G／HS／八七	
五一〇九・二〇	その他のもの		
	一個の重量が一二五グラム以下のもの	六％G／HS／八七	
	その他のもの	四％G／HS／八七	
五一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	六％G／HS／八七	
五一一	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	四％G／HS／八七	
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの		
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	三・七％G／HS／八七	
	絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七	
	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五一一・一九	その他のもの		
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七	
	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五一一・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七	
	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五一一・二〇	その他のもの		
	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	八％G／HS／八七	

	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五二・九〇	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五二三	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）		
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの		
五二三・二	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七

五二三・一九	その他のもの		
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五二三・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一二％（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	八％	G／HS／八七
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるも	一〇％	G／HS／八七

	の	一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五二・九〇	その他のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	一〇%	G／HS／八七	
		一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	その他のもの	八%	G／HS／八七	
五三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	五・三%	G／HS／八七	
五四・〇〇	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	無税	G／HS／八七	NI PK US
五五・〇二	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税	G／HS／八七	
五五・一〇	糸くず	無税	G／HS／八七	
五五・二一	その他のもの 反毛した繊維	無税	G／HS／八七	
五五・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
五五・三〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
五五・四一	小売用にしたものでないもの 綿の重量が全重量の八五%以上のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四% 四・四%	G／HS／八七 G／HS／八七	
五五・四九	その他のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四% 四・四%	G／HS／八七 G／HS／八七	
五五・五一	その他のもの 小売用にしたもの	八・四% 四・四%	G／HS／八七 G／HS／八七	
五五・五九	綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） 単糸（コームした繊維製のものを除く。） 七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五五・五三	二三三一・五六デシテックス以上			

七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
一九二・三一デシテックス以上二三三・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	五〇五・一三
一一五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	五〇五・一四

その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
一一五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	五〇五・一五
単糸（コームした繊維製のものに限る。）七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該	G／HS／八七	五〇五・二

五〇五・三	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は 二・八％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五〇五・三三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は 二・八％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五〇五・三四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は 二・八％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五〇五・三五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は 二・八％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五〇五・三六	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 又は 二・八％ （そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七

五〇五・三二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％又は（G／HS／八七）の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率	G／HS／八七
五〇五・三三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％又は（G／HS／八七）の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率	G／HS／八七
五〇五・三四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％又は（G／HS／八七）の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率	G／HS／八七
五〇五・三五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％又は（G／HS／八七）の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率	G／HS／八七
五〇五・四一	マルチブルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以		

下のもの）		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五〇五・四三		
構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五〇五・四三		
構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五〇五・四四		
構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五〇五・四五		
構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	八・四％又は二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いと	G／HS／八七

五二〇六	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） 単糸（コームした繊維製のものを除く。）		きは、当該従量税率）
五二〇六・二	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五二〇六・三	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五二〇六・三	一九二・三一デシテックス以上二三一・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五二〇六・四	一一五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
五二〇六・五	一一五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（その	G／HS／八七

			の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五〇六・二二	単糸（コームした繊維製のものに限る。）		
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五〇六・二三	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五〇六・二三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五〇六・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	G／HS／八七
	その他のもの	二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五〇六・二五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重		

量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％	G／HS／公七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／公七	
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）			五〇六・三一
構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）			
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％（その従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／公七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／公七	
構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）			五〇六・三二
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％	G／HS／公七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／公七	
構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）			五〇六・三三
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％	G／HS／公七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／公七	
構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）			五〇六・三四
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
その他のもの	八・四％	G／HS／公七	
	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該	G／HS／公七	

五〇六・三三	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	従量税率）
		八・四％G／HS／八七
		二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五〇六・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）	
	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％G／HS／八七
		二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五〇六・四三	構成する単糸が二三三・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％G／HS／八七
		二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五〇六・四三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三三・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％G／HS／八七
		二・八％（そのG／HS／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五〇六・四四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重	

	量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七	
		二・八％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇六・四五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七	
		二・八％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		
五二〇七・一〇	綿の重量が全重量の八五％以上のもの		
	一個の重量が一二五グラム以下のもの	四・四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	二・八％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	

五二〇七・二〇	その他のもの		
	一個の重量が一二五グラム以下のもの	四・四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	二・八％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）		
五二〇八・二	漂白してないもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	二・八％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	

五〇八・二三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五〇八・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％G／HS／八七 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五〇八・一九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五〇八・三	漂白したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％G／HS／八七 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用

五二〇八・三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二〇八・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五二〇八・二九	その他の織物		
五二〇八・三	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五二〇八・三	浸染したもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七 G／HS／八七
五二〇八・三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五〇八・三三 三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五〇八・三五 その他の織物		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七

その他のもの		
異なる色の糸から成るもの		
平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五〇八・四三 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七

	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） G／HS／八七
五〇八・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ G／HS／八七
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） G／HS／八七
五〇八・四九	その他の織物	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ G／HS／八七
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） G／HS／八七
五〇八・五一	なせんしたもの	
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ G／HS／八七
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） G／HS／八七
五〇八・五二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ G／HS／八七
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） G／HS／八七

	ルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五〇八・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ Ｇ／ＨＳ／八七 五・六％（そＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五〇八・六	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ Ｇ／ＨＳ／八七 五・六％（そＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。） 漂白してないもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ Ｇ／ＨＳ／八七 五・六％（そＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五〇九・二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ Ｇ／ＨＳ／八七 五・六％（そＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

			用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五〇九・一九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
		八・四％	G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五〇九・三	漂白したもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
		八・四％	G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七

五〇九・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
		八・四％	G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五〇九・二九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
		八・四％	G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五〇九・三	浸染したもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート		

	ト繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	八・四％又は五・六％（そのG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五一〇・三三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％又は五・六％（そのG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	その他のもの		
五一〇・三四	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％又は五・六％（そのG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	その他のもの		
五一〇・四一	異なる色の糸から成るもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％又は五・六％（そのG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	その他のもの		
五一〇・四二	デニム		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％又は五・六％（そのG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一	G／HS／八七

	円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％
		G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・四四	その他の織物	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％
		G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より

	り低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇・五一	なせんしたもの	
	平織りのもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％
		G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	八・四％
		G／HS／八七
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用

五三〇九・五九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・四％ G／HS／八七 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	
五三一〇・一	漂白してないもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％ G／HS／八七 八・四％ G／HS／八七 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一
五三一〇・二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％ G／HS／八七 八・四％ G／HS／八七 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三一〇・九	その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテー	一一・二％ G／HS／八七

ト繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	八・四％G／HS／八七 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
漂白したもの		五二〇・二三
平織りのもの		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％G／HS／八七 八・四％G／HS／八七 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
その他のもの		

用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		
三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		五二〇・二三
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％G／HS／八七 八・四％G／HS／八七 五・六％（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
その他のもの		
その他の織物		五二〇・二九
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一	一一・二％G／HS／八七	

	方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	八・四％又は五・六％（それぞれG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇・三	浸染したもの平織りのもの経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	一一・二％又は八・四％又は五・六％（それぞれG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	一一・二％又は八・四％又は五・六％（それぞれG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇・元	その他の織物経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	一一・二％又は八・四％又は五・六％（それぞれG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	

	の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇・四一	異なる色の糸から成るもの	
	平織りのもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％G／HS／八七
	その他のもの	八・四％G／HS／八七（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・四二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％G／HS／八七
	その他のもの	八・四％G／HS／八七（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・四九	その他の織物	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％G／HS／八七
	その他のもの	八・四％G／HS／八七（そG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一

五二〇・五一	なせんしたもの	
	平織りのもの	
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	八・四％ G／HS／八七
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	八・四％ G／HS／八七
五二〇・五二	円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％ G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	一一・二％ G／HS／八七	

	合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	八・四％ G／HS／八七
五二〇・五六	その他の織物	
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	八・四％ G／HS／八七
	円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％ G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いとき	G／HS／八七

五二	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。） 漂白してないもの	
五二・二	平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの （経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％　G／HS／八七
五二・三	三枚綾（あや）織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの （経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	八・四％　G／HS／八七 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）　G／HS／八七
五二・一九	その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの （経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％　G／HS／八七 八・四％　G／HS／八七 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

	漂白したもの	
五二・二	平織りのもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	その他のもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	その他のもの	
五二・二九	その他の織物	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	
五二・三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一	

り低いときは、当該従価従量併用の税率）	
一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
八・四％Ｇ／ＨＳ／八七五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
八・四％Ｇ／ＨＳ／八七五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
八・四％Ｇ／ＨＳ／八七五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	

五二・三	浸染したもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％（それぞれG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		G／HS／八七
五二・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％（それぞれG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		G／HS／八七

五二・三五	その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％（それぞれG／HS／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		G／HS／八七
五二・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維	

又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二・四三　デニム		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％	G／HS／八七
その他のもの	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二・四三　その他の三枚綾（杉綾）織り又は四枚綾（杉綾）織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二・四四　その他の織物		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を	一一・二％	G／HS／八七

	合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二一・五一	なせんしたもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％	G／HS／八七
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二一・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％	G／HS／八七
	その他のもの	八・四％又は五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五二一・五六	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊	一一・二％	G／HS／八七

繊又はアセテート繊維のものを除く。）		
その他のもの	八・四％	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三三		
その他の綿織物		
重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの		
五三三・二		
漂白してないもの		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％	G／HS／八七
その他のもの	八・四％	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従	G／HS／八七

五三三・二三		
漂白したもの		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％	G／HS／八七
その他のもの	八・四％	G／HS／八七
	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
五三三・三		
浸染したもの		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％	G／HS／八七
その他のもの	八・四％	G／HS／八七
	五・六％（その	G／HS／八七

	の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五三三・一四	異なる色の糸から成るもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三三・一五	なせんしたもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五三三・二三	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	
	漂白してないもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一	

	五三・二三	
	漂白したもの	
円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七	その他のもの	
	八・四％Ｇ／ＨＳ／八七	
五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五三・二三	
	浸染したもの	
一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	
八・四％Ｇ／ＨＳ／八七		
五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		
	五三・二四	
	異なる色の糸から成るもの	
一一・二％Ｇ／ＨＳ／八七	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	その他のもの	
八・四％Ｇ／ＨＳ／八七		
五・六％（そのＧ／ＨＳ／八七の率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用		

		の税率）		
五二一二・二五	なせんしたもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの又は合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	八・四%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七	
五三〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）			
	亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）			
五三〇一・二九のうち	その他のもの			
	精練したもの	四・九%	G／HS／八七	
五三〇二	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）			
五三〇二・一〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税	G／HS／八七	
五三〇二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
五三〇三	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）			
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税	G／HS／八七	
五三〇三・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
五三〇四	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）			
五三〇四・一〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（生のものに限る。）	無税	G／HS／八七	DO ID
五三〇四・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	DO ID
五三〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）			
	ココやしのもの（コイヤ）			
五三〇五・一一	生のもの	無税	G／HS／八七	
五三〇五・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
	アバカのもの			
五三〇五・二一	生のもの	無税	G／HS／八七	
五三〇五・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
五三〇五・九一のうち	生のもの			
	ラミー（精練したものを除く。）以外のもの	無税	G／HS／八七	DO ID
五三〇五・九九のうち	その他のもの			
	ラミー（精練したものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	

五三〇六	その他のもの				
	ラミー並びにラミーのノイル及びくず以外のもの	DO ID	無税	G／HS／八七	
五三〇六・一〇	亜麻糸		一二%	G／HS／八七	
五三〇六・一〇	単糸		一二%	G／HS／八七	
五三〇六・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		一二%	G／HS／八七	
五三〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸		一〇%	G／HS／八七	
五三〇七・一〇	単糸		一〇%	G／HS／八七	
五三〇七・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		一〇%	G／HS／八七	
五三〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸		三%	G／HS／八七	
五三〇八・一〇	コイヤヤーン		三%	G／HS／八七	
五三〇八・二〇	大麻糸		三・七%	G／HS／八七	
五三〇八・三〇	紙糸		一二%	G／HS／八七	
五三〇八・九〇	その他のもの				
五三〇九	亜麻織物				
	亜麻の重量が全重量の八五%以上のもの				
五三〇九・一一	漂白してないもの及び漂白したもの		一〇%	G／HS／八七	
五三〇九・一九	その他のもの		一〇%	G／HS／八七	
	亜麻の重量が全重量の八五%未満のもの				
五三〇九・二一	漂白してないもの及び漂白したもの		一〇%	G／HS／八七	
五三〇九・二九	その他のもの		一〇%	G／HS／八七	
五三一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物		一〇%	G／HS／八七	
五三一〇・一〇	漂白してないもの		一〇%	G／HS／八七	
五三一〇・二〇	その他のもの		一〇%	G／HS／八七	
五三一一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物		一〇%	G／HS／八七	
	ラミー織物		五・二%	G／HS／八七	
	大麻織物及び紙糸の織物		三・七%	G／HS／八七	
	その他の織物				

五四〇一	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）				
五四〇一・一〇	合成繊維の長繊維のもの				
	絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの		七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの		一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの		六%	G／HS／八七	
五四〇一・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの				
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの		七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの				
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの		一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの		六%	G／HS／八七	
五四〇二	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				
五四〇二・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）				
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの		七・五%	G／HS／八七	
	その他のもの				
	アラミド繊維のもの		四%	G／HS／八七	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの				

よってないもの及びより数が一メートルにつき五〇以下のもの	五四〇二・二〇	八％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		六％Ｇ／ＨＳ／八七
強力糸（ポリエステルのものに限る。）		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		七・五％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		六％Ｇ／ＨＳ／八七
テクスチャード加工糸	五四〇二・三一	
ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）		七・五％Ｇ／ＨＳ／八七
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの		一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		六％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		
ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）	五四〇二・三二	七・五％Ｇ／ＨＳ／八七
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの		一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		六％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		
ポリエステルのもの	五四〇二・三三	

絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	五四〇二・二九	七・五％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		六％Ｇ／ＨＳ／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		七・五％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		
その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）		一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
ナイロンその他のポリアミドのもの	五四〇二・四一	六％Ｇ／ＨＳ／八七
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		七・五％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		
アラミド繊維のもの		四％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		六％Ｇ／ＨＳ／八七
ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）	五四〇二・四二	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		七・五％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇		

五四〇二・四三	%を超えるもの	一〇%G／HS／八七
	その他のもの	六%G／HS／八七
	その他のポリエステルのもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%G／HS／八七
	その他のもの	六%G／HS／八七
	その他のもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が五〇%を超えるもの	一〇%G／HS／八七
	その他のもの	六%G／HS／八七
	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）	
五四〇二・五一	ナイロンその他のポリアミドのもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%G／HS／八七
	その他のもの	六%G／HS／八七
五四〇二・五二	ポリエステルのもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたも	

	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%G／HS／八七
	その他のもの	六%G／HS／八七
五四〇二・五六	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%G／HS／八七
	その他のもの	六%G／HS／八七
五四〇二・六一	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	
	ナイロンその他のポリアミドのもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%G／HS／八七
	その他のもの	六%G／HS／八七
五四〇二・六二	ポリエステルのもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇%G／HS／八七
	その他のもの	六%G／HS／八七
五四〇二・六九	その他のもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたも	

	のの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
五四〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
五四〇三・一〇	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
五四〇三・二〇	テクスチャード加工糸	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％G／HS／八七
	その他のもの	
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
五四〇三・三一	その他の単糸	
	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。）	七・五％G／HS／八七
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％G／HS／八七
	その他のもの	
	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。）	七・五％G／HS／八七
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％G／HS／八七
	その他のもの	
	アセテートのもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
	と合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
五四〇三・二九	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
	アセテートのもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	
五四〇三・四一	ビスコースレーヨンのもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
五四〇三・四三	アセテートのもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％G／HS／八七
	その他のもの	
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
五四〇三・四九	その他のもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	七・五％G／HS／八七
	その他のもの	
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
五四〇四	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法	

が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）		
五四〇四・一〇 五四〇四・二〇 五四〇五・〇〇	単繊維 その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	一〇％ 一〇％
五四〇六	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	五・三％
五四〇六・一〇	合成繊維の長繊維の糸 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	七・五％
五四〇六・二〇	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	八・七％ 五・二％
五四〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	八・七％ 五・二％

五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの 特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの 注　この類において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。 その他のもの	一二・五％ 八％ 一〇％
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維材料又はこれとアセテート繊維材料を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯材のうちいずれか一方がこれらの繊維材料のものに限る。） その他のもの ナイロンその他のポリアミド、ポリアクリロニトリル	一二・五％

（アクリル又はモダクリル）、ポリエステル、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニリデン若しくはビニロンの繊維材料又はこれとアセテート繊維材料を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯材のうちいずれか一方がこれらの繊維材料のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	五四〇七・三〇	
ナイロンその他のポリアミド、ポリアクリロニトリル（アクリル又はモダクリル）、ポリエステル、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニリデン又はビニロンのみから成るもの並びにこれらの繊維材料及びアセテート繊維材料のみから成るもの		八％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
その他のもの		一六％G／HS／八七
この部の注9の織物		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		
特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	五四〇七・四一	
漂白してないもの及び漂白したもの		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		
特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		八％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
浸染したもの	五四〇七・四三	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		
特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		八％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
異なる色の糸から成るもの	五四〇七・四五	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		
特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		八％G／HS／八七

五四〇七・四四	その他のもの	一〇%G／HS／八七
	なせんしたもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%G／HS／八七
	その他のもの	一〇%G／HS／八七
五四〇七・五一	その他の織物(テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。)	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%G／HS／八七
	その他のもの	一〇%G／HS／八七
五四〇七・五三	浸染したもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%G／HS／八七
	その他のもの	一〇%G／HS／八七
五四〇七・五五	異なる色の糸から成るもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%G／HS／八七
	その他のもの	一〇%G／HS／八七
五四〇七・五四	なせんしたもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%G／HS／八七
	その他のもの	一〇%G／HS／八七
五四〇七・六〇	その他の織物(テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。)	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	八%G／HS／八七
	その他のもの	一〇%G／HS／八七
五四〇七・七一	その他の織物(合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。)	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一二・五%G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%G／HS／八七
	その他のもの	一六%G／HS／八七

五四〇七・七二	浸染したもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％G／HS／八七
	その他のもの	一六％G／HS／八七
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％G／HS／八七
	その他のもの	一六％G／HS／八七
五四〇七・七四	なせんしたもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％G／HS／八七
	その他のもの	一六％G／HS／八七
五四〇七・八一	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	
五四〇七・八二	その他のもの	
	浸染したもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	一〇％G／HS／八七
五四〇七・八三	なせんしたもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	一〇％G／HS／八七
五四〇七・八四	その他のもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	一〇％G／HS／八七

五四〇七・九一	その他の織物	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	二〇％Ｇ／ＨＳ／八七 一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
五四〇七・九二	浸染したもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	二〇％Ｇ／ＨＳ／八七 一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
五四〇七・九三	その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	二〇％Ｇ／ＨＳ／八七 一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
五四〇七・九四	なせんしたもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又は	

	これらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七	
	その他のもの		
五四〇八	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	二〇％G／HS／八七	
	その他のもの	一〇％G／HS／八七	
五四〇八・一〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）		
	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七	
	その他のもの		
五四〇八・三	その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）		
	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの（これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の五〇％を超えるもの並びに経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七	
	その他のもの		
五四〇八・三	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七	
	その他のもの		
	異なる色の糸から成るもの	一二・五％G／HS／八七	
	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七	
	その他のもの		

	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
五四〇八・二四	なせんしたもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	六％	G／HS／八七
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五四〇八・三	漂白してないもの及び漂白したもの	六％	G／HS／八七
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維のものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維のものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維のものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％	G／HS／八七
五四〇八・三	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維のものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	六％	G／HS／八七
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維のものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七

五四〇八・三三	その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	六％G／HS／八七
	その他のもの	
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	
五四〇八・三四	なせんしたもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％G／HS／八七
	その他のもの	六％G／HS／八七
	その他のもの	
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％G／HS／八七
五五〇一	もの	
五五〇一・一〇	その他のもの	
	合成繊維の長繊維のトウ	
	ナイロンその他のポリアミドのもの	一〇％G／HS／八七
五五〇一・二〇	ポリエステルのもの	一〇％G／HS／八七
五五〇一・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	一〇％G／HS／八七
五五〇一・九〇	その他のもの	一〇％G／HS／八七
五五〇二・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	
	アセテートのもの	八・七％G／HS／八七
五五〇三	その他のもの	五・二％G／HS／八七
	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
五五〇三・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八％G／HS／八七
五五〇三・二〇	ポリエステルのもの	一〇％G／HS／八七
五五〇三・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	一〇％G／HS／八七
五五〇三・四〇	ポリプロピレンのもの	一〇％G／HS／八七
五五〇三・九〇	その他のもの	一〇％G／HS／八七
五五〇四	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	
	その他のもの	六％G／HS／八七
五五〇五	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
五五〇五・一〇	ビスコースレーヨンのもの	六％G／HS／八七
五五〇五・二〇	その他のもの	
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％G／HS／八七
五五〇五・九〇	その他のもの	六％G／HS／八七
五五〇六	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	四・三％G／HS／八七
五五〇七	合成繊維のもの	

五五〇五・二〇 五五〇六	再生繊維又は半合成繊維のもの 合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。） ナイロンその他のポリアミドのもの	無税 一〇% G／HS／八七
五五〇六・一〇	ポリエステルのもの	一〇% G／HS／八七
五五〇六・二〇	アクリル又はモダクリルのもの	一〇% G／HS／八七
五五〇六・九〇	その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇% G／HS／八七
五五〇七・〇〇	その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。） アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	五・二% G／HS／八七
五五〇八	その他のもの 縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	一〇% G／HS／八七
五五〇八・一〇	合成繊維の短繊維のもの	一〇% G／HS／八七
五五〇八・二〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇% G／HS／八七
五五〇九	その他のもの 合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	六% G／HS／八七
五五〇九・一	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの 単糸	一〇% G／HS／八七
五五〇九・一三	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一〇% G／HS／八七
五五〇九・二	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの 単糸	一〇% G／HS／八七
五五〇九・二三	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一〇% G／HS／八七
五五〇九・三	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの 単糸	一〇% G／HS／八七
五五〇九・三三	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一〇% G／HS／八七
五五〇九・四	その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。） 単糸	一〇% G／HS／八七
五五〇九・四三	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	一〇% G／HS／八七
五五〇九・五一	その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。） 混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	一〇% G／HS／八七
五五〇九・五三	その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	六% G／HS／八七
五五〇九・五五	その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が綿のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの	一〇% G／HS／八七

重量が全重量の五〇％を超えるもの	五五(九)・五九	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
その他のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	五五(九)・六一	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
その他のもの		
その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）		
混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	五五(九)・六二	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
その他のもの		
混用繊維の全部又は大部分が綿のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	五五(九)・六三	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
その他のもの		
その他のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	五五(九)・六九	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
その他のもの		
その他の紡績糸		
混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	五五(九)・九一	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
その他のもの		

混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	五五(九)・九二	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		
その他のもの		
その他のもの		
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	五五(九)・九九	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
その他のもの		
再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	五五〇	六％G／HS／八七
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの		
単糸	五五〇・一一	六％G／HS／八七
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	五五〇・一三	六％G／HS／八七
その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）	五五〇・一九	六％G／HS／八七
その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	五五〇・二〇	六％G／HS／八七
その他の紡績糸	五五一	六％G／HS／八七
人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		
合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	五五一・一〇	一〇％G／HS／八七 六％G／HS／八七
合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）	五五一・二〇	一〇％G／HS／八七
再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	五五一・三〇	四・九％G／HS／八七
合成繊維の短繊維の織物（合成繊維		

	の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）		
五三・二	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの		
	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
五三・一九	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの		
	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	一二・五％	G／HS／八七
	漂白してないもの及び漂白したもの	八％	G／HS／八七
五三・二三	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	八％	G／HS／八七
五三・二元	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	八％	G／HS／八七
五三・九一	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一二・五％	G／HS／八七

	注　この類において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		
五三・九九	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	一六％	G／HS／八七
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
五三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	八％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七
		一六％	G／HS／八七

五五三・一九	漂白してないもの及び漂白したもの	
五五三・二一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／公七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／公七
五五三・二三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／公七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／公七
五五三・二五	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／公七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／公七
五五三・三一	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／公七
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）の重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	二〇％Ｇ／ＨＳ／公七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／公七
五五三・三三	浸染したもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／公七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／公七
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％	

を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五・三三	一二・五％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
ポリエステルの短繊維のその他の織物	五五・三五	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
その他の織物	五五・三九	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五五・三一	一二・五％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
異なる色の糸から成るもの	五五・三二	
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	五五・三三	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
ポリエステルの短繊維のその他の織物	五五・三五	
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに		一二・五％G／HS／八七

	限る。）	
五五三・二九	その他のもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
五五三・四一	その他のもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	
	ポリエステルの短繊維のもの	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
五五三・四二	なせんしたもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	
	ポリエステルの短繊維のもの	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
五五三・四三	（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	
	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
五五三・四四	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方が	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七

	これらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一二〇％G／HS／八七
五五一四	その他のもの	一〇％G／HS／八七
	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	
五五一四・一	漂白してないもの及び漂白したもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
五五一四・二	その他のもの	一〇％G／HS／八七
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
五五一四・三	その他のもの	一〇％G／HS／八七

	限る。）	
	その他のもの	
五五一四・三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
五五一四・一九	その他のもの	一〇％G／HS／八七
	その他の織物	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	二〇％G／HS／八七
五五一四・三	浸染したもの	一〇％G／HS／八七
	ポリエステルの短繊維のもの	
	その他のもの	

	（平織りのものに限る。）絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	
五五・四・三	その他のもの	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	
五五・四・三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
五五・四・二九	その他の織物	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
五五・四・三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
五五・四・三	異なる色の糸から成るもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
五五・四・三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七

量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
その他のもの	五五一四・三二	一二・五％G／HS／八七
ポリエステルの短繊維のその他の織物		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一〇％G／HS／八七
その他のもの	五五一四・三九	一二・五％G／HS／八七
その他の織物		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一〇％G／HS／八七
その他のもの	五五一四・四一	一二・五％G／HS／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）		二〇％G／HS／八七
その他のもの	五五一四・四二	一〇％G／HS／八七
なせんしたもの		
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一二・五％G／HS／八七
その他のもの		一〇％G／HS／八七
ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	五五一四・四三	一二・五％G／HS／八七
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		一〇％G／HS／八七
その他のもの	五五一四・四九	一二・五％G／HS／八七
その他の織物		
絹の重量が全重量の一〇％		一〇％G／HS／八七

	を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
	その他のもの		
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
五五一五	合成繊維の短繊維のその他の織物		
五五一五・二	ポリエステルの短繊維のもの		
	混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
五五一五・三	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五五一五・一三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五五一五・一九	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五五一五・二一	アクリル又はモダクリルの短繊維のもの		
	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸の	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七

	うちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
五五一五・二三	その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの その他のもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％ 一〇％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五一五・二九	その他の織物 混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％ 一〇％	G／HS／八七 G／HS／八七
五五一五・九一	その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。） その他のもの 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若	一二・五％ 二〇％ 一〇％ 二〇％ 一〇％	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七
五五一五・九二			
五五一五・九九			

しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	二〇％ 一〇％	G／HS／八七 G／HS／八七
その他のもの		
五五六 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物		
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの		
五六・二 漂白してないもの及び漂白したもの		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％	G／HS／八七
その他のもの		
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの		

のの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		
その他のもの	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
五六・三 浸染したもの		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
その他のもの		
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの		
五六・三 異なる色の糸から成るもの		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％ 六％	G／HS／八七 G／HS／八七
その他のもの		
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇	一二・五％	G／HS／八七

%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの			
五五・一四			
その他のもの			
なせんしたもの			
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇%G／HS／八七	一二・五%G／HS／八七	
その他のもの	六%G／HS／八七		
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%G／HS／八七 六%G／HS／八七		
その他のもの			
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの			
五五・二三			
漂白してないもの及び漂白したもの			
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五%G／HS／八七		

その他のもの			
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの			
五五・二三			
その他のもの			
浸染したもの			
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇%G／HS／八七 六%G／HS／八七	一二・五%G／HS／八七	
その他のもの			
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの			
五五・二三			
その他のもの			
異なる色の糸から成るもの			
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれら	一〇%G／HS／八七 六%G／HS／八七		

	の繊維のものに限る。） その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
五五・六・二四	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
	なせんしたもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの 漂白してないもの及び漂白したもの 絹の重量が全重量の一〇％	一二・五％	G／HS／八七
		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
五五・六・三			

	を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	一二・五％	G／HS／八七
五五・六・三一	浸染したもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。） その他のもの アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 異なる色の糸から成るもの 絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート	一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
		一二・五％	G／HS／八七
五五・六・三		一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七

繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
その他のもの		
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの		
なせんしたもの		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七 六％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの		
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの		
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七 六％Ｇ／ＨＳ／八七	

五六・二四

漂白してないもの及び漂白したもの		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの		
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七 六％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの		
浸染したもの		
絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの		
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七 六％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの		

五五二六・四三	異なる色の糸から成るもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
	その他のもの		
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの		
五五二六・四四	なせんしたもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	六％	G／HS／八七
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	六％	G／HS／八七

五五二六・九一	漂白してないもの及び漂白したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一二・五％	G／HS／八七
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
		六％	G／HS／八七
五五二六・九二	浸染したもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）		
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超える	一二・五％	G／HS／八七

	もの		
	その他のもの		
五五二六・九二	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの）	一〇％ G／HS／八七 六％ G／HS／八七	
	異なる色の糸から成るもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの）	一二・五％ G／HS／八七	
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％ G／HS／八七 六％ G／HS／八七	
五五二六・九四	その他のもの		
	なせんしたもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの）	一二・五％ G／HS／八七	
	その他のもの		
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が		

	全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
五六〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	一〇％ G／HS／八七 六％ G／HS／八七	
五六〇一・一〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）	一・五％ G／HS／八七	
	その他のウォッディング製品及びウォッディング		
五六〇一・二一	綿製のもの	一・五％ G／HS／八七	
五六〇一・二三	人造繊維製のもの	一・五％ G／HS／八七	
五六〇一・二九	その他のもの	一・五％ G／HS／八七	
五六〇一・三〇	紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	無税 G／HS／八七	
	ミルネップ	三・七％ G／HS／八七	
五六〇一・九〇	その他のもの	八・四％ G／HS／八七	
五六〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	八・四％ G／HS／八七	
五六〇二・一〇	ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類	八・四％ G／HS／八七	
五六〇二・三一	その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）	八・四％ G／HS／八七	
五六〇二・二九	羊毛製又は繊獣毛製のもの	八・四％ G／HS／八七	
五六〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	八・四％ G／HS／八七	
五六〇三・〇〇	その他のもの 不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	七％ G／HS／八七 六・四％ G／HS／八七	
	芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）		
	その他のもの		

五六〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）			
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）			
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）			
	アラミド繊維製のもの			
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
	ゴムを染み込ませ又は塗布したもの	四％	G／HS／八七	
五六〇四・九〇	その他のもの			
	ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	四・九％	G／HS／八七	
	その他のもの	一〇％	G／HS／八七	
	綿製のもの			
	その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
五六〇五・〇〇	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	五・三％	G／HS／八七	
		七％	G／HS／八七	

五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン			
五六〇七	ループウェールヤーン			
	その他のもの			
	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	一〇％	G／HS／八七	
五六〇八・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの			
	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもの			
五六〇八・二一	結束用又は包装用のひも	六％	G／HS／八七	
五六〇八・二九	その他のもの	六％	G／HS／八七	
五六〇八・三〇	アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの	三・七％	G／HS／八七	
五六〇八・四一	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの			
五六〇八・四九	結束用又は包装用のひも	八％	G／HS／八七	
五六〇八・五〇	その他のもの	八％	G／HS／八七	
五六〇八・九〇	その他の合成繊維製のもの	八％	G／HS／八七	
五六〇八	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）			
五六〇八・一九	人造繊維製のもの			
	漁網（製品にしたものに限る。）	八％	G／HS／八七	
	その他のもの			
	結び網地及び結び網（ひも			

又は網から製造したものに限る。）		
合成繊維製のもの	八%	G／HS／八七
その他のもの	三・七%	G／HS／八七
その他のもの	九・六%	G／HS／八七
五六〇八・二〇 結び網地及び結び網（ひも又は網から製造したものに限る。）並びに漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は網から製造したものに限る。）		
綿製のもの	四・九%	G／HS／八七
その他のもの	六%	G／HS／八七
その他のもの	一一%	G／HS／八七
五六〇九・〇〇 糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）		
亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュートその他の紡織用靱皮繊維製、マニラ麻製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの		
その他のもの	八%	G／HS／八七
五七〇一 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七
五七〇一・一〇 羊毛製又は繊獣毛製のもの	一二%	G／HS／八七
その他の紡織用繊維製のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇二・二〇 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）		
五七〇三 ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	一二%	G／HS／八七
五七〇三・一〇 ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	一〇・五%	G／HS／八七
五七〇三・二一 その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）		
羊毛製又は繊獣毛製のもの	一二%	G／HS／八七
人造繊維材料製のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇三・二九 その他の紡織用繊維製のもの		
綿製のもの	一六・八%	G／HS／八七
その他のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇三・四一 その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）		
羊毛製又は繊獣毛製のもの	一二%	G／HS／八七
人造繊維材料製のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇三・四九 その他の紡織用繊維製のもの		
綿製のもの	一六・八%	G／HS／八七
その他のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇三・五一 その他のもの（パイル織物のものを除く。）		
羊毛製又は繊獣毛製のもの	一二%	G／HS／八七
人造繊維材料製のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇三・五九 その他の紡織用繊維製のもの		
綿製のもの	一六・八%	G／HS／八七
その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）	一二%	G／HS／八七
五七〇三・九一 羊毛製又は繊獣毛製のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇三・九二 人造繊維材料製のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇三・九九 その他の紡織用繊維製のもの		
綿製のもの	一六・八%	G／HS／八七
その他のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇三 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）		

五七〇二・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一二%	G／HS／八七
五七〇二・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	九・六%	G／HS／八七
五七〇二・三〇	その他の人造繊維材料製のもの	九・六%	G／HS／八七
五七〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八%	G／HS／八七
五七〇四	綿製のもの その他のもの じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	一二%	G／HS／八七
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）	一一・二%	G／HS／八七
五七〇四・九〇	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七
五七〇五・〇〇	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	一六・八%	G／HS／八七
五八〇一	綿製のもの その他のもの パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	一二%	G／HS／八七
五八〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一〇%	G／HS／八七
	絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%	G／HS／八七
	その他のもの 綿製のもの	五・二%	G／HS／八七
五八〇一・二一	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。） プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	G／HS／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四%	G／HS／八七
	その他のもの コール天（パイルを切つたものに限る。）	五・六%	G／HS／八七
五八〇一・二三	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの その他のよこパイル織物	五・六%	G／HS／八七
五八〇一・二四	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	五・六%	G／HS／八七
五八〇一・二五	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの その他のたてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）	五・六%	G／HS／八七
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二%	G／HS／八七
	その他のもの	五・六%	G／HS／八七

五八〇一・二六	シェニール織物	
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
	その他のもの	
	人造繊維製のもの	
五八〇一・三一	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
	その他のもの	
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び絹の重量が全重量の五〇％を超えるもの）	五・二％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	五・六％Ｇ／ＨＳ／八七
五八〇一・三二	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	五・二％Ｇ／ＨＳ／八七
	その他のもの	一二・五％Ｇ／ＨＳ／八七
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	
五八〇一・三三	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
	その他のもの	
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	その他のもの	
	その他のよこパイル織物	
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
	その他のもの	
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	その他のもの	
五八〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
	その他のもの	
	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	その他のもの	
五八〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）	
	プラスチック、ゴムその他	

うちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの	二〇％Ｇ／ＨＳ／八七
その他のもの	六％Ｇ／ＨＳ／八七
	五・二％Ｇ／ＨＳ／八七
	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
	六％Ｇ／ＨＳ／八七
	五・二％Ｇ／ＨＳ／八七
	一〇％Ｇ／ＨＳ／八七
	六％Ｇ／ＨＳ／八七

	の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
	その他のもの	五・二% G／HS／八七	
五八〇一・二六	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇% G／HS／八七	
	その他のもの	六% G／HS／八七	
	シェニール織物		
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二% G／HS／八七	
	その他のもの		
五八〇一・九〇	添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇% G／HS／八七	
	その他のもの	六% G／HS／八七	
	その他の紡織用繊維製のもの		
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二% G／HS／八七	
	その他のもの		
	絹製のもの及び添加糸が絹のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの及び添加糸が絹のもの	一二・五% G／HS／八七	
	その他のもの	一〇% G／HS／八七	
	その他のもの	八% G／HS／八七	
五八〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）	九・八% G／HS／八七	
五八〇三・一一	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）		
	漂白してないもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維のものを除く。）	七・三% G／HS／八七
		その他のもの	
		経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	五・六% G／HS／八七
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維のものを除く。）	九・八% G／HS／八七
五八〇三・一九		その他のもの	
		経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	五・二% G／HS／八七
五八〇三・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維のものを除く。）	七・三% G／HS／八七
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		五・六% G／HS／八七
	その他のもの		
	添加糸が絹のもの		
五八〇三・二〇	その他のもの		一二・五% G／HS／八七
五八〇三	タフテッド織物類（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）		八% G／HS／八七
五八〇三・一〇	綿製のもの		五・六% G／HS／八七
	経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸の	一一・二% G／HS／八七

	うちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％G／HS／八七
	その他のもの	五六・六％G／HS／八七
五八〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	絹製のもの	
	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五％G／HS／八七
	その他のもの	一〇％G／HS／八七
五八〇四	チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限る。）	一〇％G／HS／八七
五八〇四・一〇	チュールその他の網地	
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二％G／HS／八七
	その他のもの	一〇％G／HS／八七
五八〇四・二一	機械製のレース	
	人造繊維製のもの	
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
五八〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二％G／HS／八七
	その他のもの	
	綿製のもの	
	その他のもの	一九・六％G／HS／八七
		一四％G／HS／八七
五八〇四・三〇	手製のレース	
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	五・二％G／HS／八七

	その他のもの	
	綿製のもの	
五八〇五・〇〇	その他のもの	一九・六％G／HS／八七
	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	一四％G／HS／八七
五八〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	一〇・五％G／HS／八七
五八〇六・一〇	パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物	
五八〇六・二〇	その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限る。）	八％G／HS／八七
	その他の織物	
五八〇六・三一	綿製のもの	六％G／HS／八七
五八〇六・三二	人造繊維製のもの	一一・二％G／HS／八七
五八〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	八％G／HS／八七
五八〇六・四〇	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	八％G／HS／八七
五八〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）	八％G／HS／八七
五八〇七・一〇	織つたもの	
五八〇七・九〇	その他のもの	
五八〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゆうしたもの及びメリ	一六・八％G／HS／八七

	ヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品		
五八〇八・一〇	組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
五八〇八・九〇	その他のもの	一〇％	G／HS／八七
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	七％	G／HS／八七
五八一〇	ししゆう布（モチーフを含む。）		
五八一〇・一〇	ししゆう布（基布が見えないものに限る。）	二二・四％	G／HS／八七
	その他のししゆう布		
五八一〇・九一	綿製のもの	二二・四％	G／HS／八七
五八一〇・九二	人造繊維製のもの	二二・四％	G／HS／八七
五八一〇・九九	その他の紡織用繊維製のもの	二二・四％	G／HS／八七
五八一一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゆう布を除く。）	五・二％	G／HS／八七
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
	その他のもの		
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（綿製のものを除く。）	一二・五％	G／HS／八七
	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	G／HS／八七
	綿製のもの	八％	G／HS／八七
	その他のもの		
五九〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	四・九％	G／HS／八七
五九〇二・〇〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの	六％	G／HS／八七
五九〇三・一〇	その他のもの	五・二％	G／HS／八七
	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）		
	ナイロンその他のポリアミド製のもの	八・七％	G／HS／八七
	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
	その他のもの		
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		
	注　「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊		

	維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。		
五九〇一・一〇 五九〇二・二〇 五九〇三	その他のもの ポリエステル製のもの その他のもの 紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	一〇％ 五・二％ 五・二％	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七
五九〇一・一〇 五九〇二・二〇 五九〇三	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの その他のもの リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）	五・二％ 五・二％ 五・二％	G／HS／八七 G／HS／八七 G／HS／八七
五九〇四・一〇	リノリウム その他のもの	五・八％	G／HS／八七
五九〇四・九一	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの	五・八％	G／HS／八七
五九〇四・九二	その他の紡織用繊維を基布とするもの	五・八％	G／HS／八七
五九〇五・〇〇 五九〇六	紡織用繊維の壁面被覆材 ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	五・八％ 八％	G／HS／八七 G／HS／八七
五九〇六・一〇	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。） その他のもの	五・二％	G／HS／八七
五九〇六・九一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの 綿製のもの	九・八％	G／HS／八七
	その他のもの	七％	G／HS／八七
五九〇六・九九 五九〇七・〇〇	その他のもの その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	五・二％	G／HS／八七
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	四・九％	G／HS／八七
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	七・三％	G／HS／八七
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	五・八％	G／HS／八七
五九一一	綿製のもの その他のもの 紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	七・三％ 五・二％	G／HS／八七 G／HS／八七
五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料の一以上の層と結合したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供するもの 綿製のもの その他のもの	七・三％ 四・二％	G／HS／八七 G／HS／八七
五九一一・二〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。） エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメン	五・二％	G／HS／八七

五九一・三二	ト用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）	六%G／HS／八七	
	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの		
	製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	七・三%G／HS／八七	
	その他のもの		
	綿製のもの	四・二%G／HS／八七	
	その他のもの		
五九一・三三	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの		
	製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	六%G／HS／八七	
	その他のもの		
	綿製のもの	七・三%G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%G／HS／八七	
五九一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）	七・三%G／HS／八七	
	綿製のもの	四・二%G／HS／八七	
	その他のもの	七・三%G／HS／八七	
五九一・九〇	その他のもの	四・二%G／HS／八七	
六〇〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一二%G／HS／八七	
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物		
	ループドパイル編物		
六〇〇一・二一	綿製のもの	一九・六%G／HS／八七	
六〇〇一・二二	人造繊維製のもの	一二%G／HS／八七	
六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一二%G／HS／八七	
	その他のもの		
六〇〇一・九一	綿製のもの	一九・六%G／HS／八七	
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの	一二%G／HS／八七	
六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの	一二%G／HS／八七	
六〇〇二	その他のメリヤス編物及びクロセ編物		
六〇〇二・一〇	幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの		
	模様編みの組織を有するもの		
	綿製のもの	一九・六%G／HS／八七	
	その他のもの	一二%G／HS／八七	
	綿製又は人造繊維製のもの		
	その他のもの	八・二%G／HS／八七	
	その他のもの	八%G／HS／八七	
六〇〇二・二〇	その他のもの（幅が三〇センチメートル以下のものに限る。）		
	模様編みの組織を有するもの		
	綿製のもの	一九・六%G／HS／八七	
	その他のもの	一二%G／HS／八七	
	綿製又は人造繊維製のもの		
	その他のもの	八・二%G／HS／八七	
	その他のもの	八%G／HS／八七	
六〇〇二・三〇	幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの		
	模様編みの組織を有するもの		
	綿製のもの	一九・六%G／HS／八七	
	その他のもの	一二%G／HS／八七	
	綿製又は人造繊維製のもの		
	その他のもの	八・二%G／HS／八七	
	その他のもの	八%G／HS／八七	
六〇〇二・四一	その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。）		
	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
六〇〇二・四二	綿製のもの	一二%G／HS／八七	
六〇〇二・四三	人造繊維製のもの	一九・六%G／HS／八七	
六〇〇二・四九	その他のもの	一二%G／HS／八七	
	その他のもの		
六〇〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一二%G／HS／八七	
	模様編みの組織を有するもの		

六〇二・九二	その他のもの	八％ G／HS／八七
六〇二・九三	綿製のもの	
	模様編みの組織を有するもの	一九・六％ G／HS／八七
	その他のもの	八・四％ G／HS／八七
六〇二・九四	人造繊維製のもの	
	模様編みの組織を有するもの	一二％ G／HS／八七
	その他のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	一〇％ G／HS／八七 CE9
	その他のもの	六％ G／HS／八七
六〇二・九九	その他のもの	
	模様編みの組織を有するもの	一二％ G／HS／八七
	その他のもの	八％ G／HS／八七
六一〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇一・一〇	綿製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇一・二〇	人造繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇一・三〇	人造繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇一・四〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇一・九〇	その他のもの	
	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	一六・八％ G／HS／八七
		一四％ G／HS／八七
六一〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇二・一〇	綿製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇二・二〇	人造繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇二・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ G／HS／八七
	その他のもの	一四％ G／HS／八七
六一〇二・九〇	その他のもの	
	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	一六・八％ G／HS／八七
		一四％ G／HS／八七

六一〇三・二一	（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）スーツ	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	その他のもの		
六一〇三・二二	合成繊維製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・二二	アンサンブル	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	その他のもの		
六一〇三・一三	綿製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・二三	合成繊維製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		

六一〇三・三一	ジャケット及びブレザー	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	その他のもの		
六一〇三・三一	綿製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・三三	合成繊維製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
	その他のもの		
六一〇三・四二	綿製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・四三	合成繊維製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		
六一〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの		

	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇四・一一	スーツ	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・一二	綿製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・一三	合成繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・二一	アンサンブル	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・二三	綿製のもの	
	ししゆうしたもの	一六・八％G／HS／八七
	合成繊維製のもの	
	ししゆうしたもの	一六・八％G／HS／八七

六一〇四・二三	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・二九	合成繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他の紡織用繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・三一	ジャケット	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・三三	綿製のもの	
	ししゆうしたもの	一六・八％G／HS／八七
	合成繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・四一	ドレス	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七

六一〇四・四三	その他のもの	一四％G／HS／八七
	綿製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・四三	合成繊維製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・五一	綿製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・五二	スカート及びキュロットスカート	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・五三	合成繊維製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの	

	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・六一	綿製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・六二	合成繊維製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの	
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	綿製のもの	
	オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八％G／HS／八七
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六一〇五・一〇	人造繊維製のもの	
	オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一一・二％G／HS／八七

ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
その他のもの	一六・八%	G／HS／八七	
その他の紡織用繊維製のもの	一四%	G／HS／八七	
オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一一・二%	G／HS／八七	
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
その他のもの	一六・八%	G／HS／八七	
六一〇五・九〇	一四%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
六一〇六			
綿製のもの			
ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ			
ししゆうしたもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
六一〇六・一〇	一四%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
その他のもの			
人造繊維製のもの			
ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
六一〇六・二〇	一四%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
その他のもの			
その他の紡織用繊維製のもの			
ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
六一〇六・九〇	一四%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	

を使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
その他のもの	一六・八%	G／HS／八七	
六一〇七	一四%	G／HS／八七	
男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一一・二%	G／HS／八七	
パンツ、ズボン下及びブリーフ			
綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇七・一一	一一・二%	G／HS／八七	
人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇七・一三			
その他の紡織用繊維製のもの			
六一〇七・一九			
ナイトシャツ及びパジャマ			
綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇七・二一	一一・二%	G／HS／八七	
人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七	
六一〇七・二三			
その他の紡織用繊維製のもの			
六一〇七・二九			
その他のもの			
綿製のもの			
六一〇七・九一			
バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七	
六一〇七・九二	一四%	G／HS／八七	
その他のもの	一一・二%	G／HS／八七	
その他のもの			
その他の紡織用繊維製のもの			

	バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		
六一〇八	その他のもの		
	その他のもの		
	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇八・一	スリップ及びペティコート		
六一〇八・一九	人造繊維製のもの	一一・二％	G／HS／八七
	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二％	G／HS／八七
	ブリーフ及びパンティ		
六一〇八・二	綿製のもの	一一・二％	G／HS／八七
六一〇八・三	人造繊維製のもの	一一・二％	G／HS／八七
六一〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二％	G／HS／八七
	ナイトドレス及びパジャマ		
六一〇八・三	綿製のもの	一一・二％	G／HS／八七
六一〇八・三三	人造繊維製のもの	一一・二％	G／HS／八七
六一〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二％	G／HS／八七
	その他のもの		
六一〇八・九	綿製のもの		
	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七
	その他のもの	一四％	G／HS／八七
	その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
	人造繊維製のもの		
六一〇八・九二	ネグリジェ、バスローブ、		

	ドレッシングガウンその他これらに類する製品		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七
	その他のもの	一四％	G／HS／八七
	その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
六一〇九・九	その他の紡織用繊維製のもの		
	ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七
	その他のもの	一四％	G／HS／八七
	その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
六一〇九	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一〇九・一〇	綿製のもの		
	異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七
	その他のもの	一四％	G／HS／八七
	その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		
	異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七
	その他のもの	一四％	G／HS／八七
	その他のもの	一一・二％	G／HS／八七
六一一〇	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編		

六二〇・一〇	みのものに限る。） 羊毛製又は繊獣毛製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの	一六・八％ 一四％
六二〇・二〇	綿製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの	一六・八％ 一四％
六二〇・三〇	人造繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの	一六・八％ 一四％
六二〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの	一六・八％ 一四％
六二一	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一六・八％
六二一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 手袋、ミトン及びミット パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 パンティストッキング及びタイツ その他のもの その他のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編	一一・二％ 八％ 八％

六二一・二〇	みの組織を有するもの その他のもの 綿製のもの 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 手袋、ミトン及びミット パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 その他のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの 合成繊維製のもの 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 手袋、ミトン及びミット パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 パンティストッキング及びタイツ その他のもの ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの その他のもの	一六・八％ 一三％ 一一・二％ 一一・二％ 一六・七％ 一四％ 八％ 一一・二％ 一〇％ 一六・五％ 一三・六％
六二一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 手袋、ミトン及びミット	八％

	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		
六一一・一二	パンティストッキング及びタイツ		
	その他のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一一・二%	G／HS／八七
	その他のもの	八%	G／HS／八七
六一二	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一二・一一	トラックスーツ		
	綿製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六一二・一三	合成繊維製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六一二・一九	その他の紡織用繊維製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六一二・二〇	スキースーツ		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六一二・三	男子用の水着		
	合成繊維製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六一二・五	女子用の水着		
	合成繊維製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六一二・四九	その他の紡織用繊維製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六一三・〇〇	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）		
六一三	第五九・〇六項の編物製のもの		
	その他のもの		
	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
六一四・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六一四・二〇	綿製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・五%	G／HS／八七
	その他のもの	一三・五%	G／HS／八七
六一四・三〇	人造繊維製のもの		
	しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの	一六・三%	G／HS／八七
		一二%	G／HS／八七

	組織を有するもの						
	その他のもの						
六二四・二九	その他の紡織用繊維製のもの						
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの						
	その他のもの						
六二五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						
	パンティストッキング及びタイツ						
六二五・一	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	一六・二％	G／HS／八七				
六二五・二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	一三・一％	G／HS／八七				
六二五・三	その他の紡織用繊維製のもの	一四％	G／HS／八七				
六二五・九	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	一二・六％	G／HS／八七				
	合成繊維製のもの						
	綿製のもの	一二％	G／HS／八七				
	その他のもの	一一・二％	G／HS／八七				
	その他のもの						
六二五・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一一・二％	G／HS／八七				
六二五・九二	綿製のもの	八％	G／HS／八七				
六二五・九九	合成繊維製のもの	一一・二％	G／HS／八七				
六二六	その他の紡織用繊維製のもの	一〇％	G／HS／八七				
	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	七・五％	G／HS／八七				
六二六・一〇	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋	一一・二％	G／HS／八七				
	綿製のもの	八％	G／HS／八七				
	その他のもの						

	その他のもの						
	羊毛製又は繊獣毛製のもの						
六二六・九一	綿製のもの	八％	G／HS／八七				
六二六・九二	合成繊維製のもの	一一・二％	G／HS／八七				
六二六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	八％	G／HS／八七				
六二七	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	七・五％	G／HS／八七				
六二七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品						
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七				
	その他のもの	一四％	G／HS／八七				
六二七・二〇	ネクタイ						
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七				
	その他のもの	一四％	G／HS／八七				
六二七・八〇	その他の附属品						
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七				
	その他のもの	一四％	G／HS／八七				
六二七・九〇	部分品						
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％	G／HS／八七				
	その他のもの	一四％	G／HS／八七				
六二〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドジャケット、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）						
	オーバーコート、レインコート、						

六二〇一・一一	カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品 羊毛製又は繊獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇一・一二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇一・一三	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇一・一九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇一・九一	その他のもの 羊毛製又は繊獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇一・九二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇一・九三	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第六二〇四項のものを除く。)		
	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品		
六二〇二・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇二・一二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇二・一三	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇二・九一	その他のもの 羊毛製又は繊獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇二・九二	綿製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇二・九三	人造繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)		
	スーツ		
六二〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇三・一二	合成繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの 毛皮付きのもの その他のもの	 二〇% 一四%	 G／HS／八七 G／HS／八七
	アンサンブル		
六二〇三・二一	羊毛製又は繊獣毛製のもの 毛皮付きのもの	 二〇%	 G／HS／八七

六二〇三・二三	その他のもの	
	綿製のもの	
	毛皮付きのもの	一四％G／HS／八七
	その他のもの	二〇％G／HS／八七
		一四％G／HS／八七
六二〇三・二三	合成繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
	ジャケット及びブレザー	
六二〇三・三	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇三・三一	綿製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇三・三二	合成繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
六二〇三・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇三・四二	綿製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇三・四三	合成繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	
六二〇四・一	スーツ	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・一一	綿製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・一三	合成繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・二	アンサンブル	
六二〇四・二一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・二三	綿製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・三	ジャケット	
六二〇四・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・三三	綿製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七
六二〇四・三九	合成繊維製のもの	
	毛皮付きのもの	二〇％G／HS／八七
	その他のもの	一四％G／HS／八七

六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・三一	ドレス								
	羊毛製又は繊獣毛製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・三三	綿製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・三五	合成繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・三九	再生繊維又は半合成繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・四一	その他の紡織用繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・四三	スカート及びキュロットスカート								
	羊毛製又は繊獣毛製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・四五	綿製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・四九	合成繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ								
	羊毛製又は繊獣毛製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・六二	綿製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・六三	合成繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇五	男子用のシャツ								
	羊毛製又は繊獣毛製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇五・一〇	綿製のもの								
六二〇五・二〇	人造繊維製のもの								
六二〇五・三〇	その他の紡織用繊維製のもの								
六二〇五・九〇	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス								
六二〇六・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの								
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツその他これらに類するシャツ								
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇六・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの								
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツその他これらに類するシャツ								
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇六・三〇	綿製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの								
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツその他これらに類するシャツ								
	その他のもの	一四%	G	HS	八七				
六二〇六・四〇	人造繊維製のもの								
	毛皮付きのもの	二〇%	G	HS	八七				
	その他のもの								

ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツその他これらに類するシャツ			
六二〇六・九〇	その他のもの		
	その他の紡織用繊維製のもの		
	毛皮付きのもの	一四%	G／HS／八七
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツその他これらに類するシャツ		
六二〇七	その他のもの	二〇%	G／HS／八七
	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		
	パンツ、ズボン下及びブリーフ		
六二〇七・一一	綿製のもの	一四%	G／HS／八七
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
	ナイトシャツ及びパジャマ		
六二〇七・二一	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二〇七・二三	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二〇七・九一	その他のもの		
	綿製のもの		
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七
	その他のもの		
	シングレットその他これに類する肌着		
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
	毛皮付きのもの	一四%	G／HS／八七
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七

シングレットその他これに類する肌着			
六二〇八	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七
	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	一四%	G／HS／八七
	スリップ及びペティコート		
六二〇八・一一	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
	ナイトドレス及びパジャマ		
六二〇八・二一	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二〇八・二三	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六二〇八・九一	その他のもの		
	綿製のもの		
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七
	その他のもの		
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ		
六二〇八・九二	人造繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
	毛皮付きのもの	一四%	G／HS／八七
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ		
六二〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G／HS／八七
	毛皮付きのもの	一四%	G／HS／八七
	その他のもの	二〇%	G／HS／八七
六二〇九	乳児用の衣類及び衣類附属品		

六一〇九・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類				
	その他のもの				
	毛皮付きのもの	九・八%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一〇九・二〇	綿製のもの	一一・二%	G	HS	八七
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類				
	その他のもの				
	毛皮付きのもの	九・八%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一〇九・三〇	合成繊維製のもの	一一・二%	G	HS	八七
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類				
	その他のもの				
	毛皮付きのもの	九・八%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%	G	HS	八七
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類				
	その他のもの				
	毛皮付きのもの	九・八%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）	一一・二%	G	HS	八七
	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの				
	毛皮付きのもの	一四%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一〇・一〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。）				
	毛皮付きのもの				
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一〇・二〇	その他の衣類（第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号までのものと同一種類のものに限る。）				
	毛皮付きのもの				
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一〇・三〇	その他の男子用の衣類				
	毛皮付きのもの	一四%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一〇・四〇	その他の女子用の衣類				
	毛皮付きのもの	一四%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一〇・五〇	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類				
	毛皮付きのもの	一四%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一一	水着				
	男子用のもの	一四%	G	HS	八七
	女子用のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一一・一	スキースーツ				
	毛皮付きのもの	一四%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一一・二	その他の男子用の衣類				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	一四%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一一・三	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	一四%	G	HS	八七
	その他のもの	二〇%	G	HS	八七
六一一一・三一	人造繊維製のもの				

	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一・二九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一・四一	その他の女子用の衣類			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一・四二	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一・四三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二一・四九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）			
六二二・一〇	ブラジャー	一二・八%	G／HS／八七	
六二二・二〇	ガードル及びパンティガードル	一二・七%	G／HS／八七	
六二二・三〇	コースレット	一二・二%	G／HS／八七	
六二二・九〇	その他のもの	一二・八%	G／HS／八七	
六二三	ハンカチ			
六二三・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	八%	G／HS／八七	
六二三・二〇	綿製のもの	八・四%	G／HS／八七	
六二三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	亜麻製又はラミー製のもの	二〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	八%	G／HS／八七	
六二四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品			
	絹（絹のくずを含む。）製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	一二・五%	G／HS／八七	
六二四・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	一〇%	G／HS／八七	
六二四・三〇	合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	八・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	一四%	G／HS／八七	
六二五	ネクタイ			
	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一〇%	G／HS／八七	
	その他のもの	六・六%	G／HS／八七	

六二五・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	一二%	G／HS／八七
六二五・二〇	人造繊維製のもの	一六・八%	G／HS／八七
六二五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八%	G／HS／八七
六二六・〇〇	手袋、ミトン及びミット	九・八%	G／HS／八七
六二七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）		
六二七・一〇	附属品	一一・二%	G／HS／八七
六二七・九〇	部分品	一一・二%	G／HS／八七
六三〇一	毛布及びひざ掛け	八%	G／HS／八七
六三〇一・一〇	電気毛布		
六三〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	八%	G／HS／八七
六三〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）	一一・二%	G／HS／八七
六三〇一・四〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）	八%	G／HS／八七
六三〇一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け	八%	G／HS／八七
六三〇一	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン		
六三〇一・一〇	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みものに限る。）		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
	その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）		
	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七
	人造繊維製のもの	八%	G／HS／八七
	その他の紡織用繊維製のもの	八%	G／HS／八七
六三〇一・二五	亜麻製又はラミー製のもの	一二%	G／HS／八七
六三〇一・二九	その他のもの	八%	G／HS／八七
六三〇一・三〇	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八%	G／HS／八七
	その他のもの	一四%	G／HS／八七
六三〇一・四〇	その他のテーブルリネン		
	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七
	亜麻製のもの	一二%	G／HS／八七
六三〇一・五一	人造繊維製のもの	八%	G／HS／八七
六三〇一・五二	ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	一四・七%	G／HS／八七
六三〇一・五九	その他のもの	八%	G／HS／八七
六三〇一・六〇	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）		
	その他のもの	一一・二%	G／HS／八七
	綿製のもの	一一・二%	G／HS／八七
六三〇一・九一	亜麻製のもの	一二%	G／HS／八七
六三〇一・九二	人造繊維製のもの	八%	G／HS／八七
六三〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの	八%	G／HS／八七
六三〇二	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス		
六三〇二・一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
	綿製のもの		
	ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編		

みの組織を有するもの			
その他のもの			
六三〇二・二三 合成繊維製のもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
その他のもの	一六・八％	G／HS／八七	
六三〇二・二九 その他の紡織用繊維製のもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
その他のもの	一四％	G／HS／八七	
六三〇二・九一 綿製のもの			
六三〇三・九三 合成繊維製のもの	一六・八％	G／HS／八七	
六三〇三・九九 その他の紡織用繊維製のもの			
亜麻製又はラミー製のもの			
その他のもの	一四％	G／HS／八七	
ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの			
その他のもの	一一・二％	G／HS／八七	
六三〇四 その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）			
ベッドスプレッド			
メリヤス編み又はクロセ編みのもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
その他のもの	一六・八％	G／HS／八七	
六三〇四・一九 綿製のもの			
亜麻製又はラミー製のもの			
その他のもの			
ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの			
その他のもの	一四％	G／HS／八七	
六三〇四・二一 綿製のもの			
亜麻製又はラミー製のもの			
その他のもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
その他のもの	一一・二％	G／HS／八七	
六三〇四・二九 綿製のもの			
亜麻製又はラミー製のもの			
その他のもの			
ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの			
その他のもの	一四・七％	G／HS／八七	
六三〇四・九一 その他のもの			
メリヤス編み又はクロセ編みのもの			
ししゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの			
その他のもの	一六・八％	G／HS／八七	
六三〇四・九二 綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			
合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			
その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			
亜麻製又はラミー製のもの			
その他のもの			
ししゆうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの			
その他のもの	一一・二％	G／HS／八七	
六三〇四・九三 綿製のもの			
人造繊維材料製のもの			
ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの			
その他のもの	八％	G／HS／八七	
六三〇四・九九 綿製のもの			
人造繊維材料製のもの			
ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの			
その他のもの	一二％	G／HS／八七	
六三〇五 包装に使用する種類の袋			
六三〇五・一〇 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの			
使用したもの	無税	G／HS／八七	
その他のもの	二〇％（その率が一キログラムにつき二一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六三〇五・三〇 綿製のもの	一四・七％	G／HS／八七	
人造繊維材料製のもの			
ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの			
その他のもの	八％	G／HS／八七	
六三〇五・九〇 綿製のもの	六％	G／HS／八七	
人造繊維材料製のもの			
ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの			
その他のもの	四・九％	G／HS／八七	

六三〇五・二〇	その他の紡織用繊維製のもの				
六三〇六	ターポリン、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）、日よけ、テント及びキャンプ用品				
六三〇六・一〇	ターポリン及び日よけ				
	綿製のもの	四・九%	G／HS／八七		
六三〇六・一三	合成繊維製のもの	八・四%	G／HS／八七		
六三〇六・一九	その他の紡織用繊維製のもの	六%	G／HS／八七		
六三〇六・二〇	テント				
	綿製のもの	八・四%	G／HS／八七		
六三〇六・二三	合成繊維製のもの	六%	G／HS／八七		
六三〇六・二九	その他の紡織用繊維製のもの	六%	G／HS／八七		
	帆				
六三〇六・三三	合成繊維製のもの	六%	G／HS／八七		
六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	六%	G／HS／八七		
六三〇六・四一	空気マットレス				
	綿製のもの	八・四%	G／HS／八七		
六三〇六・四九	その他の紡織用繊維製のもの	六%	G／HS／八七		
六三〇六・九一	その他のもの				
	綿製のもの	八・四%	G／HS／八七		
六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	六%	G／HS／八七		
六三〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）				
六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、そうきんその他これらに類する清掃用の布				
	綿製のもの	九・八%	G／HS／八七		
	その他のもの	七%	G／HS／八七		
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯				
	綿製のもの	九・八%	G／HS／八七		
	その他のもの	七%	G／HS／八七		
六三〇七・九〇	その他のもの				
	綿製のもの	九・八%	G／HS／八七		
	その他のもの	七%	G／HS／八七		
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	五・五%	G／HS／八七		
六三一〇	中古の衣類その他の物品	八・七%	G／HS／八七		
六三一〇・一〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
六三一〇・二〇	選別したもの	無税	G／HS／八七		
六三一〇・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
六四〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）				
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
六四〇一・九一	スキー靴	二七%	G／HS／八七		
六四〇一・九九	その他のもの	一〇%	G／HS／八七		
六四〇二	その他の履物				
六四〇二・一一	ひざを覆うもの	一〇%	G／HS／八七		
六四〇二・一九	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）				
六四〇二・二〇	スキー靴	二七%	G／HS／八七		
六四〇二・九一	その他のもの	一〇%	G／HS／八七		
六四〇二・九九	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
六四〇三	スポーツ用の履物				
六四〇三・一一	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）	二七%	G／HS／八七		
六四〇三・一九	その他のもの	一〇%	G／HS／八七		
六四〇三・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	一〇%	G／HS／八七		
六四〇三・九〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	一〇%	G／HS／八七		
	その他の履物				

六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの	一〇％	G／HS／八七	
六四〇三・九九	その他のもの	一〇％	G／HS／八七	
六四〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）			
六四〇三・二一のうち	スポーツ用の履物			
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）			
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二七％	G／HS／八七	US
六四〇三・二九のうち	その他のもの			
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二七％	G／HS／八七	US
六四〇三・二〇のうち	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）			
	室内用履物以外のもの			
	各年度において政令で定める数量（以下この類において「共通の限度数量」という。）以内のもの	二七％	G／HS／八七	
	注　各年度において政令で定める数量（共通の限度数量）には、次の物品を含めるものとし、当該数量は、二、四五三、〇〇〇足を下らない数量とする。			
	(1)　この号から第六四〇三・九九号までの履物（体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）			
	(2)　第六四〇四・一九号の履物（甲の一部に革及び毛皮を使用したものに限るものとし、スリッパを除く。）			
	(3)　第六四〇四・二〇号の履物（甲の一部に革及び毛皮を使用したもの並びに本底が革製で甲の一部に革を使用したものに限るものとし、スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）			
	(4)　第六四〇五・一〇号又は第六四〇五・九〇号の履物（本底が革製で甲の一部に革を使用したものに限るものとし、スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）			
	(5)　第六四〇五・九〇号の履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で甲の一部に革及び毛皮を使用したものに限るものとし、スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリ			

	ッパを除く。）			
	その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六四〇三・二〇のうち	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製の履物（スリッパその他の室内用履物を除く。） 共通の限度数量以内のもの	二七％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六四〇三・四〇のうち	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製の履物 共通の限度数量以内のもの	二七％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	

	その他の履物（本底が革製のものに限る。）			
六四〇三・五一のうち	くるぶしを覆うもの 室内用履物以外のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの 共通の限度数量以内のもの	二七％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
	その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
六四〇三・五九のうち	その他のもの スリッパその他の室内用履物以外のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの 共通の限度数量以内のもの	二七％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
	その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
六四〇三・九一のうち	その他の履物 くるぶしを覆うもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製の履物（室	二七％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US

	内用履物を除く。）			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
	その他のもの			
	共通の限度数量以内のもの	二七％	G／HS／八七	US
	その他のもの	二七％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
六四〇三・九九のうち	その他のもの			
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製の履物（スリッパその他の室内用履物を除く。）			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			
	その他のもの			
	共通の限度数量以内のもの	二七％	G／HS／八七	US
	その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	US
六四〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	二七％	G／HS／八七	US
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			
六四〇四・一二	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	一〇％	G／HS／八七	
六四〇四・一九のうち	その他のもの			
	甲に毛皮を使用した履物以外のもの	一〇％	G／HS／八七	
六四〇四・二〇のうち	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）			
	本底が革製の履物（甲に毛皮を使用したものを除く。）のうち			
	キャンバスシューズ			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）			
	共通の限度数量以内のもの	二一・六％	G／HS／八七	
	その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
六四〇五	その他のもの	二一・六％	G／HS／八七	
六四〇五・一〇のうち	甲に毛皮を使用したもの及び本底が革製のもの以外のもの			
	その他の履物			
	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの			
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジショ	一〇％	G／HS／八七	

	ンレザー製のものに限る。）	一〇％	G／HS／八七
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製の履物（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）以外のもの		
六四〇五・二〇のうち	甲が紡織用繊維製のもの	四・三％	G／HS／八七
六四〇五・九〇のうち	その他のもの	四・三％	G／HS／八七
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもののうち		
	甲に毛皮を使用したもの及び本底が革製のもの以外のもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	四・三％	G／HS／八七
六四〇六	履物の部分品及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		
六四〇六・一〇のうち	甲及びその部分品（しんを除く。）	四・二％	G／HS／八七
	革製のもの及び毛皮を使用したもの以外のもの	四・二％	G／HS／八七
六四〇六・二〇のうち	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	四・二％	G／HS／八七
	その他のもの		
六四〇六・九一のうち	木製のもの		
	毛皮を使用したもの以外のもの	四・二％	G／HS／八七
	その他の材料製のもの		
六四〇六・九九のうち	革製のもの及び毛皮を使用したもの以外のもの	四・二％	G／HS／八七
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	八・七％	G／HS／八七
六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張り又はトリミングしたものを除く。）	八・二％	G／HS／八七
六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	八・七％	G／HS／八七
六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	六・六％	G／HS／八七
六五〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	四・八％	G／HS／八七
六五〇五・一〇	ヘアネット	八・七％	G／HS／八七
六五〇五・九〇	その他のもの		
六五〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	七・二％	G／HS／八七
六五〇六・一〇	安全帽子	六・六％	G／HS／八七
	革製のもの及び毛皮付きのもの	七・二％	G／HS／八七
	その他のもの	六・六％	G／HS／八七
六五〇六・九一	その他のもの		
	ゴム製又はプラスチック製のもの		
	毛皮付きのもの	七・二％	G／HS／八七
	その他のもの	六・六％	G／HS／八七
	毛皮製のもの	八・二％	G／HS／八七
六五〇六・九九	その他の材料製のもの		
	革製のもの及び毛皮付きの		

	もの				
六五〇七・八〇	その他のもの				
六五〇七・八〇	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	七・二%	G／HS／八七		
六六〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	六・六%	G／HS／八七		
六六〇一・一〇	ビーチパラソルその他これに類する傘	五・八%	G／HS／八七		
六六〇一・九一	その他のもの				
六六〇一・九一	折畳み式のもの	八%	G／HS／八七		
六六〇一・九九	その他のもの	八%	G／HS／八七		
六六〇一・九九	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	五・八%	G／HS／八七		
六六〇三	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品	八%	G／HS／八七		
六六〇三・一〇	握り	八%	G／HS／八七		
六六〇三・二〇	傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）	八%	G／HS／八七		
六六〇三・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
六七〇一・〇〇	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）	五・八%	G／HS／八七		
六七〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	一〇%	G／HS／八七		
六七〇二・一〇	プラスチック製のもの	五・八%	G／HS／八七		
六七〇二・九〇	その他の材料製のもの	無税	G／HS／八七		
六七〇三・〇〇	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）	三・二%	G／HS／八七		
六七〇四	人髪				
	その他のもの				
	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）	四・八%	G／HS／八七		
六七〇四・一〇	合成繊維材料製のもの				
六七〇四・一〇	かつら（完成品に限る。）	四・八%	G／HS／八七		
六七〇四・一九	その他のもの	四・八%	G／HS／八七		
六七〇四・二〇	人髪製のもの	四・八%	G／HS／八七		
六七〇四・九〇	その他の材料製のもの	四・八%	G／HS／八七		
六八〇一・〇〇	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）	一・九%	G／HS／八七		
六八〇二	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇二・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇二・二一	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇二・二一	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇二・二三	その他の石灰質の石	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇二・二五	花こう岩	無税	G／HS／八七	CE9	
六八〇二・九一	その他の石				
	その他のもの				
	大理石、トラバーチン及びアラ				

六八〇二・九三	バスター	無税	G／HS／八七	CE9
六八〇二・九三	その他の石灰質の石	無税	G／HS／八七	CE9
六八〇二・九九	花こう岩	無税	G／HS／八七	CE9
六八〇二・八〇	その他の石	無税	G／HS／八七	CE9
六八〇四	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品	三・二%	G／HS／八七	
	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）			
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
	人造研磨材料製のもの	二・七%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品			
六八〇四・二一	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	四・二%	G／HS／八七	
六八〇四・二三	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの			
	凝結させた人造研磨材料製のもの	四・二%	G／HS／八七	
	その他のもの	二・七%	G／HS／八七	
六八〇四・二五	天然石製のもの	二・七%	G／HS／八七	
六八〇四・二九	手研ぎ用砥石	四・九%	G／HS／八七	
六八〇五	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	四・二%	G／HS／八七	
六八〇六・一〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの	六・五%	G／HS／八七	
六八〇六・二〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	六・五%	G／HS／八七	
六八〇六	その他の材料に付着させたもの	六・五%	G／HS／八七	
	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）			
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
六八〇六・二〇	はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	四・二%	G／HS／八七	
六八〇六・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
六八〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品			
六八〇七・一〇	ロール状のもの	四・二%	G／HS／八七	
六八〇七・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
六八〇八	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
六八〇九	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品	四・二%	G／HS／八七	

ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）	六八〇九・一二	四・九％	G／HS／八七
紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの	六八〇九・一九	四・九％	G／HS／八七
その他のもの	六八〇九・二〇	四・九％	G／HS／八七
その他の製品	六八一〇	四・九％	G／HS／八七
セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	六八一〇・一一	四・九％	G／HS／八七
タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	六八一〇・一九	四・九％	G／HS／八七
建築用のブロック及びれんが	六八一〇・二〇	四・九％	G／HS／八七
その他のもの	六八一〇・二〇	四・九％	G／HS／八七
管	六八一〇・九	四・九％	G／HS／八七
その他の製品	六八一〇・九九	四・九％	G／HS／八七
建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	六八一〇・九九	四・九％	G／HS／八七
その他のもの	六八一〇・九九	四・九％	G／HS／八七
石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	六八一一	四・九％	G／HS／八七
波板	六八一一・一〇	四・九％	G／HS／八七
その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	六八一一・二〇	四・九％	G／HS／八七
管及び管用継手	六八一一・三〇	四・九％	G／HS／八七
その他の製品	六八一一・九〇	四・九％	G／HS／八七
石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）	六八一二	四・九％	G／HS／八七
石綿繊維（加工したものに限る。）	六八一二・一〇	四・九％	G／HS／八七
石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物	六八一二・二〇	四・九％	G／HS／八七
糸	六八一二・二〇	四・九％	G／HS／八七
ひも（組んであるかないかを問わない。）	六八一二・三〇	四・九％	G／HS／八七
織物及び編物	六八一二・四〇	四・九％	G／HS／八七
衣類、衣類附属品、履物及び帽子	六八一二・五〇	四・九％	G／HS／八七
紙、厚紙及びフェルト	六八一二・六〇	四・九％	G／HS／八七
ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	六八一二・七〇	四・九％	G／HS／八七
その他のもの	六八一二・九〇＊	四・九％	G／HS／八七
ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）	六八一三	五・七％	G／HS／八七
ブレーキライニング及びブレーキパッド	六八一三・一〇	四・二％	G／HS／八七
自動車の部分品	六八一三・二〇＊	五・七％	G／HS／八七
その他のもの	六八一三・二〇＊	四・二％	G／HS／八七
自動車の部分品	六八一三・九〇＊	四・九％	G／HS／八七
その他のもの	六八一三・九〇＊	四・九％	G／HS／八七
雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	六八一四＊	五・七％	G／HS／八七
凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）	六八一四・一〇	四・二％	G／HS／八七
その他のもの	六八一四・九〇	五・七％	G／HS／八七
石その他の鉱物性材料の製品（泥炭	六八一五	四・二％	G／HS／八七

六八一五・一〇	製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）				
	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）				
六八一五・二〇	泥炭製品				
六八一五・九	その他の製品				
	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの				
六八一五・九九	その他のもの				
六九〇一・八〇	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）				
六九〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	三・二%	G	HS	八七
六九〇二・一〇	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の五〇%を超えるもの	六%	G	HS	八七
	アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	二・七%	G	HS	八七
六九〇二・二〇	その他のもの	二・七%	G	HS	八七
六九〇二・九	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これらに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	二・七%	G	HS	八七
六九〇二・九〇	その他のもの	六・五%	G	HS	八七
六九〇三	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの				

六九〇三・二〇	アルミナ（Al_2O_3）又はアルミナとシリカ（SiO_2）との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	六・五%	G	HS	八七
六九〇三・九〇	その他のもの	六・五%	G	HS	八七
六九〇四	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品				
六九〇四・一〇	建設用れんが	三・二%	G	HS	八七
六九〇四・九〇	その他のもの	三・二%	G	HS	八七
六九〇五	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品				
六九〇五・一〇	かわら	三・七%	G	HS	八七
六九〇五・九〇	その他のもの	三・七%	G	HS	八七
六九〇六・〇〇	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	三・二%	G	HS	八七
六九〇七	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）				
六九〇七・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	三・二%	G	HS	八七
六九〇七・九〇	その他のもの	三・二%	G	HS	八七
六九〇八	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）				
六九〇八・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかない				

	かを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）		
六九〇八・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
六九〇九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品	四%	G／HS／八七
六九〇九・一九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品		
六九〇九・二	磁器製のもの		
	触媒の製造に使用する触媒担体	四・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
	触媒の製造に使用する触媒担体	四・二%	G／HS／八七
	その他のもの	一・七%	G／HS／八七
六九〇九・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
六九一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品		
六九一〇・一〇	磁器製のもの	四・二%	G／HS／八七
六九一〇・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
六九一一	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
	食卓用品及び台所用品		
六九一一・一〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
六九一一・九〇	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	四・二%	G／HS／八七
六九一一・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
六九一二	陶磁製の小像その他の装飾品		
六九一二・一〇	磁器製のもの	四・二%	G／HS／八七
六九一二・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
六九一四	その他の陶磁製品		
六九一四・一〇	磁器製のもの	四・二%	G／HS／八七

六九一四・二〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊	無税	G／HS／八七
七〇〇一	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	三・二%	G／HS／八七
七〇〇一・一〇	球	無税	G／HS／八七
七〇〇一・二〇	棒		
	石英ガラスのもの	無税	G／HS／八七
	その他のもの	三・二%	G／HS／八七
	管		
七〇〇一・三一	石英ガラスのもの	無税	G／HS／八七
七〇〇一・三二	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）のもの	四・二%	G／HS／八七
七〇〇一・三九	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
七〇〇二	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
七〇〇二・一〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）		
	色つきのもの、不透明のもの、色ぎせのもの及び吸収層又は反射層を有するもの	四・二%	G／HS／八七
七〇〇二・一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
七〇〇二・二〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）		
七〇〇二・三〇	溝型ガラス	四・二%	G／HS／八七
七〇〇三	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	四・二%	G／HS／八七
七〇〇三・一〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色ぎせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。）	四・二%	G／HS／八七

七〇〇四・二九	その他のもの	六・六％	G／HS／八七
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	一・九％	G／HS／八七
七〇〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		
七〇〇九・一〇	バックミラー（車両用のものに限る。）	四・八％	G／HS／八七
	その他のもの		
七〇〇九・九一	枠付きでないもの	四・八％	G／HS／八七
七〇〇九・九二	枠付きのもの	四・八％	G／HS／八七
七〇一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品		
七〇一〇・一〇	アンプル	四・二％	G／HS／八七
七〇一〇・二〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
七〇一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）		
七〇一一・一〇	電灯用のもの	四・九％	G／HS／八七
七〇一一・二〇	陰極線管用のもの	四・九％	G／HS／八七
七〇一一・九〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
七〇一三・〇〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	四・二％	G／HS／八七
七〇一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）		
七〇一三・一〇	ガラスセラミックス製のもの	五・八％	G／HS／八七
	コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）		
七〇一三・二一	鉛ガラス製のもの	五・八％	G／HS／八七
七〇一三・二九	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
	食卓用又は台所用に供する種類の		

七〇〇四・二〇	その他のもの	三・二％	G／HS／八七
	厚さが四ミリメートル以下のもの	四・八％	G／HS／八七
	その他のもの		
七〇〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	七・九％	G／HS／八七
七〇〇五・一〇	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層又は反射層を有するもの	七・九％	G／HS／八七
七〇〇五・三	金属の線又は網を入れてないその他のガラス		
	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	七・九％	G／HS／八七
七〇〇五・九	その他のもの		
	厚さが四ミリメートル以下のもの	五・八％	G／HS／八七
	その他のもの	七・九％	G／HS／八七
七〇〇五・一〇	金属の線又は網を入れたもの	七・九％	G／HS／八七
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	一・九％	G／HS／八七
七〇〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		
	強化ガラス		
七〇〇七・一一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	六・六％	G／HS／八七
七〇〇七・一九	その他のもの	六・六％	G／HS／八七
	合わせガラス		
七〇〇七・二一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	無税	G／HS／八七

七〇二・二	ガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）		
七〇二・三	鉛ガラス製のもの		
七〇二・三一	線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの		
七〇二・三九	その他のもの		
七〇三	その他のガラス製品		
七〇三・九一	鉛ガラス製のもの		
七〇三・九九	その他のもの		
七〇四・〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）		
七〇五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント		
七〇五・一〇	視力矯正眼鏡用のガラス		
七〇五・九〇	その他のもの		
七〇六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス		
七〇六・一〇	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）		
七〇六・二〇	ステンドグラスその他これに類するガラス		
七〇六・九〇	その他のもの		
七〇七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）		
七〇七・一〇	石英ガラス製のもの		
七〇七・二〇	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）製のもの		
七〇七・九〇	その他のもの		
七〇八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）		
七〇八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨		
七〇八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）		
七〇八・九〇	その他のもの		
七〇九	貴金属又はこれをめつきした金属を使用したもの		
	その他のもの		
	ガラス繊維（グラスウールを含む。）		

七・二％	G	HS	八七
七・二％	G	HS	八七
七・二％	G	HS	八七
七・二％	G	HS	八七
四・五％	G	HS	八七
三・六％	G	HS	八七
三・六％	G	HS	八七
四・二％	G	HS	八七
一・九％	G	HS	八七
五・八％	G	HS	八七
四・九％	G	HS	八七
三・六％	G	HS	八七
三・六％	G	HS	八七
一〇％	G	HS	八七
一〇％	G	HS	八七
一〇％	G	HS	八七
四・二％	G	HS	八七

七〇一九・一〇	及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）		
七〇一九・一〇	スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド	四・六％	G／HS／八七
七〇一九・二〇	織物（細幅織物を含む。）	五・一％	G／HS／八七
七〇一九・三一	薄いシート（ボイル）	四・六％	G／HS／八七
七〇一九・三二	マット	四・六％	G／HS／八七
七〇一九・三九	その他のもの	四・六％	G／HS／八七
七〇一九・九〇	これらに類する織つてない物品	四・六％	G／HS／八七
七〇一	その他のガラス製品	一・七％	G／HS／八七
七〇一・一〇	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	三・七％	G／HS／八七
七〇一・一〇	天然真珠		
七〇一・一一	養殖真珠	三・七％	G／HS／八七
七〇一・一二	加工してないもの	三・七％	G／HS／八七
七〇一・一三	加工したもの	三・七％	G／HS／八七
七〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	無税	G／HS／八七
七〇二・一〇	選別してないもの	無税	G／HS／八七
七〇二・一一	工業用のもの	無税	G／HS／八七
七〇二・一二	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	無税	G／HS／八七
七〇二・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七
七〇二・二	工業用以外のもの	無税	G／HS／八七
七〇二・二一	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	無税	G／HS／八七
七〇二・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七
七〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税	G／HS／八七
七〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの	無税	G／HS／八七
七〇三・九一	その他の加工をしたもの	三・二％	G／HS／八七
七〇三・九二	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	三・二％	G／HS／八七
七〇三・九九	その他のもの	三・二％	G／HS／八七
七〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税	G／HS／八七
七〇四・一〇	ピエゾエレクトリッククオーツ	無税	G／HS／八七
七〇四・二〇	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）	無税	G／HS／八七
七〇四・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七
七〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	無税	G／HS／八七
七〇五・一〇	ダイヤモンドのもの	無税	G／HS／八七
七〇五・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七
七〇六	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税	G／HS／八七
七〇六・一〇	粉	二％	G／HS／八七
七〇六・九一	その他のもの	二％	G／HS／八七
七〇六・九二	加工してないもの	二％	G／HS／八七
七〇六・九三	一次製品	二・五％	G／HS／八七
	棒、形材、板、シート及びストリップ		

七一〇七・〇〇	合金のもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のもの	二・五%	G／HS／八七	
	銀を張つた卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
七一〇八	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
七一〇八・一	マネタリーゴールド以外のもの	無税	G／HS／八七	
七一〇八・一一	粉	無税	G／HS／八七	
七一〇八・一二	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）	無税	G／HS／八七	
七一〇八・一三	その他の形状のもの（一次製品に限る。）	無税	G／HS／八七	
七一〇八・二〇	マネタリーゴールド	四・八%	G／HS／八七	
七一〇八・二〇一	金を張つた卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税	G／HS／八七	
七一〇九	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税	G／HS／八七	
七一一〇・一	白金			
	加工してないもの及び粉状のもの	無税	G／HS／八七	
七一一〇・一九	その他のもの			
	棒、形材、板、シート及びストリップ	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四%	G／HS／八七	
七一一〇・二	パラジウム			
	加工してないもの及び粉状のもの	無税	G／HS／八七	
七一一〇・二九	その他のもの			
	棒、形材、板、シート及びストリップ	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四%	G／HS／八七	
七一一〇・三	ロジウム			
	加工してないもの及び粉状のもの	無税	G／HS／八七	
七一一〇・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七	

	棒、形材、板、シート及びストリップ	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四%	G／HS／八七	
	イリジウム、オスミウム及びルテニウム			
七一一〇・四一	加工してないもの及び粉状のもの	無税	G／HS／八七	
七一一〇・四九	その他のもの			
	棒、形材、板、シート及びストリップ	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・七%	G／HS／八七	
七一一一・〇〇	白金を張つた卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
七一一二	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず	無税	G／HS／八七	
七一一二・一〇	金のくず（金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）	無税	G／HS／八七	
七一一二・二〇	白金のくず（白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）	無税	G／HS／八七	
七一一二・九〇	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	七・八%	G／HS／八七	
七一一三	その他のもの			
七一一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）			
七一一三・一九	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）			
	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）			
	白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）			

七一三・二〇	製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	
	その他のもの	七・八%　G／HS／八七
七一四	貴金属を張つた卑金属製のもの（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	八・二%　G／HS／八七
	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	八・二%　G／HS／八七
七一四・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	八・二%　G／HS／八七
七一四・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）	八・二%　G／HS／八七
七一四・二〇	貴金属を張つた卑金属製のもの	八・二%　G／HS／八七
七一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	八・二%　G／HS／八七
七一五・一〇	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）	三・七%　G／HS／八七
七一五・九〇	その他のもの	三・七%　G／HS／八七
七一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	
七一六・一〇	天然又は養殖の真珠製のもの	
	格付けした真珠を輸送のために一時的に糸に通したもの	八・二%　G／HS／八七
	その他のもの	七・八%　G／HS／八七
七一六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	
	理化学用又は工業用のもの	三・七%　G／HS／八七
	その他のもの	七・八%　G／HS／八七
七一七	身辺用模造細貨類	
	卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）	八・二%　G／HS／八七
七一七・一一	カフスボタン及び飾りボタン	
	貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	八・二%　G／HS／八七
	その他のもの	八%　G／HS／八七
七一七・一九	その他のもの	五・六%　G／HS／八七
七一七・九〇	木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに供する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめつきしたものを除く。）	一二・五%　G／HS／八七
	その他のもの	
	木製のもの	四%　G／HS／八七
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	五・一%　G／HS／八七
	その他のもの	六・三%　G／HS／八七
七一八	貨幣	無税　G／HS／八七
七一八・一〇	貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）	無税　G／HS／八七
七二〇・九〇	その他のもの	三・七%　G／HS／八七
七二〇一	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	三・七%　G／HS／八七
七二〇一・一〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%以下のものに限る。）	三・七%　G／HS／八七
七二〇一・二〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%を超えるものに限る。）	三・七%　G／HS／八七
七二〇一・三〇	合金銑鉄	三・七%　G／HS／八七
七二〇一・四〇	スピーゲル	三・七%　G／HS／八七
七二〇二	フェロアロイ	
	フェロマンガン	

七二〇一・二	炭素の含有量が全重量の二％を超えるもの	九・六％	G／HS／八七	
七二〇一・九	その他のもの	九・六％	G／HS／八七	
七二〇二・二	フェロシリコン けい素の含有量が全重量の五五％を超えるもの	三・七％	G／HS／八七	
七二〇二・二九	その他のもの	三・七％	G／HS／八七	
七二〇二・三〇	フェロシリコマンガン	三・七％	G／HS／八七	
七二〇二・四一	フェロクロム 炭素の含有量が全重量の四％を超えるもの	八％	G／HS／八七	
七二〇二・四九	その他のもの	八％	G／HS／八七	
七二〇二・五〇	フェロシリコクロム	三・七％	G／HS／八七	
七二〇二・六〇	フェロニッケル	六・五％	G／HS／八七	
七二〇二・七〇	フェロモリブデン	四・九％	G／HS／八七	
七二〇二・八〇	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン	四・九％	G／HS／八七	
七二〇二・九一	フェロタングステン その他のもの	三・七％	G／HS／八七	
七二〇二・九九	フェロチタン及びフェロシリコチタン	三・七％	G／HS／八七	
七二〇三・一〇	フェロバナジウム	三・七％	G／HS／八七	
七二〇三・二〇	フェロニオブ	三・七％	G／HS／八七	
七二〇三	その他のもの 鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	三・七％	G／HS／八七	
七二〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	三・七％	G／HS／八七	
七二〇三・二〇	その他のもの	三・七％	G／HS／八七	
七二〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	無税	G／HS／八七	
七二〇四・一〇	鋳鉄のくず	無税	G／HS／八七	
七二〇四・二〇	合金鋼のくず ステンレス鋼のもの	無税	G／HS／八七	
七二〇四・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
七二〇四・三〇	すずをめっきした鉄鋼のくず	無税	G／HS／八七	

七二〇四・四一	その他のくず 切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七	
七二〇四・四九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
七二〇四・五〇	再溶解用のインゴット 合金鋼のもの	七・一％	G／HS／八七	
七二〇五	その他のもの 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	五・一％	G／HS／八七	
七二〇五・一〇	粒	三・七％	G／HS／八七	
七二〇五・二一	粉 合金鋼のもの	三・七％	G／HS／八七	
七二〇五・二九	その他のもの	三・七％	G／HS／八七	
七二〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。） インゴット	四・三％	G／HS／八七	
七二〇六・一〇	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・三％	G／HS／八七	
七二〇六・九〇	その他のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	五・八％	G／HS／八七	
七二〇七	その他のもの 鉄又は非合金鋼の半製品 炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	四・三％	G／HS／八七	
七二〇七・一	横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの二倍未満のもの	四・三％	G／HS／八七	
七二〇七・二	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）	四・三％	G／HS／八七	
七二〇七・一九	その他のもの	四・三％	G／HS／八七	
七二〇七・二〇	炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・三％	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	

七三〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）		
七三〇八・二	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
七三〇八・二一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの		
	その他のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
七三〇八・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	五・八％G／HS／八七	五・八％G／HS／八七
	その他のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
七三〇八・二三	厚さが四・七五ミリメートル以下のもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	五・八％G／HS／八七	五・八％G／HS／八七
	その他のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
七三〇八・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	五・八％G／HS／八七	五・八％G／HS／八七
	その他のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七

七三〇八・二三	上一〇ミリメートル以下のもの		
	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
七三〇八・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの		
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
	その他のもの	五・八％G／HS／八七	五・八％G／HS／八七
七三〇八・三	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）		
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）	五・八％G／HS／八七	五・八％G／HS／八七
七三〇八・三三	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）	五・八％G／HS／八七	五・八％G／HS／八七
七三〇八・三四	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）	五・八％G／HS／八七	五・八％G／HS／八七
七三〇八・三五	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七	四・九％G／HS／八七
	その他のもの（厚さが三ミリメ	五・八％G／HS／八七	五・八％G／HS／八七

ートル未満のものに限る。)		
七二〇八・四一	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%G／HS／八七
	その他のもの	五・八%G／HS／八七
	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いてないものに限る。)	
七二〇八・四二	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの(幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。)	四・九%G／HS／八七
七二〇八・四三	その他のもの(厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。)	四・九%G／HS／八七
七二〇八・四三	その他のもの(厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。)	四・九%G／HS／八七
七二〇八・四四	その他のもの(厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。)	四・九%G／HS／八七
七二〇八・四五	その他のもの(厚さが三ミリメートル未満のものに限る。)	四・九%G／HS／八七
七二〇八・九〇	その他のもの	四・九%G／HS／八七
七二〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。)	
七二〇九・一一	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの(冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いたものに限る。)	
	厚さが三ミリメートル以上のもの	
七二〇九・一二	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%G／HS／八七
	その他のもの	五・八%G／HS／八七
七二〇九・一三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%G／HS／八七
	その他のもの	五・八%G／HS／八七
七二〇九・一四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	四・九%G／HS／八七
	その他のもの	五・八%G／HS／八七
七二〇九・二一	厚さが三ミリメートル以上のもの(冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いたものに限る。)	四・九%G／HS／八七
七二〇九・二二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	四・九%G／HS／八七
七二〇九・二三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	四・九%G／HS／八七
七二〇九・二四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの(冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)で巻いてないものに限る。)	四・九%G／HS／八七
七二〇九・二五	厚さが三ミリメートル以上のもの	
	炭素の含有量が全重量の	

七二〇九・三一	○・六％未満のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二〇九・三二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの		
	炭素の含有量が全重量の○・六％未満のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二〇九・三三	厚さが○・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの		
	炭素の含有量が全重量の○・六％未満のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二〇九・三四	厚さが○・五ミリメートル未満のもの		
	炭素の含有量が全重量の○・六％未満のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二〇九・四一	その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）		
	厚さが三ミリメートル以上のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二〇九・四二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二〇九・四三	厚さが○・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二〇九・四四	厚さが○・五ミリメートル未満のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二〇九・九〇	その他のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）		
	すずをめつきしたもの		
七二一〇・一	厚さが○・五ミリメートル以上のもの		
七二一〇・二	厚さが○・五ミリメートル未満のもの		
七二一〇・三	鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一〇・四	亜鉛を電気めつきしたもの		
七二一〇・四九	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一〇・五	炭素の含有量が全重量の○・六％未満のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一〇・五九	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
	波形にしたもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一〇・六	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一〇・六九	アルミニウムをめつきしたもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一〇・七	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一〇・七九	その他のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一一	炭素の含有量が全重量の○・六％未満のもの	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一一・一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）		
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二一一・二	四面圧延又はクローズドボック	四・九％Ｇ／ＨＳ／八七	

スパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）		
七三一・三	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	
	その他のもの	
	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	四・九％G／HS／八七 五・八％G／HS／八七
七三一・九	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七 五・八％G／HS／八七
	その他のもの	
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七 五・八％G／HS／八七
	その他のもの	
七三二・三	その他のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％G／HS／八七 五・八％G／HS／八七
	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）	四・九％G／HS／八七
七三二・三	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	四・九％G／HS／八七
	その他のもの	
七三二・二九	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％G／HS／八七
七三二・三〇	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	四・九％G／HS／八七
	その他のもの	四・九％G／HS／八七
七三二・二九	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七
	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％G／HS／八七 五・八％G／HS／八七
七三二・三一	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	四・九％G／HS／八七
	その他のもの	四・九％G／HS／八七
七三二・三〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	四・九％G／HS／八七
七三二・三一	すずをめつきしたもの	四・九％G／HS／八七
	亜鉛を電気めつきしたもの	
	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七
	その他のもの	五・八％G／HS／八七
七三二・二九	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	四・九％G／HS／八七
七三二・三〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	四・九％G／HS／八七
七三二・三〇	その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）	四・九％G／HS／八七
	クラッドしたもの	
七三二	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七
	その他のもの	五・八％G／HS／八七
	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限	

七三三・一〇	る。）	四・九％	G／HS／八七
七三三・一〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの	四・九％	G／HS／八七
七三三・一〇	非合金快削鋼のもの		
七三三・一〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三三・三一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三三・三一	その他のもの		
七三三・三九	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三三・四一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三三・四九	その他のもの		
七三三・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）	五・八％	G／HS／八七
七三四・一〇	鍛造したもの	四・九％	G／HS／八七
七三四・二〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの	四・九％	G／HS／八七
七三四・三〇	非合金快削鋼のもの		
七三四・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三四・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三四・六〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七

七三五	鉄又は非合金鋼のその他の棒		
七三五・一〇	非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八％	G／HS／八七
七三五・二〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％	G／HS／八七
七三五・三〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％	G／HS／八七
七三五・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％	G／HS／八七
七三五・五〇	その他のもの		
七三五・六〇	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	五・八％	G／HS／八七
七三六	その他のもの		
七三六・一〇	鉄又は非合金鋼の形鋼		
七三六・一三	U形鋼、I形鋼又はH形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％	G／HS／八七
	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％	G／HS／八七
	山形鋼		
	T形鋼		
	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さ		

七二六・三	が八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％G／HS／八七
七二六・三二	U形鋼	四・九％G／HS／八七
七二六・三三	I形鋼	四・九％G／HS／八七
七二六・四〇	H形鋼	四・九％G／HS／八七
七二六・四九	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％G／HS／八七
七二六・五〇	その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％G／HS／八七
七二六・六〇	形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・九％G／HS／八七
七二六・九〇	その他のもの	四・九％G／HS／八七
七二七	鉄又は非合金鋼の線	
七二七・一	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	四・九％G／HS／八七
七二七・一一	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	四・九％G／HS／八七
七二七・一二	亜鉛をめっきしたもの	四・九％G／HS／八七
七二七・一三	その他の卑金属をめっきしたもの	四・九％G／HS／八七
七二七・一九	その他のもの	四・九％G／HS／八七
七二七・二	炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のもの	四・九％G／HS／八七
七二七・二一	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	四・九％G／HS／八七
七二七・二二	亜鉛をめっきしたもの	四・九％G／HS／八七
七二七・二三	その他の卑金属をめっきしたもの	四・九％G／HS／八七
七二七・二九	その他のもの	四・九％G／HS／八七
七二七・三	炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のもの	四・九％G／HS／八七
七二七・三一	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	四・九％G／HS／八七
七二七・三二	亜鉛をめっきしたもの	四・九％G／HS／八七
七二七・三三	その他の卑金属をめっきしたもの	四・九％G／HS／八七
七二七・三九	その他のもの	四・九％G／HS／八七
七二八・一〇	インゴットその他の一次形状のもの	四・九％G／HS／八七
七二八・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	四・九％G／HS／八七
七二八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	四・九％G／HS／八七
七二九・一一	その他のもの	四・九％G／HS／八七
七二九・一二	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの	四・九％G／HS／八七
七二九・一三	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	四・九％G／HS／八七
七二九・一四	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	四・九％G／HS／八七
七二九・二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・九％G／HS／八七
七二九・二一	厚さが三ミリメートル未満のもの	四・九％G／HS／八七
七二九・二二	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの	四・九％G／HS／八七
七二九・二三	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	四・九％G／HS／八七
七二九・二四	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	四・九％G／HS／八七
七二九・二五	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・九％G／HS／八七
七二九・二九	厚さが三ミリメートル未満のもの	四・九％G／HS／八七
七三〇	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八％G／HS／八七
七三〇・一	銅又は銅合金の線	五・八％G／HS／八七
七三〇・一一	黄銅の線	五・八％G／HS／八七
七三〇・一二	青銅の線	五・八％G／HS／八七
七三〇・一三	白銅の線	五・八％G／HS／八七
七三〇・一九	その他の銅合金の線	五・八％G／HS／八七
七三〇・二	銅又は銅合金の形鋼	五・八％G／HS／八七
七三〇・二一	黄銅の形鋼	五・八％G／HS／八七
七三〇・二二	青銅の形鋼	五・八％G／HS／八七
七三〇・二三	白銅の形鋼	五・八％G／HS／八七
七三〇・二九	その他の銅合金の形鋼	五・八％G／HS／八七
七三〇・三	銅又は銅合金の棒（形鋼を除く。）	五・八％G／HS／八七
七三〇・三一	黄銅の棒（形鋼を除く。）	五・八％G／HS／八七
七三〇・三二	青銅の棒（形鋼を除く。）	五・八％G／HS／八七
七三〇・三三	白銅の棒（形鋼を除く。）	五・八％G／HS／八七
七三〇・三九	その他の銅合金の棒（形鋼を除く。）	五・八％G／HS／八七

七二九・三三	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二九・三四	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二九・三五	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二九・三六	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二九・三七	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七二九・九〇	その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）		
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三〇・二	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三〇・三	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三〇・二〇	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三〇・九〇	その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三一	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三一・一〇	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼		
	棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三一・二〇	棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三一・九〇	その他の棒	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三二・二〇	形鋼	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三二・四〇	ステンレス鋼の線	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品		
七三四・一〇	インゴットその他の一次形状のもの	八・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三四・二〇	高速度鋼のもの	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三四・九〇	その他のもの	八・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）		
七三五・一〇	けい素電気鋼のもの	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三五・二〇	高速度鋼のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三五・三〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	八・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三五・四〇	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三五・五〇	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
	その他のもの（冷間圧延をしたも	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	

のに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの		
七三五・八		
その他のもの		
バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇％を超えるものに限る。）	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三六		
その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）		
けい素電気鋼のもの	七・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三六・一〇		
七三六・二〇		
高速度鋼のもの	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三六・九一		
熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三六・九二		
その他のもの	八・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三六・九九		
その他のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三七		
その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三七・一〇		
七三七・二〇		
高速度鋼のもの	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三七・九〇		
シリコマンガン鋼のもの	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他のもの		
合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三八		
その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒		
高速度鋼の棒	七・九％Ｇ／ＨＳ／八七	
シリコマンガン鋼の棒	八・二％Ｇ／ＨＳ／八七	
その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八％Ｇ／ＨＳ／八七	
七三八・一〇		
七三八・二〇		
七三八・三〇		
合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	七・二％Ｇ／ＨＳ／八七	

七三八・四〇	その他のもの		
	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの		
七三八・五〇	その他のもの		
	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	五・八％	G／HS／八七
	その他のもの		
七三八・六〇	その他の棒		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	七・二％	G／HS／八七
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
七三八・七〇	形鋼		
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	七・二％	G／HS／八七
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
七三八・八〇	中空ドリル棒	七・二％	G／HS／八七
七三九	その他の合金鋼の線	五・八％	G／HS／八七
七三九・一〇	高速度鋼のもの	七・二％	G／HS／八七
七三九・二〇	シリコマンガン鋼のもの	八・二％	G／HS／八七
七三九・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五％以上のものに限る。）のもの	七・二％	G／HS／八七
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
七三〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼		
七三〇一・一〇	鋼矢板		
	合金鋼製のもの	五・八％	G／HS／八七
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
七三〇一・二〇	形鋼		
七三〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）		
七三〇二・一〇	レール	四・九％	G／HS／八七
七三〇二・二〇	まくら木	四・九％	G／HS／八七
七三〇二・三〇	トングレール、轍差、転轍棒	四・九％	G／HS／八七
七三〇二・九〇	その他の分岐器の構成部分	四・九％	G／HS／八七
七三〇三・〇〇	継目板及びソールプレート	四・九％	G／HS／八七
七三〇四	その他のもの		
七三〇四・一〇	鋳鉄製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	四・九％	G／HS／八七
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
七三〇四・二〇	合金鋼製のもの	六・五％	G／HS／八七
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及び		

ドリルパイプ			
合金鋼製のもの			
その他のもの	六・五%	G／HS／八七	
その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七	
七三〇四・三＊	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
七三〇四・三九＊	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
七三〇四・四一＊	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
その他のもの			
七三〇四・四九＊	その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
七三〇四・五一＊	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの		
その他のもの			
七三〇四・五九＊	その他のもの		
七三〇四・九＊	合金鋼製のもの		
その他のもの			
七三〇五＊	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）		
油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ			
縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの			
合金鋼製のもの			
その他のもの			
七三〇五・一＊	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）		
合金鋼製のもの			
七三〇五・一九	その他のもの		
合金鋼製のもの			
七三〇五・二＊	その他のもの		
油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング			
七三〇五・二〇	合金鋼製のもの		
その他のもの			
七三〇五・二九	合金鋼製のもの		
その他のもの			
七三〇五・三＊	その他のもの		
縦方向に溶接したもの			
七三〇五・三一	合金鋼製のもの		
その他のもの			
七三〇五・三九	合金鋼製のもの		
その他のもの			
七三〇五・九＊	その他のもの		
七三〇六＊	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
七三〇六・一＊	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
合金鋼製のもの			
その他のもの			
七三〇六・一〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング		
合金鋼製のもの			
その他のもの			
七三〇六・一九	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		
その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）			
七三〇六・二＊	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		

七三〇六・六〇	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）				
*	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七		
*	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇六・九〇	その他のもの				
	合金鋼製のもの	六・五%	G／HS／八七		
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）				
	鋳造した継手				
七三〇七・一一	非可鍛鋳鉄製のもの	五・八%	G／HS／八七		
七三〇七・一九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）				
七三〇七・二一	フランジ	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・二二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・二三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの				
七三〇七・九一	フランジ	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・九三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三〇七・九九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品				
七三〇八・一〇	橋及び橋げた	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・二〇	塔及び格子柱	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・四〇	足場用、枠組み用又は坑道用の支柱その他これに類する物品	四・九%	G／HS／八七		
七三〇八・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	四・九%	G／HS／八七		
七三一〇	鉄鋼製のタンク、たる、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）				
七三一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの	四・九%	G／HS／八七		
	内容積が五〇リットル未満のもの				
七三一〇・二一	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
七三一〇・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三一一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	四・九%	G／HS／八七		
七三一二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）				
七三一二・一〇*	より線、ロープ及びケーブル	四・九%	G／HS／八七		
七三一二・九〇*	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三一三・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵に使用する種類のもの	四・九%	G／HS／八七		
七三一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバ				

ンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル			
七三一四・一二	織つた物品		
七三一四・一九	ステンレス鋼製のもの		
七三一四・二〇	その他のもの		
	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三一四・三〇	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三一四・四一	その他のワイヤグリル、網及び柵		
七三一四・四二	亜鉛をめつきしたもの	四・九％	G／HS／八七
七三一四・四九	プラスチックを被覆したもの	四・九％	G／HS／八七
七三一四・五〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
七三一五	エキスパンデッドメタル		
	鉄鋼製の鎖及びその部分品		
七三一五・一一	連接リンクチェーン及びその部分品		
七三一五・一二	ローラーチェーン	四・九％	G／HS／八七
七三一五・一九	その他の鎖	四・九％	G／HS／八七
七三一五・二〇	部分品	四・九％	G／HS／八七
	スキッドチェーン	四・九％	G／HS／八七
七三一五・八一	その他の鎖		
七三一五・八二	スタッド付きチェーン	四・九％	G／HS／八七
	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七三一五・八九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
七三一五・九〇	その他の部分品	四・九％	G／HS／八七
七三一六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	四・九％	G／HS／八七
七三一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した	四・九％	G／HS／八七

七三一八	頭部を有するものを含む。） 鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	四・九％	G／HS／八七
	ねじを切つた製品		
七三一八・一一	コーチスクリュー	四・二％	G／HS／八七
七三一八・一三	その他の木ねじ	四・二％	G／HS／八七
	スクリューフック及びスクリューリング	四・二％	G／HS／八七
七三一八・一四	セルフタッピングスクリュー	四・二％	G／HS／八七
七三一八・一五	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七
七三一八・一六	ナット	四・二％	G／HS／八七
七三一八・一九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
	ねじを切つてない製品		
七三一八・二一	ばね座金その他の止め座金	四・二％	G／HS／八七
七三一八・二三	その他の座金	四・二％	G／HS／八七
七三一八・三三	リベット	四・二％	G／HS／八七
七三一八・四四	コッター及びコッターピン	四・二％	G／HS／八七
七三一八・九九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
七三一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、しゆう用穴あけ手針その他これらに類する物品	四・二％	G／HS／八七
七三一九・一〇	縫針、かがり針及びししゆう針	三・七％	G／HS／八七
七三一九・二〇	安全ピン	三・七％	G／HS／八七
七三一九・三〇	その他のピン	三・七％	G／HS／八七
七三一九・九〇	その他のもの	三・七％	G／HS／八七
七三二〇	鉄鋼製のばね及びばね板		
七三二〇・一〇	板ばね及びそのばね板		
	自動車用のシャシばね及びそのばね板	七・二％	G／HS／八七
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
七三二〇・二〇	コイルばね		
	自動車用のシャシばね	七・二％	G／HS／八七

七三三・〇-九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの	七・二%	G／HS／八七
	自動車用のシャシばね	四・九%	G／HS／八七
七三三	その他のもの		
	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）		
七三三・一	調理用加熱器具及び皿温め器		
	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一-一	液体燃料用のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一-二	固体燃料用のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一-三	その他の器具		
	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一-八	液体燃料用のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一-八-一	固体燃料用のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一-八-二	部分品		
七三三・一-八-三	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）		
七三三・一-八-三-一	ラジエーター及びその部分品		
七三三・一-八-三-一-一	鋳鉄製のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一-八-三-一-九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一-八-三-九*	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		
七三三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		
七三三・一〇-一	その他のもの		
七三三・一〇-一-一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）	五・八%	G／HS／八七
七三三・一〇-一-二	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）	三・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-一-三	ステンレス鋼製のもの	三・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-一-四	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	三・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-一-九	その他のもの	三・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-二	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-二-一	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	四・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-二-二	浴槽		
七三三・一〇-二-二-一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-二-二-九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-二-九*	その他のもの（部分品を含む。）	四・九%	G／HS／八七
七三三・一〇-九	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）		
七三三・一〇-九-一	非可鍛鋳鉄製のもの		
七三三・一〇-九-一-一	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
七三三・一〇-九-一-二	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	五・八%	G／HS／八七
七三三・一〇-九-一-九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
七三三・一〇-九-二	その他の鉄鋼製品		
七三三・一〇-九-二-一	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八%	G／HS／八七
七三三・一〇-九-二-二	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	五・八%	G／HS／八七
七三三・一〇-九-二-九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七

七三六・二〇*	鉄鋼の線から製造したもの	五・八%	G／HS／八七		
七三六・二九	その他のもの				
	エンドレスコンベヤベルト（巻いた未完成のコンベヤベルトで両端にリベットの穴を有するものを含む。）	四・九%	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七		
七四〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	無税	G／HS／八七		
七四〇一・一〇	銅のマット	無税	G／HS／八七		
七四〇一・二〇	セメントカッパー（沈殿銅）	無税	G／HS／八七		
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	七・三%	G／HS／八七		
七四〇三	精製銅又は銅合金の塊				
七四〇三・一	精製銅				
	陰極銅及びその切断片	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・二	ワイヤバー	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・三	ビレット	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・九	その他のもの	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・一	銅合金				
七四〇三・一一	銅・亜鉛合金（黄銅）	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・一三	銅・すず合金（青銅）	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・一九	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）	一キログラムにつき二一円	G／HS／八七		
七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	一キログラム	G／HS／八七		

七四〇四・〇〇	銅のくず	ムにつき二一円	無税	G／HS／八七	
七四五・〇〇	銅のマスターアロイ		六%	G／HS／八七	
七四六	銅の粉及びフレーク				
七四六・一〇	粉（薄片状のものを除く。）		七・二%	G／HS／八七	
七四六・二〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク		七・二%	G／HS／八七	
七四七	銅の棒及び形材				
七四七・一〇	精製銅のもの		七・二%	G／HS／八七	
	銅合金のもの				
七四七・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		七・二%	G／HS／八七	
七四七・二三	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		五・八%	G／HS／八七	
七四七・二九	その他のもの		七・二%	G／HS／八七	
七四八	銅の線				
七四八・一一	精製銅のもの				
	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの		七・二%	G／HS／八七	
七四八・一九	その他のもの		七・二%	G／HS／八七	
七四八・二一	銅合金のもの				
	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		七・二%	G／HS／八七	
七四八・二三	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		五・八%	G／HS／八七	
七四八・二九	その他のもの		七・二%	G／HS／八七	
七四九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）				
七四九・一一	精製銅のもの				
	巻いたもの		六・五%	G／HS／八七	
七四九・一九	その他のもの		六・五%	G／HS／八七	
七四九・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの				
	巻いたもの		六%	G／HS／八七	
七四九・二九	その他のもの		六%	G／HS／八七	
七四九・三一	銅・すず合金（青銅）のもの				
	巻いたもの		六%	G／HS／八七	
七四九・三九	その他のもの		六%	G／HS／八七	

七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	五・八％	G／HS／八七
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	六％	G／HS／八七
七四一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）		
七四一〇・一	裏張りしてないもの		
七四一〇・一一	精製銅のもの	六％	G／HS／八七
七四一〇・一二	銅合金のもの	六・五％	G／HS／八七
七四一〇・二	裏張りしたもの		
七四一〇・二一	精製銅のもの	六％	G／HS／八七
七四一〇・二二	銅合金のもの	六％	G／HS／八七
七四一一	銅製の管		
七四一一・一〇	精製銅のもの	六・五％	G／HS／八七
	銅合金のもの		
七四一一・一一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	六・五％	G／HS／八七
七四一一・一二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	六・五％	G／HS／八七
七四一一・一九	その他のもの	六・五％	G／HS／八七
七四一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
七四一二・一〇	精製銅のもの	五・八％	G／HS／八七
七四一二・二〇	銅合金のもの	五・八％	G／HS／八七
七四一三・〇〇＊	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	七・二％	G／HS／八七
七四一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
七四一四・一〇	並びに銅製のエキスパンデッドメタル	五・八％	G／HS／八七
七四一四・九〇	機械用ワイヤエンドレスバンド		
七四一五	その他のもの		
	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品		
七四一五・一〇	くぎ、びよう、画びよう、またくぎその他これらに類する製品	五・八％	G／HS／八七
七四一五・一九	その他のもの（ねじを切つたものを除く。）	五・八％	G／HS／八七
七四一五・二一	座金（ばね座金を含む。）	五・八％	G／HS／八七
七四一五・二九	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
七四一五・三一	その他のもの（ねじを切つたものに限る。）		
七四一五・三三	木ねじ	五・八％	G／HS／八七
七四一五・三九	その他のねじ、ボルト及びナット	五・八％	G／HS／八七
七四一六・〇〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
七四一七・〇〇	銅製のばね	五・八％	G／HS／八七
七四一八	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七
七四一八・一〇	食卓用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	五・八％	G／HS／八七
七四一八・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	五・一％	G／HS／八七
七四一九	衛生用品及びその部分品	五・一％	G／HS／八七
	その他の銅製品		

七四一九・一〇	鎖及びその部分品	五・八％	G／HS／八七
七四一九・九一	その他のもの 鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	五・八％	G／HS／八七
七四一九・九九	その他のもの 貴金属をめつきしたもの	一〇％	G／HS／八七
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
七五〇一	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物		
七五〇一・一〇	ニッケルのマット	無税	G／HS／八七
七五〇一・二〇	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八％以上のものに限る。）	一キログラムにつき八一円	G／HS／八七
	その他のもの 酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。）	七・二％	G／HS／八七
	その他のもの	無税	G／HS／八七
七五〇二	ニッケルの塊		
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）	一キログラムにつき八一円	G／HS／八七
七五〇二・二〇	ニッケル合金 ニッケルの含有量が全重量の五〇％未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇％以上のもの	無税	G／HS／八七
	その他のもの	九％	G／HS／八七
七五〇三・〇〇	ニッケルのくず	無税	G／HS／八七
七五〇四・〇〇	ニッケルの粉及びフレーク 真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの	無税	G／HS／八七

七五〇五	ニッケルの棒、形材及び線		
七五〇五・一〇	棒及び形材 ニッケル（合金を除く。）のもの	一キログラムにつき六五円	G／HS／八七
七五〇五・一三	ニッケル合金のもの	六％	G／HS／八七
七五〇五・二〇	線 ニッケル（合金を除く。）のもの	七・二％	G／HS／八七
七五〇五・二三	ニッケル合金のもの	五・八％	G／HS／八七
七五〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく		
七五〇六・一〇	ニッケル（合金を除く。）のもの 真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの	無税	G／HS／八七

注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。

その他のもの
ニッケル（合金を除く。）のもの

注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにす

	る。		
七六〇六・一〇	その他のもの		
七六〇七	ニッケル合金のもの	七・二%	G／HS／八七
	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	五・八%	G／HS／八七
七六〇七・一	管		
七六〇七・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの	七・二%	G／HS／八七
七六〇七・一三	ニッケル合金のもの	六・五%	G／HS／八七
七六〇七・一〇	管用継手	五・八%	G／HS／八七
七六〇八・〇〇	その他のニッケル製品		
七六〇一	アルミニウムの塊		
七六〇一・一〇	アルミニウム（合金を除く。）	一%	G／HS／八七
七六〇一・二〇	アルミニウム合金	一%	G／HS／八七
七六〇一・八〇	アルミニウムのくず	無税	G／HS／八七
七六〇三	アルミニウムの粉及びフレーク		
七六〇三・一〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	五・八%	G／HS／八七
七六〇四	アルミニウムの棒及び形材		
七六〇四・一〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの	五・八%	G／HS／八七
	アルミニウム合金のもの		
七六〇四・二	中空の形材		
七六〇四・二一	その他のもの	一一・五%	G／HS／八七
七六〇五	アルミニウムの線		
七六〇五・一	アルミニウム（合金を除く。）のもの		
七六〇五・一一	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	一一・五%	G／HS／八七
七六〇五・一九	その他のもの	一二・八%	G／HS／八七
	アルミニウム合金のもの		
七六〇五・二一	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	一一・五%	G／HS／八七
七六〇五・二九	その他のもの	一二・八%	G／HS／八七
七六〇六	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）長方形（正方形を含む。）のもの		

七六〇六・二	アルミニウム（合金を除く。）のもの	三%	G／HS／八七
七六〇六・三	アルミニウム合金のもの		
	大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）（注）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）	無税	G／HS／八七
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もっとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。		
	その他のもの		
七六〇六・九	アルミニウム（合金を除く。）のもの	三%	G／HS／八七
七六〇六・九一	アルミニウム合金のもの		
	大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）（注）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）	無税	G／HS／八七
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定		

	用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。			
七六〇七	その他のもの			
	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	三%	G／HS／八七	
	裏張りしてないもの			
七六〇七・二	圧延したもの（更に加工したものを除く。）	一二・八%	G／HS／八七	
七六〇七・一九	その他のもの	一二・八%	G／HS／八七	
七六〇七・二〇	裏張りしたもの	一二・八%	G／HS／八七	
七六〇八	アルミニウム製の管			
七六〇八・一〇＊	アルミニウム（合金を除く。）のもの	一二・八%	G／HS／八七	
七六〇八・二〇＊	アルミニウム合金のもの	一二・八%	G／HS／八七	
七六〇九・〇〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	五・八%	G／HS／八七	
七六一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			
七六一〇・一〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	五・一%	G／HS／八七	
七六一〇・二〇	その他のもの	五・一%	G／HS／八七	
七六一一・〇〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
七六一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	五・八%	G／HS／八七	
七六一三・一〇	折畳み可能なチューブ状のもの	五・八%	G／HS／八七	
七六一三・九〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
七六一四	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	七・九%	G／HS／八七	
七六一四・一〇	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	七・九%	G／HS／八七	
七六一四・九〇	しんに鋼を使用したもの			
七六一五	その他のもの			
七六一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）			
	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッ			

	シンググラブその他これらに類する製品	五・一%	G／HS／八七	
七六一五・一〇	衛生用品及びその部分品	五・一%	G／HS／八七	
七六一六	その他のアルミニウム製品			
七六一六・一〇	くぎ、びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	五・一%	G／HS／八七	
七六一六・九〇	その他のもの	五・一%	G／HS／八七	
七八	鉛及びその製品			
七八〇一	鉛の塊			
七八〇一・一〇	精製鉛	一キログラムにつき八円	G／HS／八七	
	その他のもの			
七八〇一・九一	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの	六・五%（その率が一キログラムにつき五円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
七八〇一・九九	その他のもの	四・七%（その率が一キログラムにつき八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
	鉛合金のもの			
	その他のもの			
	電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）	六%	G／HS／八七	
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。			
	その他のもの	一キログラムにつき八円	G／HS／八七	
七八〇二・〇〇	鉛のくず	三・二%	G／HS／八七	
七八〇三・〇〇	鉛の棒、形材及び線	五・八%	G／HS／八七	
七八〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク			
七八〇四・二	板、シート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）	六・五%	G／HS／八七	
	その他のもの	八・二%	G／HS／八七	
七八〇四・九〇	粉及びフレーク	六・五%	G／HS／八七	
七八〇五・〇〇	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	六・五%	G／HS／八七	
七八〇六・〇〇	その他の鉛製品	七・二%	G／HS／八七	
七九	亜鉛及びその製品			
七九〇一	亜鉛の塊			
七九〇一・一	亜鉛（合金を除く。）			
	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	五・八%	G／HS／八七	
七九〇一・三	亜鉛の含有量が全重量の九九・	一キログラムにつき八円	G／HS／八七	

七九〇一・二〇	九九％未満のもの	一キログラム円	G／HS／八七	
	亜鉛合金			
	アルミニウムの含有量が全重量の三％を超えるもの	一キログラムにつき七円八〇銭	G／HS／八七	
	その他のもの			
	亜鉛の含有量が全重量の九五％以上のもの	一キログラムにつき七円二〇銭	G／HS／八七	
	その他のもの			
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず	無税	G／HS／八七	
七九〇三・一〇	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	一・九％	G／HS／八七	
七九〇三・九〇	亜鉛のダスト			
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線	五・八％	G／HS／八七	
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	四・八％	G／HS／八七	
七九〇六・〇〇	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	七・二％	G／HS／八七	
七九〇七	その他の亜鉛製品			
七九〇七・一〇	とい、ルーフキャッピング、天窓用枠その他加工した建築用材料	四・八％	G／HS／八七	
七九〇七・九〇	その他のもの			
八〇〇一	すずの塊	四・九％	G／HS／八七	
八〇〇一・一〇	すず（合金を除く。）	五・八％	G／HS／八七	
八〇〇一・二〇	すず合金	四・九％	G／HS／八七	
八〇〇二・〇〇	すずのくず	無税	G／HS／八七	
八〇〇三・〇〇	すずの棒、形材及び線	三・二％	G／HS／八七	
八〇〇四・〇〇	すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	無税	G／HS／八七	
八〇〇五	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク	三・七％	G／HS／八七	
八〇〇五・一〇	はく	四・九％	G／HS／八七	
八〇〇五・二〇	粉及びフレーク	四・九％	G／HS／八七	
八〇〇六・〇〇	すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	五・八％	G／HS／八七	
八〇〇七・〇〇	その他のすず製品	四・九％	G／HS／八七	
八一〇一	タングステン及びその製品（くずを含む。）	五・八％	G／HS／八七	
八一〇一・一〇	粉	無税	G／HS／八七	
八一〇一・九一	その他のもの			
	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	三・七％	G／HS／八七	
八一〇一・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	三・七％	G／HS／八七	
八一〇一・九三	線	三・七％	G／HS／八七	
八一〇一・九九	その他のもの	三・七％	G／HS／八七	
八一〇二	モリブデン及びその製品（くずを含む。）	三・七％	G／HS／八七	
八一〇二・一〇	粉	三・七％	G／HS／八七	
八一〇二・九一	その他のもの	三・七％	G／HS／八七	
八一〇二・九二	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	三・七％	G／HS／八七	
八一〇二・九九	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	三・七％	G／HS／八七	
八一〇三	線	四・九％	G／HS／八七	
八一〇三・一〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
八一〇三・九〇	タンタル及びその製品（くずを含む。）	五・八％	G／HS／八七	
	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）、くず及び粉	五・八％	G／HS／八七	
	タンタルの塊及び粉	四・九％	G／HS／八七	
	くず	四・九％	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	

八一〇四	フレーク	五・八%	G／HS／八七
	その他のもの	七・二%	G／HS／八七
八一〇四・一	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）		
	マグネシウムの塊		
八一〇四・一九	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	六・五%	G／HS／八七
八一〇四・二〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七
八一〇四・三〇	くず	三・二%	G／HS／八七
八一〇四・九〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	七・二%	G／HS／八七
八一〇四・九〇	その他のもの	七・二%	G／HS／八七
八一〇五	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）		
八一〇五・一〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊、くず及び粉	無税	G／HS／八七
八一〇五・九〇	その他のもの	六・一%	G／HS／八七
八一〇六	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	五・一%	G／HS／八七
八一〇七	カドミウム及びその製品（くずを含む。）		
八一〇七・一〇	カドミウムの塊、くず及び粉	五・一%	G／HS／八七
八一〇七・九〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七
八一〇八	チタン及びその製品（くずを含む。）		
八一〇八・一〇	タチンの塊、くず及び粉	五・一%	G／HS／八七
八一〇八・九〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七
八一〇九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）		
八一〇九・一〇	ジルコニウムの塊、くず及び粉	四・八%	G／HS／八七
八一〇九・九〇	その他のもの	六・五%	G／HS／八七
八一一〇・〇〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	一キログラムにつき二八円	G／HS／八七
八一一			
八一一・〇〇	マンガン及びその製品（くずを含む。）	五・五%	G／HS／八七
八一二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
八一二・一	ベリリウム		
八一二・一九	塊、くず及び粉	三・二%	G／HS／八七
八一二・二〇	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
八一二・三〇	クロム		
	クロムの塊、くず及び粉	五・一%	G／HS／八七
	その他のもの	六・五%	G／HS／八七
八一二・五〇	ゲルマニウム		
	くず	無税	G／HS／八七
八一二・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
八一二・九一	バナジウム		
	塊、くず及び粉	六・五%	G／HS／八七
	インジウムのもの		
八一二・九九	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
八一二・九九	その他のもの	五・一%	G／HS／八七
八一二・九九	サーメット及びその製品（くずを含む。）	六・五%	G／HS／八七
八一三	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）		
八一三・一〇	スペード及びショベル	三・六%	G／HS／八七
八一三・二〇	フォーク	三・六%	G／HS／八七
八一三・三〇	つるはし、くわ及びレーキ	三・六%	G／HS／八七
八一三・四〇	なた、なたがまその他のおの類	三・六%	G／HS／八七
八一三・五〇	片手剪定ばさみ（家きん切断用のものを含む。）	五・五%	G／HS／八七
八一三・六〇	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	三・六%	G／HS／八七
八一三・九〇	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具のこぎり（種類を問わない。）のブレ	三・六%	G／HS／八七
八一四			

	ード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり	四・二%	G／HS／八七
八二〇一・一〇	手のこぎり		
八二〇一・一〇	帯のこぎりのブレード	三・六%	G／HS／八七
	サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）		
八二〇一・三一	作用する部分に鋼を使用したもの	三・六%	G／HS／八七
八二〇一・三三	作用する部分にその他の材料を使用したもの	三・六%	G／HS／八七
八二〇一・四〇	チェーンソーのブレード	三・六%	G／HS／八七
八二〇一・九	その他ののこぎりのブレード		
八二〇一・九一	ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）	三・六%	G／HS／八七
	機械式ののこぎりのブレード（ハックソーブレードを除く。）	三・六%	G／HS／八七
	ハックソーブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。）	三・六%	G／HS／八七
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
八二〇一・九九	その他のもの	三・六%	G／HS／八七
八二〇二	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	三・六%	G／HS／八七
八二〇二・一〇	やすりその他これに類する手工具	三・六%	G／HS／八七
八二〇二・二〇	プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具	三・六%	G／HS／八七
八二〇二・三〇	金属切断用ばさみその他これに類する手工具	三・六%	G／HS／八七
八二〇二・四〇	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	三・六%	G／HS／八七
八二〇四	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	三・六%	G／HS／八七
八二〇四・一一	スパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）	三・六%	G／HS／八七
八二〇四・一二	調節式でないもの	三・六%	G／HS／八七
八二〇四・一三	互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	三・六%	G／HS／八七
八二〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・二〇	ハンマー	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・三〇	かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・四〇	ねじ回し	三・六%	G／HS／八七
	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・五一	家庭用のもの	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・五九	その他のもの	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・六〇	トーチランプ	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・七〇	万力、クランプその他これらに類する物品	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・八〇	金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	三・六%	G／HS／八七
八二〇五・九〇	手道具又は手工具のセット（この項の二以上の号の製品をセットに	三・六%	G／HS／八七

	したものに限る。）	
八二〇六・〇〇	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）	三・六％ G／HS／八七
八二〇七	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、ピレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）	三・六％ G／HS／八七
八二〇七・二	削岩用又は土壌せん孔用の工具	
八二〇七・三	作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	四・八％ G／HS／八七
八二〇七・一〇	作用する部分にその他の材料を使用したもの	四・八％ G／HS／八七
八二〇七・三〇	金属の引抜き用又は押出し用のダイス	四・二％ G／HS／八七
八二〇七・四〇	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具	四・二％ G／HS／八七
八二〇七・五〇	ねじ立て用又はねじ切り用の工具	四・二％ G／HS／八七
八二〇七・六〇	穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）	四・八％ G／HS／八七
八二〇七・七〇	中ぐり用又はブローチ削り用の工具	四・四％ G／HS／八七
八二〇七・七五	フライス削り用工具	五・五％ G／HS／八七
八二〇七・八〇	切削用工具	四・二％ G／HS／八七
八二〇七・八五	その他の互換性工具	四・二％ G／HS／八七
八二〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃	四・二％ G／HS／八七
八二〇八・一〇	金属加工用のもの	四・二％ G／HS／八七
八二〇八・二〇	木工用のもの	四・二％ G／HS／八七
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	四・二％ G／HS／八七
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	四・二％ G／HS／八七

八二〇八・九〇	その他のもの	四・二％ G／HS／八七
八二〇九・〇〇	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。）	五・八％ G／HS／八七
八二一〇・〇〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	四・二％ G／HS／八七
八二一一	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二一・〇八項のナイフを除く。）及びその刃	五・五％ G／HS／八七
八二一一・一〇	詰合せセット	五・五％ G／HS／八七
八二一一・九一	その他のもの テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）	五・五％ G／HS／八七
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	五・五％ G／HS／八七
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	五・五％ G／HS／八七
八二一一・九四	刃	四・六％ G／HS／八七
八二一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	一・九％ G／HS／八七
八二一二・一〇	かみそり 安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	四・八％ G／HS／八七
八二一二・二〇	ストリップ状のもの	一枚につき G／HS／八七 五〇銭
八二一三・九〇	その他のもの その他の部分品	五・八％ G／HS／八七
八二一三・〇〇	はさみ、テーラースシヤーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	五・五％ G／HS／八七
八二一四	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び	

八二四・一〇	用具（つめやすりを含む。）	五・五%	G／HS／八七	
八二四・一〇	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	五・八%	G／HS／八七	
八二四・二〇	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	五・八%	G／HS／八七	
八二四・九〇	その他のもの	五・五%	G／HS／八七	
八二五	スプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具			
八二五・一〇	詰合せセット（貴金属をめつきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）	五・八%	G／HS／八七	
八二五・二〇	その他の詰合せセット	五・八%	G／HS／八七	
八二五・九〇	その他のもの	五・五%	G／HS／八七	
八二五・九一	貴金属をめつきしたもの	八・二%	G／HS／八七	
八二五・九九	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
八三〇一	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ			
八三〇一・一〇	南京錠	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・三〇	家具に使用する種類の錠	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・四〇	その他の錠	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・六〇	部分品	五・一%	G／HS／八七	
八三〇一・七〇	かぎ（単独で提示するものに限る。）	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・一〇＊	ちようつがい	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・二〇＊	キャスター	三%	G／HS／八七	
八三〇二・三〇	その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・四二＊	建築物に適するもの	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・四三＊	その他のもの（家具に適するものに限る。）	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・四九＊	その他のもの	五・一%	G／HS／八七	
八三〇二・五〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	四・八%	G／HS／八七	
八三〇二・六〇＊	ドアクローザー	四・八%	G／HS／八七	
八三〇三・〇〇	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	四・八%	G／HS／八七	
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	五・八%	G／HS／八七	
八三〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	五・一%	G／HS／八七	
八三〇五・一〇	書類とじ込み用金具	五・一%	G／HS／八七	
八三〇五・二〇	ストリップ状ステープル	四・八%	G／HS／八七	
八三〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	四・八%	G／HS／八七	
八三〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁そ			

八三〇六・一〇	の他これに類するフレーム及び鏡		
	ベル、ゴングその他これらに類する物品		
八三〇六・二	小像その他の装飾品		
	貴金属をめつきしたもの	四・八%	G／HS／八七
八三〇六・二九	その他のもの	一〇%	G／HS／八七
八三〇六・三〇	額縁その他これに類するフレーム及び鏡	五・八%	G／HS／八七
八三〇七	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	五・八%	G／HS／八七
八三〇八・一〇＊	鉄鋼製のもの	三・六%	G／HS／八七
八三〇八・九〇＊	その他の卑金属製のもの	四・三%	G／HS／八七
八三〇九	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ビーズ及びスパングル		
八三〇九・一〇	フック、アイ及びアイレット	五・八%	G／HS／八七
八三〇九・二〇	管リベット及びふたまたリベット	五・八%	G／HS／八七
八三〇九・九〇	その他のもの（部分品を含む。）		
	ビーズ及びスパングル（貴金属をめつきしたものに限る。）	一〇%	G／HS／八七
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七
八三一〇	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	四・九%	G／HS／八七
八三一〇・一〇	王冠	四・八%	G／HS／八七
八三一〇・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
八三一一	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）		
八三一一・一〇	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒		
八三一一・二〇	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
八三一一・三〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
八三一一・九〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
八四〇一	その他のもの（部分品を含む。）	五・八%	G／HS／八七
	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器		
八四〇一・一〇	原子炉	六・五%	G／HS／八七
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	無税	G／HS／八七
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	七・二%	G／HS／八七
八四〇二	原子炉の部分品	六・五%	G／HS／八七
八四〇二・一	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー		
	蒸気発生ボイラー		
八四〇二・一一	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	四・二%	G／HS／八七
八四〇二・一三	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七
八四〇二・一九	その他の蒸気発生ボイラー（組		

八四〇二・二〇	合せボイラーを含む。）	四・二%	G	HS／八七	
八四〇二・九〇	過熱水ボイラー	四・二%	G	HS／八七	
八四〇三	部分品	五・七%	G	HS／八七	
	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）				
八四〇三・一〇	ボイラー	四・九%	G	HS／八七	
八四〇三・九〇	部分品	四・九%	G	HS／八七	
八四〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	五・七%	G	HS／八七	
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	七・二%	G	HS／八七	
八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器	五・七%	G	HS／八七	
八四〇四・九〇	部分品	四・二%	G	HS／八七	
八四〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	四・二%	G	HS／八七	
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）の部分品	四・二%	G	HS／八七	
八四〇五・九〇	蒸気タービン	五%	G	HS／八七	
八四〇六	タービン	五%	G	HS／八七	
八四〇六・一〇	船舶推進用のもの	四・二%	G	HS／八七	
八四〇六・一九	その他のもの	四・九%	G	HS／八七	
八四〇六・九〇	部分品	四・九%	G	HS／八七	
八四〇七	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	五・七%	G	HS／八七	
八四〇七・一〇＊	航空機用エンジン	四・二%	G	HS／八七	
八四〇七・二一	船舶推進用エンジン	四・二%	G	HS／八七	
八四〇七・二九	船外機	五%	G	HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G	HS／八七	

八四〇七・三一	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）	三%	G	HS／八七	
八四〇七・三二	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	三%	G	HS／八七	
八四〇七・三三	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	三%	G	HS／八七	
八四〇七・三四	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	三%	G	HS／八七	
八四〇七・三九	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	三%	G	HS／八七	
八四〇七・九〇	その他のエンジン	四・九%	G	HS／八七	
八四〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	四・九%	G	HS／八七	
八四〇八・一〇	船舶推進用エンジン	四・九%	G	HS／八七	
八四〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	三%	G	HS／八七	
八四〇八・九〇＊	その他のエンジン	四・九%	G	HS／八七	
八四〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	四・九%	G	HS／八七	
八四〇九・一〇＊	航空機用エンジンのもの	五%	G	HS／八七	
	その他のもの	三%	G	HS／八七	
八四〇九・九一	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの	無税	G	HS／八七	
	自動車用のもの	三%	G	HS／八七	
八四〇九・九九	その他のもの	無税	G	HS／八七	
	自動車用のもの	三%	G	HS／八七	
八四一〇	その他のもの	無税	G	HS／八七	
	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	五・七%	G	HS／八七	
八四一〇・一一	液体タービン及び水車				
八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの				
八四一〇・一三	出力が一、〇〇〇キロワットを				

	超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	五・七%	G／HS／八七		
八四一〇・三	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	五・七%	G／HS／八七	五%	G／HS／八七
八四一〇・九〇	部分品（調速機を含む。）	四・二%	G／HS／八七	無税	G／HS／八七
八四一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン				
	ターボジェット				
八四一一・一＊	推力が二五キロニュートン以下のもの	五%	G／HS／八七	五・七%	G／HS／八七
八四一一・一二＊	推力が二五キロニュートンを超えるもの	五%	G／HS／八七	五%	G／HS／八七
	ターボプロペラ				
八四一一・二一＊	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	五%	G／HS／八七	五・七%	G／HS／八七
八四一一・二三＊	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	五%	G／HS／八七	五%	G／HS／八七
	その他のガスタービン				
八四一一・八一＊	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	四・八%	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七
八四一一・八二＊	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	四・八%	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七
	部分品				
八四一一・九一＊	ターボジェット又はターボプロペラのもの	五%	G／HS／八七	五%	G／HS／八七
八四一一・九九＊	その他のもの	四・三%	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七
八四一二	その他の原動機				
八四一二・一〇＊	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	四・八%	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七
	液体原動機				
八四一二・二＊	直線運動式（シリンダー式）のもの	五・七%	G／HS／八七	五・七%	G／HS／八七
八四一二・九＊	その他のもの	五・七%	G／HS／八七	五・七%	G／HS／八七
	気体原動機				
八四一二・三＊	直線運動式（シリンダー式）のもの	四・八%	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七
八四一二・五＊	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七
八四一二・八〇＊	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七
八四一二・九〇＊	部分品	四・八%	G／HS／八七	四・八%	G／HS／八七

＊	＊	液体原動機のもの	五・七%	G／HS／八七	
		その他のもの			
八四一三		航空機用のもの	五%	G／HS／八七	
		その他のもの	無税	G／HS／八七	
		液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター			
		ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
八四一三・二一		燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七	
八四一三・一九	＊	その他のもの	三・六%	G／HS／八七	
		ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く。）	無税	G／HS／八七	
		その他のもの	五・七%	G／HS／八七	
八四一三・二〇＊	＊	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	無税	G／HS／八七	
八四一三・三〇	＊	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	無税	G／HS／八七	
		ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く。）	五・七%	G／HS／八七	
		その他のもの	三・六%	G／HS／八七	
八四一三・四〇	＊	コンクリートポンプ	無税	G／HS／八七	
八四一三・五〇	＊	その他の往復容積式ポンプ	三・六%	G／HS／八七	
		油圧ポンプ	無税	G／HS／八七	
		その他のもの			
八四一三・六〇	＊	その他の回転容積式ポンプ			
		油圧ポンプ			
		かじ取り倍力装置用のもの（ギヤ式又はベーン式のもので第八七・〇三項の乗用自動車用のものに限る。）	四・二%	G／HS／八七	
		その他のもの	三・六%	無税 G／HS／八七	

	その他のもの			
	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ			
	その他のもの			
八四一三・七〇	その他の遠心ポンプ			
	渦巻ポンプ			
	その他のもの			
	その他のポンプ及び液体エレベーター			
八四一三・八一	ポンプ			
八四一三・八二	液体エレベーター			
	部分品			
八四一三・九一	ポンプのもの			
八四一三・九二	液体エレベーターのもの			
八四一四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）			
八四一四・一〇	真空ポンプ			
八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ			
八四一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）			
	重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（往復式のものを除く。）	五・七%	G／HS／八七	
	その他のもの	三・六%	G／HS／八七	
八四一四・四〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）	無税	G／HS／八七	
	重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（往復式のものを除く。）	三・六%	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
	ファン			
八四一四・五一	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	三・六%	G／HS／八七	
		四%	G／HS／八七	
八四一四・五九	その他のもの	五・七%	G／HS／八七	
	自動車用排気タービン過給機	三・六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	ピストン式圧縮点火内燃機関用排気タービン過給機	四・二%	G／HS／八七	CH
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四一四・六〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）	無税	G／HS／八七	
八四一四・八〇	その他のもの			
	気体圧縮機（重量が一、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七	
	往復式のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
八四一四・九〇	部分品			
	ファン（第八四一四・五一号のものに限る。）又は自動車用排気タービン過給機のもの	三・六%	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四一五	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	四%	G／HS／八七	
	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のものに限る。）	無税	G／HS／八七	
八四一五・一〇	定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
八四一五・八一	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するもの			
	自動車用のもの及び定格冷房消費電力が三キロワット			

	以下のもの		三%	G／HS／八七		
	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）		無税	G／HS／八七		
八四一五・八二	自動車用のもの及び定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの		三%	G／HS／八七		
	その他のもの					
	パッケージ型のもの（圧縮式のものに限る。）		三%	G／HS／八七		
	その他のもの		無税	G／HS／八七		
八四一五・八三	冷却ユニットを自蔵しないもの		四%	G／HS／八七		
八四一五・八九	部分品					
八四一六	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械					
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー		四・二%	G／HS／八七		
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）		四・二%	G／HS／八七		
八四一六・三〇	メカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械		四・二%	G／HS／八七		
八四一六・九〇	部分品		四・二%	G／HS／八七		
八四一七	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）		四・二%	G／HS／八七		
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）		四・二%	G／HS／八七		
八四一七・二〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）		四・二%	G／HS／八七		
八四一七・八〇	その他のもの		四・二%	G／HS／八七		
八四一七・九〇	部分品		四・二%	G／HS／八七		
八四一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）		二・七%	G／HS／八七		
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）		二・七%	G／HS／八七		
八四一八・二	家庭用冷蔵庫					
八四一八・二一	圧縮式のもの		二・七%	G／HS／八七		
八四一八・二三	吸収式のもの（電気式のものに限る。）		二・七%	G／HS／八七		
八四一八・二九	その他のもの		二・七%	G／HS／八七		
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）		二・七%	G／HS／八七		
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）		二・七%	G／HS／八七		
八四一八・五〇	展示用のカウンター、キャビネット、ショーケースその他これらに類する物品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）		二・七%	G／HS／八七		
	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ					
八四一八・六一	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）		無税	G／HS／八七		
八四一八・六九	その他のもの		二・七%	G／HS／八七		
	冷蔵庫及び冷凍庫					
	アイスクリームフリーザー及び製氷機		三・六%	G／HS／八七		
	その他のもの					
	冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が一〇〇キログラム以下のものに限る。）		三・六%	G／HS／八七		
	その他のもの		無税	G／HS／八七		
	部分品					
八四一八・九一	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器		三・六%	G／HS／八七		
八四一八・九九	その他のもの		三・六%	G／HS／八七		
八四一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式であるかないかを問わないものとし、					

八四一九・一	家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	無税	G／HS／八七	
八四一九・一九	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	四・二%	G／HS／八七	
八四一九・二〇	瞬間ガス湯沸器	無税	G／HS／八七	
八四一九・三	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四一九・三一	医療用又は理化学用の滅菌器	無税	G／HS／八七	
八四一九・三二	乾燥器			
八四一九・三五	農産物用のもの	無税	G／HS／八七	
八四一九・三九	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	無税	G／HS／八七	
八四一九・四〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四一九・四五	蒸留用又は精留用の機器	無税	G／HS／八七	
八四一九・四九	熱交換装置	無税	G／HS／八七	
八四一九・五〇	気体液化装置	無税	G／HS／八七	
八四一九・五五	その他の機器	無税	G／HS／八七	
八四一九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	六%	G／HS／八七	
八四一九・八九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四一九・九〇	部分品	無税	G／HS／八七	
八四二〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	無税	G／HS／八七	
八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四二〇・九一	シリンダー	四・二%	G／HS／八七	
八四二〇・九九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四二一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	無税	G／HS／八七	
八四二一・一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	無税	G／HS／八七	
八四二一・一二	クリーム分離機	四・二%	G／HS／八七	
八四二一・一三	衣類脱水機	無税	G／HS／八七	
八四二一・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四二一・二	液体のろ過機及び清浄機			
八四二一・二一	水のろ過用又は清浄用のもの	無税	G／HS／八七	
八四二一・二九	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	無税	G／HS／八七	
八四二一・三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	無税	G／HS／八七	
八四二一・三一	自動車用のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四二一・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四二一・九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四二一・九九	自動車用のもの	無税	G／HS／八七	
八四二一・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四二一・三	気体のろ過機及び清浄機			
八四二一・三一	内燃機関の吸気用のろ過機	無税	G／HS／八七	
八四二一・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四二一・九	部分品			
八四二一・九一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四二一・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四二二	自動車用のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四二二・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四二二・二〇	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	四・九%	G／HS／八七	
八四二二・三〇	皿洗機			
八四二二・四〇	家庭用のもの	三・九%	G／HS／八七	
八四二二・九〇	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
八四二三	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	三・九%	G／HS／八七	
	その他の包装機械			
	部分品			
	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除	三・九%	G／HS／八七	

八四三・一〇	く。）及び分銅	四・二％	G／HS／八七		
八四三・二〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	四・二％	G／HS／八七		
八四三・三〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	四・二％	G／HS／八七		
八四三・八一	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	四・二％	G／HS／八七		
八四三・八二	その他の重量測定機器				
	最大ひよう量が三〇キログラム以下のもの	四・二％	G／HS／八七		
	最大ひよう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	四・二％	G／HS／八七		
八四三・八九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
八四三・九〇	分銅及び重量測定機器の部分品	四・二％	G／HS／八七		
八四四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	四・二％	G／HS／八七		
八四四・一〇＊	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七		
八四四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	四・二％	G／HS／八七		
八四四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	四・二％	G／HS／八七		
八四四・八一	その他の機器				
	農業用又は園芸用のもの	無税	G／HS／八七		
八四四・八九	その他のもの				
	ニューマチックマシン	四・二％	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四四・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七		
八四五	プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ				
	プーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）				
八四五・一一＊	電動機により作動するもの	四・九％	G／HS／八七		
八四五・一九＊	その他のもの	四・九％	G／HS／八七		
八四五・二〇	ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置	四・九％	G／HS／八七		
八四五・三一＊	その他のウインチ及びキャプスタン				
	電動機により作動するもの	四・九％	G／HS／八七		
八四五・三九＊	その他のもの	四・九％	G／HS／八七		
	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト				
八四五・四一	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七		
八四五・四二＊	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七		
八四五・四九＊	その他のもの	四・九％	G／HS／八七		
八四六	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック	四・九％	G／HS／八七		
八四六・一一	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー	四・九％	G／HS／八七		
八四六・一二	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	四・九％	G／HS／八七		
	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー	四・九％	G／HS／八七		
八四六・一九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七		
八四六・二〇	タワークレーン	四・九％	G／HS／八七		

八四二六・三〇	門形ジブクレーン	四・九%	G／HS／八七
八四二六・四一	その他の機械（自走式のものに限る。）		
八四二六・四九	タイヤ付きのもの	四・九%	G／HS／八七
八四二六・九一	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
八四二六・九九*	その他の機械		
八四二七	道路走行車両に装備するために設計したもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
八四二七・一〇	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	四・八%	G／HS／八七
八四二七・二〇	自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）	四・八%	G／HS／八七
八四二七・九〇	その他の自走式トラック	四・九%	G／HS／八七
八四二八	その他のトラック		
	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）	四・九%	G／HS／八七
八四二八・一〇*	昇降機及びスキップホイスト	四・九%	G／HS／八七
八四二八・二〇*	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	四・九%	G／HS／八七
	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）		
八四二八・三一	地下で使用するために特に設計したもの	四・九%	G／HS／八七
八四二八・三二	その他のもの（バケット型のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
八四二八・三三*	その他のもの（ベルト型のものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
八四二八・三九*	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
八四二八・四〇	エスカレーター及び移動式歩道	四・九%	G／HS／八七
八四二八・五〇	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の運車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器	四・九%	G／HS／八七
八四二八・六〇	ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置	四・九%	G／HS／八七
八四二八・九〇*	その他の機械	四・九%	G／HS／八七
八四二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）		
八四二九・一一	ブルドーザー及びアングルドーザー		
八四二九・一九	無限軌道式のもの	四・二%	G／HS／八七
八四二九・二〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
八四二九・四〇	地ならし機	四・九%	G／HS／八七
	スクレーパー		
	突固め用機械及びロードローラー		
八四二九・五一	突固め用機械		
	ロードローラー	無税	G／HS／八七
八四二九・五九	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	四・二%	G／HS／八七
八四三〇	フロントエンド型ショベルローダー	無税	G／HS／八七
	上部構造が三六〇度回転するもの	四・二%	G／HS／八七
八四三〇・一〇	その他のもの		
	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	四・二%	G／HS／八七
八四三〇・二〇	くい打ち機及びくい抜き機	四・二%	G／HS／八七
八四三〇・三一	除雪機	無税	G／HS／八七
八四三〇・三九	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機	四・二%	G／HS／八七
八四三〇・四一	自走式のもの	四・九%	G／HS／八七
八四三〇・四九	その他のもの	三・七%	G／HS／八七
八四三〇・五〇	その他のせん孔用又は掘削用の機械	四・九%	G／HS／八七
	自走式のもの	無税	G／HS／八七
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
	その他の機械（自走式のものに限		

八四三・六	その他の機械（自走式のものを除く。）	無税	G／HS／八七	
八四三・六二	突固め用機械	四・二％	G／HS／八七	
八四三・六九	スクレーパー	四・二％	G／HS／八七	
八四三	その他のもの	四・二％	G／HS／八七	
八四三・一〇	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	四・九％	G／HS／八七	
八四三・一〇	第八四・二七項の機械のもの	四・八％	G／HS／八七	
八四三・一一	第八四・二八項の機械のもの	四・九％	G／HS／八七	
八四三・一二	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの	四・九％	G／HS／八七	
八四三・一九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
八四三・二一	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のものバケット、ショベル、グラブ及びグリップ	三・六％	G／HS／八七	
八四三・二二	ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード	三・六％	G／HS／八七	
八四三・二三	第八四三〇・四一号又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	三・六％	G／HS／八七	
八四三・二九	その他のもの			
	第八四・二六項の機械のもの			
	その他のもの	四・九％	G／HS／八七	
八四三三	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	三・六％	G／HS／八七	
八四三・一〇	プラウ	四・二％	G／HS／八七	
八四三・一一	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホーディスクハロー	四・二％	G／HS／八七	
八四三・一九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七	
八四三・二〇	播種機、植付け機及び移植機	四・二％	G／HS／八七	
八四三・二〇	肥料散布機	四・二％	G／HS／八七	
八四三・四〇	その他の機械	四・二％	G／HS／八七	

八四三・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七	
八四三	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	六％	G／HS／八七	
八四三・一一	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	六％	G／HS／八七	
八四三・一九	その他のもの	六％	G／HS／八七	
八四三・二〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	六％	G／HS／八七	
八四三・三〇	その他の乾草製造用機械	六％	G／HS／八七	
八四三・四〇	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）	六％	G／HS／八七	
八四三・五一	その他の収穫機及び脱穀機	六％	G／HS／八七	
八四三・五二	コンバイン	六％	G／HS／八七	
八四三・五三	その他の脱穀機	六％	G／HS／八七	
八四三・五九	根菜類又は塊茎の収穫機	六％	G／HS／八七	
八四三・六〇	その他のもの	六％	G／HS／八七	
八四三・九〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	四・二％	G／HS／八七	
八四三四	部分品	四・二％	G／HS／八七	
八四三四・一〇	搾乳機及び酪農機械	四・二％	G／HS／八七	
八四三四・二〇	酪農機械	四・二％	G／HS／八七	
八四三四・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七	
八四三五	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	四・二％	G／HS／八七	
八四三五・一〇	機械	四・二％	G／HS／八七	
八四三五・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七	
八四三六	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器	四・二％	G／HS／八七	

八四三六・一〇	飼料調製用機械	四・二％	G／HS／八七
	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器		
八四三六・一一	家きんのふ卵器及び育すう器	四・二％	G／HS／八七
八四三六・一九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
八四三六・八〇	その他の機械	四・二％	G／HS／八七
	部分品		
八四三六・九一	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	四・二％	G／HS／八七
八四三六・九九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
八四三七	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	五・七％	G／HS／八七
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	四・九％	G／HS／八七
八四三七・八〇	その他の機械	五・六％	G／HS／八七
八四三八	部分品	四・二％	G／HS／八七
	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	四・二％	G／HS／八七
八四三八・一〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	五・五％	G／HS／八七
八四三八・二〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	五・五％	G／HS／八七
八四三八・三〇	砂糖製造機械	五・五％	G／HS／八七
八四三八・四〇	醸造用機械	五・五％	G／HS／八七
八四三八・五〇	肉又は家きんの調製用機械	五・五％	G／HS／八七
八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械	五・五％	G／HS／八七
八四三八・八〇	その他の機械	五・五％	G／HS／八七
八四三八・九〇	部分品	五・五％	G／HS／八七
八四三九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	五・五％	G／HS／八七
八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	五・五％	G／HS／八七
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械	五・五％	G／HS／八七
八四三九・二一	紙又は板紙の仕上げ用機械	五・五％	G／HS／八七
	部分品		
八四三九・九一	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの	五・五％	G／HS／八七
八四三九・九九	その他のもの	五・五％	G／HS／八七
八四四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）	五・五％	G／HS／八七
八四四〇・一〇	機械	五・五％	G／HS／八七
八四四〇・九〇	部分品	五・五％	G／HS／八七
八四四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	四・二％	G／HS／八七
八四四一・一〇	切断機	四・二％	G／HS／八七
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械	四・二％	G／HS／八七
八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	四・二％	G／HS／八七
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	四・二％	G／HS／八七
八四四一・八〇	その他の機械	四・二％	G／HS／八七
八四四一・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七
八四四二	活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	四・九％	G／HS／八七
八四四二・一〇	写真植字機	四・二％	G／HS／八七
八四四二・二〇	その他の植字用機器（活字鋳造用装置を有するか有しないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七

八四三・二〇	その他の機器	四・二％	G／HS／八七
八四三・四〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機器の部分品	四・二％	G／HS／八七
八四三・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	四・二％	G／HS／八七
八四四三	印刷機及び印刷用補助機械		
八四四三・一	オフセット印刷機	四・二％	G／HS／八七
八四四三・一一	巻紙式のもの		
八四四三・一二	枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦二二センチメートル、横三六センチメートル以下のものに限る。）	四・二％	G／HS／八七
八四四三・一九	その他のもの	六％	G／HS／八七
	自動枚葉式のもの		
	その他のもの	六％	G／HS／八七
八四四三・二一	凸版印刷機（フレキソ印刷機を除く。）		
八四四三・二一	巻紙式のもの	四・二％	G／HS／八七
八四四三・二九	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
八四四三・三〇	フレキソ印刷機	四・二％	G／HS／八七
八四四三・四〇	グラビア印刷機	四・二％	G／HS／八七
八四四三・五〇	その他の印刷機	四・二％	G／HS／八七
八四四三・六〇	印刷用補助機械	六％	G／HS／八七
八四四三・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七
八四四四・〇〇	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機		
八四四五	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械		
八四四五・一	カード	四・九％	G／HS／八七
八四四五・一一	コーマ	四・九％	G／HS／八七
八四四五・一三	練条機及び粗紡機	四・九％	G／HS／八七
八四四五・一九	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
八四四五・二〇	精紡機	四・九％	G／HS／八七
八四四五・三〇	合糸機及びねん糸機	四・九％	G／HS／八七
八四四五・四〇	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機	四・九％	G／HS／八七
八四四五・九〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
八四四六	織機		
八四四六・一〇	織幅が三〇センチメートル以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八四四六・二	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
八四四六・三〇	力織機	四・九％	G／HS／八七
八四四七	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）	四・九％	G／HS／八七
	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、しゆう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械		
八四四七・一	丸編機		
八四四七・一一	シリンダーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八四四七・一三	シリンダーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	四・九％	G／HS／八七
八四四七・二〇	平型編機及びステッチボンディングマシン	四・九％	G／HS／八七
八四四七・九〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
八四四八	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及		

	び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）				
八四八・二	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械 ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	四・九%	G／HS／八七		
八四八・一九 八四八・二〇	その他のもの 第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	四・九%	G／HS／八七		
八四八・三	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 針布	四・九%	G／HS／八七		
八四八・三三	紡績準備機械のもの（針布を除く。）	四・九%	G／HS／八七		
八四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	四・九%	G／HS／八七		
八四八・三五	その他のもの 織機又はその補助機械の部分品及び附属品	四・九%	G／HS／八七		
八四八・四一	シャットル	四・九%	G／HS／八七		
八四八・四二	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	四・九%	G／HS／八七		
八四八・四九	その他のもの 第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	四・九%	G／HS／八七		
八四八・五一	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。） メリヤス針	五・八%	G／HS／八七		
	その他のもの その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四八・五五 八四九・〇〇	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	四・九%	G／HS／八七		

八四五〇	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。） 洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。） 全自動のもの	四・九%	G／HS／八七		
八四五・一二	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
八四五・一九 八四五・二〇	その他のもの 洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	四・九%	G／HS／八七		
八四五・二九 八四五一	部分品 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に限るものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	四・九%	G／HS／八七		
八四五一・一〇	ドライクリーニング機	六%	G／HS／八七		
八四五一・一一	乾燥機 一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	六%	G／HS／八七		
八四五一・一九 八四五一・二〇	その他のもの アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	六%	G／HS／八七		
八四五一・四〇 八四五一・五〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械 紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	六%	G／HS／八七		
八四五一・八〇	その他の機械	四・九%	G／HS／八七		

八四五一・九	清浄用（ドライクリーニング用のものを除く。）、絞り用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限る。）		
八四五一・九〇	その他のもの	六％	G／HS／八七
八四五二	部分品	四・九％	G／HS／八七
八四五二・一〇	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限る。）のもの	六％	G／HS／八七
八四五二・二〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
八四五三	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー		
八四五三・一〇	家庭用ミシン	四・九％	G／HS／八七
八四五三・二	その他のミシン		
八四五三・二一	自動式のもの	四・九％	G／HS／八七
八四五三・二九	その他のもの	六％	G／HS／八七
八四五三・三〇	その他のもの		
八四五三・四〇	単針直線縫いのもの	四・九％	G／HS／八七
八四五三・九〇	その他のもの	六％	G／HS／八七
八四五四	ミシン針	四・九％	G／HS／八七
八四五五	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	六％	G／HS／八七
八四五六	ミシンのその他の部分品	三・七％	G／HS／八七
八四五七	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の覆物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	四・九％	G／HS／八七
八四五七・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械	四・九％	G／HS／八七

八四五七・二〇	なめし用機械及び加工機械	四・九％	G／HS／八七
八四五七・三〇	覆物の製造機械及び修理機械	六・八％	G／HS／八七
八四五七・九〇	その他の機械	六・八％	G／HS／八七
八四五八	部分品	六・八％	G／HS／八七
八四五八・一〇	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）	四・二％	G／HS／八七
八四五八・二〇	転炉	四・二％	G／HS／八七
八四五八・三〇	インゴット用鋳型及び取鍋	四・二％	G／HS／八七
八四五八・九〇	鋳造機	四・二％	G／HS／八七
八四五九	部分品	四・二％	G／HS／八七
八四五九・一〇	金属圧延機及びそのロール	四・二％	G／HS／八七
八四五九・二	管圧延機	四・二％	G／HS／八七
八四五九・三	その他の圧延機	四・二％	G／HS／八七
八四五九・三一	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	四・二％	G／HS／八七
八四五九・三二	冷間圧延のもの	四・二％	G／HS／八七
八四五九・三三	圧延機用ロール	四・二％	G／HS／八七
八四五九・三九	その他の部分品	四・二％	G／HS／八七
八四五九	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械	無税	G／HS／八七
八四五九・一〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	六％	G／HS／八七
八四五九・二〇	超音波によるもの	無税	G／HS／八七
八四五九・三〇	放電によるもの	無税	G／HS／八七
八四五九・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七
八四六〇	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	無税	G／HS／八七
八四六〇・一〇	マシニングセンター	無税	G／HS／八七
八四六〇・二〇	ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）	無税	G／HS／八七
八四六〇・三〇	マルチステーショントランスファ	無税	G／HS／八七

八四五	―マシン	旋盤（金属切削用のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八四五・一一		横旋盤	無税	G／HS／八七		
八四五・一九		数値制御式のもの				
		その他のもの				
		普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）、単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）及び自動ならい旋盤	五・四％	G／HS／八七		
		その他のもの	無税	G／HS／八七		
		その他の旋盤				
八四五・九一		数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
八四五・九九		その他のもの	四・六％	G／HS／八七		
八四五		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニット（ヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く。）	無税	G／HS／八七		
八四五・一〇		ウェイタイプユニット（ヘッド機	無税	G／HS／八七		
		その他のボール盤				
八四五・二		数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
八四五・二九		その他のもの	無税	G／HS／八七		
		その他の中ぐりフライス盤				
八四五・三		数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
八四五・三九		その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四五・四〇		その他の中ぐり盤	無税	G／HS／八七		
八四五・四九		ひざ形フライス盤				
		数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
八四五・五		その他のもの				
八四五・五九		万能工具フライス盤及びならいフライス盤	五・四％	G／HS／八七		
		その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四五・六		その他のフライス盤				
八四五・六九		数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
		その他のもの				
		プラノミラー	無税	G／HS／八七		
		その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四五・七		その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	無税	G／HS／八七		

八四六		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	無税	G／HS／八七		
八四六・一		平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八四六・一九		数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
		その他のもの				
八四六・二		その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八四六・二九		数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
		その他のもの				
		ねじ研削盤	三・三％	G／HS／八七		
		その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四六・三		工具研削盤	無税	G／HS／八七		
八四六・三九		数値制御式のもの	無税	G／HS／八七		
		その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四六・四〇		ホーニング盤及びラップ盤	無税	G／HS／八七		
八四六・四九		その他のもの	無税	G／HS／八七		
八四六		平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	五・四％	G／HS／八七		
八四六・一〇		平削り盤	無税	G／HS／八七		
八四六・一九		形削り盤及び立削り盤	五・四％	G／HS／八七		
八四六・二〇		ブローチ盤	無税	G／HS／八七		
八四六・二九		歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	無税	G／HS／八七		
八四六・三〇		金切り盤及び切断器	無税	G／HS／八七		
八四六・三九		その他のもの	無税	G／HS／八七		

八四六二	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	無税	G／HS／八七	
八四六二・一〇	鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー			
八四六二・一一	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）	無税	G／HS／八七	
八四六二・一二	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七	
八四六二・一九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四六二・二〇	剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。）	無税	G／HS／八七	
八四六二・三一	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七	
八四六二・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四六二・四一	パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	無税	G／HS／八七	
八四六二・四九	数値制御式のもの	無税	G／HS／八七	
八四六二・九一	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四六二・九九	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四六三	液圧プレス	無税	G／HS／八七	
八四六三・九一	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四六三・九九	その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	無税	G／HS／八七	
八四六三・一〇	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）	無税	G／HS／八七	

八四六三・二〇	ねじ転造盤	無税	G／HS／八七	
八四六三・三〇	線の加工機械	三・三%	G／HS／八七	
	ばね成形機（数値制御式のものを除く。）	無税	G／HS／八七	
八四六三・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四六四	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四六四・一〇	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	四・二%	G／HS／八七	
八四六四・二〇	のこ盤	四・二%	G／HS／八七	
八四六四・九〇	研削盤及び研磨盤	四・二%	G／HS／八七	
八四六五	その他のもの	六%	G／HS／八七	
八四六五・一〇	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	六%	G／HS／八七	
八四六五・九一	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）	六%	G／HS／八七	
八四六五・九二	その他のもの	六%	G／HS／八七	
八四六五・九三	のこ盤	六%	G／HS／八七	
八四六五・九四	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）	六%	G／HS／八七	
八四六五・九五	研削盤及び研磨盤	六%	G／HS／八七	
八四六五・九六	ベンディングマシン及び組立て用機械	六%	G／HS／八七	
八四六五・九九	ボール盤及びほぞ穴盤	六%	G／HS／八七	
八四六六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	六%	G／HS／八七	
	その他のもの	六%	G／HS／八七	
	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持			

八四六六・一〇	工具用ツールホルダー	四・二%	G／HS／八七
	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド		
八四六六・二〇	工作物保持具	四・二%	G／HS／八七
八四六六・三〇	割出台その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限る。）		
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
八四六六・九一	第八四・六四項の機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七
八四六六・九二	第八四・六五項の機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七
八四六六・九三	第八四・五六項から第八四・六一項までの機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七
八四六六・九四	第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用するもの	四・二%	G／HS／八七
八四六七	手持工具（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）		
	ニューマチックツール		
八四六七・一二	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	四・二%	G／HS／八七
八四六七・一九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
	その他の工具		
八四六七・八一	チェーンソー	三・六%	G／HS／八七
八四六七・八九	その他のもの	三・六%	G／HS／八七
	部分品		
八四六七・九一	チェーンソーのもの	三・六%	G／HS／八七
八四六七・九二	ニューマチックツールのもの	四・二%	G／HS／八七
八四六七・九九	その他のもの	三・六%	G／HS／八七
八四六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	四・二%	G／HS／八七
	手持ち式トーチ		
八四六八・一〇	その他のガス式の機器	四・二%	G／HS／八七
八四六八・二〇	その他の機器	四・八%	G／HS／八七
八四六八・九〇	部分品	四・二%	G／HS／八七
八四六九	タイプライター及びワードプロセッサ	四・二%	G／HS／八七
八四六九・一〇	自動タイプライター及びワードプロセッサ	四・二%	G／HS／八七
	その他のタイプライター（電動式のものに限る。）		
八四六九・二一	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの	四・九%	G／HS／八七
八四六九・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
	その他のタイプライター（電動式のものを除く。）		
八四六九・三一	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの	四・二%	G／HS／八七
八四六九・三九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
八四七〇	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械		
八四七〇・一〇	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）	四・九%	G／HS／八七
	その他の電子式計算機		
八四七〇・二一	印字機構を有するもの	四・九%	G／HS／八七
八四七〇・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
八四七〇・三〇	その他の計算機	三・六%	G／HS／八七
八四七〇・四〇	会計機	無税	G／HS／八七
八四七〇・五〇	金銭登録機	無税	G／HS／八七
八四七〇・九〇	その他のもの	四・九%	G／HS／八七
八四七一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	四・九%	G／HS／八七
八四七一・一〇＊	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械		
八四七一・二〇＊	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わ	四・九%	G／HS／八七

八四七一・九一＊	ない。） その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八四七一・九二＊	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。） 入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。） 記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	四・九%	G／HS／八七	
八四七一・九九	その他のもの	六%	G／HS／八七	
八四七二	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	四・二%	G／HS／八七	
八四七二・一〇	謄写機	四・二%	G／HS／八七	
八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	無税	G／HS／八七	
八四七二・三〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	無税	G／HS／八七	
八四七二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	四・二%	G／HS／八七	
八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
八四七三・二	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品	四・九%	G／HS／八七	
八四七三・二九	第八四七〇・一〇号、第八四七〇・二一号又は第八四七〇・二九号の電子式計算機のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四七三・三〇	その他のもの			
八四七三・四〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	四・九%	G／HS／八七	
八四七三・四〇	自動データ処理機械又はこれを構成する機器のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四七三・四〇	その他のもの			
八四七四	第八四・七二項の機械の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・二〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・三	破砕機及び粉砕機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・三	混合機及び捏和機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・三九	コンクリート又はモルタルの混合機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・八〇	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	四・二%	G／HS／八七	
八四七四・九〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八四七五	その他の機械 部分品	四・二%	G／HS／八七	
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械 電球、電子管、せん光電球その他	四・二%	G／HS／八七	

八四五二・二〇	のガラス封入管の組立て用機械	四・二%	G	HS	八七				
	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	四・二%	G	HS	八七				
八四五二・九〇	部分品	四・二%	G	HS	八七				
八四五四	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）								
八四五四・一	自動販売機								
八四五四・一九	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	四・八%	G	HS	八七				
八四五四・九〇	その他のもの	四・八%	G	HS	八七				
八四七二	部分品	四・八%	G	HS	八七				
	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）								
八四七二・一〇	射出成形機	四・二%	G	HS	八七				
八四七二・二〇	押出成形機	四・二%	G	HS	八七				
八四七二・三〇	吹込み成形機	四・二%	G	HS	八七				
八四七二・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	四・二%	G	HS	八七				
	その他の機械（成形用機械に限る。）								
八四七二・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	四・二%	G	HS	八七				
八四七二・九〇	その他のもの	四・二%	G	HS	八七				
八四七三・九〇	その他の機械	四・二%	G	HS	八七				
八四七三・九〇	部分品	四・八%	G	HS	八七				
	第八四七七・一〇号から第八四七七・五九号までの機械のもの及び第八四七七・八〇号の捏和機のもの								
八四七八	その他のもの	四・二%	G	HS	八七				
	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税	G	HS	八七				
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	九%	G	HS	八七				
八四七八・九〇	部分品	無税	G	HS	八七				
八四七九	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）								
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	四・二%	G	HS	八七				
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	四・二%	G	HS	八七				
八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	四・五%	G	HS	八七				
八四七九・四〇	鋼又はケーブルの製造機械	四・二%	G	HS	八七				
八四七九・八一	その他の機械類								
	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）								
八四七九・八二	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	四・五%	G	HS	八七				
八四七九・八九＊	その他のもの	無税	G	HS	八七				
八四七九・九〇＊	部分品	無税	G	HS	八七				
八四八〇	金属鋳造用の鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	四・二%	G	HS	八七				
八四八〇・一〇	金属鋳造用鋳型枠	四・二%	G	HS	八七				
八四八〇・二〇	鋳型ベース	四・二%	G	HS	八七				
八四八〇・三〇	鋳造用パターン	五・八%	G	HS	八七				
八四八〇・四一	金属又は金属炭化物の成形用の型								
八四八〇・四九	射出式又は圧縮式のもの	四・二%	G	HS	八七				
八四八〇・五〇	その他のもの	四・二%	G	HS	八七				
八四八〇・六〇	ガラスの成形用の型	四・二%	G	HS	八七				
八四八〇・七〇	鉱物性材料の成形用の型	四・二%	G	HS	八七				
八四八一	ゴム又はプラスチックの成形用の型								
八四八一・七一	射出式又は圧縮式のもの	四・二%	G	HS	八七				
八四八一・七九	その他のもの	四・二%	G	HS	八七				
八四八一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含む								

八四八一・一〇	ものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	無税	G／HS／八七	
八四八一・二〇	減圧弁	無税	G／HS／八七	
八四八一・三〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	無税	G／HS／八七	
八四八一・四〇	逆止弁	無税	G／HS／八七	
八四八一・五〇	安全弁及び逃がし弁	無税	G／HS／八七	
八四八一・九〇	その他の物品	無税	G／HS／八七	
八四八二	部分品			
八四八二・一〇	玉軸受及びころ軸受			
八四八二・一〇	玉軸受	六・六％	G／HS／八七	
八四八二・二〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	六・六％	G／HS／八七	
八四八二・三〇	球面ころ軸受	六・六％	G／HS／八七	
八四八二・四〇	針状ころ軸受	六・六％	G／HS／八七	
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	六・六％	G／HS／八七	
八四八二・六〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	六・六％	G／HS／八七	
八四八二・九〇	部分品			
八四八三	玉、針状ころ及びころ	四・二％	G／HS／八七	
八四八三・九一	その他のもの	四・二％	G／HS／八七	
八四八三・九九	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	無税	G／HS／八七	
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク			
	自動車用のもの	四・二％	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七	
	クランクシャフト	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	四・二％	G／HS／八七	
	自動車用のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受			
	自動車用のもの	四・二％	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）			
	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く。）及び逆転機並びに無段変速機	四・二％	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四八三・五〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	四・二％	G／HS／八七	
八四八三・六〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	無税	G／HS／八七	
八四八三・九〇	部分品			
	自動車用のもの	四・二％	G／HS／八七	
	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）のもの	四・二％	G／HS／八七	
	無段変速機、クランクシャフト、はずみ車又はプーリー（プーリーブロックを含む。）のもの	四・二％	G／HS／八七	
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
八四八四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）及び材質の異なるガ			

八四八四・一〇＊	スケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの	四・八％	G／HS／八七
八四八四・二〇＊	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	四・八％	G／HS／八七
八四八五	その他のもの	四・八％	G／HS／八七
八四八五・一〇	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	四・九％	G／HS／八七
八四八五・九〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）		
八五〇一・一〇	電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・二〇＊	交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・三〇	その他の直流電動機及び直流発電機		
八五〇一・三一＊	出力が七五〇ワット以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・三二＊	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・三三＊	出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・三四＊	出力が三七五キロワットを超えるもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・四〇＊	その他の単相交流電動機	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・五一＊	その他の多相交流電動機	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・五二＊	出力が七五〇ワット以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・五三＊	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・五四＊	出力が七五キロワットを超えるもの	四・九％	G／HS／八七
	重量が五〇〇キログラム以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇一・六一＊	その他のもの	五・八％	G／HS／八七
八五〇一・六二＊	交流発電機		
八五〇一・六三＊	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	五・八％	G／HS／八七
八五〇一・六四	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	五・八％	G／HS／八七
八五〇二	出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のもの	五・八％	G／HS／八七
八五〇二・一＊	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	五・八％	G／HS／八七
八五〇二・一〇＊	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター		
八五〇二・二＊	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
八五〇二・三〇＊	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇二・八〇＊	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇三・〇〇	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの	四・九％	G／HS／八七
八五〇四	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）及び発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）	四・九％	G／HS／八七
八五〇四・一〇＊	ロータリーコンバーター	四・九％	G／HS／八七
	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	四・九％	G／HS／八七
	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	四・九％	G／HS／八七
	放電管用安定器	四・九％	G／HS／八七
	トランスフォーマー（絶縁性の液	四・九％	G／HS／八七

八五〇四・二	体を使用するものに限る。）			
	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの			
	容量が一〇〇キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七	
	容量が一〇〇キロボルトアンペアを超え二〇〇キロボルトアンペア未満のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
八五〇四・三	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	五・八%	G／HS／八七	
	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	五・八%	G／HS／八七	
	その他のトランスフォーマー			
八五〇四・三＊	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇四・三＊	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇四・三＊	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇四・三＊	容量が五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇四・三＊	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超え二〇〇キロボルトアンペア未満のもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇四・三＊	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
八五〇四・三四	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇四・四〇	スタティックコンバーター			
＊	整流機器	五・八%	G／HS／八七	
＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇四・五〇＊	その他のインダクター	四・九%	G／HS／八七	
八五〇四・九〇	部分品	四・九%	G／HS／八七	
八五〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			
八五〇五・一	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの			
八五〇五・一九	金属製のもの	四・二%	G／HS／八七	
八五〇五・二〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
八五〇五・三〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	四・二%	G／HS／八七	
八五〇五・九〇	電磁式のリフティングヘッド	四・二%	G／HS／八七	
八五〇六	その他のもの（部分品を含む。）	四・二%	G／HS／八七	
八五〇六・一	一次電池			
八五〇六・一一	外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇六・一三	二酸化マンガンを使用したもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇六・一九	酸化水銀を使用したもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇六・二〇	酸化銀を使用したもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	四・九%	G／HS／八七	
	外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの	四・九%	G／HS／八七	
八五〇六・九〇	部分品	四・九%	G／HS／八七	
八五〇七	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）			
八五〇七・一〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池			
＊	公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	無税	G／HS／八七	
＊	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
＊	その他の鉛蓄電池			
八五〇七・二〇	公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	無税	G／HS／八七	
＊	その他のもの	四・六%	G／HS／八七	
＊	ニッケル・カドミウム蓄電池	四・六%	G／HS／八七	
八五〇七・三〇＊	ニッケル・鉄蓄電池	四・六%	G／HS／八七	
八五〇七・四〇＊	その他の蓄電池	四・六%	G／HS／八七	
八五〇七・九〇＊	部分品	五・八%	G／HS／八七	
八五〇八	手持電動工具（電動装置を自蔵するもの）			

八五〇八・一〇	ものに限る。）	三・六%	G	HS	八七
八五〇八・二〇	ドリル	三・六%	G	HS	八七
八五〇八・八〇	のこぎり	三・六%	G	HS	八七
八五〇八・九〇	その他の工具	三・六%	G	HS	八七
八五〇九	部分品	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・一〇	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・二〇	真空式掃除機	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・三〇	床磨き機	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・四〇	台所用ディスポーザー	三・一%	G	HS	八七
	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機				
八五〇九・八〇	その他の機器	三・一%	G	HS	八七
八五〇九・九〇	部分品	三・一%	G	HS	八七
八五一〇	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）	四%	G	HS	八七
八五一〇・一〇	かみそり	四%	G	HS	八七
八五一〇・二〇	バリカン	四・八%	G	HS	八七
八五一〇・九〇	部分品				
八五一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器	三%	G	HS	八七
八五一一・一〇＊	点火プラグ	四・八%	G	HS	八七
八五一一・二〇＊	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	四・二%	G	HS	八七
八五一一・三〇＊	ディストリビューター及びイグニションコイル	四・八%	G	HS	八七
八五一一・四〇＊	スターター及び始動充電発電機	四・八%	G	HS	八七
八五一一・五〇＊	その他の発電機	四・二%	G	HS	八七
八五一一・八〇＊	その他の機器	四・二%	G	HS	八七
八五一一・九〇	部分品	四・二%	G	HS	八七
八五一二	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	三・六%	G	HS	八七
八五一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	三・六%	G	HS	八七
八五一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	三・一%	G	HS	八七
八五一二・三〇	音響信号機器	三・一%	G	HS	八七
八五一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	三・一%	G	HS	八七
八五一二・九〇	部分品	三・一%	G	HS	八七
八五一三	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	四%	G	HS	八七
八五一三・一〇	ランプ	四%	G	HS	八七
八五一三・九〇	部分品	四・八%	G	HS	八七
八五一四	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導式又は誘電式のものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）	四・八%	G	HS	八七
八五一四・一〇	抵抗加熱炉	無税	G	HS	八七
八五一四・二〇	電磁誘導式又は誘電式の炉	無税	G	HS	八七
八五一四・三〇	その他の炉	無税	G	HS	八七
八五一四・四〇	その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）	無税	G	HS	八七
八五一四・九〇	部分品	無税	G	HS	八七
八五一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又は焼結した金属	無税	G	HS	八七

八五一五・一	炭化物の熱吹付け用電気機器	四・二%	G	HS	八七
八五一五・一九	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	四・二%	G	HS	八七
	はんだごて及びはんだ付けガンその他のもの				
八五一五・二	金属用抵抗溶接機器	四・二%	G	HS	八七
八五一五・二九	全自動式又は半自動式のもの	四・二%	G	HS	八七
	その他のもの				
	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）				
八五一五・三	全自動式又は半自動式のもの	四・二%	G	HS	八七
八五一五・三九	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五一五・八	その他の機器				
	超音波式機器	無税	G	HS	八七
	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五一五・九	部分品	四・二%	G	HS	八七
	超音波式機器のもの	無税	G	HS	八七
	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、電熱式の調髪用機器及び土壌加熱器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）				
八五一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	三・一%	G	HS	八七
八五一六・二	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	三・一%	G	HS	八七
八五一六・二九	蓄熱式ラジエーター	三・一%	G	HS	八七
	その他のもの	三・一%	G	HS	八七
八五一六・三	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー				
八五一六・三九	ヘアドライヤー	三・一%	G	HS	八七
八五一六・三三	その他の調髪用機器	三・一%	G	HS	八七
八五一六・三三	手用ドライヤー	三・一%	G	HS	八七
八五一六・四〇	電気アイロン	三・一%	G	HS	八七

八五一六・五〇	マイクロ波オーブン	三・一%	G	HS	八七
八五一六・六〇	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	三・一%	G	HS	八七
八五一六・七	その他の電熱機器				
	コーヒーメーカー及びティーメーカー	三・一%	G	HS	八七
八五一六・七一	トースター	三・一%	G	HS	八七
八五一六・七九	その他のもの	三・一%	G	HS	八七
八五一六・八〇*	電熱用抵抗体	三・一%	G	HS	八七
八五一六・九〇	部分品	三・一%	G	HS	八七
八五一七	有線電話用又は有線電信用の電気機器（有線搬送通信機器を含む。）				
八五一七・一〇	電話機	無税	G	HS	八七
八五一七・二〇	テレプリンター	無税	G	HS	八七
八五一七・三〇	電話用又は電信用の交換機	無税	G	HS	八七
八五一七・四〇	その他の有線搬送通信機器	無税	G	HS	八七
八五一七・八一	その他の機器				
八五一七・八二	電話用のもの	無税	G	HS	八七
八五一七・八九	電信用のもの	無税	G	HS	八七
八五一八	部分品	無税	G	HS	八七
八五一八・一〇*	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	四・二%	G	HS	八七
八五一八・二*	マイクロホン及びそのスタンド				
八五一八・二九*	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）				
	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	四・二%	G	HS	八七
八五一八・三*	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	四・二%	G	HS	八七
八五一八・三九*	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五一八・四〇*	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及び	四・二%	G	HS	八七

八五一八・四〇*	イヤホン	四・二%	G	HS	八七
八五一八・五〇*	可聴周波増幅器	四・二%	G	HS	八七
八五一八・九〇	電気式音響増幅装置	四・二%	G	HS	八七
八五一九	部分品				
八五一九・一〇	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。） 硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー	四%	G	HS	八七
八五一九・一一	その他のレコードプレーヤー 拡声器を有しないもの	九%	G	HS	八七
八五一九・一九	その他のもの	九%	G	HS	八七
八五一九・二	レコードデッキ 自動レコード交換機構を有するもの	九%	G	HS	八七
八五一九・三九	その他のもの	九%	G	HS	八七
八五一九・四〇	トランスクライビングマシン	四・二%	G	HS	八七
八五一九・九一	その他の音声再生機 カセット式のもの	四・二%	G	HS	八七
八五一九・九九	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五二〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	四・二%	G	HS	八七
八五二〇・一〇	留守番電話装置	四・二%	G	HS	八七
八五二〇・二〇	その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。） カセット式のもの	四・二%	G	HS	八七
八五二〇・三九	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五二〇・九〇*	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五二一	ビデオの記録用又は再生用の機器				
八五二一・一〇*	磁気テープ式のもの	四・二%	G	HS	八七
八五二一・九〇	その他のもの	四・二%	G	HS	八七
八五二三	第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品及び附属品	四・八%	G	HS	八七
八五二三・一〇	ピックアップカートリッジ	四・二%	G	HS	八七
八五二三・九〇*	その他のもの				
八五二三	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。） 磁気テープ				
八五二三・一一	幅が四ミリメートル以下のもの	無税	G	HS	八七
八五二三・一三	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	無税	G	HS	八七
八五二三・一五	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税	G	HS	八七
八五二三・二〇	磁気ディスク	無税	G	HS	八七
八五二三・九〇	その他のもの				
八五二四	蓄音機用レコード製造用のレコードブランク	一・七%	G	HS	八七
	その他のもの レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）	無税	G	HS	八七
八五二四・一〇	蓄音機用レコード 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルを超えるもの	一枚につき一五円六〇銭	G	HS	八七
八五二四・九〇	その他のもの	一枚につき六円四〇銭	G	HS	八七
八五二五	磁気テープ 幅が四ミリメートル以下のもの	一・七%	G	HS	八七
八五二五・一一	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	一・七%	G	HS	八七
八五二五・一九	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	一・七%	G	HS	八七
八五二五・二	その他のもの 無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器	一・七%	G	HS	八七

八五二五・一〇*	（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）及びテレビジョンカメラ		
八五二五・二〇*	送信機器		
	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	無税	G／HS／八七
八五二五・三〇	テレビジョンカメラ	無税	G／HS／八七
八五二六	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	五・一％	G／HS／八七
八五二六・一〇*	レーダー		
	船舶用のもの	六％	G／HS／八七
	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	六・五％	G／HS／八七
	その他のもの	無税	G／HS／八七
八五二六・九*	航行用無線機器		
	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七
	その他のもの	五・一％	G／HS／八七
八五二六・九二*	無線遠隔制御機器		
	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七
	その他のもの	五・一％	G／HS／八七
八五二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七
	ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）	五・一％	G／HS／八七
八五二七・一	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	四％	G／HS／八七
八五二七・一九	その他のもの	四％	G／HS／八七
	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）		
八五二七・二	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	四％	G／HS／八七
八五二七・二九	その他のもの	四％	G／HS／八七
八五二七・三	その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）		
八五二七・三一	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	四％	G／HS／八七
八五二七・三二	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）	四％	G／HS／八七
八五二七・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七
八五二七・九*	その他の機器		
八五二八	テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、同一のハウジングにおいてラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置と結合してあるかないかを問わない。）	四％	G／HS／八七
八五二八・一〇	カラーのもの	四％	G／HS／八七
八五二八・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	四％	G／HS／八七
八五二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	無税	G／HS／八七
八五二九・一〇*	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品		
八五二九・九*	その他のもの		
八五三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	四％	G／HS／八七
八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	四％	G／HS／八七
八五三〇・八〇	その他の機器	四％	G／HS／八七
八五三〇・九〇	部分品	四・二％	G／HS／八七

八五三二	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	無税	G／HS／八七		
八五三二・一〇＊	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	無税	G／HS／八七		
八五三二・二〇＊	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八五三二・八〇＊	その他の機器	無税	G／HS／八七		
八五三二・九〇	部分品	無税	G／HS／八七		
八五三三	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー				
八五三三・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	四・二％	G／HS／八七		
	その他の固定式コンデンサー				
八五三三・一一	タンタルコンデンサー	無税	G／HS／八七		
八五三三・一三	アルミニウム電解コンデンサー	無税	G／HS／八七		
八五三三・一五	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八五三三・一九	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
八五三三・二五	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	無税	G／HS／八七		
八五三三・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五三三・三〇	可変式又は半固定式のコンデンサー	無税	G／HS／八七		
	部分品				
八五三三・九〇	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）	二・九％	G／HS／八七		
八五三三	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	二・九％	G／HS／八七		
八五三三・一〇	その他の固定式抵抗器	二・九％	G／HS／八七		
	容量が二〇ワット以下のもの	無税	G／HS／八七		
八五三三・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五三三・三一	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五三三・三九	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	無税	G／HS／八七		
	容量が二〇ワット以下のもの	無税	G／HS／八七		
八五三三・五九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五三三・六〇	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	無税	G／HS／八七		
八五三四・〇〇	部分品	無税	G／HS／八七		
八五三五	印刷回路	無税	G／HS／八七		
八五三五・一〇	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税	G／HS／八七		
	ヒューズ				
八五三五・二一	自動遮断器				
	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの	無税	G／HS／八七		
八五三五・二九	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五三五・三〇	断路機及び開閉スイッチ	無税	G／HS／八七		
八五三五・四〇	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器	無税	G／HS／八七		
八五三五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	無税	G／HS／八七		
	ヒューズ				
八五三六・一〇	自動遮断器	無税	G／HS／八七		
八五三六・二〇	電気回路保護用のその他の機器	無税	G／HS／八七		
八五三六・三〇	継電器	無税	G／HS／八七		
八五三六・四一	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	無税	G／HS／八七		
八五三六・四九	その他のスイッチ	三・六％	G／HS／八七		
八五三六・五〇	電磁開閉器及びマイクロスイッチ	二・九％	G／HS／八七		

その他のもの		無税	G／HS／八七
ランプホルダー、プラグ及びソケット			
ランプホルダー	八五三六・六一	無税	G／HS／八七
その他のもの	八五三六・六九	無税	G／HS／八七
その他の機器	八五三六・九〇	無税	G／HS／八七
電気制御用又は配電用の盤、パネル（数値制御用のものを含む。）、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限るものとし、第八五・一七項の交換機を除く。）	八五三七・一〇	無税	G／HS／八七
使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの	八五三七・二〇	三・六%	G／HS／八七
使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの	八五三七	三・六%	G／HS／八七
第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	八五三八・一〇	無税	G／HS／八七
第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）	八五三八・一〇	無税	G／HS／八七
その他のもの	八五三八・九〇	無税	G／HS／八七
フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	八五三九	三%	G／HS／八七
シールドビームランプ			
自動車用のもの	八五三九・一〇	三・四%	G／HS／八七
その他のもの			
その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	八五三九・二一	三・四%	G／HS／八七
タングステンハロゲン電球			
その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	八五三九・二二	三・四%	G／HS／八七
その他のもの	八五三九・二九	三・四%	G／HS／八七
放電管（紫外線ランプを除く。）			
熱陰極蛍光放電管	八五三九・三一	四・八%	G／HS／八七
その他のもの			
紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	八五三九・三九	四・八%	G／HS／八七
部分品			
自動車用シールドビームランプのもの	八五三九・四〇	三%	G／HS／八七
その他のもの		四・八%	G／HS／八七
熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	八五四〇	四・二%	G／HS／八七
テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）			
カラーのもの	八五四〇・一一	四・二%	G／HS／八七
白黒その他のモノクロームのもの	八五四〇・一二	四・二%	G／HS／八七
テレビジョン用撮像管、イメージ増倍管その他の光電管	八五四〇・一九	無税	G／HS／八七
テレビジョン用撮像管			
その他のもの	八五四〇・二〇	四・三%	G／HS／八七
その他の陰極線管		無税	G／HS／八七
マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）	八五四〇・四一	無税	G／HS／八七
磁電管	八五四〇・四二	無税	G／HS／八七
クライストロン	八五四〇・四三	無税	G／HS／八七
その他のもの	八五四〇・四九	無税	G／HS／八七
その他の管			
受信管及び増幅管	八五四〇・八一	無税	G／HS／八七
その他のもの	八五四〇・八九	無税	G／HS／八七
部分品			
陰極線管のもの	八五四〇・九一	無税	G／HS／八七

八五四〇・九九	その他のもの		
八五四一	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子		
八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	無税	G／HS／八七
八五四一・二一	トランジスター（光電性トランジスターを除く。） 定格消費電力が一ワット未満のもの	四・二%	G／HS／八七
八五四一・二九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
八五四一・三〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	四・二%	G／HS／八七
八五四一・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	四・二%	G／HS／八七
八五四一・五〇	発光ダイオード	四・二%	G／HS／八七
八五四一・六〇	光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）	六・五%	G／HS／八七
八五四一・九〇	その他のもの	四・三%	G／HS／八七
八五四二・〇〇	その他の半導体デバイス	四・二%	G／HS／八七
八五四三	圧電結晶素子	四・二%	G／HS／八七
八五四三・一〇	部分品	四・三%	G／HS／八七
八五四四	集積回路及び超小形組立	無税	G／HS／八七
八五四四・一一	モノリシック集積回路	四・二%	G／HS／八七
八五四四・一九	ディジタル式のもの	四・二%	G／HS／八七
八五四四・二〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
八五四四・三〇	ハイブリッド集積回路	四・二%	G／HS／八七
八五四四・四一	その他のもの	四・三%	G／HS／八七
八五四四・四九	部分品	四・三%	G／HS／八七
八五四四・五一	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	三・六%	G／HS／八七
八五四五・一〇	粒子加速器	無税	G／HS／八七
八五四五・二〇	信号発生器	無税	G／HS／八七
八五四五・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税	G／HS／八七
八五四五・八〇	その他の機器	無税	G／HS／八七
八五四五・九〇	部分品	三・六%	G／HS／八七
八五四六	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）		
八五四六・一一	巻線		
八五四六・一九	銅のもの	七・二%	G／HS／八七
八五四六・二〇	その他のもの	七・二%	G／HS／八七
八五四六・三〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	七・二%	G／HS／八七
八五四六・四一	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。） 自動車用のもの	無税	G／HS／八七
八五四六・四九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七
八五四六・五一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。） 接続子を取り付けてあるもの	七・二%	G／HS／八七
八五四六・五九	その他のもの	七・二%	G／HS／八七
八五四六・六〇	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。） 接続子を取り付けてあるもの	七・二%	G／HS／八七
	その他のもの	七・二%	G／HS／八七
	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）		

八五四四・七〇	自動車用のもの	無税	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
	その他のもの	七・二％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
八五四五	光ファイバーケーブル	三・九％	G／HS／八七	四・九％	G／HS／八七
	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）				
八五四五・一九	電極				
八五四五・二〇	炉に使用する種類のもの			四・九％	G／HS／八七
八五四五・九〇	その他のもの			四・九％	G／HS／八七
八五四六	ブラシ				
八五四六・一〇	その他のもの			四・九％	G／HS／八七
八五四六・九〇	がい子（材料を問わない。）				
八五四七	ガラス製のもの			四・二％	G／HS／八七
八五四七・一〇	陶磁製のもの			四・二％	G／HS／八七
八五四七・九〇	その他のもの			四・二％	G／HS／八七
八五四八	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切つたソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）			四・二％	G／HS／八七
八五四八・一〇	陶磁製の電気絶縁用物品			四・二％	G／HS／八七
八五四八・二〇	プラスチック製の電気絶縁用物品			四・二％	G／HS／八七
八五四八・八〇	その他のもの			四・二％	G／HS／八七
八六〇一	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）			四・二％	G／HS／八七
八六〇一・一〇	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）			四・九％	G／HS／八七
八六〇一・二〇	外部電源により走行するもの			四・九％	G／HS／八七
八六〇一・一〇	蓄電池により走行するもの			四・九％	G／HS／八七
八六〇二	その他の鉄道用機関車及び炭水車			四・九％	G／HS／八七
八六〇二・一〇	電気式ディーゼル機関車			四・九％	G／HS／八七
八六〇二・九〇	その他のもの			四・九％	G／HS／八七
八六〇三	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。）			四・九％	G／HS／八七
八六〇三・一〇	外部電源により走行するもの			四・九％	G／HS／八七
八六〇三・九〇	その他のもの			四・九％	G／HS／八七
八六〇四・〇〇	鉄道用又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）			四・九％	G／HS／八七
八六〇五・〇〇	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。）			四・九％	G／HS／八七
八六〇六	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）				
八六〇六・一〇	タンク車その他これに類する車両			四・九％	G／HS／八七
八六〇六・二〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第八六〇六・一〇号のものを除く。）			四・九％	G／HS／八七
八六〇六・三〇	荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号又は第八六〇六・二〇号のものを除く。）			四・九％	G／HS／八七
八六〇六・九一	その他のもの				
八六〇六・九一	有がい車			四・九％	G／HS／八七
八六〇六・九一	無がい車（高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）			四・九％	G／HS／八七
八六〇六・九九	その他のもの			四・九％	G／HS／八七
八六〇七	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品				
八六〇七・一一	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品			四・九％	G／HS／八七
八六〇七・一二	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車			四・九％	G／HS／八七
八六〇七・一三	その他のボギー台車及びビッセル台車			四・九％	G／HS／八七
八六〇七・一九	その他のもの（部分品を含む。）			四・九％	G／HS／八七
	ブレーキ及びその部分品				

八七〇七・二	エアブレーキ及びその部分品	四・九%	G／HS／八七						
八七〇七・二九	その他のもの	四・九%	G／HS／八七						
八七〇七・三〇	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品	四・九%	G／HS／八七						
八七〇七・九一	その他のもの								
八七〇七・九九	機関車のもの	四・九%	G／HS／八七						
八七〇八・〇〇	その他のもの 信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品	四・九%	G／HS／八七						
八七〇九・〇〇	コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）	四・二%	G／HS／八七						
八七〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	四・九%	G／HS／八七						
八七〇一・一〇	歩行操縦式トラクター	四・九%	G／HS／八七						
八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	四・二%	G／HS／八七						
八七〇一・三〇	無限軌道式トラクター	五・八%	G／HS／八七						
八七〇一・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七						
	農業用のもの	無税	G／HS／八七						
八七〇二	その他のもの	四・二%	G／HS／八七						
八七〇二・一〇	公共輸送型乗用自動車 ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの	三%	G／HS／八七						
八七〇二・九〇	その他のもの	三%	G／HS／八七						
八七〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。） 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両 その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。） シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。） シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの その他のもの 貨物自動車 ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。） その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。） 車両総重量が五トン以下のもの 運転室を有する原動機付きシャシ、無限軌道式貨物自	無税	G／HS／八七						
八七〇三・一一		無税	G／HS／八七						
八七〇三・一二		無税	G／HS／八七						
八七〇三・一三		無税	G／HS／八七						
八七〇三・一四		無税	G／HS／八七						
八七〇三・二一		無税	G／HS／八七						
八七〇三・二二		無税	G／HS／八七						
八七〇三・二三		無税	G／HS／八七						
八七〇三・二四		無税	G／HS／八七						
八七〇三・三一		無税	G／HS／八七						
八七〇三・三二		無税	G／HS／八七						
八七〇三・三三		無税	G／HS／八七						
八七〇三・三四		無税	G／HS／八七						
八七〇三・四一		三%	G／HS／八七						
八七〇三・四二		無税	G／HS／八七						
八七〇三・四三		無税	G／HS／八七						
八七〇三・四四		三%	G／HS／八七						
八七〇四		無税	G／HS／八七						
八七〇四・一〇		無税	G／HS／八七						
八七〇四・二一		無税	G／HS／八七						

八七〇四・三	動車及びシャットルカー	三%	G／HS／八七
	その他のもの	無税	G／HS／八七
八七〇四・三一	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの		
	運転室を有する原動機付きシャシ、無限軌道式貨物自動車及びシャットルカー	三%	G／HS／八七
	その他のもの	無税	G／HS／八七
八七〇四・三二	車両総重量が二〇トンを超えるもの		
	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）	無税	G／HS／八七
八七〇四・三三	車両総重量が五トン以下のもの	無税	G／HS／八七
八七〇四・三四	車両総重量が五トンを超えるもの	無税	G／HS／八七
八七〇五	その他のもの		
八七〇五・二〇	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	無税	G／HS／八七
八七〇五・一〇	クレーン車	無税	G／HS／八七
八七〇五・二〇	せん孔デリック車	無税	G／HS／八七
八七〇五・三〇	消防車	無税	G／HS／八七
八七〇五・四〇	コンクリートミキサー車	無税	G／HS／八七
八七〇五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七
八七〇六・〇〇	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	三%	G／HS／八七
八七〇七	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七
八七〇七・一〇	第八七・〇三項の車両用のもの	三%	G／HS／八七
八七〇七・二〇	その他のもの	三%	G／HS／八七
八七〇八	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）		

八七〇八・一〇	バンパー及びその部分品	三%	G／HS／八七
	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品		
八七〇八・二	シートベルト	三%	G／HS／八七
八七〇八・二九	その他のもの	三%	G／HS／八七
	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品		
八七〇八・三	ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）	三%	G／HS／八七
八七〇八・三九	その他のもの	三%	G／HS／八七
八七〇八・四〇	ギヤボックス	三%	G／HS／八七
八七〇八・五〇	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）	三%	G／HS／八七
八七〇八・六〇	非駆動軸及びその部分品	三%	G／HS／八七
八七〇八・七〇	車輪並びにその部分品及び附属品	三%	G／HS／八七
	懸架装置用ショックアブソーバーその他の部分品及び附属品		
八七〇八・九一	ラジエーター	三%	G／HS／八七
八七〇八・九二	消音装置及び排気管	三%	G／HS／八七
八七〇八・九三	クラッチ及びその部分品	三%	G／HS／八七
八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	三%	G／HS／八七
八七〇八・九九	その他のもの	三%	G／HS／八七
八七〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品		
八七〇九・一	車両		
八七〇九・一九	電気式のもの	四・八%	G／HS／八七
八七〇九・二〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
八七一一	部分品	四・八%	G／HS／八七
	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるか		

八七一・一〇	ないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	
八七一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%G／HS／八七
八七一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%G／HS／八七
八七一・二〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%G／HS／八七
八七一・四〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%G／HS／八七
八七一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	五%G／HS／八七
八七一・九〇	その他のもの	五%G／HS／八七
八七二・〇〇	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	五%G／HS／八七
八七三	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	四・八%G／HS／八七
八七三・一〇	機械式駆動機構を有しないもの	三・二%G／HS／八七
八七三・九〇	その他のもの	三・二%G／HS／八七
八七四	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）	
八七四・一一	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	
八七四・一九	サドル	
八七四・二〇	その他のもの	
八七四・九一	身体障害者用又は病人用の車両のもの	
八七四・九二	その他のもの	
八七四・九三	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	
八七四・九四	リム及びスポーク	
八七四・九五	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール	
八七四・九六	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品	
八七四・九九	サドル	
八七五・〇〇	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	
八七六	その他のもの	
八七六・一〇	乳母車及びその部分品	
八七六・三	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	
八七六・三元	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）	四・八%G／HS／八七
八七六・四〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）	四・八%G／HS／八七
八七六・八〇	貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー	四・八%G／HS／八七
八七六・九〇	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー	四・八%G／HS／八七
	その他のもの	三・二%G／HS／八七
	その他のトレーラー及びセミトレーラー	五・七%G／HS／八七
	その他の車両	五・七%G／HS／八七
	部分品	四・二%G／HS／八七

八八〇一	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機		六・五%	G	HS／八七	
八八〇一・一〇＊	グライダー及びハンググライダー		七・二%	G	HS／八七	
八八〇一・九〇＊	その他のもの					
八八〇二	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット					
八八〇二・一＊	ヘリコプター					
	自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの		五%	G	HS／八七	
八八〇二・二＊	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの		五%	G	HS／八七	
八八〇二・一〇＊	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの）		五%	G	HS／八七	
八八〇二・二〇＊	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のもの）		五%	G	HS／八七	
八八〇二・四〇＊	飛行機その他の航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの）		五%	G	HS／八七	
八八〇二・五〇	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット		六・五%	G	HS／八七	
八八〇三	部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）					
八八〇三・一〇＊	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品		七・二%	G	HS／八七	
	飛行機用プロペラ並びにヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード		五%	G	HS／八七	
	その他のもの		五%	G	HS／八七	
八八〇三・二〇＊	着陸装置及びその部分品		五%	G	HS／八七	
八八〇三・三〇＊	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品		五%	G	HS／八七	
八八〇三・九〇＊	その他のもの		五%	G	HS／八七	
八八〇四・〇〇	落下傘（可導式落下傘を含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品		八・二%	G	HS／八七	
八八〇五	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品		七・二%	G	HS／八七	
八八〇五・一〇＊	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品		七・二%	G	HS／八七	
八八〇五・二〇＊	航空用地上訓練装置及びその部分品		七・二%	G	HS／八七	
八九〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）		無税	G	HS／八七	
八九〇一・一〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート		無税	G	HS／八七	
八九〇一・二〇	タンカー		無税	G	HS／八七	
八九〇一・三〇	冷蔵船及び冷凍船（第八九〇一・二〇号のものを除く。）		無税	G	HS／八七	
八九〇一・九〇	その他の貨物船及び貨客船		無税	G	HS／八七	
八九〇二・〇〇	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶		無税	G	HS／八七	
八九〇三	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、橈（かい）船及びカヌー		三%	G	HS／八七	
八九〇三・一〇	膨脹式のもの		三%	G	HS／八七	
八九〇三・九	その他のもの		三%	G	HS／八七	
八九〇三・九一	セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わない。）		三%	G	HS／八七	
八九〇三・九二	モーターボート（船外機付きのものを除く。）		三%	G	HS／八七	
八九〇三・九九	その他のもの		三%	G	HS／八七	
八九〇四・〇〇	曳（ひ）航用又は押航用の船舶		無税	G	HS／八七	
八九〇五	照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム					

八九〇五・一〇	しゆんせつ船	無税	G／HS／八七						
八九〇五・二〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム	無税	G／HS／八七						
八九〇五・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七						
八九〇六・〇〇	その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓櫂船を除く。）								
のうち	軍艦以外のもの								
	総トン数が一〇〇トン未満のもの	三％	G／HS／八七						
	その他のもの	無税	G／HS／八七						
八九〇七	その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標）	三％	G／HS／八七						
八九〇七・一〇	膨脹式いかだ	三％	G／HS／八七						
八九〇七・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七						
八九〇八・〇〇	解体用の船舶その他の浮き構造物								

注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もつとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害するようにする。

九〇〇一	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	四％	G／HS／八七						
九〇〇一・一〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル	四・八％	G／HS／八七						
九〇〇一・二〇	偏光材料製のシート及び板	四・八％	G／HS／八七						
九〇〇一・三〇	コンタクトレンズ	四・九％	G／HS／八七						
九〇〇一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ	四・八％	G／HS／八七						
九〇〇一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ	四・八％	G／HS／八七						
九〇〇一・九〇＊	その他のもの	四・八％	G／HS／八七						

九〇〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇二・一九	対物レンズ	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇二・二	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇二・一九	その他のもの	七％	G／HS／八七						
九〇〇二・一〇	フィルター	七％	G／HS／八七						
九〇〇二・九〇＊	その他のもの	七％	G／HS／八七						
九〇〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品								
九〇〇三・二	フレーム								
九〇〇三・一九	プラスチック製のもの	四・二％	G／HS／八七						
	その他の材料製のもの	四・二％	G／HS／八七						
	金属製のもの	四・九％	G／HS／八七						
	その他のもの	七％	G／HS／八七						
九〇〇三・九〇	部分品	七％	G／HS／八七						
九〇〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	八％	G／HS／八七						
九〇〇四・一〇	サングラス	八％	G／HS／八七						
九〇〇四・九〇	その他のもの	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇五	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇五・一〇	双眼鏡	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇五・八〇	その他の機器	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇五・九〇	部分品及び附属品（支持具を含む。）	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	四・二％	G／HS／八七						
九〇〇六・一〇	製版に使用する種類の写真機	五・七％	G／HS／八七						
	文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォーム								

九〇〇六・三〇	に記録するものに限る。）	五・七％	G／HS／八七
九〇〇六・四〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ		
	内臓の医学的検診用のもの（エックス線用のものを除く。）	二・三％	G／HS／八七
	その他のもの		
	水中用のもの及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	五・七％	G／HS／八七
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
九〇〇六・五〇	インスタントプリントカメラ	五・七％	G／HS／八七
	その他の写真機		
九〇〇六・五一	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	五・七％	G／HS／八七
九〇〇六・五二	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	五・七％	G／HS／八七
九〇〇六・五三	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	五・七％	G／HS／八七
九〇〇六・五九	その他のもの	五・七％	G／HS／八七
	写真用のせん光器具及びせん光電球		
九〇〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	五・七％	G／HS／八七
九〇〇六・六二	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの	四・八％	G／HS／八七
九〇〇六・六九	その他のもの	五・七％	G／HS／八七
	部分品及び附属品		
九〇〇六・九一	写真機用のもの	五・七％	G／HS／八七
九〇〇六・九九	その他のもの	五・七％	G／HS／八七
九〇〇七	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		
	撮影機		
九〇〇七・一一	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	四％	G／HS／八七
九〇〇七・一九	その他のもの	五・七％	G／HS／八七
九〇〇七・二一	映写機		
九〇〇七・二九	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの	四％	G／HS／八七
	その他のもの		
九〇〇七・九一	部分品及び附属品	四％	G／HS／八七
九〇〇七・九二	撮影機用のもの	五・七％	G／HS／八七
九〇〇八	映写機用のもの	五・七％	G／HS／八七
	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		
九〇〇八・一〇	スライド映写機	四％	G／HS／八七
九〇〇八・二〇	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）	四％	G／HS／八七
九〇〇八・三〇	その他の投影機	四％	G／HS／八七
九〇〇八・四〇	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	無税	G／HS／八七
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品		
	投影機用のもの	四％	G／HS／八七
九〇〇九	その他のもの	無税	G／HS／八七
	感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感熱式複写機		
九〇〇九・一一	静電式の感光式複写機	無税	G／HS／八七
九〇〇九・一二	原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの	無税	G／HS／八七
九〇〇九・一三	原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの	無税	G／HS／八七
九〇〇九・一九	その他の感光式複写機	無税	G／HS／八七
九〇〇九・二一	光学的機構を有するもの	四％	G／HS／八七
九〇〇九・二二	密着式のもの	無税	G／HS／八七
九〇〇九・二三	感熱式複写機	無税	G／HS／八七
九〇〇九・九〇	部分品及び附属品	無税	G／HS／八七
九〇一〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼		

	付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）					無税	G／HS／八七
九〇一〇	ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン					無税	G／HS／八七
	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器					四・二％	G／HS／八七
九〇一〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ					無税	G／HS／八七
九〇一〇	映写用又は投影用のスクリーン					無税	G／HS／八七
九〇一〇	部分品及び附属品					四％	G／HS／八七
九〇一一	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）					無税	G／HS／八七
九〇一一	双眼実体顕微鏡					四・二％	G／HS／八七
九〇一一	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）					四・二％	G／HS／八七
九〇一一	その他の顕微鏡					四・二％	G／HS／八七
九〇一一	部分品及び附属品					四・二％	G／HS／八七
九〇一二	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器					四・八％	G／HS／八七
九〇一二	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器の部分品及び附属品					四・八％	G／HS／八七
九〇一三	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）					無税	G／HS／八七
九〇一三	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡					無税	G／HS／八七
九〇一三	レーザー（レーザーダイオードを除く。）					無税	G／HS／八七
九〇一三	その他の機器					無税	G／HS／八七
九〇一三	部分品及び附属品					無税	G／HS／八七
九〇一四	羅針盤その他の航行用機器					四・二％	G／HS／八七
九〇一四	羅針盤					無税	G／HS／八七
九〇一四	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）					無税	G／HS／八七
九〇一四	電気式のもの					四・八％	G／HS／八七
九〇一四	その他のもの					無税	G／HS／八七
九〇一四	その他の機器					四・二％	G／HS／八七
九〇一四	部分品及び附属品					四・二％	G／HS／八七
九〇一五	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀					無税	G／HS／八七
九〇一五	測距儀					無税	G／HS／八七
九〇一五	経緯儀及び視距儀					四・八％	G／HS／八七
九〇一五	水準器					四・八％	G／HS／八七
九〇一五	写真測量用機器					四・八％	G／HS／八七
九〇一五	その他の機器					無税	G／HS／八七
九〇一五	部分品及び附属品					四・二％	G／HS／八七
九〇一五	電気式機器用のもの					四・二％	G／HS／八七
九〇一五	その他のもの					四・八％	G／HS／八七
九〇一六・〇〇	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）					無税	G／HS／八七
九〇一七	電気式はかり並びにその部分品及び附属品					無税	G／HS／八七
九〇一七	その他のもの					四・二％	G／HS／八七
九〇一七・一〇	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）					四・二％	G／HS／八七
九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）					四・二％	G／HS／八七
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及					四・二％	G／HS／八七

九〇一七・三〇	び計算用具	四・二%	G／HS／八七	
	マイクロメーター、パス及びゲージ			
	電気式のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九〇一七・八〇	その他の機器			
	電気式のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G／HS／八七	
九〇一七・九〇	部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七	
九〇一八	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）			
九〇一八・一一	心電計	五・八%	G／HS／八七	
九〇一八・一九	その他のもの			
	超音波診断装置	四・六%	G／HS／八七	
	その他のもの			
	獣医用のもの	四・九%	G／HS／八七	
	その他のもの	五・八%	G／HS／八七	
九〇一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器	四・九%	G／HS／八七	
九〇一八・三	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品			
	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）			
	歯科用のもの			
	その他のもの	無税	G／HS／八七	
	金属製の管針及び縫合用の針	三・九%	G／HS／八七	
	歯科用のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
九〇一八・三二	その他のもの			
	歯科用のもの	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
九〇一八・三九	その他の機器（歯科用のものに限る。）			
九〇一八・四一	歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）	四・八%	G／HS／八七	
九〇一八・四九	その他のもの			
	歯科用のいす	五・八%	G／HS／八七	
	その他の歯科用の電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	無税	G／HS／八七	
	その他のもの			
九〇一八・五〇	その他の機器（眼科用のものに限る。）	三・九%	G／HS／八七	
九〇一八・九〇	その他の機器			
	外科用のもの（電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）及び鉗子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。）	無税	G／HS／八七	
	その他のもの	三・九%	G／HS／八七	
九〇一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	四・九%	G／HS／八七	
九〇一九・一〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器			
九〇一九・二〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人口呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税	G／HS／八七	
九〇一九・九〇＊	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	四・九%	G／HS／八七	
九〇二一	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具			
	人造関節その他の整形外科用機器			

九〇二二・二	及び骨折治療具	無税	G／HS／八七		
九〇二二・二九	人造関節	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	四％	G／HS／八七		
九〇二二・三	義歯及び歯用の取付用品	無税	G／HS／八七		
九〇二二・三九	義歯	四％	G／HS／八七		
九〇二二・三〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
九〇二二・四〇	その他の人造の人体の部分	無税	G／HS／八七		
	補聴器（部分品及び附属品を除く。）	四％	G／HS／八七		
九〇二二・五〇	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）	無税	G／HS／八七		
九〇二二・九〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
九〇二三	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機	無税	G／HS／八七		
九〇二三・一	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	無税	G／HS／八七		
	医療用又は獣医用のもの				
	コンピュータ断層撮影装置	三・四％	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七		
	獣医用のもの	三・四％	G／HS／八七		
	その他のもの				
九〇二三・九	その他の用途に供するもの				
	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	四・六％	G／HS／八七		
	医療用又は獣医用のもの	四・六％	G／HS／八七		

九〇二三・二九	その他の用途に供するもの				
九〇二三・三〇	エックス線管				
	医療用のもの	四・六％	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七		
	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	三・四％	G／HS／八七		
九〇二三・九〇	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器の部分品及び附属品				
	その他のもの				
	医療用のもの	四・六％	G／HS／八七		
	その他のもの	五・八％	G／HS／八七		
九〇二三・八〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	三・四％	G／HS／八七		
九〇二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	四・二％	G／HS／八七		
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）				
	電気式のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
九〇二四・九〇	その他の機器				
	電気式のもの	無税	G／HS／八七		
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七		
九〇二五	部分品及び附属品	四・二％	G／HS／八七		
九〇二五・一＊	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品				
	温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）				
九〇二五・一一＊	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	四・二％	G／HS／八七		
	その他のもの				
九〇二五・一九＊	電気式のもの	無税	G／HS／八七		

九〇一五・二〇＊	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	四・二%	G／HS／八七		
九〇一五・八〇＊	その他の機器	無税	G／HS／八七		
九〇一五・九〇＊	部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七		
九〇一六	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	無税	G／HS／八七		
九〇一六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの				
九〇一六・一〇＊	電気式のもの	無税	G／HS／八七		
九〇一六・一〇＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
九〇一六・二〇＊	圧力の測定用又は検査用のもの				
九〇一六・二〇＊	電気式のもの	無税	G／HS／八七		
九〇一六・二〇＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
九〇一六・八〇＊	その他の機器				
九〇一六・八〇＊	電気式のもの	無税	G／HS／八七		
九〇一六・八〇＊	その他のもの	四・九%	G／HS／八七		
九〇一六・九〇＊	部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七		
九〇一七	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム	無税	G／HS／八七		
九〇一七・一〇	ガス又は煙の分析機器	無税	G／HS／八七		
九〇一七・一〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置				
九〇一七・二〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		
九〇一七・八〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
九〇一七・八〇	電気式のもの				
九〇一七・八〇	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
九〇一七・五〇	露出計	無税	G／HS／八七		

九〇一七・五〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	四・二%	G／HS／八七		
九〇一七・八〇	その他の機器	無税	G／HS／八七		
九〇一七・八〇	電気式のもの	四・二%	G／HS／八七		
九〇一七・八〇	その他のもの				
九〇一七・九〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	無税	G／HS／八七		
九〇一八	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	四・二%	G／HS／八七		
九〇一八・一〇	ガス用計器	四・二%	G／HS／八七		
九〇一八・二〇	液体用計器	四・二%	G／HS／八七		
九〇一八・三〇	電気用計器	四・二%	G／HS／八七		
九〇一八・九〇	部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七		
九〇一九	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ				
九〇一九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	無税	G／HS／八七		
九〇一九・一〇＊	電気式のもの	四・二%	G／HS／八七		
九〇一九・九〇＊	その他のもの	四・二%	G／HS／八七		
九〇二〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	四・二%	G／HS／八七		
九〇二〇・一〇＊	部分品及び附属品	無税	G／HS／八七		
九〇二〇・一〇＊	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税	G／HS／八七		
	電離放射線の測定用又は検出用の機器				
	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ				
	電圧、電流、抵抗又は電力の測定				

	用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）		
九〇三〇・三一*	マルチメーター	無税	G/HS/八七
九〇三〇・三九	その他のもの		
*	電圧計及び電流計	四・九%	G/HS/八七
*	その他のもの	無税	G/HS/八七
九〇三〇・四〇*	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	無税	G/HS/八七
	その他の機器		
九〇三〇・八一*	記録装置を有するもの	無税	G/HS/八七
九〇三〇・八九*	その他のもの	無税	G/HS/八七
九〇三〇・九〇*	部分品及び附属品	四・二%	G/HS/八七
九〇三一	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		
九〇三一・一〇	釣合試験機	無税	G/HS/八七
九〇三一・二〇	テストベンチ	無税	G/HS/八七
九〇三一・三〇	輪郭投影機	四・八%	G/HS/八七
九〇三一・四〇	その他の光学式機器	四・二%	G/HS/八七
九〇三一・八〇	その他の機器		
*	電気式のもの	無税	G/HS/八七
*	その他のもの	四・二%	G/HS/八七
九〇三一・九〇*	部分品及び附属品	四・二%	G/HS/八七
九〇三二	自動調整機器		
九〇三二・一〇*	サーモスタット	無税	G/HS/八七
九〇三二・二〇*	マノスタット	無税	G/HS/八七
	その他の機器		
九〇三二・八一*	液体式又は気体式のもの	無税	G/HS/八七
九〇三二・八九*	その他のもの	無税	G/HS/八七
九〇三二・九〇*	部分品及び附属品	四・二%	G/HS/八七
九〇三三・〇〇	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	四・二%	G/HS/八七
九一〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。）		
	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）		
九一〇一・一一	機械式表示部のみを有するもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇一・一二	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇一・一九	その他のもの	五・四%	G/HS/八七
	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）		
九一〇一・二一	自動巻きのもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇一・二九	その他のもの	五・四%	G/HS/八七
	その他のもの		
九一〇一・九一	電池により作動するもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇一・九九	その他のもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）		
	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）		
九一〇二・一一	機械式表示部のみを有するもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇二・一二	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇二・一九	その他のもの	五・四%	G/HS/八七
	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）		
九一〇二・二一	自動巻きのもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇二・二九	その他のもの	五・四%	G/HS/八七
	その他のもの		
九一〇二・九一	電池により作動するもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇二・九九	その他のもの	五・四%	G/HS/八七
九一〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）		
九一〇三・一〇	電池により作動するもの	四・八%	G/HS/八七
九一〇三・九〇	その他のもの	五・六%	G/HS/八七
九一〇四・〇〇*	計器盤用時計その他これに類する時		

九一〇五	計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	五・六%	G／HS／八七	
九一〇五・一	その他の時計（携帯用時計を除く。）			
	目覚まし時計			
九一〇五・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇五・一九	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
	掛時計			
九一〇五・二一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇五・二九	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
九一〇五・九一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇五・九九	その他のもの	五・六%	G／HS／八七	
九一〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	四・八%	G／HS／八七	
九一〇六・一〇	タイムレジスター及びタイムレコーダー	四・八%	G／HS／八七	
九一〇六・二〇	パーキングメーター	四・八%	G／HS／八七	
九一〇六・九〇	その他のもの	四・八%	G／HS／八七	
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	四・八%	G／HS／八七	
九一〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	五・四%	G／HS／八七	
	電池により作動するもの			
九一〇八・一一	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇八・一三	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇八・一九	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇八・二〇	自動巻きのもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇八・九一	その他のもの 幅、長さ又は直径が三三・八ミリメートル以下のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇八・九九	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	五・四%	G／HS／八七	
九一〇九・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇九・一九	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一〇九・二〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成のムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	五・四%	G／HS／八七	
九一一〇	携帯用時計のもの			
九一一〇・一一	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）	五・九%	G／HS／八七	
九一一〇・一九	未完成のムーブメントで組み立てたもの	五・四%	G／HS／八七	
九一一〇・二〇	ラフムーブメント	五・九%	G／HS／八七	
九一一〇・九〇	その他のもの	五・四%	G／HS／八七	
九一一一	携帯用時計のケース及びその部分品	五・七%	G／HS／八七	
九一一一・一〇	ケース（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	五・七%	G／HS／八七	
九一一一・二〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）	五・七%	G／HS／八七	
九一一一・九〇	その他のケース	七・二%	G／HS／八七	
九一一二	部分品			
九一一二・一〇	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	七・二%	G／HS／八七	
九一一二・二〇	金属製のケース	七・二%	G／HS／八七	
九一一二・九〇	その他のケース	七・二%	G／HS／八七	
九一一二・九九	部分品	七・二%	G／HS／八七	

九二三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品					
九二三・一〇	貴金属製又は貴金属を張つた金属製のもの					
	銀製又は白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）製のもの	七・八%	G	HS	八七	
	その他のもの	八・二%	G	HS	八七	
九二三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）					
	貴金属をめつきしたもの	五・六%	G	HS	八七	
	その他のもの	六・六%	G	HS	八七	
九二三・九〇	その他のもの					
	革製又はコンポジションレザー製のもの	一二・五%	G	HS	八七	
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、そうげ又はべっこうを使用したもの	一二・五%	G	HS	八七	
	その他のもの	一二・五%	G	HS	八七	
	その他のもの					
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	三・四%	G	HS	八七	
	その他のもの	三・四%	G	HS	八七	
九二四	その他の時計の部分品					
九二四・一〇	ばね（ひげぜんまいを含む。）	三・二%	G	HS	八七	
九二四・二〇	石	一・九%	G	HS	八七	
九二四・三〇	文字板	五・四%	G	HS	八七	
九二四・九〇	地板及び受け	五・九%	G	HS	八七	
九二四・九〇	その他のもの	五・四%	G	HS	八七	
九二〇一	ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器	四・八%	G	HS	八七	
九二〇一・一〇	アップライトピアノ	四・八%	G	HS	八七	
九二〇一・二〇	グランドピアノ	四・二%	G	HS	八七	
九二〇一・九〇	その他のもの					
九二〇二	その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）	四・二%	G	HS	八七	
九二〇二・一〇	弓で弾くもの	四・二%	G	HS	八七	
九二〇二・九〇	その他のもの					
	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	四・八%	G	HS	八七	
九二〇四	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ	四・八%	G	HS	八七	
九二〇四・一〇	アコーディオンその他これに類する楽器	四・八%	G	HS	八七	
	ハーモニカ	四・八%	G	HS	八七	
九二〇五	その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）	四・一%	G	HS	八七	
九二〇五・一〇	金管楽器	四・八%	G	HS	八七	
九二〇五・二〇	その他のもの	四・八%	G	HS	八七	
九二〇六・〇〇	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）	三・六%	G	HS	八七	
九二〇七	電気的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）	四・八%	G	HS	八七	
	鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）	四・八%	G	HS	八七	
九二〇七・一〇	その他のもの	四・八%	G	HS	八七	
九二〇七・二〇	オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛	四・八%	G	HS	八七	
九二〇七・九〇	オルゴール	四・八%	G	HS	八七	
九二〇九	その他のもの	四・八%	G	HS	八七	
九二〇九・一〇	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛	四・一%	G	HS	八七	
	メトロノーム、音さ及び調子笛	三・六%	G	HS	八七	
	その他のもの	四・二%	G	HS	八七	

九二〇九・二〇	オルゴールの機構	四・二%	G／HS／八七
九二〇九・二〇	楽器用の弦	四・二%	G／HS／八七
	その他のもの		
九二〇九・九一	ピアノの部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七
九二〇九・九二	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七
九二〇九・九五	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七
九二〇九・九九	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品	四・二%	G／HS／八七
九二〇九・九九	その他のもの	四・二%	G／HS／八七
九二〇三	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）	八・二%	G／HS／八七
九二〇三・一〇	口装の火器	九・五%	G／HS／八七
九二〇三・一〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）	八・二%	G／HS／八七
九二〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	八・二%	G／HS／八七
九二〇三・九〇	その他のもの	八・二%	G／HS／八七
九二〇四・〇〇	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）	八・二%	G／HS／八七
九二〇五	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	八・二%	G／HS／八七
九二〇五・一〇	けん銃のもの	八・二%	G／HS／八七
のうち	軍用の武器のもの以外のもの		
九二〇五・二	第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの	八・二%	G／HS／八七
九二〇五・二九	散弾銃の銃身	八・二%	G／HS／八七
九二〇五・九〇	その他のもの	八・二%	G／HS／八七
のうち	その他のもの		
	軍用の武器のもの以外のもの		

	革製又はコンポジションレザー製のもの	一二・五%	G／HS／八七
	その他のもの	八・二%	G／HS／八七
九二〇六	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）	八・二%	G／HS／八七
	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸	八・二%	G／HS／八七
九二〇六・一一	弾薬筒	四・八%	G／HS／八七
九二〇六・一九	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
九二〇六・二〇	その他の弾薬筒及びその部分品	四・八%	G／HS／八七
のうち	狩猟用又はスポーツ用のもの		
九二〇七	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	五・四%	G／HS／八七
九二〇七・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	五・七%	G／HS／八七
九二〇七・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	四・八%	G／HS／八七
九二〇七・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	四・八%	G／HS／八七
	革張りのもの	五・四%	G／HS／八七
	とう製のもの	五・七%	G／HS／八七
	その他のもの	四・八%	G／HS／八七
九二〇七・五〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	四・八%	G／HS／八七
	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	五・七%	G／HS／八七
	とう製のもの	四・八%	G／HS／八七
	その他のもの	五・四%	G／HS／八七
九二〇七・九一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	四・八%	G／HS／八七
	アップホルスターのもの	五・四%	G／HS／八七
	革張りのもの	四・八%	G／HS／八七
	その他のもの		

九四〇一・六九	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	四・八%／G／HS／八七
九四〇一・七九	アップホルスターのもの	四・八%／G／HS／八七
九四〇一・八〇	その他のもの	
	その他の腰掛け	
	大理石製のもの	無税／G／HS／八七
	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
九四〇一・八九	部分品	四・八%／G／HS／八七
九四〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	
九四〇二・一〇	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品	四・八%／G／HS／八七
九四〇二・八〇	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
九四〇三	その他の家具及びその部分品	
九四〇三・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具	四・八%／G／HS／八七
九四〇三・一〇＊	その他の金属製家具	四・八%／G／HS／八七
九四〇三・二〇	事務所において使用する種類の木製家具	四・八%／G／HS／八七
九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具	四・八%／G／HS／八七
九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具	四・八%／G／HS／八七
九四〇三・六〇	その他の木製家具	
	棚付き家具（食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものに限る。）	四%／G／HS／八七
	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
九四〇三・七〇	プラスチック製家具	四・三%／G／HS／八七
九四〇三・八〇	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	
	とう製のもの	五・七%／G／HS／八七
	大理石製のもの	無税／G／HS／八七
	その他のもの	四・三%／G／HS／八七
九四〇四	部分品	四・八%／G／HS／八七
九四〇四・一〇	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	
	マットレスサポート	四・八%／G／HS／八七
	マットレス	
	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	五・七%／G／HS／八七
九四〇四・二〇	その他の材料製のもの	五・七%／G／HS／八七
九四〇四・三〇	寝袋	五・七%／G／HS／八七
九四〇四・九〇	その他のもの	五・七%／G／HS／八七
九四〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	
九四〇五・一〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	
	大理石製のもの	無税／G／HS／八七
	その他のもの	
九四〇五・二〇＊	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ	四・八%／G／HS／八七

	木製のもの	四%	G	HS／八七	
	大理石製のもの	無税	G	HS／八七	
	その他のもの	四・八%	G	HS／八七	
九四〇五・三〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット				
九四〇五・四〇	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）				
	サーチライト及びスポットライト	無税	G	HS／八七	
	その他のもの				
	木製のもの	四%	G	HS／八七	
	大理石製のもの	無税	G	HS／八七	
	その他のもの	四・八%	G	HS／八七	
九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具				
	大理石製のもの	無税	G	HS／八七	
	その他のもの	四・八%	G	HS／八七	
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品				
	木製のもの	四%	G	HS／八七	
	ガラス製のもの	五・五%	G	HS／八七	
	腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は腱製のもの	四・九%	G	HS／八七	
	その他のもの	七・二%	G	HS／八七	
	部分品				
	ガラス製のもの	五・八%	G	HS／八七	
九四〇五・九一	プラスチック製のもの	五・八%	G	HS／八七	
九四〇五・九二 *	その他のもの				
九四〇五・九九	木製のもの	四%	G	HS／八七	
	大理石製のもの	無税	G	HS／八七	
	その他のもの	四・八%	G	HS／八七	
九四〇六・〇〇 *	プレハブ建築物	三・九%	G	HS／八七	
九五〇一・〇〇 *	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車	四・八%	G	HS／八七	
九五〇二	人形（人間を模したものに限る。）	四・八%	G	HS／八七	
九五〇三・一〇	人形（服を着せてあるかないかを問わない。）	五・八%	G	HS／八七	
九五〇三・九一	部分品及び附属品				
	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	五・八%	G	HS／八七	
九五〇三・九九	その他のもの				
	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	五・八%	G	HS／八七	
九五〇三・一〇	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）				
	卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G	HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G	HS／八七	
九五〇三・二〇	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）				
	卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G	HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G	HS／八七	
九五〇三・三〇	その他の組立てセット及び組立てがん具				
	卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G	HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G	HS／八七	
九五〇三・四一	がん具（人間以外の生物又は動物が模したものに限る。）				
	詰物をしたもの				
	紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	五・八%	G	HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G	HS／八七	
九五〇三・四九	その他のもの				
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%	G	HS／八七	
	その他のもの	四・二%	G	HS／八七	
九五〇三・五〇	楽器類（がん具に限る。）				
	紡織用繊維の織物製、卑金属				

九五〇三・六〇	製又はプラスチック製のもの	
	その他のもの	五・八%／G／HS／八七
九五〇三・七〇	パズル	四・二%／G／HS／八七
	卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%／G／HS／八七
	その他のもの	四・二%／G／HS／八七
	その他のがん具（セットにしたものに限る。）	五・八%／G／HS／八七
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	四・二%／G／HS／八七
九五〇三・八〇	その他のもの	五・八%／G／HS／八七
	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	四・二%／G／HS／八七
九五〇三・九〇	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%／G／HS／八七
	その他のもの	四・二%／G／HS／八七
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	五・八%／G／HS／八七
九五〇四	その他のもの	四・二%／G／HS／八七
	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	無税／G／HS／八七
九五〇四・一〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	無税／G／HS／八七
九五〇四・二〇	ビリヤード用の物品及び附属品	無税／G／HS／八七
九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税／G／HS／八七
九五〇四・四〇	遊戯用カード	四・八%／G／HS／八七
九五〇四・九〇	その他のもの	五・七%／G／HS／八七
	チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	無税／G／HS／八七
	ボーリングボール	四・八%／G／HS／八七
	その他のもの	四・八%／G／HS／八七

九五〇五	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）	四・八%／G／HS／八七
九五〇五・一〇	クリスマス用品	四・八%／G／HS／八七
九五〇五・九〇	その他のもの	二・四%／G／HS／八七
九五〇六	体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	二・四%／G／HS／八七
九五〇六・一一	スキー用具	無税／G／HS／八七
九五〇六・一九	スキー	無税／G／HS／八七
	スキーの締め具	無税／G／HS／八七
九五〇六・二一	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・二九	水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・三一	セールボード	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・三九	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・四〇	ゴルフクラブその他のゴルフ用具	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・五一	クラブ（完成品に限る。）	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・五九	ボール	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・六一	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・六二	卓球用具	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・六九	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・七〇	テニスラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）	四・八%／G／HS／八七
九五〇六・九一	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）	四・八%／G／HS／八七
	テニスボール	四・八%／G／HS／八七
	空気入れ式のもの	四・八%／G／HS／八七
	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）	四・八%／G／HS／八七
	その他のもの	四・八%／G／HS／八七
	体操用具及び競技用具	四・八%／G／HS／八七

九五〇六・九九 九五〇七	その他のもの 釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具				
九五〇七・一〇	釣りざお				
九五〇七・二〇	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）				
九五〇七・三〇	釣り用リール				
九五〇七・九〇	その他のもの				
九五〇八・〇〇	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備				
九六〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	無税	G／HS／八七		
九六〇一・一〇	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品	四・八％	G／HS／八七		
	ぞうげのもの	四・八％	G／HS／八七		
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七		
九六〇一・九〇	その他のもの	四・八％	G／HS／八七		
	べっこう又はさんごの加工品及び製品	七・五％	G／HS／八七		
	真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品（ボタンの製造に適する形状にしたものに限る。）	五・八％	G／HS／八七		
	その他のもの	四・八％	G／HS／八七		
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	八・二％	G／HS／八七		
九六〇三	ゼラチンカプセル	四・八％	G／HS／八七		
	その他のもの	五・一％	G／HS／八七		
九六〇三・一〇	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	三・七％	G／HS／八七		
	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）	五・八％	G／HS／八七		
九六〇三・二〇	歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）	三・七％	G／HS／八七		
九六〇三・三〇	歯ブラシ	一〇％	G／HS／八七		
九六〇三・四〇	その他のもの 美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	一〇％	G／HS／八七		
	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー	一〇％	G／HS／八七		
九六〇三・五〇	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）	一〇％	G／HS／八七		
九六〇三・九〇	その他のもの	四・九％	G／HS／八七		

	羽毛ダスター		
	ほうき製造用又はブラシ製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品		
	床掃除機		
	その他のもの	八・二％	G／HS／八七
九六〇四・〇〇	手ふるい	三・二％	G／HS／八七
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	無税	G／HS／八七
九六〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	一〇％	G／HS／八七
九六〇六・一〇	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品	四・八％	G／HS／八七
	ボタン		
九六〇六・二一	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	一〇％	G／HS／八七
九六〇六・二二	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	八％	G／HS／八七
九六〇六・二九	その他のもの	八％	G／HS／八七
	貝殻製のもの	四・九％	G／HS／八七
	その他のもの	八％	G／HS／八七
九六〇六・三〇	ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク	無税	G／HS／八七
九六〇七	スライドファスナー及びその部分品		
九六〇七・一〇	スライドファスナー		
	卑金属性の務歯を取り付けたもの	四・二％	G／HS／八七
	その他のもの	四・二％	G／HS／八七
九六〇七・二〇	部分品	四・二％	G／HS／八七
九六〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）		
九六〇八・一〇	ボールペン		
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	七・五％（その率が一本につき一円八九銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七
	その他のもの	無税	G／HS／八七
九六〇八・二〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	五・八％	G／HS／八七
九六〇八・三一	万年筆その他のペン（製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）	無税	G／HS／八七
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	八・二％	G／HS／八七
九六〇八・三九	その他のもの	無税	G／HS／八七
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、		
	その他のもの		
九六〇八・五〇	シャープペンシル	八・二％	G／HS／八七
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、		

	さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの			
九六〇八・三五	その他のもの			
	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの			
九六〇八・六〇	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）			
		七・五％（その率が一本につき七五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	G／HS／八七	
		無税	G／HS／八七	
		八・二％	G／HS／八七	
		七・五％	G／HS／八七	
	その他のもの			
九六〇八・九一	ペン先及びニブポイント			
九六〇八・九九	その他のもの			
九六〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	四・二％	G／HS／八七	
		五・一％	G／HS／八七	
九六〇九・一〇	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）	四・八％	G／HS／八七	
九六〇九・二〇	鉛筆のしん（色を問わない。）	四・八％	G／HS／八七	
九六〇九・九〇	その他のもの	四・八％	G／HS／八七	
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	四・八％	G／HS／八七	
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	四・二％	G／HS／八七	

九六一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	四・二％	G／HS／八七	
	リボン	四・八％	G／HS／八七	
九六一二・一〇	インキパッド			
九六一二・二〇	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	六・四％	G／HS／八七	
九六一二・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	八・二％	G／HS／八七	
九六一二・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	六・四％	G／HS／八七	
九六一三	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	八・二％	G／HS／八七	
九六一三・一〇	その他のもの	六・四％	G／HS／八七	
九六一三・二〇	卓上用ライター	五・一％	G／HS／八七	
九六一三・八〇	その他のライター	五・一％	G／HS／八七	
九六一四	部分品	五・八％	G／HS／八七	
九六一四・一〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	五・八％	G／HS／八七	
	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊	八％	G／HS／八七	
九六一四・二〇	パイプ及びパイプボール	五・八％	G／HS／八七	
九六一四・九〇	その他のもの	五・八％	G／HS／八七	
九六一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カール			

	ピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品				
九六一五・二一	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品				
九六一五・一九	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの				
九六一五・九〇	その他のもの				
	その他のもの				
	木製のもの				
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの				
	鉄鋼製のもの				
	アルミニウム製のもの				
	その他の卑金属製のもの（貴金属をめつきしたものを除く。）				
	その他のもの				
九六一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド				
九六一六・一〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	四%	G／HS／八七		
九六一六・二〇	化粧用のパフ及びパッド	五・八%	G／HS／八七		
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	五・一%	G／HS／八七		
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	三・七%	G／HS／八七		
九七〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）及びコラージュその他これに類する装飾板	五・一%	G／HS／八七		
		五・八%	G／HS／八七		
		六・四%	G／HS／八七		
		五・八%	G／HS／八七		
		五・八%	G／HS／八七		
		四・八%	G／HS／八七		

九七〇一・一〇	書画	無税	G／HS／八七		
九七〇一・二〇	その他のもの	無税	G／HS／八七		
九七〇二・〇〇	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税	G／HS／八七		
九七〇三・〇〇	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税	G／HS／八七		
九七〇四・〇〇	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用したもの並びに使用してないもののうち仕向国において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。）	無税	G／HS／八七		
九七〇五・〇〇	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）	無税	G／HS／八七		
九七〇六・〇〇	こつとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）	無税	G／HS／八七		

旱印（*）は、これを付した物品には民間航空機貿易に関する協定により免税待遇を与えられる同協定の対象産品を含むことを意味する。付表参照

付表

民間航空機貿易に関する協定附属書に掲げる産品

関税率表番号のうち	品名
三九一七・二一	硬質の管及びホース（継手付きのものでエチレンの重合体製のものに限る。）
三九一七・二二	硬質の管及びホース（継手付きのものでプロピレンの重合体製のものに限る。）
三九一七・二三	硬質の管及びホース（継手付きのもので塩化ビニルの重合体製のものに限る。）
三九一七・二九	硬質の管及びホース（継手付きのものでその他のプラスチック製のものに限る。）
三九一七・三一	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）
三九一七・三三	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み

注　次の表において「関税率表番号のうち」とは、当該番号に対応して品名欄に掲げる産品には統一システムの下における当該番号の産品のすべてを含むものではないことを意味する。

三九一七・三九	合わせたものを除く。）
	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものに限る。）
三九一七・四〇	管及びホースの継手（プラスチック製のものに限る。）
三九二六・九〇	その他のプラスチック製品
四〇〇八・二九	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）の形材（特定の大きさに切つたものに限る。）
四〇〇九・五〇	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四〇一一・三〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
四〇一二・一〇	ゴム製の空気タイヤ（更生したものに限る。）
四〇一二・二〇	ゴム製の空気タイヤ（中古のものに限る。）
四〇一六・一〇	その他の加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製品（セルラーラバー製のものに限る。）
四〇一六・九三	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製のガスケット、ワッシャーその他のシール
四〇一六・九九	その他の加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製品
四〇一七・〇〇	硬質ゴム製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四五〇四・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（凝集コルク製のものに限る。）
四八二三・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（紙製又は板紙製のものに限る。）
六八一二・九〇	その他の石綿製品
六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）
六八一三・九〇	クラッチ用その他これに類する用途に供するその他の製品（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）
七〇〇七・二一	風防ガラス（合わせガラスのものに限る。）
七三〇四・三一	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及び鋳鉄製のものを除く。）
七三〇四・三九	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・四一	ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及びステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇四・四九	ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・五一	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及びステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇四・五九	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、ステンレス鋼製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・九〇	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び円形の横断面を有するものを除く。）
七三〇六・三〇	鉄製又は非合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三〇六・四〇	ステンレス鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三〇六・五〇	合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、ステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇六・六〇	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、円形の横断面を有するものを除く。）
七三一二・一〇	鉄鋼製のより線、ロープ及びケーブル（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三一二・九〇	鉄鋼製の組ひも、スリングその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三二二・九〇	動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（鉄鋼製のものに限るものとし、電気加熱式のもの及び部分品を除く。）
七三二四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
七三二四・九〇	その他の衛生用品（鉄鋼製のものに限る。）
七三二六・二〇	鉄鋼の線から製造した製品
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七六〇八・一〇	アルミニウム製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、アルミニウム合金製のものを除く。）
七六〇八・二〇	アルミニウム合金製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八一〇八・九〇	チタン製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八三〇二・一〇	卑金属製のちようつがい

八三〇二・二〇	卑金属製の取付具付きキャスター
八三〇二・四二	卑金属製の取付具その他これに類する物品（家具に適するものに限る。）
八三〇二・四九	その他の卑金属製の取付具その他これに類する物品
八三〇二・六〇	卑金属製のドアクローザー
八三〇七・一〇	鉄鋼製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限る。）
八三〇七・九〇	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限るものとし、鉄鋼製のものを除く。）
八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四〇八・九〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四〇九・一〇	第八四〇七・一〇号又は第八四〇八・九〇号の航空機用エンジンに専ら又は主として使用する部分品
八四一一・一一	ターボジェット（推力が二五キロニュートン以下のものに限る。）
八四一一・一二	ターボジェット（推力が二五キロニュートンを超えるものに限る。）
八四一一・二一	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワット以下のものに限る。）
八四一一・二二	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワットを超えるものに限る。）
八四一一・八一	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワット以下のものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四一一・八二	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワットを超えるものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四一一・九一	ターボジェット又はターボプロペラの部分品
八四一一・九九	ガスタービンの部分品（ターボジェット又はターボプロペラのものを除く。）
八四一二・一〇	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
八四一二・二一	液体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四一二・二九	液体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四一二・三一	気体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四一二・三九	気体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四一二・八〇	電気式でない原動機（反動エンジン、液体原動機及び気体原動機を除く。）
八四一二・九〇	部分品（反動エンジン、液体エンジン、気体エンジンその他の電気式でない原動機のものに限る。）
八四一三・一九	液体ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
八四一三・二〇	液体ハンドポンプ（計器付きのもの及び計器を取りけるように設計したものを除く。）
八四一三・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）
八四一三・五〇	往復容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・六〇	回転容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・七〇	液体遠心ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・八一	液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号、第八四一三・三〇号、第八四一三・五〇号、第八四一三・六〇号又は第八四一三・七〇号のポンプを除く。）
八四一三・九一	液体ポンプの部分品
八四一四・一〇	真空ポンプ
八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
八四一四・三〇	気体圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）
八四一四・五一	ファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）
八四一四・五九	ファン（第八四一四・五一号のものを除く。）
八四一四・八〇	その他の気体ポンプ及び気体圧縮機
八四一四・九〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品
八四一五・八一	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものを含む。）
八四一五・八二	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニットを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものを除く。）
八四一五・八三	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却ユニットを自蔵するものを除く。）
八四一五・九〇	エアコンディショナー（第八四一五・八一号、第八四一五・八二号又は第八四一五・八三号のものに限る。）の部分品
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・六一	圧縮式の冷蔵用機器（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）
八四一八・六九	冷蔵用又は冷凍用の機器（家庭用冷蔵庫及び第八四一八・一〇号、第八四一八・三〇号、第八四一八・四〇号又は第八四一八・六一号のものを除く。）
八四一九・五〇	熱交換装置
八四一九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器

八四一九・九〇	部分品（第八四一九・五〇号の熱交換装置のものに限る。）
八四二一・一九	遠心分離機
八四二一・二一	水のろ過機及び清浄機
八四二一・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機
八四二一・二九	水及び飲料以外の液体のろ過機及び清浄機（第八四二一・二三号のものを除く。）
八四二一・三一	内燃機関の吸気用のろ過機
八四二一・三九	気体のろ過機及び清浄機（内燃機関の吸気用のろ過機を除く。）
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
八四二五・一一	プーリータックル及びホイスト（電動機により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四二五・一九	プーリータックル及びホイスト（電動機以外の動力により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四二五・三一	ウインチ及びキャプスタン（電動機により作動するものに限る。）
八四二五・三九	ウインチ及びキャプスタン（電動機以外の動力により作動するものに限る。）
八四二五・四二	ジャッキ（液圧式のものに限る。）
八四二五・四九	ジャッキ（液圧式のものを除く。）
八四二六・九九	その他のクレーン
八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイスト
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
八四二八・三三	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものでベルト型のものに限る。）
八四二八・三九	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限るものとし、ベルト型のものを除く。）
八四二八・九〇	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械
八四七一・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
八四七一・二〇	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となっているかないかを問わない。）
八四七一・九一	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九二	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九三	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七九・八九	次の機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、第八四類の第八四・七九項以外の項に該当するものを除く。）
八四七九・九〇	始動装置（電気式でないものに限る。）
八四八三・一〇	プロペラ調整器（電気式でないものに限る。）
八四八三・三〇	サーボ機構（電気式でないものに限る。）
八四八三・四〇	ウインドスクリーンワイパー（電気式でないものに限る。）
八四八三・五〇	油圧―空気圧式蓄圧器
八四八三・六〇	空気圧式始動装置（ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン用のものに限る。）
八四八四・一〇	トイレットユニット（航空機用に設計されたものに限る。）
八四八四・九〇	逆スラスト装置用作動機
八五〇一・二〇	空気加湿装置及び空気除湿装置
八五〇一・三一	部分品（前号に掲げる機器のものに限る。）
八五〇一・三二	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受
八五〇一・三三	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
八五〇一・三四	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
八五〇一・四〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
八五〇一・五一	部分品（第八四八三・一〇号、第八四八三・三〇号、第八四八三・四〇号、第八四八三・五〇号又は第八四八三・六〇号の製品のものに限る。）ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）
	材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの
	交直両用電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限る。）
	直流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限る。）及び直流発電機（出力が七五〇ワット以下のものに限る。）
	直流電動機及び直流発電機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限る。）
	直流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）及び直流発電機（出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のものに限る。）
	直流発電機（出力が三七五キロワットを超えるものに限る。）
	単相交流電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
	多相交流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに

八五〇一・五二	限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・五三	多相交流電動機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・六一	多相交流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・六二	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇一・六三	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・一一	交流発電機（出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・一二	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・一三	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・二〇	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が三七五キロボルトアンペアを超えるものに限る。）
八五〇二・三〇	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）
八五〇二・四〇	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）
八五〇四・一〇	ロータリーコンバーター
八五〇四・三一	放電管用安定器
八五〇四・三二	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・三三	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・四〇	トランスフォーマー（容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・五〇	スタティックコンバーター
八五〇七・一〇	インダクター（放電管用安定器を除く。）
八五〇七・二〇	鉛蓄電池（ピストンエンジンの始動に使用する種類のものに限る。）
八五〇七・三〇	その他の鉛蓄電池
八五〇七・四〇	ニッケル・カドミウム蓄電池
八五〇七・八〇	ニッケル・鉄蓄電池
八五〇七・九〇	その他の蓄電池
八五一一・一〇	部分品（蓄電池のものに限る。）
八五一一・二〇	点火プラグ
八五一一・三〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
八五一一・四〇	スターター及び始動充電発電機
八五一一・五〇	その他の発電機（火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関に使用する種類のものに限る。）
八五一一・八〇	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類のその他の電気機器及びこれらの内燃機関に使用する種類の開閉器
八五一六・八〇	電熱用抵抗体（単に絶縁物と接続子とを取り付けたもので着氷の防止用又は除去用のものに限る。）
八五一八・一〇	マイクロホン及びそのスタンド
八五一八・二一	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・二二	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・二九	拡声器（エンクロージャーに取り付けたものを除く。）
八五一八・三〇	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン
八五一八・四〇	可聴周波増幅器
八五一八・五〇	電気式音響増幅装置
八五二〇・九〇	磁気式テープレコーダーその他の録音器（音声再生装置を自蔵するものを除く。）
八五二一・一〇	ビデオの記録用又は再生用の機器（磁気テープ式のものに限る。）
八五二二・九〇	第八五二〇・九〇号の製品の部分組立品（二以上の部品を固定し又は接続したものに限る。）
八五二五・一〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものを除く。）
八五二五・二〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
八五二六・一〇	レーダー
八五二六・九一	航行用無線機器
八五二六・九二	無線遠隔制御機器
八五二七・九〇	無線電話用又は無線電信用の受信機器（ラジオ放送用受信機器を除く。）
八五二九・一〇	アンテナ及びアンテナ反射器（第八五・二五項から第八五・二七項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）
八五二九・九〇	第八五・二六項の機器の部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したもので、民間航空機用に設計したものに限る。）
八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）
八五三一・八〇	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（第八五三一・一〇号又は第八五三一・二〇号のものを除く。）
八五三九・一〇	シールドビームランプ
八五四三・八〇	フライトレコーダー、電気式シンクロ及び電気式変換器並びに電気抵抗

八五四三・九〇	体を使用した霧り除去装置（航空機用のものに限る。）
	フライトレコーダーの部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したものに限る。）
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（航空機に使用する種類のものに限る。）
八八〇一・一〇	グライダー及びハンググライダー
八八〇一・九〇	原動機を有しない航空機（グライダー及びハンググライダーを除く。）、気球及び飛行船
八八〇二・一一	ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・一二	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・二〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・四〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）
八八〇三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
八八〇三・二〇	着陸装置及びその部分品
八八〇三・三〇	飛行機又はヘリコプターの部分品（第八八〇三・一〇号又は第八八〇三・二〇号のものを除く。）
八八〇三・九〇	その他の部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）
八八〇五・二〇	航空用地上訓練装置及びその部分品
九〇〇一・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇〇二・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わず、取り付けたもので機器に装置して又は機器の部分品として使用するものに限るものとし、対物レンズ、フィルター及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇一四・一〇	羅針盤
九〇一四・二〇	空中航行用の機器（羅針盤を除く。）
九〇一四・九〇	部分品及び附属品（羅針盤又は空中航行用の機器（羅針盤を除く。）のものに限る。）
九〇二〇・〇〇	呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスク並びに部分品を除く。）
九〇二五・一一	温度計（液体封入のもので直読式のものに限るものとし、その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・一九	その他の温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・二〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・八〇	その他の電気式又は電子式機器（第九〇・二五項のものに限る。）
九〇二五・九〇	部分品及び附属品（第九〇二五・一一号、第九〇二五・二〇号又は第九〇二五・八〇号のものに限る。）
九〇二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用の機器
九〇二六・二〇	液体又は気体の圧力の測定用又は検査用の機器
九〇二六・八〇	液体又は気体の変量の測定用又は検査用の機器（第九〇二六・一〇号又は九〇二六・二〇号の機器を除く。）
九〇二六・九〇	部分品（第九〇二六・一〇号、第九〇二六・二〇号又は第九〇二六・八〇号の機器のものに限る。）
九〇二九・一〇	積算回転計（電気式又は電子式のものに限る。）
九〇二九・二〇	速度計及び回転速度計
九〇二九・九〇	部分品及び附属品（積算回転計、速度計又は回転速度計のものに限る。）
九〇三〇・一〇	電離放射線も測定用又は検出用の機器
九〇三〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ
九〇三〇・三一	マルチメーター（電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のもので、記録装置を有しないものに限る。）
九〇三〇・三九	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・三一号のものを除く。）
九〇三〇・四〇	電気的量の測定用又は検査用の機器（遠隔通信用に特に設計したものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・三九号のものを除く。）
九〇三〇・八一	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有するものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇三〇・八九	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇三〇・九〇	部分品及び附属品（第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三〇・八一号又は第九〇三〇・八九号の機器のものに限る。）
九〇三一・八〇	測定用又は検査用の機器（第九〇・三〇項に該当するものを除く。）
九〇三一・九〇	部分品及び附属品（第九〇三一・八〇号の機器のものに限る。）
九〇三二・一〇	サーモスタット
九〇三二・二〇	マノスタット
九〇三二・八一	自動調整機器（液体式又は気体式のものに限る。）
九〇三二・八九	その他の自動調整機器
九〇三二・九〇	部分品及び附属品（第九〇・三二項の自動調整機器のものに限る。）
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（航空機用のものに限る。）
九一〇九・一九	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミ

九一〇九・九〇	リメートル以下の幅又は直径を有し、かつ、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものに限る。）
九四〇一・一〇	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であって、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有するものに限るものとし、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものを除く。）
九四〇三・二〇	腰掛け（革張りのものを除く。）
九四〇三・七〇	金属製家具（腰掛けを除く。）
九四〇五・一〇	プラスチック製家具（腰掛けを除く。）
九四〇五・六〇	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四〇五・九二	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四〇五・九九	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、プラスチック製のものに限る。）
	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、卑金属製のものに限る。）

第二部　特恵関税率表

該当するものはない。

民間航空機貿易に関する協定附属書を改正する議定書（千九百八十六年）

民間航空機貿易に関する協定（以下「協定」という。）の署名国は、

商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）を導入するため並びに協定附属書を統一システム及び関税協力理事会品目表（改正）に移行するために交渉を行い、

それぞれの代表者を通じて、次のとおり協定した。

1　この議定書の附属書は、3の規定によるこの議定書の効力発生の日に、民間航空機貿易に関する委員会による千九百八十四年三月二十二日の決定並びに改正及び訂正に関する第三確認書（千九百八十五年一月一日作成）により定められた協定附属書に代わる。

2　この議定書は、千九百八十七年十月三十一日又は民間航空機貿易に関する委員会が決定する同日よりも遅い日まで、協定署名国が署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。

3　この議定書は、千九百八十八年一月一日又は商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の効力発生の日のいずれか遅い日前に受諾した協定署名国については、当該いずれか遅い日に効力を生ずる。他の協定署名国については、この議定書は、その受諾の日の翌日に効力を生ずる。

4　この議定書は、ガット事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各協定署名国及び一般協定の各締約国に対し、この議定書の認証謄本及び2の規定によるこの議定書の受諾の通告書を速やかに送付する。

5　この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

千九百八十六年十二月二日にジュネーヴで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

附属書

対象産品

1　対象産品は、民間航空機貿易に関する協定第一条に定める産品とする。

2　署名国は、関税協力理事会品目表（改正）番号又は統一システム番号の下に関税を課する目的で適切に分類されている産品（表に掲げるもの）について、当該産品が民間航空機又は航空用地上訓練装置（注）の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造の過程で使用されるものであって機体又は装置の一部を構成することとなるものである場合には、無税又は免税待遇を与える。

3　次の産品には、2の無税又は免税待遇を与えない。

未完成品

民間航空機用又は航空用地上訓練装置（注）用の完成された部分品、コンポーネント若しくはサブ・アセンブリー又は装備品としての重要な特性を備えているもの（例えば、民間航空機製造業者の部品番号が付されているもの）を除く。

すべての形状の素材（例えば、シート、板、形材、ストリップ、棒及び管）

民間航空機又は航空用地上訓練装置（注）に取り付けるため、一定の大きさ及び型に切断されたもの又は形作られたもの（例えば、民間航空機製造業者の部品番号が付されているもの）を除く。

原材料及び消耗品

4　次の表において、「CCCN（改正）番号のうち」又は「HS番号のうち」とは、当該番号に対応して品名欄に掲げる産品には関税協力理事会品目表（改正）又は統一システムの下における当該番号の産品のすべてを含むものではないことを意味する。

注　この協定1.1の適用上、「航空用地上訓練機」は、統一システムの第八八〇五・二〇号に規定する航空用地上訓練装置とする。

CCCN（改正）番号のうち	HS番号のうち	品名
三九・一七	三九一七・二一	硬質の管及びホース（継手付きのものでエチレンの重合体製のものに限る。）
三九・一七	・二二	硬質の管及びホース（継手付きのものでプロピレンの重合体製のものに限る。）
三九・一七	・二三	硬質の管及びホース（継手付きのもので塩化ビニルの重合体製のものに限る。）
三九・一七	・二九	硬質の管及びホース（継手付きのものでその他のプラスチック製のものに限る。）
三九・一七	・三一	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）
三九・一七	・三三	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九・一七	・三九	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブル

三九・一七	・四〇	ホース（継手付きのもので他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものに限る。）	七三・〇四
三九・二六	三九二六・九〇	その他のプラスチック製品	
四〇・〇八	四〇〇八・二九	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）の形材（特定の大きさに切つたものに限る。）	七三・〇四
四〇・〇九	四〇〇九・五〇	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）	・四一
四〇・一一	四〇一一・三〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	七三・〇四
四〇・一二	四〇一二・一〇	ゴム製の空気タイヤ（更生したものに限る。）	・四九
四〇・一二	・二〇	ゴム製の空気タイヤ（中古のものに限る。）	七三・〇四
四〇・一六	四〇一六・一〇	その他の加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製品（セルラーラバー製のものに限る。）	・五一
四〇・一六	・九三	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製のガスケット、ワッシャーその他のシール	七三・〇四
四〇・一六	・九九	その他の加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製品	・五九
四〇・一七	四〇一七・〇〇	硬質ゴム製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）	七三・〇四
四五・〇四	四五〇四・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（凝集コルク製のものに限る。）	・九〇
四八・二三	四八二三・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（紙製又は板紙製のものに限る。）	七三・〇六
六八・一二	六八一二・九〇	その他の石綿製品	・四〇
六八・一三	六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）	七三・〇六
六八・一三	・九〇	クラッチ用その他これに類する用途に供するその他の製品（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）	・五〇
七〇・〇七	七〇〇七・二一	風防ガラス（合わせガラスのものに限る。）	七三・〇六
七三・〇四	七三〇四・三一	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及び鋳鉄製のものを除く。）	・六〇
七三・〇四	・三九	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）	七三・一二
		ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるものを除く。）	七三・一二
		ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）	七三・二二
		合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及びステンレス鋼製のものを除く。）	七三・二二
		合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、ステンレス鋼製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）	七三一二・一〇
		鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び円形の横断面を有するものを除く。）	七三〇六・三〇
		鉄製又は非合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）	・四〇
		ステンレス鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）	・五〇
		合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、ステンレス鋼製のものを除く。）	・六〇
		鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、円形の横断面を有するものを除く。）	七三一二・一〇
		鉄鋼製のより線、ロープ及びケーブル（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	・九〇
		鉄鋼製の組ひも、スリングその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	七三一四・一〇
		動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（鉄鋼製のものに限るものとし、電気加熱式のもの及び部分品を除く。）	・九〇
		ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	七三・二四
		その他の衛生用品（鉄鋼製のものに限る。）	七三・二四

七三・二六	七三二六・二〇	鉄鋼の線から製造した製品
七四・一三	七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七六・〇八	七六〇八・一〇	アルミニウム製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、アルミニウム合金製のものを除く。）
七六・〇八	・二〇	アルミニウム合金製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八一・〇八	八一〇八・九〇	チタン製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八三・〇二	八三〇二・一〇	卑金属製のちょうつがい
八三・〇二	・二〇	卑金属製の取付具付きキャスター
八三・〇二	・四二	卑金属製の取付具その他これに類する物品（家具に適するものに限る。）
八三・〇二	・四九	その他の卑金属製の取付具その他これに類する物品
八三・〇二	・六〇	卑金属製のドアクローザー
八三・〇七	八三〇七・一〇	鉄鋼製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限る。）
八三・〇七	・九〇	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限るものとし、鉄鋼製のものを除く。）
八四・〇七	八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四・〇八	八四〇八・九〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四・〇九	八四〇九・一〇	第八四〇七・一〇号又は第八四〇八・九〇号の航空機用エンジンに専ら又は主として使用する部分品
八四・一一	八四一一・一一	ターボジェット（推力が二五キロニュートン以下のものに限る。）
八四・一一	・一二	ターボジェット（推力が二五キロニュートンを超えるものに限る。）
八四・一一	・二一	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワット以下のものに限る。）
八四・一一	・二二	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワットを超えるものに限る。）
八四・一一	・八一	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワット以下のものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四・一一	・八二	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワットを超えるものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四・一一	・九一	ターボジェット又はターボプロペラの部分品
八四・一一	・九九	ガスタービンの部分品（ターボジェット又はターボプロペラのものを除く。）
八四・一二	八四一二・一〇	原動エンジン（ターボジェットを除く。）
八四・一二	・二一	液体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四・一二	・二九	液体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四・一二	・三一	気体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四・一二	・三九	気体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四・一二	・八〇	電気式でない原動機（反動エンジン、液体原動機及び気体原動機を除く。）
八四・一二	・九〇	部分品（反動エンジン、液体エンジン、気体エンジンその他の電気式でない原動機のものに限る。）
八四・一三	八四一三・一九	液体ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
八四・一三	・二〇	液体ハンドポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものを除く。）
八四・一三	・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）
八四・一三	・五〇	往復容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四・一三	・六〇	回転容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四・一三	・七〇	液体遠心ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四・一三	・八一	液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号、第八四一三・三〇号、第八四一三・五〇号、第八四一三・六〇号又は第八四一三・七〇号のポンプを除く。）
八四・一三	・九一	液体ポンプの部分品
八四・一四	八四一四・一〇	真空ポンプ
八四・一四	・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
八四・一四	・三〇	気体圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）
八四・一四	・五一	ファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）
八四・一四	・五九	ファン（第八四一四・五一号のものを除く。）
八四・一四	・八〇	その他の気体ポンプ及び気体圧縮機
八四・一四	・九〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品
八四一五・八一		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び

八四・一五	・八二	湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四・一五	・八三	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニットを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものを除く。）
八四・一五	・九〇	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却ユニットを自蔵するものを除く。） エアコンディショナー（第八四一五・八一号、第八四一五・八二号又は第八四一五・八三号のものに限る。）の部分品
八四・一八	八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四・一八	・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）
八四・一八	・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
八四・一八	・六一	圧縮式の冷蔵用機器（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）
八四・一八	・六九	冷蔵用又は冷凍用の機器（家庭用冷蔵庫及び第八四一八・一〇号、第八四一八・三〇号、第八四一八・四〇号又は第八四一八・六一号のものを除く。）
八四・一九	八四一九・五〇	熱交換装置
八四・一九	・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
八四・一九	・九〇	部分品（第八四一九・五〇号の熱交換装置のものに限る。）
八四・二二	八四二一・一九	遠心分離機
八四・二二	・二一	水のろ過機及び清浄機
八四・二二	・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機
八四・二二	・二九	水及び飲料以外の液体のろ過機及び清浄機（第八四二一・二三号のものを除く。）
八四・二二	・三一	内燃機関の吸気用のろ過機
八四・二二	・三九	気体のろ過機及び清浄機（内燃機関の吸気用のろ過機を除く。）
八四・二四	八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）

八四・二五	八四二五・一一	プーリータックル及びホイスト（電動機により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四・二五	・一九	プーリータックル及びホイスト（電動機以外の動力により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四・二五	・三一	ウインチ及びキャプスタン（電動機により作動するものに限る。）
八四・二五	・三九	ウインチ及びキャプスタン（電動機以外の動力により作動するものに限る。）
八四・二五	・四二	ジャッキ（液圧式のものに限る。）
八四・二五	・四九	ジャッキ（液圧式のものを除く。）
八四・二六	八四二六・九九	その他のクレーン
八四・二八	八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイスト
八四・二八	・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
八四・二八	・三三	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものでベルト型のものに限る。）
八四・二八	・三九	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限るものとし、ベルト型のものを除く。）
八四・二八	・九〇	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械
八四・七一	八四七一・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
八四・七一	・二〇	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）
八四・七一	・九一	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四・七一	・九二	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないか及び同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）
八四・七一	・九三	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四・七九	八四七九・八九	次の機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、第八四類の第八四・七九項以外の項に該当するものを除く。） 始動装置（電気式でないものに限る。） プロペラ調整器（電気式でないものに限る。） サーボ機構（電気式でないものに限る。） ウインドスクリーンワイパー（電気式でないものに限

	る。）	
	油圧―空気圧式蓄圧器	
	空気圧式始動装置（ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン用のものに限る。）	
八四・七九	トイレットユニット（航空機用に設計されたものに限る。）	
八四・八三	八四八三・一〇	
	逆スラスト装置用作動機	
	空気加湿装置及び空気除湿装置	
	部分品（前号に掲げる機器のものに限る。）	・九〇
八四・八三	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	
	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	・三〇
八四・八三	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	・四〇
八四・八三	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	・五〇
八四・八三	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	・六〇
八四・八三	部分品（第八四八三・一〇号、第八四八三・三〇号、第八四八三・四〇号、第八四八三・五〇号又は第八四八三・六〇号の製品のものに限る。）	・九〇
八四・八四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	八四八四・一〇
八四・八四	材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの	・九〇
八五・〇一	交直両用電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限る。）	八五〇一・二〇
八五・〇一	直流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限る。）及び直流発電機（出力が七五〇ワット以下のものに限る。）	・三一
八五・〇一	直流電動機及び直流発電機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限る。）	・三二
八五・〇一	直流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）及び直流発電機（出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のものに限る。）	・三三

八五・〇一	直流発電機（出力が三七五キロワットを超えるものに限る。）	・三四
八五・〇一	単相交流電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）	・四〇
八五・〇一	多相交流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）	・五一
八五・〇一	多相交流電動機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）	・五二
八五・〇一	多相交流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）	・五三
八五・〇一	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）	・六一
八五・〇一	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）	・六二
八五・〇一	交流発電機（出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のものに限る。）	・六三
八五・〇二	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）	八五〇二・一一
八五・〇二	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）	・一二
八五・〇二	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が三七五キロボルトアンペアを超えるものに限る。）	・一三
八五・〇二	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）	・二〇
八五・〇二	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）	・三〇
八五・〇二	ロータリーコンバーター	・四〇
八五・〇四	放電管用安定器	八五〇四・一〇
八五・〇四	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）	・三一
八五・〇四	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）	・三二
八五・〇四	トランスフォーマー（容量が一六キロボルトアンペアを超	・三三

え五〇〇キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）	八五・〇四	・四〇
スタティックコンバーター	八五・〇四	・五〇
インダクター（放電管用安定器を除く。）	八五・〇七	八五〇七・一〇
鉛蓄電池（ピストンエンジンの始動に使用する種類のものに限る。）	八五・〇七	・二〇
その他の鉛蓄電池	八五・〇七	・三〇
ニッケル・カドミウム蓄電池	八五・〇七	・四〇
ニッケル・鉄蓄電池	八五・〇七	・八〇
その他の蓄電池	八五・〇七	・九〇
部分品（蓄電池のものに限る。）	八五・一一	八五一一・一〇
点火プラグ	八五・一一	・二〇
点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	八五・一一	・三〇
ディストリビューター及びイグニションコイル	八五・一一	・四〇
スターター及び始動充電発電機	八五・一一	・五〇
その他の発電機（火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関に使用する種類のものに限る。）	八五・一一	・八〇
火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類のその他の電気機器及びこれらの内燃機関に使用する種類の開閉器	八五・一六	八五一六・八〇
電熱用抵抗体（単に絶縁物と接続子とを取り付けたもので着氷の防止用又は除去用のものに限る。）	八五・一八	八五一八・一〇
マイクロホン及びそのスタンド	八五・一八	・二一
単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	八五・一八	・二二
複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	八五・一八	・二九
拡声器（エンクロージャーに取り付けたものを除く。）	八五・一八	・三〇
マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン	八五・一八	・四〇
可聴周波増幅器	八五・一八	・五〇
電気式音響増幅装置	八五・一八	八五二〇・九〇
磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するものを除く。）	八五・二二	八五二二・一〇
ビデオの記録用又は再生用の機器（磁気テープ式のものに限る。）	八五・二二	八五二三・九〇
第八五二〇・九〇号の製品の部分組立品（二以上の部品を固定し又は接続したものに限る。）	八五・二三	八五二五・一〇
無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものを除く。）	八五・二五	・二〇
無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	八五・二六	八五二六・一〇
レーダー	八五・二六	・九一
航行用無線機器	八五・二六	・九二
無線遠隔制御機器	八五・二七	八五二七・九〇
無線電話用又は無線電信用の受信機器（ラジオ放送用受信機器を除く。）	八五・二九	八五二九・一〇
アンテナ及びアンテナ反射器（第八五・二五項から第八五・二七項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）	八五・二九	・九〇
第八五・二六項の機器の部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したもので、民間航空機用に設計したものに限る。）	八五・三一	八五三一・一〇
盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	八五・三一	・二〇
表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	八五・三一	・八〇
電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（第八五三一・一〇号又は第八五三一・二〇号のものを除く。）	八五・三九	八五三九・一〇
シールドビームランプ	八五・四三	八五四三・八〇
フライトレコーダー、電気式シンクロ及び電気式変換器並びに電気抵抗体を使用した霜り除去装置（航空機用のものに限る。）	八五・四三	・九〇
フライトレコーダーの部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したものに限る。）	八五・四四	八五四四・三〇
点火用配線セットその他の配線セット（航空機に使用する種類のものに限る。）	八八・〇一	八八〇一・一〇
グライダー及びハンググライダー	八八・〇一	・九〇
原動機を有しない航空機（グライダー及びハンググライダーを除く。）、気球及び飛行船	八八・〇二	八八〇二・一一
ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）	八八・〇二	・一二
ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）	八八・〇二	・二〇
飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）	八八・〇二	・三〇
飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のものに限		

八八・〇二	・四〇	る。） 飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）
八八・〇三	八八〇三・一〇・二〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
八八・〇三	・三〇	着陸装置及びその部分品
八八・〇三	・九〇	飛行機又はヘリコプターの部分品（第八八〇三・一〇号又は第八八〇三・二〇号のものを除く。）
八八・〇五	八八〇五・二〇	その他の部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）
九〇・〇一	九〇〇一・九〇	航空用地上訓練装置及びその部分品
九〇・〇二	九〇〇二・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇・一四	九〇一四・一〇・二〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わず、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限るものとし、対物レンズ、フィルター及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇・一四	・九〇	羅針盤
九〇・一〇	九〇二〇・〇〇	空中航行用の機器（羅針盤を除く。）
九〇・二五	九〇二五・一一・一九	部分品及び附属品（羅針盤又は空中航行用の機器（羅針盤を除く。）のものに限る。）
九〇・二五	・二〇	呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスク並びに部分品を除く。）
九〇・二五	・八〇	温度計（液体封入のもので直読式のものに限るものとし、その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇・二五	・九〇	その他の温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇・二六	九〇二六・一〇・二〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇・二六	・八〇	その他の電気式又は電子式機器（第九〇・二五項のものに限る。）
九〇・二六	・九〇	部分品及び附属品（第九〇二五・一一号、第九〇二五・一九号、第九〇二五・二〇号又は第九〇二五・八〇号のものに限る。）
九〇・二六	九〇二六・一〇・二〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用の機器
九〇・二六	・八〇	液体又は気体の圧力の測定用又は検査用の機器
九〇・二六	・九〇	液体又は気体の変量の測定用又は検査用の機器（第九〇二六・一〇号、第九〇二六・二〇号又は第九〇二六・八〇号の機器を除く。）
九〇・二九	・一〇	部分品（第九〇二六・一〇号、第九〇二六・二〇号又は第九〇二六・八〇号の機器のものに限る。）
九〇・二九	・二〇	積算回転計（電気式又は電子式のものに限る。）
九〇・二九	・九〇	速度計及び回転速度計 部分品及び附属品（積算回転計、速度計又は回転速度計のものに限る。）
九〇・三〇	九〇三〇・一〇・二〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器 陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ
九〇・三〇	・三一	マルチメーター（電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のもので、記録装置を有しないものに限る。）
九〇・三〇	・三九	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・三一号のものを除く。）
九〇・三〇	・四〇	電気的量の測定用又は検査用の機器（遠隔通信用に特に設計したものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・三九号のものを除く。）
九〇・三〇	・八一	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有するものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇・三〇	・八九	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇・三〇	・九〇	部分品及び附属品（第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三〇・八一号又は第九〇三〇・八九号の機器のものに限る。）
九〇・三一	・九〇	測定用又は検査用の機器（第九〇・三〇項に該当するものを除く。）
九〇・三一	九〇三一・八〇・一〇	部分品及び附属品（第九〇三一・八〇号の機器のものに限る。）
九〇・三一	・二〇	サーモスタット
九〇・三一	・八一	マノスタット
九〇・三一	・八九	自動調整機器（液体式又は気体式のものに限る。）
九〇・三一	・九〇	その他の自動調整機器 部分品及び附属品（第九〇・三一項の自動調整機器のものに限る。）
九一・〇四	九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（航空機用のものに

九一・〇九	九一〇九・一九	限る。）
		時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有し、かつ、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものに限る。）
九一・〇九	・九〇	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であつて、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有するものに限るものとし、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものを除く。）
九四・〇一	九四〇一・一〇	腰掛け（革張りのものを除く。）
九四・〇三	九四〇三・二〇・七〇	金属製家具（腰掛けを除く。）
九四・〇三		プラスチック製家具（腰掛けを除く。）
九四・〇五	九四〇五・一〇	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四・〇五	・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四・〇五	・九二	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、プラスチック製のものに限る。）
九四・〇五	・九九	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、卑金属製のものに限る。）

（署名欄は省略）

原子力事故の早期通報に関する条約

この条約の締約国は、

原子力活動が多数の国において行われていることを認識し、

原子力事故を防止すること及びいかなる原子力事故が発生した場合にもその影響を最小のものにとどめることを目的として、原子力活動における高い水準の安全性を確保するために、広範な措置がとられてきたこと、また、とられつつあることに留意し、

原子力の安全な開発及び利用における国際協力を一層強化することを希望し、

国境を越えて及ぼされる放射線の影響が最小のものにとどめられるよう、各国が原子力事故についての関連情報を可能な限り早期に提供することが必要であることを確信し、

この分野における情報交換に関する二国間及び多数国間取極が有用であることに留意して、

次のとおり協定した。

第一条　適用範囲

1　この条約は、締約国又はその管轄若しくは管理の下にある自然人若しくは法人の2に定める施設又は活動に関係する事故であつて、放射性物質を放出しており又は放出するおそれがあり、かつ、他国に対し放射線安全に関する影響を及ぼし得るような国境を越える放出をもたらしており又はもたらすおそれがある事故の場合に適用する。

2　1の施設及び活動は、次のものとする。

(a)　すべての原子炉（所在のいかんを問わない。）

(b)　すべての核燃料サイクル施設

(c)　すべての放射性廃棄物取扱施設

(d)　核燃料又は放射性廃棄物の輸送及び貯蔵

(e)　農業、工業、医療、科学及び研究の目的のための放射性同位元素の製造、利用、貯蔵、廃棄及び輸送

(f)　宇宙物体における発電のための放射性同位元素の利用

第二条　通報及び情報

前条に規定する事故（以下「原子力事故」という。）が発生した場合には、同条に規定する締約国は、

(a)　直接に又は国際原子力機関（以下「機関」という。）を通じて前条に定める物理的な影響を受けており又は受けるおそれがある国に対し、及び機関に対し、原子力事故の発生した事実、その種類、発生時刻及び適当な場合にはその正確な場所を直ちに通報する。

(b)　直接に又は機関を通じて(a)に規定する国に対し、及び機関に対し、その国における放射線の影響を最小のものにとどめるための提供可能な情報であつて第五条に定めるものを速やかに提供する。

第三条　他の原子力に関する事故

締約国は、放射線の影響を最小のものにとどめるため、第一条に規定する事故以外の原子力に関する事故の場合にも通報をすることができる。

第四条　機関の任務

機関は、

(a)　締約国、加盟国、第一条に定める物理的な影響を受けており又は受けるおそれがあるその他の国及び関係する政府間国際機関（以下「国際機関」という。）に対し、第二条(a)の規定により受領した通報を直ちに伝達する。

(b)　いずれの締約国、加盟国又は関係する国際機関に対しても、その要請に応じ、第二条(b)の規定により受領した情報を速やかに提供する。

第五条　提供される情報

1　第二条(b)の規定により提供される情報は、次のデータのうちその時点で通報締約国が利用し得るものから成る。

(a)　原子力事故の発生時刻、適当な場合にはその正確な場所及びその種類

(b)　原子力事故に関係する施設又は活動

(c)　国境を越える放射性物質の放出に関係する原子力事故について想定され又は確定した原因及び予想される進展

(d)　放射性物質の放出の全般的な特徴（実行可能なかつ適当な限り、放射性物質の放出の性質、予想される物理的又は化学的形態、量、構成及び有効高さを含む。）

(e)　提供の時点までの及び予測される気象学的又は水文学的条件に関する情報であつて、国境を越える放射性物質の放出を予測するために必要なもの

(f)　国境を越える放射性物質の放出に関する環境の監視の結果

(g)　既にとられ又は計画されている敷地外の防護措置

(h)　放射性物質の放出の挙動で予見されるものの結末の予想又は事実を含む。）に関する追加的な情報により適当な間隔で補足する。

2　1の情報は、緊急事態の進展（緊急事態の終了の予想又は事実を含む。）に関する追加的な情報により適当な間隔で補足する。

3　第二条(b)の規定により受領された情報は、当該情報が通報締約国により秘密のものとして提供された場合を除き、取扱いに関する制限なしに用いられる。

第六条　協議

第二条(b)の規定に従い情報を提供する締約国は、影響を受ける締約国が自国における放射線の影響を最小のものにとどめるため追加的な情報の提供又は協議を求めて行う要請に対し、合理的に実行可能な限り、速やかに応ずる。

第七条　権限のある当局及び連絡上の当局

1　締約国は、機関に対し及び直接に又は機関を通じて他の締約国に対し、自国の権限のある当局並びに第二条に規定する通報及び情報の発出及び受領について責任を有する連絡上の当局を通知する。当該連絡上の当局及び機関内の中央連絡先は、常に連絡が可能でなければならない。

2　締約国は、1の規定に従って通知した事項について生ずるすべての変更を機関に対し速やかに通知する。

3　機関は、各国の1に規定する権限のある当局及び連絡上の当局並びに関係する国際機関の連絡先に関する最新の一覧表を保持し、これを締約国、加盟国及び関係する国際機関に提供する。

第八条　締約国に対する援助

機関は、その憲章に従い、かつ、自国では原子力活動を行っていない締約国であって現に遂行中の原子力計画を有している非締約国に接しているものの要請に応じ、この条約の目的の達成を容易にするため、適当な放射線監視体制の実現可能性及び確立に関する調査を行う。

第九条　二国間及び多数国間取極

締約国は、相互の利益の一層の促進のため、適当と認められる場合には、この条約の対象となっている事項に関する二国間又は多数国間取極を締結することを考慮することができる。

第十条　他の国際協定との関係

この条約は、この条約の対象となっている事項に関する現行の国際協定又はこの条約の趣旨及び目的に従って締結される将来の国際協定に基づく締約国の相互の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十一条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関して締約国間又は締約国と機関との間に紛争が生じた場合には、紛争当事者は、交渉又は紛争当事者が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。

2　締約国間の1に規定する紛争であって1の規定に基づく協議の要請から一年以内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託された場合において、要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

3　締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言が効力を有している締約国との関係において、2に定める当該紛争解決手続に拘束されない。

4　3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第十二条　効力発生

1　この条約は、ウィーンにある国際原子力機関本部においては千九百八十六年九月二十六日から、ニュー・ヨークにある国際連合本部においては千九百八十六年十月六日から、その効力発生までの期間又は十二箇月間のいずれか長い方の期間、すべての国及び国際連合ナミビア理事会によって代表されるナミビアによる署名のために開放しておく。

2　すべての国及び国際連合ナミビア理事会によって代表されるナミビアは、署名により、批准、受諾若しくは承認を条件とする署名の後の批准書、受諾書若しくは承認書の寄託により、又は加入書の寄託により、この条約に拘束されることについての同意を表明することができる。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

3　この条約は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

4　この条約は、これに拘束されることについての同意をこの条約の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

5(a)　この条約は、国際機関及び主権国家によって構成される地域的な統合のための機関であってこの条約の対象となっている事項に関するこの条約の交渉、締結及び適用を行う権限を有するものによる加入のため、この条の規定に従って開放しておく。

(b)　(a)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び義務を履行する。

(c)　当該機関は、加入書の寄託の際に、寄託者に対し、この条約の対象となっている事項に関する当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。

(d)　当該機関は、その加盟国が投票権を有していることがあるほか、いかなる投票権も有しない。

第十三条　暫定的適用

いずれの国も、署名の際に又は署名の後この条約が当該国について効力を生ずるまでの間いつでも、この条約を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第十四条　改正

1　締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これを他のすべての締約国に対し直ちに送付する。

2　締約国の過半数が寄託者に対し改正案の審議のための会議の招集を要請した場合には、寄託者は、当該会議に出席するようすべての締約国を招請するものとし、当該会議は、招請状の発送から三十日以後に開催される。この会議においてすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正は、議定書に定められるものとし、この議定書は、ウィーン及びニュー・ヨークにおいてすべての締約国による署名のために開放される。

3　2の議定書は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。この議定書は、これに拘束されることについての同意をこの議定書について表明した国については、同意の表明の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

第十五条　廃棄

1　締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後一年を経過した日に効力を生ずる。

第十六条　寄託者

1　国際原子力機関事務局長は、この条約の寄託者とする。

2　国際原子力機関事務局長は、締約国及び他のすべての国に対し、次の事項を速やかに通報する。

(a)　この条約又は改正議定書の署名

(b)　この条約又は改正議定書に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(c)　第十一条の規定に基づく宣言又はその撤回

(d)　第十三条の規定に基づくこの条約の暫定的適用の宣言

(e)　この条約の効力発生及びこの条約の改正の効力発生

(f)　第十五条の規定に基づく廃棄

第十七条　正文及び認証謄本

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証謄本を締約国及び他のすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、第十二条1の規定に従い署名のために開放されたこの条約に署名した。

国際原子力機関の総会が、ウィーンで開催されたその特別会期において、千九百八十六年九月二十六日に採択した。

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約

この条約の締約国は、

原子力活動が多数の国において行われていることを認識し、

原子力事故を防止すること及びいかなる原子力事故が発生した場合にもその影響を最小のものにとどめることを目的として、原子力活動における高い水準の安全性を確保するために、広範な措置がとられてきたこと、また、とられつつあることに留意し、

原子力の安全な開発及び利用における国際協力を一層強化することを希望し、

原子力事故又は放射線緊急事態の場合においてその影響を緩和するため援助の迅速な提供を容易にする国際的な枠組みが必要であることを確信し、

この分野における相互援助に関する二国間及び多数国間取極が有用であることに留意し、

原子力事故又は放射線緊急事態に関する相互緊急援助の取極のための指針の作成における国際原子力機関の活動に留意して、

次のとおり協定した。

第一条　一般協定

1　締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合において、その影響を最小のものにとどめ並びに放射性物質の放出の影響から生命、財産及び環境を保護するための迅速な援助を容易にするため、この条約に従い、締約国間で及び国際原子力機関（以下「機関」という。）と協力する。

2　1の協力を容易にするため、締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合に生ずることがある傷害及び損害を防止し又は最小のものにとどめるために二国間若しくは多数国間取極について又は適当な場合にはこれらを組み合わせたものについて合意することができる。

3　締約国は、国際原子力機関憲章の枠内で活動する機関に対し、この条約に定める締約国間の協力を促進し、容易にし及び支援するためこの条約に従い最善の努力を払うよう要請する。

第二条　援助の提供

1　締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合（当該事故又は緊急事態が当該締約国に領域内又はその管轄若しくは管理下で発生したものであるかないかを問わない。）において、援助を必要とするときは、直接に若しくは機関を通じて他の締約国に対し、又は機関若しくは適当な場合には他の政府間国際機関（以下「国際機関」という。）に対し、援助を要請することができる。

2　援助を要請する締約国は、必要な援助の範囲及び種類を特定し、並びに、実行可能な場合には、援助提供者に対し、当該援助提供者が要請に応じ得る程度を決定するために必要となり得る情報を提供する。必要な援助の範囲及び種類を要請締約国が特定することができない場合には、要請締約国及び援助提供者は、協議を行い、必要な援助の範囲及び種類を決定する。

3　援助の要請を受けた締約国は、速やかに、要請された援助を与えることができるかできないか並びに与え得る援助の範囲及び条件を決定し、直接に又は機関を通じて要請締約国に通報する。

4　締約国は、可能な範囲内で、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における他の締約国に対する援助の提供のため利用可能となることがあり得る専門家、機材及び資材を、当該援助を提供し得る条件、特に財政的条件とともに明らかにし、機関に通報する。

5　いずれの締約国も、原子力事故又は放射線緊急事態の影響を受けた者の他の締約国の領域内での治療又は他の締約国の領域内への一時的な移転に関して援助を要請することができる。

6　機関は、その憲章に従い、かつ、この条約に従い、次の方法により、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における要請締約国又は加盟国の援助の要請に応ずる。

(a)　この目的のため配分された適当な資源を利用可能とすること。

(b)　他の国及び国際機関であって、機関の情報により、必要な資源を有する可能性があると認められるものに対し、当該要請を速やかに伝達すること。

(c)　要請国の要請があるときは、(a)又は(b)の規定により提供可能となり得る援助を国際的に調整すること。

第三条　援助の指導及び管理

別段の合意がない限り、

(a)　援助の全般的な指導、管理、調整及び監視は、要請国の領域内においては、要請国の任務とする。援助提供者は、援助に人員を必要とする場合には、要請国と協議した上で、援助提供者が提供する人員及び機材の作業上の直接的な監視を担当する者を指名するものとし、指名された者は、要請国の関係当局と協力してその監視をするものとする。

(b)　要請国は、可能な範囲内で、援助の適切かつ効果的な実施のため現地の施設及び役務を提供する。要請国は、また、援助の目的のため援助提供者により又は援助提供者のために要請国の領域内に派遣される人員並びに持ち込まれる機材及び資材の保護を確保する。

(c)　援助の期間中要請国又は援助提供者が提供する機材及び資材の所有権は、影響を受けないものとし、当該機材及び資材の返還は、確保される。

(d)　前条5の要請に応じて援助を提供する締約国は、自国の領域内において援助を調整する。

第四条　権限のある当局及び連絡上の当局

1　締約国は、機関に対し及び直接に又は機関を通じて他の締約国に対し、自国の権限のある当局並びに援助の要請を受領し及び援助の申出を受理する責任を有する連絡上の当局を通知する。当該連絡上の当局及び機関内の中央連絡先は、常に連絡が可能でなければならない。

2　締約国は、1の規定に従つて通知した事項について生ずるすべての変更を機関に対し速やかに通知する。

3　機関は、1及び2の規定により通知された事項を締約国、加盟国及び関係する国際機関に対し規則的かつ速やかに伝達する。

第五条　機関の任務

締約国は、第一条3の規定に従い、かつ、この条約の他の規定の適用を妨げることなく、機関に対し、次のことを要請する。

(a)　次の事項に関する情報を収集し、締約国及び加盟国に提供すること。

(i)　原子力事故及び放射線緊急事態の場合において利用可能となることがあり得る専門家、機材及び資材

(ii)　原子力事故又は放射線緊急事態への対応に関する方法、技術及び利用可能な研究成果

(b)　次の事項その他適当な事項について要請がある場合には、締約国又は加盟国を援助すること。

(i)　原子力事故及び放射線緊急事態の場合における緊急計画並びに適当な法令の準備

(ii)　原子力事故及び放射線緊急事態の処理をする人員のための適当な訓練計画の作成

(iii)　原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助の要請及び関連情報の伝達

(iv)　放射線監視に関する適当な計画、手続及び基準の作成

(v)　適当な放射線監視体制の確立の実現可能性に関する調査の実施

(c) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合において援助を要請する締約国又は加盟国のために、その事故又は緊急事態の当初の評価のため配分された適当な資源を利用可能とすること。

(d) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合において締約国及び加盟国のためにあっせんを行うこと。

(e) 関連のある情報及びデータの入手及び交換のため関係する国際機関との連絡を確立し及び維持し、並びに当該機関の一覧表を締約国、加盟国及び関係する国際機関に提供すること。

第六条　秘密性及び公表

1 要請国及び援助提供者は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関連して入手し得た秘密情報の秘密性を保護するものとし、当該情報は、合意された援助のためにのみ用いられる。

2 援助提供者は、原子力事故又は放射線緊急事態に関して提供した援助に関する情報を公開するに先立つて、要請国と調整を行うためあらゆる努力を払う。

第七条　経費の償還

1 援助提供者は、要請国に対し、援助を無償で提供することができる。援助の提供を無償でするかしないかについて検討するに当たり、援助提供者は、次の事項を考慮する。

(a) 原子力事故又は放射線緊急事態の種類

(b) 原子力事故又は放射線緊急事態の発生の場所

(c) 開発途上国の必要

(d) 原子力施設を有しない国の特別の必要

(e) その他の関連要因

2 援助が全部又は一部について有償で提供される場合には、要請国は、援助提供者のために行動する者（団体を含む。）が提供する役務に要する経費及び援助に関係するすべての経費（当該要請国が直接支払っていない部分に限る。）を援助提供者に償還する。別段の合意がない限り、償還は、援助提供者が要請国に請求をした後、速やかに行われなければならず、また、現地の経費以外の経費の償還は、自由に移転することができるもので行われなければならない。

3 2の規定にかかわらず、援助提供者は、いつでも、経費の全部又は一部について、償還の請求を放棄し又は償還の延期に同意することができる。この放棄又は延期を検討するに当たり、援助提供者は、開発途上国の必要に十分な考慮を払う。

第八条　特権、免除及び便益

1 要請国は、援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員に対し、援助の任務の遂行のために必要な特権、免除及び便益を与える。

2 要請国は、援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員であつて当該要請国に対し正当に通知され、かつ、当該要請国が受け入れたものに対し、次の特権及び免除を与える。

(a) 当該人員の任務の遂行中の作為又は不作為に関し、抑留、拘禁及び訴訟手続の免除（刑事裁判権、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を含む。）

(b) 援助の任務の遂行に関し、内国税、関税その他の課徴金（商品の価格に通常含められるもの及び提供される役務に対して支払われるものを除く。）の免除

3 要請国は、

(a) 援助提供者に対し、援助提供者が援助のために要請国の領域内に持ち込んだ機材及び財産に関する内国税、関税その他の課徴金を免除する。

(b) (a)の機材及び財産の押収、差押え及び徴発を免除する。

4 要請国は、3の機材及び財産の返還を確保するものとし、また、援助提供者の要請があるときは、援助に使用された機材で再使用が可能なものに関しその返還前に必要な汚染の除去が行われるよう、可能な範囲内で措置する。

5 要請国は、2の規定により通知された人員並びに援助に使用される機材及び財産について、その領域への入国、その領域における滞在及びその領域からの出国を容易にする。

6 この条のいかなる規定も、要請国に対し、前各項に定める特権及び免除を自国民又は自国に通常居住している者に与えることを求めるものではない。

7 この条に規定に基づく特権及び免除を享受するすべての者は、特権及び免除を害されることなく、要請国の法令を尊重する義務を負う。これらの者は、また、要請国の国内問題に介入しない義務を負う。

8 この条のいかなる規定も、他の国際協定又は国際慣習法の諸規則に基づいて与えられる特権及び免除に関する権利及び義務を害するものではない。

9 いずれの国も、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2及び3の規定の全部又は一部に拘束されない旨を宣言することができる。

10 9の規定に基づいて宣言を行つた締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第九条　人員、機材及び財産の通過

締約国は、要請国又は援助提供者の要請があるときは、正当に通知された人員並びに援助に使用される機材及び財産が要請国に入国し及び要請国から出国する際に当該締約国の領域を通過することを容易にするよう努める。

第十条　請求及び補償

1 締約国は、この条の規定により訴訟及び請求の解決を容易にするため密接に協力する。

2 要請国は、別段の合意がない限り、要請された援助の提供中に自国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にある他の区域内において引き起こされた人の死亡若しくは身体の傷害、財産の損傷若しくは滅失又は環境に対する損害に関し、

(a) 援助提供者又はそのために行動する者（法人を含む。）に対し、いかなる訴訟も提起しない。

(b) 援助提供者又はそのために行動する者（法人を含む。）に対する第三者からの訴訟及び請求を処理する責任を負う。

(c) (b)に規定する訴訟及び請求に関し、援助提供者又はそのために行動する者（法人を含む。）に損害を与えないようにする。

(d) 援助提供者及びそのために行動する者（法人を含む。）に対し、次の事項について補償をする。

(i) 援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員の死亡及び傷害

(ii) 援助に使用される非消耗機材及び資材の滅失及び損傷

ただし、死亡、傷害、滅失又は損害を引き起こした個人に悪意があつた場合を除く。

3 この条の規定は、適用することができるいずれかの国際協定又はいずれかの国の国内法の定めるところにより可能となる補償及び賠償を妨げるものではない。

4 この条のいかなる規定も、要請国に対し、2の規定のいずれをも自国民又は自国に通常居住している者について適用することを求めるものではない。

5 いずれの国も、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、次の事項について宣言をすることができる。

(a) 2の規定の全部又は一部に拘束されないこと。

(b) 死亡、傷害、滅失又は損害を引き起こした個人に重大な過失があつた場合には、2の規定の全部又は一部を適用しないこと。

6 5の規定に基づいて宣言を行つた締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第十一条　援助の終了

要請国及び援助提供者は、いつでも、適当な協議の後書面による通告を行うことにより、この条約に基づき受け入れられ又は提供された援助の終了を要請することができる。関係当事者は、この要請が行われた場合には、援助を適切に終了させるための措置をとるため協議する。

第十二条　他の国際協定との関係

この条約は、この条約の対象となつている事項に関する現行の国際協定又はこの条約の趣旨及び目的に従つて締結される将来の国際協定に基づく締約国の相互の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関して締約国間又は締約国と機関との間に紛争が生じた場合には、紛争当事者は、交渉又は紛争当事者が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。

2　締約国間の1に規定する紛争であつて1の規定に基づく協議の要請から一年以内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託された場合において、要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

3　締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言が効力を有している締約国との関係において、2に定める当該紛争解決手続に拘束されない。

4　3の規定に基づいて宣言を行つた締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第十四条　効力発生

1　この条約は、ウィーンにある国際原子力機関本部においては千九百八十六年九月二十六日から、ニュー・ヨークにある国際連合本部においては千九百八十六年十月六日から、その効力発生までの期間又は十二箇月間のいずれか長い方の期間、すべての国及び国際連合ナミビア理事会によつて代表されるナミビアによる署名のために開放しておく。

2　すべての国及び国際連合ナミビア理事会によつて代表されるナミビアは、署名により、批准、受諾若しくは承認を条件とする署名の後の批准書、受諾書若しくは承認書の寄託により、又は加入書の寄託により、この条約に拘束されることについての同意を表明することができる。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

3　この条約は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

4　この条約は、これに拘束されることについての同意をこの条約の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

5(a)　この条約は、国際機関及び主権国家によつて構成される地域的な統合のための機関であつてこの条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有するものによる加入のため、この条の規定に従つて開放しておく。

(b)　(a)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び義務を履行する。

(c)　当該機関は、加入書の寄託の際に、寄託者に対し、この条約の対象となつている事項に関する当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。

(d)　当該機関は、その加盟国が投票権を有していることがあるほか、いかなる投票権も有しない。

第十五条　暫定的適用

いずれの国も、署名の際に又は署名の後この条約が当該国について効力を生ずるまでの間いつでも、この条約を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第十六条　改正

1　締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これを他のすべての締約国に対し直ちに送付する。

2　締約国の過半数が寄託者に対し改正案の審議のための会議の招集を要請した場合には、寄託者は、当該会議に出席するようすべての締約国を招請するものとし、当該会議は、招請状の発送から三十日以後に開催される。この会議においてすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正は、議定書に定められるものとし、この議定書は、ウィーン及びニュー・ヨークにおいてすべての締約国による署名のために開放される。

3　2の議定書は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。この議定書は、これに拘束されることについての同意をこの議定書の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後三十日を経過した日に効力を生ずる。

第十七条　廃棄

1　締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2　廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後一年を経過した日に効力を生ずる。

第十八条　寄託者

1　国際原子力機関事務局長は、この条約の寄託者とする。

2　国際原子力機関事務局長は、締約国及び他のすべての国に対し、次の事項を速やかに通報する。

(a)　この条約又は改正議定書の署名

(b)　この条約又は改正議定書に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(c)　第八条、第十条又は第十三条の規定に基づく宣言又はその撤回

(d)　第十五条の規定に基づくこの条約の暫定的適用の宣言

(e)　この条約の効力発生及びこの条約の改正の効力発生

(f)　第十七条の規定に基づく廃棄

第十九条　正文及び認証謄本

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証謄本を締約国及び他のすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、第十四条1の規定に従い署名のために開放されたこの条約に署名した。

国際原子力機関の総会が、ウィーンで開催されたその特別会期において、千九百八十六年九月二十六日に採択した。

アジア＝太平洋郵便連合憲章

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、

アジア及び太平洋の地域にある郵政庁が直面する共通の問題の重要性を考慮し、

これらの郵政庁の間に広範囲な協力関係を設定しかつ発展させることが必要であると確信し、

万国郵便連合憲章がこれらの郵政庁に与えた権利を行使して、

各自の政府による批准、受諾又は承認を条件としてこの憲章を採択することを合意した。

第一編　組織規定

第一章　一般規定

第一条　連合の構成及び目的

1　この憲章を採択する諸国は、「アジア＝太平洋郵便連合」（以下「連合」という。）の名称の下に、単一の郵便境域を形成する。

2　連合は、加盟国間の郵便関係を拡大し、円滑にし及び改善すること並びに郵便業務の分野における協力を増進することを目的とする。

第二条　連合の加盟国

次に掲げる国は、連合の加盟国とする。

(a)　この憲章の効力発生の日に加盟国の資格を有する国

(b)　第六条の定めるところにより加盟国となつた国

第三条　公用語

連合の公用語は、英語とする。

第四条　特別取極

加盟国（加盟国の法令が認める場合には、その郵政庁）は、国際郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、連合の文書の規定よりも公衆に不利な規定を当該特別取極に含めないことを条件とする。

第五条　郵政職員の交換

加盟国の郵政庁は、郵便業務の発展及び改善に関する研究を行わせるために郵政職員を交換し又は派遣することについて取決めを行うことができるものとし、他の郵政庁のこれらの職員に対しあらゆる必要な協力及び便宜を与える。

第二章　連合への加盟及び連合からの脱退

第六条　連合への加盟

1　万国郵便連合の加盟国である主権国であつて、その全領域がアジア、オーストラレイシア、メラネシア、ミクロネシア又はポリネシアに所在するものは、アジア＝太平洋郵便連合の加盟国となることができる。この条の規定の適用上、「アジア」とは、イラン以東のアジアの地域をいう。

2　連合への加盟は、連合の文書への加入の正式の宣言によつて行う。この宣言は、外交上の経路を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に送付する。

3　連合への加盟は、中央事務局の所在する加盟国の政府が他の加盟国の政府に通告するものとし、その通告の日から効力を生ずる。

4　連合への加盟に必要な資格を有する国は、条約のいずれかの規定に従うことができない場合には、留保を付して、連合への加盟を請求することができる。

5　4の規定に基づく加盟の請求の文書は、外交上の経路を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に送付する。当該政府は、諮問のため、当該文書を加盟国に送付する。

6　5の規定に従つて加盟の請求を行つた国は、その請求が加盟国の過半数によつて承認された場合には、加盟を認められる。

7　5の諮問に対して通告の日から四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

第七条　連合からの脱退

1　加盟国は、中央事務局の所在する加盟国の政府に対し外交上の経路を通じてする連合の文書の廃棄通告により連合から脱退する権利を有するものとし、当該政府は、その受領を他の加盟国の政府に通報する。

2　連合からの脱退は、中央事務局の所在する加盟国の政府が1の廃棄通告を受領した日から一年を経過した時に効力を生ずる。

第三章　連合の組織

第八条　連合の機関

連合の機関として、大会議、執行理事会、中央事務局及びアジア＝太平洋郵便研修センターを設ける。これらの機関の目的及び権限は、この章及び一般規則の定めるところによる。

第九条　大会議

大会議は、連合の最高機関とし、加盟国の代表者で構成する。

第十条　臨時大会議

臨時大会議は、加盟国の少なくとも三分の二の請求又は同意に基づき開催することができる。

第十一条　執行理事会

執行理事会は、大会議から大会議までの間における連合の事業の継続の確保を図るため、加盟国の過半数による議決で別段の決定がされない限り、原則として一年に一回会合する。

第十二条　中央事務局

1　中央事務局は、加盟国のための連絡、通報及び調査の機関となる。

2　中央事務局の所在国は、大会議又は例外的な場合には執行理事会が決定する。同事務局は、原則として、所在国として決定された国に少なくとも五年間置かれる。

第十三条　アジア＝太平洋郵便研修センター

アジア＝太平洋郵便研修センターは、アジア及び太平洋の地域における郵便業務を改善するため研修の便宜を供与することを目的とする。同センターは、運営理事会が管理するものとし、同理事会の構成、目的及び権限は、一般規則で定める。

第四章　連合の財政

第十四条　連合の経費

大会議は、中央事務局長の勧告を基礎として、連合の年次経費の最高限度額を定める。連合の年次経費は、すべての加盟国が分担する。加盟国の分担単位は、アジア＝太平洋郵便連合一般規則の定めるところにより、当該加盟国が万国郵便連合において属している分担等級を基礎として決定する。

第二編　連合の文書

第一章　一般規定

第十五条　連合の文書

1　憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とする。

2　一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

3　条約及びその施行規則は、加盟国間の国際郵便業務に関する規定を内容とする。これらの文書は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

4　3の施行規則は、条約を実施するために必要な細目手続を内容とするものとし、加盟国の郵政庁が定める。

5　条約又はその施行規則に附属する最終議定書は、それぞれの文書に対する留保を内容とする。

第二章　連合の文書の受諾

第十六条　連合の文書への署名及びこれらの文書の批准その他の承認

1　全権委員による連合の文書への署名は、大会議の終了の際に行う。

2　憲章その他の連合の文書は、署名国により、自国の憲法上の規則に従つてできる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3　いずれかの国がその署名した連合の文書を批准せず、受諾せず又は承認しない場合においても、憲章その他の文書は、これらを批准し、受諾し又は承認した国については、効力を有する。

第十七条　連合の文書の批准その他の承認の通報

憲章の批准書、受諾書又は承認書及びその他の連合の文書の受諾書又は承認書は、できる限り速やかに中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託するものとし、当該政府は、これらの寄託を他の加盟国に通報する。

第十八条　憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書への加入

1　憲章、憲章の追加議定書その他の連合の文書に署名しなかつた加盟国は、いつでも加入することができる。

2　加入の正式の宣言は、外交上の経路を通じて中央事務局の所在する加盟国の政府に送付するものとし、当該政府は、その寄託を他の加盟国に通報する。

第三章　連合の文書の改正

第十九条　議案の提出

1　加盟国の郵政庁は、連合の文書に関する議案を大会議に、又は大会議から大会議までの間において提出する権利を有する。

2　もつとも、憲章及び一般規則に関する議案は、大会議にのみ提出することができる。

第二十条　憲章の改正

1　憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、加盟国の三分の二以上の議決で承認されなければならない。

2　大会議が採択した改正は、追加議定書の対象となるものとし、当該大会議が別段の決定を行わない限り、当該大会議において更新された連合の文書と同時に効力を生ずる。この改正は、加盟国により、できる限り速やかに批准され、受諾され又は承認されなければならない。その批准書、受諾書又は承認書は、第十七条に規定する手続に従つて取り扱う。

第二十一条　一般規則及び条約の改正

1　一般規則及び条約は、それぞれの文書に関する議案の承認のための条件を定める。

2　1の連合の文書は、同時に効力を生じ、かつ、同一の有効期間を有する。前回の大会議の対応する文書は、大会議が1の連合の文書の効力発生について定める日に廃止する。

第四章　万国郵便大会議

第二十二条　万国郵便大会議における協力

加盟国は、万国郵便大会議において、審議される議案又は事項が加盟国に共通の利害関係のあるものである場合には、できる限り協力する。

第五章　紛議の解決

第二十三条　仲裁

加盟国の郵政庁の間の紛議は、万国郵便連合一般規則の定めるところにより解決する。

第三編　最終規定

第二十四条　この憲章の効力発生の日及び有効期間

この憲章は、千九百八十七年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの憲章の本書一通に署名した。寄託政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成した。

（署名欄は省略）

アジア＝太平洋郵便連合一般規則

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、アジア＝太平洋郵便連合憲章第十五条2の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第十六条2の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章　一般規定

第百一条　書類の発行、公用の通信及び会合における審議に使用する言語

1　中央事務局の書類の発行及び同事務局と加盟国との間の公用の通信には、英語を使用する。

2　連合の機関の会合における審議の際には、英語を使用する。もつとも、その他の言語も、英語への通訳を確保することを条件として、使用することができる。

3　2の通訳の費用は、英語に代わる言語を使用する代表団が負担する。ただし、フランス語に関しては、会合の招請国は、フランス語を使用する代表団に対し、できる限り通訳上の便宜を提供する。

第百二条　英語以外の言語

英語を国語としない加盟国は、費用を負担することを条件として、翻訳を請求することができる。

第百三条　特別取極

憲章第四条の規定に基づく特別取極の締結は、中央事務局を通じて加盟国又はその郵政庁に通報する。

第百四条　大会議の決議

加盟国の郵政庁は、大会議の決議及び勧告を実施するために とった措置を中央事務局に通報する。

第二章　連合の機関の運営

第百五条　大会議又は臨時大会議の組織及び会合

1　加盟国の代表者は、必要があるときは連合の文書を改正するため及び加盟国に共通の利害関係のある他の必要と認める郵便上の問題を審議するため、万国郵便大会議の開催の後二年以内に大会議として会合する。

2　各加盟国は、その政府が正当に委任した一人又は二人以上の代表に大会議において自国を代表させる。加盟国は、他の加盟国に大会議において自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができず、また、自国のほかに二以上の加盟国に代わつて投票することができない。

3　各加盟国は、一の票を有する。

4　大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと協議の上、指定する。

5　大会議の招請政府は、中央事務局と協議の上、大会議の期日及び場所を定める。招請状は、原則として、同事務局が大会議の期日の六箇月前に招請政府に代わつて加盟国の政府に発出する。もつとも、招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

6　連合の会議には、顧問の資格で投票権なしで出席するオブザーバーとして、国際連合若しくはその専門機関又は連合の活動に利害関係を有するその他の国際機関を代表する者を招請することができる。また、その他のオブザーバーも、これらが他の限定郵便連合、万国郵便連合の加盟国の郵政庁又はアジア及び太平洋の地域にある万国郵便連合の非加盟国の郵政庁若しくは同地域にある非自治地域その他の地域の郵政庁を代表する者であることを条件として、連合の会議に出席するよう招請することができる。招請は、大会議又は執行理事会の請求に応じ、中央事務局が行う。もつとも、招請政府が希望する場合には、招請状は、招請政府が発出することができる。

7　大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議の手続規則を適用する。

8　臨時大会議の場所及び期日は、執行理事会が、開催を発議した加盟国の同意を得て決定する。

9　2、3、6及び7の規定は、臨時大会議について準用する。

第百六条　執行理事会の構成、運営及び会合

1　執行理事会は、すべての加盟国で構成する。会合には、加盟国の過半数が出席していなければならない。

2　大会議の議長は、当該大会議開催後の執行理事会の第一回会合を招集する。この会合において、同理事会は、理事国のうちから一の議長国及び一の副議長国を選出するものとし、議長国及び副議長国の任期は、次回の大会議の終了の時までとする。通常の場合には、大会議開催国は、当然に議長国となる。もつとも、当該開催国は、希望する場合には、議長国となる権利を放棄することができる。

3　執行理事会の第一回会合の後の年次会合は、同理事会の議長が招集する。

4　執行理事会は、各会合において、次回の会合の開催される国を指定する。会合の開催が必要であるにもかかわらず招請国がない場合には、会合は、中央事務局の所在地において開催す

る。

5　執行理事会の議長は、通常会期から通常会期までの間において、加盟国の少なくとも三分の二の請求に応じ、原則として中央事務局の所在地において同理事会の会合を招集することができる。

6　執行理事会の会合の招請国は、同理事会の議長と協議の上、会合の期日及び場所を定める。会合への招請状は、同理事会の議長（議長が希望する場合には、中央事務局）が加盟国及びオブザーバーに発出する。もつとも、招請国が希望する場合には、招請状は、招請国が発出することができる。

7　執行理事会の運営費は、連合が負担する。理事国の職務は、無報酬とする。

8　加盟国は、執行理事会の会合において、資格のある郵政職員に自国を代表させる。

9　執行理事会の権限は、次のとおりとする。

(a)　大会議の決議によつて課される任務を遂行すること。

(b)　郵便業務の改善のため加盟国の郵政庁と連絡を保つこと。

(c)　中央事務局の管理に関する規則を定め及びその活動を監督すること。

(d)　大会議から大会議までの間において、中央事務局の作成する連合の年次予算及び計算書を審査し及び承認すること。

(e)　万国郵便連合の機関、他の限定連合又はアジア及び太平洋の地域に特別の利害関係を有する国際連合の他の専門機関と有益な連絡を保つこと及び、必要があるときは、これらの機関の会議に出席する代表者を任命すること。

(f)　技術協力のような事項につき、加盟国の少なくとも三分の二の同意を得て、連合の名において万国郵便連合、他の限定連合又は国際機関と取決めを締結すること及び中央事務局長に対して、当該取決めを実施するための権限を付与すること。

(g)　第百十五条2の規定により、万国郵便大会議に先立つて会合すること。

(h)　管理上の問題であつて、連合の文書に規定されておらず、かつ、次回の大会議まで解決を待つことのできないものを暫定的に処理するため、加盟国の過半数の同意を得て必要な措置をとること。

(i)　特定の年につき、連合の予算にアジア＝太平洋郵便研修センターへの拠出金を計上するかしないかを決定すること及び計上することを決定した場合には当該拠出金の額を示すこと。

10　執行理事会は、その活動に必要な手続規則を定める。

11　執行理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によつて行うことができる。

12　中央事務局長は、執行理事会の事務局長の職務を行う。

13　執行理事会は、各会合の後に、参考のため、加盟国の郵政庁に概要報告書を送付する。

14　執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議に提出する。

15　執行理事会の各理事国の代表者は、空路、海路又は陸路によるエコノミー・クラスの往復切符の代金の償還を受ける権利を有する。この償還は、連合の年次経費の当該国の分担金から控除することにより行う。

第百七条　中央事務局

1　中央事務局は、中央事務局長、中央事務局次長及び連合が必要とする他の職員で構成する。

2　中央事務局長は、連合の会議に出席し、投票権なしで討議に参加する。

3　中央事務局は、連合の会議の開催国の郵政庁と共同して当該会議の事務局の事務を行う。

4　大会議又は必要があるときは執行理事会は、資格のある郵政職員のうちから中央事務局長及び中央事務局次長を選出する。同事務局長及び同事務局次長の任期は、これらの者を選出した機関が定める。

5　4の規定にかかわらず、中央事務局次長は、通常の場合には、三年を下回らずかつ五年を超えない期間を任期として任命される。

6　中央事務局長及び中央事務局次長は、できる限り、異なる国の国民とする。

7　中央事務局は、執行理事会の監督を受けるものとし、同事務局の会計は、所在国の権限のある当局が監査する。

第百八条　中央事務局の組織及び職員

1　中央事務局の管理は、中央事務局長に委託する。同事務局長は、中央事務局次長及び郵便業務に少なくとも五年間従事し、かつ、英語のほかにフランス語又はアジアのいずれかの言語につき実用的な知識を有する適格な職員の補佐を受ける。当該職員の選考に当たつては、加盟国の全体が代表されることを考慮する。同事務局長は、執行理事会の確認を得ることを条件として、各郵政庁が推薦した者のうちから当該職員を任命する。ただし、当該職員は、専門分野における同事務局の要求を満たす者であることを条件とする。

2　中央事務局長は、中央事務局が連合の文書及び大会議の決定に従つて行うすべての任務につき、同事務局を法的に代表する。中央事務局次長は、同事務局長が不在の場合には、その職務を行う。

3　中央事務局長は、執行理事会が別段の決定を行わない限り、連合の出席が要請される郵便業務に関する国際会議において連合を代表する。

第百九条　中央事務局の任務

1　中央事務局は、連合の会議のために仮議事日程の作成その他の準備を行う。

2　中央事務局は、アジア及び太平洋の地域にあり、かつ、連合に加盟していない万国郵便連合の加盟国の郵政庁が自国の政府に対し連合への加盟を外交上の経路を通じて請求するよう勧告することについて、当該郵政庁と連絡をとる。

3　中央事務局は、要請があつたときはいつでも、執行理事会及び連合の郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する必要な情報を提供する。

4　中央事務局は、連合の活動に関する年次報告書を作成し、これを加盟国の郵政庁に送付する。当該報告書は、大会議又は、大会議が開催されない場合には、執行理事会が承認する。もつとも、年次報告書が対象とする年の翌年の五月末までに大会議又は同理事会が開催されない場合には、加盟国による承認は、通信によつて行う。当該報告書を承認するかしないかを四十日以内に回答しない加盟国は、これを承認したものとみなされる。

5　中央事務局は、加盟国が発行した郵便切手の収集（常に最新の郵便切手を含めるものとする。）を保有する。

第百十条　中央事務局の刊行物

1　中央事務局は、同事務局が発行する書類を加盟国の郵政庁及びスイスのベルヌにある万国郵便連合国際事務局に無料で提供するものとし、各郵政庁は、その分担単位数に対応する部数を受領する。郵政庁が請求する追加の部数については、請求を行つた郵政庁が実費を支払う。

2　中央事務局は、加盟国が検討することができるように、第百十五条1の規定により受領するすべての議案の表を作成し、加盟国の郵政庁に配布する。

第百十一条　アジア＝太平洋郵便研修センター運営理事会

1　アジア＝太平洋郵便研修センターの管理上の責任は、運営理事会に委託する。同理事会は、少なくとも一年に一回会合するものとし、別段の決定を行わない限り、バンコックにおいて会合する。

2　運営理事会は、大会議に対する自己の責任を遂行するに当たり、次の権限を有する。

(a)　アジア＝太平洋郵便研修センターの管理に関する規則を定めること。

(b)　同センターの一般的な研修の方針を定めること。

(c)　同センターの予算を承認し及び当該予算の

執行を監督すること。

(d) 同センターの管理職の職員及び教員を任命すること。

(e) 同センターの管理職の職員、教員及び事務職員の俸給表及び勤務条件を定めること。

3　運営理事会は、アジア＝太平洋郵便研修センターの所在国の郵政庁の長を議長とし、執行理事会の議長、参加国の郵政庁の代表者及び同センターの活動に対して年間一万合衆国ドル以上の額の現金を拠出し又は当該金額以上の額に相当する現物の提供、奨学制度への拠出若しくは専門家の派遣を行うその他の加盟国の代表者で構成する。これらの者は、投票権を有する。中央事務局長、万国郵便連合国際事務局長又はその代理、国際連合アジア太平洋経済社会委員会の代表者及び国際連合開発計画の代表者は、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会の構成員でない加盟国も、オブザーバーとして運営理事会の会合に出席することができる。運営理事会は、適当と認めるその他のオブザーバーを招請することを決定することができる。

4　「参加国」とは、アジア＝太平洋郵便研修センターを定期的に利用し、かつ、自国の研修生の費用の一部又は全部を負担する加盟国をいう。

5　加盟国は、自国の費用負担による研修生を連続して二年間にわたり派遣しない場合には、参加国として取り扱わない。

6　3の加盟国で参加国以外のものは、3に定める額に相当する援助を連続して二年間にわたり行わない場合には、運営理事会の会合に代表を出す権利を有しない。

7　運営理事会の会合は、同理事会の議長が招集する。

8　運営理事会の議長は、同理事会の構成員の三分の二の請求を受領した場合には、原則としてバンコックにおいて同理事会の臨時会合を招集する。

9　運営理事会の協議及び決定は、必要があるときは、通信によって行うことができる。

10　アジア＝太平洋郵便研修センターの所長は、運営理事会の事務局長の職務を行う。

11　運営理事会は、前回の大会議以降の同理事会の活動及び将来の活動計画に関し、大会議に報告書を提出する。報告書は、また、参考のため過去及び将来の財政措置の詳細を含むものとする。

12　アジア＝太平洋郵便研修センターの予算は、連合の予算とは別個のものとし、原則として同センターの利用に直接的に比例する参加国の負担及び他の国、機関又は連合の任意拠出により賄われる。

13　負担金及び任意拠出金は、これらに係る年の一月三十一日までにアジア＝太平洋郵便研修センターに支払う。

14　資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、運営理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、参加国の負担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

15　一時的な資金不足に関しては、アジア＝太平洋郵便研修センターの所在国は、関係国が償還を保証することを条件として、運営理事会に対し、同センターの運営を確保するために必要な資金の立替払を行う。立て替えられる資金の額は、同センターの予算の限度を超過してはならない。

16　アジア＝太平洋郵便研修センターの所在国によって資金が立て替えられる場合には、15の関係国の郵政庁は、15の規定に従って立て替えられた金額を運営理事会を通じて当該所在国に償還する。償還は、できる限り速やかに、かつ、遅くとも同理事会が割当てを承認した日の属する年の翌年の十二月三十一日までに行わなければならない。

17　運営理事会は、同理事会の会合から会合までの間におけるアジア＝太平洋郵便研修センターの円滑な運営を確保するため、現地執行委員会を設置し、これに必要な任務を課することができる。

第三章　議案の提出及び審査の手続

第百十二条　大会議への議案の提出

1　大会議に提出する議案は、大会議の開会日の三箇月前までに中央事務局に到達しなければならない。もっとも、大会議の開会日の先立つ三箇月の期間内に同事務局に到達する議案も、大会議の裁量により、審議することができる。

2　1に定める手続は、既に提出された議案に対する修正案の提出については、適用しない。

3　中央事務局は、1及び2の議案をできる限り速やかに加盟国の郵政庁に配布する。

第百十三条　留保

1　条約又は条約の施行規則に対する留保は、大会議の承認した議案に基づき条約の最終議定書又は条約の施行規則の最終議定書に規定する。

2　大会議への議案の提出に関する前条の規定は、留保に関する議案については、適用しない。

3　大会議に提出された留保に関する議案は、採択されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

4　留保を行っている加盟国は、いつでも当該留保を撤回することができる。留保の撤回は、中央事務局を通じて加盟国に通報する。

第百十四条　大会議から大会議までの間において提出された連合の文書を改正するための議案

1　郵政庁が大会議から大会議までの間に提出した連合の文書を改正するための議案は、中央事務局を通じて他の郵政庁に送付する。

2　議案は、次の手続に付する。

　加盟国の郵政庁は、中央事務局の回章によって通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。同事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政庁に通知し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなす。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

3　条約及びその最終議定書の改正は、中央事務局の所在する国の政府が同事務局の請求に応じて作成しかつ加盟国政府に送付する外交上の通告書によって確定される。条約の施行規則及びその最終議定書の改正は、中央事務局が確認し、加盟国の郵政庁に通告する。

第百十五条　万国郵便大会議に提出する議案

1　加盟国の郵政庁は、万国郵便大会議に提出する議案を、万国郵便連合国際事務局に通知すると同時に他の加盟国及び中央事務局に通知する。これらの議案は、憲章第三条の規定にかかわらず、フランス語で作成することができる。

2　加盟国は、万国郵便大会議において討議される議案その他の重要事項について意見を交換し及び調整するため、当該万国郵便大会議の期間中において会合することができる。

第四章　財政

第百十六条　分担等級

1　加盟国は、連合の経費の分担に関し、四の集団に区分される。万国郵便連合の経費の分担において五十単位を超える分担単位数を有し又は五十単位等級、四十単位等級、三十五単位等級、二十五単位等級若しくは二十単位等級に属する加盟国は五単位を、同連合の経費の分担において十五単位等級、十単位等級又は五単位等級に属する加盟国は三単位を、同連合の経費の分担において三単位等級又は一単位等級に属する加盟国は二単位を、同連合の経費の分担において二分の一単位等級に属する加盟国は一単位をそれぞれ分担する。もっとも、加盟国は、より多くの単位を分担することができる。

2　連合に加盟する国及び連合から脱退する国は、加盟又は脱退が効力を生ずる年については、その全期間について連合の経費を分担する。

第百十七条　連合の予算及び計算書

1　連合の支出は、年額七万合衆国ドルを超過してはならない。

2　中央事務局は、遅くとも各暦年の終了する二箇月前までに、翌年一月一日から十二月三十一日までの期間の予算見積書を作成する。当該予算見積書には、これを作成する年の予算及びその前年の決算の数字と比較した収支の見積りの詳細な資料を含む。同事務局は、承認を得るため、執行理事会又は、大会議が開催される場合には、大会議に当該予算見積書を提出する。その承認が得られるまでの間、同事務局は、前年の予算額の限度内で任務を遂行する。

3　中央事務局は、前年の活動に関する詳細な決算書及び収支に関するすべての書類を添付した報告書を毎年第一四半期に作成する。この報告書は、承認を得るため及び連合の郵政庁に配布するため執行理事会又は大会議に提出する。

4　中央事務局の支出は、執行理事会又は大会議が承認した予算に基づいて行う。

5　1に定める限度額は、職員の採用その他の方法による中央事務局の効果的運営のために超過することができる。ただし、加盟国の過半数が同意する場合に限る。

6　加盟国は、大会議又は執行理事会が決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも当該予算に係る会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利子を生ずる。

7　連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金により維持される。同基金は、予算の収支を合わせるためにも、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

第五章　最終規定

第百十八条　この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

第百十九条　この一般規則の効力発生の日及び有効期間

この一般規則は、千九百八十七年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。寄託政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成した。

(署名欄は省略)

アジア＝太平洋郵便条約

各自の政府から正当に委任を受けた下名の代表者は、合意により、アジア＝太平洋郵便連合加盟国の間の国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一章　一般規定

第一条　継越料

加盟国間で交換する郵便物の陸路、河川路又は海路による継越しについては、原則として料金を徴収しない。加盟国は、無料継越しを認めることができない場合には、料金を徴収することができる。その料金は、万国郵便条約によつて認められ又は定められている料金よりも低い額のものとすることができる。

第二条　通常郵便

1　「通常郵便物」とは、書状、郵便葉書、印刷物、点字郵便物及び小形包装物をいう。

2　死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料を包有する書状、放射性物質を包有する書状又は速達郵便物の交換は、これらの郵便物を相互に又は一方的に受領することについてその郵政庁が同意した加盟国の間においてのみ認められる。

第三条　郵便料金

連合の郵政庁の間の郵便関係においては、平面路によつて交換する書状及び郵便葉書について低減郵便料金を適用する。低減郵便料金の額は、内国料金の額と国際料金の八十五パーセントに相当する額との間の額とする。低減郵便料金は、例外的に他の種類の通常郵便物及び航空通常郵便物についても適用することができる。

第四条　郵便業務の事務用通常郵便物についての郵便料金の免除

1　連合の機関と次の者との間で交換される公用の通常郵便物については、郵便料金を免除する。

(a)　郵政庁

(b)　万国郵便連合の機関

(c)　他の限定郵便連合

2　1の免除は、連合の機関が差し出す航空通常郵便物については、適用しない。

第三章　雑則

第五条　万国郵便連合の文書の適用

1　この条約は、加盟国間で交換される通常郵便物に関するすべての事項及び業務を規律する。

2　加盟国間における通常郵便物の交換に関する事項でこの条約に定めのないものについては、万国郵便連合の文書の定めるところによる。

第四章　最終規定

第六条　この条約及びこの条約の施行規則に関する議案の承認の条件

1　この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2　この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

(a)　この条約の施行規則第百一条から第百三条までの規定以外の規定の改正に関する議案については、投票の総数

(b)　この条約の施行規則第百一条から第百三条までの規定の改正に関する議案については、投票の三分の二以上

(c)　この条約並びにこの条約の最終議定書及び施行規則の規定の解釈(憲章第二十三条に規定する仲裁に付される紛議に係る解釈を除く。)に関する議案については、投票の過半数

第七条　この条約の効力発生の日及び有効期間

この条約は、千九百八十七年七月一日に効力を生じ、次回の大会議の条約の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府から正当に委任を受けて、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。寄託政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成した。

(署名欄は省略)

アジア＝太平洋郵便条約の最終議定書

委任を受けた各加盟国の下名の代表者は、本日付けで作成されたアジア＝太平洋郵便条約の署名に当たり、次のとおり協定した。

第一条　継越料

マレイシア及びシンガポールの郵政庁は、条約第一条の規定を適用する義務を負わない。

第二条　郵便料金

マレイシア、シンガポール及びスリ・ランカの郵政庁は、条約第三条の規定を適用する義務を負

わない。

以上の証拠として、委任を受けた各加盟国の代表者は、これらの規定が条約の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、中央事務局の所在する加盟国の政府に寄託される本書一通に署名した。寄託政府は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

千九百八十五年十二月四日にバンコックで作成した。

(署名欄は省略)

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約

第八条、第十七条、第十九条及び第二十一条の改正

第八条3(a)を次のように改める。

3(a) 委員会は、2(g)の規定に基づいて勧告を行う場合には、委員会が定める関係締約国に対し、総漁獲量の配分に関する取極を作成するよう勧誘することができる。取極の作成に当たつては、すべての関係締約国の漁業上の利害を考慮するものとし、また、総漁獲量に関する委員会の勧告及び合意された配分がすべての関係締約国によつて遵守されることをできる限り確保する。

第十七条を次のように改める。

1 この条約は、これを採択した会議に代表を出した国の政府又は国際連合若しくはその専門機関の加盟国であるその他の国の政府による署名のために開放しておく。

2 この条約の署名は、批准、受諾又は承認を条件とする。

3 この条約が効力を生じたときは、1に規定する国でこの条約に署名しなかつたもの及び委員会がこの条約の締約国となるよう全会一致で招請したその他の国は、この条約に加入することができる。

4 この条約は、地域的な経済統合のための機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限(これらの事項に関する条約を締結する権限を含む。)を当該機関に移譲した国により構成されるものによる署名又は加入のために開放しておく。

5 4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとし、この条約の規定について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。

6 4に定める機関がこの条約の締約国となつた場合には、当該機関を構成する国及び将来当該機関に加盟する国は、この条約の締約国でなくなる。これらの国は、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に書面により通告する。

7 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。

8 批准、受諾、承認又は加入に際しては、いかなる留保をも付することができない。

第十九条2を次のように改める。

2 この条約の改正につきこの条の規定に基づく受諾のための提案が行われた後に締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、その改正が効力を生じた時から、その改正された条約によつて拘束される。

第二十一条を次のように改める。

1 寄託者は、第十七条1及び3に規定する国の政府及び同条4に定める機関に対して次の事項を通報する。

(a) 第十七条の規定に従つて行われるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(b) この条約が第十八条1の規定に従つて効力を生ずる日

2 寄託者は、すべての締約国に対して次の事項を通報する。

(a) 第十九条の規定に従つて行われるこの条約の改正のための提案、改正の受諾の通告及び改正の効力発生

(b) 第二十条の規定に従つて行われる脱退の通告

3 この条約の原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、第十七条の規定によつてこの条約の締約国となることができる国の政府及び地域的な経済統合のための機関に対しこの条約の認証謄本を送付する。

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約

第十三条1の改正

第十三条1の第二文を次のように改める。

会計期間は、委員会が別段の決定をしない限り、二年とする。

千九百八十六年の国際ココア協定

第一章　目的

第一条　目的

千九百八十六年の国際ココア協定(以下「この協定」という。)の目的は、国際連合貿易開発会議の採択した一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)及び第百二十四号(第五回会期)の関連規定を考慮して、次のとおりとする。

(a) 世界のココア経済のすべての部門における国際協力の進展及び強化を推進すること。

(b) すべての加盟国の利益のため、特に次の点について努力することにより世界のココア市場の安定に寄与すること。

(i) 加盟生産国の急速な経済成長及び社会開発への見込み並びに生産者及び消費者の双方の長期的利益を損なうココアの価格の過度の変動を防止すること。

(ii) ココアの生産と消費との間の調整が通常の市場の力のみによつては事態に即応するように速やかに行われない場合に継続することとなる重大な経済的困難を緩和すること。

(iii) 生産者及び消費者にとつて公平で、かつ、妥当な価格による十分な供給を確保すること。

(iv) 供給と需要との間の長期的均衡の確保のため、消費の増大及び、必要な場合には可能な範囲内で、生産の調整を容易にすること。

(c) ココアの国際貿易の拡大を容易にすること。

(d) 世界のココア経済に関するすべての問題の討議のための適当な場を提供すること。

第二章　定義

第二条　定義

この協定の適用上、

1 「ココア」とは、カカオ豆及びココア製品をいう。

2 「ココア製品」とは、ココアペースト(ココアリカー)、カカオ脂、ココア粉(甘味を付けてないもの)、ココアケーキ、ココアニブ等のカカオ豆のみから作られる製品及び理事会が必要に応じ決定するココアを含有するその他の製品をいう。

3 「ココア年度」とは、十月一日から九月三十日までの十二箇月の期間をいう。

4 「締約国」とは、この協定に暫定的に又は確定的に拘束されることに同意した政府又は第四条に規定する政府間機関をいう。

5 「理事会」とは、第六条に規定する国際ココア理事会をいう。

6 「日ごとの価格」とは、第二十六条2に規定する価格をいう。

7 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除くほか、この協定の最初の効力発生(暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない。)をいう。

8 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したココアの輸出量が輸入量を上回る国又は加盟国をいう。もつとも、カカオ豆に換算したココアの輸入量が輸出量を上回る国であつても、生産量が輸入量を上回る場合に

は、自己の選択により加盟輸出国となることができる。

9 「ココアの輸出」とは、ココアがいずれかの国の関税地域から外へ出ることをいい、「ココアの輸入」とは、ココアがいずれかの国の関税地域の内に入ることをいう。ただし、この9の定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をいうものとする。

10 「ファイン・ココア又はフレーバー・ココア」とは、附属書Cに掲げる国において生産されるココア（同附属書に掲げる割合以内のものに限る。）をいう。

11 「輸入国」又は「加盟輸入国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したココアの輸入量が輸出量を上回る国又は加盟国をいう。

12 「指標価格」とは、第二十六条3に規定する価格をいう。

13 「加盟国」とは、4に定義する締約国をいう。

14 「機関」とは、第五条に規定する国際ココア機関をいう。

15 「生産国」又は「加盟生産国」とは、それぞれ、商業的にみて相当な量のココアを栽培する国又は加盟国をいう。

16 「区分ごとの単純過半数票」とは、加盟輸出国の投ずる票の過半数の票及び加盟輸入国の投ずる票の過半数の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。

17 「特別引出権（SDR）」とは、国際通貨基金の特別引出権をいう。

18 「特別多数票」とは、加盟輸出国の投ずる票の三分の二以上の票及び加盟輸入国の投ずる票の三分の二以上の票（それぞれ別個に計算する。）をいう。ただし、出席しかつ投票する加盟国の半数以上がこれらの票を投ずることを条件とする。

19 「トン」とは、メートル・トン（千キログラム）又は二千二百四・六ポンドをいい、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

第三章　加盟国

第三条　機関の加盟国

1 締約国は、機関の加盟国となる。

2 機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。

(a) 加盟輸出国

(b) 加盟輸入国

3 加盟国は、理事会の定める条件に従つて自国の区分を変更することができる。

第四条　政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、このような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合において、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使しない。

3 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

第四章　組織及び運用

第五条　国際ココア機関の設立、本部及び構成

1 千九百七十二年の国際ココア協定によつて設立された国際ココア機関は、存続するものとする。機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視する。

2 機関は、次のものによつて、その機能を営む。

(a) 国際ココア理事会及び執行委員会

(b) 事務局長、緩衝在庫管理官その他の職員

3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンに置く。

第六条　国際ココア理事会の構成

1 機関の最高機関は、国際ココア理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

2 加盟国は、理事会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理により代表される。加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

第七条　理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定に明示的に定められた事項の実施のために必要なすべての権限を行使し及びこれらの事項の実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、第三十三条の規定の適用がある場合のほか、資金を借り入れる能力を有せず、また、この協定において特に定める場合を除くほか、ココアのいかなる取引契約も締結してはならない。理事会は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの2及び第二十二条5の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もつとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であつても、当該契約は、無効とならず、また、理事会の権限を超えるものとはならない。

3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則（理事会及び委員会の手続規則、機関の会計及び職員に関する規則並びに緩衝在庫の管理及び運用に関する規則を含む。）を採択する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

4 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録及び適当と認めるその他の記録を保管する。

第八条　理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各ココア年度につき、議長、第一副議長及び第二副議長各一人を選出する。議長、第一副議長及び第二副議長は、機関から報酬を受けない。

2 議長及び第一副議長は加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちのいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから、第二副議長は他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各ココア年度ごとに、両区分の加盟国の交互に振り当てる。

3 議長及び二人の副議長のすべてが一時的に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうちの一人若しくは二人以上が恒久的に欠けることとなつた場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちの該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

4 議長及び理事会の会合において議長の職を行つているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

第九条　理事会の会期

1 理事会は、原則として、各ココア年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

2 理事会は、その他この協定に特に定める事態に際し会期を開催するほか、その決定するとき又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。

(a) 五の加盟国

(b) 二百票以上の票を有する一又は二以上の加盟国

(c) 執行委員会

(d) 事務局長（第二十七条、第三十一条、第三十九条、第四十条、第四十四条及び第七十二

条の規定の適用がある場合)

3　会期の通知は、緊急の場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。

4　会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を支弁する。

第十条　票数

1　加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、2から6までの規定に従つて、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。

2　加盟輸出国の票は、各ココア年度につき、次のとおり配分する。各加盟輸出国は、五の基本票を有する。残余の票は、すべての加盟輸出国の間で、ココア統計四半期報告の最新版において機関が数値を公表した最近の三ココア年度における各国のココアの輸出量の平均数量に比例して配分する。輸出量は、カカオ豆の純輸出量に第二十八条に定める換算係数によつてカカオ豆相当量に換算したココア製品の純輸出量を加えて計算する。

3　加盟輸入国の票は、各ココア年度につき、次のとおり配分する。百票は、すべての加盟輸入国の間で平等に配分し、その合計が百に最も近くなるようにする。残余の票は、すべての加盟輸入国の間で、機関が確定的な数字を入手することのできる最近の三ココア年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均が当該三ココア年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均の合計に占める百分率に基づいて配分する。輸入量は、カカオ豆の純輸入量に第二十八条に定める換算係数によつてカカオ豆相当量に換算したココア製品の純輸入量を加えて計算する。

4　いかなる加盟国も、四百を超える票を有してはならない。2及び3の計算から生じた四百を超える部分の票は、それぞれ2及び3の規定の例により他の加盟国に再配分する。

5　機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条に定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

6　票数は、一未満の端数を伴つてはならない。

第十一条　理事会の投票手続

1　加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。

2　加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する文書による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを委任することができる。この場合には、前条4に定める制限は、適用しない。

3　他の加盟国から当該他の加盟国が前条の規定により有する票を投ずることを委任された加盟国は、当該他の加盟国の指示に従つて当該票を投ずる。

4　ファイン・ココア又はフレーバー・ココアのみを生産する加盟輸出国は、緩衝在庫の管理及び運用に関する事項については、表決に参加してはならない。

第十二条　理事会の決定

1　理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

2　理事会の決定又は勧告に必要な票数の算定に当たり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。

3　この協定において特別多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続を適用する。

(a)　必要とされる多数が三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b)　(a)の規定を適用しても必要とされる多数が二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。

(c)　三回目の表決においても必要とされる多数が一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、可決されたものとみなす。

(d)　理事会が(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、議案は、否決されたものと認める。

4　加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束する。

第十三条　他の機関との協力

1　理事会は、国際連合及びその諸機関(特に国際連合貿易開発会議)、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の適当な専門機関並びに適当な政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとる。

2　理事会は、国際商品貿易の分野における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、自己の活動及び事業計画について同会議に通報する。

3　理事会は、ココアの生産者、貿易業者又は製造業者の国際的な機関との効果的な連絡を維持するため、適当なすべての措置をとることができる。

第十四条　オブザーバーの参加

1　理事会は、非加盟国に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。

2　理事会は、前条に規定する機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。

第十五条　執行委員会の構成

1　執行委員会は、十の加盟輸出国及び十の加盟輸入国をもつて構成する。ただし、加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が十以下である場合には、理事会は、加盟国の二の区分の間の均衡を維持しつつ、特別多数票による議決で執行委員会の構成国の総数を変更することができる。執行委員会の構成国は、次条に定めるところにより各ココア年度につき選出されるものとし、再選を妨げられない。

2　選出された構成国は、執行委員会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理により代表される。構成国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

3　執行委員会の議長及び副議長は、理事会により各ココア年度につき選出されるものとし、双方とも、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちのいずれか一方の区分に属する加盟国の代表団のうちから選出される。これらの職は、各ココア年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。議長又は副議長が一時的に欠けた場合又は恒久的に欠けることとなつた場合には、執行委員会は、該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。議長及び執行委員会の会合において議長の職を行つているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

4　執行委員会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟国の招請により執行委員会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を支弁

する。

第十六条　執行委員会の構成国の選挙

1　執行委員会の構成国となる加盟輸出国及び加盟輸入国は、理事会において、それぞれ加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選出される。区分ごとの選挙は、2及び3の規定により行う。

2　加盟国は、第十条の規定により自国の有するすべての票を一の候補に投ずる。第十一条2の規定により委託された票については、加盟国は、他の候補に投ずることができる。

3　最も多数の票を得た候補を当選国とする。

第十七条　執行委員会の権限

1　執行委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的指示の下に活動する。

2　執行委員会は、市況を常時検討するものとし、理事会に対して適当と認める措置を勧告する。

3　理事会は、次の権限を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決が必要とされる事項については区分ごとの単純過半数票による議決で、特別多数票による議決が必要とされる事項については特別多数票による議決で、理事会の権限の行使を執行委員会に委任することができる。もつとも、理事会がその権限を自ら行使することを妨げるものではない。

(a)　第十条の規定に基づいて票を再配分すること。

(b)　第二十三条の規定に基づいて運営予算を承認及び分担金の額を決定すること。

(c)　第二十七条の規定に基づいて価格を改定すること。

(d)　第二十九条3の規定に基づいて附属書Cを修正すること。

(e)　第三十九条の規定に基づいて補足措置に関する決定を行うこと。

(f)　第五十九条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。

(g)　第六十二条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。

(h)　第六十三条3の規定に基づいて加盟国の権利を停止すること。

(i)　第六十八条の規定に基づいて加入の条件を定めること。

(j)　第七十三条の規定に基づいて加盟国を除名すること。

(k)　第七十五条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させること。

(l)　第七十六条の規定に基づいて加盟国に対してこの協定の改正を勧告すること。

4　理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも撤回することができる。

第十八条　執行委員会の投票手続及び決定

1　執行委員会の構成国は、自国が第十六条に規定する選挙において得たすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。

2　執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国は、第十六条2の規定により自国が票を投じた候補が選出されなかつた場合には、議長に対する文書による通告により、それぞれ、執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを執行委員会の構成国であるいずれかの加盟輸出国又は加盟輸入国に委任することができる。ただし、1の規定の適用はあるものとする。

3　加盟国は、ココア年度の途中において、自国が第十六条の規定により票を投じた執行委員会の構成国との協議の後、当該構成国に対する自国の票の委託を撤回することができる。委託を撤回した票は、執行委員会の他の構成国に委託することができるが、当該他の構成国への委託は、ココア年度の残余の期間中撤回することができない。票の委託を撤回された場合においても、執行委員会の構成国は、ココア年度の残余の期間中、執行委員会の議席を維持する。この3の規定に基づいてとられる措置は、議長が文書による当該措置の通告を受けた後に効力を生ずる。

4　執行委員会の行ういかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる多数と同一の多数による議決で行う。

5　加盟国は、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。理事会は、その手続規則において、異議の申立ての条件を定める。

第十九条　理事会及び執行委員会の定足数

1　理事会の会期の第一回会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2　理事会の会期の第一回会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、当該会期の三日目以降の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3　1の要件を満たす第一回会合の後に開催される会合の定足数は、2に定める定足数とする。

4　第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。

5　執行委員会の会合の定足数は、理事会が執行委員会の手続規則で定める。

第二十条　機関の職員

1　理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件を考慮して理事会が定める。

2　事務局長は、機関の首席の管理職員とし、理事会の決定に従つたこの協定の運用及び実施につき、理事会に対して責任を負う。

3　理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で緩衝在庫管理官を任命する。管理官の任用の条件は、理事会が定める。

4　管理官は、この協定により与えられる任務及び理事会の決定するその他の任務につき理事会に対して責任を負うものとし、事務局長との協議の上、これらの任務に係る責任を遂行する。管理官は、事務局長がこの協定の目的を達成する上での緩衝在庫の有効性を確認することができるよう緩衝在庫の一般的な運用状況を事務局長に常時通報する。

5　4の規定の適用を妨げることなく、機関の職員は事務局長に対し、事務局長は理事会に対して責任を負う。

6　事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、規則を定めるに当たり、類似の政府間機関の職員に適用される規則を考慮に入れる。職員は、できる限り加盟輸出国及び加盟輸入国の国民のうちから任命する。

7　事務局長、管理官その他の職員は、ココア産業又はココアの取引、輸送若しくは宣伝に関しいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

8　事務局長、管理官その他の職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長、管理官その他の職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控えるものとする。加盟国は、事務局長、管理官その他の職員の責任の専ら国際的な性格を尊重すること及びこれらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとしないことを約束する。

9　事務局長、管理官その他の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に規定する

自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の運用又は実施に関するいかなる情報も外部に漏らしてはならない。

第五章　特権及び免除

第二十一条　特権及び免除

1　機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

2　機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、千九百七十五年三月二十六日にロンドンで締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（以下「接受政府」という。）と国際ココア機関との間の本部協定がこの協定の適正な運営のために必要な改正を経て適用される。

3　機関の本部が他の国に移転する場合には、新たな接受政府は、理事会が承認する本部協定をできる限り速やかに機関と締結する。

4　2の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a)　接受政府と機関との間で合意する場合

(b)　機関の本部がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域から移転する場合

(c)　機関が存在しなくなる場合

5　機関は、この協定の適正な運営のために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを他の加盟国と締結することができる。

第六章　会計

第二十二条　会計及び加盟国の責任

1　この協定の運用及び実施のため、運営勘定及び緩衝在庫勘定を置く。

2　この協定の運用及び実施に要する費用（第三十条の規定により設置される緩衝在庫の運用及び維持に要する費用を除く。）は、運営勘定に記帳するものとし、次条に定めるところによりその額が決定される加盟国の年次分担金によつて支弁する。もつとも、加盟国が特別の役務を要請する場合には、理事会は、その要請に応ずることを決定することができるものとし、また、当該加盟国に対して当該役務に要する費用の負担を要求することができる。

3　第三十四条に定める緩衝在庫の運用及び維持に要する費用は、緩衝在庫勘定に記帳する。同条に定める費用以外の費用を緩衝在庫勘定に記帳することについては、理事会が決定する。

4　機関の会計年度は、ココア年度と同一とする。

5　加盟国の理事会及び他の加盟国に対する責任は、この協定において特に定める運営予算に係る分担金及び緩衝在庫の費用の負担についての義務の範囲内に限定される。理事会と取引を行う第三者は、理事会の権限及び加盟国の義務についてのこの協定の規定、特に第七条2及びこの5の前段の規定を知つているものとみなされる。

6　理事会及び執行委員会並びに理事会又は執行委員会に属する委員会に出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。

第二十三条　運営予算の承認及び分担金の額の決定

1　理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

2　各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例する額とする。分担金の額の決定に当たつては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権が停止されていること及びこれによつて生ずる票の再配分がされていることを考慮することなく算定する。

3　この協定の効力発生の後に加盟国となる国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及び会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度の運営予算に係る他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

4　この協定が最初の完全な会計年度の開始前に効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な会計年度の開始までの期間に係る運営予算を承認する。

第二十四条　運営予算に係る分担金の支払

1　各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に加盟国となつた国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、当該国が加盟国となつた日に生ずる。

2　前条4の規定により承認された運営予算に係る分担金は、当該分担金の額の決定の日から三箇月以内に支払う。

3　加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時（新たに加盟国となつた国については、理事会が当該国の分担金の額を決定した後五箇月を経過した時）に運営予算に係る分担金の全額を支払つていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月を経過した時に当該加盟国がなお分担金を支払つていない場合には、理事会及び執行委員会における当該加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。

4　加盟国は、3の規定により投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。当該加盟国は、引き続き、分担金を支払い、かつ、この協定に基づくその他の資金上の義務を履行する責任を負う。

第二十五条　会計の検査及び公表

1　各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、第二十二条1に規定する勘定ごとに、当該会計年度の決算書及び当該会計年度の終了の時における貸借対照表につき会計検査を行う。会計検査は、加盟国政府からの資格のある二人の会計検査専門家（理事会が各会計年度につき加盟輸出国及び加盟輸入国から各一人を選出する。）の協力を得て、権威のある独立の会計検査専門家が行う。加盟国政府からの会計検査専門家は、その職務について機関から報酬を受けない。もつとも、旅費及び滞在費については、理事会が定める条件に従い、機関から払戻しを受けることができる。

2　権威のある独立の会計検査の目的は、機関の会計規則で定める。会計検査を了した決算書及び貸借対照表は、理事会の承認を得るため次の通常会期に提出する。

3　会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、公表する。

第七章　価格、緩衝在庫及び補足措置

第二十六条　日ごとの価格及び指標価格

1　この協定の適用上、カカオ豆の価格として、日ごとの価格及び指標価格を用いるものとし、これらの価格は、それぞれ一トン当たりの特別引出権（ＳＤＲ）で表示する。

2　日ごとの価格は、4の規定の適用がある場合を除くほか、ロンドン・ココア定期市場及びニュー・ヨーク・コーヒー・砂糖・ココア取引所のロンドン・ココア定期市場の終了の時現在における最も期近の三の限月のカカオ豆の相場を日ごとに平均したものとする。ロンドン・ココア定期市場の価格は、ロンドン外国為替市場の終了の時における六箇月先物の為替相場を用いて、一トン当たりアメリカ合衆国ドル建てに換算する。アメリカ合衆国ドルで表されたロンド

ン及びニュー・ヨークの価格の平均は、国際通貨基金が公表するアメリカ合衆国ドルとSDRの適切な日ごとの公式換算率を用いてSDR建てに換算する。理事会は、これらの二のココア市場のうちのいずれか一方における相場が得られない場合又はロンドン外国為替市場が閉鎖された場合に用いる計算方法を決定する。次の三の限月への移行時期は、最も期近の当限月の直前の月の十五日とする。

3　指標価格は、連続した十市場日の日ごとの価格を平均したものとする。この協定において指標価格がいずれかの価格に等しいというとき、これを下回るというとき又はこれを上回るというときは、それぞれ、最近の連続した十市場日の日ごとの価格の平均が当該いずれかの価格に等しいこと、これを下回っていること又はこれを上回っていることをいう。

4　理事会は、日ごとの価格及び指標価格の決定に用いる方法として、この条に定める方法よりも優れていると認める他の方法があるときは、当該他の方法を特別多数票による議決で決定することができる。

第二十七条　価格

A　価格の構造

1　この協定の実施上、次の価格を設定する。

(a)　上方介入価格

一トン当たり二、二七〇SDR

(b)　上方任意介入価格

一トン当たり二、二一五SDR

(c)　中心価格

一トン当たり一、九三五SDR

(d)　下方任意介入価格

一トン当たり一、六五五SDR

(e)　下方介入価格

一トン当たり一、六〇〇SDR

B　年次検討及びフォール・バック方式

2　理事会は、各ココア年度において、その年度末にできる限り近い時点で、1の価格について検討を行う。理事会は、この検討を行うに当たり、ココアの価格、消費、生産及び在庫の動向、国際経済情勢又は国際通貨情勢の変化がココアの価格に及ぼす影響、緩衝在庫の資金状況、緩衝在庫の純運用量、一次産品総合計画に関する国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）の関連規定その他この協定の目的の達成に影響を及ぼす要因を適宜考慮に入れる。事務局長は、理事会がこれらの要因を検討することを補助するため、資料を提供する。

3　理事会は、特別多数票による議決で1の価格を改定することができる。

4　理事会がその会期の開始から十日以内に価格の改定の必要性又はその幅について合意することができず、かつ、価格の検討の時点で最近の二箇月間の指標価格の平均が上方介入価格を上回る場合又は下方介入価格を下回る場合であつて、次の(a)及び(b)の条件のいずれをも満たすときは、1の価格は、最近の十二箇月間の指標価格の平均が改定された上方介入価格又は下方介入価格より一トン当たり五十五SDR内側に位置するように、それぞれ上方又は下方のいずれかの方向に改定する。ただし、改定の幅が一トン当たり百十五SDRを超える場合には、改定の幅は、一トン当たり百十五SDRとする。この改定は、直ちに効力を生ずる。

(a)　最近の十二箇月間の指標価格の平均が上方介入価格を上回つているか又は下方介入価格を下回つていること。

(b)　最近の十二箇月間に緩衝在庫の運用と第三十九条及び第四十条に規定する補足措置とが同時に停止されていないこと。ただし、その停止には、7又は8の規定の適用による停止を含まない。

5　4の最近の二箇月間の指標価格の平均が上方介入価格を下回つている場合又は下方介入価格を上回つている場合には、1の価格は、改定しない。

6　第七十六条の規定は、Bの規定に基づく価格の改定については、適用しない。

C　特別の検討及び価格の改定

7　理事会は、この協定の効力発生の日又は価格の改定が行われた場合にあつては最後の改定が行われた日のいずれかの日から連続する六箇月を超えない期間中に緩衝在庫に係る純購入量が七万五千トンに達した場合はその都度、緩衝在庫の購入を停止するものとし、二十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない場合又は会期の開始から五作業日以内に決定が得られずかつ指標価格が下方介入価格を下回つている場合には、1の価格は、それぞれ一トン当り百十五SDRを減じた価格に改定するものとし、緩衝在庫の購入は、再開することができる。

8　理事会は、この協定の効力発生の日又は価格の改定が行われた場合にあつては最後の改定が行われた日のいずれかの日から連続する六箇月を超えない期間中に緩衝在庫に係る純売却量が七万五千トンに達した場合にはその都度、緩衝在庫の売却を停止するものとし、二十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない場合又は会期の開始から五作業日以内に決定が得られずかつ指標価格が上方介入価格を上回つている場合には、1の価格は、それぞれ一トン当たり百十五SDRを加えた価格に改定するものとし、緩衝在庫の売却は、再開することができる。

9　7又は8の規定に従つて価格の改定が行われた場合には、4の規定に基づく価格の改定は、行わない。ただし、理事会は、最後の改定が行われた日から十二箇月の後に特別会期を開催するものとし、1の価格の検討を行う。この検討を行うに当たつては、2から5までの規定を適用する。

10　第七十六条の規定は、Cの規定に基づく価格の改定については、適用しない。

第二十八条　換算係数

1　ココア製品のカカオ豆相当量を算出するための換算係数は、次のとおりとする。

カカオ脂	一・三三
ココアケーキ及びココア粉	一・一八
ココアペースト（ココアリカー）及びココアニブ	一・二五

理事会は、必要に応じ、ココアを含有するその他の製品をココア製品とする旨の決定を行うことができる。この1において換算係数が定められているココア製品以外のココア製品の換算係数は、理事会が定める。

2　理事会は、特別多数票による議決で1の換算係数を改定することができる。

第二十九条　ファイン・ココア又はフレーバー・ココア

1　第三十二条の規定にかかわらず、緩衝在庫の費用を賄うための課徴金の支払に関するこの協定の規定は、ファイン・ココア又はフレーバー・ココアのみを生産する附属書C1に掲げる加盟輸出国の輸出するファイン・ココア又はフレーバー・ココアについては、適用しない。

2　1の規定は、ファイン・ココア又はフレーバー・ココアを一部生産する附属書C2に掲げる加盟輸出国についても、同附属書2に掲げる生産割合を限度として適用する。残りの割合については、緩衝在庫の費用を賄うための課徴金の支払に関するこの協定の規定及びこの協定による他の制限を適用する。

3　理事会は、特別多数票による議決で附属書Cを修正することができる。

4　理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は輸出が急激に増加したと認める場合には、この協定の濫用又は回避が生じないようにするために適当な措置をとる。

5　加盟国は、自国の領域からのファイン・ココア又はフレーバー・ココアの輸出を許可するに先立ち、理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。加盟国は、自国の領域内へのファイン・ココア又はフレーバー・ココアの輸入を許可するに先立ち、理事会の認める証明書の提出を求めることを約束する。理事会は、特

別多数票による議決でこの5の規定の全部又は一部の適用を停止することができる。

第三十条　緩衝在庫の設置、総量及び所在地

1　この協定の目的を達成する手段として、国際緩衝在庫を設置する。緩衝在庫の総量は、千九百八十年の国際ココア協定から引き継いだ在庫を含め二十五万トンとする。第二十七条の規定の適用上、千九百八十年の国際ココア協定から引き継いだ在庫は、十万トンとする。理事会は、第七十五条の規定に基づきこの協定の有効期間を一年を超える期間延長することを決定する場合には、特別多数票による議決で緩衝在庫の総量を増加することができる。ただし、増加量は、カカオ豆相当量で十万トンを超えてはならない。

2　緩衝在庫管理官は、カカオ豆を購入し及び保有する。もつとも、理事会の決定する条件に従い、一万トンを限度としてココアペースト（ココアリカー）を購入し及び保有することができる。ココアペースト（ココアリカー）の購入及び保有に伴つて取引上又は保管上の問題が生じた場合には、理事会は、その問題につき次の通常会期において検討するためこの2の規定の適用を停止する。

3　管理官は、この協定の関係規定及び理事会の定める規則に従い、緩衝在庫を運用し、ココアを購入するとともにココアの在庫を良好な状態に維持し、ココアの在庫を良好な状態で売却し及び市場に悪影響を及ぼすことなくココアの荷を入れ替える責任を有する。

4　管理官は、定期市場において緩衝在庫を運用してはならない。

5　緩衝在庫に保有されているココアは、加盟国（主として加盟輸入国）のココアの取引又は加工に従事する買手に対し直接引き渡すことができるような加盟国内の場所に保管する。

第三十一条　緩衝在庫の費用の負担

1　緩衝在庫勘定は、緩衝在庫の運用に要する費用を賄うため、次条の規定によりココアの輸出又は輸入に課される課徴金の形態で定期の収入を受領する。

2　緩衝在庫管理官は、緩衝在庫の資金がその運用に要する費用を賄うために十分でないか又は十分でなくなると予想される場合には、その旨を事務局長に通報する。事務局長は、第三十九条に規定する補足措置の導入に関連する状況を考慮の上、理事会が三十日以内に会合を予定していない場合には、二十作業日以内に会合するよう理事会の特別会期を招集することができる。理事会は、特別多数票による議決で緩衝在庫の資金を補うために借入れ以外の理事会が適当と認める措置をとることができる。ただし、この措置は、一次産品のための共通基金に関連して生ずる場合を除くほか、いかなる義務的な政府拠出又は政府保証も含まない。

3　2の措置に関連するすべての費用は、緩衝在庫勘定により賄う。

4　管理官は、緩衝在庫の資金状況を事務局長及び理事会に常時通報する。

第三十二条　緩衝在庫の費用を賄うための課徴金

1　加盟国による最初の輸出又は輸入の際にココアに課される課徴金は、カカオ豆については一トン当たり四十五アメリカ合衆国ドル、ココア製品については第二十八条に定める換算係数又はその後理事会が特別多数票による議決で定めた換算係数を用いて算出したカカオ豆相当量に対し一トン当たり四十五アメリカ合衆国ドルとする。いかなる場合においても、課徴金は、二回以上課されることがない。この1の規定の適用上、加盟国が非加盟国から輸入するココアは、当該ココアが加盟国を原産地とするとの十分な証拠が得られない限り、当該非加盟国を原産地とするものとみなす。

2　理事会は、緩衝在庫のための課徴金について毎年検討するものとし、緩衝在庫に係る機関の資金及び債務を勘案して、特別多数票による議決で課徴金の額の変更又は課徴金の徴収の停止を決定することができる。

3　課徴金支払証明書は、理事会の定める規則に従つて発行する。規則を定めるに当たつては、ココア貿易上の利益を考慮に入れるものとし、規則は、特に代理人の使用及び課徴金の支払期限について規定する。

4　この条の規定に基づく課徴金の支払は、自由に交換することのできる通貨で行われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

5　この条のいかなる規定も、買手と売手が合意によりココアの供給に対する支払の条件を定める権利を害するものではない。

第三十三条　一次産品のための共通基金との関係

一次産品のための共通基金が活動を開始した場合には、理事会は、同基金の資金供与制度を十分に利用するため、一次産品のための共通基金を設立する協定に定める原則による同基金との提携の条件について交渉する権限及び特別多数票による議決で行う決定に基づきこの提携に必要な措置をとる権限を有する。

第三十四条　緩衝在庫勘定により賄う費用

1　緩衝在庫の運用及び維持に要する次の費用は、第三十一条に規定する定期の収入又はココアの売却代金をもつて賄う。

(a)　緩衝在庫管理官並びに緩衝在庫の運用及び維持の任に当たる他の職員に対する報酬並びに課徴金の徴収の管理及び監督に要する費用

(b)　本船渡しの地点から緩衝在庫の保管の地点までの輸送の費用及びこの輸送に係る保険料、保管（保管のために必要なくん蒸、運搬、保険、管理及び検査を含む。）の費用、ココアの荷の状態及び価値を維持するための荷の入替えに要する費用等の緩衝在庫制度に関連するその他の費用

2　第四十条に規定する凍結制度に関連する費用は、緩衝在庫勘定により賄う。

3　理事会は、凍結制度以外の補足措置であつて第三十九条に基づき導入することができるものに関連する費用を緩衝在庫勘定により賄うことを特別多数票による議決で決定することができる。

第三十五条　緩衝在庫の余剰資金の運用

1　緩衝在庫の資金のうち緩衝在庫の運用に要する費用を賄うために必要な資金以外の一時的な余剰資金は、理事会の定める規則に従い加盟輸出国及び加盟輸入国において適当に預託することができる。

2　1に規定する規則を定めるに当たつては、特に、緩衝在庫を完全に運用するために必要な流動性を確保すること及び資金の実質価値の維持が望ましいことを考慮に入れる。

第三十六条　緩衝在庫の購入

1　緩衝在庫管理官は、指標価格が下方任意介入価格を上回つている場合には、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、緩衝在庫に保有されているココアを品質の保全のため入れ替える必要がある限度においてのみ購入を行う。管理官は、理事会に対し、その承認を得るため入替えに関する計画を提出する。

2　管理官は、指標価格が下方任意介入価格に等しいか又はこれを下回つており、かつ、下方介入価格を上回つている場合には、第二十七条7の規定に従つて購入が停止されていない限り、下方介入価格を維持するために購入を行うことができる。

3　管理官は、指標価格が下方介入価格に等しい場合又はこれを下回つている場合には、第二十七条7の規定に従つて購入が停止されていない限り、指標価格が下方介入価格を上回るように購入を行う。

4　管理官は、原産地市場及び非原産地市場において購入を行うことができる。管理官は、実効的な先売権を確保するために理事会が定める規則に従い、加盟輸出国の売手に先売権を与える。

5　管理官は、認められた標準販売格付けのココアを百トン以上の量で購入する。購入されたココアは、機関の財産とし、その管理の下に置く。

6　管理官は、理事会の定める規則に従い、市場価格でココアを購入する。この規則は、取引の慣行を考慮したものとする。

7　管理官は、この協定に基づく自己の任務を遂行することができるように適当な記録を維持する。

第三十七条　緩衝在庫の売却

1　緩衝在庫管理官は、指標価格が上方任意介入価格を下回っている場合には、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、緩衝在庫に保有されているココアを品質の保全のため入れ替える必要がある限度においてのみ売却を行う。管理官は、理事会に対し、その承認を得るため入替えに関する計画を提出する。

2　管理官は、指標価格が上方任意介入価格に等しいか又はこれを上回っており、かつ、上方介入価格を下回っている場合には、第二十七条8の規定に従って売却が停止されていない限り、上方介入価格を維持するために売却を行うことができる。

3　管理官は、指標価格が上方介入価格に等しい場合又はこれを上回っている場合には、第二十七条8の規定に従って売却が停止されていない限り、第四十一条4の規定に従うことを条件として、指標価格が上方介入価格を下回るように売却を行う。

4　管理官は、理事会の定める規則に従い、市場価格でココアを売却する。この規則は、取引の慣行を考慮したものとする。

5　管理官は、売却を行う場合には、加盟国（主として加盟輸入国）のココアの取引又は加工に従事する企業及び機関に対し通常の取引経路を通じて売却する。

第三十八条　緩衝在庫の清算

1　この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定に置き替えられることとなる場合には、理事会は、緩衝在庫が引き続き機能を営むことができるようにするため、適当と認める措置をとる。

2　この協定が緩衝在庫に関する規定を含む新たな協定に置き替えられることなく終了する場合には、次の規定が適用される。

(a)　緩衝在庫へのココアの購入のための新規の契約は、行ってはならない。緩衝在庫管理官は、理事会がこの協定の効力発生の際に特別多数票による議決で定めた規則に従い、市況を勘案して緩衝在庫を処分する。もっとも、理事会は、この協定の終了に先立ち、特別多数票による議決でこの規則を修正することができる。管理官は、清算の費用に充てるため清算期間中いつでもココアを売却する権利を保持する。

(b)　売却代金及び緩衝在庫勘定の残高は、次の順序で次の支払に充てるために使用する。

(i)　清算の費用の支払

(ii)　緩衝在庫のために機関が負った債務及びその利子の支払

(c)　(b)の規定による支払の完了した後の残高は、千九百七十二年の協定及び千九百七十五年の協定に帰属する部分と千九百八十年の協定及びこの協定に帰属する部分とに区分するものとし、その区分は、それぞれの協定に基づき徴収された拠金又は課徴金の額に比例して行う。

(i)　千九百七十二年の協定及び千九百七十五年の協定に帰属する資金は、関係加盟輸出国に支払うものとし、その支払は、当該加盟輸出国の輸出について徴収された拠金の額に比例して行う。

(ii)　千九百八十年の協定及びこの協定に帰属する資金は、輸出について徴収された資金と輸入について徴収された資金とに区分する。輸出について徴収された資金は、関係加盟輸出国の間で分配するものとし、その分配は、それぞれの輸出について徴収された拠金又は課徴金の額に比例して行う。輸入について徴収された資金は、関係加盟輸入国の間で分配するものとし、その分配は、当該加盟輸入国の輸入について支払われた拠金又は課徴金の額に応じて行う。このようにして計算された欧州経済共同体の構成国全体としての持分の分配については、これらの構成国が、その定める基準に従い決定する。

3　(a)　清算を行う時点で緩衝在庫にあるココアは、理事会がこの協定の終了する前に定める規則に従い、売却する。この規則は、清算が十分な期間にわたって秩序ある方法で行われることを確保するようなものでなければならない。この規則には、清算期間において緩衝在庫の売却の十分かつ定期的な監督を理事会又はその目的のために理事会の設置した集団が行うことを規定する。

(b)　緩衝在庫のココアは、理事会がこの協定の終了の時までに(a)の規則又は清算の期間について決定を行っていない場合には、ココア取引の通常の慣行を考慮しつつ、ココア市場におけるココアの通常の流れを妨げることなく、市況を勘案したできる限り高い価格で売却する。この場合において、三年を超えない期間（十五万トンを超える量を清算する場合には、四年半を超えない期間）内での清算を目標とする。ただし、理事会がこの期間中に目標とする清算期間について別段の決定を行うときは、この限りでない。

第三十九条　補足措置の導入

1　指標価格が連続する五市場日の間下方介入価格に等しいか又はこれを下回っている場合であって、次のいずれかのときにおいては、理事会は、二十作業日以内に特別会期を開催する。

(a)　緩衝在庫に保有されているココアの量が緩衝在庫の総量の八十パーセントに達しているとき。

(b)　緩衝在庫の純資金の額がココアを三万トン購入するに足りる額のみとなったとき。

2　理事会は、この協定が目的としている価格の安定を促進するために必要と認める補足措置を特別多数票による議決で決定することができる。

3　理事会は、第四十条の凍結制度以外の措置を決定する場合には、同一の会期において、この措置が下方介入価格を維持するのに不十分であることが判明したときに凍結制度を実施するかしないかについて決定する。理事会が凍結制度の実施を決定する場合には、その条件についても決定する。

4　特別会期の開始後五市場日を経過した時点において理事会が2の決定を行わず、かつ、最近の連続する十五市場日の間指標価格が下方介入価格に等しいか又はこれを下回っている場合には、第四十条の凍結制度は、適用可能になる。

5　4の時点又はその後において最近の連続する十五市場日の間指標価格が下方介入価格に等しいか又はこれを下回っており、かつ、緩衝在庫の購入が停止されている場合には、凍結制度を実施する。緩衝在庫の購入は、緩衝在庫に保有されているココアの量が緩衝在庫の総量に達した場合又は緩衝在庫の純資金が枯渇した場合にのみ停止する。

6　理事会の次の通常会期までに5の条件が満たされない場合には、凍結制度を実施することとした決定について検討する。この決定は、理事会が別段の決定を行わない限り、継続する。

第四十条　凍結制度

1　凍結制度に基づき凍結されるココアの総量は、いかなる時点においても十二万トンを超えてはならない。

2　第三十九条の条件が満たされた場合には、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、附属書Aに掲げる加盟輸出国は、全体として、三万トンのカカオ豆を市場に供給せずに凍結することを約束する。

3　理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、1及び4の規定に従うことを条件として、連続する二十市場日の間指標価格が下方介入価格に等しいか又はこれを下回っている場合にはその都度、関係加盟輸出国は、更に一回につき三万トンのカカオ豆を凍結する。

4　理事会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、第三十九条1の条件が満たされていることを条件として、二回の凍結ごとに二回目の凍結が開始された後二十作業日以内に特別会期を開催する。理事会が何らの決定も行わない場合には、3の規定に従つて更に順次凍結が行われる。

5　各回のココアの凍結量は、関係加盟輸出国の間で配分するものとし、その配分は、ココア統計四半期報告において機関が数字を公表した最近の三ココア年度における年間輸出量の平均数量に比例して行う。

6　理事会は、加盟輸出国の間の配分をいつでも検討することができるものとし、また、関係加盟輸出国の要請により、その配分を改定することができる。

7　凍結制度に基づき凍結されるココアは、理事会が凍結制度に関する規則で定める六箇月を超えない期間内に、緩衝在庫に関する規則に規定する緩衝在庫のための承認された倉庫に預託する。

8　凍結制度に基づき凍結されるココアの品質並びにそのココアの保管及び入替えは、緩衝在庫に関する規則に定める品質基準に適合させる。

9　凍結されるココアの所有権は、関係加盟輸出国が保有する。

10　緩衝在庫管理官は、凍結制度に基づくココアの凍結、保管及び入替えを監督する責任を負う。凍結されるココアは、管理官の管理の下に置く。

11　凍結を監督し並びに入替え及び保管を管理するための運営費用は、緩衝在庫勘定により賄う。

12　緩衝在庫のための承認された倉庫に保管する凍結されるココアの輸送、保管及び入替えに要する費用は、次の条件で緩衝在庫勘定により賄う。

(a)　輸送及びその保険に要する費用については、緩衝在庫勘定から立替払をするものとし、凍結されたココアを第四十一条の規定に従つて放出する時に関係加盟生産国が償還する。

(b)　凍結されるココアを保管する時点から放出する時点までの間の保管及び入替えに要する費用に対しては、緩衝在庫勘定から資金を提供する。この資金の一トン当たりの額は、緩衝在庫に保有されているココアの保管及び入替えに要する平均費用の額を超えないものとし、理事会が毎年第二回通常会期において決定する。

13　加盟輸入国は、凍結制度が実施されている間は、非加盟国からのバルク・ココアの輸入量を凍結制度の実施前の三年間における非加盟国からの年間輸入量の平均数量内に制限するよう努める。

第四十一条　凍結したココアの放出

1　凍結制度が実施された後、連続する十市場日の間指標価格が中心価格に等しいか又はこれを上回つている場合には、凍結したココアのうち一万五千トンは、関係加盟輸出国に対し放出するものとし、これを凍結する当該国の義務は、終了する。

2　一回の放出の後、連続する十市場日の間指標価格が中心価格に等しいか又はこれを上回つている場合には、更に同一量の放出を行う。この放出は、次のいずれかのときまで繰り返す。

(a)　指標価格が中心価格を下回るとき。

(b)　すべての凍結されたココアが放出されたとき。

3　2に基づき放出する量は、指標価格が上方任意介入価格に等しいか又はこれを上回つている場合には、二倍の量とする。

4　緩衝在庫のココアの通常の売却に先立ち、すべての凍結されたココアを放出する。

5　理事会は、特別多数票による議決でこの条に定める放出のトン数及び頻度を変更することができる。

第四十二条　凍結制度の遵守

1　加盟国は、凍結制度についてこの協定に基づき自国が負う義務の完全な遵守を確保するため、必要なすべての措置をとる。理事会は、必要な場合には、加盟国に対し、この義務の履行のために追加の措置をとるよう要請することができる。

2　附属書Aに掲げる加盟輸出国は、秩序ある販売を行うこと及び凍結制度が実施される場合には常にこれを遵守することができるように、自国のココアの売却を規制することを約束する。このために、理事会は、各ココア年度の開始前に、予測し得る統計上の需給の差を基礎として第四十条1の限度内で翌年度に凍結が必要とされることがある最大のトン数を算定し、提示する。この場合において、緩衝在庫の総量までの残余の購入可能量及び緩衝在庫の使用可能な資金を考慮する。理事会は、この最大のトン数を基礎として関係加盟輸出国のそれぞれの指標凍結トン数を定める。理事会は、これらの加盟輸出国がココアを凍結する義務を履行することを補助するため、指標凍結トン数の算出及びその適用方法に係る規則を定める。

3　理事会は、できる限り早く、かつ、いかなる場合においてもこの協定の効力発生の後一年を経過するまでの間に、この協定の目的を達成する上での凍結制度の有効性を確保するため、凍結制度の運用、遵守及び管理のための規則を特別多数票による議決で定める。ただし、この規則は、凍結制度の実施前に締結された善意の契約の履行を妨げるものであつてはならない。

第四十三条　緩衝在庫の通常の購入の再開

1　凍結制度の実施中に緩衝在庫の資金状況が緩衝在庫管理官による三万トン以上のココアの購入を可能にするまでに改善されたときには、新たな凍結は、行わない。管理官は、緩衝在庫の通常の購入を再開するものとし、この購入は、緩衝在庫に保有されているココアの量が緩衝在庫の総量に達するまで又は緩衝在庫の資金が枯渇するまで行う。

2　関係加盟輸出国は、1の規定に従つて購入が再開される前に凍結することとしたココアに係るすべての自国の義務を引き続き遵守する。

3　凍結制度は、理事会が別段の決定を行わない限り、連続する五市場日の間指標価格が下方介入価格に等しいか又はこれを下回つている場合であつて、次のいずれかのときにおいては、凍結されたココアの量が凍結の総量に達していないことを条件として、自動的に再び実施する。

(a)　緩衝在庫に保有されているココアの量が緩衝在庫の総量に達したとき。

(b)　緩衝在庫の資金が枯渇したとき。

第四十四条　検討

1　理事会は、この協定が効力を有している間に、第四十条1の規定を除くほか、凍結制度に関する規定をいつでも検討し及び特別多数票による議決で改定することができる。

2　理事会は、凍結されたココアの量が第四十条1に定める凍結の総量に達した後も指標価格が下落し続ける場合には、このような事態を検討し及び他の措置について審議するために特別会期を開催する。

第四十五条　ココア経済における協議及び協力

1　理事会は、加盟国がココアに関する問題について専門家の意見を求めることを奨励する。

2　加盟国は、この協定に基づく義務の履行に当たり、確立した取引経路を尊重して活動するものとし、ココア経済のすべての部門の正当な利益に妥当な考慮を払う。

3　加盟国は、この協定の実施のために定められ

た規則を理由とする契約不履行の当否についてのココアの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、このような商事紛争の仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守するためにとった措置は、契約不履行の理由又は抗弁とはならない。

第八章　輸出量及び輸入量の報告並びに規制措置

第四十六条　輸出量及び輸入量の報告

1　事務局長は、理事会の定める規則に従い、加盟国のココアの輸出量及び輸入量の記録を維持する。

2　加盟国は、1に規定する記録の維持のため、仕向国別のココアの輸出量及び原産国別のココアの輸入量を理事会の定めるその他の資料とともに理事会の決定する間隔で事務局長に報告する。

3　事務局長は、第四十条の規定に従つて各加盟輸出国により凍結されたココアの量及び第四十一条の規定に従つて各加盟輸出国に対し放出されたココアの量の記録を維持する。

4　各関係加盟輸出国は、自国が凍結したココアの量を理事会の定めるその他の資料とともに毎月又は理事会の決定するその他の間隔で事務局長に報告する。

5　理事会は、この条の義務の不履行に対処するために必要と認める規則を定める。

第四十七条　規制措置

1　ココアを輸出する加盟国は、自国の関税地域からのココアの積出しの許可に先立ち、理事会の認める証明書及び該当するときは有効な課徴金支払証明書の提出を求めなければならない。ココアを輸入する加盟国は、自国の関税地域へのココアの輸入（加盟国からの輸入であるか非加盟国からの輸入であるかを問わない。）の許可に先立ち、理事会の認める証明書及び該当するときは有効な課徴金支払証明書の提出を求めなければならない。

2　加盟輸出国によるココアの輸出が人道的目的その他の非商業的目的のための輸出であると理事会が認める場合には、課徴金支払証明書を必要としない。理事会は、そのココアの積出しに関する適当な証明書の発給について措置をとる。

3　理事会は、特別多数票による議決で、課徴金支払証明書及び理事会の認める他の証明書について必要と認める規則を定める。

4　理事会は、ファイン・ココア又はフレーバー・ココアにつき、すべての関連要素を考慮に入れて、理事会の認める証明書に係る手続を簡素化するために必要と認める規則を定める。

5　理事会は、特別多数票による議決でこの条の規定の全部又は一部の適用を停止することができる。

第九章　供給及び需要

第四十八条　加盟国間の協力

1　加盟国は、ココア経済を可能な限り発展させることの重要性並びにこのため供給と需要との間の最良の均衡が確保されるように生産及び消費の活発な拡大を促進するための加盟国の努力を調整することの重要性を認識する。加盟国は、この目的を達成するため、理事会と十分に協力する。

2　理事会は、ココア経済の調和のとれた発展及び活発な拡大に対する障害となつているものを認定し、この障害を克服するための受諾可能かつ実行可能な措置を検討する。加盟国は、理事会の作成し勧告する措置を適用するよう努力する。

3　機関は、世界の現実の及び潜在的な消費量及び生産能力を最も信頼することのできる方法により算定するために必要な最新の入手可能な情報を常時収集する。加盟国は、この作業に関し機関と十分に協力する。

第四十九条　生産及び在庫

1　加盟輸出国は、前条の目的を達成するため、自国の生産を調整する計画を作成することができる。加盟輸出国は、この目的の達成のために採用する政策及び措置について責任を有するものとし、当該政策及び措置をできる限り定期的に理事会に報告するよう努力する。

2　理事会は、事務局長が少なくとも一年に一回提出する詳細な報告に基づき、一般的なココアの生産状況について検討するものとし、特に、この条の規定に照らして世界の供給の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、また、この条の規定の実施について理事会を補佐する委員会を設置することができる。

3　理事会は、世界の在庫の水準を毎年検討するものとし、その検討を基礎として必要な勧告を行う。このため、加盟国は、理事会がこの目的のために要求する情報を提供する。

第五十条　供給の保証及び市場への進出の機会の確保

1　加盟国は、この協定の目的が達成されるようにこれを考慮した貿易政策を実施する。加盟国は、特にココアの安定した供給及びココア市場への安定した進出の機会が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にとつて不可欠であることを認識する。

2　加盟輸出国は、この協定の定めるところにより、自国の開発の支障となる場合を除くほか、提供可能なココアの売却に対して人為的な制限は行わず、ココアの安定した供給が加盟輸入国の輸入者に対して確保されるような販売政策及び輸出政策を実施するよう努力する。

3　加盟輸入国は、この協定の定めるところにより、自国の行つた国際的な約束で認められる場合を除くほか、ココアの需要に対して人為的な制限を行わず、ココア市場への安定した進出の機会が輸出者に対して確保されるような政策を実施するようあらゆる努力を払う。

4　加盟国は、この条の規定の実施のために採用したすべての措置を理事会に通報する。

5　理事会は、この条の目的を達成するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、達成された成果を定期的に検討する。

第五十一条　消費及びその振興

1　加盟国は、自国の採用する手段及び方法によりココアの消費を増大させるよう努力する。

2　加盟国は、ココアの消費に関する国内法令及び情報をできる限り定期的に理事会に通報するよう努力する。

3　理事会は、事務局長の提出する詳細な報告に基づき、一般的なココアの消費状況について検討するものとし、特に、この条の規定に照らして世界の需要の動向を評価する。理事会は、その評価に基き加盟国に対して勧告を行うことができる。

4　理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方におけるココアの消費を増大させることを目的とする委員会を設置することができる。委員会の構成国は、消費振興計画に拠出する加盟国に限る。消費振興計画に要する費用は、加盟輸出国からの拠出金をもつて賄う。加盟輸入国は、資金面において貢献することができる。委員会は、加盟国の領域における消費振興計画の実施に先立ち、当該加盟国の同意を求める。

第五十二条　ココアの代替品

1　加盟国は、代替品の使用がココアの消費の増大を阻害するおそれのあることを認識する。加盟国は、ココアから作られたものでない物質を消費者に誤認させる目的をもつてココアの代わりに使用することを禁止するため、ココア製品及びチョコレートに関する法令を制定し又は必要に応じ改正することを合意する。

2　加盟国は、1の規定に基づく法令の制定又は改正に当たり、理事会、ココア製品・チョコレート規格委員会等の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。

3　理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために適当であると理事会が認める措置をとるよう勧告することができる。

4　事務局長は、ココアの代替品の状況及びこの条の規定の遵守状況に関する年次報告を理事会

に提出する。

第五十三条　科学的な研究及び開発

理事会は、ココアの生産、加工及び消費に関する科学的な研究及び開発並びに当該研究及び開発から得られた成果の普及及び実用化を奨励することができる。このため、理事会は、国際機関及び研究機関と協力することができる。

第十章　加工ココア

第五十四条　加工ココア

1　開発途上国が特に工業化及び製品の輸出(ココアの加工並びにココア製品及びチョコレートの輸出を含む。)によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることが認識される。前段との関連において、加盟輸出国及び加盟輸入国のココア経済に著しい損害が生じないようにすることの必要性が、また、認識される。

2　加盟国は、1について自国の利益が損なわれるおそれがあると認める場合には、他の関係加盟国と相互に満足すべき了解に達するため協議することができる。相互に満足すべき了解に達しなかった場合には、加盟国は、理事会に報告することができるものとし、理事会は、満足すべき了解が得られるようにあっせんを行う。

第十一章　加盟国と非加盟国との関係

第五十五条　非加盟国との商業的取引

1　加盟輸出国は、非加盟国にココアを売却する場合には、売却の条件を、同一の時点において加盟輸入国に提示するものよりも通常の貿易慣行に照らし買手にとって商業的に有利になるものとしないことを約束する。

2　加盟輸入国は、非加盟国からココアを購入する場合には、購入の条件を、同一の時点において加盟輸出国から受け入れるものよりも通常の貿易慣行に照らし売手にとって商業的に有利になるものとしないことを約束する。

3　理事会は、1及び2の規定の実施状況を定期的に検討するものとし、次条の規定に適合する適当な情報を提供するよう加盟国に要求することができる。

4　加盟国は、他の加盟国が1又は2の義務を履行しなかったと信ずる理由がある場合には、その旨を事務局長に通報することができるものとし、また、第六十一条の規定に基づく協議を要請し又は第六十三条の規定に基づき当該義務の不履行に係る苦情を理事会に付託することができる。

第十二章　情報及び研究

第五十六条　情報

1　機関は、次のものに関する情報の効率的な収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

(a)　世界におけるココアの生産、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計

(b)　適当と認める場合には、ココアの栽培、加工及び利用に関する技術

2　理事会は、加盟国に対し、他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほかに、理事会がその運営のために必要と認める情報(生産及び消費に係る政策、価格、輸出、輸入、在庫並びに課税に関する定期的報告を含む。)を提供するよう要求することができる。

3　加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、理由の説明を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、これに必要な措置をとることができる。

4　理事会は、各ココア年度において、当該各ココア年度におけるカカオ豆の生産量及び磨砕量の見積りを二回以上適当な時に公表する。

第五十七条　研究

理事会は、必要と認める範囲内において、ココアの生産及び流通の経済的条件(動向及び予測を含む。)、輸出国及び輸入国における政府の施策のココアの生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるココアの消費の増大の可能性並びにこの協定の実施のココアの輸出者及び輸入者に及ぼす影響(輸出者及び輸入者の交易条件に及ぼす影響を含む。)に関する研究を奨励するものとし、これらの研究の主題につき加盟国に対して勧告を行うことができる。理事会は、これらの研究の奨励のため国際機関その他の適当な機関と協力することができる。

第五十八条　年次検討及び年次報告

1　理事会は、各ココア年度の終了の後できる限り速やかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びこの協定の目的の達成の状況を検討する。理事会は、検討の後、加盟国に対しこの協定の実施の改善のための方法及び手段について勧告を行うことができる。

2　理事会は、年次報告を公表する。年次報告には、1の年次検討に関する事項を含める。

3　理事会は、適当と認める他の情報を公表することができる。

第十三章　義務の免除及び特別の救済措置

第五十九条　例外的な事態における義務の免除

1　理事会は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力又は信託統治制度の下で施政が行われている地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務によって加盟国の義務の免除が必要となる場合には、特別多数票による議決で免除を決定することができる。

2　理事会は、1の規定に基づき加盟国の義務を免除するに当たり、義務の免除される条件、期間及び理由を明示する。

3　理事会は、1の規定にかかわらず、加盟国の次の義務を免除してはならない。

(a)　第二十四条の規定に基づく分担金の支払の義務及び分担金を支払わない結果負う義務

(b)　第三十二条に規定する課徴金の支払を要求する義務

第六十条　特別の救済措置

開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害された場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)Ⅲ3に定めるところに従って適当な特別の救済措置をとることを検討する。

第十四章　協議、紛争及び苦情

第六十一条　協議

加盟国は、自国に対し他の加盟国がこの協定の解釈又は適用に関して行った申立てに十分かつ妥当な考慮を払うものとし、協議のための十分な機会を与える。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、適当な調停の手続を定める。この手続に係る費用は、機関の負担としない。この手続により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、協議に係る事案は、いずれかの当事国の要請により、次条の規定に従って理事会に付託することができる。

第六十二条　紛争

1　この協定の解釈又は適用に関する紛争であって当事国間で解決されないものは、当該紛争のいずれかの当事国の要請により、理事会に対し決定のため付託される。

2　紛争が1の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、総票数の三分の一以上を有する加盟国又は五の加盟国は、理事会に対し、理事会の決定に先立ち係争中の問題につき3の規定に従って構成される特別諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3(a)　特別諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i)　加盟輸出国の指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国の指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者（意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者）

(b) 加盟国の国民は、特別諮問委員会の構成員となることを妨げられない。

(c) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

4 特別諮問委員会の意見及び理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第六十三条　苦情及び理事会の措置

1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事案を検討し、当該事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、区分ごとの単純過半数票による議決で、違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、他の条（第七十三条を含む。）に明示的に規定する措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができる。

(a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国の他の権利（理事会又は委員会の役員に選出され又は役員の地位を保持する権利を含む。）をも停止すること。

4 加盟国は、3の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、この協定に基づく資金上の義務その他の義務を履行することについて引き続き責任を負う。

第十五章　公正な労働基準

第六十四条　公正な労働基準

加盟国は、国民の生活水準を向上させ、かつ、完全雇用を達成するため、関係国におけるコーア生産の各種の部門において雇用されている農業労働者及び工業労働者の双方につき、関係国の発展の段階に応じて公正な労働基準及び労働条件を維持するよう努力することを宣言する。

第十六章　最終規定

第六十五条　署名

この協定は、千九百八十六年九月一日から九月三十日まで、国際連合本部において、千九百八十年の国際コーア協定の締約政府及び千九百八十四年の国際連合コーア会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

第六十六条　寄託者

国際連合事務総長は、この協定の寄託者として指名される。

第六十七条　批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十六年十二月三十一日までに寄託者に寄託する。もつとも、千九百八十年の国際コーア協定の理事会又はこの協定の理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかつた署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受託書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

第六十八条　加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。

2 千九百八十年の国際コーア協定の理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協定の理事会の追認を得ることを条件として、1に規定する条件を定めることができる。

3 この協定の附属書のいずれにも掲げられていない国がこの協定に加入する場合には、理事会は、1に規定する条件を定めるに当たり、当該国がいずれの附属書に掲げられているものとみなされるかを決定する。

4 加入は、寄託者に加入書を寄託することによつて行う。

第六十九条　暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によつて定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を自国の憲法上の手続に従つて暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。通告を行う政府は、通告の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

2 この協定が効力を生ずる日から又はその特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する日までの間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第七十条　効力発生

1 この協定は、附属書Dに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属書Eに掲げるところにより輸入量の総計の六十五パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百八十六年十月一日までに又はその後のいずれかの日までに批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した場合には、千九百八十六年十月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。この協定は、暫定的に効力を生じている場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託により前段の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に基づいて確定的に効力を生ずるに至らない場合において、附属書Dに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属書Eに掲げるところにより輸入量の総計の六十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百八十六年十月一日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、千九百八十六年十月一日に暫定的に効力を生ずる。これらの政府は、暫定的加盟国としての地位を有する。

3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百八十六年十月一日までに満たされなかつた場合には、実行可能な最も早い時に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。これらの政府は、当該政府の定める日からこの協定の全部若しくは一部を当該政府の間で確定的に若しくは暫定的に発効させるか又は必要と認めるその他の措置を採択するかについて決定を行うことができる。ただし、この協定の市場介入措置に関する規定は、附属書Dに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出国を代表する五以上の輸出国が、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託者に寄託し又はこの協定が効力を生ずる日からこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者

に通告していない限り、効力を生じない。

4　1から3までの規定に従ってこの協定が効力を生じた後に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又は暫定的適用の通告を行う政府については、これらの文書は、寄託の日に効力を生ずるものとし、この通告は、前条1の規定に従って効力を生ずる。

第七十一条　留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第七十二条　脱退

1　加盟国は、寄託者に対して文書による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、脱退の通告を行った旨を直ちに理事会に通報する。

2　脱退は、寄託者が1の規定による通告を受領した後九十日で効力を生ずる。理事会は、脱退の結果この協定の加盟状況が第七十条1に規定する効力発生の要件を満たさないこととなる場合には、この事態を検討し及び適当な決定を行うため特別会期を開催する。この決定には、特別多数票による議決で、市場介入措置に関する規定の停止を含めることができる。

第七十三条　除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると第六十三条3の規定により認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、除名を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で加盟国でなくなる。

第七十四条　脱退する加盟国又は除名される加盟国に係る会計上の決済

1　理事会は、脱退する加盟国又は除名される加盟国について会計上の決済を行う。機関は、脱退する加盟国又は除名される加盟国が既に支払つた金額の払戻しはしないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十六条2の規定によりこの協定への参加を終止する締約国については、理事会は、公平と認める会計上の決済を行うことができる。

2　この協定から脱退し若しくは除名され又は他の理由によってこの協定への参加を終止した加盟国は、第三十八条の規定による緩衝在庫の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分の還付を受ける権利を有しない。ただし、その輸出及び非加盟国からの輸入について第三十二条1の規定の適用を受けた加盟国は、この協定の効力発生の時から一年を経過した後に寄託者に対し脱退について十二箇月以上の事前の通告を行ったことを条件として、緩衝在庫が第三十八条の規定により清算される時に、緩衝在庫の資金の持分の還付を受ける権利を有する。

第七十五条　有効期間、延長及び終了

1　この協定は、効力発生の後第三の完全なココア年度が終了する時まで効力を有する。ただし、3の規定に基づいて有効期間の延長がされる場合又は4の規定に基づいて一層早く終了する場合は、この限りでない。

2　理事会は、この協定が効力を有している間に、この協定に代わる協定が1の第三ココア年度の終了する時又は3の規定に基づいて理事会の決定する延長期間の終了する時に効力を生ずるように、特別多数票による議決で、この協定に代わる協定について交渉することを決定することができる。

3　理事会は、1の第三ココア年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定の全部又は一部の有効期間を二ココア年度延長することができる。理事会は、この二ココア年度の終了前に、特別多数票による議決で、この協定の全部又は一部の有効期間を更に一ココア年度延長することができる。理事会は、延長を寄託者に通告する。

4　理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。ただし、第三十一条1及び第三十二条の規定に基づく加盟国の義務は、緩衝在庫に係る債務が履行される時まで継続する。理事会は、その決定を寄託者に通告する。

5　理事会は、この協定のいかなる方法による終了の後も、機関の清算、会計上の決済及び資産の処分を行うために必要な期間存続するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

6　第七十二条2の規定にかかわらず、この条の規定に基づいて有効期間の延長がされたこの協定に参加することを希望しない加盟国は、その旨を理事会に通報する。当該加盟国は、延長期間の開始の時からこの協定の締約国でなくなる。

第七十六条　改正

1　理事会は、特別多数票による議決で締約国に対しこの協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後百日目の日又は理事会が特別多数票による議決で決定する一層遅い日に、効力を生ずる。理事会は、改正の受諾の通告期限を定めることができる。この期限までに改正の効力発生の要件が満たされなかつた場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。

2　加盟国は、この協定の改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかった場合には、同日にこの協定への参加を終止する。ただし、理事会が当該加盟国による国内手続の完了を可能にするため当該加盟国の受諾の通告期限を延長することを決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

3　理事会は、この協定の改正の勧告が採択された後直ちに、改正の写しを寄託者に送付する。理事会は、寄託者に対し、受領した受諾の通告が改正の効力発生の要件を満たすものであるかないかを決定するために必要な情報を提供する。

第七十七条　補足規定及び経過規定

1　この協定は、千九百八十年の国際ココア協定に代わる協定とする。

2　千九百八十年の国際ココア協定に基づいて機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるものがとつた措置でこの協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、この日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き効力を有する。

3　千九百七十二年の国際ココア協定、千九百七十五年の国際ココア協定及び千九百八十年の国際ココア協定に基づいて積み立てられた緩衝在庫の資金は、この協定の緩衝在庫勘定に繰り入れる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。

千九百八十六年七月二十五日にジュネーヴで、ひとしく正文であるアラビア語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。この協定の中国語の正文は、寄託者が作成の上、採択のためすべての署名国及びこの協定に加入した政府に提示する。

附属書A　バルク・ココアの年間平均輸出量が一万トン以上である生産国

ブラジル
カメルーン
象牙海岸
ドミニカ共和国
ガーナ

マレイシア
メキシコ
ナイジェリア
トーゴ

附属書B　バルク・ココアの年間輸出量が一万トン未満である生産国

アンゴラ
ベナン
ボリヴィア
コロンビア
コンゴー
コスタ・リカ
キューバ
赤道ギニア
フィジー
ガボン
グァテマラ
ハイティ
ホンデュラス
インド
リベリア
ニカラグア
パプア・ニューギニア
ペルー
フィリピン
サントメ・プリンシペ
シエラ・レオーネ
ソロモン諸島
ウガンダ
タンザニア連合共和国
ヴァヌアツ
ザイール

附属書C　ファイン・ココア又はフレーバー・ココアの生産国

1　ファイン・ココア又はフレーバー・ココアのみを輸出する生産国

ドミニカ
エクアドル
グレナダ
インドネシア
ジャマイカ
マダガスカル
パナマ
セント・ルシア
セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島
サモア
スリ・ランカ
スリナム
トリニダッド・トバゴ
ヴェネズエラ

2　ファイン・ココア又はフレーバー・ココアを一部輸出する生産国

コスタ・リカ　二五パーセント
サントメ・プリンシペ　五〇パーセント
パプア・ニューギニア　七五パーセント

附属書D　第七十条の規定の適用のため計算したココアの輸出量（注a）

国名（注b）	一九八二―一九八三年度（千トン）	一九八三―一九八四年度（千トン）	一九八四―一九八五年度（千トン）	平均（千トン）	百分率
象牙海岸	三六三・六	四一四・二	五五九・七	四四五・八四	三三・三八
ブラジル	二七二・七	三〇二・五	三三六・六	三〇三・九三	二二・七六
ガーナ	一七七・五	一五三・四	一八一・六	一七〇・八三	一二・七九
ナイジェリア	二三五・五	一一七・八	一二七・四	一六〇・二三	一二・〇〇
カメルーン	一〇四・二	一一一・一	一一四・七	一一〇・〇〇	八・二四
マレイシア	六五・八	九七・三	九二・二	八五・〇七	六・三七
ドミニカ共和国	三五・七	三七・一	三五・二	三六・〇〇	二・六九
トーゴー	九・四	一六・五	九・九	一一・九三	〇・八九
メキシコ	一九・四	九・一	六・六	一一・七〇	〇・八八
合計	一、二八三・八	一、二五九・〇	一、四六三・八	一、三三五・五三	一〇〇・〇〇

出所　国際ココア機関事務局。主としてココア統計四半期報告（ロンドン）に基づく。

注a　カカオ豆の純輸出量と第二十八条に定める換算係数によりカカオ豆相当量に換算したココア製品の純輸出量との合計の千九百八十二―千九百八十三年度から千九百八十三―千九百八十四年度までの三年間の平均数量

注b　バルク・ココアの年間平均輸出量が一万トン以上である生産国

附属書E　第七十条の規定の適用のため計算したココアの輸入量（注a）

国名（注b）	一九八二―一九八三年度（千トン）	一九八三―一九八四年度（千トン）	一九八四―一九八五年度（千トン）	平均（千トン）	百分率
アメリカ合衆国	四三六・九	四〇五・七	四七八・三	四四〇・三	二一・五〇
ドイツ連邦共和国	二三六・八	二五三・一	二九四・五	二六一・五	一三・三六
オランダ	二〇一・四	二一六・九	二三四・一	二一七・五	一一・一一
ソヴィエト社会主義共和国連邦	一六九・四	一八八・九	二一五・四	一九一・二	九・七七
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	一一八・六	一三〇・九	一四八・〇	一三二・五	六・七七
フランス	五五・五	六二・三	五七・六	五八・五	二・九五
日本国	五四・八	四九・一	六八・七	五七・五	二・九四
イタリア	四九・一	五七・二	六四・一	五六・八	二・九〇
ベルギー＝ルクセンブルグ	四〇・四	三八・九	三八・六	三九・三	二・〇一
スペイン	三二・五	三八・〇	四二・二	三七・六	一・九二
カナダ	三二・三	三二・八	三二・七	三二・六	一・六七
スイス	四一・六	二二・三	二四・五	二九・五	一・五一
シンガポール	二三・三	二三・六	二五・五	二四・一	一・二三
オーストラリア	一九・九	二二・六	二七・九	二三・五	一・二〇
ドイツ民主共和国	一八・四	一六・五	二四・一	一九・七	一・〇一
ポーランド	一八・九	一八・八	一九・六	一九・一	〇・九八
オーストリア	一七・一	一八・三	一八・七	一八・〇	〇・九二
チェッコスロヴァキア	一五・〇	一五・七	一七・二	一六・〇	〇・八二
スウェーデン					

ハンガリー	一三・二	一五・四	一六・一	一四・九	〇・七六
中国	一四・〇	一三・三	一五・〇	一四・一	〇・七二
アルゼンティン	一一・〇	一六・八	一四・三	一四・〇	〇・七二
ユーゴースラヴィア	八・九	九・二	一八・二	一二・一	〇・六二
アイルランド	八・〇	一〇・三	一二・五	一〇・三	〇・五三
ギリシャ	九・三	九・一	九・三	九・二	〇・四七
南アフリカ	八・六	一〇・五	七・九	九・〇	〇・四六
ノールウェー	七・八	八・七	八・一	八・二	〇・四二
フィンランド	七・二	八・四	七・一	七・六	〇・三九
ブルガリア	五・七	七・〇	九・〇	七・二	〇・三七
デンマーク	六・六	七・二	七・三	七・〇	〇・三六
ニュー・ジーランド	六・八	七・九	四・一	六・三	〇・三二
イスラエル	五・五	五・四	六・三	五・七	〇・二九
ルーマニア	六・七	五・〇	四・〇	五・二	〇・二七
フィリピン（注c）	一一・六	二・六	〇・七	五・〇	〇・二五
大韓民国	四・七	四・七	四・六	四・七	〇・二四
トルコ	四・一	三・六	五・九	四・五	〇・二三
ポルトガル	三・五	三・九	三・九	三・八	〇・一九
エジプト	二・一	三・〇	四・三	三・一	〇・一〇
チリ	一・一	一・四	二・三	一・六	〇・〇八
シリア・アラブ共和国	一・八	〇・九	一・七	一・五	〇・〇七
アルジェリア	一・二	一・三	一・八	一・四	〇・〇七
テュニジア	一・〇	一・七	一・一	一・三	〇・〇六
イラク	一・四	一・一	〇・九	一・一	〇・〇六
ウルグァイ	〇・八	〇・九	一・〇	〇・九	〇・〇五
タイ	〇・六	〇・九	一・一	〇・九	〇・〇四
エル・サルヴァドル	〇・六	〇・七	〇・六	〇・六	〇・〇三
ケニア	〇・三	〇・五	〇・九	〇・六	〇・〇三
レバノン	〇・六	〇・六	〇・七	〇・六	〇・〇三
イラン	〇・四	〇・六	〇・六	〇・五	〇・〇三
アイスランド	〇・五	〇・四	〇・四	〇・四	〇・〇二
モロッコ	〇・四	〇・四	〇・三	〇・四	〇・〇二
リビア	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・〇一
サイプラス	〇・一	〇・二	〇・二	〇・二	〇・〇一
香港	〇・二	〇・二	〇・三	〇・二	〇・〇一
ジョルダン	〇・三	〇・二	〇・二	〇・二	〇・〇一
マルタ	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・〇一
ジンバブエ	〇・二	〇・二	〇・一	〇・二	〇・〇一
クウェイト	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇・〇一
サウディ・アラビア	〇・一	〇・一	〇・二	〇・一	〇・〇一
合計（注d）	一、八五一・八	一、八九四・九	二、一二三・八	一、九五六・八	一〇〇・〇〇

出所　国際ココア機関事務局。主としてココア統計四半期報告（ロンドン）に基づく。

注a　カカオ豆の純輸入量と第二十八条に定める換算係数によりカカオ豆相当量に換算したココア製品の総輸入量との合計の千九百八十二年―千九百八十三年度から千九百八十四年―千九百八十五年度までの三年間の平均数量

注b　年間輸入量が百トン以上の国

注c　フィリピンは、輸出国となる資格も有する。

注d　合計は、当該各欄の各国別の輸入量を合計したものとは、四捨五入のため、一致しない場合がある。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約を改正する議定書

締約国は、

千九百七十一年二月二日にラムサールで作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（以下「条約」という。）の効果的な実施のためには締約国の数を増加させることが不可欠であることを考慮し、

条約の正文の追加が条約への一層広範な参加を促進することを認識し、

更に、条約が改正の手続について規定していないために、必要と認める条約の改正を行うことが困難となっていることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第十条と第十一条との間に次の一条を加える。

第十条の二

1　この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従い招集される締約国の会合において改正することができる。

2　いずれの締約国も、改正を提案することができる。

3　改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府（以下「事務局」という。）に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から三箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。

4　事務局は、締約国の三分の一以上が書面による要請をした場合には、3の規定に従って通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。

5　改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

6　採択された改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後四番目の月の初日に、改正を受諾した締約国につい

て効力を生ずる。締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後四番目の月の初日に効力を生ずる。

第二条

条約第十二条の次の末文中「解釈に相違がある場合には、英文による。」を「これらは、すべてひとしく正文とする。」に改める。

第三条

条約の原本のフランス語による正文を改訂したものをこの議定書の附属書とする。

第四条

この議定書は、パリにある国際連合教育科学文化機関本部において千九百八十二年十二月三日から署名のために開放しておく。

第五条

1　条約第九条2に規定する国は、次のいずれかの方法によりこの議定書の締約国となることができる。

(a)　批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b)　批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c)　加入すること。

2　批准、受諾、承認又は加入は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託することによつて行う。

3　この議定書が効力を生じた後条約の締約国となる国は、条約第九条に規定する署名又は批准書若しくは加入書の寄託を行う時点において異なる意思を表明しない限り、この議定書によつて改正された条約の締約国とみなす。

4　条約の締約国となることなくこの議定書の締約国となる国は、この議定書が当該国について効力を生じた日からこの議定書によつて改正された条約の締約国とみなす。

第六条

1　この議定書は、この議定書が署名のために開放された日に条約の締約国である国の三分の二が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准し、受諾し、承認し若しくは加入した日の後四番目の月の初日に効力を生ずる。

2　この議定書が効力を生じた日の後前条1及び2に定める方法によりこの議定書の締約国となる国については、この議定書は、これらの国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准し、受諾し、承認し若しくは加入した日に効力を生ずる。

3　この議定書が署名のために開放された日と効力を生ずる日との間に、前条1及び2に定める方法によりこの議定書の締約国となる国については、この議定書は、1に定める日に効力を生ずる。

第七条

1　英語及びフランス語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、それぞれの正文の認証謄本をこの議定書に署名し又はこの議定書の加入書を寄託したすべての国に送付する。

2　寄託者は、条約のすべての締約国並びにこの議定書のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。

(a)　この議定書の署名

(b)　この議定書の批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c)　この議定書の加入書の寄託

(d)　この議定書の効力発生の日

3　寄託者は、この議定書が効力を生じたときは、国際連合憲章第百二条の規定により、この議定書を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十二年十二月三日にパリで作成した。

(署名欄は省略)

附属書　原本のフランス語による正文の改訂版

"CONVENTION RELATIVE AUX ZONES HUMIDES D'IMPORTANCE INTERNATIONALE PARTICULIEREMENT COMME HABITATS DES OISEAUX D'EAU

LES PARTIES CONTRACTANTES,

RECONNAISSANT L'INTERDEPENDANCE DE L'HOMME ET DE SON ENVIRONNEMENT,

CONSIDERANT LES FONCTIONS ECOLOGIQUES FONDAMENTALES DES ZONES HUMIDES EN TANT QUE REGULATEURS DU REGIME DES EAUX ET EN TANT QU'HABITATS D'UNE FLORE ET D'UNE FAUNE CARACTERISTIQUES ET, PARTICULIEREMENT, DES OISEAUX D'EAU,

CONVAINCUS QUE LES ZONES HUMIDES CONSTITUENT UNE RESSOURCE DE GRANDE VALEUR ECONOMIQUE, CULTURELLE, SCIENTIFIQUE ET RECREATIVE, DONT LA DISPARITION SERAIT IRREPARABLE,

DESIREUSE D'ENRAYER, A PRESENT ET DANS L'AVENIR, LES EMPIETEMENTS PROGRESSIFS SUR CES ZONES HUMIDES ET LA DISPARITION DE CES ZONES,

RECONNAISSANT QUE LES OISEAUX D'EAU, DANS LEURS MIGRATIONS SAISONNIERES, PEUVENT TRAVERSER LES FRONTIERES ET DOIVENT, PAR CONSEQUENT, ETRE CONSIDERES COMME UNE RESSOURCE INTERNATIONALE,

PERSUADEES QUE LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES, DE LEUR FLORE ET DE LEUR FAUNE PEUT ETRE ASSUREE EN CONJUGUANT DES POLITIQUES NATIONALES A LONG TERME A UNE ACTION INTERNATIONALE COORDONNEE,

SONT CONVENUES DE CE QUI SUIT:

ARTICLE PREMIER

1. Au sens de la presente Convention, les zones humides sont des etendues de marais, de fagnes, de tourbieres ou d'eaux naturelles ou artificielles, permanentes ou temporaires, où l'eau est stagnante ou courante, douce, saumâtre ou salee, y compris des etendues d'eau marine dont la profondeur a maree basse n'excede pas six metres.

2. Au sens de la presente Convention, les oiseaux d'eau sont les oiseaux dont l'existence depend, ecologiquement, des zones humides.

ARTICLE 2

1. Chaque Partie contractante devra designer les zones humides appropriees de son territoire a inclure dans la liste des zones humides d'importance internationale, appelee ci-apres "la liste", et qui est tenue par le Bureau institue en vertu de l'article 8. Les limites de chaque zone humide devront etre decrites de facon precise et reportees sur une carte, et elles pourront inclure des zones de rives ou de côtes adjacentes a la zone humide et des îles ou des etendues d'eau marine d'une profondeur superieure a six metres a maree basse, entouree par la zone humide, particulierement lorsque ces zones, îles ou etendues d'eau ont de l'importance en tant qu'habitat des oiseaux d'eau.

2. Le choix des zones humides a inscrire sur la liste devrait etre fonde sur leur importance internationale au point de vue ecologique, botanique, zoologique, limnologique ou hydrologique. Devraient etre inscrites, en premier lieu, les zones humides ayant une importance internationale pour les oiseaux d'eau en toutes saisons.

3. L'inscription d'une zone humide sur la liste est faite sans prejudice des droits exclusifs de souverainete de la Partie contractante sur le territoire de laquelle elle se trouve situee.

4. Chaque Partie contractante designe au moins une zone humide a inscrire sur la liste au moment de signer la Convention ou de deposer son instrument de ratification ou d'adhesion, conformement aux dispositions de l'article 9.

5. Toute Partie contractante a le droit d'ajouter a la liste d'autres zones humides situees sur son territoire, d'etendre celles qui sont deja inscrites, ou pour des raisons pressantes d'interêt national, de retirer de la liste ou de reduire l'etendue des zones humides deja inscrites et, le plus rapidement possible, elle informe de ces modifications l'organisation ou le gouvernement responsable des fonctions du Bureau permanent specifiees par l'article 8.

6. Chaque Partie contractante tient compte de ses engagements, sur le plan international, pour la conservation, la gestion, et l'utilisation rationnelle des populations migratrices d'oiseaux d'eau, tant lorsqu'elle designe les zones humides de son territoire a inscrire sur la liste que lorsqu'elle exerce son droit de modifier ses inscriptions.

ARTICLE 3

1. Les Parties contractantes elaborent et appliquent leurs plans d'amenagement de façon a favoriser la conservation des zones humides inscrites sur la liste et, autant que possible, l'utilisation rationnelle des zones humides de leur territoire.

2. Chaque Partie contractante prend les dispositions necessaires pour etre informee des que possible des modifications des caracteristiques ecologiques des zones humides situees sur son territoire et inscrites sur la liste, qui se sont produits, ou sont en train ou susceptibles de se produire, par suite d'evolutions technologiques, de pollution ou d'une autre intervention humaine. Les informations sur de telles modifications seront transmises sans delai a l'organisation ou au gouvernement responsable des fonctions du Bureau permanent specifiees a l'article 8.

ARTICLE 4

1. CHAQUE PARTIE CONTRACTANTE FAVORISE LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES ET DES OISEAUX D'EAU EN CREANT DES RESERVES NATURELLES DANS LES ZONES HUMIDES, QUE CELLES-CI SOIENT OU NON INSCRITES SUR LA LISTE, ET POURVOIT DE FAÇON ADEQUATE A LEUR SURVEILLANCE.

2. LORSQU'UNE PARTIE CONTRACTANTE, POUR DES RAISONS PRESSANTES D'INTERÊT NATIONAL, RETIRE UNE ZONE HUMIDE INSCRITE SUR LA LISTE OU EN REDUIT L'ETENDUE, ELLE DEVRAIT COMPENSER AUTANT QUE POSSIBLE TOUTE PERTE DE RESSOURCES EN ZONES HUMIDES ET, EN PARTICULIER, ELLE DEVRAIT CREER DE NOUVELLES RESERVES NATURELLES POUR LES OISEAUX D'EAU ET POUR LA PROTECTION, DANS LA MÊME REGION OU AILLEURS, D'UNE PARTIE CONVENABLE DE LEUR HABITAT ANTERIEUR.

3. LES PARTIES CONTRACTANTES ENCOURAGENT LA RECHERCHE ET L'ECHANGE DE DONNEES ET DE PUBLICATIONS RELATIVES AUX ZONES HUMIDES, A LEUR FLORE ET A LEUR FAUNE.

4. LES PARTIES CONTRACTANTES S'EFFORCENT, PAR LEUR GESTION, D'ACCROÎTRE LES POPULATIONS D'OISEAUX D'EAU SUR LES ZONES HUMIDES APPROPRIEES.

5. LES PARTIES CONTRACTANTES FAVORISENT LA FORMATION DE PERSONNEL COMPETENT POUR L'ETUDE, LA GESTION ET LA SURVEILLANCE DES ZONES HUMIDES.

ARTICLE 5

LES PARTIES CONTRACTANTES SE CONSULTENT SUR L'EXECUTION DES OBLIGATIONS DECOULANT DE LA CONVENTION, PARTICULIEREMENT DANS LE CAS D'UNE ZONE HUMIDE S'ETENDANT SUR LES TERRITOIRES DE PLUS D'UNE PARTIE CONTRACTANTE OU LORSQU'UN BASSIN HYDROGRAPHIQUE EST PARTAGE ENTRE PLUSIEURS PARTIES CONTRACTANTES. ELLES S'EFFORCENT EN MÊME TEMPS DE COORDONNER ET DE SOUTENIR LEURS POLITIQUES ET REGLEMENTATIONS PRESENTES ET FUTURES RELATIVES A LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES, DE LEUR FLORE ET DE LEUR FAUNE.

ARTICLE 6

1. LES PARTIES CONTRACTANTES ORGANISENT, LORSQU'IL EST NECESSAIRE, DES CONFERENCES SUR LA CONSERVATION DES ZONES HUMIDES ET DES OISEAUX D'EAU.

2. CES CONFERENCES ONT UN CARACTERE CONSULTATIF ET ELLES ONT NOTAMMENT COMPETENCE:

A) POUR DISCUTER DE L'APPLICATION DE LA CONVENTION,

B) POUR DISCUTER D'ADDITIONS ET DE MODIFICATIONS A APPORTER A LA LISTE,

C) POUR EXAMINER LES INFORMATIONS SUR LES MODIFICATIONS DES CARACTERISTIQUES ECOLOGIQUES DES ZONES HUMIDES INSCRITES DANS LA LISTE FOURNIES EN EXECUTION DU PARAGRAPHE 2 DE L'ARTICLE 3,

D) POUR FAIRE DES RECOMMANDATIONS, D'ORDRE GENERAL OU PARTICULIER, AUX PARTIES CONTRACTANTES, AU SUJET DE DE LA CONSERVATION, DE LA GESTION ET DE L'UTILISATION RATIONNELLE DES ZONES HUMIDES, DE LEUR FLORE ET DE LEUR FAUNE,

E) POUR DEMANDER AUX ORGANISMES INTERNATIONAUX COMPETENTS D'ETABLIR DES RAPPORTS ET DES STATISTIQUES SUR LES SUJETS A CARACTERE ESSENTIELLEMENT INTERNATIONAL CONCERNANT LES ZONES HUMIDES.

3. LES PARTIES CONTRACTANTES ASSURENT LA NOTIFICATION AUX RESPONSABLES, A TOUS LES NIVEAUX, DE LA GESTION DES ZONES HUMIDES, DES RECOMMANDATIONS DE TELLES CONFERENCES RELATIVES A LA CONSERVATION, A LA GESTION ET A L'UTILISATION RATIONNELLE DES ZONES HUMIDES ET DE LEUR FLORE ET DE LEUR FAUNE, ET ELLES PRENNENT EN CONSIDERATION CES RECOMMANDATIONS.

ARTICLE 7

1. LES PARTIES CONTRACTANTES DEVRAIENT INCLURE DANS LEUR REPRESENTATION A CES CONFERENCES DES PERSONNES AYANT LA QUALITE D'EXPERTS POUR LES ZONES HUMIDES OU LES OISEAUX D'EAU DU FAIT DES CONNAISSANCES ET DE L'EXPERIENCE ACQUISES PAR DES FONCTIONS SCIENTIFIQUES, ADMINISTRATIVES OU PAR D'AUTRES FONCTIONS APPROPRIEES.

2. CHACUNE DES PARTIES CONTRACTANTES REPRESENTEES A UNE CONFERENCE DISPOSE D'UNE VOIX, LES RECOMMANDATIONS ETANT ADOPTEES A LA MAJORITE SIMPLE DES VOTES EMIS, SOUS RESERVE QUE LA MOITIE AU MOINS DES PARTIES CONTRACTANTES PRENNENT PART AU SCRUTIN.

ARTICLE 8

1. L'UNION INTERNATIONALE POUR LA CONSERVATION DE LA NATURE ET DE SES RESSOURCES ASSURE LES FONCTIONS DU BUREAU PERMANENT EN VERTU DE LA PRESENTE CONVENTION, JUSQU'AU MOMENT OÙ UNE AUTRE ORGANISATION OU UN GOUVERNEMENT SERA DESIGNE PAR UNE MAJORITE DES DEUX TIERS DE TOUTES LES PARTIES CONTRACTANTES.

2. LES FONCTIONS DU BUREAU PERMANENT SONT, NOTAMMENT:

A) D'AIDER A CONVOQUER ET A ORGANISER LES CONFERENCES VISEES A L'ARTICLE 6,

B) DE TENIR LA LISTE DES ZONES HUMIDES D'IMPORTANCE INTERNATIONALE, ET RECEVOIR DES PARTIES CONTRACTANTES LES INFORMATIONS PREVUES PAR LE PARAGRAPHE 5 DE L'ARTICLE 2, SUR TOUTES ADDITIONS, EXTENSIONS, SUPPRESSIONS OU DIMINUTIONS, RELATIVES AUX ZONES HUMIDES INSCRITES SUR LA LISTE,

C) DE RECEVOIR DES PARTIES CONTRACTANTES LES INFORMATIONS PREVUES CONFORMEMENT AU PARAGRAPHE 2 DE L'ARTICLE 3 SUR TOUTES MODIFICATIONS DES CONDITIONS ECOLOGIQUES DES ZONES HUMIDES INSCRITES SUR LA LISTE,

D) DE NOTIFIER A TOUTES LES PARTIES CONTRACTANTES TOUTE MODIFICATION DE LA LISTE, OU TOUT CHANGEMENT DANS LES CARACTERISTIQUES DES ZONES HUMIDES INSCRITES, ET PRENDRE LES DISPOSITIONS POUR QUE CES QUESTIONS SOIENT DISCUTEES A LA PROCHAINE CONFERENCE,

E) D'INFORMER LA PARTIE CONTRACTANTE INTERESSEE DES RECOMMANDATIONS DES CONFERENCES EN CE QUI CONCERNE LES MODIFICATIONS A LA LISTE OU LES CHANGEMENTS DANS LES CARACTERISTIQUES DES ZONES HUMIDES INSCRITES.

ARTICLE 9

1. LA CONVENTION EST OUVERTE A LA SIGNATURE POUR UNE DUREE INDETERMINEE.

2. TOUT MEMBRE DE L'ORGANISATION DES NATIONS UNIES, DE L'UNE DE SES INSTITUTIONS SPECIALISEES, OU DE L'AGENCE INTERNATIONALE DE L'ENERGIE ATOMIQUE, OU TOUTE PARTIE AU STATUT DE LA COUR INTERNATIONALE DE JUSTICE PEUT DEVENIR PARTIE CONTRACTANTE A CETTE CONVENTION PAR:

A) SIGNATURE SANS RESERVE DE RATIFICATION,

B) SIGNATURE SOUS RESERVE DE RATIFICATION, SUIVIE DE LA RATIFICATION,

c) ADHESION.

3. LA RATIFICATION OU L'ADHESION SERONT EFFECTUEES PAR LE DEPÔT D'UN INSTRUMENT DE RATIFICATION OU D'ADHESION AUPRES DU DIRECTEUR GENERAL DE L'ORGANISATION DES NATIONS UNIES POUR L'EDUCATION, LA SCIENCE ET LA CULTURE (CI-APRES APPELEE LE "DEPOSITAIRE").

ARTICLE 10

1. LA CONVENTION ENTRERA EN VIGUEUR QUATRE MOIS APRES QUE SEPT ETATS SERONT DEVENUS PARTIES CONTRACTANTES A LA CONVENTION CONFORMEMENT AUX DISPOSITIONS DU PARAGRAPHE 2 DE L'ARTICLE 9.

2. PAR LA SUITE, LA CONVENTION ENTRERA EN VIGUEUR, POUR CHACUNE DES PARTIES CONTRACTANTES, QUATRE MOIS APRES LA DATE DE SA SIGNATURE SANS RESERVE DE RATIFICATION, OU DU DEPÔT DE SON INSTRUMENT DE RATIFICATION OU D'ADHESION.

ARTICLE 11

1. LA CONVENTION RESTERA EN VIGUEUR POUR UNE DUREE INDETERMINEE.

2. TOUTE PARTIE CONTRACTANTE POURRA DENONCER LA CONVENTION APRES UNE PERIODE DE CINQ ANS APRES LA DATE A LAQUELLE ELLE SERA ENTREE EN VIGUEUR POUR CETTE PARTIE, EN EN FAISANT PAR ECRIT LA NOTIFICATION AU DEPOSITAIRE. LA DENONCIATION PRENDRA EFFET QUATRE MOIS APRES LE JOUR OÙ LA NOTIFICATION EN AURA ETE RECUE PAR LE DEPOSITAIRE.

ARTICLE 12

1. LE DEPOSITAIRE INFORMERA AUSSITÔT QUE POSSIBLE TOUS LES ETATS AYANT SIGNE LA CONVENTION OU Y AYANT ADHERE:

A) DES SIGNATURES DE LA CONVENTION,

B) DES DEPÔTS D'INSTRUMENTS DE RATIFICATION DE LA CONVENTION,

C) DES DEPÔTS D'INSTRUMENTS D'ADHESION A LA CONVENTION,

D) DE LA DATE D'ENTREE EN VIGUEUR DE LA CONVENTION,

E) DES NOTIFICATIONS DE DENONCIATION DE LA CONVENTION.

2. LORSQUE LA CONVENTION SERA ENTREE EN VIGUEUR, LE DEPOSITAIRE LA FERA ENREGISTRER AU SECRETARIAT DES NATIONS UNIES CONFORMEMENT A L'ARTICLE 102 DE LA CHARTE.

EN FOI DE QUOI LES SOUSSIGNES, DÛMENT MANDATES A CET EFFET, ONT SIGNE LA PRESENTE CONVENTION.

FAIT A RAMSAR LE 2 FEVRIER 1971 EN UN SEUL EXEMPLAIRE ORIGINAL DANS LES LANGUES ANGLAISE, FRANÇAISE, ALLEMANDE ET RUSSE, LE TEXTE ANGLAIS SERVANT DE REFERENCE EN CAS DE DIVERGENCE D'INTERPRETATION, LEQUEL EXEMPLAIRE SERA CONFIE AU DEPOSITAIRE QUI EN DELIVRERA DES COPIES CERTIFIEES CONFORMES A TOUTES LES PARTIES CONTRACTANTES."

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正

第二十四条を次のように改める。

第二十四条

理事会は、三十二の加盟国が任命した三十二人で構成する。保健総会は、第四十四条により設置された各地域的機関から三以上の加盟国を選挙することを条件として、かつ、衡平な地理的配分を考慮して、理事会の理事を任命する権利を有する加盟国を選挙する。これらの加盟国は、それぞれ、理事会に対して、保健の分野において技術的資格を有する者を派遣しなければならない。この者は、代理及び顧問を帯同することができる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条

前条の加盟国は、三年の任期で選挙されるものとし、再選されることができる。ただし、理事会の構成員の数を三十一から三十二に増加するこの憲章の改正が効力を生じた後に開催される最初の保健総会の会期において選挙された加盟国のうち

ち、追加として選挙された加盟国の任期は、必要な場合には、各地域的機関から毎年少なくとも一の加盟国が選挙されることを容易にする期間に短縮する。

昭和六十二年四月十一日印刷　昭和六十二年四月十三日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局　C